令和 6 年 12 月

市川市議会定例会会議録

令和 6年 11月 29日　開会
令和 6年 12月 16日　閉会

市 川 市 議 会

目　　次

第１日　11 月 29 日（金曜日）

○議事日程（第１号）…… 1

○会議に付した事件（20件）…… 1

○出席議員（42名）…… 2

○欠席議員（なし）…… 3

○説明のため出席した者の職氏名…… 3

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… 4

○開会・開議…… 5

○議長報告

・執行機関に対する出席要求…… 5

○会議録署名議員指名…… 5

○議長報告

・資格審査特別委員の辞任及び選任…… 5

・議会運営委員の辞任及び選任…… 5

○日程第１　会期の件…… 5

○日程第２　日程第27号　市川市税条例の一部改正について

日程第３　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について

日程第５　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について

日程第６　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）

日程第７　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第８　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第10　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について

日程第11　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について

日程第12　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第13　報告第31号　専決処分の承認を求めることについて

日程第14　報告第32号　専決処分の報告について

日程第15　報告第33号　専決処分の報告について

日程第16　報告第34号　専決処分の報告について

日程第17　報告第35号　専決処分の報告について

日程第18　報告第36号　専決処分の報告について

日程第19　報告第37号　専決処分の報告について

日程第20　報告第38号　専決処分の報告について

（一括議題）

・提案説明
市　　長　　田　　中　　甲……　5
・代表質問
1．公　　明　　党　　大　　場　　諭……　7
（補足質問者）　　宮　　本　　均
市　民　部　長　　吉　田　一　弘
福　祉　部　長　　鷺　沼　　敏
学校教育部長　　藤　井　義　康
危　機　管　理　監　　本　住　　敏
街づくり部長　　小　塚　眞　康
道路交通部長　　米　崎　勝　則
総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
スポーツ部長　　鎌　形　秀　昭
行　徳　支　所　長　　秋　本　賢　一
企　画　部　長　　小　川　広　行
環　境　部　長　　佐　原　達　雄
こ　ど　も　部　長　　山　室　繁　央
・発言の訂正（危機管理監）……　２０
・答弁
危　機　管　理　監　　本　住　　敏
大　　場　　諭（再）……　２１
道路交通部長　　米　崎　勝　則
危　機　管　理　監　　本　住　　敏
総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
○休　憩……　２４
○開　議……　２４
宮　　本　　均……　２４
スポーツ部長　　鎌　形　秀　昭
行　徳　支　所　長　　秋　本　賢　一
市　　長　　田　中　　甲
2．市　民　ク　ラ　ブ　　中　町　け　い……　２９
選挙管理委員会事務局長　　荒　井　義　光
市　民　部　長　　吉　田　一　弘
こ　ど　も　部　長　　山　室　繁　央
学校教育部長　　藤　井　義　康
福　祉　部　長　　鷺　沼　　隆
危　機　管　理　監　　本　住　　敏
○散　会……　４６

第２日　12月２日（月曜日）

○議事日程（第２号）…… ４７
○会議に付した事件（19件）…… ４７
○出席議員（42名）…… ４８
○欠席議員（なし）…… ４９
○説明のため出席した者の職氏名…… ４９
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… ５０
○開　議…… ５１

○日程第１　日程第27号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について
日程第４　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について
日程第５　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
日程第６　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
日程第10　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について
日程第11　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第12　報告第31号　専決処分の承認を求めることについて
日程第13　報告第32号　専決処分の報告について
日程第14　報告第33号　専決処分の報告について
日程第15　報告第34号　専決処分の報告について
日程第16　報告第35号　専決処分の報告について
日程第17　報告第36号　専決処分の報告について
日程第18　報告第37号　専決処分の報告について
日程第19　報告第38号　専決処分の報告について

（一括議題）

○議事進行に関する発言
越　川　雅　史…… ５１
議　長　稲　葉　健　二…… ５１
○発言の訂正（市長）…… ５１
○発言の訂正（大場　諭）…… ５２
・代表質問
３．創　生　市　川　加　藤　武　央…… ５２
生涯学習部長　板　垣　道　佳
スポーツ部長　鎌　形　秀　昭
道路交通部長　米　崎　勝　則

環　境　部　長　　佐　原　達　雄
街づくり部長　　小　塚　眞　康
保　健　部　長　　横　山　京　子
財　政　部　長　　田　中　雅　之
副　市　長　　松　丸　多　一

○休　憩……　７４
○開　議……　７５
４．日本共産党　　清　水　みな子……　７５
財　政　部　長　　田　中　雅　之
危機管理監　　本　住　　敏
環　境　部　長　　佐　原　達　雄
経済観光部長　　根　本　泰　雄
行徳支所長　　秋　本　賢　一
総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
道路交通部長　　米　崎　勝　則
○散　会……　８８

第３日　12月３日（火曜日）

○議事日程（第３号）……　８９
○会議に付した事件（19件）……　８９
○出席議員（42名）……　９０
○欠席議員（なし）……　９１
○説明のため出席した者の職氏名……　９１
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……　９２
○開　議……　９３
○発言の訂正（行徳支所長）……　９３
○日程第１　日程第27号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について
日程第４　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について
日程第５　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
日程第６　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
日程第10　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について
日程第11　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第12　報告第31号　専決処分の承認を求めることについて

日程第13　報告第32号　専決処分の報告について
日程第14　報告第33号　専決処分の報告について
日程第15　報告第34号　専決処分の報告について
日程第16　報告第35号　専決処分の報告について
日程第17　報告第36号　専決処分の報告について
日程第18　報告第37号　専決処分の報告について
日程第19　報告第38号　専決処分の報告について

（一括議題）

・代表質問
5．自由民主の会　加藤圭一……93
財政部長　田中雅之
管財部長　湯本明男
情報管理部長　川島俊介
こども部長　山室繁央
福祉部長　鷲沼隆
スポーツ部長　鎌形秀昭
環境部長　佐原達雄
6．チームいちかわ　丸金ゆきこ……108
危機管理監　本住敏
学校教育部長　藤井義康
福祉部長　鷲沼隆
総務部長　蛸島和紀
こども部長　山室繁央
○休　憩……115
○開　議……115
○議事進行に関する発言
とくたけ純平……115
議長　稲葉健二……115
○発言の取消し（加藤圭一）……115
丸金ゆきこ（再）……116
危機管理監　本住敏
学校教育部長　藤井義康
福祉部長　鷲沼隆
総務部長　蛸島和紀
○委員会付託（議案第27～37号）……123
○採決（報告第31号）
・承認……123
○請願の委員会付託……123
○散　会……123

第４日　12月９日（月曜日）

○議事日程（第４号）……１２５
○会議に付した事件（13件）……１２５
○出席議員（42名）……１２５
○欠席議員（なし）……１２７
○説明のため出席した者の職氏名……１２７
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……１２７
○開　議……１２９
○日程第１　日程第27号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について
日程第４　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について
日程第５　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
日程第６　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
日程第10　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について
日程第11　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
（一括議題）
・委員長報告
健康福祉委員長　西村　敦……１２９
環境文教委員長　石原　たかゆき……１３０
建設経済委員長　小山田　なおと……１３２
総務委員長　国松　ひろき……１３３
・討論
越川　雅史（議案第29号に反対、31号に賛成）……１３５
・各可決……１３６
○日程第12　請願第６－７号　日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める請願
・委員長報告
総務委員長　国松　ひろき……１３８
・不採択……１３９
○日程第13　一般質問
１．国松　ひろき……１３９
⑴第１庁舎開庁後の経過及び課題について
⑵介護福祉行政（ケアマネジャー、高齢者サポートセンター、ケアプランデータ連携システム）について

⑶下水道行政（現在の普及率及び課題）について
管　財　部　長　湯　本　明　男
福　祉　部　長　鷲　沼　　隆
下　水　道　部　長　森　田　敏　裕
○休　憩……１５３
○開　議……１５３
２．野　口　じゅん……１５３
⑴本市の公共建築物（市川市八幡市民交流館、市川市斎場、次期クリーンセンター、宮田小学校、（仮称）信篤複合施設）の整備について
市　民　部　長　吉　田　一　弘
保　健　部　長　横　山　京　子
環　境　部　長　佐　原　達　雄
学校教育部長　藤　井　義　康
管　財　部　長　湯　本　明　男
３．冨　家　薫……１６２
⑴自然の保全と再生について
⑵デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて
⑶本市におけるフードリボンプロジェクトの取組について
⑷学校支援実践講座について
環　境　部　長　佐　原　達　雄
行徳支所長　秋　本　賢　一
経済観光部長　根　本　泰　雄
こ　ど　も　部　長　山　室　繁　央
学校教育部長　藤　井　義　康
○散　会……１７３

第５日　12 月 10 日（火曜日）

○議事日程（第５号）……１７５
○会議に付した事件（１件）……１７５
○出席議員（41名）……１７５
○欠席議員（１名）……１７６
○説明のため出席した者の職氏名……１７６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……１７７
○開　議……１７８
○日程第１　一般質問
４．廣　田　徳　子……１７８
⑴市民活動の推進と公平性について
⑵保育行政（保育園運営費、保育士確保対策）について
⑶「市町村こども計画」策定の進捗状況について

⑷令和６年８月２日に設立された新湾岸道路有識者委員会に関する市の認識について
⑸（仮称）押切・湊橋事業の市民周知に対する市の関わり方について
⑹環境行政（自然共生サイトに認定されるメリット）について
市　民　部　長　吉　田　一　弘
こ　ど　も　部　長　山　室　繁　央
道　路　交　通　部　長　米　崎　勝　則
環　境　部　長　佐　原　達　雄
５．つかこし　たかのり……１９０
⑴あんしん住宅助成制度について
⑵防犯カメラ及びカメラ付防犯灯を設置する考えについて
⑶宮久保５丁目22番・25番地先の浸水対策について
⑷宮久保６丁目市民広場の活用について
⑸いちかわＧＩＧＡスクール構想について
⑹学校施設における市民等の利用について
⑺次期クリーンセンター整備・運営事業について
街　づ　く　り　部　長　小　塚　眞　康
下　水　道　部　長　森　田　敏　裕
管　財　部　長　湯　本　明　男
学　校　教　育　部　長　藤　井　義　康
環　境　部　長　佐　原　達　雄
○休　憩……２００
○開　議……２０１
６．堀　内　しんご……２０１
⑴公共施設整備について
⑵道路標示について
⑶デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて
⑷姉妹都市ガーデナ市との交流について
⑸小学校区防災拠点訓練について
⑹本市オリジナルのイラストの活用について
市　民　部　長　吉　田　一　弘
こ　ど　も　部　長　山　室　繁　央
道　路　交　通　部　長　米　崎　勝　則
経　済　観　光　部　長　根　本　泰　雄
ス　ポ　ー　ツ　部　長　鎌　形　秀　昭
危　機　管　理　監　本　住　敏
市　長　公　室　長　後　藤　貴　志
７．青　山　ひろかず……２１２
⑴南消防署の建て替えについて
⑵大型ごみのリユースについて

⑶行徳駅前周辺の無電柱化について
⑷グリーンスローモビリティーについて
⑸市指定無形民俗文化財「行徳の神輿文化と祭礼」について
消防局長　角田誠司
環境部長　佐原達雄
道路交通部長　米崎勝則
生涯学習部長　板垣道佳
副市長　松丸多一
市長　田中甲
○休　憩……２２０
○開　議……２２０
８．西村敦……２２０
⑴ヤングケアラー支援について
⑵（仮称）押切・湊橋の事業進捗と行徳駅前通りの無電柱化について
⑶小学校進学に伴う「小１の壁」に対する本市の取組について
福祉部長　鷲沼隆
こども部長　山室繁央
道路交通部長　米崎勝則
学校教育部長　藤井義康
総務部長　蛸島和紀
○散　会……２２９

第６日　12 月 11 日（水曜日）

○議事日程（第６号）……２３１
○会議に付した事件（１件）……２３１
○出席議員（41名）……２３１
○欠席議員（１名）……２３２
○説明のため出席した者の職氏名……２３２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……２３３
○開　議……２３４
○日程第１　一般質問
９．小山田　なおと……２３４
⑴こども行政（市川市子どもの貧困対策計画、未就学の医療的ケア児の通園支援）について
⑵福祉行政（認知症になっても住みやすいまちづくり、チームオレンジ）について
⑶市川市動植物園について
⑷道路行政（市道0233号の道路拡幅に伴う課題）について
こども部長　山室繁央
学校教育部長　藤井義康
福祉部長　鷲沼隆

経 済 観 光 部 長　　根　　本　　泰　　雄
道 路 交 通 部 長　　米　　崎　　勝　　則
10. 川　　畑　　い つ こ……２４６
⑴不妊治療の支援について
⑵学校給食のない長期休業中における、子どもたちへの食の支援について
⑶在宅介護サービス利用時の介護サービス事業所と利用者間の課題に関する市の認識について
こ ど も 部 長　　山　　室　　繁　　央
環 境 部 長　　佐　　原　　達　　雄
福 祉 部 長　　鷺　　沼　　　　隆
○休　憩……２５６
○開　議……２５６
11. 久 保 川　　隆　　志……２５６
⑴児童福祉行政（こどもの発達相談、通所受給者証）について
⑵環境・清掃行政（蛍光ランプの製造廃止、プラスチックごみ削減、ごみ指定袋、ごみ集積所）について
⑶誰もが投票しやすい環境づくりについて
こ ど も 部 長　　山　　室　　繁　　央
環 境 部 長　　佐　　原　　達　　雄
選挙管理委員会事務局長　　荒　　井　　義　　光
12. 沢　　田　　あ き ひ と……２６６
⑴認知症の高齢者に関する社会保障
⑵子育て環境の充実
福 祉 部 長　　鷺　　沼　　　　隆
こ ど も 部 長　　山　　室　　繁　　央
生 涯 学 習 部 長　　板　　垣　　道　　佳
○休　憩……２７８
○開　議……２７８
13. や な ぎ　　美 智 子……２７８
⑴救急医療体制について
⑵公共施設のＡＥＤについて
⑶浸水対策について
⑷上下水道施設の耐震化について
保 健 部 長　　横　　山　　京　　子
下 水 道 部 長　　森　　田　　敏　　裕
○散　会……２８９

第７日　12 月 12 日（木曜日）

○議事日程（第７号）……２９１
○会議に付した事件（１件）……２９１

○出席議員（42名）…… ２９１
○欠席議員（なし）…… ２９２
○説明のため出席した者の職氏名…… ２９２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… ２９３
○開　議…… ２９４
○日程第１　一般質問
14. 石　　崎　　ひ で ゆ き…… ２９４
⑴民間建築物のアスベスト対策に係る本市の関わりについて
⑵福栄４丁目市有地の医療的ケア者等に対応する生活介護事業所等に関するサウンディング型市場調査について
⑶令和６年度市川市児童発達支援・放課後等デイサービス事業所合同説明会について
⑷選挙事務（選挙管理委員会事務局職員の過度な残業、職員の応援体制と手当て）について
⑸本市の開庁時間と職員の勤務時間について
環　境　部　長　　佐　原　達　雄
街 づ く り 部 長　　小　塚　眞　康
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
こ　ど　も　部　長　　山　室　繁　央
選挙管理委員会事務局長　　荒　井　義　光
総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
15. 浅　　野　　さ　　ち…… ３０４
⑴保健行政（女性の健康づくり、市川市国民健康保険第３期データヘルス計画）について
⑵公共交通不便地に対する取組について
保　健　部　長　　横　山　京　子
道 路 交 通 部 長　　米　崎　勝　則
○休　憩…… ３１５
○開　議…… ３１５
16. ほ と だ　　ゆ う な…… ３１５
⑴安心・安全なまちづくり（防犯カメラの設置、通学路等の安全対策）について
⑵保育行政（保育施設における保育士の確保、保育施設の今後のあり方）について
⑶子どもの人権について
市　民　部　長　　吉　田　一　弘
学 校 教 育 部 長　　藤　井　義　康
こ　ど　も　部　長　　山　室　繁　央
17. 石　　原　　た か ゆ き…… ３２６
⑴スポーツ施設等におけるＡＥＤの設置状況について
⑵不登校児童生徒の支援について
⑶多様化した学校の課題に対し、学校の裁量で対応できる予算の導入に関する進捗状況について
ス ポ ー ツ 部 長　　鎌　形　秀　昭
学 校 教 育 部 長　　藤　井　義　康

○休　憩……３３７
○開　議……３３７
18．中　　村　　よ　し　お……３３７
⑴行徳地区の課題（わくわくバス、ネズミ被害、行徳支所敷地内スペース）について
⑵駅前広場の整備について
⑶カラス被害防止条例の運用について
道　路　交　通　部　長　　米　　崎　　勝　　則
環　　境　　部　　長　　佐　　原　　達　　雄
行　徳　支　所　長　　秋　　本　　賢　　一
○散　会……３４８

第８日　12 月 13 日（金曜日）

○議事日程（第８号）……３５１
○会議に付した事件（１件）……３５１
○出席議員（42名）……３５１
○欠席議員（なし）……３５２
○説明のため出席した者の職氏名……３５２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……３５３
○開　議……３５４
○発言の訂正（中村よしお）……３５４
○発言の訂正（道路交通部長）……３５４
○日程第１　一般質問
19．石　　原　　み　さ　子……３５４
⑴商店会の活性化について
⑵道の駅「いちかわ」の治安対策について
⑶「市川のなし」を守る取組について
経　済　観　光　部　長　　根　　本　　泰　　雄
街　づ　く　り　部　長　　小　　塚　　眞　　康
20．と　く　た　け　　純　　平……３６２
⑴路線バス減便の現状と本市の認識について
⑵市立中学校における修学旅行について
⑶自衛官募集事務について
⑷アライグマの防除について
道　路　交　通　部　長　　米　　崎　　勝　　則
学　校　教　育　部　長　　藤　　井　　義　　康
市　　民　　部　　長　　吉　　田　　一　　弘
危　機　管　理　監　　本　　住　　　　敏

環　境　部　長　　佐　原　達　雄
経 済 観 光 部 長　　根　本　泰　雄
○休　憩……３７６
○開　議……３７６
21. 太　田　丈　之……３７６
⑴新型コロナワクチン予防接種について
⑵インフルエンザ予防接種について
⑶予防接種健康被害救済制度について
⑷学校給食について
⑸選挙（投票時の本人確認、なりすまし投票のチェック体制）について
保　健　部　長　　横　山　京　子
学 校 教 育 部 長　　藤　井　義　康
選挙管理委員会事務局長　　荒　井　義　光
22. 門　田　直　人……３８４
⑴本八幡駅北口駅前地区市街地再開発
⑵市内在住の生活困窮者への対応
⑶市内在住の外国人への支援
⑷奨学金の現状、課題及びその対策
⑸議員と記者が持つ情報のギャップ
街 づ く り 部 長　　小　塚　眞　康
福　祉　部　長　　鷺　沼　　隆
学 校 教 育 部 長　　藤　井　義　康
市 長 公 室 長　　後　藤　貴　志
○休　憩……３９２
○開　議……３９２
23. 越　川　雅　史
⑴道の駅いちかわにおける騒音被害を踏まえた同施設の運営に係る現状、課題及び解決策について
⑵市民や市議会を軽視しているかのような事業展開となっているデジタル地域通貨「ＩＣＨＩＣＯ」に関する市の見解について
⑶『既決議案に係る申し出』に係る報告に対する市長の認識及び今後の対応について
⑷執行機関の長としての発言のあり方に関する市長の認識及び市長の発言に関する理事者の認識について
経 済 観 光 部 長　　根　本　泰　雄
総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
市 長 公 室 長　　後　藤　貴　志
企　画　部　長　　小　川　広　行
副　市　長　　松　丸　多　一
下 水 道 部 長　　森　田　敏　裕
副　市　長　　本　間　和　義
○散　会……４０４

第９日　12 月 16 日（月曜日）

○議事日程（第９号）……４０５
○会議に付した事件（５件）……４０５
○出席議員（41名）……４０５
○欠席議員（１名）……４０６
○説明のため出席した者の職氏名……４０６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……４０７
○開　議……４０８
○発言の訂正（選挙管理委員会事務局長）……４０８
○発言の訂正（門田直人）……４０８
○日程第１　一般質問
24. にしむた　　勲……４０８
⑴本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業について
⑵千葉県の決定した水道料金値上げに対する本市の認識について
⑶京葉ガス株式会社と共同設立予定の（仮称）市川市新電力会社について
⑷公益通報制度について
⑸公文書管理について
⑹塩浜２丁目市有地活用事業について
街づくり部長　小塚眞康
企画部長　小川広行
下水道部長　森田敏裕
環境部長　佐原達雄
総務部長　蛸島和紀
スポーツ部長　鎌形秀昭
25. 大久保　たかし……４２１
⑴市立学校の校門の電子錠について
⑵まちづくり（都市再開発の方針）について
⑶外国人に対する生活保護について
生涯学習部長　板垣道佳
街づくり部長　小塚眞康
福祉部長　鷺沼隆
○日程第２　発議第17号　最低賃金を引き上げるために中小企業への支援強化を求める意見書の提出について
日程第３　発議第18号　郵便等による不在者投票の対象者を要介護３以上に拡充することを求める意見書の提出について
（一括議題）
・各否決……４２９
○日程第４　委員会の閉会中継続審査の件……４２９

○日程第５　委員会の閉会中継続調査の件……４２９
○閉議・閉会……４３０

――――――――――・――――――――――

○委員会審査報告書……４３１
○閉会中継続審査申し出書……４３５
○閉会中継続調査申し出書……４３６
○会議録署名議員……４３７

第　　1　　日

令和６年 11 月 29 日（金曜日）

令和６年 12 月市川市議会定例会議事日程（第１号）

令和６年 11 月 29 日（金曜日）午前 10 時開議

第１　会期の件
第２　議案第27号　市川市税条例の一部改正について
第３　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第４　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について
第５　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について
第６　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
第７　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第８　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第９　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
第10　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
第11　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について
第12　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
第13　報告第31号　専決処分の承認を求めることについて
第14　報告第32号　専決処分の報告について
第15　報告第33号　専決処分の報告について
第16　報告第34号　専決処分の報告について
第17　報告第35号　専決処分の報告について
第18　報告第36号　専決処分の報告について
第19　報告第37号　専決処分の報告について
第20　報告第38号　専決処分の報告について

（代表質問）　公　　明　　党　大場　諭議員、宮本　均議員
　　市 民 ク ラ ブ　中町けい議員

本日の会議に付した事件

日程第１　会期の件
日程第２　議案第27号　市川市税条例の一部改正について
日程第３　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について
日程第５　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について
日程第６　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
日程第７　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第８　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第10　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
日程第11　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について

日程第12　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第13　報告第31号　専決処分の承認を求めることについて
日程第14　報告第32号　専決処分の報告について
日程第15　報告第33号　専決処分の報告について
日程第16　報告第34号　専決処分の報告について
日程第17　報告第35号　専決処分の報告について
日程第18　報告第36号　専決処分の報告について
日程第19　報告第37号　専決処分の報告について
日程第20　報告第38号　専決処分の報告について
（代表質問）　公　明　党　大場　諭議員、宮本　均議員
市 民 ク ラ ブ　中町けい議員

出 席 議 員　　42 名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲

石	崎	ひでゆき
堀	内	しんご
細	田	伸一
青	山	ひろかず
石	原	みさ子
宮	本	均
大	場	諭
稲	葉	健二
小	泉	文人
石	原	よしのり
増	田	好秀
越	川	雅史
中	山	幸紀
松	永	鉄兵
竹	内	清海
加	藤	武央
岩	井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦
スポーツ部長	鎌形	秀昭
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	根本	泰雄
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆

保健部長	横山	京子	
環境部長	佐原	達雄	
街づくり部長	小塚	眞康	
道路交通部長	米崎	勝則	
下水道部長	森田	敏裕	
行徳支所長	秋本	賢一	
消防局長	角田	誠司	
選挙管理委員会事務局長	荒井	義光	
農業委員会事務局長	藤城	久保	
会計管理者	岩井	滴	
教育次長	小倉	貴志	
生涯学習部長	板垣	道佳	
学校教育部長	藤井	義康	

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝広	
事務局次長	町田	茂幸	
議事課長	米津	孝成	
（議事担当）			
主幹	宮嶋	茂	
主査	大場	辰磨	
主任	北川	陽介	
主任書記	高栁	陽一	
主任書記	三澤	啓成	
主任書記	伊藤	祥太	
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝文	
主査	岡澤	英康	
主任	青木	聖也	
主任	関口	舞	
主任	荒木	智貴	

会　　議

午前10時開会・開議

○稲葉健二議長　ただいまから令和６年12月市川市議会定例会を開会いたします。

○稲葉健二議長　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○稲葉健二議長　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、ほとだゆうな議員及び小泉文人議員を指名いたします。

○稲葉健二議長　この際、御報告申し上げます。

去る10月２日、門田直人議員から資格審査特別委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、資格審査特別委員に欠員を生じましたので、委員会条例第８条第１項の規定により、新たに石原よしのり議員を議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

次に、去る11月15日、沢田あきひと議員から議会運営委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会運営委員に欠員を生じましたので、委員会条例第８条第１項の規定により、新たにほとだゆうな議員を議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

○稲葉健二議長　日程第１会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって会期は18日間と決定いたしました。

○稲葉健二議長　日程第２議案第27号市川市税条例の一部改正についてから日程第20報告第38号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第31号については、会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長　起立者多数であります。よって報告第31号については提案理由の説明を省略することは可決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　議案第27号から議案第37号までにつきまして提案理由を御説明いたします。

まず、議案第27号市川市税条例の一部改正については、個人の市民税における寄付金税額控除の対象となっている特定非営利活動法人の事務所の所在地を変更するものであります。

議案第28号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、老朽化した北方保育園の園舎を建て替え、公私連携型保育所とするため、公の施設としての供用を廃止するほか、所要の改正を行うものであ

ります。

議案第29号市川市都市公園条例の一部改正については、国府台公園の野球場の整備に伴い、その名称を国府台スタジアムに改めるものであります。

議案第30号市川市使用料条例の一部改正については、国府台公園の野球場を国府台スタジアムとして整備したことに伴い、その使用料の額を見直すとともに、照明施設及びスコアボードの使用料の額を定めるものであります。

議案第31号令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）について御説明いたします。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億6,518万4,000円の増額を行い、予算総額を1,845億4,158万3,000円とするものです。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第２款総務費では、市内で発生した強盗事件を踏まえた緊急防犯対策として、カメラ付防犯灯を設置するための経費を計上するほか、市民プール及び妙典少年野球場の修繕経費などについて、第３款民生費では、障がい者自立支援給付などの扶助費や国県への償還金などについて、第４款衛生費では、本市のカーボンニュートラル推進の中心となる施策として、環境価値を有するクリーンな電気を市内に供給する新電力会社設立のための経費などについて、第６款農林水産業費では、梨農家の花粉自家採取に必要となる機器の導入を支援する補助金について、第９款土木費では、道路照明灯に係る電気料金などについて、第11款教育費では、災害時に避難所となる小学校８校の屋内運動場に冷暖房機を設置する経費について、第12款公債費では、市債の元利償還金の金額が確定したことに伴う減額をそれぞれ計上するものです。

また、歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴い、国庫支出金から市債までの各歳入について補正を行うものであります。

次に、継続費の補正では、塩浜市民体育館外壁等改修事業について、新たに継続費として追加するものです。

次に、繰越明許費の補正では、市民プール改修事業及び小学校の営繕事業について、いずれも年度内完成が困難であることから、繰越明許費の補正を行うものです。

次に、債務負担行為の補正では、電子調達システム使用料（令和６年度）ほか５事業について追加し、学校保健定期健康診断委託費（令和６年度）について、当初予算で設定していた債務負担行為を変更するものです。

最後に、地方債の補正では、教育費の限度額について変更するものです。

次に、議案第32号令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の歳入歳出予算の補正は、それぞれ１億6,903万6,000円の増額を行い、予算総額を395億4,793万6,000円とするものであります。

補正予算の内容は、国民健康保険事業費納付金の確定に伴う県への負担金などについて増額補正を行うもので、その財源として、一般会計から繰入金及び繰越金の増額により収支の均衡を図ったものであります。

次に、議案第33号令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の歳入歳出予算の補正は、それぞれ1,878万円の増額を行い、予算総額を70億9,978万円とするものであります。

補正予算の内容は、出納整理期間に徴収した令和５年度分の保険料を広域連合へ納付するため、納付金の増額を行うもので、その財源として、繰越金の増額により収支の均衡を図ったものであります。

次に、議案第34号令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）については、事業の予定量の補正では、資本的支出における建築改良費の増額に伴い補正を行うものであります。資本的収入及び支出の補正では、資本的支出において、北方地区公共下水道事業の継続費の変更に伴い、本年度支出額について２億円の増額補正を行うとともに、資本的収入において、公共下水道事業債に２億円の増額補正を行うものであります。

継続費の補正では、同じく北方地区公共下水道整備事業について、継続費の総額及び年割額を変更し、企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額を変更するものであります。

議案第35号国府台公園野球場整備工事請負変更契約については、受注者である佐藤工業株式会社との間に工事請負変更契約を締結するものであります。

議案第36号指定管理者の指定の期間の変更については、市川市そよかぜキッズ指定管理者の指定の期間を１年間延長するものであります。

議案第37号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、布施学校組合が解散することに伴い、団体の数の減少及び関係規定の改正について、関係地方公共団体と協議するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○稲葉健二議長　これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、大場諭議員。

〔大場　諭議員登壇〕

○大場　諭議員　おはようございます。公明党の大場でございます。会派を代表して質問を行います。補足質問は宮本均議員が行います。よろしくお願いいたします。

今年の１月１日に能登半島地震でマグニチュード7.6の大きな被害を受けた石川県能登半島北部を襲い、さらに10月の記録的大雨で川の氾濫や土砂崩れが相次ぎました。お亡くなりになられた方々に心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、また、今なお避難生活で不自由な生活をされている方々にお見舞いを申し上げます。

また、闇バイト事件は、日本の治安を脅かす重大な事態です。新たな被害者、加害者を生まないための施策を、政府、自治体、警察は対策に万全を期す必要があります。犯罪実行者をＳＮＳなどを通じて募る闇バイトによる強盗や特殊詐欺などの事件が、首都圏を中心に相次いでいます。本市では、柏井町の住民が連れ去られて監禁された上に、必要以上に暴行を加えられて重傷を負いました。断じて許されない犯罪です。凶悪化する犯罪に、市民には不安が広がっております。警察も総力を挙げて捜査に当たっていることと思います。

本市は次期総合計画を策定するに当たり、将来都市像や、その実現に向けて取り組むべきことについて、市民の意向を把握し基礎資料の目的に、本年４月から５月にかけて2,000票を配布し、アンケート調査を行いました。その中で、「今の市川市の魅力は何ですか？」との問いに、15.7％で３番目となったのが、「犯罪や交通事故がない」でした。また、「住み続けたいまちの要件は何ですか？」との問いでは、37％で２位となったのが「治安が良い」でした。このように、市民が魅力を感じるところ、住み続けたいと思うところは、犯罪が少ない、治安がよい、安心、安全な町であることが分かります。今、市民は今回の事件を受けて、犯罪への対策に本市はどのように動くのか注目をしております。市民が住み続けたいと思う町の否かが問われていると思います。

質問いたします。闇バイトによる強盗などの犯罪から市民を守るために取るべき対策について。

(1)防犯カメラの設置について。アとして、現状と今後について、イとして、カメラ付防犯灯の設置についてお伺いします。

(2)高齢者見守り支援事業（通報するとガードセンターへつながり、ガードマンの駆けつけによる安否確認や救急車の要請を行うもの）を利用した防犯対策の強化について伺います。

次に、相談があった際の対応について。防犯、強盗への対策などの相談や闇バイトに関わってしまった人やその家族が相談できる窓口はあるのか伺います。

(4)取締り強化のための警察との連携について伺います。

(5)地域との連携について。アとして、防犯ボランティアの活動支援について。地域全体で防犯意識を高める取組について伺います。

イとして、コミュニティーの強化のための支援について。住民同士のつながりを強化するための支援について伺います。

(6)啓発活動について。アとして、情報提供による防犯意識の醸成について。防犯対策についての情報提供による防犯意識の醸成についてお伺いします。

イとして、防犯講座の開催。防犯講座の開催にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

ウとして、教育機関との連携。学校での授業や講演会などで闇バイトに関する教育を行っているのか伺います。

次に、教職員向けの研修を実施し、闇バイトに関する理解を深めているかお伺いいたします。

次に、災害への備えについて伺います。

(1)スフィア基準に基づく避難所の整備と運営について。本市の避難所はスフィア基準を満たすためにどのような取組を進めているのかお伺いいたします。

(2)在宅避難者への福祉的支援について。政府の中央防災会議は、６月28日に災害対応の基礎となる防災基本計画を修正しました。最大の柱は、能登半島地震で高齢者ら要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的支援の必要性を明記したことです。在宅や車中で避難している場合に、現状で本市はどのような対応ができるのか伺います。

(3)建物の耐震診断や耐震改修の支援の実施について。能登半島地震において、住宅や商店などの建築物の被害が多かったことを受けて、本市においても改めて耐震化の必要性を感じています。そこで、本市の耐震化の現状と課題及び支援と今後の取組について伺います。

(4)インフラの強靭化について。アとして、市道における橋梁の耐震化について。国土交通省の資料では、防災計画上重要である緊急輸送道路上の橋梁について、耐震補強進捗率が全国で約81％とのことですが、市道における防災計画上重要な橋梁の耐震化の現状と今後について伺います。

イとして、ライフラインの確保のための働きかけについて。新しい地震被害想定での電気、ガス、水道の被害状況と各事業者の耐震化の状況と被災後の対応について伺います。

ウとして、通信網の確保に関する取組について。新しい地震被害想定での電話の被害状況と通信会社の耐震化の状況、被災後の対応、通信設備が被災し通信できなくなった場合に、市はどのように通信を確保するのか伺います。

(5)被災者の心のケアを行うための体制の整備について。余震が続く状況下や長期化する避難生活で疲弊している被災者のメンタルケア体制の強化なども求められています。本市は心のケアを行う体制が整備されているのか伺います。

次に、公益通報制度について。

(1)公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会の報告書（令和６年８月）において触れられた公益内部通報制度について。本年８月に公表された市川市公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会の報告においては、市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事に関する公契約関係競売入札妨害事件の再発防止策の一つとして、「職員が通報・相談しやすい環境の整備」を提言しています。具体的には、全職員に対し、公益内部通報制度について改めて周知徹底を図ること、２として、現行の内部通報制度の仕組みを生かしつつ、職員が通報、相談しやすい環境、仕組みを構築することの２点でありますが、その対応状況について伺います。

(2)として、弁護士などの専門家を配置した外部窓口の設置について。私は、2022年６月定例会において、内部通報制度における通報窓口については、総務部人事課のみならず、弁護士などの外部窓口も設置するよう要望してきたところでありますが、いまだ設置には至っておりません。今回、報告書において提言のあった職員が通

報、相談しやすい環境の構築の一環として、弁護士などの専門家を配置した外部窓口を設置する意思はないか伺います。

次に、塩浜２丁目市有地整備、塩浜親水事業について。補足は宮本均議員が行います。

(1)塩浜２丁目市有地整備について。整備方針のうち検討経緯、事業手法、導入機能について伺います。

(2)塩浜親水事業について。アとして、干潟の再生について。事業の目的に「海に直接触れられる憩いの場の創出」、「環境意識の醸成や海域環境・漁場の再生を図る」とあります。それぞれの背景について伺います。

イとして、ブルーカーボンに関する取組について。取組の経過、評価について伺います。

次に、中核市について。補足は宮本均議員が行います。

今年６月定例会の代表質問において、市制施行90周年に当たる令和６年11月３日に判断する趣旨の答弁がありました。中核市移行について、まだ結論が出ていないものと思われますが、11月19日の定例記者会見の中核市移行に関する記事を見ると、中核市移行を断念したと捉えられる内容でした。改めて中核市移行は断念したのか伺います。

次に、市川市・松戸市行政パートナー協定の締結について。

課題認識と協定の範囲について。本年10月４日に松戸市との間に行政パートナー協定を締結しました。協定締結に至った課題認識と協定の範囲の内容について詳しくお願いいたします。

次に、仮称市川市新電力会社設立について。

(1)事業の目的と目標設定について。新電力会社の設立に伴う出資金が示されましたが、改めて事業の目的と目標設定について伺います。

(2)として、事業計画の策定について。市民にとって気になるのは料金であります。設立に向けて事業計画の中で様々な点を検討している段階だと思いますが、アとして、電気料金の設定について、また、イとして、収支計画について伺います。

(3)設立出資金について。新電力会社を設立するに当たっての出資割合及び出資額の設定の経緯と理由について伺います。

次に、(4)組織体制の構築について。エネルギーの地産地消という目的であれば、市だけで設立することもできたはずですが、アとして、今回、民間企業と共同で運営方式を選択する理由について伺います。

また、イとして、会社を運営するために必要となる電力事業の専門知識を持つ人材を市としてどう確保していくのか、その考えを伺います。

次に、議案第31号。

(1)障がい者自立支援給付事業の増額の理由についてお伺いいたします。

(2)子ども医療費助成事業の増額の理由についてお伺いいたします。

以上、１回目の質問とします。御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長　答弁を求めます。

吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは大項目１つ目の闇バイトによる強盗などの犯罪から市民を守るために取るべき対策についてのうち、(1)、(3)、(4)、(5)並びに(6)のア及びイについてお答えいたします。なお、御質問が多岐にわたることから、答弁に少々お時間がかかりますことをお許しいただきたいと思います。

初めに、(1)防犯カメラの設置についてのア、現状と今後についてです。防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や安心感の醸成に大変効果的であり、警察からも、犯罪捜査に有効であるとして設置の要望があるなど、本市の防犯対策の重要な施策の一つと考えております。市内に設置された防犯カメラの台数は、令和６年10月末で1,379

台となっております。防犯カメラ設置事業は、平成17年の開始当初は市が主体となって設置しておりましたが、平成28年度からは、自治会等に対する街頭防犯カメラの設置費補助制度や企業ボランティアによる寄附制度を開始し、令和２年度からは、自治会に属さない駅周辺の区域に市が設置するなど、防犯カメラの設置を推進しております。

さらに、令和５年度からは自治会の経済的負担が大きいことなどを理由に、街頭防犯カメラよりも安価に設置できるカメラ付防犯灯の設置費補助制度を開始いたしましたが、自治会からは、設置に伴う電柱への共架手続や申請方法が煩雑であるなどの御意見をいただいておりました。このような中で、７月から10月にかけて、市長が直接自治会の役員の皆様から地域課題や御要望を伺う場として開催したタウンミーティングにおいて、市による防犯カメラの設置を望む声を多くいただいたことから、改めて全自治会へアンケート調査を実施したところ、やはり補助金制度ではなく、市による防犯カメラの設置を求める意見が多くありました。このため、令和７年度の新規事業として、市が主体となって防犯カメラを設置する方策を検討していたところ、10月17日に柏井町で強盗事件が発生したことを受けまして、緊急対策として、市民の皆様が安全で安心して暮らすことができるよう、市がカメラ付防犯灯を100台設置する経費として、1,870万円を今定例会の補正予算案として提出したところでございます。

続きまして、イ、カメラ付防犯灯の設置についてです。カメラ付防犯灯の設置場所につきましては、市内全域に均等に設置するため、自治会連合協議会の14の地区ごとにおおむね７台ずつ設置することとし、御要望を把握するため、全自治会に対し設置要望のアンケート調査を行っております。この設置要望調査では、12月６日を第１次の締切りとし、この締切りまでに御要望いただいたものにつきましては、設置場所の調整後、今年度中の設置を予定しております。また、令和７年３月末を第２次の締切りとし、この場合には令和７年８月中の設置を予定しておりますが、いずれの場合も設置等に係る関係機関との協議の手続の進捗状況などによっては、設置時期が遅れる場合もございます。

続きまして、(3)相談があった際の対応についてです。警察では、不審な電話や訪問等で不安を感じている方や、闇バイトに応募してしまい困っている方なども含め、気軽に相談できる窓口を設置しており、面談によるほか、電話でも相談を受け付けております。また、本市におきましても、開庁時間にはなりますが、市民安全課や総合市民相談課において相談を受け付けており、必要に応じて警察に取り次いでおります。

続きまして、(4)取締り強化のための警察との連携についてです。本市では、これまでに市川、行徳両警察署とは、特殊詐欺撲滅に関する協定書や地域安全に関する覚書などの締結、犯罪発生情報の提供、街の安全パトロールなどの合同パトロールの実施や、街頭防犯キャンペーンによる啓発チラシ等の配布、防犯講話など様々な防犯対策事業を連携して実施しております。また、11月６日には市長と市川、行徳両警察署長とが、柏井町で発生した強盗事件を受けて緊急意見交換会を実施し、本市の防犯対策についての話合いが行われました。このほか、警察から提供を受けた強盗対策や闇バイトに関する注意喚起の情報につきまして、市のメール情報配信サービスによる配信や、「広報いちかわ」に記事を掲載するなど、今後も警察とは様々な形での連携の強化を図ってまいります。

続きまして、(5)地域との連携についてのア、防犯ボランティアの活動支援についてです。本市では、防犯パトロールなどを実施している自治会等の自主防犯活動団体に対し、赤色停止棒や蛍光ベストなどの防犯物品を譲与するなどして自主防犯活動の活性化を目指しており、令和６年10月末現在で、この自主防犯活動団体は147団体ございます。また、青色防犯パトロールカーによる地域の巡回や防犯・広報・啓発活動等を実施する自治会、ＰＴＡ、事業者などの団体に対し、青色回転灯などの必要物品の貸与や申請手続の補助等の支援を行っており、10月末現在で29団体に支援しております。このほか、日常のウオーキングや犬の散歩などの外出時に併せて地域

のパトロールを実施するボランティアパトロールに協力していただける方に対しオレンジ色の帽子をお貸ししており、10月末現在で2,586名にお渡ししています。このように、様々な防犯ボランティアの活動に対し支援を実施しており、今後も活動の継続を図ってまいります。

続きまして、イ、コミュニティーの強化のための支援についてです。地域のコミュニティーが確実に機能することは、防犯の面においても重要な要素であると認識しております。コミュニティー活動は自治会が中心となって担っており、本市ではこれまでも市川市自治会等を応援する条例を制定し、自治会のコミュニティー活動を支援するための補助金を交付するなど、コミュニティーを強化するための方策を行ってきたところでございますが、今後も先進的な取組事例を調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、(6)啓発活動についてのうちア、情報提供による防犯意識の醸成についてです。強盗事件の発生を受けまして、事件当日の10月17日の夕方から発生場所の柏井町周辺を青色防犯パトロール専用車により巡回を行いました。さらに、18日、19日にも同様に巡回を実施いたしました。また、強盗対策に関する周知につきましては、「広報いちかわ」への記事の掲載、市が強盗対策のチラシを作成し、全自治会への掲示及び回覧を依頼したほか、ＬＩＮＥやＸなどのＳＮＳや市公式ウェブサイトにより注意喚起を行いました。さらに、メール情報配信サービスや市公式ウェブサイトでは、闇バイトにより加害者にならないための注意喚起を行ったところでございます。このほか、自治会連合協議会、市川、行徳の両防犯協会の３団体の連名で、各自治会長宛てに地域の防犯パトロール強化の依頼を行っていただきました。

続きまして、イ、防犯講座の開催についてです。本市では、自治会や防犯活動等の御依頼により、市民の皆様の下に市職員が直接伺い、地域の犯罪発生状況や防犯対策などの情報をお伝えする出前防犯講座を実施しております。また、今年の６月から市内の公民館で実施した前期のデジ活講座の際に、市職員による特殊詐欺対策、電話機等購入費補助制度の説明や、市川、行徳警察署員による電話ｄｅ詐欺への注意を促す講話を実施いたしました。なお、令和７年１月から開始する後期のデジ活講座では、両警察署による強盗対策に関する講話を追加する予定でございます。今後につきましては、来年１月27日に市川市文化会館小ホールにて開催を予定しております市川市民防犯講演会でも強盗対策についてお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、闇バイトによる強盗などの犯罪から市民を守るために取るべき対策についての(2)高齢者見守り支援事業について及び大項目、議案第31号の(1)障がい者自立支援給付事業の増額の理由についてお答えをいたします。

初めに、市川市高齢者見守り支援事業についてです。この事業は、高齢者などの安否確認を行い、急病や事故などの緊急事態への対応を図るため、見守り通報装置及びシステムを提供することにより、安心、安全な日常生活に寄与することを目的として、所得に応じて一定の自己負担によりサービスを提供しております。在宅時に緊急事態などの際、利用者が緊急ボタンを押すことでガードセンターへ通報されると同時に、ガードマンが自宅に駆けつけ、迅速に状況を確認し、必要に応じた対応を行うサービスでございます。貸与する機械は、ガードセンターへ通報できる緊急ボタンと健康相談ダイヤルへつながる相談ボタンを備えたコントローラー本体に加え、常時携帯可能なペンダント型送信機、24時間反応がなければ自動でガードセンターへ通報する安否確認センサー、位置履歴情報の追跡が可能な見まもりタグの４点でございます。事業を利用される市民の方に対しましては、御希望に応じて受託事業者である警備会社のステッカーを配布しており、玄関先などに掲示することにより一定の防犯効果はあるものと考えております。また、防犯は本来の事業目的とは異なりますが、これらの機械を設置することによって利用者の安心材料の一つになると考えております。

次に、障がい者自立支援給付事業の増額理由につきましては、次の３点となります。１つ目として、市内の障がい者数が増加していることが挙げられます。令和６年３月31日時点での市内における障がい者の各手帳所持者の合計は約１万8,500人となっており、令和５年３月31日と比較し、約500人増加したことから、利用者の増加につながったものと認識をしております。なお、手帳所持者の内訳につきましては、身体障害者手帳が約１万人、療育手帳が約3,000人、精神障害者保健福祉手帳が約5,500人となっております。

２つ目として、指定障害福祉サービス事業所などが受け取る報酬の単価が増額されたことが挙げられます。今回の改定では、人材不足や物価高などの社会情勢を踏まえ、障害福祉サービス全体で1.12％の増額となりましたが、令和６年度当初予算の編成時点では詳細が決定されていなかったことから、今回の増額となったものでございます。

３つ目として、事業所の数の増加が挙げられます。特に障がいのある方が就労するために必要な知識及び能力を向上させる訓練や支援を行う就労継続支援や、地域での少人数の共同生活を支援する共同生活援助、いわゆるグループホームを実施する事業所などが、令和５年度と比べ増加をしております。今後も障害福祉サービスが適切に提供されるよう、必要な予算を確保してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは闇バイトによる強盗などの犯罪から市民を守るために取るべき対策についての(6)啓発活動についてのウ、教育機関との連携についてお答えいたします。

市川市で起こった強盗事件や闇バイトによる犯罪など、インターネットを通じての犯罪の危険性が児童生徒の身近に迫ってきていることは認識しております。教育委員会では、これまでもインターネットトラブル防止事業を実施し、トラブルに巻き込まれないための防止策や対処法、情報が事実に基づいているかどうかを確認する重要性や情報を客観的に分析すること、ＳＮＳの投稿などで不用意に他人とつながらないことなどを指導しております。今後は関係機関の協力を得ながら、闇バイトへの勧誘方法や手口、巻き込まれた際の相談先など、児童生徒が闇バイトに手を出さないための具体的な指導法を検討し、各学校に指導、助言してまいります。また、トラブル防止事業は、教職員や新入生保護者会で保護者にも行っております。児童生徒同様、今後は研修内容に闇バイトに関する具体的な犯罪事例を取り上げるなど、大人が正しい知識を身につけ、犯罪から児童生徒を守る防波堤となるよう啓発活動にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　私からは大項目、災害への備えについての(1)、(2)、(4)のイとウ及び(5)の御質問にお答えします。

初めに、(1)スフィア基準に基づく避難所の整備と運営についてです。スフィア基準は、紛争や災害時の避難所の最低基準を示すもので、内閣府の避難所運営ガイドラインでも参考にすべき国際基準であると示され、本市も避難所整備の参考としております。また、本市では、このガイドラインに基づき避難所マニュアルを作成しており、必要なスペースや配慮要件などを決め、避難者が円滑に避難生活を送れるよう、避難所担当職員に周知しております。具体的には、居住空間については、新たな避難所の指定のほか、既存施設内の避難スペースの拡大などを検討しております。また、トイレについては、市川市災害時トイレ確保・管理計画を策定し、協定事業者から仮設トイレの調達や組立てトイレなどの備蓄の拡充により、避難所のトイレ確保を進めております。今後も先進市の取組を調査研究するなど、避難所環境のさらなる改善に取り組んでまいります。

次に、(2)在宅避難者への福祉的支援についてです。新しい地震被害想定では、最大で約５万人の在宅避難者

を見込んでおり、適切な情報提供や支援を行うためには、避難状況の早期の把握が重要と考えております。在宅避難者の把握方法については、避難所への避難者や地域の方々、職員などを通じて確認するほか、通信環境が確保できている場合には、スマートフォンを使った情報収集も検討しているところです。また、車中泊避難については、過去の災害でも、エコノミークラス症候群の発症事例や防犯面などの課題があることから、避難所におけるプライバシーの確保や衛生環境の向上などに努め、避難所の利用を促したいと考えております。避難所以外で避難生活を送る方に対しては、健康状態の把握のため、保健師などの専門職を中心として組織する保健福祉活動チームの巡回や、避難所で行う食料や日用品などの配布情報の提供などを考えております。今後も災害救助法改正の動向を注視し、発災時に全ての避難者に必要な支援が行えるよう体制整備に努めてまいります。

次に、(4)インフラの強靭化についてのイ、ライフラインの確保のための働きかけについてです。本市では、東京湾直下地震等による被害の状況を想定し、市川市地域防災計画の修正などの基礎資料とするために、令和４年度から５年度にかけて地震被害想定調査を行い、各ライフラインの市内の被害状況も含め、結果を公表しております。

まず、電気については、発災直後に最大約20％、約６万戸が停電すると想定しており、電力事業者は発電設備や送電設備の耐震化、送配電網の多重化などの取組を進め、発災後は重要施設の優先復旧や電源車の派遣等の対応を行います。

次に、都市ガスについては、最大約45％、約９万9,000戸の供給停止を想定しており、ガス事業者は耐震性の高い配管への交換や、配管網のブロック化などを進めております。また、令和４年度末における近隣市を含めた耐震化率は約97％となっており、発災後は被害が大きい地域の供給を停止し、安全点検と修理を行った後、供給を再開します。

次に、上水道については、最大約70％を超える約36万人が断水の影響を受けることと想定しており、令和５年度末における千葉県が管理する給水管全体の耐震化率は約28％となっており、発災後は給水車を派遣するほか、妙典給水場などの応急給水拠点で給水活動を行います。

ライフライン事業者からの復旧情報は、適宜、無線等で各避難所などに伝達し、市民に周知するとともに、通信環境が確保された後は、市公式ウェブサイトやＳＮＳを活用し情報を発信してまいります。また、停電復旧時の通電火災や都市ガスの復旧方法に関する問合せが多くなることから、感電ブレーカーの設置やガスメーターの操作方法について、防災訓練やイベントなどの機会を捉えて周知してまいります。

次に、ウ、通信網の確保に関する取組についてです。固定電話については、火災による建物消失の影響と電柱被害により約12％がつながらない状態となり、約7,700回線に影響があると見込んでおります。また、携帯電話については、基地局の被災や電源の喪失等により、つながりにくいエリアが発生すると想定しております。通信事業者は、通信設備の耐震化、予備電源の設置、伝送路の多ルート化などの対策を進めており、発災時は基地局等へ電源車を派遣するほか、避難所などへ移動基地局車の派遣を行います。

次に、災害時の市の通信確保については、本市では、災害時も安定した通信環境を確保するため、ＭＣＡ無線機を庁舎や避難所となる小中学校などのほか、警察、駅、病院など206か所に配備しております。さらに、災害対策本部の連絡体制を確保するために、通信のふくそうにより固定電話や携帯電話が規制を受けている場合でも優先的に発信できる災害時優先電話を、災害対策本部長である市長以下70人に配備しております。このような体制により、発災直後から速やかな情報収集を行うとともに、指揮命令系統を確保することにより、円滑な災害対応を行ってまいります。

最後に、(5)被災者の心のケアを行う体制の整備についてです。災害を経験した被災者は、性別や年代にかかわらず、環境の変化から、不安やストレスにより心の不調が現れやすいと言われております。能登半島地震にお

きましても、石川県が相談窓口、石川こころのケアセンターを開設し、多くの電話相談が寄せられたと伺い、被災者の心のケアの重要性を改めて認識したところです。本市では、能登半島地震を受け、避難所内での孤立を防ぐため、避難所に食事スペースを設け、避難者同士が顔を合わせ会話する機会をつくることや、協定事業者の協力を得て、パーティションやクッションマットを使ったキッズスペースを設置するなど、避難所のレイアウトについて検討しているところです。このほか、災害時に精神科医療や精神保健活動の支援を行うＤＰＡＴの派遣要請を、千葉県に対し速やかに行うことや、市職員で構成する保健福祉活動チームによる避難所の巡回により、健康相談に応じることも考えております。このような取組を有効に活用し、不調のサインを見逃さず、適切に対処することで心のケア対策を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　私からは災害への備えについての(3)にお答えします。

本市では、平成12年に市川市既存建築物耐震改修促進計画を策定し、平成16年度から昭和56年以前に建築された、いわゆる旧耐震基準の住宅を対象とした耐震診断の助成制度を開始しました。その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、平成20年に新たに市川市耐震改修促進計画を策定し、助成制度に改修設計及び改修工事を加えています。

市内の建築物の耐震化の状況です。令和元年度末時点で、多数の者が利用する学校、百貨店などの用途で一定規模以上の建築物の耐震化率が96％、住宅の耐震化率は95％であります。住宅の耐震化率の内訳を見ますと、共同住宅より戸建て住宅の耐震化率が低い状況でした。このことを課題と捉え、令和２年度、国の支援制度の見直しに合わせて、戸建て住宅の改修設計及び改修工事に関わる補助金の限度額及び補助率を引き上げております。また、過去の大地震で被害が報告されている昭和56年以降で平成12年の耐震基準の法改正以前に建築された戸建て住宅につきましても、令和４年度に補助対象としています。現在、国では能登半島地震を受け、住宅の耐震化及び居住の安全確保を緊急的に支援の検討が行われております。今後、国の動向を注視するとともに、戸建て住宅の所有者に対し、補助制度の利用促進について、これまで以上に周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは災害への備えについての(4)のア、市道における橋梁の耐震化についてお答えします。

国土交通省の資料における緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率は、15m以上の橋梁で、橋梁の間に橋脚のあるものを対象とした調査結果であり、本市には、この調査対象となるものはございません。本市の橋梁耐震化の現状としましては、市川市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、市が管理する橋梁について、定期点検と修繕工事のほか、耐震補強工事も実施しております。耐震性能を確保する必要がある橋梁は38あり、このうち鉄道または高速道路をまたぐ15橋については、全て耐震性能を確保しているものの、緊急輸送道路上にある高谷橋の耐震補強工事は未実施でございます。このほか、市川市地域防災計画で重要な路線と定めている緊急活動道路上にある橋梁は22あり、そのうち９橋は耐震性能が確保されていて、残りの13橋は耐震補強工事が未実施という状況でございます。未実施の橋梁については、順次、耐震補強工事を実施してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目３番目の公益通報制度に関する御質問にお答えいたします。

初めに、(1)の市川市公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会報告書において提言させていた

だいております「職員が通報・相談しやすい環境の整備」の対応状況についてであります。

１点目の全職員に対する公益内部通報制度の周知徹底につきましては、これまで全職員が使用するシステム上に掲示し、いつでも閲覧をすることができるようにしているほか、公益内部通報制度は市民の方々も対象としておりますことから、市の公式ウェブサイトにおきましても制度の概要などを公開してきておりました。改めて報告書を公表いたしました翌月の本年９月10日には、全職員に対しまして電子メールにより制度の周知を図ったところであります。今後におきましても、機会のたびに周知に努めてまいります。

次に、２点目の職員が通報、相談をしやすい環境の構築についてであります。現在、コンプライアンス委員会議におきまして、本市下水道部不適正事案に係る客観的かつ公正な検証のほか、その再発防止策についても意見を聴取しております。その中で、出席者からは再発防止策に関しまして、公益内部通報制度も含めた体系的なコンプライアンス推進体制の構築についても御意見をいただいているところであります。このため、職員が相談しやすい環境の構築につきましては、これからまとめられます委員会議の御意見を踏まえた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の弁護士等の専門家を配置した外部窓口の設置についてであります。ただいま御答弁いたしましたとおり、公益内部通報制度を含めた推進体制につきましては、コンプライアンス委員会議における意見を踏まえた上で、環境の構築について検討してまいりたいと考えております。したがいまして、御指摘の外部窓口の設置につきましても、その中の一つとして、コンプライアンス委員会議の御意見を踏まえまして、設置の要否等も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　私からは大項目、塩浜２丁目市有地整備、塩浜親水事業についての(1)塩浜２丁目市有地整備についてお答えいたします。

初めに検討経緯でございます。今回、整備を検討しております塩浜２丁目市有地を含む市川塩浜駅周辺は、平成17年に策定された塩浜地区まちづくり基本計画により、賑わいのエリアと指定されております。この計画の策定以降、庁内で市有地の活用について様々な検討がされてきました。そのような中、本市のスポーツ施設整備における課題といたしまして、現市民プールの老朽化対策の必要がございました。そこで、スポーツに親しむほか、海辺の特性を生かした魅力的な場所としての活用について、当該地での事業を図るため、マーケットサウンディング調査等を実施し、塩浜２丁目市有地の整備方針を作成するに至ったものです。

次に、事業手法につきましては、マーケットサウンディング調査の結果を受け、民間活力を活用する事業手法として、ＤＢＯ方式、ＰＦＩ方式、定期借地権方式について比較検討を行いました。検討の結果、当該地の活用に関しましては、民間事業者の創意工夫の下で施設整備を行う定期借地権方式による整備を検討することといたしました。

最後に、導入機能についてですが、整備方針において、スポーツに親しむほか、海辺の特性を生かし、年間を通じて人々が集い、にぎわいある空間を創出するため、４つのコンセプトを示しております。具体的には、海辺の立地特性を生かした土地利用、レジャープール機能の整備、年間を通してにぎわいのある空間の創出、公共交通機関と近接する立地特性を活用した整備と定めており、それらのコンセプトに従い、導入する機能を整備しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　私からは大項目、塩浜２丁目市有地整備、塩浜親水事業についてのうち(2)塩浜親水事

業についてお答えをいたします。

初めに、ア、干潟の再生についてであります。かつての行徳地域は、塩作りの塩田の風景が見られ、その先の海では、魚や貝を取る漁師や潮干狩りを楽しむ多くの人たちがおり、海は人々の生活に根づいておりました。しかし、時代の移り変わりとともに高度経済成長期を迎え、陸地側では、かつての塩田などが住宅地に姿を変え、海側では埋立事業が実施され、工業地域としての土地利用が進んでまいりました。また、千葉県が市川第二期埋立事業を中止したことにより、暫定の直立護岸がそのまま残されたことで、海と陸は寸断され、三番瀬の海は市民が親しむことができない場所となりました。本市では、かつての原風景であった海と陸との連続性を取り戻すため、失われた自然に人が手を加えて干潟環境を再生するとともに、未来を担う子どもたちを含む市民の方々が直接海に触れることで、三番瀬を守ろう、大切にしようといった環境に対する意識を醸成することや、海域環境と漁業への関心を高めてもらうことを目的としており、これらが干潟再生の背景となると考えております。

次に、ブルーカーボンに関する取組についてであります。ブルーカーボンは、海中の藻場、浅場に生息する多様な生物の間で営まれる生態系に取り込まれた炭素のことで、二酸化炭素の吸収源対策の新しい選択肢として注目されているものであります。本市では、昨年度に藻場の再生に関する取組として、市川市漁業協同組合と三番瀬の環境保全や再生に関する活動を行う地元の環境団体が協働し、市川漁港沖に約300株のアマモの植付けを行っております。本年度からは本市も参画して、11月上旬に富津市の浅瀬で自生しているアマモを、昨年と同様に市川漁港沖に約300株移植いたしました。なお、移植の約２週間後にアマモの状況を調査したところ、多くの株が順調に生育しているのを確認しております。アマモは海の揺り籠とも呼ばれており、稚魚や稚貝の良質な生息場所となるため、近年漁獲量が減少している貝類の漁場改善効果についても期待しているところでございます。

以上であります。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目５番目、６番目についてお答えいたします。

まず５番目、中核市移行についてでございます。コロナ禍における感染症対策を通じ、感染症への対応や市民の健康づくりを進めるため、本市におきましても保健所機能を有する重要性が強く感じられたことをきっかけに、これまで中核市への移行に向けた検討を進めてまいりました。この間、財政的負担や新たな人材の確保、必要となる施設などについて、先行中核市への視察や情報収集を行い、組織体制の検討や財政への影響額の精査など、調査研究を進めてきたところでございます。中核市移行による効果といたしましては、事務手続の迅速化や保健所業務の移譲による総合的な保健衛生行政の展開が可能となることなど、市民サービスの質の向上が挙げられます。一方で、移行後も本市は地方交付税の不交付団体を維持することが見込まれるため、財政への影響や専門職人材の確保及び育成、また、新たな施設整備など課題も明らかになっております。このような中、人口減少や少子・高齢化をはじめとする社会情勢が急激に変化していることから、さらなる市民サービスの向上に向け、様々な都市制度の在り方を検討しているところでございます。そのため、現状におきましては、中核市への移行を推進する状態にはございません。

次に、大項目６番目、市川市・松戸市行政パートナー協定の締結についてでございます。市川、松戸両市は、県の行政区分が葛南地域と東葛飾地域で異なっているため、隣接していながらも、これまで行政課題等に関する意見交換があまり活発に行われてきていない状況にございました。そこで本年６月、田中市長と本郷谷松戸市長とのトップ会談におきまして、行政区分を超えた隣接する２市間でのパートナーシップの確立を目指し、連携協力の検討を開始することといたしまして、両市企画部門間で協定締結に向けた協議を重ね、10月４日に行政パートナー協定を締結したものでございます。両市は江戸川左岸流域に位置し、東京に隣接する利便性の高い住宅都市として発展してきており、人口50万人規模であること、北千葉道路や北総線など交通インフラ整備を介した土

地利用の可能性があることなど共通項が多くございます。こうした共通項を踏まえ、住民サービスの向上、地域交流の活性化、災害対応、市境の行政課題への対応などについて連携協力の検討を進めていきたいと考えております。今後、両市企画部門の職員による意見交換会におきまして検討を進め、令和７年３月末を目途に連携を図っていく分野をお示しする予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは仮称市川市新電力会社設立についてに関する４点の質問にお答えいたします。

初めに、(1)事業の目的及び目標設定についてです。本市では、令和５年度をカーボンニュートラル元年と位置づけ、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けまして、地域新電力会社設立準備に着手いたしました。カーボンニュートラルの実現には、市民、事業者、行政が一丸となって取り組んでいくことが不可欠であり、その後押しをする中心的な施策が地域新電力会社であります。市内で生み出されたクリーンなエネルギーを市内で活用してもらう、いわばエネルギーの地産地消のプラットフォームを新電力会社が担うものとなります。設立当初はクリーンセンターで発電された電力を公共施設に供給していくことからスタートいたします。将来的には、市内全域にサービスを展開し、市民、事業者、行政一丸となった脱炭素社会の実現を目指してまいります。

次に、(2)事業計画の策定についてです。現在、共同事業者間で事業計画の最終調整を行っているところであり、電気料金や収支計画については決定に至っていない状況にあります。新電力会社は環境価値の高いクリーンなエネルギーを市内で循環させることを第一の目的としているため、電気料金につきましては、設立当初の公共施設への電力供給段階では、現在の料金と同程度を想定しております。将来的に市民の皆様へ電力を供給する際には、共同事業者と経営状況を確認しながら、少しでも安価に提供ができるよう目指してまいります。

次に、(3)設立出資金についてです。新電力会社は民間企業をパートナーにしているものの、公益的な目的を持って運営する会社であります。このため、出資金については本市が主体的な立場で関わる必要があるとの判断から、過半数以上としつつ、将来、ほかの参画者が加わり増資する場合においても、本市が過半数以上の出資割合を保つために、共同事業者と協議の上、本市は56％としたものであります。金額につきましては、不測の事態が生じた場合の運転資金6,000万円を資本金とし、その56％である3,360万円を本市の出資金額としたものであります。

最後に、(4)組織体制の構築についてです。新電力会社は小売電気事業を営むため、電気の調達や供給といった需給管理に関して専門的な知識と技術が必要となります。そこで、市内に本社があり、既に小売電気事業のノウハウを持ちます京葉瓦斯株式会社、また、事業評価や運転資金の確保という面で株式会社千葉銀行に共同出資者として参画をしていただくこととといたしました。これにより、市単独よりも３者それぞれの特性を生かした強固な執行体制が構築されるものと考えております。人材確保につきましては、共同出資者３者それぞれの特性、役割を生かした業務展開を想定しており、現時点では、電力事業専門の職員を本市側において確保する考えはございません。会社の運営を進める中で、業務に携わる職員がエネルギー政策や経営的な視点といった様々な面でもレベルアップが図れるよう、人材育成については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは最後の大項目、議案第31号のうち(2)子ども医療費助成事業の増額の理由についてお答えします。

子ども医療費助成制度は、令和５年度に助成対象者を高校生相当年齢まで拡大し、令和６年度から現物給付が通年化されることを踏まえ、当初予算を積算いたしました。しかしながら、令和６年４月から９月までの支払い

実績が見込額を上回っていることから、扶助費及び審査手数料を増額する補正予算案を計上いたしました。支払い実績が見込額を上回った要因といたしましては、現物給付が通年化になったことにより、これまでより医療機関を受診しやすくなったこと、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したことに伴い、その治療や入院にかかる医療費の公費支援が終了し、保険診療による自己負担が必要になったこと、また、助成対象者を拡大したことに伴い、これらの要因がより大きな影響となっていることなどが考えられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

大場議員。

○大場　諭議員　各項目ごとに御答弁をいただきまして、ありがとうございました。それでは、各項目ごと一問一答をさせていただきます。

初めに、闇バイトによる強盗などの犯罪から市民を守るために取るべき対策について、これについては、先ほども申し上げました本年４月から５月にかけての市民の意向調査把握のための意向調査のアンケート、これによって調査の結果、１番目が、例えば市川市の魅力は、「交通の利便性がよい」、２番目が「健康に暮らせる」、３番目が「犯罪や交通事故が少ない」、ほぼこの３つで魅力を感じる。そしてまた、「住み続けたいまちの要件」としては、１番目が、「買い物に便利」が49.7％、２番目に「治安が良い」が36.9％、こういう結果で、市民の関心がいかに、やはりこの市川市の安心、安全にあるかということが分かりました。それで、やはり防犯としては、全てやってもやり尽くすということはないわけですけども、今回挙げた項目につきましては、自治体として取り組めるもの、これは、今回一般的な質問をさせていただきました。

(1)の防犯カメラの設置についてでございますが、防犯カメラの効果と、それから設置台数、補助制度の開始、カメラ付防犯灯補助制度、そしてカメラの今後について御答弁がありました。また、10月に柏井町での強盗事件発生を受けて、緊急対策として市がカメラ付防犯灯を100台設置するとのことです。

そこで再質問をさせていただきます。犯罪の抑止を期待できるカメラ付防犯灯を100台設置とのことですが、この効果を発揮できるかどうかだと考えます。全自治会へのアンケートを実施して要望場所を募るとのことですが、効果的な場所への設置をどのように検証していくのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

今回設置するカメラ付防犯灯につきましては、各自治会からの要望に基づき、既に設置されている防犯カメラの分布や警察の意見などを勘案しながら、効果的な設置場所を選定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。既に設置されている防犯カメラの分布や警察の意見を聞きながら効果的な場所に設置するということですね。分かりました。ぜひ100台、犯罪者が脅威を感じる場所に設置していただきたいと思います。

次に、(2)高齢者見守り支援事業、通報するとガードセンターへつながり、ガードマンの駆けつけによる安否確認、この項目については、犯罪者見守り事業の防犯対策として効果があると私は理解しております。ただ、私も御案内した市民の方が、それまで知らなかったということがありました。

再質問です。では、防犯対策として有効性がある高齢者見守り支援事業を、高齢者の生活の安心のために、より広く普及させる必要があると考えます。今後どのように周知していくのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

事業を開始した令和２年度より、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトに掲載するほか、対象者を支援する立場の高齢者サポートセンター、居宅介護支援事業所、民生委員などに適時事業の案内を実施しております。そのほか、「いちかわ便利帳」や「ハートページ」、「市川カタログ」といった事業紹介冊子に掲載してまいりました。今後につきましては、これまでの取組を充実させることに加え、自治町会へのパンフレット回覧やＳＮＳの活用などにより、防犯情報とともに発信することなどで、事業のさらなる周知を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。あらゆる機会を通じて周知をしていただけるとのことですね。利用者が常時携帯可能なペンダント型送信機、緊急ボタンを押すとガードセンターへ通報され、同時にガードマンが自宅に駆けつけるなど必要に応じた対応を行うサービス、これは利用者は安心です。ぜひ広げていただきたいと思います。これは胸のところにペンダントのようにくっつけて、就寝のときにもそれをつけて、寝ているときに具合が悪ければ、それを押すと、最善はガードマンが来て救急車を呼んだりするわけですけども、これが今回、まさに窓を石で割って想定外の侵入をすると。いまだかつてないような、やはり凶悪犯罪、瞬時にボタンを押せるということは、最も安心というよりは効果的でありますので、これをぜひ進めていただきたいと思います。私も前職は警備会社でおりましたので、これは20年以上前から使われておりますので、ぜひこれは進めていただきたいと思います。

続きまして、相談があった際の対応について、警察では不安を感じている方や闇バイトに応募した方の窓口を設置しているということですね。分かりました。また、本市においても総合市民相談課、そしてまた市民安全課などで相談を受けて、警察とも連携を取っていくということですね、これは理解しました。

(4)取締り強化のための警察との連携について伺いました。これも警察との連携は、啓発チラシの配布、防犯講話、そして様々な防犯対策事業や広報媒体やカメラ付防犯灯の設置、これについて、連携して設置をしていくということ、これはやはり大事なところです。これも分かりました。

次に、地域との連携について、アとして防犯ボランティアのこと、そして、イとしてコミュニティーの強化のための支援について伺いました。防犯ボランティア活動の支援を行うことで、地域全体で防犯意識を高めることができます。また、コミュニティーなど住民同士のつながりを強めることは、文化や地域力など発展の原動力にもなりますが、地域の防犯力の向上には、やはり大事なことだと考えております。やはりここには本当は地域をつなげる、ボランティア同士をつなげる、個々にあるコミュニティーをつなげる。本当は、将来的にはコーディネーターがいれば、やはり個々に活動している方々をつなげることが活動としてもできると思いますので、これは今後考えていただければと思います。これはこれで結構でございます。

次に、啓発活動について伺いました。これは特に情報提供ですね。そしてまた防犯講座の開催、特に市民に対しては闇バイトの危険性や犯罪の手口について、やはり情報を提供して注意喚起を促す。また、実施されているという出前講座、それからデジ活のときに併せて防犯講話、そしてまた警察署の職員の方による電話ｄｅ詐欺の講話を実施しているということです。これは大事な取組でありますが、こういったところに参加できる方はいいんですけども、多くの方はなかなかこういうところには参加できないですし、そういった方にどういうふうに意識啓発を行うのか。防犯講座に参加できない方に対して動画配信をする仕組みなども考えられます。再質問として、そういった考えはないかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

動画の配信につきましては、警察のホームページで公開されている動画がございますので、これを市公式ウェブサイトで紹介するとともに、市で開催した防犯講座につきましても、配信に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。動画の配信をウェブサイトで紹介や市で開催した防犯講座も、どこでも誰でも情報に触れられる、そうした取組の中で、市民一人一人の防犯力の意識向上ができると思います。よろしくお願いいたします。

次に、教育機関との連携について、非常にやはり今、この闇バイトのことについては政府も取り組んでおります。教育機関にとっては、子どもの社会に対する生きる力というところでは大事なところだと思います。ＳＮＳで怪しい求人を見かけた経験があると答えた――これは高校生ですけども――割合は４割超えに上るとの民間調査もあります。教育現場での注意喚起や対処法の徹底も欠かせないと思います。引き続きの対策をお願いいたします。

闇バイトについては以上ですが、ここで、特に政府の新たなる経済対策、これの中に闇バイトの対策費も入ってきますので、また、これに加えて新しい取組をお願いして、この項目は終わります。

次に、災害への備えについて、(1)のスフィア基準に基づく避難所の整備と運営について伺いました。政府の避難所運営ガイドラインを、本市も避難所整備の参考にしているというところですね。また、ガイドラインに基づいて避難所マニュアルも作成し、必要なスペースの配慮なども決め、円滑な避難生活を送れるように職員にも周知をしているという御答弁でした。具体的にはこの居住空間、新たな避難所の指定のほか、既存施設内の避難スペースの拡大などを検討し、トイレについては昨年の12月、計画をつくられたということです。理解しました。本年11月15日の記者会見で、坂井防災担当大臣は、避難所の環境について、発災から48時間以内に被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準が満たされるよう、自治体に必要な支援を行っていくという考えが示されました。注視して、さらなる取組をお願いしたいと思います。

次に、(2)の在宅避難者への福祉的支援についてお伺いしました。新しい地震被害想定では、最大で約５万人の在宅避難者を見込んでいるということですね。また、適切な情報提供や支援を行うためには、避難状況の早期の把握が重要であると御答弁がありました。

それで再質問いたします。福祉的支援が必要な在宅避難者を把握するために、関係部署や関係団体とふだんからの連携が必要だと思いますが、市はどのように考えられているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　申し訳ございませんが、答弁の前に発言の訂正をお願いいたします。

先ほど公明党大場議員の代表質問中、災害への備えについての(4)のイ、ライフラインの確保のための働きかけについての質問に対する答弁におきまして、「感震ブレーカー」を「感電ブレーカー」と申し上げましたが、正しくは「感震ブレーカー」となりますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○稲葉健二議長　訂正を許可いたします。

○本住　敏危機管理監　大変失礼いたしました。

再質問にお答えします。

災害時における在宅避難者の把握については、地域防災計画において、被災生活支援本部が早期の把握に努めることとしております。具体的には、各避難所からの情報を市内６か所に配置する災害班を通じて被災生活支援本部で集約いたします。そして、在宅避難者の報告を受けた災害対策本部が具体的な対策を指示いたします。在

宅避難者の迅速な把握のためには、発災前から災害時に支援や配慮が必要な要配慮者の情報について、福祉部局と防災部局が連携を図るとともに、自治町会や自主防災組織、民生委員などの協力も得られるよう、周知啓発を図ってまいります。このほか、警察や医療機関、福祉団体などからの連絡により把握するケースも考えられることから、在宅避難者に適切な支援を行うため、関係部署や関係機関と連絡体制を確認してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。能登半島地震では、この災害関連死というのが大変多くなったと。今でも認定されている方がマスコミで報道されておりますけども、この防災基本計画の修正点、この内容としては、最初に御答弁のあった内容を加えて、仮設トイレの早期設営に加え、トイレトレーラーの配置も能登半島地震では有効だったという報告もあります。災害精神科医、災害派遣精神医療チーム、またリハビリ関係の協会、そしてまた栄養士、災害支援チームと連携を取っていくということですが、いずれも避難所の健康を支える上で必要ですので、本市としてもしっかり対応をお願いいたします。

次に移ります。(3)建物の耐震診断や耐震改修の支援の実施についてお伺いしました。多数の方が利用する学校や百貨店というか、用途の一定基準以上の建物は約96％、そして戸建て住宅、共同住宅合わせて住宅の耐震率は95％という御答弁がありました。令和２年度には国の支援制度の見直しに合わせて、補助金の限度額及び補助率を引き上げたということですね。やはり残り５％、能登半島ではニュースでもありました。目の前で住宅が潰れるという光景がありました。これをぜひなくしていただくという取組をお願いします。

次に、(4)のインフラの強靭化についてお伺いいたしました。その中でアの市道における橋梁の耐震化についてお伺いしました。市川市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、定期点検と修繕工事のほか、耐震補強工事も実施しているということです。この計画で耐震性能を確保する必要がある橋梁は38橋あり、また、鉄道または高速道路をまたぐ15橋については、全て耐震化を確保しているということが答弁ありました。分かりました。

再質問いたします。では、耐震性能が確保されていない残りの14橋についての耐震補強の優先順位の考え方についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

高谷橋については、令和７年度に修繕工事と耐震補強工事に向けた詳細設計を予定しております。残る13橋は、市が指定する緊急活動道路上の橋梁であり、効率的に耐震補強を行うため、定期点検により修繕工事が必要とされた橋梁について、損傷度の高いものから修繕工事と耐震補強工事を併せて実施してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。理解しました。引き続きよろしくお願いいたします。

次に、イのライフラインの確保のための働きかけについて御答弁いただきました。地震被害想定調査を行い、電気、ガス、水道の各ライフラインの市内の被害状況も含めて結果を公表、その復旧時の対応についての答弁がありました。

再質問いたします。災害発生直後はそれぞれ連携が難しいと考えられます。ライフライン事業者との平時からの連携はできているのか、大規模な災害を想定した訓練は行われているのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

電力や水道などのライフライン事業者とは、災害時もホットラインなどで相互に連絡が取れる体制を構築して

おり、また、平常時から停電や断水が発生した場合には、危機管理室に情報提供がされております。そして、これらの事業者とは担当者間で訓練や協議を定期的に行っており、今月実施しました大規模災害対応合同防災訓練でも、各種訓練への参加や展示ブースでの啓発活動に御協力をいただいたところです。ライフライン事業者は市川市防災会議の委員でもあることから、引き続き連絡体制の強化を図り、発災時の円滑な対応に向け、さらに連携を深めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。これも能登半島での地震で、今もまだ復旧がされていない水道など、大きな問題になっております。ぜひ平時からの取組をよろしくお願いいたします。

次に、ウの通信網の確保に関する取組についてお伺いしました。災害時の通信会社の対応、また本市の通信確保の体制について理解いたしました。重要なところですので、引き続きこの確保についてもお願いいたします。これはこれで結構です。

次に、(5)被災者の心のケアを行うための体制の整備について御答弁いただきました。本市でも、能登半島地震を受けて避難所内での孤立防止策について検討しているとのこと。また、災害時に精神科医療や精神保健活動の支援を速やかに県に要請するという答弁でした。また、市においても災害時のときには保健福祉活動チームがあると、それで避難所を巡回するということです。特に能登半島の場合は、地震の後、豪雨での災害での被災された方も多く、二重の苦悩で疲弊して、心の病が多くなったというふうに聞いております。やはり災害はどのように起こるか分かりませんので、このような対策をぜひ取り組んでいただきたいとお願いして、これは終わります。

それでは、次の公益通報制度について、公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会の報告書において、中で触れられた公益内部通報制度についてお伺いいたしました。この報告書には、職員が通報・相談しやすい環境の構築については、コンプライアンス委員会が協議をされているということですけども、外部通報の窓口設置を検討するとなるとのことですけども、しかしながら、先ほども、私は2022年６月に外部窓口の設置を要望してまいりました。そこでは、やはり本市におけるガバナンス、内部統制の問題がそもそもあります。この公益通報制度の課題を整理する。可能だと思いますので、ぜひ。

再質問をいたします。本市公益内部通報制度において、総務部人事課が通報窓口となることに対する課題認識と、その課題認識に対する対応について、再度お伺いいたします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本年８月に公表いたしました報告書におきまして、不適正な行為をした者が組織の幹部であったこともあって、総務部人事課を窓口とする公益内部通報の仕組みが活用しづらかったとも推察されると指摘をしたところであります。これは総務部人事課に通報した場合、その通報に対する業務は人事課の職員が対応することとなり、通報者が不利益な取扱いを受けることを恐れた可能性があるのではないかと推察したものであります。したがいまして、通報者の不安の払拭が、まずは課題であると認識をしております。そこで、本市におきましては、公益通報者保護法等を踏まえました市川市職員等からの通報等への対応手続に関する要領などに基づきまして、通報に対応する職員には守秘義務が課されるということ、通報者が保護されるということ、不利益な取扱いを受けることはない旨を徹底することを、再度全職員には周知していきたいと考えております。

また、繰り返しになりますが、コンプライアンス委員会議における意見を踏まえた上で、御指摘の外部通報窓口の設置も含め、体系的なコンプライアンス推進体制の構築について進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。これ以上は質問はいたしませんが、改めて確認をして、これは終わりますが、今、部長から答弁あったように、通報者が不利益を感じて通報しない、これが大体の背景にあります。ですから、職員が幾ら守秘義務があると言いながらも、職員が職員に通報するというのは、これは受けたほうも、したほうも、両方にとって心の負担となり、これをやはり回避してあげる取組が重要である。このことについては先ほども言いましたように、22年６月に質問した私の一般質問での会議録をぜひ読んでいただきたいと思います。そこで想定されたことが、今回起きてしまったわけですから。地方自治法150条、内部統制における本市の現状と今後についてでした。これは地方自治法150条１項、２項あります。私ども市川市は地方知事でも政令市でもありませんので、制度構築は努力義務になります。その中で必須は財政です。今回、やはりまだガバナンス自体が市川市はないということを私は強く感じております。本日は時間がありませんので、これはこれまでといたします。

次に、市川市・松戸市行政パートナー協定の締結についての質問に対して御答弁をいただきました。確かに北千葉道路、北総線など交通インフラの整備を介した土地利用など共通項はあります。御答弁で、こうした共通項を踏まえ、住民サービスの向上、地域交流の活性化、災害対応、市境の行政課題への対応などについて連携協力の検討を進めていきたいと、これからだというところですね。ここで、この行政区分というのが市民にはよく分かりません。ぜひ連携していただきたいところは、特に医療の連携を協議していただきたいと思います。当然、県には医療圏という枠があることは分かっておりますが、救急搬送、これの受入れについては、なかなか難しいときもあるというふうな話も聞いております。また、災害時の避難所の連携も、やはりどうしたらいいかということもあります。そういったことも協議していただきたいと、要望にとどめます。

次に、市川市新電力会社設立についてお伺いいたしました。新電力会社の設立、事業目的、目標設定は理解いたしました。これも新電力立ち上げ、設立をしたということで、これから事業計画の策定、そしてまた設立出資金については、今回、パートナーで話し合って決めているということですが、やはり経営がどこになるかというのは、私たち市民として大変関心があるところであります。それは電気料金の設定や、そしてまた様々な経営に関わることですので、そういったところの取組はきちっと市として関われるのかどうか、やはり注視しているところです。

そしてまた、民間企業との共同運営方式を選択する理由は理解しました。また、電力事業の専門知識を持つ人材の確保についても理解をいたしましたので、これはこれで終わります。

議案第31号、(1)障がい者自立支援給付事業の増額の理由について伺いました。これは御説明があったとおり、増額理由については３点あると。特に障がい者数が増えている。それから、サービスの報酬単価が増加した。３点目が、やはり大事なところかなと思いますが、事業所数の増加が挙げられ、特に障がいのある方が就労するために必要な知識及び能力を向上させる訓練を行う就労継続支援や、地域での少人数で共同生活するグループホーム、これが増加しているということで理解いたしました。

最後に、(2)の子ども医療費助成事業の増額の理由についてお伺いしました。これもよく分かりました。実際に高校生まで拡充されたわけですけども、そこの人数については、これからだというふうに思われます。給付、特に医療機関を受診しやすくなったと。これは子どもを抱える親にとっては非常に助かる事業ですので、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

続いて、宮本議員より補足質問を行います。

○稲葉健二議長　宮本議員に申し上げます。再質問は休憩後ということでお願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２議案第27号から日程第20報告第38号までの議事を継続いたします。

宮本均議員。

○宮本　均議員　公明党、宮本均です。引き続き質問を行います。

補足質疑で、塩浜２丁目市有地整備、塩浜親水事業についてお伺いをいたします。まず、塩浜２丁目市有地整備ですが、最初に検討経緯、事業手法、導入機能についてお伺いをいたしました。さらにお伺いいたします。

まず、検討経緯についてですが、塩浜２丁目市有地に新たなスポーツ施設を整備する理由についてお伺いいたします。事業手法についてですが、事業用定期借地権であります。マーケットサウンディング結果を見ますと、事業手法については、答弁にもありましたが、ＤＢＯ、ＰＦＩ等、数多くございます。また、提案範囲はマリンパークの一部、マリンパーク全体、スポーツエリア全域と３通りございます。そのうちスポーツエリア全域については、現在どのような計画があるのでしょうか、お伺いをいたします。

また、貸付期間、借地料について、市の考えについてお伺いをいたします。

導入機能のうち干潟整備事業との連携機能についてお伺いをいたします。マリンパーク、こちらはスポーツ部、干潟整備は行徳支所臨海整備課となっております。連携とは具体的にどのようなことを行っていくのか、この点についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

初めに、スポーツ施設を塩浜２丁目市有地に整備する理由についてお答えさせていただきます。令和５年に策定した第２期市川市スポーツ推進計画において実施いたしました市民アンケート結果を受け、市川市北東部スポーツタウン基本構想の一部の見直しも行いました。この見直し内容といたしましては、健康志向の高まりを受け、現市民プールのエリアに健康増進等を目的とし、年間を通して利用できる屋内プール、体育館及び多目的グラウンドを整備することとし、現市民プールの持つレジャー機能については、改めて市内全域を俯瞰した上で適正配置を検討し、塩浜２丁目市有地を活用する方針としてまとめたものです。

次に、サウンディングの際、仮称塩浜アーバンスポーツエリアというエリアに対して、現在どのような計画があるかという御質問にお答えいたします。塩浜地区には、塩浜市民体育館や塩浜第２公園のスケートパークなど、スポーツ関連施設を複数有していることから、塩浜２丁目市有地を含め、一帯を仮称塩浜アーバンスポーツエリアといたしました。マーケットサウンディングの実施については、このエリアを調査範囲としております。マーケットサウンディング調査では、海辺に親しみつつ、各スポーツ施設等を周遊可能となるよう、移動手法等の連動性についても提案範囲としておりましたが、この調査の結果では、この趣旨に寄与する提案は寄せられませんでした。そのため、現在、スポーツ関連施設の連動性を確保する具体的な計画の策定には至っておりません。今後、塩浜２丁目市有地の整備とともに各施設の移動手法等の連動性などの検討を進めたいと考えております。

続きまして、定期借地権方式によって貸付期間、借地料についてお答えさせていただきます。貸付期間につきましては、10年から30年未満の間で事業者より提案される期間とすることを予定しております。また、借地料に

つきましては、市の算定基準で算定した金額以上であることを条件とする予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今回この質問をするに当たっていろいろ資料等を集めていたのですが、実は今年の５月に整備方針の素案、その後、パブリックコメントの実施をして、その結果が発表されて、その後に８月、整備方針を固めた上で、今度10月、塩浜２丁目市有地活用事業募集要項（素案）、毎月のようにこういった形でどんどん、私から見ればかなりスピードを持って進められていると感じます。今回の事業手法ですが、事業用定期借地権、今回、多分市川では、これは初めてのケースかと思います。その上で、連携機能についても方針にはあるわけなんですけども、先ほど言いましたパブリックコメント、その意見等を見ますと、実は別の事業、次に質問をします干潟整備に関する意見もスポーツ部が行ったパブリックコメントに意見が寄せられております。それを見ますと、市民にとっては、この市有地整備、また塩浜親水事業、こちらを分けて考えるというよりも、１つの市川市の取組として捉えているところが大きいのではないかと思います。場所としてはちょうど隣同士にもなりますので、事業の連携というのが必要になってくるかと思います。このパブコメの答弁、いわゆるスポーツ部に関係のない意見に対する答弁は、本事業とは関係ありませんということで、当然スポーツ部のパブコメですから、ほかの事業に関して答えることはできませんから、そういう返答しかできていない。これで、いわゆる連携が果たしてできるのかという心配もございます。行徳支所にはその内容は伝わっているかと思いますが、今度は行徳支所にしてみれば、ほかの事業のパブコメの意見に対して答える。どこで答えるのか、どのようにするのかという問題も残ったままになっているのではないかと思います。今後この連携ということは念頭に置いた上で、この事業を進めていただきたいと思います。

再度お伺いしますが、貸付期間、ここはまだ未定です。借地料については、今、金額は提示されております。サウンディング結果の意見、これは当然なんですけども、低価格、長期の運営と、こういった意見が寄せられております。今設定している借地料、これは見合うものなのか。また、貸付期間終了後、建物の扱いについてはどのようになるのか、再度お伺いいたします。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

令和６年10月に公開した募集要項（素案）では、市の算定基準により算定した基準借地料以上を事業者選定基準としております。現在、募集要項（素案）の公開により、質疑をいただいた各民間事業者と質疑内容等の個別対話を実施しており、その内容等を参考に募集要項を確定していきます。なお、本事業の整備手法は定期借地権方式としているため、貸付期間終了後の建物につきましては、貸付期間満了後の際に、事業者の負担により本件土地を更地にして市へ返還することを条件としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　これから決まる内容ではございますが、一応は分かりました。ただ、全般的に内容を見ますと、私はこれは都市計画マスタープランにも関わる内容ではないかと思います。先ほど言いました連携といった部分を考えますと、これは私は都市計画マスタープラン、街づくり部になりますが、そこで取り上げるべき内容ではないかと思います。ちょうど昨日、議会事務局から、市川市都市計画マスタープランに係るオープンハウスの開催の案内というのをいただきました。その中で、25年後の市川パネル展、アンケート会場として幾つか市内で設定をして、年末年始にかけてこれは行うんですかね。行徳地方については行徳公民館とイオンの妙典で開催するとございました。いずれにしましても、いわゆる市民向けに丁寧な説明が、これはぜひとも必要かと思いま

す。オープンハウスの中でこの市有地整備、また次で質問します塩浜親水事業が紹介されているかどうか分かりません。もう一度言いますが、これはマスタープランに関わってくる非常に市川市の都市計画そのものではないかと思います。その点を踏まえて、今後、連携機能をどうしていくのか重々考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。塩浜親水事業について再度お伺いいたします。今回のモニタリング調査結果、これは発表になっておりますが、今後のスケジュールに何か影響はあるんでしょうか。また、このモニタリング調査結果の内容の一部を紹介しますと、本来の三番瀬の自然環境とは異なっている状況であると、そのようにあります。これは議案説明会のときにも説明がございましたとおり、みお筋では生物相が乏しいということも分かっております。これら結果、さらにこれとは別に、これは11月21日、読売新聞さんのほうで記事がございまして、市川のＮＰＯ団体、環境団体と東京海洋大学が環境ＤＮＡ調査を行い、その結果もこれと同様の結果となっております。魚の種類が三番瀬ではほかと大きく異なるという調査結果もございます。これで今後、令和７年、事前覆砂を行うわけですが、干潟再生の方向性というのが若干見えてきたのかなという思いはありますが、令和７年の事前覆砂、これは予定どおり行うのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

モニタリング調査の結果、覆砂予定地においては、かつての千葉県の埋立事業により土砂が掘削されたことで、浅瀬に比べ水深が深く、酸素が少ない状況が影響し、海生生物の生息数が少ないことが分かりました。このことにつきまして、学識経験者からも、一般的に生物の分布は地形や底質など物理環境の変化に影響されるため、今後のモニタリングでは、物理的にどのように変わったかを把握することが重要であるとの助言をいただいております。今後の事前覆砂につきましては、学識経験者の意見等を踏まえ、予定どおり来年４月から着手できるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。さらに聞きますが、この事前覆砂、そして本格的に干潟の再生事業というのを行った結果、生物の多様性、漁場の回復、これは最初に聞いた内容ですが、最終的に水産業の振興に貢献できるかどうか、これが最終目的かと思います。この点については、現時点ですが、どのようなお考えでしょうか。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

干潟は子どもたちを含む多くの市民への環境意識の醸成や漁業への関心を高めてもらうために非常に重要な場になると考えております。例えば、干潟再生箇所において三番瀬に関するイベントを開催するなどし、市民に海への関心を持ってもらうことで、水産物の販売促進や漁業従事者の確保にもつながることを期待しております。加えて、アマモの移植など海の再生につながる取組を、この干潟を中心に広めていけば、カーボンニュートラルの啓発だけにとどまらず、市川の海における生物多様性、さらに漁場の回復や水産業の振興につながっているものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。実はこの干潟の再生に関しましては、否定的な意見、また団体もございます。賛成するところもございます。賛否両方ある中での干潟の再生事業ということになります。これも前に質問した市有地整備と同様に、市民向けの丁寧な説明が必要かと思います。幸い行徳支所のほうでは、11月に

親水事業のパネル展を行っております。これを見て、実際行った方は、どういったものか自分で確認した上で、非常にいい取組であるとか、そういった意見も聞いております。この親水事業、また偶然かどうか分からないんですけど、２丁目の市有地整備はほぼ同時期に行われたがゆえの、どうしてもちょっとした混乱といいますか、そういうものがあるかと思います。同じ市川市で行っている事業ですので、こちらも同様、隣の事業との連携というのを大切にしていただければと思います。東京湾に面した地方都市でこのような取組を行っている。また、次に質問しますブルーカーボンに関してもそうなんですけども、これは市川市がかなり先行した状態であります。それを踏まえた上で、次のブルーカーボンに関する取組についてお伺いをいたします。

将来的にブルーカーボン、これは実は議会で初めてこのブルーカーボンについて取り上げたとき、正直私もうまくいくかどうかというのは非常に心配をしておりました。ただ、幸い、アマモの移植に関しては、現状うまくいっているということでございました。将来的にブルーカーボンの推進、これを図っていくのか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

カーボンニュートラル実現に向けて様々な施策を検討していくとともに、藻場の再生、保全、そして市民のブルーカーボンへの認識を広めるため、今後もアマモ等の移植につきましては、関係団体の協力を得ながら継続してまいりたいと考えております。

また、アマモの生育状況につきましては、市公式ウェブサイト等で定期的にお知らせするとともに、三番瀬に接する近隣市とも情報を共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。この塩浜親水事業に関しましても、最終的には、やはり水産業の振興というものが大きく関わってくるかと思います。

再度お伺いいたしますが、このアマモの植付け、これは漁業協同組合が関わっていると聞いております。将来、市川の漁業従事者はどう推移していくのか、どう予測しているのか。当然どこの団体も同じような高齢化の問題というのを抱えております。市川市の漁業従事者数、どう推移していくのか、どのような見込みを考えているのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

漁業従事者数につきましては、漁業協同組合から提出されました資料によりますと70名程度で、過去５年間ほぼ横ばいで推移しております。将来的な見込みにつきましては、新たに加入している方もいらっしゃいますので、このような形で推移していくのではないかと、今現在はそう思っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今回、漁港整備までちょっと手をつけておりませんが、市川市の漁業の振興、水産業の振興に関わる２つの質問をさせていただきました。本来、私は担当地域ではありませんが、やはり非常に重要な内容であると思い、今回、代表質問で取り上げさせていただきました。今後ともこの事業に関しては、しっかりと注視をしてまいりたいと思います。

それでは、次の質問です。中核市についてです。先ほど小川部長から答弁をいただきました。現状ではその条件に合っていない、また、今まだ言える時期ではないという答弁でございました。最初に聞いたのは、中核市移

行は断念したのかという質問でございましたが、これ以上の答弁はなかなか難しいと思いますので、あえて市長にお伺いをいたします。報道記事が幾つか出ているわけなんですが、先ほどの小川部長の答弁を考えますと、新聞記事だけで判断するのはあまり好ましくないということがよく分かったわけですが、あえて新聞記事の一部を引用しますと、市議会に協議を呼びかけたが、前向きでないことが分かった、また、メリットが感じ取れない空気感を感じた、このような報道がされておりました。この点について、市長がどのように述べたのかは、私どもは記者会見には同席しておりませんので、本当のところは分からないんですけども、少なくとも市議会に協議を呼びかけたという記憶は私にはございません。この辺の真意も含めて、再度中核市移行について、どうお考えなのかお伺いいたしたいと思います。

○稲葉健二議長　田中市長。

○田中　甲市長　昨年の６月に御質問をいただいて以来、大変に重要な質問と認識しておりまして、その後、夏のお祭りの会場ですとかタウンミーティングの場面など、市民との交流の中で、中核市に対しての御意見に注意しておりましたが、ほとんどありませんでした。市民の代表者である議会の中からも、そのときの御質問以来１年５か月、この中核市に関する御質問はございません。つい最近ですけども、私は興味深いお話を聞くことができまして、どういう内容かと申しますと、前任者が突然のように中核市移行の話を始めたそもそもの起こりを知る機会がございました。それは、市川学園出身で千葉県の助役を長年務めておられました島田さんという方からのアドバイスがあったようです。直接島田さん御本人からお話を伺った内容ですので、まず間違いないと思いますが、中核市を進めたいと思った理由の一つはそこにあったんだなということを感じました。

少々お話し申し上げますが、市川市は世界的な大都市東京と隣接していますので、地理的な条件は埼玉県でいうさいたま市や神奈川県の川崎市に匹敵し、千葉県一恵まれていると言ってもよろしいかと思います。人口も今後10年間は微増の期間が続くというシミュレーションがされています。しかし、一方で福祉、医療など、いわゆる扶助費の増加や格差拡大による生活補助などが増大し、財源が枯渇し始めることは間違いないでしょう。また、いつ再発するかもしれない感染症の問題や、突然の大災害が起きる可能性もございます。このようなことを考えると、人口約50万都市市川市になるべく多くの権限を移譲し、独自に行動できる幅を増やしていくことは確かに必要なことかもしれません。助言してくださった島田さんは、そのようなことを考えておられたのだと思います。

しかし、議会の状況を冷静に分析し、できる限り会派の代表の声を聞く中で、不交付団体の我が市が24億6,000万円相当のランニングコストをかけ続ける中核市になるメリットがあるのだろうかという御意見や、中核市への問題意識を持っていない市民の姿を感じるならば、現在は民意に応える施策を進めることが重要であって、このような状況の中で、私が、市川市が中核市を目指すという市長の発言は、現状において正しい判断とは思えず、中核市に向かって旗を振ることは、考えられることではありません。宮本さん、よろしいですか。たまにこちらを向いていただければ……。

議会の皆様に申し上げます。私たちの時代は持ちこたえることができるかもしれません。しかし、私たちの時代に持ちこたえることができても、未来永劫市川市が持続可能な町をつくり続けることは不可能に近いということです。であるならば、現在の法律や制度の中で、さらに充実した住民サービスをつくり上げるためにはどうしたらよいのか。この10年の間に答えを出す覚悟を持たなければならないと思います。

現時点では近隣との広域連携を通じて、接している４市との協力関係を深めて、重複する予算を極力抑えて、病院や学校施設をはじめ公共施設の共有、教育に関わる問題の解決や見直し、交通機関の連携など、既にある京葉広域行政連絡協議会をはじめ、また先月４日に行いました松戸市との行政パートナー協定など、お互いの行政にとって市民に喜ばれるように課題を解決し、良好な連携をつくり出していきたいと考えています。また、その

先に京葉地域の抱える問題の解決策が見えてくるのではないかと思っております。

私は、90周年の記念式典の際に、これからの10年を次の100年の礎になる10年にしなければならないと、そのように発言しました。今後の想定される課題や、さらなる住民サービスの向上を市川市１市だけでどのようにすべきかを考えるのでなく、視点を高め、東京に隣接する地域での市境の問題、課題に応えるためにも、広域的な行政をつくる、その様々な協力関係が今後の持続可能な次の世代をつくるための重要な考え方ではないかと現在考えているところであります。

長くなりましたが、一言で申し上げるならば、この状況の中で中核市に向けての旗を振る考えはありません。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　市長、どうもありがとうございました。久々に市長から答弁をいただきまして、ちょっと私も緊張しておりまして、ありがとうございました。中核市に関しては、市長の、これも新聞の記事なんですが、機が熟していない、そのような記事もございました。じゃあ、どういったときが機が熟するのか。ただ、今の答弁を見ますと、機が熟しても旗を振らないのか、それは今後次第かと思います。

１つ私のほうで言いたいのは、例えば今、中核市になったとして、それでも不交付団体を維持しているということは、逆に言えば中核市に移行する費用、これは賄えるという話でございますよね。中核市になっても不交付団体であり続けられる市川市である。現状を見ますと、そのおよそ26億円はいつでも事業に使えるお金、これが今、実はキープされている状況ではないかと思います。そういった意味から、よくメリットが見られないとは言いますが、じゃあ、このお金をどこで使うのかという話になるかと思います。中核市以上に使うべきところが市長にはあるのかもしれません。それは今後どうするのか見ていくしかないわけですけども、例えば田中市長が市長になって学校給食費、子ども医療費の拡大、これを行っていただきました。おおよそこの額が、実は中核市に移行するために必要な金額かと思います。学校給食費に関しては、今後、国のほうが国の事業として行えば、それが丸々今度浮くわけですから、その時点が私が考える中核市移行の時期と考えてもいいのではないかと思います。今、市長のお考えというのを、新聞記事だけではなく直接答弁をいただきました。そういったところから、今後しっかりと見極めていきたいとは思います。

じゃあ最後に、どういった場合が機が熟するとお考えでしょうか。

○稲葉健二議長　田中市長。

○田中　甲市長　再質問いただきまして、ありがとうございます。問題発言になるかもしれませんが、中核市が最終着地点ではないと考えております。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　市長は広域連携が今の中核市移行に関する答えになるというところでございました。幸い大場議員のほうで松戸市のパートナー協定の件も質問しておりますが、今後はそちらのほうにシフトしていくのかと思います。ただ、１つ気になる点は、例えば連携して近隣市のために市川市民が市川市の予算を使うことに全面賛同してくれるのかどうか、そういった問題は残るかと思います。これは他市にとってもそうです。他市が市川市民に必要な措置を行えるのか。そういった壁はまだ残っているかと思います。その点については、今後しっかりと見ていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○稲葉健二議長　次に、市民クラブ、中町けい議員。

〔中町けい議員登壇〕

○中町けい議員　会派市民クラブの中町けいでございます。これより通告に従い代表質問を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、大項目１つ目に2024年10月27日に執行の衆議院議員総選挙における課題についてです。

(1)番、期日前投票所における課題についてです。前回の2021年10月31日の衆議院議員総選挙での期日前投票所は、当時、５区、６区が併設している期日前投票所は、市役所本庁舎、市川駅北口駅前のダイエー市川店、ニッケコルトンプラザの３か所ありました。全体で14か所ありました。しかし、今回の４区、５区が併設された期日前投票所は、市役所本庁舎の１か所しか設けておりません。実際に市川駅周辺では、４区の期日前投票所を探されている方々がおり、また、これまでと区割りが変わった選挙だったこともあり、市民の方が混乱している様子も見受けられました。個人的には、なぜ市川駅南口の行政サービスセンターが４区も併設できなかったのかと思う部分もありますが、そこで、今回の期日前投票所設置の経緯について伺います。

また、前回の衆議院議員総選挙の期日前投票率と比較した場合、どういった傾向があったのかも併せて伺います。

次に、(2)番、開票作業の効率化についてです。本市の開票速報を確認すると、開票率100％の確定時間が、４区が０時２分、５区、１時18分、比例代表選出議員選挙の４区が０時51分、５区が２時３分となっております。まずは間違いがないように、確実性や正確性が求められ、その上で、いかに効率的に開票時間の短縮に向けた取組が必要だと考えますが、今回の取組内容について伺います。

次に、大項目２つ目になります。防犯行政について。

(1)カメラ付防犯灯設置の現状及び今後の進め方についてになります。先ほど先順位者の答弁で、おおむねの進め方については確認をしましたが、緊急対策としてカメラ付防犯灯を100台設置した後の対応について、現在226ある自治会数に対して、今回100台設置をしても、まだ半分以下となりますが、その後追加で市が設置する考えがあるのか伺います。

次に、(2)番、町の防犯力を底上げするための方策についてです。こちらも先順位者の答弁で警察との連携については理解しました。町の防犯力を底上げするために、各個人や家庭での防犯力強化は欠かせないものと考えます。今、インターネットやホームセンターで防犯グッズも身近に充実している中で、住宅改修に対してどのような啓蒙を行っているのか伺います。

次に、大項目３つ目、吃音症に関する支援についてです。

話すときに音を繰り返したり、引き伸ばしたりといった発話の障がいである吃音は、幼児期に発症することが知られています。そこで、早期の発見と対応が必要だと思い、幼児期から義務教育学校までの吃音における課題について順番に質問させていただきます。

(1)番、幼児への健康診査における診査内容についてです。吃音症における早期の発見、治療のために幼児の健康診査における年間の受診者数、発見数、問診表の項目について伺います。

次に、(2)番、幼児への健康診査において吃音症が疑われた場合の支援についてです。３歳児健康診査を受診し、吃音が疑われた場合、言語聴覚士等の言葉の専門家との具体的な連携について伺います。

次に、(3)番、市立学校における支援内容及び理解の促進についてです。本市には通級指導教室としてことばの教室が５校あります。そこではどのような支援が行われ、どのような課題があるのか伺います。

次に、大項目４つ目、子育て支援についてです。

(1)幼稚園における特別な支援が必要な未就学児の受入れ体制への支援についてです。昨年の12月定例会では、発達に課題がある幼児の保育園の入園やインクルーシブ保育について質問しました。今回は幼稚園について質問してまいります。

まず、特別な支援が必要な未就学児がいる場合に、就労を控えざるを得ない御家庭の場合は、一般的に幼稚園に入園希望をしますが、私立幼稚園では既に在籍している配慮児で人手が不足しているため、そのまま受入れで

きないケースがあるとも聞いております。保護者としては、入園を断られた場合の選択肢として、障害児通所支援事業所に通園するか、１年待って公立幼稚園の入園を検討されるケースが考えられます。しかし、私立幼稚園や私立保育園にしても、受入れ時に加配が必要なために同じ課題を抱えておりますが、本市全体における特に結婚初期の子育て世代の定住に向けても、幼保ともに特別な支援が必要な未就学児の受入れ体制の整備は欠かせないものと考えます。そこで、私立幼稚園での受入れ体制を拡大するために、どのような事業者支援を行っているのか伺います。

次に、(2)番、第２子以降を対象とした私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の概要についてです。今年度から始まった私立幼稚園が実施する未就園児教室に児童や保護者が参加した際、保護者に対して利用料が補助されることになりましたが、その概要について伺います。

次に、(3)番、こども誰でも通園制度の利用状況と来年度の事業計画についてになります。本年７月から国が推進し、試行的事業として実施しているこども誰でも通園制度について、利用状況と来年度の事業計画について伺います。

次に、大項目５つ目、障害児通所支援事業所における諸課題についてになります。

障害児通所支援事業は、障がいのある児童や発達に心配がある児童に療育を提供する事業所になります。大きく分けて未就学児が通う児童発達支援所、就学児が通う放課後デイサービスがあり、そのほかにも保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援が含まれます。その中で配置基準として、児童指導員または保育士を２人以上配置する必要があります。さきの幼稚園の質問でも、特別な支援が必要な未就学児が幼稚園の入園を断られた際の選択肢の一つとしても、特別支援の受皿としても、本市にとっても欠かせない事業所であります。

そこで、(1)番、通称いちかわ手当の支給対象外になっている理由についてです。本市では、保育士の処遇改善のために独自の加算として通称いちかわ手当を設けておりますが、児童発達支援事業所等で働く保育士がなぜ支給対象外なのかを伺います。

次に、(2)番、保育士等の人材確保についてです。児童発達支援事業所等における保育士確保及び人材確保について、処遇改善も含めて、本市ではどのように考えているのか伺います。

次に、大項目６つ目、災害時における避難行動要支援者のための安全確保についてです。

(1)番、個別避難計画の進め方について。国では、令和３年５月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されました。ハザードマップ上で危険な地域にお住いの介護を要する方など、優先度が高いと考えられる方の個別避難計画について、おおむね５年程度で作成に取り組んでいただくようとされています。そこで、本市の個別避難計画書、他市の事例、これまでの議事録も拝見しました。本市では、モデル地区として危険度の高い崖地域で優先度の高い障がいの程度を優先順位として進めており、一方で、ライフラインが止まったときに真っ先に生命の維持に関わる医療的ケアが必要な災害弱者に対しては、計画を作成するよう対応していくとの答弁がありました。そこで、現在優先的に進めている対象者数と進捗状況について伺います。

次に、(2)番、震災時に電源確保が必要な要支援者に対する避難所の確保及び設備についてです。人工呼吸器やたんの吸引など、医療的ケアで電源が必要な要支援者の避難計画について伺います。また、非常用電源が確保されている避難場所は具体的にどのように想定しているのかを伺います。

次に、(3)番、要支援者が参加する避難訓練の実施についてです。本年11月10日に江戸川の河川敷にて、田中市長や消防局をはじめ、日頃から協定を結んでいる事業者や各団体も集まり大規模災害対応合同防災訓練が実施されました。様々な協定を結んでいる事業所や各団体と災害時の確認も含め、平時から合同災害訓練を実施し、課題の確認をしていくことはとても重要だと思います。そこで、要支援者が参加する防災訓練や福祉避難所の開

設訓練はどのように行っているのか伺います。

次に、最後、大項目７つ目、民生委員・児童委員の担い手の確保策についてになります。民生委員活動は、独り暮らしの高齢者や子ども、ひとり親や障がい者の世帯などを対象に、見守りや相談支援、熱中症予防、振り込め詐欺への注意の呼びかけのほか、災害時に備えた要支援者の把握など、ニーズは多岐にわたります。単身の高齢者が増える中、地域をよく知る民生委員だからこそ、社会的に孤立した状態にある世帯にも支援の手が伸ばせるとして、改めて役割の重要性を指摘する声も上がっております。

そこで順番にお尋ねをいたします。

(1)負担軽減策の取組と課題について。近年は仕事をしている高齢者が増えてきており、このことは民生委員の担い手不足の理由の一つでもあります。そこで、民生委員の現状とデジタルの活用など、仕事と民生委員活動を両立できるような負担軽減の取組について伺います。

次に、(2)番、活動費を改定する考えについてです。民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員で、ボランティアで活動しております。活動をすればするほど電話代などの通信費や会議に係る費用、交通費などがかかり、現在の活動費では足りないという御意見もあります。そこで、これまでの活動費の改定状況と今後の改定についてお尋ねをいたします。

以上を初回質問とし、御答弁の後に必要に応じて再質問させていただきます。

○稲葉健二議長　答弁を求めます。

荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　私からは大項目、2024年10月27日執行の衆議院議員総選挙における課題についてお答えいたします。

まず初めに、(1)期日前投票所における課題についてです。期日前投票所につきましては、これまでコロナ禍におきまして、ダイエー市川店に設置した期日前投票所の密を緩和するために、令和３年３月執行の千葉県知事選挙より開設いたしました市川駅行政サービスセンターを含め14か所に設置しておりました。今回の衆議院議員総選挙では、衆議院の解散により選挙を執行することとなったため、ニッケコルトンプラザにおきまして期日前投票所の設置を予定しておりましたスペースにつきまして、既に他の団体に貸し出すことが決まっておりましたことから、設置することができませんでした。そのため、ニッケコルトンプラザの代替施設として、平成23年まで期日前投票所を設置しておりました生涯学習センターに第４区の期日前投票所を開設いたしました。また、ダイエー市川店につきましても、事情により設置することができなくなりましたことから、代替施設を検討いたしましたが、二重投票を防止するためのネットワークを短期間で構築することが難しいことや、市川駅行政サービスセンターに第５区の期日前投票所を設置することから、代替施設を開設しなかったものでございます。生涯学習センター及び市川駅行政サービスセンターにつきましては、第４区及び第５区いずれの投票区の投票も可能である投票所を設置するためのスペースの確保が難しかったことから、それぞれの施設が該当する選挙区の期日前投票所を開設したものでございます。これらの経緯によりまして、今回の選挙では、４区及び第５区の投票が可能な期日前投票所を第１庁舎内に１か所設置したほか、第４区の期日前投票所を６か所、第５区の期日前投票所を６か所の計13か所設置したものでございます。

今回の選挙における期日前投票所での投票率につきましては、令和３年10月に執行されました前回の衆議院議員総選挙における期日前投票所での投票率と比較いたしますと、前回が18.84％であったのに対しまして、今回は17.50％であり、1.34ポイントのマイナスとなっております。第４区及び第５区の投票が可能な期日前投票所を設置する予定でありましたダイエー市川店及びニッケコルトンプラザにおきまして設置することができなかった影響といたしまして、ダイエー市川店につきましては、第４区では第１庁舎が、第５区では市川駅行政サービ

スセンターが前回よりも投票数が大幅に増加しており、ダイエー市川店の代替投票所として一定の役割を担ったものと考えております。また、ニッケコルトンプラザにつきましては、第４区では生涯学習センターが代替投票所として機能いたしましたが、第５区の代替投票所として第１庁舎や市川情報プラザなどで前回よりも投票数は増加いたしましたが、第５区全体の期日前投票所の投票数は前回と比較して大きく減少しており、期日前投票所の投票率が減少となった要因であると考えております。

次に、(2)開票作業の効率化についてです。選挙の開票作業につきましては、投票結果を正確に、そして、より早く市民の皆様に公表できるよう、これまでも事務の改善を図り、開票時間の短縮に努めてまいりました。開票作業における時間短縮の取組といたしまして、投票用紙を候補者別に振り分ける分類機及びあらかじめ決められた枚数で投票用紙をまとめる計数機を導入してまいりました。今回の選挙では、分類機を前回の６台から８台に増大いたしましたが、より効率的に開票作業を進めるため、小選挙区選出議員選挙の投票用紙については、職員が手作業により候補者別の分類を行い、比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につきましては、分類機を活用して投票用紙の分類を行いました。このことにより、有権者の多い第５区におきまして、前回の衆議院議員総選挙における開票時間と比較いたしますと、小選挙区選出議員選挙で約２時間、比例代表選出議員選挙で約１時間40分、開票時間を短縮することができたところでございます。今後も選挙の種別に合わせて、職員による作業と機械の活用を適切に配分することで、開票作業の効率化及び開票時間の短縮につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは大項目２つ目の防犯行政についてにお答えいたします。

初めに、(1)カメラ付防犯灯設置の現状及び今後の進め方についてです。今年度実施したタウンミーティングでは、自治会の皆様から市による防犯カメラの設置要望が多く寄せられたところでございます。今回は、緊急対策としてカメラ付防犯灯を市で100台設置する予定でございますが、御質問のとおり、本市には226の自治会があることを踏まえますと、安全で安心して暮らすことができる町を構築するため、今後も継続的にカメラ付防犯灯を設置していければと考えております。

続きまして、(2)町の防犯力を底上げするための方策についてです。町の防犯力を底上げするためには、その地域をよく御存じであるお住まいの方々の御協力が必須と考えております。このような方々の御協力をいただくため、強盗に狙われないための防犯対策のポイントとして、防犯カメラの設置や防犯フィルムを窓に貼ること、センサーライトや、窓を開けるとアラームが鳴る窓センサーの設置などの物的対策のほか、犯人はいろいろな人を装って自宅に電話や訪問をしてくる場合があることから、不審な電話や訪問があった場合には警察に通報するよう注意喚起を促す内容を掲載したチラシを市川市、市川・行徳両警察署の連名で作成し、11月20日頃に全自治会に掲示と回覧を依頼したところでございます。今後も警察を含め、関係機関と連携を図りながら、町の防犯力の底上げを目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目３つ目、吃音症に関する支援についての(1)と(2)、大項目４つ目、子育て支援について及び大項目５つ目の障害児通所支援事業所における諸課題についてにお答えします。

初めに、吃音症に関する支援の(1)幼児への健康診査における診査内容についてです。幼児の吃音は、子どもが２から３語文を話せるようになる３歳前後に気づくことが最も多いと言われています。市の健診では、３歳児健康診査で使用する問診票の言葉についてという項目の中に吃音に関する項目を設けており、子どもの様子が気

になる保護者はチェックを入れ、その後の個別内科健診において医師が診察するという仕組みになっております。令和５年度の個別内科健診受診者3,149名のうち、吃音に関する設問にチェックがあった幼児は85名でした。そして、医師による診察の結果、内科判定が異常なしとなった方が64名、市に対して発達センターを紹介するよう依頼があった方が４名、心理相談を紹介するよう依頼があった方が４名、既に療育施設、発達センターを利用中の方が13名でした。

次に、(2)吃音症が疑われた場合の支援についてお答えします。３歳児健康診査の結果、医療機関から心理相談を紹介された幼児と保護者は、こども家庭相談課の心理士と面接相談を行います。そこでは、心理士が子どもの発達を確認するとともに、保護者に対して子どもへの具体的な声かけの仕方など、日々の生活の中での接し方について助言をしております。その後、子どもの発達の課題が大きく、療育での継続支援が必要と判断された場合は、保護者に丁寧な説明を行った上で、市の相談窓口であるこども発達センターの利用を提案し、言語聴覚士の支援につないでいます。

続きまして、大項目、子育て支援についてにお答えします。初めに、(1)幼稚園における特別な支援が必要な未就学児の受入れ体制への支援についてです。特別な支援が必要な児童を受け入れている私立幼稚園に対する支援として、私立幼稚園幼児教育振興費補助金の補助対象項目の一つに障害児指導費があり、施設に対して補助金を交付しております。この補助金は、療育手帳を所持する児童や障害児通所支援に係る通所受給者証の交付を受けている児童などを受け入れ、各障がいの種類、程度に対応した特別支援教育を行った施設に対し、障がい児１人当たり年額33万円、または専任の教諭もしくは助教諭１人当たり年額99万円を上限として補助しているものです。補助の対象となる費用は、障がい児を受け入れたことによる１人当たり年額33万円、こちらの補助につきましては、特別支援教育に要した教材、教具、施設設備及び担任や補助職員の人件費等に充てることができます。また、専任の教諭もしくは助教諭１人当たり年額99万円の補助、こちらにつきましては、専任の教諭等を雇用した際の人件費に充てることができます。

次に、(2)第２子以降を対象とした私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の概要についてです。未就園児教室利用支援補助金は、在宅で子育てをしている家庭も気軽に幼稚園等を利用していただけるよう、市内の私立幼稚園と認定こども園が実施する親子登園クラスや、２歳児保育クラスといった未就園児教室に参加する児童の保護者に利用料の一部を補助しているものです。親子登園クラスは、乳幼児と保護者が一緒に参加するもので、１日の保育、または活動が１時間以上の場合に補助の対象としております。２歳児保育クラスは乳幼児だけの教室で、１日の保育時間が２時間以上、かつ週の保育日数が２日以上の者を補助の対象としています。保護者への補助の要件は、クラス年齢が２歳までの乳幼児であること、同一世帯の第２子以降であること、保護者に保育料の未納がないことなどを満たすこととしております。なお、補助の上限額は、親子登園クラスの場合は１日利用当たり500円、２歳児保育クラスの場合は800円となっております。

次に、(3)こども誰でも通園制度についてです。国が推進するこども誰でも通園制度は、全ての子育て家庭を対象とした支援の強化策として、保育所等を利用していない生後６か月から満３歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件にかかわらず、月10時間まで利用できる新たな制度として、令和８年度の本格実施に向け検討が進められております。本市では、本年７月から国が示す実施要綱に従って公立保育園３か所で実施しており、定員は各園６人、利用料金は１時間300円としております。本年10月末現在の３園全体の利用状況は、登録数は64名で、４か月で延べ192名が利用、利用時間は延べ622時間で、１回の利用時間の平均は3.2時間となっております。現在は試行的事業とされているこども誰でも通園制度ですが、国では、令和７年度に地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和８年度からは全国の自治体で実施することとしております。こども誰でも通園制度の制度設計は議論の途中であり、本格実施に向けては不確定な要素も多いこと

から、本市といたしましては、来年度も本格実施に向けた準備期間と捉え、引き続き今年度と同様に利用者の細かなニーズを把握し、課題への対応に努めるとともに、民間事業者の参入に向けた支援体制などを整えていきたいと考えております。

続きまして、大項目、障害児通所支援事業所における諸課題についてにお答えします。

初めに、(1)通称いちかわ手当の支給対象外となっている理由についてです。本市では、市内の民間保育施設で働いている職員の給与水準を向上することによって職員の定着率を高めるため、保育士等職員処遇改善加算を実施しており、この加算が通称いちかわ手当と呼ばれております。この加算は、市内の保育所などの運営費に対し、本市独自の加算をする制度の一つであり、保育士などの賃金改善を目的として、国が定める公定価格の処遇改善等加算後の水準に、さらに上乗せして保育士等の賃金改善を行う保育所などに対して支払うものです。対象施設は子ども・子育て支援法に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のうち、保育所、小規模保育事業、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園となっております。児童発達支援事業所などの障害児通所支援事業所については、子ども・子育て支援法に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ではないことから、いちかわ手当の対象とはなっておりません。

最後に、(2)保育士等の人材確保についてです。児童発達支援事業所など障害児通所支援事業所で働く保育士等の人材確保に向けた給与水準の向上については、福祉・介護職員の確保に向けた施策として国が取組を行っております。令和６年度に障害福祉サービス等の報酬が改定され、障がい児支援関係においても見直しが行われており、専門的支援実施加算の新設や、保育所等訪問支援における訪問支援員特別加算の要件が見直されたことで、報酬が加算されるようになっております。これらの事業所が提供した障害福祉サービスに係る費用は、事業所から千葉県国民健康保険団体連合会――以下、国保連と言わせていただきますが、こちらに申請され、国保連から事業所へ支払われており、国保連への負担割合は、国が２分の１、県と市が４分の１ずつとなっております。児童発達支援事業所等に対するサービス費用の支払いは、この国保連を経由した全国的に統一された制度設計であること、また、保育施設とは異なり、必ずしも市内の居住者が使用する施設ではないことなどから、市独自の加算の在り方については慎重な検討が必要であると考えております。

保育士等の不足については、これまで事業所から市に対して具体的な相談があったことはありませんが、その実情については、今後把握していかなければならないと考えておりますので、まずは事業所が参加する会議である市川市自立支援協議会などの場において、人材確保の現状を伺っていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは大項目、吃音症に関する支援についての(3)市立学校における支援内容及び理解の促進についてお答えいたします。

本市では、主に吃音や発音に課題のある児童への指導、支援に向けて、通級指導教室となることばの教室を小学校５校に設置しており、現在約130人が通っております。指導及び支援の内容は、自分の発語の状態を理解することや、困ったときにほかの人に助けを求めるスキルを身につけることなど、一人一人の実態に応じたものであり、児童が言語面の不安を解消して自信を持って生活できるための指導を計画的に行っております。具体的には、どんなときに吃音が出やすいか、話すときに自身が困っていることは何かなどを担当者との対話によって聞き出し、自分の発語の状況を客観的に理解できるようにしています。学習形態につきましては、１対１による個別学習やグループ学習など、吃音の症状や発音の状態に応じた形態を取っています。課題といたしましては、近年、児童の実態や本人及び保護者のニーズが多様化してきており、ことばの教室を希望する児童も増えているため、増加する希望者に対応する教員の確保及びより高い専門性を持った教員の育成が必要であると認識しており

ます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　私からは大項目、災害時における避難行動要支援者のための安全確保についての(1)個別避難計画の進め方と運用についてと、大項目、民生委員・児童委員の担い手の確保策についてお答えをいたします。

初めに、個別避難計画の進め方と運用についてでございます。個別避難計画は、災害時における避難行動要支援者の避難支援などを実効性のあるものとするため、要支援者の氏名、生年月日、住所のほか、避難経路や避難支援を実施する方の氏名、または名称などの事項を記載するものとして、令和３年５月に災害対策基本法の改正により、作成することが市町村の努力義務として定められました。本市におきましては、令和５年４月に避難行動要支援者の支援計画である避難行動要支援者支援プランに個別避難計画に関する事項を明記する改定を行い、改正後に提出された避難行動要支援者名簿の申請書裏面にある個別支援シートを個別避難計画として位置づけたところでございます。本市における避難行動要支援者は約２万7,000人、そのうち地域の支援を希望しており、避難支援など関係者への情報提供に同意をしている方は約3,500人おり、この方々を対象に、順次個別避難計画を策定することとしております。個別避難計画策定の優先度につきましては、土砂災害警戒区域を優先度の高いエリアとして、その区域内の要介護や障がいの程度の高い方と、人工呼吸器を使用しているなど生命リスクのある方としております。また、個別避難計画策定の進め方につきましては、主に自治町会と共同して、その区域内にお住まいの優先度の高い方などと意見交換を行いながら進めておりますが、御本人や御家族、避難支援者など関係者に当たる自治町会や民生委員などとの日程調整に時間を要することもあり、令和６年11月25日現在、計画の策定に至った方は18名にとどまっている状況となっております。令和３年５月に改正された内閣府による避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、早期の個別避難計画策定には市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や本人の状況によっては家族などが記入する計画づくりを進めることが適当であると記されております。今後さらに個別避難計画策定を推進するためにも、内閣府の取組指針にあるように、御自身や御家族自らが作成する計画づくりに取り組むことで、早期に多くの方の個別避難計画策定を進めてまいりたいと考えております。そこで、現在、関係部署と協議を進めており、避難支援等関係者への情報提供に同意している約3,500人を対象に、個別支援シートを郵送し、記入及び返信いただくことを検討しております。

なお、策定した個別避難計画は、災害時に避難支援活動に活用することから、個別避難計画の写しを年に１度、市から避難支援など関係者である名簿の活用に同意された自治町会へ提供しております。また、受け取った自治町会は、災害時においては、まずは自身や家族の安全を確保した上で、個別避難計画を活用して、可能な範囲での支援に取り組んでいただく運用としております。

次に、民生委員・児童委員の担い手の確保策についての(1)負担軽減策の取組と課題についてでございます。民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員であり、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねているため、民生委員・児童委員と呼ばれております。民生委員は地域で支援を必要としている独り暮らしの高齢者などに対して見守りや訪問を行い、相談内容に応じて専門機関へつなぐなど、地域住民と行政、専門機関をつなぐパイプ役として日々活動いただいております。広く福祉に関心があり、地域活動に御理解のある方を年３回、お住まいの自治町会から推薦いただいておりますが、令和６年10月末現在で、定数466名に対して17名の欠員が生じている状況となっております。欠員に関しまして、自治町会からは、年々地域の中で担い手を探すことが難しくなっているという声を聞いております。その背景といたしましては、民生委員の役割や業務が負担である、就労している方が多く適任者を探しにくい、仕事や介護、育児などの理由で時間的

余裕のある人が少ないなどの理由があるものと認識をしております。

こうしたことから、本市では負担軽減の取組として、かつては民生委員に御協力いただき、直接手渡しで実施していた年間約5,000件あった敬老祝金を口座振込に変更することや、民生委員の訪問件数が偏っている場合には、その標準化を図るなど、取り組んできたところでございます。また、昨年度は18地区の地区会長が集まる会長連絡会において、就労など日中の活動に制限のある方が参加しやすいように、リモート会議やＳＮＳなどを活用することができないかということも議論しております。本市といたしましては、今後も民生委員の負担軽減を図りながら、広く福祉に関心があり、地域活動に御理解のあるものの、日中の活動が難しい方々でも民生委員活動に参加できる方法はないか、他市の取組事例なども参考にしながら、調査研究をしてまいります。

次に、(2)活動費を改定する考えについてでございます。民生委員は民生委員法において、給与を支給しないものと定められているため、給与は支払われておりませんが、日々の活動に必要な交通費や通信費など実費弁償としての活動費が支払われております。その額は、千葉県からは年額６万200円、市からは地区会長に対しては年額６万6,000円、地区会長以外の民生委員に対しては年額６万円となっております。改定につきましては、千葉県においては、平成28年度に５万8,200円から５万9,000円に、そして令和２年度に６万200円に引き上げておりますが、本市の活動費につきましては、記録を確認する限り、15年以上金額の変更は行っておりません。

民生委員を取り巻く環境は、少子・高齢化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中で、高齢者世帯の増加、ひきこもりや8050問題などの生活課題を抱えながらも、地域で孤立する世帯の顕在化など、大きく変化をしております。このため、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために日々活動されている民生委員の役割はますます重要となっており、担い手の確保の問題や、昨今の物価高などもあることから、現在、活動費の見直しの検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　私からは大項目、災害時における避難行動要支援者のための安全確保についての(2)と(3)についてお答えいたします。

初めに、(2)震災時に電源確保が必要な要支援者に対する避難所の確保及び設備についてです。災害時に避難が必要になった場合、人工呼吸器やたんの吸引など医療的ケアが必要な要支援者は、まずは市立小学校などに開設する避難所に設置される福祉避難室に避難することになります。そして、避難所を巡回する保健師や介護福祉士などが健康状態等を把握した上で、福祉避難室での避難生活が難しい場合などには、必要に応じて福祉避難所を開設し、移っていただく計画となります。また、避難所の電源確保については、発災当初は各避難所の小型発電機や蓄電池、防災倉庫などに備蓄してある大型発電機などを逐次活用することになっております。さらに、福祉避難所には、医療施設や福祉施設と同様に、電力会社に優先的な電力復旧や電源車の配備を要請するとともに、災害協定を締結している市内の電気工事事業者にも早期の復旧工事を依頼することとしております。なお、御自宅が安全で非常用発電機等の代替電源の備えがあれば、自宅にとどまる在宅避難も選択肢の一つとなるため、被災状況を把握するとともに、一層の周知啓発に努めてまいります。

次に、(3)要支援者が参加する避難訓練の実施についてです。本年１月に実施した市立小学校全校での避難所開設・運営訓練では、福祉団体に協力を依頼し、モデル校とした３校の近隣にお住まいの支援を必要とする方々にも避難者役として御参加いただきました。その際には、避難所の場所や避難所内の福祉避難室の配置や設備について確認していただいたところです。また、職員による福祉避難所の開設・運営訓練も毎年実施しており、マニュアルに従い、避難所の立ち上げや要支援者の受入れ手順、備蓄資機材の使用方法などを確認しております。引き続き発災時の混乱を少しでも減らせるよう、避難所開設・運営訓練などに多くの要支援者の方々に参加して

いただけるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

中町議員。

○中町けい議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、必要に応じて再質問させていただきたいと思います。

まず、大項目の１つ目、2024年10月27日執行の衆議院議員総選挙における課題についての(1)期日前投票所における課題についてからになります。先ほどの御答弁を少し整理させていただきますと、前回の衆議院議員総選挙の期日前投票所は全体で14か所、そのうち併設が３か所でしたので、トータル、当時６区が８か所、５区が９か所だったのに対して、今回は全体13か所、併設が１か所ということで、トータル４区が７か所、５区も７か所になりますので、単純に前回と比較しますと、５区が２か所少なかったことになり、先ほど御答弁いただいた期日前投票率低下の要因の一つになった可能性も考えられます。今回は、これまで使用できていた施設が使えなかったことや、時間がない中で取り組まなければならなかった、そのような事情もあり大変だったかと思います。しかし、今後もこれまで使用できた施設が期日前投票所として使用できないケースも考えられますので、スペースの問題や専用回線の課題も踏まえて、代替地の対策も視野に入れつつ、期日前投票所の在り方について改善していただくことをお願いしまして、再質問はありませんので、次に進みます。

次に、(2)番、開票作業の効率化についてです。先ほどの御答弁で、分類機を合計８台に増やし、前回よりも時間を短縮できたということでしたので、その点について分かりました。

次に、今後も選挙を通じて費用対効果も加味しながら、効率化や翌日も業務がある中で職員の負担軽減も考えて総合的に判断する必要があると考えます。そこで再質問で伺いますが、開票作業をさらに機械化した場合の経費と、職員が行う場合の人件費との費用対効果について、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

機械化のための費用といたしましては、投票用紙分類機を導入する場合、１台当たりの購入費といたしまして約250万円、選挙ごとの設定費用として約18万円を見込んでおります。仮に10年間で16回の選挙において活用すると想定した場合、１回当たりのコストは約34万円となります。人件費につきましては、今回の選挙におきまして開票作業に従事した職員が約600人であり、時間外勤務手当が約600万円でありましたことから、開票作業に従事する職員１人当たりの人件費を仮に１万円として、新たに分類機を導入した場合と職員の人件費について、費用面だけで比較いたしますと、職員を35人以上削減できるかどうかが機械を導入する際の目安となります。投票用紙の機械分類につきましては、職員による手作業よりも分類にかかる時間が短縮されるというメリットがある一方、疑問票として分類される投票用紙が多くなる傾向があるため、疑問票の有効無効を判断する審査に時間を要することとなり、結果として開票時間が長くなることも想定されます。職員の開票作業にかかる人件費と機械化に伴う費用等を比較して費用対効果を検証することも重要であると認識をしておりますが、正確かつ迅速に開票作業を行うためには、職員による作業と機械による作業の適切な組合せが重要であると考えております。今後も職員による開票作業と機械の効率的な活用について検討を行い、開票時間を短縮することで費用対効果の向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　機械のトラブルやイレギュラーな対応を考えますと、全て機械化は難しい点や、職員による作

業と機械の活用を適切な配分で都度見直していく必要があると私も思います。

次に、時間を要す項目で疑問票の取扱いが考えられます。そこで再質問しますが、疑問票などの審査にはどれぐらいの時間がかかるのか、また、審査に係る時間を短縮するためにはどのような方策を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

開票作業における審査では、白票などの無効票の確認及び疑問票に係る有効、無効の判定を行っております。疑問票に係る有効、無効の判定につきましては慎重に行う必要があるため、一定の時間を要するものと認識しております。疑問票などの審査にかかる時間につきましては、候補者の人数や氏名の書き間違い、氏名以外の記述などがどの程度あるか、また、立候補者名や政党名での案分票の有無などによりますことから、一概に所要時間を提示することは難しいものと考えております。審査にかかる時間を短縮するための方策といたしまして、選挙の種別や投票率、候補者の人数などにより疑問票が多くなることが見込まれる場合には、審査係の職員配置を見直すなどの対応を行っております。また、候補者が確定した段階で、有効票について事前に審査係と綿密に打合せを行うことが審査にかかる所要時間の短縮につながるものと考えております。今後も適正な審査及び所要時間の短縮に向けて、適切な準備と職員配置に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　疑問票の取扱いについて伺いました。本市は有権者も多いので、開票や疑問票の取扱いなど、全体的に時間を要してしまうことは理解をしております。また、衆議院議員総選挙は全国的にも特番が組まれることが多く、大変注目度も高い中で、開票結果が深夜に及んでしまうと、市民からは、ちょっと遅いなという印象を持たれてしまいがちです。来年も参議院議員選挙や千葉県知事選挙もありますので、引き続きの対応をお願いしまして、この項目は終わります。

続きまして、大項目２つ目、防犯行政についてになります。(1)カメラ付防犯灯設置の現状及び今後の進め方についてですが、現在、市内で設置している防犯カメラの位置について、どこに設置されているのか自治会でも把握していなかったりという声も聞きますので、自治会のほうにも丁寧な周知をお願いしたいと思います。また、設置につきまして、今後も継続をして進めていかれるということですので、来年度予算を含めて前に進めていただきたいと思います。また、再質問はありませんので、次に進みます。

次に、(2)番、町の防犯力を底上げするための方策についてです。こちらについても再質問はございませんが、私自身も自分で防犯カメラを設置して、スマートフォンと連携して見られるように対策をしましたけれども、個人で進められる方はどんどん進めていけるよう、自宅に設置する防犯カメラに防犯補助金をすることも一つのやり方かもしれませんが、まずは各自で意識を高めていくということが大切だと思います。また、犯罪の前兆として、市内でも不審な電話や訪問も聞きます。地域の方が留守にしがちなお祭りや花火大会のタイミングに空き巣に狙われてしまったり、私の周りでも巧妙な空き巣の被害に遭った事例などもございます。警察もなかなか細かい被害状況を公表しづらい点もあるかもしれませんが、防犯の中でも特にどのようなポイントに気をつければよいかなども市民に周知することによって防げることもあると思いますので、引き続き市民の安心、安全のためにお願いしまして、この項目は終了いたします。

次に、大項目３つ目、吃音症に関する支援についてです。(1)幼児への健康診査における診査内容についてです。問診票は、時代に合わせて常に最適なものに改善をしていく努力はしていくべきだと思います。

そこで再質問で伺います。吃音を十分に発見できるように「吃音（話し始めの言葉を繰り返す、伸ばす、詰ま

る）など話し方に気になることはありませんか」などといった吃音を明記した問診票の見直しも早期発見のために必要と考えますが、御見解を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

３歳児健康診査を含めた幼児健康診査の問診票は、市川市医師会と毎年内容について見直し検討を行っています。吃音に関する項目も含め、次年度に使用する問診票の内容について、引き続き医師会と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　国立障害者リハビリテーションセンターの幼児吃音臨床ガイドラインの中で３つの指摘があります。１つ目に、ほとんどの自治体で実施している幼児健康診査では、保護者が特に質問するか自治体が独自に対応しない限り、吃音が十分に発見され対応される可能性が低いこと、２つ目に、幼児の吃音は満３歳までに半数以上が発症するが、その後もかなりの発症があり、次に公的な健診で発見される機会は学校保健安全法による就学時健康診断までないこと、３つ目に、吃音に関する問診を使用してスクリーニングする必要があることという３つの指摘がございます。吃音を明記した問診票の見直しについて、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、幼児への健康診査において吃音症が疑われた場合の支援について、こちらも再質問で伺います。幼児健康診査において吃音の症状が見られた場合、より具体的な相談が受けられるように、心理士はこども発達センターを紹介されるということでしたが、こども発達センターには未就学児が通う幼児ことばの教室があります。ここではどのような支援を行っているのか。また、保護者や関係者に対して、吃音の理解促進を目的としたリーフレットを配布すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

幼児ことばの教室は稲荷木小学校に隣接しており、児童発達支援センター市川市そよかぜキッズの２階にございます。ここには言語聴覚士２名が配置されており、吃音に関することや発音の誤り、言葉の遅れなど、言葉の発達に関する相談に対応しております。相談は１組の親子に対して２名の言語聴覚士が対応しており、１名は子どもと遊びながら、吃音がどのような状況で起きやすいのか、吃音の種類、頻度などの様子を確認し、もう１名は保護者と面談して、子どもの日常の様子について聞き取りを行っております。吃音は、緊張したり、意識し過ぎると現れやすいため、子どもと一緒に歌を歌ったり、絵本を読むなどして様々な発声を楽しみながら、話すリズムやスピードを調節する力を育てることを目的とした療育を行っております。一方、保護者に対しては、子どもに話しかけるスピードや、子どもの話の聞き方などについてアドバイスをするほか、吃音に関する正しい知識と理解についての情報提供を行っております。また、保護者の希望により、児童が在籍する保育園や幼稚園とも連携し、適切な対応の仕方について、保育士等に助言を行っております。

なお、現在、保護者に向けた吃音症に関する理解促進のためのリーフレットなどのようなものは作成しておりませんが、まずは吃音症について分かりやすく紹介している関連機関のホームページなどに市川市公式ウェブサイトからリンクできるようにするなど、保護者が随時情報を得られるような環境を整えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　確認させていただきました。ぜひ保護者や周囲の方々への理解の普及に向けてリーフレットの設置と配布をお願いしまして、次に進みます。

次に、(3)番、市立学校における支援内容及び理解の促進についてです。こちらも再質問で１点伺います。当事者の声として、人前で話すことや発表することに抵抗を感じてしまうケースがあるとも聞いております。そこで、学校生活においてはどのように理解の促進をしているのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

周囲の児童に対する理解促進につきましては、ことばの教室に通っている児童本人や保護者により様々な考え方があるため、まずは本人、保護者の希望を担任が丁寧に聞き取り、管理職や関係職員と共有します。そして、保護者や児童が周りの児童に対して理解を望む場合には、どのような方法でどのように伝えるか、事前に保護者や児童と十分な話合いを行います。本人以外の児童への伝達方法につきましては、吃音のある人に対する接し方を在籍学級の担任やことばの教室の担当教員が指導しています。吃音の児童は、人前で話すことや発表することが苦手な場合が多いため、話し方ではなく、話の内容をしっかりと聞くように指導するなど、お互いが理解し合える場面をつくり、学習活動を展開しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　ふだんの生活として、ふだんは普通学級から通級指導教室に通われているということで、保護者の考え方もあったり、また、低学年の児童に対する理解の面では難しい部分もあるかもしれませんけれども、当事者の支援と、そして周囲の理解というものは欠かせないと思いますので、引き続きの御尽力をお願いします。

また、今回、時間の都合で質問しませんが、社会に出た後も当事者は様々な御苦労があるとも伺っております。市全体でも吃音症の理解に向けて考える機会となることをお願いいたしまして、この項目は終了いたします。

次に、大項目４つ目、子育て支援についてです。(1)は幼稚園における特別な支援が必要な未就学児の受入れ体制への支援についてです。現在の制度では、１人の受入れに対して年額33万円、または、専任の教員及び助教員１人当たり99万円を上限にされているということですが、この額につきましても、私立保育所の制度と比較しても差があると思います。また、現場の声としまして、入園をさせてあげたいけれども、人員不足のために受入れできないケースがあるとも聞いております。大切なことは、この制度を創設してから毎年どれぐらいの受入れ数が増加をしているのか。また、現段階で園がどれぐらいの受入れを断らざるを得ない状況なのかの実態をつかみながら、検証と見直しをし、結果的に毎年受入れが増加できるようにしていくことで、この制度によって救われる方々が増え、制度の価値が高まると考えます。

また、１点再質問させていただきます。初回の質問時にも触れましたが、もし私立幼稚園の入園が断られた際の選択肢として、１年待って公立幼稚園に入園することも考えられますが、現在、公立幼稚園における特別な支援が必要な未就学児の受入れ状況や役割について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市の公立幼稚園では、大洲幼稚園、南行徳幼稚園、百合台幼稚園の３園に特別支援学級を設置し、特別な教育的支援を必要とする児童の受入れを行っており、令和６年11月1日現在、３園合計で15名の児童が特別支援学級に在籍しております。これらの園では、年度当初に教育支援委員会の審議結果により、特別支援学級での支援が適当と判断された児童を受け入れておりますが、年度の途中でも定員や児童の状況等により、特別支援学級または通常学級での受入れを行っております。特別支援学級は、小さな集団の中で集団生活の基礎を身につけてい

くことを目標としており、通常学級との交流などを行いながら、友達と一緒に活動する中で、成長を促すための指導を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　以前に比較して公立幼稚園全体の希望園児が減る中で、特別な支援が必要な未就学児の受入れが今後増えてくる可能性もあると思います。私立幼稚園での受入れ体制の拡充も必要ですが、公立幼稚園での特別支援の在り方についても、より広い視点で考える必要も出てくると思います。私立、公立ともに、特別な支援が必要な未就学児の受入れ体制の拡充に向けて、引き続きの支援をお願いしまして、次に進みます。

次に、(2)番、第２子以降を対象とした、私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の概要についてです。こちらにつきましては、概要については伺いました。３歳未満の子育て世代にとっては、親子通園クラスでは親子の居場所となり、２歳児保育クラスでは幼稚園教育への理解にもつながると思います。

そこで１点再質問させていただきます。現在は第２子以降を対象としていますが、今後、第１子も補助対象に拡大する考えがあるのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

補助対象については、制度設計の段階から様々な検討を行ってきたところですが、本年４月からの実施を受けて、保護者や幼稚園の現場の声、利用状況などを確認の上、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　こちらも第１子も今後対象にできれば、子育て世代の転出を防ぐ上で、大きな市川市単独の施策としてもアピールにつながると思います。現在は若干広報が足りず、制度理解が進んでいない部分もあるとのことですので、周知のほうにも力を入れていただきますようお願いしまして、次に進みます。

次に、(3)番、こども誰でも通園制度の利用状況と来年度の事業計画についてです。こちらにつきましては、現在、公立保育園３か所で実施し、利用状況と令和８年度からの本格実施に向け、検討が進められているということは分かりました。

その上で再質問で伺います。今後、公立保育園の３園以外に拡大する考えがあるのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

来年度につきましては、引き続き公立保育園３園で実施し、令和８年度以降、国の本格実施に合わせ、実施場所を拡大してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　初回の御答弁の中でも、本格実施に向けてはまだ不確定要素が多いとのことでした。そこで、追加で再質問させていただきます。これは以前から指摘をされておりますが、共働き世代の増加により、幼稚園における就園児の数が全体で減少しております。これまで幼児教育を担ってきた幼稚園と現在ニーズが高い保育園とのバランスを考える上や、保護者にとっても選択肢が広いほうがより支援につながると考えます。そこで、保育園以外の施設として私立幼稚園がこども誰でも通園制度の受皿を担うことは可能なのかを伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

国では、保育所以外にも、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設で行うことを想定しており、今後、市が国の基準にのっとって定める条例の設備や運営に関する基準を満たすことで、私立幼稚園においても実施することが可能となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　今後の制度の運用としまして、空き教室が必要だったり、スペース的な問題も出てくる可能性もあります。その上でどのような施設が最適なのかも含めて多角的に検討する必要があると思います。また、現在、公立保育園での一時預かりは展開されておりますので、制度を活用して、幼稚園においては親子登園での導入もできないのかも併せて検討をお願いしたいと思います。現在の私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金が国のこども誰でも通園制度として、国からの財源を一部活用ができれば、さらに選択肢が広がり、市川市のイメージアップにも貢献すると思われますので、よろしくお願いいたしまして、この項目の質問は終了いたします。

次に、大項目５つ目になります。障害児通所支援事業所における諸課題についての(1)通称いちかわ手当の支給対象外になっている理由についてです。こちらにつきましては、現在、本市でも特別支援や発達に課題を抱える児童数が増えており、文部科学省の学校基本調査においても、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、2010年の14万人に対して、2020年は２倍の30万人に増えているそうです。その中でも一部の発達障がいが含まれる自閉症、情緒障がいの児童生徒数は、10年間で約2.7倍にまで増えている状況です。繰り返しになりますが、特別支援の受皿として、本市にとっても欠かせない事業所であります。同じ保育士として働いていても、保育園なのか障害児通所支援事業なのかによって処遇に差があると、どうしても手当の厚いほうに人材が流れてしまいますし、処遇改善の必要は保育所だけではありません。また、今回実施した場合の仮に概算についてもお聞きしたかったのですが、本市における障害児通所支援事業の保育士の在籍数などについても実態調査をお願いしまして、再質問はありませんので、次に進みます。

次に、(2)番、保育士等の人材確保についてです。処遇改善についても市独自の加算の在り方についても、ぜひ検討をお願いしたいと思います。ただ、現実問題、人材確保に向けた方策は必要だと思います。

そこで再質問で伺います。今後、幼保就職ナビ等のイベントを活用して、児童発達支援事業所等における保育士等人材の確保ができないかをお伺いします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

人材確保のための取組として、千葉県では、千葉県社会福祉協議会へ委託し、毎年、福祉のしごと就職相談会を開催しております。この相談会では、事業所ごとのブースで施設職員から求人情報や業務内容のほか、疑問点なども直接相談できます。県によりますと、通常、年間５回実施しており、今年度は千葉市や柏市などのほか、11月24日には本市市内の市川グランドホテルで開催されております。本市で実施している幼保就職ナビの活用につきましては、これらの事業の実施状況や事業所などの意見も踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　現在行っている幼保就職ナビは、大学の施設のキャパの問題で、希望する全ての事業所が参加できない課題があるとも聞いておりますので、キャパの問題も踏まえて、より多く事業所が参加できるように、環境整備も含めて検討いただきますようお願いいたしまして、この項目の質問を終了します。

次に、大項目６つ目、災害時における避難行動要支援者のための安全確保についてになります。(1)番、個別避難計画の進め方について。大まかに整理しますと、優先対象、そして誰が支援するかの支援体制、避難所の環

境整備を同時に進めていきながら、避難訓練を通じて計画、実行、評価、改善の、いわゆるＰＤＣＡサイクルに基づきブラッシュアップしていく必要があります。例えば独居だと誰が支援をするのか、自治会との連携も含めて時間がかかってしまうと思いますが、一方で、家族が対応できるという人は進めていけると思いますので、まずは早期に進められるところから進めていく必要があります。

そこで再質問で伺いますが、個別避難計画の運用面を考えていく場合、本人の状態や施設に入ったり、居住の変化による更新や、今後、避難所の変更など行政側での変更があったときもスムーズに相互共有し、常に最新の情報として精度を維持するためにも、例えばシステムを導入して、本人または家族などがネットから入力をして、いかに郵送でのコストや職員の入力作業などの手間を最大限省くための合理的な手法も考えていく必要があると思いますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市の個別避難計画は、連絡先、既往歴、服薬状況や緊急連絡先などの避難支援にとって必要な事項を記入することとなっており、情報の更新は重要でございます。現在、個別避難計画は、申請や廃止、登録内容に変更があった場合には所定の書式に記入し、窓口へ持参、または郵送することとなっております。オンライン化などシステム導入については、登録者や御家族自ら情報を随時更新することができれば、手続の効率化が図れるだけでなく、常に最新の情報を時間差なく共有することができるという利点があるものと考えます。今後、システムを導入するにつきましても、他市の状況なども参考にしながら、非常時の有効性や費用対効果なども含めて調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　相互でアップデートできる環境が必要だと思います。例えば、いざ支援に行ったら既に退去していたり、長期間施設に入っていたり、初期に登録した情報が時間の経過とともに変化します。そもそもの対象者が、今約２万7,000人おり、高齢化とともに、今後、登録者も増加してくることが予想されます。福祉部におかれましては、日々の業務に加えて、個別避難計画の作成や運用はとても大変なのは重々理解しております。しかし、作成後の今後の運用面についても最善の方策を検討いただき、必要な財源確保もお願いいたしまして、次に進みます。

次に、(2)番、震災時に電源確保が必要な要支援者に対する避難所の確保及び設備についてになります。対応として、各避難所や防災倉庫に備蓄している小型発電機や蓄電池を活用する考え、また、協定先と連携し福祉避難所を開設することは理解しましたが、協定先も被災している中で、タイムラグも考えられます。停電時は命に関わってくるため、実際に私も災害時に備えて、車の中でも充電ができる蓄電池を２つ用意しておりますが、あくまで家庭用ですので、一時的な時間稼ぎにしかなりません。状態によっては人工呼吸器、酸素吸入器、たんの吸引器、経管栄養器など複数の電源機器が必要な方もおります。

そこで再質問で伺いますが、避難所の電源は発電機や蓄電池を活用するとのことですが、福祉避難所の設置を予定している公共施設は、停電時も電気が使える常設の非常用電源が必要と考えます。そこで、災害時でも対応可能な太陽光パネルと蓄電池を設置することも考えられますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

福祉避難所は医療的ケアが必要な方も避難するため、より確実な電源の確保が必要であり、御提案の再生可能エネルギーの活用については、カーボンニュートラルシティを表明している本市とも方向性を同じくするもので

あります。現在、ＰＰＡ事業により公共施設への太陽光パネルと蓄電池の設置を進めているところですが、長期間の停電が発生しても、天候や昼夜を問わず医療用機器も含め、照明や情報通信機器などにも使用できる防災対応型の太陽光発電システムの導入事例などもあることから、今後、調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　今おっしゃったように、他市の事例でも、災害時の施設稼働状況の想定や建設工事といった技術的な部分も視野に入れながら設置している事例があります。また、防災拠点への太陽光発電システムの導入に併せて、現在の発電量などを表示するモニターを設置して、地域住民への再生可能エネルギーの普及啓発活動にも活用しているそうです。平時から再生可能エネルギーを活用した運用や市民への普及啓発活動を行い、災害時も視野に入れた取組が大切だと思います。カーボンニュートラルシティ、そして誰一人取り残さないためにも、ぜひ導入を強く要望とさせていただきます。

加えて１点、再質問させていただきます。医療的ケアで電源が必要な要支援者のために、福祉避難室や福祉避難所にどのような設備があるのか、課題の洗い出しも含めて、専門家や当事者の意見を聞く機会を設けてはと思いますが、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

本市では、防災施策に幅広い分野の意見を反映するために市川市防災会議を設置し、医療や福祉分野からも専門的知識を有する医師会、健康福祉センター、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などに委員を委嘱しているほか、当事者である各福祉団体の皆様にも、様々な場面で意見を伺っているところです。さらに、本市は福祉避難所などに介護福祉士の派遣を受けるため、千葉県介護福祉士会と災害協定を締結しており、このような専門的な団体にも意見を伺う体制を整えております。御質問の医療的ケアに必要な設備についても、専門知識を有する団体などと意見交換する機会を通して、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　ぜひ横の連携を広げながら、他市の先進事例なども参考にして対応を進めていただきますようにお願いをしまして、次に進みます。

次に、(3)番、要支援者が参加する避難訓練の実施についてになります。要支援者が参加する防災訓練や福祉避難所の開設訓練について伺いました。１点再質問させていただきます。個別避難計画を活用した避難訓練は行っているのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

個別避難計画につきましては、対象者に対しての支援方法や避難方法などについて、現在より、よい形で行えるよう作成を進めているところです。そのため、これまでのところ、計画を活用して訓練を実施した事例は把握しておりませんが、先ほど御答弁申し上げたように、現在のマニュアルに従って、避難所である小学校の福祉避難室への避難訓練を実施しているところです。今後、要支援者と支援者が一緒に避難経路を確認するなどして、発災時に計画が有効に機能するよう、個別避難計画の作成に合わせて訓練を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中町議員。

○中町けい議員　この項目の冒頭にもお話ししましたＰＤＣＡサイクルに基づきブラッシュアップしていくことがとても重要だと考えます。個別の避難訓練で多様性にも対応していくために、災害弱者と呼ばれる人たちの命を守るために、日頃の備えも欠かせません。まずは個別避難計画を進めていきながら避難所の整備にも着手し、個別避難計画を活用した避難訓練の実施にも御尽力をお願いいたしまして、この項目の質問は終了いたします。

次に、大項目７つ目、民生委員・児童委員の担い手の確保策についてになります。(1)番、負担軽減策の取組と課題についてです。取組内容については確認をしました。担い手の確保に向けては、民生委員の定例会を平日の夜や週末に行ったり、オンラインに切り替えたりして、働きながら活動に取り組める環境をつくることや、地域福祉に携わる民生委員の活動の魅力を周りに周知することが必要だと考えます。石川県野々市市では、担い手不足の解消に向けてデジタル機器を導入することで負担を軽減している事例もあります。ぜひ日々の仕事と民生委員の活動の両立を図りやすい仕組みづくりをお願いしまして、再質問はありませんので、次に進みます。

次に、(2)番、活動費を改定する考えについてです。活動費の改定について検討されているということは分かりました。民生委員の方々は、夏場の猛暑の中でも地域を回っていただき、地域福祉のために欠かせない方々ですので、少しでも活動しやすい環境づくりを、ぜひ改善をお願いいたしまして、会派市民クラブの代表質問を終了します。それぞれ御答弁、ありがとうございました。

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時58分散会

第　　２　　日

令和６年 12 月２日（月曜日）

令和６年 12 月市川市議会定例会議事日程（第２号）

令和６年 12 月２日（月曜日）午前 10 時開議

第１　議案第27号　市川市税条例の一部改正について
第２　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第３　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について
第４　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について
第５　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
第６　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第７　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第８　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
第９　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
第10　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について
第11　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
第12　報告第31号　専決処分の承認を求めることについて
第13　報告第32号　専決処分の報告について
第14　報告第33号　専決処分の報告について
第15　報告第34号　専決処分の報告について
第16　報告第35号　専決処分の報告について
第17　報告第36号　専決処分の報告について
第18　報告第37号　専決処分の報告について
第19　報告第38号　専決処分の報告について
（代表質問）　創　生　市　川　加藤武央議員
日　本　共　産　党　清水みな子議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第27号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について
日程第４　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について
日程第５　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
日程第６　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
日程第10　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について
日程第11　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第12　報告第31号　専決処分の承認を求めることについて

日程第13　報告第32号　専決処分の報告について
日程第14　報告第33号　専決処分の報告について
日程第15　報告第34号　専決処分の報告について
日程第16　報告第35号　専決処分の報告について
日程第17　報告第36号　専決処分の報告について
日程第18　報告第37号　専決処分の報告について
日程第19　報告第38号　専決処分の報告について
（代表質問）　創　生　市　川　加藤武央議員
日　本　共　産　党　清水みな子議員

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	けい
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一

青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦
スポーツ部長	鎌形	秀昭
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	根本	泰雄
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康

道路交通部長	米	崎	勝	則
下水道部長	森	田	敏	裕
行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	栁	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
主任書記	伊	藤	祥	太
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	青	木	聖	也
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１議案第27号市川市税条例の一部改正についてから日程第19報告第38号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　無所属の会の越川雅史でございます。議事進行発言をさせていただきます。

去る11月29日における会派公明党の代表質問中、田中市長は御答弁において、前任者が突然のように中核市移行の話を始めたそもそもの起こりのエピソードを紹介する中である方の役職について言及し、「千葉県の助役を長年務めておられました」と御発言されました。私の理解が確かならば、助役は現在の副市町村長に相当する役職でありますので、千葉県はもとより、都道府県に助役が設置されたことはなかったのではないかと思われますので、これは不正確な発言なのではないかと懸念する次第です。

また、同じ御発言の中で田中市長は、自分が直接見聞したわけでもない他者間のやり取りについて、一方からの話を聞いたにすぎないにもかかわらず、また、「まず間違いないと思いますが」などと、それが不確かであることを自ら認識していたにもかかわらず、前市長が「中核市を進めたいと思った理由の一つはそこにあったんだなということを感じました」などと、前市長御本人にしか分からない他人の胸中につき、憶測に基づく御発言をされました。

さらに、同じ御発言の中で田中市長は、今や一私人にすぎない、その方のお名前や出身校などの個人情報についても無用に言及されましたが、質問者は中核市移行につき、どうお考えなのかと聞いているわけですから、答弁の本旨に関係のない他者間のやり取りに言及する必要もなければ、一私人のプライバシーに関わる情報をこの公開の議場において無用に言及する必要はなく、不適切な答弁なのではないかと考えます。

議会における発言は、みだりに他人のプライバシーに言及してはならないことはもちろんのこと、憶測に基づく発言は慎み、正確を期す必要があるかと思いますが、議長の御見解を伺います。

○稲葉健二議長　まず、田中市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

田中市長。

○田中　甲市長　貴重な時間をいただき、申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

11月29日、公明党の代表質問における大項目、中核市移行についての宮本均議員からの補足質問に対する答弁におきまして、「千葉県の助役」と申し上げましたが、正しくは「千葉市の助役」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　以上、発言の訂正を許可いたします。

また、その他の発言、要するに今、越川議員が述べられました特定の固有名詞、特定のという部分においては、その方の名前を出す、そして特定をすることによって、田中市長が持論を述べたという形に議長としては受け止めました。ですから、それに対しての裏づけと推測に関しては、田中市長が個人で持論を述べたことに対しての責任で発言をしていることであって、議場での部分においては問題ないというふうに議長は判断をいたします。

以上です。

次に、大場諭議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

大場議員。

○大場　諭議員　貴重なお時間をお借りして申し訳ございませんが、発言の訂正をお願いいたします。

11月29日の私の代表質問中、高齢者見守り支援事業を利用した防犯対策の強化に関する質問において、「犯罪者見守り事業」と発言いたしましたが、正しくは「高齢者見守り支援事業」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長　これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

創生市川、加藤武央議員。

〔加藤武央議員登壇〕

○加藤武央議員　おはようございます。我が会派、創生市川は創生市川の名のとおり、まさしく市川の新たな魅力を高めるまちづくりをモットーに今まで８名の議員で活動を行ってまいりましたが、今般、新たに竹内清海議員７期目、石原みさ子議員４期目の２名が我が会派に属することとなり、議員数42名中10名の最大会派となることができたことを、まずは市民の皆様方に報告をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、創生市川の代表質問を加藤武央がさせていただきます。

まず初めに、姥山貝塚公園及び隣接する土地活用についてです。この質問は、私自身、議員としてのライフワークの一つでもありますので、御答弁、よろしくお願いを申し上げます。

姥山貝塚公園は、1926年に日本で初めて完全な姿で竪穴住居跡から発掘された５体の人骨は、従来の家族説を揺るがす分析結果が発表されました。2024年３月10日には、全国的に知れ渡った成人男性２体、成人女性２体、子ども１体の計５体の人骨の分析結果が市内のシンポジウムで報告され、年代の異なる母子関係のない人体が葬られているとの報告を受け、家族ではなかったのかと大変に驚きました。今回会場となったメディアパークでは、400人以上が会場に詰めかけ、多くの参加者が入場できない状況が発生しました。当日には、私を含め岩井議員、丸金議員、冨家議員も参加をされました。ありがとうございました。

私が驚いたのは、「姥山貝塚の５体の人骨の謎に迫る」の企画でしたが、こんなにも多くの人々が集まることに驚いたのです。当日の参加者からは、一度現地に行ってみたいなどと多くの声も伺いました。しかし、残念ながら何度も定例会で取り上げてきた、来園者が利用するための駐車場の整備は公園開所当時から現在まで計画されていません。同公園の遺跡内容をもっと早くから多くの市民、県民にお知らせしていれば、同公園の駐車場の整備はできていたのではないかと私は思っています。非常に残念です。

そこで質問しますが、姥山貝塚公園内の５体の発掘関連の発表会の開催はどのような経緯の下で実施されたのか。そして、当日の参加人数はどの程度を把握されていたのか、本市の考え方をお聞かせください。

２点目は、このように多くの参加者を確認している状況でも、駐車場の整備はこれからも考えないのでしょうか。

さらには、同公園に隣接する自治会館計画予定地ですが、これは私の案ですが、貝塚記念コーナーを整備することはできないのか、市の考え方をお聞かせください。

次に、本市北東部における公共施設及び公共施設周辺の土地についてです。

市は、平成18年度に策定した市川市スポーツ振興基本計画として、市内を４つのゾーンに分け、北方・中山地

区から大柏地区までを包括する北東部ゾーンは総合スポーツ施設を新たに整備する地区とし、体育館、武道館、野球場、陸上競技場、サッカー場やテニスコート、プール等を目指す構想であったと認識していました。年月も過ぎれば、多くの構想も変わっていくのは残念ながら仕方ないとは思っています。現在のプール周辺の土地活用を市はどのように考えているのか、まずはお聞かせください。

年間を通じて利用できるスポーツ施設の整備を考えるのであれば施設利用者数も増えると思います。以前より私は議会で要望してきましたが、車での来場者に対するために新たな進入路拡幅の整備を行うべきと思うが、併せてお答えください。

２点目として、柏井地区には市民キャンプ場が整備されていますが、現在でのキャンプ場の運営についてはどのようなシステムになっているのか。また、現地までの進入路の狭さの問題についてお聞かせください。

３点目は、柏井少年広場は約40年以上、７名の所有者から無償で借り受けて、現在まで多くの少年野球場として使用できていましたが、残念ながら本年度は無償での土地賃借契約の更新ができていない状況が今まで続いております。更新ができない理由としては、１人の土地所有者の死亡による相続税の発生が原因であります。私は定例会で何度も取り上げ、土地所有者が死亡した場合の相続税対策として、ぜひとも本市の土地の買上げを強く要望してきましたが、ついに私の心配事は発生してしまったのです。残念です。

そこで質問しますが、今までの少年広場としての土地活用の考え方と、そして今後の土地活用についての本市の考え方をお聞かせください。

次に、努力義務化としてから１年半が経過し、秋の全国交通安全運動の重点項目となっている自転車のヘルメット着用についてです。

ヘルメット着用率の調査は、昨年４月の改正道交法の施行で着用が努力義務となったことを受けて実施しました。今年も全国の警察が本年７月に２回目を行い、都道府県別では、前回に続いて愛媛69.3％が最高で、大分の48.3％、群馬の40.4％が続き、私どもの千葉は6.5％で下から２番目であり、最下位は大阪とのことです。2019年から2023年にかけ、全国で自転車乗車中に亡くなった1,898人のうち、半数を超える1,023人が頭部を負傷。同期間に頭部を負傷した人の致死率を比較すると、ヘルメット非着用者は着用者の約1.5倍に上っており、着用は重大事故防止に効果があるとのことでした。

そこで質問しますが、千葉県の着用率が6.5％と全国でワースト２位となっている原因及び市川市民のヘルメット着用率向上のための取組について、市の考え方をお聞かせください。

次に、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）についてです。

まずはＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）とは、多くの化学的性質を持つことから、あらゆる製品の高性能化、高機能化に役立っています。その一方で、人体や環境に対して有害性が指摘されており、世界的な環境問題として注目も集めています。世の中に存在する数千種類の有機フッ素化合物を称してＰＦＡＳと呼びますが、例えば熱に強い、水、油をはじく、燃えにくい、汚れを防止する。私たちの身近なところでは自動車のコーティング、泡浄化剤などに使用されています。

そこで、なぜにＰＦＡＳが問題化されているかですが、有機フッ素化合物は化学構造上、炭素とフッ素が非常に強いため自然界では分解できず長時間残存するため、国内でも東京や沖縄などでは水道水に使用する井戸水から基準以上の検出がされた事例がありました。今回私が取り上げたのは、鎌ケ谷市で問題となっているＰＦＡＳが検出されましたが、まだ市内全域ではなく、特に海上自衛隊下総航空基地――これ、柏市なんですけど――の南側、軽井沢地区の井戸水に検出されたとのことです。鎌ケ谷市の同地区内の住民には４回目の通信資料を配布し、１回目の地元説明会も実施されたとのことです。私が訪ねた10月８日には、市民生活部環境課長にマスコミ取材が午後にも来るとのことでした。

そこで質問しますが、自衛隊周辺となれば、私ども市川市も海上自衛隊松戸駐屯地周辺の大町地区には井戸水を使用する多くの住民がいますので、本市としての今後の対応についてお聞かせください。

次に、市内のまちづくり及び道路整備についてです。

まずは、464号北千葉道路整備工事における大町・稲越・堀之内区間の現況及び今後に関する本市の認識についてです。

現在、市川市堀之内から船橋市小室町の約15kmについては、専用部と一般部の併設構造として計画されています。このうち、市川市と松戸市の区間の専用部1.9km及び一般部3.5kmが2021年度から国により事業が進められており、本年度に用地買収に着手することが予定されているとのことです。本年６月21日、道路交通部は、北千葉道路市川－松戸における地質調査及び測量についてのお知らせを配布しました。内容としては、調査期間は令和６年７月から令和６年８月まで、そして測量は令和６年７月上旬から令和６年12月下旬、地質調査及び測量箇所は国分川沿いの管理区域内、測量は市道0130号、堀之内１丁目、市道2006号、稲越３丁目などを近隣住民に配布すると伺っていました。

そこで質問しますが、北千葉道路整備計画、大町・稲越・堀之内区間の現状と今後の進捗状況をお聞かせください。

次の項目である柏井町１丁目、淀川製鋼所に関連する社員寮跡地における宅地造成工事計画及び柏井町地区の新築の建築確認申請を踏まえた今後のまちづくりについてです。

この質問も各定例会で取り上げてきましたが、柏井町１丁目、淀川社宅跡地に宅地合計約１万8,900㎡、新設道路約5,963㎡、公園は約1,185㎡、そして集会所は約132㎡で合計面積は２万7,043.46㎡と非常に大きな宅地造成計画であり、完成すれば柏井１丁目に新たに136棟が建ち上がり、新しい居住者も増加します。さらには、同地区周辺だけでも多くの宅地造成の工事が進んでいます。そして、２丁目から４丁目に目を向けると、さらに宅地造成が進んでいるのです。

そこで質問しますが、柏井１丁目から４丁目地区の過去５年間の新築の建築確認申請状況をお聞かせください。

そして、柏井町地区は南北に通過する都市計画道路3･3･9号の計画があります。この計画道路は、船橋の行田を通過して木下街道を横切り、市川市の柏井町１丁目から２、３、４丁目を通過して大野・大町地区を横断する計画道路です。現在は木下街道市川北側から、私が居住する柏井町１丁目の一部分の土地の取得は実行していますが、現在の用地取得は遅過ぎます。計画予定地に線引きされている所有者からは、県、市に対して早急の対応をお願いしている、本事業には反対していませんと言っております。

そこで質問しますが、都市計画道路3･3･9号の現在までの用地の取得状況と、事業が進まない土地の箇所とその問題点及びこれからの事業の進捗についてお聞かせください。

次に、市川市少年野球連盟の役員や妙典少年野球場を利用する選手の父母会からの要望に対する本市の認識についてです。

本市は行徳地区に専属の少年野球場を整備していただき、本当にありがとうございました。尾藤千葉県少年野球連盟理事長、中嶋市川市少年野球連盟会長に成り代わりまして、市川市野球協会会長としてお礼を申し上げさせていただきます。

おかげさまで本年度の各少年野球大会の行事も滞りなく進行しています。そして、2024年９月15日のＪＡいちかわ旗争奪第22回市川市少年野球連盟ブロック対抗戦の決勝戦で、田中市長には早くからネット裏から御観戦いただき、父母会役員からの要望等も聞いていただき、関係者の１人としても御礼申し上げます。ありがとうございました。

しかし、残念なことに、試合の途中で何度も何度も砂ぼこりによって大切な決勝戦が中断してしまう事件が発生し、野球関係者、父母会の皆様方から強い改善の声が立ち上がったのです。原因としては、球場が海側に立地されており、マリン球場同様に海風は避けられないとは思いますが、この砂ぼこり対策はできないのかとの声が一番多かったと思います。閉会式の田中市長の御挨拶では、早急に人工芝の対策を行うと宣言したと思っていますが、よろしいですか。

そこで質問しますが、私は、同球場のグラウンド内の砂ぼこり対策は早急に対応すべきと思うが、本市の考え方をお聞かせください。

次に、保健医療福祉センターについてです。この質問も、私が初めて質問したのは令和２年９月定例会であり、今回で５回目の質問となります。

この問題に関しては何度も言っていますが、市が介護老人施設とデイサービスセンターを運営している法人と令和12年度末まで運営する契約を締結し、かつリハビリテーション病院の運営については、介護老人保健施設を運営している法人に経営移譲する旨の覚書を締結しているにもかかわらず、それをほごにして公募により異なる法人を選び、二重契約の状態になったことにより生じています。また、その法人は医療法人であり、不動産を貸し付けることができないため公募どおりに売却することができず、契約不履行になってしまうおそれがあります。

これまで私は、このような状況が分かって公募に踏み切ったのは市川市であり、市側に保健医療福祉センターで運営している３法人と話合いを行い、早急に問題点の解決を図るべきであり、もっと市川市は積極的に働くべきであるとさんざん質問してきましたが、私に言わせると、残念ながら、これまで積極的に解決に向けて動いていた感じが全くしません。売却期限である今年の３月末までに協議が終わらないので各法人との貸付期間を１年延長し、民事調停などを活用し、この期間、問題を解決すると本市から報告があり、また９月定例会では、既に民事調停を実施しているとの答弁もいただきました。

そこで質問しますが、現在、この問題はどのような状況にあるのでしょう。民事調停中で答弁できる内容は限られていることは理解はしますが、答えられる範囲でよいので今の状況をお聞かせください。

そして最後に、2025年の完成を目指す国府台公園野球場に関する取組及び公園の名称変更についてです。この質問も何度も何度も各定例会で取り上げてきた、私の議員活動としての大切なライフワークの一つです。

私は、今年の６月定例会の一般質問で、国府台野球場にネーミングライツ制度導入に関し、前任者の２名のスポーツ部長が各定例会で答弁してきたネーミングライツ制度の導入に関しては、既に応募要項等の準備はできているとの答弁でしたね。しかし、現在まで全く準備が進んでいないように私は感じています。

そこで質問しますが、まずは、各定例会で前任者のスポーツ部長２名は、制度の導入の準備はできているとの答弁でしたが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

そして、私が提案しているネーミングライツ制度は、新球場の名称を市内の優良企業から有料で応募していただき、その金額を市の財政に計上するだけであり、企業からは、新球場の使用条件等の権限は一切発生していません。しないのです。

そこで質問しますが、ネーミングライツ制度の導入は、市側にメリットはあれ、デメリットは全く発生しない制度と思っていますが、本市の考え方をお聞かせください。

そして、私は、この新球場は国府台公園内の陸上競技場や体育館などの３施設となり、この３施設をまとめて現在は国府台公園と名称されていると思います。そこで、今回発掘された国府は千葉商科大学の敷地内、県営住宅の敷地内、そして国府台公園の敷地内の一部にあったと思いますが、全地域を指定して名称を市川市国府スポーツ公園または市川市国府公園――これは案ですが――にすべきと私は思っています。同球場の発掘箇所は、も

う既に球場用地として埋め戻されてスタンドの下です。そして再確認しますが、本市は過去に、大切な市税を投入した柏井地区のテニス場や八幡地区の会館、さらには多くの道路等にもネーミングライツ制度を導入しています。

そこで質問しますが、国府台公園を含めた一帯を市川市国府スポーツ公園へと名称を変更する市の考え方についてお聞かせください。

そして、新野球場の使用料金と新野球場内の有料広告の募集時期と料金設定についてですが、私どもの野球協会は、来年度の参加者を募集する時期は、来年の２月初旬には募集広告を掲示しなければなりません。そのためには、本年度内に使用料金を決定しなければ野球協会としての新年度の活動計画はできないんです。募集の掲示も行えません。そして、今まで有料広告の御協力をいただいている企業の皆様に、新球場への応募や新規の公募をお願いする場合にも早急な料金設定を決定しなければならないんです。

そこで質問しますが、新球場の使用料金の設定と、新野球場内の料金設定の募集時期と料金設定についての決定はどのような考え方によって決定されたのかお聞かせください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　私からは大項目、姥山貝塚公園及び隣接する土地の活用についてお答えいたします。

初めに、(1)シンポジウム「姥山貝塚の５体の人骨の謎に迫る」についてです。このシンポジウムの開催の経緯といたしましては、姥山貝塚から出土した縄文時代の人骨のＤＮＡ解析を行っている新潟医療福祉大学から、研究成果の公表を地元である本市で実施したいので協力してほしいとの依頼があったことから開催したものでございます。講演の内容として、人骨のＤＮＡ解析結果だけでは一般には分かりにくいことから、考古博物館学芸員による姥山貝塚の解説に加え、同大学と教育委員会との共催で開催をいたしました。また、シンポジウムの参加人数の想定については、これまで博物館で開催している考古学に関する講演会の参加人数は通常200名前後ですが、関心が高いことが想定されたため250名程度を見込んでおりました。しかし、実際には予想を上回る参加希望者があったものです。

続きまして、(2)車を利用する来訪者の受入れ体制についてです。シンポジウムでも多くの参加者があり、市の内外を問わず関心の高まっている姥山貝塚ですが、実際に現地を訪れた際には駐車場がない状況となっております。過去には隣接地を借用して整備を行い、駐車スペースとして活用しておりましたが、令和２年３月をもって終了しております。現在も公園利用者による路上駐車があることは認識しておりますが、仮に自治会館の計画もあるとすれば、そちらとの兼ね合いも考えながら、駐車場の必要性についても引き続き検討していきたいと考えております。

次に、(3)記念館の整備についてです。仮に自治会館ができ、そこに貝塚記念コーナーを整備する場合、考古博物館に収蔵している姥山貝塚の出土品を展示することについては、どの収蔵品を展示するかなどを精査した上で貸出しすることは可能です。また、東京大学等の外部の研究機関が収蔵している人骨などを展示することは、最終的には相手方への確認が必要となりますが、常設で展示することは難しい一方で、企画展など短期間で借用することは可能ではないかと考えております。いずれにいたしましても、姥山貝塚の貴重な出土品を展示する際には建物の機械警備など、施設の管理体制等が必要となります。

私からは以上でございます。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　私からは大項目の２番目、北東部における公共施設及び公共施設周辺の土地についてと６番目、少年野球連盟の役員や妙典少年野球場を使用する選手の父母会からの要望に対する認識について及び８番目の国府台野球場に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、大項目、本市北東部における公共施設及び公共施設周辺の土地についての(1)市川市民プール周辺の土地活用についてです。現在の市川市民プール及び隣接する北方多目的広場及び駐車場を含む市民プール周辺の土地については、平成26年度に策定した市川市北東部スポーツタウン基本構想において、整備の対象地として位置づけられております。令和５年３月に策定した第２期市川市スポーツ推進計画において実施したアンケートでは、社会情勢や市民の価値観の変容等が把握できたことから、同年８月に市川市北東部スポーツタウン基本構想を見直したところでございます。現在、市民プール周辺の土地については、地域の健康増進、レクリエーション等に寄与する施設や通年利用が可能なスポーツ施設として、屋内プール、フィットネストレーニング室、体育館、多目的グラウンドや駐車場を整備予定としております。現在、市民プールの主な進入路につきましては、都市計画道路3･4･18号からであり、今後、市民プール周辺の整備を進めるに当たっては、来場者の数、動線を見ながら関係部署と連携を図り、検討していく必要があると考えております。

次に、(2)いちかわ市民キャンプ場への進入路の拡幅整備についてです。いちかわ市民キャンプ場は、柏井町の豊かな自然を生かした無料のアウトドア施設として、市民のみならず、県外からも利用される施設となっております。利用に当たりましては、先に電話で仮予約を行っていただいた後、ファクスや電子メールにて利用申請書を提出することで本予約となります。施設を御利用していただくに当たり、市内在住、在勤の方にはテントや調理器具等の備品の貸出しを行っております。施設利用に際し、令和５年度の利用日数はデイキャンプも含め273日であり、利用者数はボーイスカウトなどの団体利用も含め、延べ3,560人でございました。宿泊の利用といたしましては延べ1,263人であり、利用日数は146日ございました。また、駐車場利用といたしましては約680台でございました。

なお、利用日数で割り返すと、おおむね１日２台となります。

車両でお越しの方のために、キャンプ場から少し離れた場所に駐車場がありますが、進入路から駐車場までの道路については一部幅員が狭いところもあると認識しております。

次に、(3)柏井少年広場の土地についてです。柏井少年広場は、土地所有者の方々より御厚意を受け、無償にて本市が借用し、豊かな自然に囲まれた広場として昭和57年から市民の方々に御利用いただいております。これまで長年無償でお貸しいただいた土地所有者の方々に深く感謝いたしております。土地の使用に対し、市は土地所有者の方々と貸借契約を３年ごとに取り交わしておりましたが、今回、当該土地の一部における相続の発生により、土地所有者の方々から土地の買収等に関する御要望を承ったところでございます。本市といたしましては、当該地区に公園や道路整備などを計画する予定がないことにより御要望にお応えすることはできない状況でございますが、これまでと同様、多くの市民に利用される少年広場を今後も継続させていただければと考えております。

続きまして、大項目の６番目、少年野球連盟の役員や選手の父母会からの要望に対する市の認識についてお答えいたします。

妙典の少年野球場につきましては、開設当時から砂ぼこりが課題となっておりました。外野を人工芝とした現在の野球場の開設から２年が経過し、これまで状況を注視してきたところでございます。グラウンドから飛散する砂ぼこりは、近隣居住者や公園施設の利用者等にも御迷惑を与えている状況となっております。これまでの間、グラウンドの利用がないときにはスプリンクラーを稼働し、大会等の利用時には関係者による散水などによる砂ぼこり対策を講じてきましたが、砂ぼこりにより試合の中断もされる事態もございました。このことに対

し、早急な対策が必要であること及び大会等の開催に間に合うよう、本定例会にて、補正予算としてファウルグラウンドの人工芝化に係る経費を計上させていただいたところでございます。人工芝を施工する範囲においては、少年野球連盟より、使用する年齢層によって塁間に違いがあることから、内野部分については人工芝にしないほうがよいとの御意見があったこと及び大会日程に配慮した工期とすることが望まれたことなどから、人工芝化はファウルグラウンドを覆う形としたところでございます。

最後に、大項目の８番目、2025年の完成を目指す国府台公園野球場に関する取組及び公園の名称変更についてお答えいたします。

初めに、(1)過去の定例会におけるネーミングライツ制度の導入の準備を進めているとの答弁を踏まえた、その後の進捗状況についてです。国府台公園内の野球場には条例で定められた名前がないことから、便宜上、国府台公園野球場という名称を用いてまいりました。このたび旧野球場を取り壊し、新たな施設として生まれ変わることに合わせ、施設につける名称としてどのようなものがふさわしいのか、検討を続けてまいりました。それと並行し、ネーミングライツによる命名権移譲についても併せて検討を重ねてきたところです。

施設の名称を検討するに当たり、これまでの下総国府に由来する国府台球場という呼び名は広く市民に慣れ親しまれていること、また、野球以外にイベントや式典などでも利用可能であることから国府台スタジアムと名づけるべく、本定例会において、市川市都市公園条例の一部改正議案を上程いたしました。同時に検討を進めていたネーミングライツについては、要綱案の作成なども進めてきたところではございますが、今回、まずは国府台スタジアムという名称を浸透させたいという考え、また、施設修繕等で財源を確保する必要性が生じる段階までネーミングライツ制度の導入を見送ることといたしました。

次に、(2)ネーミングライツ制度の導入は、市側にメリットはあれど、デメリットは全く発生しないと思われるが、本市の考え方についてです。ネーミングライツ制度は、民間企業などに命名権を譲渡する代わりに安定した契約料を得ることができる、財政上の観点から見て有効な手段と考えます。一方で、施設名称に企業名を冠することで、一見してその施設の所有者が分かりにくくなる、つまり企業の持ち物であると誤認されるおそれがあるというところがデメリットであると認識しております。ネーミングライツ制度を導入するか否かにつきましては、施設ごとにその実態に照らしメリットとデメリットを比較し、設定することとしております。

施設の所在地であります国府台公園は、下総国府が置かれた歴史上重要な地域です。整備工事に当たっては、多くの予算を認めていただき、かつ工期を当初より２年間延長してまでも遺跡を調査、保護しながら進めてきたところです。そのような施設であるからこそ、市民の皆様のための施設であることを明確にしたく、施設名称に企業名を冠せずに、国府台スタジアムという名前を市内外に広く周知していきたいと考えております。今後、国府台スタジアムの名称が市内外に十分に浸透し、先ほど申し上げたとおり、施設修繕等で財源を確保する必要性が生じた段階で改めて制度の導入について検討してまいります。

次に、(3)国府台公園を含めた一帯を市川市国府スポーツ公園へと名称変更するという提案に対する考え方についてです。ファクス調査の結果、下総国府の主要箇所の範囲は、国府台公園を含めた周辺地域一帯にあることが分かってまいりました。今回、その地域に市川市国府スポーツ公園との名称をつけてはいかがかという御提案をいただいたところですが、大学敷地や県有地を含めて公園とすることに対しては様々な課題があるものと考えております。

最後に、(4)新野球場の使用料並びに有料広告の募集時期及び料金設定についてです。施設使用料につきましては、本定例会に市川市使用料条例の一部改正議案として上程したところでございます。料金算定に当たっては、市の公共施設使用料の算定基準に基づき適切に算出いたしました。議決を経て使用料の額が確定次第、市民の皆様にも公開してまいります。有料広告の募集や料金の設定につきましては、１月中に公開できるように準備

を進めております。広告料につきましては、市川市道路占用料条例を参考として検討しており、掲示できる広告の大きさだけでなく、観客からの見えやすさにより料金に差が出る設定となるよう調整しているところでございます。旧野球場に広告掲出していただいていた企業等には、募集と同時にお知らせをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目の自転車のヘルメット着用についてと市内のまちづくり及び道路整備についての(1)北千葉道路と(3)柏井大町線についてお答えします。

初めに、自転車のヘルメット着用についてです。警察庁では、都道府県ごとのヘルメット着用率調査を令和５年７月と令和６年７月に行っております。この調査による千葉県の着用率は、令和５年が6.4％、令和６年が6.5％で、令和６年は全国で２番目に低い結果となっております。調査は、午前７時30分から８時30分までの駐輪場の整備された駅周辺、午後３時から４時までの商店街またはいわゆるショッピングセンターなどの周辺における着用状況を全都道府県で各１か所ずつ調査したもので、調査箇所は公表されておりません。本市でも着用状況を把握するため、本年10月に警察庁の調査と同条件となる本八幡駅、市川駅、行徳駅、南行徳駅の周辺４か所及びニッケコルトンプラザ、イオン市川妙典店の商業施設周辺２か所で調査を行いました。調査の結果、本市における着用率は、駅周辺では4.7％、商業施設周辺では9.5％、全体として5.9％でした。また、令和５年９月に千葉県警察が行ったインターネットアンケートでは、「かぶっていない」と答えた人にヘルメットをかぶらない理由を聞いたところ、「持っていない」の回答が最も多く、次に「持ち運びが面倒」でした。そのほか、「値段が高い」、「かぶらなくても安全」、「駐輪中の盗難が心配」などの回答がありました。本市のｅーモニターアンケートでも調査したところ、持ち運びが面倒や保管場所がないとの理由が多い結果となっております。このことから、ヘルメットを収納する場所がないことや自転車乗車時の安全意識が低いことが、着用率が向上しない大きな要因と考えております。

着用率の向上のための今後の取組として、現在行っている自転車乗車用ヘルメット購入費補助金のさらなる周知を図るとともに、ヘルメットをかぶらない大きな要因と考えられる保管場所の課題への対策として、自転車にヘルメットを固定するワイヤーロックの利用も併せて周知したいと考えております。また、小中学生を対象とした自転車交通安全教室では、これまでと同様に、自転車乗車中の事故でヘルメット着用ケースと非着用ケースの被害の差を説明し、着用の重要性を認識してもらえるように努めてまいります。このほか、警察庁の調査で着用率が高い都道府県や、令和５年から６年にかけて着用率が大きく向上した都道府県の取組を調査し、本市で取り組めることがないか研究したいと考えております。

次に、北千葉道路についてです。北千葉道路の市川－松戸区間については、市川市堀之内の外環道路から大町地区で計画されている市川都市計画道路3･3･9号柏井大町線との交差部までの区間が事業化されていて、大町地区の約２㎞が事業化に至っておりません。事業化されている区間では、国が地質調査及び測量とともに道路の設計を進めております。本市内での地質調査は、堀之内１丁目と５丁目の国分川沿いの河川管理区域内で行い、既に完了しております。測量については、北千葉道路に接続する堀之内１丁目の市道0130号及び稲越３丁目の市道2006号の位置を把握するためのもので、現在、作業計画を精査している段階とのことです。事業化区間の今後のスケジュールについては、今年度中に設計用地説明会を開催し、用地買収に着手する予定と伺っております。未事業化区間につきましては、事業化後に用地取得が円滑に行えるように、本市が今年度から土地１筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置及び面積を測量する地籍調査に着手し、４か年で完了する予定としております。

次に、柏井大町線についてです。千葉県が柏井町地区で事業を進めている市川都市計画道路3･3･9号柏井大町線は船橋都市計画道路と連続して整備する計画で、平成13年度に事業認可を取得しており、市川市内の事業認可区間は約520ｍとなります。用地の取得状況は、事業面積約１万3,000㎡のうち、取得済み面積が令和６年３月末時点で約１万㎡、用地取得率は約76％となっております。事業が進まない問題点としましては、本市事業区間の中ほどに位置する未買収地において事業用地及び隣接する土地の所有者と連絡がつかず、境界を確認する立会いができないことから未買収地の境界及び面積が確定できず、用地取得交渉に必要となる土地買収価格や移転補償金などの提示ができないことが挙げられます。千葉県に事業の進捗を確認したところ、令和５年度に船橋市境近くの工事着手可能な箇所で擁壁などの道路整備工事を行い、今年度は事業用地及び隣接する土地の所有者の連絡先を特定し、境界が未確定な箇所の用地測量を進めていると伺っております。

私からは以上でございます。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）についてお答えいたします。

鎌ケ谷市軽井沢地区において、井戸水のＰＦＡＳ成分であるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが暫定指針値を超過した要因につきましては、柏市にある海上自衛隊下総航空基地において使用してきた泡消火剤にＰＦＯＳやＰＦＯＡが含まれており、柏市と白井市の市境を流れる金山落という水路を通じて広がったものと考えております。

一方で、御質問の大町地区北部、松戸市にあります陸上自衛隊松戸駐屯地につきましては、主に物資を補給する拠点であり、下総航空基地とは異なり、泡消火剤を使用するような業態ではないこと、また、大町地区は鎌ケ谷市と隣接はしているものの、鎌ケ谷市軽井沢地区とは河川や水路といった流域が全く異なっていることからも、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが大町地区に広がってくる可能性は極めて低いものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　私からは市内のまちづくり及び道路整備についての(2)にお答えします。

柏井町地区は本市の北東部に位置し、梨畑などの農地や低層の住宅地などで形成されています。柏井町地区の近年の建築確認申請件数は、遊休地や斜面地などで行われた規模の大きな宅地開発に伴い、年間50件から80件で推移しています。

なお、柏井町１丁目にありました淀川製鋼所社員寮は、令和４年に近接地に建物５棟、計199戸の社員寮として建て替えられています。現在、旧社員寮跡地で行われている宅地開発の造成工事は令和７年８月30日に工事完了予定、新たに136戸の戸建て住宅が予定されております。このように、柏井町地区は社員寮の建て替えや宅地開発などにより新たな世帯も増えており、都市に必要なインフラの需要も増加するものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目、保健医療福祉センターについてお答えいたします。

本市では、保健医療福祉センターの土地建物売却に関する課題を解決するため、これまで同センターで事業を運営している各法人と個別に協議を行ってまいりました。しかし、この問題は当事者が多く、利害関係が複雑であることから、売却期限と３法人との土地建物の貸付契約を１年間延長するとともに、市顧問弁護士を代理人とし、裁判所の民事調停を活用して売却に向けた協議を進めることとしました。その後も各法人との協議を進め、令和６年３月29日に売買契約の内容や諸条件を調整し、確定することなどを目的とした民事調停の申立てが市川簡易裁判所に提出されました。市と３法人が参加した調停は５月20日、８月19日、10月７日と３回実施され、12月５日には４回目の調停が行われる予定となっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

加藤武央議員。

○加藤武央議員　各部長には多くの項目、本当ありがとうございました。お世話になりました。

それでは、まずは姥山貝塚公園の５体の発掘の発表会開催の経緯と当日の参加人数の把握については御答弁で理解はできました。ありがとうございました。

このように、会場に収まることができないほど参加者がいた結果は、この姥山貝塚公園の周知をもっと活発に行うことによって、来園者数はもっともっと増えてくると私は思っています。そして、姥山貝塚公園に隣接する柏井小学校、これ、１年生から６年生全員が同公園に弁当持参で１年生を祝う会、そういうこともやっています。また、６年生を対象に、考古博物館職員の派遣によって縄文式文化の学習もしておりますね。大変すばらしいことだと思います。ぜひとも私が提案している、同公園に隣接する300坪、今、一応返していますよね。戻って、18万円ずつやったやつを返してもらいましたよね。そこのところに５坪でも10坪でもいいんですよ。人骨発掘等の記念コーナーの整備ができると私は思っているんです。この企画案は、亡くなった五関議員ともよく話していたんです。加藤君よ、ここやろうよと。でも、五関さんは公園の中にやろうとした。公園の中は一切できないので、その外ならちょうどいいということで、300坪あるので、そこに使おうということでお願いしたわけです。

そこで再質問させていただきますが、同公園の遺跡の実績等をもっと多くの市民、県民にお知らせしていれば、公園の隣接地に駐車場整備の要望が起こっていたと私は思っています。そこで、今回のシンポジウム開催の結果を多くの市民、県民にお知らせする方法として、もっと大きくマスメディアに取扱いを目指すことはできないのか。そして、次回の開催企画案に対しどのように考えているのかお聞かせください。

そして２点目としては、貝塚公園隣接地、自治会館内に設置する場合の建設費用の負担金の助成ですよね。土地は1,000万、建てた場合に1,500万という、市のほうの補助金が出るんですが、建設費用の最高1,500万円ですが、姥山貝塚公園からの発掘関係資料を自治会館内に展示する場合に、市として別の枠組みとして補助金を出すことはできないか。

この３点、よろしくお願いします。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

まず、シンポジウムの開催結果をマスメディアに報道していただくことにつきましては、今回のシンポジウムでも５社の新聞社に講演会の内容記事を掲載していただいておりますが、今後は考古博物館の公式ウェブサイト等を利用して、当日の内容も含め姥山貝塚の重要性を分かりやすく発信していきたいと考えております。また、今後のシンポジウムの開催については、新潟医療福祉大学のＤＮＡ解析も研究途中であることから開催時期や場所などの具体的な内容は決まっておりません。しかし、市の内外を問わず大変関心が高い内容であることから、ＤＮＡ解析が進み、公表が可能となった段階でシンポジウムの開催は必要と考えており、大学と調整しながら前回より広い場所で開催し、多くの方が参加できるよう検討してまいります。さらに、開催が実現した際にはより多くのメディアに取り上げていただき、姥山貝塚の歴史的価値が一層周知されるよう努めてまいります。

次に、発掘関係資料を展示する際の補助制度についてですが、専用のガイダンス施設を整備する場合には史跡の保存活用計画と整備基本計画の策定が前提になりますが、国庫補助の対象となることは考えられます。しかし、今回は自治会館の一部に設置することを想定しているとのことですので、残念ながら補助の対象とはなりません。また、市にも該当する補助制度はございませんが、姥山貝塚の普及のための記念コーナーを整備するとい

うことであれば可能な範囲で協力をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　部長、ありがとうございました。大変すばらしい答弁だと私は思っております。

まとめさせていただきますが、そうすると、マスメディアに関しては今後考古博物館のウェブサイト等を利用して姥山貝塚の重要性を発信していただけるということでよろしいですね。――ありがとうございます。

そしてシンポジウムの開催についてですが、大学と調整をしながら前回より広い場所で開催を考えますよということでよろしいですね。ぜひとも、足りなかった、オーバーしていたんですから、私たち丸金さんも冨家さんも外で待機していたんだものね。大変だったんですよ。よろしくお願い申し上げます。

そして記念コーナーの普及ですが、これ残念ですが、ぜひともそういった状況の中でも、違った意味で対応ができるのであれば新たな考え方の支援をよろしくお願い申し上げます。この件はこれで結構です。ありがとうございました。お世話になりました。

次に、それでは、これからは小項目別に再質問をさせていただきますので、議長、よろしくお願い申し上げます。

まずは、北東部スポーツタウン基本構想の市の考え方についてです。同地区周辺の土地整備計画については理解はできましたが、北方地区北側の宅地とプール南側に隣接する道路幅は、私、何度も議会で拡幅工事をお願いしてきましたよね。が、全然進んできませんでした。これは残念です。大久保市長の時代には、あそこのちょうど調整区域に隣接するところが宅地になりますので、そういうところにもやろうと言ったけど、なかなか開発は進んでないですよね。実際、道路だけでしたね。今でも利用する農家の皆様方は道路の拡幅を望んでいます。梨の直売所にしたいとか、何かいろいろありますし、そういった中で、さらに皆さん方が言うのと同じところですけど、東高から入ってくる一方通行でプールまでですよね。それを、今度は3･4･18号のほうから入ってくるところと両方合わせれば、3･4･18号だけの道路じゃなくて東高のほうまで行けるような道路ができればもっとすばらしい環境になると思いますので、ぜひとも進捗を少しでも進めていただくこと、これはお願い申し上げます。これも結構です。これ、要望させていただきます。

次に、２点目のキャンプ場までの進入路の拡幅整備と同様の土地活用についてです。これを質問させていただきますが、私はこれ、今の答弁では全く理解できません。キャンプ場に車で来場して利用する場合は、これ、長い道のりかかりますよね。船橋法典駅から歩いてくるわけじゃないですから。車で来るんでしょうけど、実際、今でも車のすれ違いが全くできない道路幅があるんです。通れません、あそこ。そういう地区、あるんです。全部って言いませんよ。その場所があるんですよね。こんな状況で皆様方に来場を勧めるんですか。これ、市川市のキャンプ場、すばらしいところです、来てくださいと、そういう案内文を書けますかということをお願いしているんです。それで市民のキャンプ場と言えるんですか。もっともっと価値のあるものにすべきだと私は思っています。

そこで再質問しますが、本市が考えている市民キャンプ場への道路拡幅の整備についてとキャンプ場に対する市民への周知徹底についての考え方をもう一度確認させてください。お願いします。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

市民キャンプ場への進入路の改善につきましては、今後の利用状況を把握しながら車両のすれ違い可能な道路形態整備を踏まえ検討してまいります。

また、市民キャンプ場利用に関する周知につきまして、現在は市公式ウェブサイトへの掲載のみであるため、

案内板の設置や市内各施設で利用案内を配布するなど、周知を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございます。私はこれを何度もお願いしていたのは、それだけじゃなくて、今、部長が答弁したと思いますが、１日２台だっけ。やっていくと。そのぐらいのところがキャンプ場なんですかって、私言いたいんです。総額の人数じゃないですよ。土日だけ来るんじゃなくて、１日２台ぐらいしか車が来てない。だから、狭くてもいいんですよと、そういうふうに聞こえちゃうんです。

当然、これ、キャンプ場のところは、進入路、北側からの道路は市道だけですよね、逆に入るとね。道路幅は縮小され、さらには入っているのが西側からも１車線ですよね、両方から入ってくるのがね。となれば、同地区の土地利用に大きく変化が出てくる土地だと私は思っている。狭い進入路の拡幅工事は、これ、必須事業だと思っています。

そこで再々質問しますが、同地区のキャンプ場と少年広場への進入路拡幅工事について、本市の考え方、改めてちょっと確認させてください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

市民キャンプ場へ至る道路の整備につきましては、現状において、車によるキャンプ場への利用実績として、平均で１日約２台程度であるため、今後の利用状況を把握しながら検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございます。だから、私は言っているんですよ。１日に１台か２台しか出てないような道だからいいでしょうというふうに聞こえちゃうんです、私。ぜひとも、１日２台でも１台でもいいです。迷惑がかからないようにするのが市川市のキャンプ場の立場だと思っています。

さらに、キャンプ場を利用しようとすると、あの周辺で農家の人たちは必ず聞かれるんですよ。少年広場はどこですか、キャンプ場はどこですかって。看板なんかないですよ。ちっちゃいのがちょこっとあるだけです、あれ。あれでキャンプ場って言えるんですか。ですから、私は、大きいキャンプ場はここですぐらいの、あの柏井保育園の１丁目から４丁目に行く通り、あそこのところに大きな、こちらがキャンプ場ですよとか、少年広場ですよとか、やってあげるべきですよ。そうすれば、農家の人たちはわざわざ聞かれないで済むでしょう。本当に小さい、看板が。あれはぜひとも早急に改善してください。これは強く要望して終わります。ありがとうございました。

次に、少年広場です。また続くのかな。非常に残念ながら、土地所有者の７名の皆様方は、四十数年間、無償で市に貸し出していたが、１人の相続税の発生に対し土地を買収することができず――できないんですよね、これね。このような市側の対応によって、複数の土地所有者は、市側に貸し出すことはできないとの態度を今取っているんですよ、実際。もう３月の更新ができない人がほとんどでしょう。

そこで、もう一度確認させてください。同少年広場は今後利用せず、土地所有者に返還するんですか。本市の考え方をお聞かせください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

本市といたしましては、土地所有者から返還の申出があれば、所有者の意向を尊重して返還せざるを得ないものと考えております。残念ながら返還することになった際には土地所有者の方々と返還時期や方法など、誠意を

持って協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございます。そういう答弁だろうとは思って待っていたんですが、７名の皆さん方は、これ２万3,091㎡、約7,000坪ですよ。7,000坪を市は40年以上、無償で借りていたんです。これ、本当に善意で、皆さん方に大変助けてもらったと思います。その人たちがもう亡くなる年になっているんです。若い時代じゃなくて、ですから、次の世代の人たちは次の子どもたち、孫たちに財産をなくさない、負を与えないために何とかしようと努力して市の部長といろいろ、けんけんがくがくやっているんですよね。これは理解しています。

それでは、まず市川市スポーツ推進計画において少年広場に位置づけられている、少年野球場を今使っていますよね。実際に広場というよりもね。野球場は本年度末で使用できなくなるのでしょうか。

さらには、これから７名の土地所有者に対し、本市としてはどのように説明し、どのような対応を考えているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

現在、無償で貸借させていただいております土地で、一部の所有者より市と貸借契約を取り交わしている状況もありますが、契約を取り交わせていない所有者より土地の返還請求があった場合は一部広場として使用ができなくなることも想定されます。土地所有者の意向には最大限尊重し、応えていかなければいけないと考えております。本市といたしましては、引き続きこれまでと同様に、少年広場としてお貸しいただけないかのお願いを行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　よ過ぎますよ、考え方が。今後も7,000坪を無償で貸してくれというんでしょう。でも、逆に嫌だと言った場合、その一部の土地の人がど真ん中に持っている。周辺がいいですよと言った場合でも、ど真ん中の人が返してくれと言ったら使用できないじゃないですか。あそこは大体、基本的には7,000坪あって初めて１つのグラウンドみたいになっているし、上と下で分けても、地権者が分かれるかは別として、そのぐらいだったら可能かもしれませんよね。南側はいいけど、北側は駄目だと言えば、南側だけ貸しておいてくださいというのもできると思います。そういった話合いをまずしなきゃならない。そういう状況も１つは――実際、今答弁あると、確かに何名かは契約はしていますよね。７名中５名はしてないと思うけど、２名はしているんじゃないかと思っていますが、そういう人たちの土地が違うところにあったら意味がないんですよ、ばらばらにあったらね。その辺も考えていただきたい。

まとめさせていただきますが、今年３月末で契約を終了しています。実際借りられませんよね、賃貸の契約はね。ですから、結論を出せなかった、これ、部局が全てですよ。３月にやっておけば済んだ話かもしれない。相続の発生がちょうどこの時期だったからですよね、きっともめたのがね。とにかく長い間、大切な土地を多くの市民の皆様方に無償で貸し出していただいた結果、提供できた少年広場であったことは忘れないでください。地権者の人たち、決して悪くありません。一生懸命やっていると思います。

また、そこの土地を市が返却する場合には、これ、地目は山林になってしまいますよね。山林になってしまうと急に相続税高くなりますよ。それは、今年の相続税はたまたま2,000万、3,000万で評価されたかもしれませんけど、もし３年後、５年後になった場合には評価額が5,000、6,000かもしれない。税理士がやると、そういう路

線の相続税が変わってきますので、ですから、山林として返した場合には、その土地の使用、また支援、こういうことも市のほうで考えてください。よろしくお願いします。これはこれで結構です。ありがとうございました。

次に、項目で言うとヘルメットになると思いますが、それでは、秋の全国交通安全運動の重点項目である自転車のヘルメット着用率について伺わせていただきます。確かに市内で自転車を利用する市民の方々のほとんどがヘルメットを着用していません。見ていると、ほとんどです。子どもは別だけど、大人はほとんどしていません。80%、90%。それでも、子どもたちの着用率は親たちよりは確率が高いとは思いますが、今の部長の御答弁で、確かにヘルメットを持参して買物する場合に邪魔になることは、これは十分理解します。オートバイなんかだと中に入れられるんですけど、直にね。自転車だと、そうはいきませんものね。持って歩くわけにも、買物かごと一緒に持って歩くんだろうと思いますけどね。

そこで、自転車に固定するベルトなどの道具への補助対策も必要とは思います。これは今、実際、新規で買った場合、2,000円は補助しますよというのは市川市でやってくれていますよね。そうじゃなくて、そのほかにも、さらなる補助金が何か出ないかなと思っての話なんですけどね。とにかく自転車に固定するベルトなどの道具への補助対策は必要だと私は思っていますので、その辺を考えてください。答弁でしていますものね、ベルトをつけるとか何とかね。とにかく事故となった場合の致死率を減少させる一番の方法はヘルメットの着用です。ヘルメットをかぶらなきゃ駄目なんです。そういった状況の中で、国はスマホを使用しながらの自転車運転に対する厳しい罰則規定を本年11月から実施されています。

そこで再質問しますが、市川市として、自転車に乗車する場合には、ながら運転同様にもっと厳しい条例、規制等は考えられないのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

ヘルメット着用が努力義務化となる前から義務化を条例で定めている自治体があり、その多くは自転車通学時や中学生以下のみヘルメット着用を義務化しております。これらの自治体は着用率が高い傾向が見られ、条例化は一定の効果があると考えられます。今後、条例による着用義務化の効果や課題などについて、先進自治体の事例を調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございました。まとめますが、部長の答弁で理解しましたが、確かに自転車で買物に出かけるときのヘルメットをスーパー等に持参することは考えますよね。ヘルメットの購入時の補助制度でなく、ヘルメットを自転車に取り付ける器具の購入等の補助も絶対つくってください。2,000円だけじゃなくて、その中でもいいですから、つくっていただきたいと思います。とにかく着用率の高い自治体があるのが事実であり、市川市としても、先進自治体の事例をよく調査研究していただくことを要望して、これはこれで結構です。ありがとうございます。ぜひとも要望、ベルトの補助金をつけてください。大体、ヘルメット持って動けないよ。買物には行けないです。

次は、今度は有機フッ素化合物、部長、よろしくお願いしますね。今般、日本中で大きな問題となっているフッ素化合物、ＰＦＡＳが、私どもが隣接している鎌ケ谷市では、年度当初から問題が発生しており、令和６年４月25日に鎌ケ谷市長から「軽井沢通信」の臨時号が通算４号まで発行されています。鎌ケ谷市ではね。また、軽井沢地区は、隣接する柏市地区の海上自衛隊下総航空基地がすぐ上にありますよね。そこで、航空機等を洗浄される井戸水によって検出されたのではという意見もあります。だから、自衛隊そのものと私言ってないですけ

ど、柏のところの航空基地での洗浄によって出てきたのが鎌ケ谷市に影響していると私は思って、軽井沢ということを入れているんです。そこで、航空機等を洗浄される井戸水によって検出されたとの御意見もあり、松戸市五香地区や市川市大町地区周辺の井戸水に対して非常に心配して今回の議場で取り上げました。

そこで再質問しますが、直近、鎌ケ谷市では、軽井沢地区全域の井戸水等の調査を行うこととなったと伺っています。市川市としても、大柏川、中沢川などの陸上自衛隊松戸駐屯地に隣接する地区の井戸水を検査すべきだと思いますが、市の考え方をお聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本市では、令和３年度よりＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて地下水調査を実施してきております。これまでに市内４地点で調査を実施し、この中には大町地区も含まれてはおりますが、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの暫定指針値を超過した地点がないことを確認しております。しかし、昨今の各種報道で不安を感じる方もいらっしゃることから、引き続き市内の調査を継続するとともに近隣市の状況確認を行いながら、市公式ウェブサイトなどを通じてＰＦＡＳに関する情報や市内における地下水の状況などについて、市民の皆様にお知らせをしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございます。とにかく、今回の鎌ケ谷市軽井沢地区の一部で問題となったＰＦＡＳなんですけど、水源は基準値以下であり、健康に悪影響を及ぼすものではないと「軽井沢通信」でもお知らせしましたが、これ、残念ながら、10月上旬に行われた鎌ケ谷市の調査では、国の暫定指針値、１リットル当たり50ngを超えた井戸は計70本になったと発表されました。新聞に出ていました。これ、軽井沢地区だけじゃなくなってしまうんですよ。さらには、これ、柏地区にも広がったと。結局、自衛隊は柏地区にあったけど、その周辺の洗った井戸水の水が全部、鎌ケ谷市の軽井沢地区だけに出ていたということで騒がれていたものが、もう柏市にも出ているということが残念ながら出ましたよね。

そして、今、実際、直近で岡山県の吉備中央町、そこでも山中に捨てられた。これ、今度は山中です。川じゃないですよね。山中に捨てられた使用済みの活性炭が原因でＰＦＡＳが発見されているということが新聞で出ました。だから、川と関係なくなってきているんです。捨てられたもの、そこから発生していますよということですよね。昨日12月１日、これ、市原市でも出たじゃないですか。ですから、今は確かに調べてみたら大丈夫でした、市川市になきゃ大丈夫ですと思うかもしれないけど、今後、まだ山中だとか、山を抱えているところとか、産業廃棄物があるところとか、そういうところは活性炭を捨てていることが危険とか駄目だとかって、まだ規制はあまりないんですよね。ですから、平気で捨てられるんですよ。そこの中のところからしみ込んで出てきたとか。それが山中で出たということがあると思うので、市川市も申し訳ないですけど、ある程度、ダイオキシン同様、出ないことは一番いいんでしょうけど、出るために、気をつけて防衛をしなきゃならないと思いますので、この条例等も何かの形で規制をつけるべきだと。海側という意味じゃなくて、私に言わせると、山林とか、そういう捨てるところにも必ず逃げていく人いますよ。金払うの、もったいないからとか、いろんな業者があるでしょうから、そういうことも、日本中、どこでも発生するのがＰＦＡＳの問題だと思っていますので、ぜひとも条例じゃなくてもいいですから、何かの規制をかけてください。また、調査もしてください。よろしくお願いします。これはこれで結構です。ありがとうございました。

次が、北千葉道路整備計画の現状と今後の進捗状況についてです。この北千葉道路は外環道と成田空港を最短で結ぶ道路であり、北千葉道路建設促進期成同盟が全線開通に向けた早期整備を求めた要望書を県知事に提出し、市川市から船橋市西の約15km区間のうち、国が本年度から用地買収に着手すると発表した市川市と松戸市の

3.5km区間の早期整備を図るよう求めたと記載されていました。そして、現在では調査期間は終了し、地質調査と測量箇所を行っているとのことでよろしいんですね。――ありがとうございます。

そうすると、とにかく東京外郭環状道路が平成30年６月に開通し、この本道路に接続を目指す北千葉道路整備は、部分的でもありますが、大町地区から堀之内地区の所有者からは、反対者は誰もいません。早急に対処していただきたいと土地所有者は思っていますよ。違う人は反対するかもしれない。どこかから来た人でね。この北千葉道路整備こそが大町地区の農業振興地域の指定解除や、これ、松飛台駅前の市営住宅があるんですけど、その市営住宅整備の見直し、さらには松飛台南側の再開発や大町小学校の生徒数の問題などなど、解決には大変に大きな事業計画であるのがこの北千葉道路整備計画だと私は思っています。市川大野駅の開発以後、次の一番大きな事業ですよ、これ。

ただし、そのためには所有者の細かい事業内容、例えば土地収用時期や残地の利用状況等を素早く説明していただきたいとの多くの声が届いています。ぜひとも買収ができるのであれば、部分的でもいいですよ。一旦、１か所じゃなくて、部分的にその区間は、変な話、市川だけでしょう。北国分とか、あっちのほうから大町までですよね。でしたら、大町から先に買うとか何かじゃなくて、その全域を１つの区間として買収していただきたいことをまずお願いして、これは要望で結構ですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、柏井町１丁目の宅地造成工事計画と道路問題について、これを伺います。部長、ありがとうございました。なぜに私がこの宅地造成工事計画を確認したかというと、柏井町１丁目だけでも相当多くの一戸建て住宅工事件数があり、さらには２丁目、３丁目、合わせると大変に多くの住宅造成件数があるんですよね。これ、今いただきましたが、すごいですよね。私が15年前、議員になってちょうど５年ぐらいたってなのかな。今、ちょうど20年たっていますからね。15年前に船橋法典駅の北側改札口の設置を当時の船橋市選出議員、国会の先生とお願いしました。国まで行ってきました。そのときの言葉ですが、ＪＲ側からは、柏井地区には対象人数がいませんと軽く断られたことがあるんですよ。もう少し我慢してくださいと。でも、15年たちましたが、今現在では今の部長の答弁のとおりです。柏井区画整理事業や船橋法典の湯事業誘致、さらには淀鋼グラウンドへの２つの団地の整備。これ、すごいですね。百何十棟、すごいいるんですよね。このグラウンドのところに出来上がった団地だけでもすごい人数となりますが、多くの住民が居住しています。このような居住人口の増加が見込まれる状況から、同地区の利便性の向上を目指すべきですと私は思って取り上げさせていただきました。

そこで再質問しますが、今回の宅地造成に伴い、大変に多くの居住人口の増加が見込まれる柏井地区の利便性向上のため、改めて船橋法典駅北側に改札口を整備することの必要性が高まるものと考えますが、本市の考え方をお聞かせください。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

船橋法典駅北側に改札口が設置されれば市民の利便性が向上することが見込まれます。しかし、設置するには、鉄道敷地内に新たな工作物や建築物の築造が必要になるなどの課題もございます。また、同駅は船橋市に所在していることから船橋市と調整を図る必要もございます。今後の柏井町地区の状況を注視し、必要に応じて鉄道事業者への申入れを考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございました。確かに船橋法典駅って、あそこは船橋市なんですよね。この船橋法典駅の問題は、前から船橋の市議ともいろいろ話していたんですけど、船橋側の改札、競馬場開催のときだけ、反対側のあれが開通されるんですよね。それは納得しないと。上山町のほうには700棟以上のでかいマンション

ができていますので、そのマンションの人たちは、改札口が開通すれば、そのまま船橋側から船橋法典まで行けば、木下街道を渡ってこなくて済むんですよ。ですから、何とかしろって言われたけど、船橋の議員がなかなか動いてくれないということであるんですが、同時に、北口の改札口があれば、私どもの柏井１丁目、２丁目、３丁目、４丁目から船橋法典駅を使うと５分違うんですよ。ですから、駅の、朝晩じゃないですけど、すごい短縮の経路も取れるので、人数はある程度ＪＲ側も了としていただけるんじゃないかと。

ただ、新しく駅をつくろうという、農協の経済センターを後ろに建てるときも同じような条件が出たんですが、乗降客数は１万5,000人を入れてくださいと。これが１つの条件でもあったんですよ。そういう面では、私は船橋法典駅にはもういるんじゃないかなと。ですから、今回の中の流れで、ぜひともこのところには、東日本旅客鉄道株式会社に少しでもお話しして、柏井地区の人たちはこれだけのものがある。もしそれに手伝うものがあれば要望書なり何なりを私はつくりますよ。みんなでつくってＪＲ側にも持っていきましょうよ。ぜひともあそこには改札口をつくっていただきたい。このことは、市川市の柏井地区の人たちはみんな望んでいます。ぜひともよろしくお願い申し上げます。これはこれで要望して終わります。ありがとうございました。

次は、都市計画道路3･3･9号についてですが、これ、担当者が全く動いていないのか、木下街道から北側を横断する柏井方面の土地収用計画が全く進んでない。先ほど言ったけど、地権者がなかなか見つからないとか、境界が確認取れないとかと言っていましたよね。２年前には、大きな農地を所有していた農家の所有者がやっぱり亡くなったんですよ。相続が発生したんですが、この土地のほとんどが都市計画道路の予定地なんです。自宅以外、ほとんど予定地でした。担当部局に相続のために土地買収のお願いをしたんですが、全く対応していただけなかった。その土地は、現在、3･3･9号の土地買収をやった、そのところの終わった地点から距離が100ｍもないんですよ。それが２次の計画予定地か何か知りませんが、１次で終わっている。だから、まず船橋側もやっていきますよということで、まだ残っているからできませんということを言われたんです。たった100ｍなんですよ、距離ね。でも、残念ながら、その農家の人は相続税が支払えなかった。支払わないで自宅を手放さなきゃならなかった。そこしかないから。売れるのは自宅しかないということで、約200坪ぐらいあったんですが、その自宅を売らざるを得ない。その娘さんは、今、最終的にアパートへ１人で住んでいますよ。

その状況をつくらせないようにするためには、やっぱり計画予定地であっても100ｍぐらいのところなら先に買っておいてあげろよ、単価なんか変わらないだろうと私は思っていたんですけど、非常に残念でした。本事業は県事業であり、一方的に都市計画道路整備事業として指定するのは理解はしますよ。網かけ、線引きするのはいいでしょう。自宅以外には市街地はなく、多くの土地は市街化調整区域内の農地であり、事業用計画地だった場合の相続税を支払う場合には、まずは先行して千葉県が相続税を支払うための資金をつくり上げ、残された相続人を助けるべきだと、今でも私は関係者、娘さんに対して申し訳ないと思っています。

そこで再質問しますが、この都市計画道路3･3･9号は、計画予定地に指定されている多くの土地がありますが、買収代金が分かれば、今後の自宅や代替地等に選択が増えると私は思っております。これ、私が農協の職員のときに田尻、高谷の外環の買収、ほとんどそれをやっていました。先にまず買収代金を教えてくれと。そうすれば、それによって、２年後、３年後か知りませんが、こういう土地が出たから、じゃ、あんまり変わらないから、そこを買収、買ってくれとか、そういうことをずっとやってきました。ただ、この間、その話をしたときには、あれは外環だから全部できる。この事業は部分的に予算が出ているからできませんよということで却下されたんですけど、まだそうは思ってないんですけどね。本事業に反対してない人がいるんですよ。ですから、このような状況の解決策を本市はどのように考えているのか、もう一度確認させてください。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

事業認可を取得し事業化された区間は、対象の土地が都市計画法などの制約を受け、事業協力者には譲渡所得の特別控除などの優遇措置がございます。一方、事業者側にも国の交付金が活用でき、事業費の軽減が図れるメリットがあるなど、未事業化区間より優先して取得する必要がございます。本市としましては、事業化区間を早期に完成させることが重要であると認識しており、円滑な事業進捗が図られるよう千葉県に協力してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございます。また同じことを言うのかもしれないですけど、基本的にこれ、今、鎌形部長のところにも同じようなことをお願いしたと思うんですけど、相続税がかかったときは、それ相応の対応はしてやるべきでしょうという感覚の下で、私は同じことを今言っているんですよね。少年野球場にしても、７名のうち１名だけでもいいから、そうやって動いてくれれば、この問題はスポーツのほうにしてみれば解決できたかもしれない。でも、それは完全に市長の考えですよね。これは買わないと。ほかにいっぱいいるからということですよね。これも理解します。

そういう意味で、県のほうの道路計画に関しては、私は何度も言いますけど、距離が100ｍしか変わってないんですよ。100ｍぐらいだったら、そのお金は出してやって買ってあげればいいじゃないかと。その相続税って２億ぐらいですよ、対象のお金が。それだけではないけど、すごい土地の面積ありますので、そうすれば、ほかにも何かやって、自宅はそのまま残ったのかなと。柏井の非常に大きい農家が潰れるということに対して、私は本当に情けないし、農協職員もつらいと思っています。そういう意味で、私はこれをお願いしているんです。

とにかく、これ、まとめさせていただきます。部長の答弁は理解しました。これ以上言っても、しようがないでしょう。本事業計画に反対している土地所有者はいないことを、まずは事業者側に伝えてください。もうかかった以上はやりますよと。２丁目、３丁目でもいいから、先に俺のところへ買いに来いと言えば、売ってもいいですよという方は今いっぱいいます。ただ、各自、土地所有者の皆さん方にもいろいろと事情があることは理解していただきました。買ってもらったから5,000万控除があるとか何かって、いろいろ税制のことを言っているんですよね。そういうことも十分理解しています。

とにかく収用に関することは、農家の人たちというより、土地所有者の人たちが、自分でここを計画予定地にはしていませんから。あくまでも県側が網かけして線を引いて、ここは計画予定地ですということを先に入れた。その入れるのが早過ぎるから、逆に言えば、みんな家作が入っている人たちだって、もう入れないよと。どっちみち収用になるなら、面倒くせえから入居させないとか、そういう人もいっぱいいるんですよ。だから、早くしてほしいという人もいるんですけど、それはまだ１丁目の一部分で終わって、１丁目からまた４丁目のほうに行く。まだまだですものね、今の話合いだとね。まず、１丁目の一部分は収用が全部終わらないと、事業としてはその先へいかないですものね。それも理解しますので、そういうふうに言っていますけど、地元の人たちはそうは思っていませんからね。少しでも早く計画に協力してあげるよということを思っていますので、そのことだけは伝えたいと思いますので、よろしく。これもこれで結構です。ありがとうございました。

次が少年野球場。部長の御答弁で砂ぼこり対策、理解しました。また、今回の議案第31号の総務費の施設修繕費から、これ、調べましたら、3,000万円で計上して、内野の両側のファウルエリアに人工芝を整備するということですよね。よろしいんですよね、確認ね。

野球関係が強いからか知らないけど、私はほかの議員にも、砂ぼこりがそれだけで解決しないでしょうと、それを言われたんですけど、確かだよと。内野の砂ぼこりが発生すれば、その時点で無理だよということを確認はしていたんですけど、今の答弁だと、中嶋会長のほうから、低学年、高学年の距離だとか何かいろいろあるか

ら、これはやめてほしいと。そして、その費用じゃなく、ファウルラインだっけ。そこに全部人工芝にすると。その予算を即出してくれたと。これ、違った意味ではすばらしいですよ。また、市長に確認したということを言ったんですが、市長が閉会式のときに、私はやりますと。砂ぼこりに関して私がやらせていただきますというような挨拶をしていただいて保護者の人たち、関係者も喜んでいたんですよね、言っていたときにね。

ただ、ここで私、一言言いたいんですけど、この事業に関しては3,000万の補正予算を入れるんでしょう。早急に12月にやるんでしょう。であれば、私ども議員、そのとき何人かいましたよね。そのときに、ここにおられる議員の皆様方の御協力、支援を得て補正予算に入れて、ぜひとも私にやらせてくださいと言うなら、私たちはそうだなと思うよね。市長がやりますじゃなくて、同じラインでいたんだから、この議員の皆様方に御協力、御支援をいただいてと一言ぐらいいただくと、すごいいい意見、いっぱいおっしゃったよね、最初はね。だから、その辺のことを市長、今後もよろしくお願いしますよ。これはこれで終わります。

次、保健医療、再質問させていただきます。そうすると、12月５日に４回目となる民事調停が実施される予定であり、本市がようやく、遅ればせながら各法人との話合いを行っていく状況は大変に喜ばしい。いいと思いますよ。先ほども言ったけど、今まで全く動いてないじゃないかと言ったやつが、部長、３代目か、４代目か。なって何代目……。これに携わってから４代目ぐらいかな。本当にここで決着がつけられれば最高だと思っております。大変に難しい案件であることは理解しますが、１年間契約を延長したにもかかわらず、まだ解決されていない。これが私は問題なんです。

私がこの問題を取り上げてきた間、市側の部長職が何名異動していたのかなということをそこで考えたんです。今年度も残り４か月となりました。本市は、この問題をどのように解決しようと考えているのかをお聞かせください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

保健医療福祉センター内の各施設は、市民生活に不可欠な医療福祉サービスを提供しています。本市といたしましては、市民サービスに影響が生じないよう、民事調停の場を用いて調停委員を通じ各法人の意見を伺いながら、この問題の解決に向けて協議を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございました。調停中であるので、はっきりした答弁はできないのかなと理解します。

そもそも当時、この病院の公募を計画している健康福祉委員会で、全委員が公募に疑義があり、当時の笠原副市長に対し、反対の意見を重く受け止めるよう求めていた経緯のあった事業計画であったことを今回も思い出してしまいました。懐かしいぐらいですよね。私は、これまで何度も老健とデイサービスを運営している法人の調停が終了する令和12年度末まで現在の貸付けを延長すべきと言っていましたね。常にお願いしていました。複雑な問題であることは理解はします。ぜひとも解決に向け、本市が主体的に動いてほしいことをお願いして、これはこれで結構です。終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

最後の2025年完成予定、国府台公園野球場にネーミングライツ制度の導入と新野球場使用条件の設定について伺わせていただきます。

前任者２名の担当部長からの答弁では、本年度２月定例会まで、ネーミングライツの導入に対する応募要領等の準備はできていたが、その後にきっと何かが発生したのでしょうね。今回の結果は仕方ないとは、まずは思います。

私は２年前の市の野球総会で、文化都市の市川としては、埋蔵物発掘の協力によって完成が１年間遅れてしまうと、多くの野球チームの皆様方におわびを申し上げました。さらに翌年の総会でも、まだ埋蔵物の問題が解決できないので、さらに１年間の再延期をお願いし、河川敷での試合日程を承諾していただきました。この２年間、市民大会の参加料金は、河川敷でも国府台野球場の料金と同額としたが、多くのチームからは問題は出ず、御協力と御支援をいただいたんです。本当にすばらしい。ありがたかったですね。

それほどに新球場での試合を待ち望んでいたと同時に、このネーミングライツ制度にも多くの野球人が導入を期待していたことを関係者の皆様方は知っていましたか、これ。だからこそ、本年９月17日に、たった１か月間で2,000名を超える要望書を田中市長宛てに松丸副市長、鎌形スポーツ部長に提出させていただき、早期のネーミングライツ制度の導入をお願いしたんです。

私たちが何度も何度もお願いしてきたのは、国府台公園全体の下部組織には野球場、陸上競技場、体育館等の施設がありますので、大きな公園の名称は、市長が市民まつりや90周年記念行事の挨拶でも取り上げていましたが、重要な地域の野球場建設に伴い国衙の区画が分かり、また、国府台県営住宅の建て替えに伴い、下総国府が葛飾郡衙と一体の国府であったことも分かり、このような重要な地域であるからこそ、国府の遺跡跡は、国府台公園全域の名称を市川市国府スポーツ公園とすべきと私は考えたんです。

そこで再質問しますが、本年９月17日、１か月間で2,000名を超える要望書提出に対する本市の考え方をお聞かせください。

そして、このネーミングライツ制度に賛同し、今回初めて言うんですけど、500万円から1,000万円の公募を考えていただいていた市内の複数の企業者に対して、本市としてはどのようにお断りすればよいのか、市の考え方をお聞かせください。

そして、同公園の入り口には立派な案内看板があり、そこにはスポーツセンター、そして小さく市川市国府台公園と明記されて、これ７ｍ近くありますよね、この看板ね。これ、正式名じゃないですからね。この通称名はどの部署が決定し、いつ設置したのか。そして、立派な看板の設置費用についてお聞かせください。よろしくお願いします。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

ネーミングライツ制度の導入については今回見送りといたしました。ネーミングライツ制度の導入を求めて御署名いただいた方々には、施設の名前に込める市の国府台という名称を守っていきたい、広く周知していきたいという思いを御理解いただきたいと考えております。

また、ネーミングライツ制度の導入を正式に見送ることに時間を要したことで御迷惑をおかけしたと思っております。年明けには有料広告の募集も開始いたしますので、ぜひとも御検討いただければと思っております。

次に、スポーツセンターという通称についてですが、昭和48年の定例教育委員会において、当時の国府台公園課をスポーツセンター課とする旨の内容が確認できましたが、スポーツセンターという通称決定や案内看板設置の経緯は記録が残っておらず、不明でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございました。今の答弁、それ以上ないのかなと思いますが、１点、まず確認もさせてください。であれば、国府台公園の入り口に７ｍ近くのでっかいのがあって、アッパーカットで照明まで出ていますよね。スポーツセンター、そして、その下に国府台って小さく入っているんですが、これは今後撤去する考えがあるんですか。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

現在のところ国府台公園の再整備事業を行っておりまして、その中で検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございます。検討10年というわけじゃないんでしょうけど、あそこは通称名でしょう、スポーツセンターって。あんな７ｍも、でっかいやつなんですよ。ということは、今度は逆に今、国府台公園が正式名なんだから、それを入れてもいいんじゃないかと私は思っているんですよ。スポーツセンターなんてしたら、どこにあるんだって言われる可能性ありますよね、実際ね。そのことをまず確認させてください。

そこで再々質問させていただきます。市川市の魅力を広く周知徹底できるとの考えであれば、まずは国府台の後に企業名、そしてスタジアムと名称を使用する考え方はできなかったんでしょうか。例えば国府、何だかの企業名が入って、企業名の後にスタジアムとつければいいのかなと思っていたんです。

そこで再々質問しますが、議案第29号として提出された国府台スタジアムですが、まだ議会で採択はされていませんが、今定例会に提出された経緯について、どの時期、どの部局のメンバーで決定されたのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

そもそもこの施設は、都市公園内の有料施設として定めた名称を改正するため、市川市都市公園条例の一部改正として本定例会に上程させていただいたものでございます。本施設に個別の設置及び管理に関する条例を規定していないことより、市川市都市公園条例別表の有料施設名称を国府台スタジアムに改正するものでございます。

施設名称につきましては、下総国府に関連する名称も複数検討いたしましたが、国府に由来する国府台という地名が市川市内にあることを重視するとともに、野球だけでなく、イベントでも使用できる施設になったという新しさを表現するため、国府台スタジアムという名称といたしました。そして、本件はスポーツ部が発議し、市長、副市長、教育長、危機管理監、市長公室長、市長部局の部長及び理事、行徳支所長、消防局長、教育次長並びに教育委員会事務局の部長をもって構成する庁議に11月５日に諮り、内容が承認されたことにより条例改正議案として上程したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございました。

そこで、議案第29号に対してちょっと１点確認をさせていただきたいと思います。今、部長から言われました、出席されたメンバーを確認しましたが、そこでネーミングライツ制度というのは、企業に名前をつけさせてあげる代わりに毎年500万円から1,000万円の財源が入るすばらしい制度だと私は申し上げてきました。今回初めて計上したんですけどね。

財政部長にお聞きしたいと思いますが、財政部の立場として、ネーミングライツ制度に対する市の考え方をお聞かせください。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

ネーミングライツ制度の導入につきましては、議員が御指摘しますとおり、新たな自主財源の確保策として有

効な制度であり、財政の健全性の向上に資するものと認識をしております。しかしながら、各施設へのネーミングライツの導入の可否ですとか、ネーミングライツを導入する時期につきましては、それぞれ対象となる施設ごとに設置の目的や利用の状況などを踏まえ様々な観点から検討されるべきものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございました。

それでは、同じような質問ですが、先ほど私が申し上げましたが、約2,000名を超えるネーミングライツ制度の導入に係る要望書を受け取った松丸副市長に対して同じく質問しますので、よろしくお願い申し上げます。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　ネーミングライツ制度につきまして、市の公有財産などの有効活用によりまして、自主財源の確保という１つの手段として大変有効であると、そういう認識はしております。この準備に企業の皆さん、そして2,000名を超える署名をもって要望書を提出いただいたわけですが、その方たちがこの施設に広告効果があるということと、さらには、その魅力を大変感じていただいて検討いただいたということで、期待を寄せられていることにつきましては大変うれしく感じております。

ただ一方で、今定例会でこの工事に伴います請負契約について変更させていただく議案も提出させていただいて、この後、審査審議していただくわけでございますが、約45億円という予算を投入して市民のための市民に利用してもらう施設として、しっかりと市民に愛着を持っていただいて、国府台、あるいは市川市の地域のシンボルとしてまずは浸透させる必要があるのではないかと。施設名に企業名が入ることで企業イメージが先行するということについてはやはり懸念材料がございますので、今回、このような形で名称を変更するということで議案を提出させていただいた次第でございます。

今後、この施設の運用に当たりまして、さらなる魅力を市の内外に発信することで、今回、ネーミングライツ制度に手を挙げていただくことに興味、関心をいただいた企業、そして多くの市民の皆様方の期待にも応えるものと考えております。施設の運営に当たって、さらなる魅力向上をしっかりと果たしていけるように努めてまいりたいと思います。

なお、ネーミングライツの施設に対して、導入につきましては、いずれ施設の老朽化、あるいは、より使い勝手のいい施設のために修繕、あるいは改修、そういった時期が恐らく10年をめどに来ると思いますので、その際には、またネーミングライツ制度そのものをこの施設の運営に当たって導入することについてしっかりと検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　10年後といったら、いないでしょうね、僕ね。でも、いいですよ。今の２人の答弁、私にとっても、庁議で決めたことだし、これで決定に対する不服はありません。なったことに対しては、私も了とします。私は29号議案、ここには賛成をさせていただきます。

また同時に――私個人ですからね。まだ分かりませんけど、私は手を挙げたけど、下ろさせて、そこでいいだろうと。あとは企業に対して、私は謝りに行かなきゃいけない。これは私の１つの仕事だと思っています。

そして次、30号議案に提出されている使用料等についての理解は、これ、させていただきます。30号議案で提出された良案は、私はこれ賛成です。この場で私も同じように賛成もさせていただきます。ほかは分かりませんけどね。

ただ、有料広告の料金決定は非常に遅いですよ。これ、有料料金のことは30号議案には出ていませんからね。

これ、私たちが過去５年間かけて、一度、私が有料広告をやれやれと言ったとき、５年間全部、理事者側は反対してきましたよね。最終的には了としていただいて募集をしたときに、企業を全部回ってきました。最初は１コーナーが20万でした。でも、高過ぎるということで８万円か何かに１回下げてもらったり何かした。いろいろあったんですけど、５年間で1,000万近くも入っているんですよ、有料広告。でも、まだ屋内しか駄目だということでしょう。体育館だって、中だと。サッカー場は外だから駄目だとか、そういう、まだいろいろ言われているんですけど、屋内だからいいと。体育館とか野球場は屋内で外から見えませんからということで了としてもらっているのが今現状なんです。

それは理解しますが、有料広告を企業にお願いするときには幾らで決定するんですか、幾らでやりますかといったときに、僕たちが行くのに、来年の１月頃、２月頃を希望して、そこから国府台のスタンドにその旗を、ネーミングの会社名のあれを入れるのに１か月以上、軽くかかるんですよ。デザインだとかいろんなのをかけたり、生地をやったりとか、そうやっていく。だから、来年の１月頃に料金を決定したいなんていったら、とんでもない話ですよ。今年ぐらいまでに決定していてもらわないと、それで僕たちは企業に回っていくんですよ。取ってくれないかね、やってくれないかねということで、じゃ、うちの会社名のマークを使えとか。大きい企業じゃなければ一発で終わりますよね。社長の権限でいいよって言ってくれる企業もあります。でも、違った企業はみんな稟議かけて、それで決定されて金を出してもらって、今度は企業をつくって、デザインをつくって、そして今度はまた、野球場の関係者に買ってもらう事業があるんでしょう。今回、外野だけじゃなくて、内野のファウルラインにも入れてくれるんでしょう。すばらしい案件だと思っていますので、それにもやっぱり金額設定は早くしてもらわないと……。僕たちは全力で協力しますので、ぜひともできた以上はすばらしい状況でつくっていただきたいということをお願いして、そこで、今私が言ったんですけど、それでは再々質問しますが、有料広告の募集についてはどの時期、どの部局、どのメンバーで決定するのか、まず確認させてください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

有料広告につきましては、スポーツ部により広告料の設定や募集要項等の整備を現在行っております。少しでも早く募集を開始できるように準備を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤武央議員。

○加藤武央議員　ありがとうございます。先ほど言ったように、１月中旬か下旬頃には決定を考えていますという答弁だと、私は、それはまた違いますよ。ぜひとも年内に有料広告のほうも決定してもらわないと、今度は末端で市役所の職員が全員動くわけじゃないでしょう、募集にね。僕たちも協力しながら各企業に回ったりなんかして集めていかなきゃならない。そのぐらい、今度は人数多いですものね。個数が多くなるじゃないですか。ファウルラインだともっと倍以上になりますから、ですから、その辺に関しても、私ども野球協会を使っていただいてうまくやりましょうよ。また、体育館の有料広告も募集しなきゃならないわけですから、その辺に関しても、野球場だけじゃなくて、室内競技のところも有料広告は募集していますから、ですから、ぜひともこの件もよろしくお願いをさせていただきます。

まだちょっとしゃべりたいんですが、ちょうど時間となりますので、ここで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第27号から日程第19報告第38号までの議事を継続いたします。

日本共産党、清水みな子議員。

〔清水みな子議員登壇〕

○清水みな子議員　日本共産党の清水みな子です。通告に従いまして代表質問を行います。

今年も残すところ、あと１か月となりました。今年はどんな年だったかなというふうに考えると、やはり元旦に発生した能登半島地震ではないでしょうか。防災の対策が自治体の大きな課題になったかと思います。奥能登では、復興がまだです。

そして海外に目を向けると、ロシアとウクライナ戦争、そしてイスラエルのガザ攻撃、何の罪もない子どもたちや女性たち、お年寄りの皆さん、本当にたくさん亡くなり、また、傷つけられていることにいたたまれない気持ちでいっぱいです。一刻も早い終結を望んでいます。

それでは、質問に入ります。

１つ目は、令和７年度の予算編成の基本的な考え方及び留意点についてです。

毎月毎月、物価高騰により本当に悲鳴が上がっています。お野菜は本当に高いです。電気、ガス、水道、これらの値上げで飲食店などもメニューを値上げせざるを得ないと苦しんでいるということも報道されています。

日本共産党市議団が毎年行っています市民アンケートで、昨年よりも暮らしが苦しくなったと答える方が７割を超えています。その主な声としては、食料品、日用品などの値上げが１番。年金が増えないのに医療費が増えて不安になる、一気に全てのものが上がって節約しても追いつかない、連休はどこへも行けなかった、余裕がないなど、たくさんの声をいただいています。物価高騰はますます続きそうです。ますます市民生活は不安になります。そういう中で学校給食費の無償化や子どもの医療費助成など、続けてほしい、続いていくのかなど、心配は尽きません。

そこで、本市の来年度の予算編成に向けて基本的な考え方を伺います。

次に、防犯・防災対策についてです。

(1)カメラ付防犯灯の整備については、先順位者の答弁で、今定例会で100台分のカメラ付防犯灯を整備する経緯については理解をいたしましたので、答弁は結構です。

しかし、市内には226の自治会があります。その全ての自治会からカメラ付防犯灯要望があった場合には、100台では足りません。闇バイトによる強盗事件が全国で相次ぎ、そして、とうとう市川市でも起きました。大変驚きました。独り暮らしの高齢女性の方からは、本当に怖い、恐ろしいという声が寄せられています。100台を超した場合には直ちに補正を組むなど、検討をいただきたいと思います。

(2)の防災、防犯をメインテーマにしたタウンミーティングでの質問や意見、その対策についてです。１週間前にも能登地域で震度５弱の地震がありました。能登半島では、元旦の地震、そして９月の豪雨、また地震と、復興も進まない中で次々と災害に見舞われています。これは他人事ではありません。防災に対する市民の関心も高くなっていると思われます。

そこで、防災、防犯をメインテーマにしたタウンミーティングで出された質問や御意見はどのようなものがあったのか。その対応をどのように考えているのか伺います。

次に、仮称市川市新電力会社についてです。

(1)新電力会社設立によるメリットについてです。2000年に電力小売の自由化がスタートし、2016年に電力自

由化により、自治体が関与した自治体新電力が各地で事業化されています。今定例会の補正予算で仮称市川市新電力会社設立を目指し、資本金6,000万円として、その56％が市川市、3,360万円が予算化されました。京葉瓦斯との協定も以前に結んでいますが、京葉瓦斯が39％、そして千葉銀行が５％と、３者で資金割合を合意し、設立するというものです。新電力会社設立によるメリットについて伺います。

次に、(2)新電力会社設立後の市の役割についてです。他の自治体の電力会社を見ますと、あと１者、２者、商工会議所や電力関係の民間団体などもメンバーに入っている、そういう自治体もあります。本市は３者です。それらの共同事業者間での本市の役割、これはどのようなものがあるのでしょうか、伺います。

次に、(3)新電力会社設立後のスケジュールについてです。会社設立当初は、公共施設への電力の供給から開始するということですけれども、設立後のスケジュールについて、どのように進めていくのか伺います。

次に、ふるさと納税についてです。

市税の流出額及び本市の認識についてです。今や１兆円市場と言われているふるさと納税について伺います。2023年度の寄附額が１兆円を突破し、1,000万人を超える人が利用していると言われています。返礼品競争が過熱してネットショッピング化していたり、高収入者の節税対策に使われたりと、いびつな状態になっている面もあると思います。

そこで、市税の流出額と本市の認識について伺います。

次に、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてです。

秋の追加キャンペーンの内容について。９月、10月に取り組まれた秋の追加キャンペーンですが、年度当初の事業計画には入っておりませんでした。いつの間にかキャンペーンが始まっているという感じでした。市議会の私どもも知りませんでした。本当にそれでよいのでしょうか。

そこで、追加キャンペーンを実施した理由、その財源、経費、実績について伺います。

次に、塩浜親水事業についてです。

(1)モニタリング調査の結果について。この間、モニタリング調査の結果が報告されました。令和５年度秋冬期と６年度の春夏期、この調査ですが、どのような結果が出たのか、まず伺います。

(2)学識経験者からの助言について。モニタリング調査について、２人の学識経験者に助言をいただいたということですけれども、どのような方でどのような助言だったのか。これについて伺います。

(3)今後のスケジュールについてです。今後のスケジュールは、市はどのように考えているのか伺います。

次に、平和事業、核兵器廃絶平和都市宣言を知らない市民への周知についてです。

11月15日に大洲防災公園で被爆樹木アオギリ二世の植樹式が行われ、参加させていただきました。核兵器廃絶平和都市宣言40周年を記念しての事業として、宣言文を書き込んだ記念プレートも立てられました。公園を散歩する方には目につくと思います。被爆アオギリ二世は全国各地で植樹式が行われています。大洲防災公園での植樹式に大洲小学校６年生の児童が参加し、宣言文の朗読などに協力していただきましたが、この参加の経緯について伺います。

最後の大項目です。今年の11月１日、１か月前ですけれども、道路交通法が改正され、運転中のながらスマホ、飲酒運転などの自転車運転に関する取締りが強化されることになりました。まだ１か月ですから、知らない方もいるのも仕方がないと思いますが、まだまだスマホを片手に運転をしている自転車を見かけます。本市はとりわけ自転車の利用者数が多く、事故も多い中で、事故を減らす努力やその周知をどのように考えているのか伺います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。答弁によりまして再質問をさせていただきます。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

田中財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは大項目１番目の令和７年度の予算編成の基本的な考え方及び留意点についてと大項目４番目のふるさと納税についての２点の御質問にお答えいたします。

初めに、令和７年度の予算編成の基本的な考え方及び留意点についてです。

本市では、新年度の予算編成を行うに当たりまして、現在の財政状況を踏まえた上で、市としての重要な取組を進めていくため、予算編成の基本的な考え方を予算編成方針として定め、公表しているところでございます。この編成方針の中では、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対応に伴う市債の償還経費といった義務的な経費が今後増加していくことが見込まれる状況にあることから、新年度の予算編成に当たっては、引き続き財政状況を注視していくことが必要な中で財政の健全性を維持しつつ、予算重点施策を含む重要な取組を進めていくために、予算編成の基本的な考え方として、持続可能な財政基盤の確立に向けた対応、事業の選択と集中、社会経済情勢を踏まえた対応の３点を柱として掲げ、来年度の当初予算編成を行っているところでございます。

この基本的な考え方の具体的な内容といたしまして、まず、１点目の柱である持続可能な財政基盤の確立に向けた対応につきましては、これまでに他市に先駆けて進めてまいりました学校給食費の無償化や保育料の第２子以降の無償化などの施策を継続しつつ、今後もそれ以外の優先すべき重要な課題に対応していくために、令和５年度の当初予算編成から実施しております、将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択の考え方を踏襲し、物価高騰の影響を受け、様々な経費が増加している中におきましても、単なるコストの上乗せやサービスを縮小するのではなく、市民目線に立った、市民が求めるサービスの見極めや創意工夫による事業費の削減等により経費の増加を抑制しつつ市民サービスの質を維持するなど、最少の経費で最大の効果が得られるよう努めることで、持続可能で強固な財政基盤を確立していくことが必要であるという考え方でございます。

次に、２点目の柱の事業の選択と集中につきましては、市が実施する事業の財源は、市民の皆様から納めていただいた税金であることを改めて認識するとともに、多様な声に耳を傾け、様々な意見を酌み取ることで、市民が真に喜ぶ事業に取り組んでいく必要があるという考えの下、予算重点施策を踏まえた事業の選択と集中を徹底することや市民目線、現場主義を常に意識し、市民が求めるサービスを見極めるとともに、行政経営の視点に立った事業の優先順位に基づく予算編成を行っていくという考え方でございます。

最後に、３点目の柱の社会経済情勢を踏まえた対応につきましては、本年１月に発生した能登半島地震のように、今後発生が危惧されております大規模災害や電気、ガスや食料品などの物価高騰が市民生活に与える影響について注意を払うなど、本市を取り巻く状況の変化に対し、迅速かつ柔軟に対応していく考え方でございます。これらの点を踏まえ、防災、減災や物価高騰対策を含むあらゆる分野の国の予算措置の動向を把握し、速やかに予算化を検討することで、複雑な状況下にある社会経済情勢に適切に対応してまいります。

なお、今後も市民サービスが安定的に提供できるよう、財政の健全性を維持しつつ、先般実施されました衆議院議員の総選挙の結果を受けて、流動的な状況にあります国政の動きにも留意して予算編成を進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目４番目のふるさと納税についてです。

このふるさと納税制度は、納税者がその地域の振興や活性化などを応援したい自治体に寄附をすることで、寄附額に応じて個人市民税の控除が受けられる制度でございます。このふるさと納税は、寄附を行った翌年度に個人市民税の寄附金税額控除を受けることができるもので、本市の直近３か年の寄附金税額控除額は、令和３年度は約17億8,000万円、令和４年度は約22億1,000万円、令和５年度は約25億8,000万円となる一方で、本市へのふるさと納税制度の適用となる個人の方からの寄附の受入額は、令和３年度は１億3,000万円、令和４年度は6,000

万円、令和５年度は3,000万円となっております。これらの寄附金税額控除額と寄附の受入額を差し引いた市税の減収の影響額は、令和３年度で約16億5,000万円、令和４年度で約21億5,000万円、令和５年度で約25億5,000万円と年々拡大している状況でございます。

このように、20億円を超える個人市民税が減収となっている状況でございますが、これは本来、行政サービスに必要となる一般財源として使われるべき市税が流出しているということにもなりますので、これまで継続して実施しております学校給食費の無償化や子ども医療費の拡充など、これまで実施してきた施策を今後も継続していく上でも影響が生じていくものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　私からは大項目２番目、防犯・防災対策についてから(2)の防災に関する質問や意見、その対応についての御質問にお答えします。

タウンミーティングでの防災に関する質問としては、津波の浸水想定のほか、市外からの帰宅困難者の誘導や避難者の受入れなど、地震や水害が発生した際の対応に関する様々な質問がございました。また、主な意見としては、災害時の居住スペースとなる体育館のエアコン設置やゆとりあるスペースの確保など、避難所の環境整備に関するものや、大地震が発生した場合により多くの避難所をスムーズに開設してほしいといった要望のほか、自治会などの自主防災組織の補助制度の対象品目を増やしてほしいといった地域の課題を中心に多くの声をいただきました。これらの御要望については、可能な限り実現していく考えでおりますが、実現までに時間を要する場合には検討経過をお伝えするなど丁寧に対応し、今後も広く市民の声を伺いながら防災対策に生かしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは仮称市川市新電力会社についてに関します３点の御質問にお答えいたします。

初めに、(1)新電力会社設立によるメリットについてです。全国では、多くの自治体が主体となった地域新電力会社が設立されております。これらの会社は、海辺の立地を生かした風力発電や広大な土地のポテンシャルを生かした太陽光発電など、それぞれの地域特性を生かしての事業展開をしております。本市では、24時間365日稼働しているクリーンセンターでの廃棄物焼却から安定的に電力の確保ができる廃棄物発電を活用した事業展開を考えております。

この新電力会社を進めていくことによるメリットとしましては、大きく３つの側面がございます。１点目は、廃棄物の焼却に伴って副次的に得られますクリーンなエネルギーを、市内の公共施設をはじめとした需要先に供給する、いわゆるエネルギーの地産地消といった環境面です。２点目は、これまで市外から電力を購入してきたことにより、市外に流出していた電気代金が新電力会社により支出を市内にとどめることができるといった経済面です。３点目は、新電力会社で得られた利益については、例えば脱炭素まちづくりを目的とした事業などに充当することで地域に還元するといった社会面です。このように、新電力会社は、市川市が率先してカーボンニュートラルを実現するための中心的な施策として位置づけております。

次に、(2)新電力会社設立後の市の役割についてです。新電力会社は、本市のほか、小売電気事業者の京葉瓦斯株式会社、金融機関の株式会社千葉銀行の３者で構成されます。新電力会社が行う主な業務ですが、会社設立当初、公共施設に電力を供給する段階では、経営戦略や管理業務、電力需給管理業務、各種出納業務、事業内容評価業務などが挙げられます。また、将来的に広く市内全域にサービスを拡大していく段階では、営業やマーケティング業務、地域還元サービス業務、顧客対応や管理業務などが考えられます。それぞれの役割につきまして

は、今後の協議の中で明確にしてまいりますが、設立当初の本市の主な役割としては経営戦略や管理業務を担っていくものを想定しております。

最後に、(3)新電力会社設立後のスケジュールについてです。会社設立後は小売電気事業者のライセンス登録など、国への登録手続や電力広域的運営推進機関への加入手続などの段階を経まして、令和７年中頃の電力供給開始を目指しております。電力供給当初は、庁舎、公民館、学校などの約120の公共施設への供給から開始し、安定経営を確保しつつ、設立目的であるエネルギーの地産地消に向けて、さらに市内全域に事業を拡大していくことを目指しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　私からは大項目、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてお答えをいたします。

まず、実施の理由です。７月23日から８月31日にかけて実施をいたしました市制施行90周年記念キャンペーン第１弾では、当初、国から交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、総額4,000万円のポイントを利用者に還元する予定でしたが、結果として還元額は約2,300万円となり、執行率は約58％でございました。この結果を検討いたしましたところ、市北部や行徳地域でのＩＣＨＩＣＯの認知度がまだ低く、加盟店も少なかったため、地域による利用額に大きな差が出たこと、また、大企業が経営する店舗と中小企業や個人事業主が経営する店舗で還元率に差を設けたことが利用者には分かりづらかった等の課題が見えてまいりました。このことに加え、この夏の記録的な猛暑により個人消費に影響が出たことも執行率に影響したものと考えております。

こうした課題を踏まえ、市内経済の活性化という事業の目的を達成するためにどのような手段が有効かを検討いたしました。その結果、長引く物価高騰による食料品や日用品の値上がりに対応するとともに、行楽シーズンを控えた市民の皆様の生活を応援するため、還元率を全店10％と分かりやすい形とし、あなたの秋をＩＣＨＩＣＯで応援キャンペーンを、時期を逃がさず緊急的に実施することとしたものでございます。このキャンペーンの財源及び経費につきましては、国から交付されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、第１弾キャンペーンで未執行となった分を活用し、これを利用者に還元するポイントとしたものでございます。この結果として、秋の追加キャンペーンでは利用者約２万4,800人、加盟店約700店が参加し、発行額は約２億1,000万円、利用額は約２億円となり、大変多くのＩＣＨＩＣＯが使われることとなりました。また、還元ポイントの発行額は約1,700万円となり、国からの交付金を有効に活用し、事業を推進することができたものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　私からは大項目、塩浜親水事業についてお答えをいたします。

初めに、(1)モニタリング調査の結果についてであります。調査につきましては、塩浜親水事業に伴い、現状の周辺海域環境を把握するために、工事着手前の令和５年度の秋冬期と６年度の春夏期に地形、水質、底質、海生生物の調査を実施いたしました。そのほか、鳥類の生息、飛来状況につきましては、専門家から聞き取りを行っております。地形調査や底質調査の結果から、護岸前面は昭和40年代に行われた塩浜地区の埋立事業に伴い、土砂が掘削されたことで海底が深くなり、泥分も多く、本来の三番瀬の自然環境とは異なっておりました。また、水質調査や生物調査の結果から、護岸前面は海水中に含まれる酸素量が他の場所と比べて低く、生物が少ないことが把握できました。今後は覆砂箇所の変化を把握するため、工事中、工事完了後においても調査を行い、結果を比較分析し、周辺環境へ配慮してまいります。

次に、(2)学識経験者からの助言についてであります。今回実施しましたモニタリング調査では、調査手法や得られた調査結果等について、物理学的な観点から海岸・港湾工学の学識経験者と、環境学的な観点から海洋生態系工学の学識経験者の２名から話を伺っております。学識経験者からは、令和５、６年度に実施した干潟整備工事着手前のモニタリングの調査方法、そして、結果についてはおおむね妥当であるとの御意見をいただいたところであります。

また、来年度以降に実施する調査の進め方につきましては４点の助言をいただきました。１点目に、一般的に生物の分布は地形や底質など物理環境の変化に影響するため、今後のモニタリングでは、物理的にどのように変わったかを把握することが重要となる。２点目に、地形測量とは別途に覆砂した土砂の動きと周辺海域の底質環境の変化を把握する調査も行うとよい。３点目に、鳥類調査については、現地で観察している専門家へヒアリングを行い、変化の有無、変化した場合は海域環境の変化との関連性について意見を伺うとよい。４点目に、干潟の規模とその拡大について、まずはこの広さで実施し、利用状況等を確認していくとよい。このような助言をいただいております。

最後に、(3)今後のスケジュールについてであります。来年度の４月から８月まで覆砂を行い、砂つき状況を検証した後に、令和８年度に砂止めの設置を含めた干潟全体の実施設計、９、10年度に整備工事の実施を予定しております。

なお、モニタリング調査は11年度まで継続して行い、その後、市民の皆様に干潟を利用していただけるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは平和事業についての御質問にお答えいたします。

今年は本市が核兵器廃絶平和都市宣言を行ってから40年の節目の年でありますことから、平和啓発事業の一環として、初めて広島の被爆樹木二世であるアオギリの植樹を行いました。また、植樹のみだけではなく、核兵器廃絶平和都市宣言の全文を記載した記念プレートをアオギリの隣に設置し、その除幕式も行ったところであります。今回、新たにこの事業を実施した目的は、若い世代を中心とした市民の方々に本市の核兵器廃絶平和都市宣言について知っていただき、平和の大切さを次世代に継承することであります。

そこで、大洲防災公園の近くにあります大洲小学校に協力をお願いし、平和学習が行われております６年生全クラスの児童に参加していただくことにいたしました。参加した児童の皆さんは、事前に宣言文について学んでいただき、当日は児童の代表３名がほかの参加者と一緒に核兵器廃絶平和都市宣言の宣言文を全文読み上げてくれました。これにより、改めて本市が世界の恒久平和を願い、いかなる国の核兵器に対しても、その廃絶と軍縮を訴えているということを次世代を担う子どもたちに伝えることができたと考えております。今後、大洲防災公園に遊びに来た子どもたちをはじめとする市民が成長していくアオギリと記念プレートを見るたびに、平和を尊重する意識が醸成されることを期待しております。

以上であります。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目８番目の道路交通法改正に関してお答えします。

本年11月１日に道路交通法が改正され、スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為や画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。また、自転車を酒気帯び運転した人のほか、その人に酒類や自転車を提供した人なども罰則の対象となりました。改正に至った背景は、自転車運転中の携帯電話の使用などに起因する交通事故が増加傾向であることや、自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡

事故や重傷事故となる場合が多いことから、交通事故を抑止するため新たに罰則規定が整備されたものです。本市では、自転車の事故を減らすための活動として、第11次市川市交通安全計画に基づき、千葉県が自転車安全の日と定める毎月15日を中心に定期的に街頭啓発活動を行っております。この活動は、所轄警察署や交通安全協会及び自転車軽自動車商協同組合と連携し、自転車利用に関する交通安全の啓発や自転車の安全利用に関する指導及び違反者への声がけをするものです。このほか、小中学校での交通安全教室や自治会等を対象とした自転車交通安全教室などを行っております。

道路交通法改正の周知としては、改正された11月１日に八幡の商美会通りにおいて、千葉県警察本部及び市川警察署が合同で行った街頭活動に参加して自転車の罰則が強化されたことを周知し、11月25日の街頭啓発活動においても周知しております。また、12月７日号の「広報いちかわ」において、冬の交通安全運動のお知らせと併せて罰則が強化されたことを掲載する予定です。今後は千葉県警察と連携した街頭啓発活動のほか、「広報いちかわ」に加えて市公式ホームページやＳＮＳなども活用していくとともに、小中学校で実施する交通安全教室においても、運転中のながらスマホなど自転車の罰則が強化されたことを周知し、交通事故の減少に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

清水議員。

○清水みな子議員　それぞれ答弁いただきました。再質問をさせていただきます。

まず、最初の予算編成についてです。３点の考えに基づいた来年度の予算編成の基本的な考えは分かりました。今開かれています臨時国会での予算審議の中で、地方創生臨時交付金などの交付金がまた入ってくるのかどうか分かりませんけれども、本市では今後、莫大な経費が必要となる建設事業があります。運営費を含めた金額で、クリーンセンターでは750億、市川斎場の建設では150億円などが計画をされています。クリーンセンターを建て替える積立金もそんなに積み上がっているわけではなく、本当に心配になります。物価高騰などで市民生活が圧迫される一方ですが、来年度の予算編成の中で、このような建設事業への支出と市民生活を支える経費をどのように両立させていくのか。これについて伺います。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

クリーンセンターや斎場の建て替えなど、大型の建設事業につきましては多額の財政支出を伴うものでございまして、これらの事業を実施することによって、継続的な行政サービスの提供に影響を与え、市民サービスの低下を招くことがないよう、一般廃棄物処理施設建設等基金などの特定目的基金の活用を含め、財源の見通しを立てた上で計画的に進めることとしているものでございます。そこで、現在進めております新年度の予算編成におきましても、子どもや障がい者、生活困窮者などに対する扶助費をはじめとした社会保障関係経費の確保に加えて道路の補修、側溝清掃、ごみ処理、公園等の草刈りなど、市民生活に密着した身近なサービスに必要となる経費の確保に配慮しながら予算の編成を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　私たちが進めています市民アンケートです。これでは、市長に実施してほしい施策は何ですかという設問をしております。20項目を並べて５つ選んでほしい、このようにしましたところ、１番目が医療、２番目が高齢者福祉、３番目が子育て支援、４番目が生活道路の整備や歩行者の安全対策、５番目が災害対策でした。市議団では、これら市民からの要望を取り入れた来年度の予算要望を作成いたしまして、市に提出をして

います。市民が望む施策を来年度もしっかりと取り入れていただきたいと思います。臨時国会での予算審議、また103万円の壁、これが突破するというふうに首相は言っておりましたけれども、地方自治体が軒並み減収になると言われておりまして、県や市町村では見直しを求めています。今後、どのようになるか分かりませんが、本市では市民目線で予算編成をぜひ取り組んでいただくように要望いたします。

次に、防犯・防災対策についてです。再質問です。私どもには、やはり災害時の避難所のことは、体育館へのエアコンの設置、またプライバシーが守られるのか、備品は足りているのかなど、いろいろな要望があります。さらに、次のような意見も届いています。災害時のトイレ対策、避難所で使う備蓄資機材の充実、それから防災部門への女性職員の増員というものです。避難所での生活で、女性ならではの視点が重要だということが言われています。

また、先日、地域で防災の学習会を行いまして、地域防災課の方に来ていただいてお話を伺いました。その際に、その地域には東日本大震災で被災をされている方が住んでおりまして、その方からは、当時の避難所の生活のことを話していただきました。実際の体験談、そして特に娘さんが避難所でどんな思いだったのか、そんなことを本当に聞いてみないと分からないことだなというふうに思いました。市内で行ったタウンミーティングでは、このような御意見は出ていませんでしたでしょうか。

それから、自宅で水や食料など、ある程度備えているという方が多いんですけれども、どの程度備えたらいいのかという質問もありました。これらに対する市の現状について伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

災害時のトイレ対策につきましては、市川市災害時トイレ確保・管理計画を策定し、携帯トイレの備蓄や組立て式トイレなどの整備を進めております。また、避難所で使用する資機材についても、プライバシーを確保するためのプライベートテントの配備や、明かりを確保するために必要となる蓄電池やバルーンライトの備蓄を進めるなど、避難所環境の整備を図っております。

次に、防災部門における女性職員の配置についてです。現在、危機管理室には３名の女性職員が配置されており、防災対策を進める上で女性の視点を生かすことは重要と認識しておりますので、引き続き体制の強化に努めてまいります。

最後に、自助の備えについては、災害が発生した場合、公助による支援が行き渡るには時間を要することが想定されるため、食料や飲料水など、市民の皆さん御自身による備えが重要となります。その目安は、水は１人１日３ℓ、食料とともに最低３日分、できれば１週間分の備蓄をしていただくことを自治会の講演会や防災訓練時など、機会を捉えてお願いしているところです。また、代表的な備蓄については、減災マップやハザードマップに掲載しているほか、市公式ウェブサイトや広報などでも周知をしているところです。タウンミーティングにおいても、トイレや備蓄に関する質問もあり、能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の発表を受けて、市民の皆さんの防災意識の高まりを感じているところです。市では、このような市民の機運を災害への備えにつなげていきたいと考えており、体制をさらに整備するとともに、地域の訓練や講演会などの機会を捉え、一層の周知啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。備えにこれで十分ということはありませんので、できる限り本市にも頑張っていただきたいと思います。

この間、「災害時のトイレ対策」という記事を見つけました。ＮＰＯ法人日本トイレ研究所という団体が今年

９月に、地方自治体における災害時のトイレ対策に関するアンケート調査を公表しています。阪神・淡路大震災以降、トイレをめぐって大きな問題を繰り返している。教訓を生かさないのは責任者が明快でないからと、ＮＰＯ法人の代表は話しています。調査によれば、トイレ対策責任者を決めているのは44.6％。市川市は大丈夫でしょうか。計画を策定しているのが27.2％。先ほどの答弁で、市川市は災害時のトイレ確保・管理計画というのを策定しております。

それから、もう一つの課題が在宅避難者のトイレ対策です。在宅避難者が避難所のトイレを使用することを想定している自治体は44.6％です。自宅のトイレが使えないときは避難所のトイレを利用する、それが24.6％、コンビニのトイレを利用するが12.3％いますけれども、コンビニのトイレも同じように被災をしているので使えません。発災時から48時間以内で整えるＴＫＢ48――ＡＫＢではなく、ＴＫＢです。Ｔは清潔なトイレのＴ、そしてＫは温かい食事のキッチン、Ｂは段ボールのベッドなどのＢということで、この大切さを強調しています。これは国際的にもそうです。

能登半島地震の後に台湾でも大きな地震がありました。あっという間に避難所にプライベートテントが張られ、段ボールベッドが置かれ、日本と台湾の違いにびっくりしたという声がたくさん届いたところです。市川市もぜひ防災・防犯対策をきっちりと行っていただきたいと思います。

次に、仮称市川市新電力会社についてです。

(1)については、本市の場合は、最初はクリーンセンターから出る電力を公共施設へ供給する地産地消をするということでした。

また、(2)の市の役割は、まだ想定の範囲内ということで、これからの３者の話合い、協議の中で役割分担が決まるということですので、やはりその都度都度の報告をお願いしたいと思います。

次に、(3)のスケジュールについてですけれども、令和７年度中頃から電力供給を開始するということでした。将来的に事業を拡大する際には、具体的にどのような展開が考えられるのでしょうか。

また、設立から何年ぐらいしてから事業の拡大が進められていくというふうに考えているのか。この点について伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

将来的には、公共施設のみならず、市内の住宅や事業所へも市内で生み出されたクリーンな電力を供給していきたいと考えております。そのためには、クリーンな電力を確保するためにクリーンセンターからの電力に加え、例えば住宅用太陽光発電の固定価格買取制度で定められた10年間を終了した、いわゆる卒ＦＩＴの余剰電力を調達することなどを想定しています。このように、次のステップに進むためにはクリーンなエネルギーの調達と供給量とのバランスを取りながら展開する必要がありますことから、先進事例では、会社設立後、経営の安定におおむね３年から４年をかけた上で５年目以降に事業拡大を図っていることから、本市でも１つの目安としております。いずれにしましても、事業の拡大につきましては、経営リスクが生じないよう、まずは会社の安定経営を最優先としつつ経営戦略を練り、共同事業者とともに慎重かつ着実に進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　会社組織になりますと、やはりまず利益が出るのか出ないのかとか、他の電力会社の比較など、本当に気になる部分が多々あります。また、赤字経営になった場合は、そのときには市の責任が大分重くなるのではないかと、そのような心配もあります。さらに、役員体制なども気になるところです。今後の展開ごとの報告をぜひお願いしたいと思います。

次に、ふるさと納税についてです。再質問です。大都市部での流出額が多くなっているのが特徴です。実質的な財源流出が多い自治体は、川崎市が135億、世田谷区が110億、横浜市が304億、名古屋市が176億、10番目に京都市が82億というふうに順位がありました。しかし、受入額の最高額は、宮崎県の都城市で193億円、北海道の紋別市が192億円、その他の北海道の３市町が100億円を超えています。先ほどの財源流出の多い名古屋市と京都市は受入額も多く、名古屋市は117億円受け入れ、そして流出が176億ということです。京都市は100億円受け入れ、そして82億円流出ですから、京都市はプラスということになっています。

このようになっているわけですが、返礼品目当てということも、やはり今のＣＭなどではよく分かるところですけれども、節約のために選んだ品目というのがありまして、１位がお肉、２位がお米、３位が魚介類ということで、返礼品はお肉がいい、また、お米があるなどというところでは、やはり受入額が高くなっているということです。先ほど答弁がありましたけれども、市川市は3,000万円の寄附金受入れで25億円の流出額ということになっています。財源の流出に対して、本市は国への制度改正など要望活動は行っているのか。これについて伺います。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

本来、このふるさと納税制度による個人市民税の減収分につきましては、その75％相当は地方交付税制度の枠組みの中で補塡されることとなっております。しかしながら、普通交付税の不交付団体である本市におきましては、この減収分がそのまま歳入予算の減少につながってしまいます。そこで本市では、これまで千葉県や全国市長会を通じて、国に対し、ふるさと納税制度による個人市民税の減収分について、地方特例交付金の交付など、他の方法により財源を措置することを要望しております。直近では、本年８月にも、この地方交付税制度に関する意見書を提出し、制度の改正を要望しており、今後も継続して、このふるさと納税制度に関する制度の改善につきまして要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　市川市は不交付団体なので補塡分がなく、全て市の持ち出し額ということです。ふるさと納税は、2007年にふるさと納税研究会というのが設置されて概要案をまとめ、2008年からスタートしています。今年で16年がたっているわけですが、テレビのＣＭでふるさと納税のことが放映されるたびに、本当に持ち出しがあるんだというふうに腹立たしい思いをしています。もともとは地方を応援するという目的だったはずですが、返礼品競争となっているのが現状です。

このような中でも被災地支援の活用する例もあったということで、能登半島地震では、返礼品なしのふるさと納税で寄附をする人も多かったようです。杉並区では、ふるさと納税について知ってもらおうと漫画を作成しました。杉並区も流出額が年々増加し、約53億円です。今年も流出額が増加し続けると行政サービスの低下につながるおそれがあると、杉並区の現状や制度の問題点を子どもから大人まで理解してもらうように分かりやすい漫画を作成しています。こういうのをみんなで学習というか、「知ってびっくり！ふるさと納税」というのですけれども、これはホームページに載っております。岸本区長は、地方と大都市とで競い合うのではなくて、地方の課題を解決しながら持続可能な社会をつくっていくことが大事、この漫画をきっかけとしてふるさと納税を考えていただけるとうれしい、このようにコメントしています。市川市は、引き続き国への制度改正の要望、これをお願いいたします。

次に、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて伺います。再質問です。第１弾キャンペーンでは、執行率が約58％ということでした。昨年、ＩＣＨＩＣＯを使った市民も、今回は使わなかったということです。なぜでしょ

うか。デジタル決済はＰａｙＰａｙをはじめ楽天、ａｕ、ファミペイなど、本当にたくさんの種類がありますので、あえてＩＣＨＩＣＯを使わなくてもと思ったのかもしれません。全てのお店でＩＣＨＩＣＯを使えるわけではありません。他のデジタル決済のほうをついつい使ってしまうという傾向ではないでしょうか。追加キャンペーンは第１弾で執行されなかった分を使ったということでした。この秋の追加キャンペーンではどのような効果が出たのか伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

秋の追加キャンペーンは９月27日から10月25日までの29日間行われ、先ほどお答えしたとおり、期間内の利用額は約２億円となりました。第１弾キャンペーンでは、40日間で約１億9,000万円が利用されましたが、これと比較いたしますと、秋の追加キャンペーンでは、短期間で多くのＩＣＨＩＣＯが利用されたことから家計の負担軽減、消費の喚起、地域経済の活性化という点で一定の効果があったものと考えております。今後、利用者を対象としたアンケート調査を実施いたしまして経済効果を算出する予定でございます。

さらに、キャンペーン期間中には加盟店が約40店舗、利用者が約1,300人増えたことから、ＩＣＨＩＣＯの認知度の向上という課題に対しても効果があったものと考えております。また、現在実施しております市制施行90周年記念キャンペーン第２弾は、当初の想定を超え、順調に利用が進んでおりますが、秋の追加キャンペーンはその大きなきっかけになったものと認識をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。今、ＩＣＨＩＣＯは、国の地方創生臨時交付金を還元ポイントとして使っております。他の自治体では、国からの交付金が終了した段階で事業を終了しているという自治体もあります。デジタル地域通貨が続いているほうが珍しいのではないでしょうか。来年度以降、事業の実施の方向性、これを市はどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　ＩＣＨＩＣＯの目的は、市内の消費を活発にすることによる地域経済の活性化と、健康ポイントＡｒｕｃｏをはじめとした多様な行政ポイントを付与することによる市民活動の活性化の２点でございます。ＩＣＨＩＣＯと民間のキャッシュレス決済サービスの最大の違いは市民活動の活性化を図る点であり、来年度以降、事業を継続する際は、行政ポイントの対象となる事業数の拡大と内容の充実化が重要であると考えております。

一方、この事業では、キャンペーン時の還元ポイントの財源として国の交付金を活用しておりますことから、仮に交付金が見込めない場合は、キャンペーンの実施については慎重に判断する必要がございます。本市としては、今後の国の動向を注視するとともに、交付金に関する様々な場合を想定した適正な制度設計を行うことにより、ＩＣＨＩＣＯが市民に身近で持続可能な仕組みとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　市川市の場合は、ＩＣＨＩＣＯを始めるときにＡｒｕｃｏや行政ポイントと組み合わせてシステムをつくってきました。これではＩＣＨＩＣＯをやめられないというシステムになっています。ポイント合体型は続かないのではないかと思います。以前、健康マイレージという制度があり、ポイントがたまると景品と交換というものがありましたが、どんどん利用する人数が減り、廃止となりました。ＩＣＨＩＣＯに登録している人数も、３万人まではいっていません。２万7,000人当たり。今後、交付金がない場合に、市の一般会計から

の持ち出しでは還元ポイントを出すことはできないと思います。全市的に広げた店舗はこれからなのにと思っているかもしれないし、また、ＩＣＨＩＣＯの登録人数よりも利用している人数はもっと少ないというふうに思います。発行停止となった地域通貨の中で生き残っている地域通貨は、信用金庫などの金融機関が入っているものが多くあります。岐阜県の高山市のさるぼぼコインなどです。交付金がないと、市町村単独の予算ではなかなか組むことができませんので、ＩＣＨＩＣＯ自体の見直し、これを求めていきます。

次に、塩浜親水事業についてです。(1)はモニタリング調査、そして(2)は学識経験者からの助言についてなので、再質問はありません。しかし、今後11年までモニタリング調査を続けていくということでした。毎年2,000万から3,000万の金額がかかり、５年間で約１億円から１億5,000万円。モニタリング調査やこれからの整備に多額の税金をつぎ込んで人工の干潟をつくるのではなく、今残っている貴重な湿地を保存することに力を注いでいただきたいというふうに要望します。

今後のスケジュールについてです。覆砂についてですが、航路に堆積している土砂は酸素を含まない、ヘドロ状態になっている可能性が高いのではないかというふうに言われています。少ない生物もダメージを受けるのではないでしょうか。県の塩浜１、２丁目の護岸の角で砂つけ試験を行っていますが、その際の土砂は市川航路の土砂ではなく、君津地域の山砂を利用したということです。市が埋め立てしようとしている塩浜２丁目の角地ではありません。塩浜２丁目は角地ではなく、波浪の影響を受けやすい海域だと思います。しかも、みお筋なので浸水も深く、県の覆砂箇所は砂があまり流出していないので、塩浜２丁目の護岸前も大丈夫という市の考えは見当違いではないかというふうに言われているところです。

市議団では、９月定例会の補正予算で、航路の土砂を浦安沖ではなく干潟に入れる、塩浜２丁目の前に入れるという予算が採択をされ、採択されたら県への申請を行うというふうに聞いていましたので、10月に葛南土木事務所に、市の申請があったら許可しないようにという要望に行きましたが、まだ申請をされていませんでした。来年度、覆砂に伴う手続についてどのような手続を行うのか。これについて伺います。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

現在、来年度に実施する覆砂を伴う航路しゅんせつ工事の発注に向けた手続を進めており、12月中に入札が行われ、年内には請負業者との契約が完了する予定であります。業者が決定した後、航路しゅんせつ工事の実施許可を受けるため、しゅんせつする箇所の土壌分析を行い、その結果を添付した施工許可申請書と併せて仮設構造物を設置する際に必要な占用許可申請書を来年１月中に千葉県の窓口である葛南土木事務所に提出する予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　千葉県が1996年から３年間、約６億4,000万円をかけて実施した三番瀬補足調査によりますと、局所的な青潮については、船通しのみお筋が発生起源になっている可能性がある。また、航路に堆積している土砂は、酸素が大変低い水塊や硫化水素を含んでいて、青潮の発生源になっている可能性が高いということが示されています。

千葉県も塩浜２丁目護岸前で干潟的環境形成事業を計画していましたが、中止をしました。その理由として、三番瀬の自然環境再生への効果は限定的であり、また多額の整備費や維持管理費を要する。対象地、猫実川河口域では底生生物が多く生息し、この区域は東京湾に残された貴重な干潟であると、このように報告されています。実際に人工干潟の成功例がないと。今後、３億5,000万から７億5,000万という膨大な予算をかける必要はないというふうに思います。

実際に高度成長期に三番瀬の浅瀬の多くは埋め立てられ、工業地帯に姿を変えてきました。かつての原風景を取り戻すというのがこの塩浜２丁目の護岸ですけれども、それはちょっと無理があるのかなというふうに思っています。近くに江戸川放水路があります。その河口域は、天気がよい休日には多くの市民や都民が訪れ、潮干狩りなども楽しんでいる風景が見られます。駐車場やトイレなどを整備すれば、江戸川放水路の干潟を市民が遊んだり、生き物と触れ合ったりする場所として活用できるのではないかと市民団体が申し入れているところです。

次に、平和行政についてです。再質問です。今回は大洲防災公園で植樹を行いましたけれども、今後、行徳地域や北部など、市内の公園で植樹を実施する考えはあるのかどうか伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

市内の各地域での実施についてでありますが、まずは大洲防災公園に植樹した樹木が大きく成長し、目的に沿った効果が得られるかどうか確認した上で、次のステップとして検討を考えてまいります。今後におきましても、より多くの方々に、宣言の趣旨であります核兵器廃絶、恒久平和の確立を広めるため、よりよい周知の方法を市民の皆様や様々な団体の意見を踏まえながら進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　今の答弁で、アオギリが大きく育つまで待つということでしたが、育たなかったらどうしようというふうに思って調べましたら、アオギリは数か月でかなり成長するということなので、ちょっと安心しました。今、枝が落ちて小枝だけになっているんですけれども、すぐ大きくなるということです。大きくなったら剪定もしっかりする必要があると思いますし、市内各所にもこの宣言文を書いた記念プレートと一緒にアオギリを植樹するということを要望します。さらに、旧市庁舎に建ててあった宣言塔を再び建ててほしいという署名活動をしている市民団体があります。市長にも、その署名をお届けする予定にしております。

長年、御自身も被爆をし、その実相を訴えてきた日本被団協がノーベル平和賞を受賞いたしました。唯一の被爆国である日本の役割は本当に大きいものがあると思います。2017年にＩＣＡＮ（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞して以来、７年ぶりのことです。2024年の新語・流行語大賞に「被団協」がノミネートされています。本市が核兵器廃絶平和都市宣言をしていることを知らない市民が多くなっているとも聞きますので、もっともっと市民へのアピールをしていただきたい、このように思います。県内では、平和都市宣言をしている市町はたくさんあります。しかし、「核兵器廃絶」という文言を盛り込んでいるのは、県内には習志野市、四街道市と市川市と３市しかありませんので、市川市の役割は大変大きいものがあると考えています。

11月２日付の「広報いちかわ」で田中市長は、「市川市は自らが先頭に立って核兵器廃絶平和都市宣言を唱っている自治体に呼びかけ『世界に核廃絶を発信する会合』を催したい」、このようにコメントにつづっております。ぜひ実現をさせていただきたいというふうに思います。ぜひ市川市から世界に核兵器廃絶を発信していただきたいというふうに要望します。

最後の大項目です。街頭での啓発活動や「広報いちかわ」での周知、これは分かりましたが、街頭での活動は、やっぱり自転車の通行量が多い駅周辺など、決まった場所で行っているのではないでしょうか。市内全域での周知にはなっていないというふうに思いますので、市が実施している自転車乗車用ヘルメット購入補助金のような専用のポスター、これを作成し、市内の各所で周知を行う。ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、その考えについて伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

今後、専用のポスターを用いた周知について考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　市制施行90周年のキャラクターがヘルメットをかぶっているポスターがヘルメット購入費の補助金のポスターですけれども、先順位者の答弁で、ヘルメットをかぶっているのが6.5％と、大変低い比率ですけれども、見た目もかわいくて道交法改正についてアピール力があると思いますので、ぜひ専用のポスター作成を検討していただくことを要望して質問を終わります。

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時11分散会

第　　３　　日

令和６年 12 月３日（火曜日）

令和６年 12 月市川市議会定例会議事日程（第３号）

令和６年 12 月３日（火曜日）午前 10 時開議

第１　議案第27号　市川市税条例の一部改正について
第２　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第３　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について
第４　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について
第５　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
第６　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第７　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第８　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
第９　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
第10　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について
第11　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
第12　報告第31号　専決処分の承認を求めることについて
第13　報告第32号　専決処分の報告について
第14　報告第33号　専決処分の報告について
第15　報告第34号　専決処分の報告について
第16　報告第35号　専決処分の報告について
第17　報告第36号　専決処分の報告について
第18　報告第37号　専決処分の報告について
第19　報告第38号　専決処分の報告について

（代表質問）　自 由 民 主 の 会　加藤圭一議員
チームいちかわ　丸金ゆきこ議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第27号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第28号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第29号　市川市都市公園条例の一部改正について
日程第４　議案第30号　市川市使用料条例の一部改正について
日程第５　議案第31号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
日程第６　議案第32号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第33号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第34号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第35号　国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
日程第10　議案第36号　指定管理者の指定の期間の変更について
日程第11　議案第37号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第12　報告第31号　専決処分の承認を求めることについて

日程第13　報告第32号　専決処分の報告について
日程第14　報告第33号　専決処分の報告について
日程第15　報告第34号　専決処分の報告について
日程第16　報告第35号　専決処分の報告について
日程第17　報告第36号　専決処分の報告について
日程第18　報告第37号　専決処分の報告について
日程第19　報告第38号　専決処分の報告について
（代表質問）　自由民主の会　加藤圭一議員
チームいちかわ　丸金ゆきこ議員

出席議員　42名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一

青	山	ひろかず
石	原	みさ子
宮	本	均
大	場	諭
稲	葉	健二
小	泉	文人
石	原	よしのり
増	田	好秀
越	川	雅史
中	山	幸紀
松	永	鉄兵
竹	内	清海
加	藤	武央
岩	井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦
スポーツ部長	鎌形	秀昭
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	根本	泰雄
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康

道路交通部長	米	崎	勝	則
下水道部長	森	田	敏	裕
行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	栁	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
主任書記	伊	藤	祥	太
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	青	木	聖	也
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、行徳支所長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　貴重な時間をいただきありがとうございます。発言の訂正をお願いいたします。

昨日12月２日の日本共産党、清水みな子議員の代表質問中、大項目、塩浜親水事業について、(2)学識経験者の助言についての質問に対する答弁におきまして、「海域環境の変化」を「海域調査の変化」と申し上げましたが、正しくは「海域環境の変化」でありますので、訂正をお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長　日程第１議案第27号市川市税条例の一部改正についてから日程第19報告第38号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

自由民主の会、加藤圭一議員。

〔加藤圭一議員登壇〕

○加藤圭一議員　おはようございます。会派自由民主の会の加藤圭一でございます。通告に従い代表質問いたします。どうぞよろしくお願いします。

初めに、大項目１つ目、本市における今後の中期財政見通しについてでございます。

中期財政見通しは、将来を見据えた展望のある持続可能で安定的な財政運営を目指して、その課題と要因を明らかにし、必要な改善に向けた取組を進めることを目標に策定されているものと認識しております。本市における財政状況は、令和５年度決算状況からして経常収支比率が92.5%に一時悪化したものの、全体的におおむね良好と言えます。とはいえ、学校給食費の無償化や保育料の第２子以降無償化は、恒常的な施策として継続的に費用が必要であるほか、クリーンセンターや斎場の建て替えなど一時的に多額の建設費用を要する事業が今後めじろ押しであります。かくのごとき状況でございますので、財政的負担が増大するのは誰の目にも明らかで、状況を危惧しております。

そこで、本市における今後の財政状況をどのように見通しているのかを伺います。

大項目２つ目、普通財産の貸付料について。

本市が所有する公有財産のうち、行政財産を除くものが普通財産であります。その旨、地方自治法第238条３項及び４項に記述がございます。健全な財政運営を考える上でも歳入面で財源確保に努めていく必要がありますが、歳入のうち市が保有する普通財産につきまして、適正額での貸付をもって、その有効活用が公益に資するものと考えます。また、貸付料について、市の基準を設けて額を設定し財産収入として徴収していると認識しておりますが、管財部が管理する普通財産の有償土地貸付件数と貸付収入の現状及び土地貸付料の算定基準についてお伺いします。

大項目３つ目、情報セキュリティーについて。

本年11月30日付読売新聞１面に、重大なサイバー攻撃を未然に防ぐ能動的サイバー防御導入に向け政府の有識者会議が提言をまとめたとの記事がございました。自治体も同様に対策が求められております。

(1)サイバー攻撃に関する情報セキュリティー対策について。インターネットや情報通信技術への依存度が高まるにつれ、その安全性を脅かすサイバー攻撃が問題となっております。平成27年、2015年５月に日本年金機構で情報漏えい事件が発生しました。同年６月１日付日本経済新聞電子版によりますと、同職員の端末がサイバー攻撃を受け約125万件の年金情報が外部に流出と、こういう記事がございます。甚大な被害をもたらしました。国における情報管理の在り方が問われた事態でございます。この事件を受け、本市でも必要な情報セキュリティー対策を講じているとは存じますが、具体的にその中身を伺います。

(2)地方自治法改正に伴う情報セキュリティー対策の見直しについて。今年６月19日、改正地方自治法が参議院本会議で可決、成立いたしました。この中で、自治体がランサムウェアなどのサイバー攻撃や情報漏えいの防止などサイバーセキュリティーを強化することが盛り込まれました。そこで、同法改正に伴う情報セキュリティー対策の見直しについて見解を伺います。

次に、大項目４つ目、保育行政について。

本市は、公立、私立の保育園が存在し、前者は民営化が進められ、後者には運営に係る費用が拠出されていると認識しております。このうち後者につきまして、(1)本市の私立保育園の運営に係る費用について。施設数、金額、積算方法、市の費用負担について伺います。

(2)公私連携保育所の位置づけについて。公私連携保育所の制度概要と施設数を今後増やす計画があるのか、どうか、伺います。

(3)こども送迎ステーションの有効活用について。本年６月定例会におきまして、行徳駅前２丁目に立地する本市唯一のこども送迎ステーション、アイキッズステーションの利用状況が芳しくない旨指摘いたしました。現状、園児の定員20名に対し登録は８名と、実際の利用者はそれよりもさらに少ないです。定員充足率が４割弱、市と県が年額で委託料1,600万円を、施設を運営しております社会福祉法人愛誠会さんに支払っております。それを送迎ステーションで働く保育士の方や、送迎車両の運転手の人件費、またテナントの賃料月額55万円など運営経費に充当していると思われますが、こども送迎ステーション事業単体の収支は本市としては知るよしもなく、年額委託料の金額の妥当性も精査が必要でございます。

当該施設は、朝夕の園児を送り迎えする時間にしか稼働しておりません。日中、さらには日曜、祝日など保育園休園日は送迎サービスはございません。この空いている時間帯を有効活用すること、そして近隣自治体の送迎ステーション同様に、送迎先保育園を複数箇所にするために利用園を公募すること、この２点をさきの６月定例会で御提案しまして、その後の検討状況、先方の社会福祉法人さんとの協議はどうなったのかということをお伺いします。

大項目５つ目、生活保護行政について。

日本国憲法第25条１項におきまして、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と条文がございます。何人にも生存権が保障されております。その理念に基づき、1950年、生活保護法が制定され、生活保護制度が確立されました。その趣旨には異論はございません。しかしながら、そこから逸脱した受給例が見られ、また、その適用範囲につきましても市民の皆さんから疑問や不信の声が多数上がっており、生活保護行政の適正化が求められていることから、このたび質問いたします。

その前提として、(1)本市の現状と相談から決定までの流れについて伺います。生活保護世帯の件数、世帯構成別の保護費の支給額について、また、支給の仕組みについて、保護の相談申請から決定までの過程、流れについて伺います。

(3)本市における外国人の生活保護の受給状況について。就労せず、税金を納めていない外国人に生活保護が支給されている実態がございます。かかる状況の法的根拠、対象となる外国人、そしてその受給世帯数を伺いま

す。

大項目６つ目、公共施設の整備について。本定例会で議案31号として提出されております令和６年度一般会計12月補正予算（第５号）のうち、妙典少年野球場改修事業の概要及び今後の整備について伺います。先順位者であります創生市川の加藤武央議員への答弁で理解した部分はございますが、重複しない範囲で質問いたします。

当該野球場は海に近いため、風が強く、グラウンドに砂塵が舞うことで試合を中断せざるを得ない場面が生じていると伺っています。その砂塵が近隣の住宅にまで到達し、外壁や干している洗濯物が汚損する、こういった被害を解消してほしいとの要望が市川市少年野球連盟などから寄せられていることは承知しています。そこで、連盟の意向で、試合を行う上で、内野部分は土のまま、ファールグラウンド部分を人工芝とする、この整備に必要な3,000万円を補正予算で計上したところでございます。この経緯と対策の必要性は理解しております。ただ、気がかりなのはその費用対効果であります。こういった人工芝を選択した理由をお聞かせいただけたらと思います。また、今後の整備スケジュールも併せて伺います。

最後、大項目７つ目、行徳地域における鳥害対策について。

(1)この行徳近郊緑地のカワウのふん被害につきまして、令和５年６月定例会でも質問いたしました。この問題は長年松井努元議員が議会で取り上げられていまして、はばかりながら、私もその意思を引き継いでまいります。今日まで、所管する県が緑地内の木を伐採するなどの対策を行ってきたことは承知しています。その効果もあって、これまで１万5,000羽ほどいたカワウは大分減少したように思います。しかしながら、その一部は電線に止まっており、かえって人間が往来する道路側に滞留するようになってしまいました。その直下の歩道はふんで白く汚れてしまっております。

そこで、今年度実施した対策と新たなふん被害に対する本市の認識を伺います。

(2)行徳駅近辺に飛来するムクドリへの対策について。行徳は、カワウだけではありません。行徳駅に夕方の時間帯飛来するムクドリの大群も、景観上決して好ましくはありません。夕方、行徳駅で演説をしておりますと、私の声よりもムクドリの鳴き声のほうが大きいということであります。また、ムクドリが電線に止まっておりますと、その直下ではふんが落下してくる可能性がありまして、そのムクドリの下では信号待ちができないといった状況もあり、生活環境に影響が出ております。ムクドリによる被害状況と対策について伺います。

以上、初回質問といたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

田中財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは大項目１番目の本市における今後の中期財政見通しと対応についてにお答えいたします。

本市では、新年度の予算編成を行うに当たり、今後３年間の歳入と歳出を推計した中期財政見通しを立てた上で予算の編成に臨んでおります。そこで、令和７年度の当初予算編成に向けて策定いたしました令和７年度から９年度までの中期財政見通しでは、各年度ともおおむね100億円から140億円程度の財源不足が生じるものと見込んでいるところでございます。まず、歳入では、市税収入のうち個人市民税におきまして、ふるさと納税制度による減収の影響はあるものの、納税義務者数の増加や平均給与所得の伸びから今後も増収が続くものと見込んでおります。また、固定資産税及び都市計画税におきましても、土地においては令和６年度の評価替えに伴う負担調整による増収が続くこと。また、家屋については新増築に伴う新規課税等による増収の傾向が続くことなどにより、市税収入全体では順調に推移していくものと見込んでいるところでございます。しかしながら、現在国におきまして所得税における基礎控除額などの引上げ、いわゆる年収103万円の壁の見直しについての議論がなさ

れていることからも、今後の動向を注視していく必要があるものと考えております。

一方、歳出の見通しにつきましては、まず、人件費では人事院勧告を踏まえた職員給与の改定に伴い増加していくものと見込むとともに、扶助費につきましては、児童手当の支給対象年齢の引上げが令和７年度より通年化されることに加え、私立保育園運営費や障がい者支援費、生活保護費といった社会保障関係経費が増加していくことが見込まれることから、扶助費全体で右肩上がりに増加していくものと推計をしております。このほか、普通建設事業費につきましてはクリーンセンターや斎場の建て替えのほか、本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業が本格化することに加え、老朽化した公共施設の改修や再整備などにより増加傾向となることから、令和７年度以降もさらなる増加が続くものと見込んでおります。

このように、歳入面におきましては現時点で市税の堅調な増収を見込まれるものの、歳出面における人件費や扶助費などの義務的経費に加え、公共施設の更新などに伴う普通建設事業費の増加により、各年度の予算要求段階においては財源不足が生じるものと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　私からは大項目、普通財産の貸付料についてお答えいたします。

市の公有財産は行政財産と普通財産の２つに分けられ、普通財産とは、行政目的に使用しなくなった土地などで、地方自治法により売却や貸付けが可能な財産であり、本市では、土地の貸付け等により市有財産の有効活用に努めております。御質問の管財部で管理する普通財産の土地貸付けの現状につきましては、令和５年度実績で、有償貸付件数は108件、貸付収入は約8,700万円となっております。次に、普通財産の貸付基準につきましては、市川市財務規則で貸付期間や貸付条件などを定めており、貸付料の算定方法は、同規則に基づき普通財産貸付料算定基準を定めております。この基準では、土地の基準貸付料について営利目的で土地利用をする場合と、非営利目的で土地利用する場合に分けて、貸付地の固定資産評価相当額に一定の割合を乗じて算定することとしております。例えば、駐車場や事務所など、新たに営利目的で土地利用する場合の年間貸付料は、貸付地の固定資産評価相当額に７％を乗じた額、住宅や官公庁など非営利目的で土地利用する場合の年間貸付料は、貸付地の固定資産評価相当額に４％を乗じた額となります。また、電柱やガス管等を設置するため土地の一部を占有する場合の貸付料は、市川市道路占用料条例を準用しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川島情報管理部長。

○川島俊介情報管理部長　私からは大項目、情報セキュリティーについてお答えします。

まず、(1)サイバー攻撃に関する情報セキュリティー対策についてでございます。本市を含む多くの地方自治体では、従前はインターネットと隔離したネットワーク環境で個人情報を取扱う基幹系と、インターネット検索や外部とのメールでのやり取りを行う情報系という２つのネットワークを運用しておりました。しかしながら、日本年金機構の事件を受け、総務省より平成27年12月25日付で総務大臣通知、「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」が発出され、地方自治体では、自治体情報セキュリティー強靭化として、ネットワークを３つに分割する３層の対策を行うことが求められました。本市におきましても、平成28年度よりこの対応を実施しております。具体的には、従前の基幹系をマイナンバー利用事務系、情報系をＬＧＷＡＮ接続系とするとともに、新たにインターネット接続系を導入し、重要な情報資産をより安全なネットワーク環境で取扱うこととしております。また、インターネット接続系と外部との接続点は、ファイアーウォールなど本市の情報セキュリティー対策に加えまして、千葉県と県内市町村が共同利用する千葉県自治体情報セキュリティクラウドにおいて、常に最新かつ高度な対策を講じる多重の防御により、情報資産の安全性を確保しております。

次に、(2)地方自治法改正に伴う情報セキュリティー対策の見直しについてお答えいたします。国は、これまで行政サービスの情報化、そして現在進行中のデジタルトランスフォーメーションの推進に当たり、地方自治体の情報セキュリティー対策に関する基本的な方針や、実施すべき対策の基準を地方自治体向けのガイドラインとして示しております。その内容につきましても、実際に発生したサイバー攻撃などの情報セキュリティー上の重大な事故や、国内外のＩＣＴ技術の進展などを踏まえ随時内容を見直し改定を行ってきております。本市においては、この国の情報セキュリティガイドラインに準拠した市川市情報セキュリティポリシーを策定し、これに規定した情報セキュリティーに関する基本方針と対策基準に基づき情報セキュリティー対策を行っております。御質問にございましたとおり、本年６月、地方自治法が改正され、令和８年４月１日までにサイバーセキュリティーを確保するための方針を定め、公表することが地方自治体に義務づけられました。また、総務大臣がその方針の策定について指針を示すことも併せて規定されました。本市においては、既に市川市情報セキュリティポリシーとしてサイバーセキュリティーを確保するための方針を定め運用しておりますので、今後示される当該指針に基づき、方針の見直しや公表といった追加で必要となる措置を講じてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目の４つ目、保育行政についてお答えします。

初めに、(1)保育施設の運営に係る費用負担についてです。本市が私立保育園の運営に係る費用として支出している額は、令和５年度決算ベースで保育所や小規模保育事業、認定こども園など、合計195施設に対し総額約209億円となっております。内訳は運営費と補助金に大別され、運営費が200億円、補助金が約９億円となっております。運営費は、国が定める公定価格に基づき交付する法令分に市独自の加算をした上で交付しており、主に職員の配置状況などにより定まる単価と利用児童数などにより積算されます。なお、運営費については保護者から納めていただく保育料のほかに、法令分として交付したものの４分の３と市独自加算の一部に対して国、県の負担金などがあり、合計して約125億円の歳入がございます。また、補助金は各施設が実施している補助事業の実績に対して交付するもので、保育士確保対策事業や特別支援保育推進事業など多様な事業に交付しております。一部の事業に対して国、県からの補助があり、事業によって補助率が異なりますが、総額で約６億円の歳入がございます。以上のことから、令和５年度決算ベースでは総額で約209億円の施設への支出に対し、約131億円の歳入があり、市が実質的に負担する額は約78億円となっております。

次に、(2)公私連携型保育所についてお答えします。公私連携型保育所とは、認可の基準を満たしている保育園であり、かつ市の関わりを明確にできるもので、児童福祉法第56条の８に基づいているものです。この保育所の運用に当たっては、市が法人と協定を締結し、職員配置や提供する保育などの運営に関わっていくことで法人を支援、指導していくものでございます。なお、本市では、現在２施設の公私連携型保育所が運営しておりますが、老朽化した公立木造園の民営化に伴い、現時点では今後４施設増える計画となっております。

次に、(3)こども送迎ステーションについてお答えします。行徳駅前にこども送迎ステーションとして開設したアイキッズステーション行徳は、運営法人がテナントを賃借し改修している施設であることから、施設の活用方法については運営法人と協議を重ねながら検討を進めております。行徳駅前という立地のよさや、児童を預かるための施設として十分な設備を備えていることを踏まえ、朝から夕方までの間の施設の有効的な活用方法を検討しております。また、複数の保育施設への送迎についても運営法人と協議を重ねておりますが、安全性を損なうことなく送迎をするために適切な運営体制を確立することなどの課題がある一方で、保護者にとっては保育施設の選択肢が増える効果があることから、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　私からは大項目の生活保護行政についてお答えいたします。

初めに、(1)本市の現状と相談から決定までの流れについてでございます。生活保護とは、生存権の保障を規定した憲法第25条に基づき、国が全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けることを目的とした制度であり、生活保護の申請は国民の権利とされております。本年10月現在の生活保護受給世帯は約6,000世帯、内訳としては、高齢世帯約3,200世帯、母子世帯は約300世帯、障がい・傷病世帯約1,800世帯、その他世帯約1,300世帯となっております。

次に、保護費支給額につきましては、本年４月現在の基準で算定したアパートなどに住む標準的なモデルケースの月額の支給額をお示しいたします。30代の両親と３歳の未就学児童の３人世帯では約21万8,000円、30代の母と５歳、３歳の未就学児童の３人世帯では約25万円、30代の両親と８歳の小学生、４歳の未就学児の４人世帯の場合は25万8,000円、70代夫婦の２人世帯の場合は約17万3,000円、70代単身世帯の場合、約11万9,000円となっております。

相談申請受理から決定までの流れにつきましては、新規相談時には、生活状況、健康状態、資産状況や親族との交流状況などについて伺い、生活保護制度を説明し、理解が得られた後に申請書類を受理いたします。また、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することや、必要に応じて職員が本人の元に出向くなどの対応も行っております。申請を受理した後は、地区担当のケースワーカーが生活保護の要件を全て満たしているかの調査を行い、原則として申請した日から14日以内に生活保護の決定及び通知することとしております。

次に、不正受給への対応についてでございます。生活保護法第78条に規定する不実な申告その他不正な手段により保護を受け取るとは、具体的には、働いて収入を得ていることを隠したり、生活保護費以外の収入を申告しなかったり、あるいは実際より少ない金額で申告して生活保護を受けることなどでございます。令和５年度に生活保護法第78条に基づき返還を求めた者は63件で、その内訳は、年金などの未申告27件、稼働収入の未申告、過少申告22件、その他稼働収入以外の収入14件となっております。

次に、不正受給防止への取組につきましては、ケースワーカーは定期的に家庭を訪問し、生活実態の正確な把握に努めるとともに、毎年１回、市の課税情報と受給者から申告された収入を比較し、未申告や過少申告がないかを確認しております。さらに、平成26年度から不正受給対策員として警察ＯＢを採用し、申告せず就労の疑いのある者の調査を実施し、また、平成27年度から金融機関などへの収入調査や年金事務所への年金加入歴調査などに特化した担当を配置するなど、体制の強化を図っております。なお、不正受給者に対する徴収金は一括返納を原則としており、生活保護廃止後に調査により預貯金など資産が明らかになった場合には、差押えなどを検討し厳正に対応しているところでございます。

次に、本市における外国人の生活保護の受給状況についてでございます。生活保護法第１条では、国が生活に困窮する国民に対し、その最低限度の生活を保障すると定められており、日本国籍を持たない外国人は法の適用対象とはなっておりません。しかしながら、昭和29年５月８日、社発第382号厚生省社会局長通知により、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、人道上の配慮から、当分の間、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準ずる取扱いをするものとしており、本市もこの通知に基づき外国人に生活保護の措置を講じているところでございます。また、生活保護は能力の活用が要件であるため、適法に日本に滞在し、活動に制限を設けない永住者、特別永住者、日本人の配偶者などを対象としており、この対象者以外の外国人から申請があった場合は、その都度千葉県に確認した上で決定をしております。令和６年10月現在、生活保護を受給している約6,600世帯のうち、外国人が世帯主である世帯は約220世帯で全体の約３％を占める状況となっておりま

す。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　私からは大項目の公共施設の整備についてお答えいたします。

妙典少年野球場の砂塵対策につきましては、様々な手法について検討するに当たり、まず、防風林や砂防林については、砂塵対策として高木をグラウンド周囲に密集させ植える必要があることから、費用的にも高額となるため選択いたしませんでした。また、表層を覆う素材の検討については、陸上競技場のトラックで採用している合成ゴムやウレタン製の素材のもの及びテニスコートで多く採用されている砂入り人工芝等は、製品自体の価格が高額であることや、野球には不向きなことから適さないと判断いたしました。そして、砂の素材の変更等についての検討といたしまして、風で飛びにくい岩瀬砂というものがありますが、少年野球連盟関係者からは、小さい砂利が多く含まれているためスライディング等思い切ったプレーができないといった過去の事例を理由に望ましくないとの意見があったため、選択はいたしませんでした。

以上のように、様々な手法を検討し、少年野球連盟関係者と十分に協議した結果、妙典少年野球場の安全性の保持と砂塵対策を両立させるとともに、大会等に支障を来さない手法については、ファールボールエリアの人工芝化が最良であると判断したところでございます。本定例会におきまして補正予算に対する議決をいただければ、早急に改修に着手し、年度末までに完了したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは行徳地域における鳥害対策についての２点についてお答えいたします。

初めに、(1)行徳近郊緑地におけるカワウのふん被害への対策についてです。千葉県が管理する行徳鳥獣保護区の緑地にはカワウが多数生息しており、保護区内の樹木がふんにより白く覆われ枯死するなど、ふん害や悪臭により良好な自然環境が保全されていない状況であったことから、本市ではこれまでカワウ個体数の適正管理や緑地の管理を千葉県に対しまして要望してきました。そこで県では、本年８月から10月にかけ、市道側樹木のカワウを緑地内部に誘導することを目的として、今までにない規模で樹木の伐採及びやぐら状の止まり木の設置を行いました。しかし、伐採によって行き場を失ったカワウの一部は、止まり木ではなく緑地の外の電線に止まるようになり、11月時点で30羽から50羽程度が電線に止まっている状況を確認しており、引き続き対策を講じていく必要があるものと認識しております。

次に、(2)行徳近辺に飛来するムクドリへの対策についてです。ムクドリは、秋から冬になると、照明などで夜間も明るく猛禽類がいない駅前を好んで集団でねぐらを形成する習性があり、ムクドリによる騒音とふん害は社会的な問題となっています。本市では、かなり前から行徳駅周辺で電線にねぐらを形成しており、住民や歩行者は騒音やふん害などに悩まされ、市民の生活安全が脅かされています。

そこで本市では、拍子木による音出しに加え、令和元年度からはムクドリの嫌う鷹による追い払いなどの対策を行ってきました。昨年度からは、より追い払い効果の高いＬＥＤライトを照射する新たなムクドリ対策も進めてきています。一方、近年は行徳駅周辺だけではなく、住宅地周辺にもねぐらが形成されているなど、その被害地域が拡大している現状もあることから、今後は、自然環境政策専門員による調査や、近隣自治体とも情報共有を図りつつ、より効果的なムクドリ対策を研究して実践してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　皆様、御答弁ありがとうございました。それでは、必要に応じて再質問いたします。

大項目１つ目、本市における今後の中期財政見通しとその対応につきまして、このうち歳入につきまして、令和５年度決算で市税収入は過去最高の900億を超えたと承知しています。固定資産税も、本市の地価高騰を受け増収見込みとのことです。一方、歳出につきましては、社会保障費のこの肥大化は懸念材料です。扶助費である保育、障がい者、そして生活保護費に係るこれらの行政の適正化は、健全な財政運営の上で大変重要でございます。建設事業については、宮田小建て替えに言及されていましたけれども、こちらは金額がまだ出ておりません。クリーンセンターの建て替えにつきましては、建設費約500億、維持費250億、斎場建て替え150億、さらに本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業の本市負担額は110億でございます。令和７年以降、大型建設事業が本格化し、歳出の増加傾向が続き、緊張感を持った財政運営が望まれます。

また、年収103万円の壁見直しで所得税の基礎控除引き上げによる税収減についても言及がございました。その減収分は、税収と地方交付税合わせて５兆円に上るとされております。実際11月29日、石破茂首相は所信表明演説で、この基礎控除額を引き上げますと表明されています。減収が現実味を帯びているように思います。

今後の市税収入は順調に推移するとの見通しでありますが、少子・高齢化は全国的な課題です。厚生労働省の人口動態統計月報年計（概数）の概況によりますと、令和５年の出生数は72万7,277人でした。こういった少子化の傾向はもうずっと続いております。この人口減も言われ、特に生産年齢人口の減少は市民税減少に直結いたします。本市においても同様の課題が存在すると考えますが、その点御見解を再質問として伺います。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

本市の人口は微増傾向で推移していることからも、現時点では当面の間、市税収入については堅調に増収となるものと見込んでおります。しかしながら、景気の急激な悪化や人口が減少に転じた場合には、市税収入のうち約半分を占めております個人市民税が減収となることも懸念されるところではございます。したがいまして、子育て世代の支援をはじめとした人を呼び込み定住を促進する施策を推進していくことなどによりまして、人口の増加を促し、市税収入の確保につなげていくことが重要であると認識しております。このため、本市では既に定住促進策として学校給食費の無償化や保育料の第２子無償化をはじめとした施策を進めておりますが、引き続き、さらなる魅力ある施策を推進することで人口増を目指していく必要がございます。その一方で、先ほど少し触れました国で議論されております所得税における基礎控除額などの引上げにつきましては、現時点では具体的な制度の改正の内容が示されていない中ではありますが、機械的に試算した場合、本市ではおおむね100億円程度の減収になるものと見込んでおります。この地方税の減収に対する代替財源についても現時点では示されていないため、今後、その示される内容によりましては、その対応に迫られることが懸念されるところであります。

そこで、今後、市税の使途につきましては今まで以上に精査していく必要がありますことから、事業効果を検証し、効果の薄いものにつきましては見直しを図るなどの対応を図ることが重要であると認識しているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。市税収入のうち、個人住民税は増収が見込まれるとのことでございます。本市は、歳入においてこの個人住民税の比重が高い、安定的に歳入を得るためには定住促進策が必要不可欠であるとの御認識、おっしゃるとおりだと思います。そして、財政部長が大変重要な情報をおっしゃいました。国民民主党が主張する年収103万円の壁見直し、所得税の基礎控除を178万円に引き上げることによって、本市の減収見込み額は100億であると。大変な額ですね。そして、この地方税減収分の代替財源について、今日、この

時点において何ら国から示されておりません。手取りを増やす、働き控えを解消するために基礎控除を引き上げるという国民民主党の主張は十分理解できますが、問題は、減収分をどのように補填するかであります。

本年11月22日付朝日新聞によりますと、同党の古川元久税制調査会長は、減収分は交付税で対応をとの考えを述べられています。これで一件落着かと思いきや、そうは問屋が卸さない。皆さん、本市は不交付団体です。地方交付税を受け取る仕組みがございません。では、市債発行は可能かと一時思い浮かびました。ただ、地方財政法第５条において、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては」云々という記述がございます。このように市債発行には条件がございます。代替財源が確保できる見込みがなく、100億円の税収減も想定しなくてはならないということです。財政部長、あらゆる事態を想定してシミュレーションし、緊張感を持って財政運営をお願いいたします。

そして市長、浦安市、成田市など千葉県下の不交付団体と緊密に連携し、不利益を被ることがないよう万全を期していただきたいとお願いいたします。

市税収入について、特に年収103万円の壁見直しで本市に多大な影響が出ることは、財政部長の御答弁から分かりました。このような状況で、給食費無償化など恒常的な支払いが続き、ランニングコストがかさむ事業が増えており、加えて公共施設の老朽化対策で建設事業費もかさみます。今後市債残高が増加し、同時に毎年の元利償還金の支払いが増加、公債費負担比率の上昇も懸念されますが、この点、今後の見通しについてどのように認識されていますでしょうか。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　令和６年度当初予算における普通建設事業費は110億円程度であったものが、令和７年度以降、クリーンセンターの建て替えなどの大規模事業の進捗により、今後大きく増加していくものと見込んでおります。そのような中、財政の硬直化を示す１つの指標であります公債費負担比率につきましては、15％が警戒ラインで20％が危険ラインとされており、令和５年度決算における本市の比率は6.7％と良好な数値ではございましたが、今後、事業の増加に伴い数値も上昇することが見込まれるところでございます。そこで、本市では、これまで市債の発行につきましては、年度末に決算収支の状況を見据えて借入額を抑制するなど、将来を見据えた財政負担の軽減策を実施してまいりましたが、現在借入利率が上昇している現状を鑑みますと、公債費のさらなる負担増も懸念されることから、今後も社会経済情勢を注視するとともに、計画的な基金への積み立てや、必要に応じた基金の活用により、市債借入れの抑制や一般財源の負担を平準化するなどの対策を講じていくことで、市民に身近なサービスについても安定的に提供しつつ、持続可能で健全な財政運営を行うことができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。市債発行残高も累増していく見通しであるとのことでございます。今回注目しております公債費負担比率は、一般財源総額に占める公債費の比率でございます。令和５年度決算においては6.7％、今財政部長もおっしゃった一般的には15％が警戒ライン、20％が危険ラインとされておりますので、現状、良好だと言えます。平成10年にはクリーンセンターと病院の建て替えが重なりまして、一時、公債費負担比率が12.1％に達したこともございました。今後も基金への積立てを計画的に行い、市債借入れの抑制など、公債費負担比率の管理を徹底していただきたいと思います。財政規律を維持し、健全な財政運営をお願いします。

私たち自由民主の会は、財政に責任を持つ会派でございます。議会の一員として、財政状況の把握とチェック、そして建設的な提案を行ってまいります。

続いて、大項目２つ目、普通財産の貸付料について。

有償貸付件数は108件、貸付収入は約8,700万とのことでございます。貸付基準につきましても、営利、非営利の目的別で固定資産税評価相当額に乗じて算定していると、このように承知いたしました。これに関連しまして、市川市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例がございます。その第４条に、普通財産を無償または減額貸付けできる条件が定められております。公益目的の団体であっても、安易な貸付けではなく、御答弁にあった固定資産税評価相当額に４％を乗じた額をお支払いいただくなど、普通財産の貸付収入の向上を図り、公有財産の買いたたきが起きないようお願いいたします。

ここで再質問いたします。本市においては公示価格が上昇し地価の上昇が続くと考えられますが、貸付料を引き上げるお考えはありませんか。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

貸付料につきましては、普通財産貸付料算定基準において３年に１度の固定資産評価替え年度に改定することとしており、土地価格が変化した場合、固定資産評価相当額も連動することから、地価が上昇した場合には貸付料も上昇する仕組みになっております。そのため、現時点では算定基準を見直して貸付料を引き上げる予定はございませんが、今後も引き続き近隣市の状況なども注視しつつ、適正な貸付料を設定してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。固定資産評価替え年度は３年に１度のタイミングということは理解いたしました。適正な貸付料の設定で、引き続き普通財産の管理をお願いいたします。

続いて大項目３つ目、情報セキュリティーについて。

(1)サイバー攻撃に関する情報セキュリティー対策について。御答弁にもありましたネットワークをマイナンバー利用事務系、ＬＧＷＡＮ接続系、インターネット接続系、これらネットワークを３層分離しているわけです。インターネット接続系と外部の接点で千葉県自治体情報セキュリティクラウドが存在していますよと。本市職員が庁舎内のパソコンで外部のインターネットに接続する場合あるいは外部からメールやデータ等を受信する場合は、必ず県のセキュリティクラウドを通るという認識でよろしいですね。これによって様々な危険因子が除去されるなど、実績が認められているとの認識でございます。ただ、今後懸案となってこようかと思いますのは財政負担です。自治体は個人情報が集積しておりますので、常にサイバー攻撃の対象になりやすい。そして、情報流出の影響ははかり知れません。全市民が関係するこの情報セキュリティー対策をしっかりと行っていただきたい。市長がおっしゃる選択と集中、選択するところです。日本年金機構の情報漏えいを受け、市は必要な情報セキュリティー対策を行っていると理解しました。とはいえ、そのサイバー攻撃の手法は巧妙化、凶悪化している現状も指摘できますことから、完全とは言えないかと存じます。

そこで、ウイルスが仕込まれた標的型攻撃メールに対する本市の対策はいかがなものでしょうか。

○稲葉健二議長　川島情報管理部長。

○川島俊介情報管理部長　お答えします。

標的型メールによるサイバー攻撃への対策につきましては、千葉県自治体情報セキュリティクラウドや、市の３層の対策によるウイルスの無害化措置により大幅にリスクを低減させております。これに加えまして、千葉県警察本部の協力の下、職員を対象として模擬的に標的型メールを実際に送信するサイバー攻撃訓練を行っており、仮に有害メールが職員に届いた場合でも適切に対処してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。千葉県警の本部の協力の下、本市職員向けに模擬的な標的メールが送り付けられ、それに対応するという訓練が行われていることを理解いたしました。

さて、これまでサイバー攻撃があることを想定した対策について質問いたしました。では、実際サイバー攻撃の被害を受けてしまったらどうするかまで想定しなくてはなりません。その場合はどのように対応するのか伺います。

○稲葉健二議長　川島情報管理部長。

○川島俊介情報管理部長　お答えします。

サイバー攻撃による外部から本市のネットワークへの侵入などが発生した場合には、庁内に情報セキュリティー事故対策の専門チームを設置し、ネットワークの保守事業者と連携して被害の拡大防止、復旧処置、原因究明、再発防止を行ってまいります。加えて、被害状況に応じて、千葉県警察本部をはじめ、内閣サイバーセキュリティセンター、総務省、千葉県などとも連携し対応する体制となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。ネットワーク事業者、千葉県警、内閣サイバーセキュリティセンター、総務省、千葉県と連携し事に当たるとのことで理解いたしました。自治体情報セキュリティクラウドも含めたＩＴシステムの設計、実装は、ネットワーク外部の脅威を想定し、不審な通信を検知、対処するだけではなく、内部においても脅威を想定する、言わばゼロトラストセキュリティーモデルまたはゼロトラストアーキテクチャーという考えに基づいております。これは、決して信用せず常に検証せよというコンセプトです。したがいまして、ネットワーク環境において加藤圭一からのメールは信用しないというのが正しい判断かと存じます。

続いて、(2)地方自治法改正に伴う情報セキュリティー対策の見直しについて。

本市において、国の情報セキュリティポリシーに基づいた市川市情報セキュリティポリシーを既に策定しているとのことでございます。同改正法で総務大臣がサイバーセキュリティーに関するガイドラインを策定し、これを基に各地方自治体も基本方針を令和８年、2026年４月１日までに公表するよう義務づけられていること。本市のように既に基本方針を策定済みの地方自治体であっても見直しを求められていることから、必要な措置を講じる旨、理解いたしました。

では、その総務大臣の指針はいつ出され、いつ本市の方針を公開する予定なのでしょうか。それに伴い市の情報セキュリティー対策はどのように見直すのかにつきまして再質問いたします。

○稲葉健二議長　川島情報管理部長。

○川島俊介情報管理部長　お答えします。

現時点では、総務大臣の指針がいつ示されるのか、また、その内容などの詳細は不明ではございますが、指針は令和７年度中に示される見込みでございます。当該指針が示される来年度に、市長を最高情報セキュリティ責任者（ＣＩＳＯ）として組織された情報セキュリティ委員会において、指針の内容を踏まえてサイバーセキュリティーを確保するための方針について審議を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。令和７年度中ということでございます。

さて、これまで外部からのサイバー攻撃に対する対策について伺ってまいりまして、おおむね理解いたしました。その一方、私の懸念は、さきの下水道部における官製談合事件におきまして、内部から外部業者に入札予定

価格が漏えいしてしまった一件、こういうところにもその懸念は及びます。現在、再発防止策などコンプライアンス委員会で討議されていると承知しています。入札予定価格など、重要かつ機密性保持が求められる情報資産に誰がアクセスしたのかをシステム上で技術的に検知する、アクセスログを取る仕組みを構築すればこういった情報漏えいを防ぐことができるかと思いますが、そのようなことは可能なんでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　川島情報管理部長。

○川島俊介情報管理部長　お答えします。

本市では、原則利用できる職員を限定するために、全てのシステムやパソコンにアクセス制限を行っております。加えて、住民基本台帳や税情報など極めて重要な情報資産を扱うシステムに関しましては、定期的にログを確認することにより情報の流出や悪用を防ぐ対策を講じております。しかしながら、内部からの不正アクセスにつきましては、技術面や保存容量などの制約により、情報システムとして確実な発見または阻止することは困難な状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。アクセス数が膨大だということは、もう困難が伴うと存じます。とはいえ、入札予定価格に特化した情報を集積したシステム構築が、もしできたら御検討いただけたらと思います。内部からの正当なアクセスだったとしても不自然な動きを未然に把握できますので、官製談合防止にも有益かと存じます。ありがとうございました。

次に、大項目４つ目の保育行政につきまして、(1)保育行政の運営に係る費用負担につきまして、195施設に対して運営費と補助金合わせて209億円が払われ、本市の実質的な負担は78億であると、こういった数字を理解いたしました。この(1)につきましては再質問はございません。

(2)に進みます。公私連携型保育所の位置づけ、運用について。児童福祉法に基づく施設である、市として保育園の運営に関わる役割を担っていくとのことでございます。では、公私連携型保育所などの私立保育園に支払われる運営費をきちんと市は把握できているんでしょうかと。市から払われた運営費を社会福祉法人本部の必要経費に充当することもできるんじゃないでしょうかと。直接保育事業に使われない経費について、市はどのように把握できるんでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

私立保育所に支払われる運営費には委託費としての性格があることから、国の通知により使途範囲や運用の取扱いが定められており、原則として他の保育所や法人本部への支出が制限されているほか、積み立てが認められる基金の内容や前期末支払い資金残高に保有限度額が設定されるなどの制限がございますが、一方で、一定の要件を満たすことで弾力的な運用も行うことも認められております。国の通知に基づいた経理を遵守しているかについては、千葉県が児童福祉法に基づいて毎年実施する指導監査で確認し、改善が必要と認められた場合には必要な指導をしており、本市も千葉県が実施した指導監査の情報を共有しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。法人外への支出はまず不可であるということ、そして法人本部への支出も制限があることが分かりました。一方で、弾力的な運用が認められているとのことでありますが、これは具体的にどういうことなんでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

運営費の弾力運用の代表的な例としては、適切な施設運営が確保されていることを前提に、一定の範囲内で同一法人が運営する他の保育所等への経費へ充当が認められるといったものがございます。また、法人本部会計への支出が認められるのは前期末支払い資金残高からの充当のみとされており、充当先の条件として、法人本部会計のうち人件費支出及び事務費支出に相当する経費であって、かつ、いずれも保育所の運営に関する経費に限って認められるものとされております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。最後のほうで大変要点をまとめられて、ありがとうございます。いずれも保育所の運営に関する経費に限って認められると、こういうことで理解いたしました。ありがとうございます。

続いて(3)に進みます。こども送迎ステーションの有効活用について。このこども送迎ステーションを運営していただいている社会福祉法人さんとは、現状、こちら側の提案につきまして協議中、検討中とのことでございます。本年６月定例会での質問から半年が経過しておりまして、何かしら進捗があってもよろしいんではないかと思います。はっきり申し上げます。もはやこども送迎ステーション事業を継続しても、利用する園児の増加は見込めない。社福からすれば、利用する園児が何人いようが公費で委託料が払われているわけですから、真剣に有効活用策を考えなくてもいいわけですよ。現に、先方の社会福祉法人からは何ら建設的な提案が出ていないではないですか。公私連携の意味を見いだせません。これまでの質問のやり取りで明らかになったとおり、このこども送迎ステーション、運営費が年間約1,600万、行徳駅前からぴあぱーく妙典にあります保育園に１日当たり園児を８名程度送り届けるだけで、園児１人当たり年間の経費200万、もう単純に割り算して200万かかっているわけです。このような非効率的な事業を取りやめるお考えはありませんか。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現時点においては、本施設の利用者を保育施設の利用者に限ることなく、より多くの方に利用してもらえるようにすることや、複数の保育施設への送迎を行うことなどについて、運営法人と協議を重ねながら、まずは施設の活用方法を改善することで利用者数を増やすよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。おっしゃることは理解いたしますが、こども部長、大項目１つ目で財政見通しのやり取り、お聞きになったかと存じます。財政運営に緊張感を持っていただきたいと申し上げたところです。時間とお金は有限でございます。悠長なことを言っていられません。先方の社会福祉法人には、新規募集を停止し、利用園児が卒園した段階で事業を取りやめる旨、もう通告してください。非効率的な施設にいつまでも税金を投じないでいただきたいと。例えば、保育士の確保や待遇改善を訴える議員の方もいらっしゃいますが、私の提案でこども送迎ステーションを廃止すれば、十分ではないにせよ財源が生まれるじゃないですか。このように財源を示せば説得力も出てまいります。少々話がそれましたけれども、ぜひ期限を区切って今年度中に結論を出してください。

続いて大項目５つ目、生活保護行政につきまして、世帯数等々分かりましたが、高齢世帯が多いかなという印象でございます。これは、高齢者の単身化がその背景にあろうかと存じます。親子間で協力し扶養できる場合もあるかもしれませんが、子どもや孫との関係が希薄化しているとなると、難しい現状もあろうかと思います。

生活保護受給申請者の親族に金銭的援助が可能かを問い合わせる扶養照会がございます。本市で行っているものと認識をしております。申請時または受給決定から定期的にこの照会を行っていただきたいと思います。また、民法上の扶養義務が生活保護に優先しますので、ぜひこの大原則を徹底していただきたいと思います。また、生活保護の相談は、本人だけではなく民間業者、支援団体、関係機関から相談を受けることもあろうかと思います。こういった事情は理解できます。

そこで再質問いたします。こういった生活保護の相談につきまして、行政と近い立場にいる市議会議員が相談の仲介をすることはあるんでしょうか。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活保護の相談は、御本人だけでなく、親族や支援関係者など様々な方から相談をいただいており、市議会議員の方からも支援関係者の例と同様に、直接御相談いただいたり、また、申請に当たり同席いただく場合などもございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。■■■

いいますかペナルティーというのも発生せず。当人に支払い能力がないがゆえの措置だとは思いますけれども、これでは不正受給はやった者勝ちじゃないですか、生活保護行政の公平性を根本から揺るがす事態であります。はっきり申し上げまして、このような方につきましては、ブラックリストのようなものがあるんだったらそれに載せていただく、二度と受給できないようにするべきです。生活保護法違反、さらには詐欺罪が成立する可能性もあると承知しています。これらは人員を配置してきちんと対応していただきたいです。

そして、(3)外国人に対する保護につきまして、生活保護法第１条では、外国人は生活保護の支給対象外と規定されておる。しかしながら、昭和29年の当時の厚生省の通知で、当分の間、生活に困窮する外国人にも適用範囲が広げられる。それが永住者、特別永住者、日本人の配偶者等であると。■■■

ワウのふん被害への対策について。これまで県は市道側の樹木にいるカワウを緑地の中央部に誘導する目的で止まり木を設置し、大分そちらに移動したものと、そういった、ちょっと私、緑地の中に入れませんからそういったものと推察はしております。しかし、一部がそちらの止まり木に行かず、群れからはぐれて市道側の電線に止まっていると、人間の生活圏に侵食していると、こういう状況が見受けられます。私のようなはぐれ者のカワウもいるんだなと、こう思いますね。市として、伐採実施後の新たなふん被害についてどのように対応していくのか、御見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

現在、本市ではこの状況、新たな被害が発生したことを速やかに千葉県へ報告するとともに、市の職員による追い払いを週２回程度新たに実施しております。県に対しましては、設置をした止まり木による誘導策の効果について検証していただくよう要望するとともに、引き続き、千葉県側がカワウ対策を円滑に進めることができるよう、本市としても協力をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。今言及された追い払い作業、大変地道な作業をしていただきまして本当にありがとうございます。また、止まり木の効果測定もぜひお願いいたします。

続いて、(2)のムクドリにつきましても、現状、ＬＥＤライトをムクドリに照射して大変効果が上がっているという御答弁でございました。(2)に関しましては再質問はございません。

このたび、生活にも関わる行徳地域の野鳥の問題について御答弁いただきまして、いろいろお話も伺いました。これらは住民の皆さんからも対応を要望されております。引き続きよろしくお願いします。

今回の質問で、県、市が行っている対策は理解いたしました。日々大変尽力をされていることに深く感謝申し上げます。私も、できることがありましたら協力いたします。

カワウから財政まで幅広く取り上げてまいりました。以上で代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　次に、チームいちかわ、丸金ゆきこ議員。

〔丸金ゆきこ議員登壇〕

○丸金ゆきこ議員　チームいちかわの丸金ゆきこです。通告に従いまして、会派を代表して質問を行います。本日最後となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、大項目１、防災行政について。

今年は元日に能登半島地震が発生し、今も余震が続いていますし、８月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、大規模地震への警戒感がより一層高まっています。そして、豪雨災害も頻発しています。千葉県でも、令和元年に大きな台風が続けて上陸し、暴風雨による甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいと思います。私たちの住む市川市も、いつ首都直下地震や豪雨災害に襲われるかも分からない状況です。

そんな中、11月10日には市川市大規模災害対応合同防災訓練が行われました。ドローンを使った訓練なども盛り込まれ、災害への備えをしっかり更新していく必要性を改めて感じたところです。

そこで、(1)避難所の開設及び受入れ体制について、大規模地震等が発生した場合の本市の避難所開設手順について伺います。

次に、(2)小学校区防災拠点協議会の在り方について。私は、大和田小学校区の防災拠点協議会の委員として10年ほど前から活動していますが、災害時に参集する小学校区防災拠点要員である市の職員は、どうしても人事

異動により定期的に入れ替わってしまいます。一方、小学校区防災拠点協議会委員は、地域のことがよく分かる自治会長などで固定されている場合が多いです。そこで、改めて小学校区防災拠点協議会の役割と委員の選定基準、人数の決まりについて伺います。

次に、(3)避難所の環境整備についてです。災害時の情報収集は、身の安全を守るためにもとても重要です。いち早く災害の危険を知り安全な場所へ避難するためだけではなく、避難所の情報、水や物資の配給情報、ライフラインの復旧情報なども得ることができます。そして、避難所では停電や携帯基地局の被災など通信環境が確保できない場合も想定されていると聞いています。そこで、避難所の災害時の通信手段について、どのように準備されているのか伺います。

続きまして、大項目２、市立学校における防災教育について。

東日本大震災の際に大規模な津波が発生し甚大な被害を受けた三陸を10月に訪れ、防災に関する取組を視察してまいりました。そのうちの釜石市では、海から僅か500ｍ足らずの近距離に位置しているにもかかわらず、市立小中学校の児童生徒約570名は、防災教育で学んだことや先人の言い伝えを守り避難し、全員が無事でした。釜石の奇跡と呼ばれていますが、児童生徒が単に運がよかったからではなく、この地域で日頃から行われていた防災教育を学んだ子どもたちが、ふだんから行っている行動を当たり前に実施した結果が起こしたものでした。子どもたちは、自らの手で登下校時の避難計画を立て、年間５から十数時間の防災授業を受けていて、年１回、小中学校合同の訓練も実施されていました。そこで、本市の市立学校ではどのような防災教育が行われているのか、これまでの取組と、課題と今後について伺ってまいります。

まずは、ア、授業の中ではどのような防災教育が行われているのか伺います。

そして、釜石市の例では、子どもたちの命が助かったのは、日頃から地域とのつながりがあったことも大きく、避難の際に地域の方々の声かけがあったので安全に避難することができたのだとも語られています。そこで、イ、地域とともにある防災教育について、地域の方々と一緒に取り組んでいる事例などあれば聞かせてください。

次に、ウ、学校内で行われている避難訓練ですが、これまでの取組と課題や今後についてお伺いします。

続きまして、大項目３、児童生徒がインターネット上でトラブルに巻き込まれないための対策について。

本市では、既に市立学校55校の児童生徒にタブレットを配付し、インターネットを活用した学習を進めていることから、全ての児童生徒がインターネットを利用しているものと思われます。このようなＩＣＴを活用した授業は画像や動画、音声を使って指導できるため、子どもたちの学習意欲が高められ、情報活用能力も養えますが、今の小中学生は生まれたときから身近にインターネットやデジタルデバイスがあり、スマートフォンの保有率も高く、犯罪やトラブルに巻き込まれるリスクも高くなっています。そんな中、現在、市立学校ではどんな対策が取られているのか。

(1)児童生徒の家庭におけるスマートフォンの利用率やインターネットの利用の現状について伺います。

次に、(2)市立学校ではインターネット上のトラブルによる被害状況を把握しているのか伺います。

そして、(3)現在行われている情報モラル教育の具体的な取組について伺います。

続きまして、大項目４、いちカレ事業について。

今年１月からスタートしたいちカレについては、私たちチームいちかわは昨年12月定例会の代表質問において質問しました。そのときの答弁の中で、当面の目標として地域に定着させていくことを挙げ、また、利用者の中で課題を抱えた方を発見した際には、寄り添い支援事業のアウトリーチなどによって必要な情報を届け、支援につなげていきたいという趣旨の話がありました。

そこで、間もなく開始から１年を迎えるいちカレ事業について、現状と課題、そして今後の取組について伺い

ます。

続きまして、最後の大項目５、生理の貧困についてです。

経済的な理由で生理用品を購入できないという生理の貧困の問題は、単に生理用品が買えないということにとどまらず、生理用品がないことから外出がしづらいなど女性の社会進出に対する機会損失の問題もはらんでいて、人としての尊厳や人権に大きく関わる問題です。チームいちかわでも、昨年の９月定例会の代表質問で子どもの生理の貧困について取り上げましたし、それ以前もほかの議員からも質問がされています。市川市は、本年度より多様性社会推進課からダイバーシティ推進課へと名称を変更し、県内のほかの市町村に先駆けてダイバーシティという言葉を使い、その推進の本気度を示したところと考えています。

そこで、(1)そもそも本市は、この生理の貧困についてどのように認識しているのかお答えください。

次に、(2)具体的にこれまでどのような取組を行ってきたのか、また、その課題と今後について、各所管部署に質問します。

アとして、こども部の取組について。

イとして、市立学校での取組について。

そして、ウとして、ダイバーシティ推進課が所管するジェンダー平等の観点から、総務部の取組について伺います。

以上、初回の質問となります。答弁の内容に応じて再度質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　私からは大項目、防災行政についてお答えします。

初めに、(1)避難所の開設及び受入れ体制についてです。震災時の職員の行動については、市川市地域防災計画震災編や各マニュアルなどで定めており、市内で震度５強以上を観測した場合には全職員が指定の場所に参集する計画になっております。そして、避難所となる小学校については、市内で震度５弱を観測すると、小学校区防災拠点要員としてあらかじめ指名された職員が参集し、建物の安全確認など、避難所の開設準備を始めます。あわせて、地域の自治会などで構成する小学校区防災拠点協議会の委員にも、自身や家族の安全を確保した上で可能な限り小学校に参集していただき、職員と連携して避難所の開設準備を行う計画です。また、避難所の開設については、避難者の状況や被害状況を確認し災害対策本部が決定することとしています。大規模災害時は速やかな避難所開設が求められることから、日頃の訓練などで手順を確認し、より円滑な対応ができるよう取り組んでまいります。

次に、(2)小学校区防災拠点協議会の在り方についてです。小学校区防災拠点協議会は、平成21年の防災会議で設置を決定し、地域の方々と協議を続ける中で設置の機運が高まった学校から順次設立してまいりました。これまで市立小学校39校のうち36校で設立しており、残り３校についても地域の方々と設立に向け協議を続けております。協議会の役割は、平常時には避難所の運営訓練や防災倉庫の確認、災害時の学校施設の利用計画の検討を行い、発災時には市職員と連携し避難所開設や運営に支援をいただくものです。委員の選定や人数についての基準は設けておらず、設立の検討を行う際に、小学校区内の自治会、ＰＴＡ、学校職員等に協力を依頼し、設立に至っております。また、設立後も継続して委員をお引き受けいただいた方も大勢いらっしゃいます。地域の多くの皆さんに協議会に参加していただくことは地域防災力の強化につながると考えておりますので、協議会の中で委員の選定基準などを決めていただくことは差し支えございません。

次に、(3)避難所の環境整備についてです。災害時の避難所における通信手段については、避難所となる各小中学校にＷｉ－Ｆｉを整備し通信環境を確保しているほか、通信機器の充電のためソーラーパネルを備えた蓄電池や充電ケーブルを備蓄しております。また、災害時にも使用できる特設公衆電話を、小中学校をはじめ、各公民館に配備しております。なお、携帯電話の基地局などが被災した場合についても、通信事業者に移動式の基地局を要請するなど速やかな通信環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは大項目の２つ目、市立学校における防災教育について、大項目３つ目、児童生徒がインターネット上でトラブルに巻き込まれないための対策について、大項目５つ目、生理の貧困についての(2)これまでの取組と課題と今後についてのイ、市立学校の取組についてお答えいたします。なお、御質問が多岐にわたることから、答弁に少々お時間がかかりますことをお許しいただきたいと思います。

初めに、大項目、市立学校における防災教育についてのこれまでの取組と課題と今後についてのア、授業の中での防災教育についてお答えいたします。防災教育とは、究極的には命を守ることを学ぶことであります。そのために、学校教育の中では地域の実態を知り、備え方や災害発生時の対処の仕方を学ぶことを通して自助、共助の防災意識を高め、それを実践に移すことができる力を育てています。防災に関する教育は、各教科領域、学校行事等を通して行っており、地域の実態に応じてハザードマップを作成するなど地域防災について主体的な学習を進めている学校もあります。小学校では、３年生において社会科副読本「わたしたちの市川」を活用し、地域の防災施設や備蓄品の確認、近隣の消防署等への見学等の学習を、また、４年生では、今後想定される災害に対し市川市は様々な備えをしてきていることや、災害から暮らしを守るには、人々が協力して対処することの大切さについて学習しております。中学校では、２年生の社会科、地理的分野で日本の姿を学び、自然災害と防災への取組や、地震や津波が起きるメカニズムについて学習しております。特に本市では、東日本大震災の教訓を語り継ぐことにより、園児、児童生徒の防災への意識高揚を図ることを目的に、平成25年度から３月11日を防災教育の日として制定しております。防災教育の日には、防災集会において、教育長メッセージの紹介、黙禱、シェイクアウト訓練を実施し、併せて給食では防災教育の日を意識した献立の提供を行っております。

次に、イの地域とともにある防災教育についてお答えいたします。現在、地域とともに行う防災教育の例として、自治会主催の地域防災総合訓練をはじめ、本市の地域防災課職員の協力による簡易テントや簡易トイレなどの防災グッズ体験、小学校区防災拠点協議会の会長へのインタビューなどがございます。本市では、津波や風水害、崖崩れ等、地域によって有事の際に備える指導内容が異なることから、各学校が実態に即して指導を行っておりますが、学校によって日常生活の中での防災意識に差があることが課題です。災害に強い社会にするためには、一人一人が当事者意識を持ち、正しく自然を恐れ、生き方や住み方を見直し、互いに助け合う心を身につける必要があります。今後も、学校生活の中であらゆる時間、場面を活用して指導するよう、各学校に対し指導、助言をしてまいります。

次に、ウ、学校内での避難訓練についてです。避難訓練の現状ですが、市立学校においては、全ての学校で年２回以上実施しております。避難訓練内容は、１次避難及び２次避難の訓練やシェイクアウト訓練、保護者参加の引き渡し訓練、消防署の協力による起震車体験、煙の中での避難体験など、各学校の実情に応じて実施しております。

次に、課題ですが、避難訓練は基本的に毎年同じ時期、同じ形態で行っていることが多く、避難訓練自体が形骸化してしまう場合があることです。今後、教育委員会としましても、休み時間や清掃中など様々な時間に１次避難のみを行うワンポイント避難訓練や、隣接する幼稚園と合同で行う避難訓練など、各学校に対して様々な災

害場面を想定した避難訓練について情報を提供し、指導、助言してまいります。

次に、大項目、児童生徒がインターネット上のトラブルに巻き込まれないための対策についてお答えいたします。

初めに、(1)児童生徒のインターネット利用の現状についてです。教育委員会では、市立学校に通う児童生徒の家庭におけるスマートフォンの利用率やインターネットの利用の状況についての詳細は把握しておりません。しかし、令和５年度に小学６年生と中学３年生を対象に実施したアンケートによりますと、パソコンや携帯電話などの安全な使い方が分かり、自分を守り他人に迷惑をかけないように気をつけていますかの問いに対して、９割以上の児童生徒が肯定的な回答でしたが、気をつけていない児童生徒が一定数いることが分かりました。教育委員会といたしましても、子どもたちを取り巻くインターネット環境は日々変化していることから、アンケート結果を踏まえ、児童生徒がインターネット利用によるトラブルに巻き込まれないような対策を行うことが必要であると認識しております。

次に、(2)インターネット上のトラブルによる被害状況の把握についてです。千葉県では、青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防止するため、児童生徒が利用するＳＮＳを監視する青少年ネット被害防止対策事業であるネットパトロールを外部事業者により実施しております。ネットパトロールでは、書き込み内容を個人情報漏えいやわいせつな表現、自殺に関する内容など、緊急性に応じてレベル１から３に区分し、それぞれの事案に応じて細かく対応しております。千葉県から、本市に関わる書き込みの情報が入った際に、教育委員会は情報の内容を確認した後、該当する学校を通じて書き込み内容の削除を依頼したり、対象となる生徒への心のケアについても配慮を要請したりするなど、丁寧な対応に努めております。なお、令和６年度は現在までに千葉県から報告を受けた本市に関わる書き込み事案は、暴力、問題行動、わいせつ表現等の重篤なものはなく、学校名や顔写真、氏名の一部と思われる記載等が45件でした。

続いて、(3)情報モラル教育の具体的な取組についてです。情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことで、携帯電話やスマートフォンによるＳＮＳやインターネットの利用が児童生徒の生活の中に急速に普及していく中、情報モラル教育の重要性については教育委員会としましても十分認識しております。市立学校等では、学級担任を初めとする教職員による日常的な指導に加え、警察関係者、企業、大学職員などのゲストティーチャーを招聘した学習など様々な情報モラル教育を行っております。指導する内容は、情報発信による他人や社会への影響や、情報には誤ったものや危険なものがあることなどで、小学校では道徳の時間や国語科、社会科や総合的な学習の時間の中で、中学校では技術家庭科等の時間で指導しており、また、来年度から使用予定の新しい道徳の教科書においてもネットモラルの件が取り上げられております。加えて、市川市教育委員会、少年センターでは、市立学校の児童生徒及びその保護者を対象に、インターネット利用の際の注意点や、子どもたちを取り巻くインターネットトラブルの現状、また、トラブルに巻き込まれないようにするための防止策や対処法について伝えるインターネットトラブル防止授業を行っております。令和５年度は41校、令和６年度は11月末日現在で22校を対象に行いました。また、児童生徒に学習者用タブレットを貸与する際には、保護者に市川市タブレット端末の利用についての同意書の提出を依頼したり、タブレット端末使用に関する文書を配付したりして使用のルールを周知しております。さらに、学校ではタブレット端末活用ルールを設け、児童生徒の発達段階に応じて適宜指導しております。

インターネット上のトラブルは多岐にわたり、家庭の協力は必要不可欠であるため、インターネットやスマートフォン活用のルールを家庭で設けたり、保護者がよい規範となるようなモデル行動を取ったりすることなども重要であると考えております。また、子どもたち自身にもトラブルから回避する力を身につけさせることが必要であります。学校が家庭と連携しながら情報モラル教育を発達段階に応じて体系的に推進していくよう、教育委

員会作成のＩＣＴに関する情報活用能力のコアカリキュラムに基づき、生徒指導主任研修会や情報主任研修会を通じて、具体的な指導法や優れた実践など、最新の情報を提供してまいります。また、学校に出向いて具体的な指導法を伝える研修の実施など、今後も計画的に啓発活動を進めてまいります。

最後に、大項目５つ目、生理の貧困についての(2)これまでの取組と課題と今後についてのウ、市立学校の取組についてお答えいたします。令和５年12月、ダイバーシティ推進課からの提供を受け、生理用品が様々な事情で用意できない生徒のため、市内各中学校に260個ずつ配布いたしました。配布方法につきましては、生理用品を用意できない生徒を把握し相談に乗る必要があったことから、養護教諭が直接生徒に生理用品を渡す方法で実施いたしました。今年度、市内各中学校へ調査した結果、経済的理由で生理用品を用意できないために保健室へ相談に来る生徒はいなかったことから、提供した生理用品の多くは各学校に残っている状況でございます。調査では、経済的理由で生理用品を持参できない生徒はいませんでしたが、教育委員会としましては、生徒自身の性格や家庭環境等から、自分から申し出られない生徒も一定数いると考え、対応していく必要があると認識しております。今後は、生理用品の不足が生じる中学校には市内各中学校にある生理用品の余剰分を必要な学校に適宜補充してまいります。また、生理用品を用意できない生徒への無償配布に向けて、関係部署と連携を図り、無償配布に関する情報提供を行ってまいります。あわせて、生理用品の提供を継続的に行うために、学校が医薬材料費から必要分を購入、補充していくよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、いちカレ事業についてお答えいたします。

いちカレ事業は、日々の生活に困窮している方などに、国民食であるカレーライスを提供することで明日への活力をつけていただくことを第一の目的とする事業です。令和６年１月から事業を開始し、月水金の週３回、市内３店舗の飲食店に協力をいただき、各曜日に１店舗で実施しております。実施回数及び利用人数は、令和５年度は27回実施し延べ398人、令和６年度は10月末までに89回実施し延べ1,673人が利用していただいております。１回の実施での利用者は平均約18人となっております。利用に当たりましては、性別、年齢層、世帯、利用回数などを把握するためアンケートを記入していただいております。事業開始から10月末までのアンケートの結果では、男女別で見ると、男性の利用者は56％、女性は44％、世帯別では単身世帯の利用が58％とやや多く、年齢別では40代、50代の利用が52％と全体の半分を占めております。また、３回以上利用している方が62％と複数回利用されている方が多い状況となっており、これは貧困であることの証明を求めない、来店した理由を聞かないなど、利用の際の心理的負担を少なくする取組によるものと推察しております。

本市では、これまでいちカレ事業を広く市民に周知するとともに、利用者が安心して食事することのできる環境を整えることを第１に考え事業に取り組んでまいりました。利用人数や複数回の利用者の増加から、事業は着実に前進しているものと感じておりますが、１回30食を想定した当初の計画には届いておらず、さらなる事業の周知が課題であると感じております。また、今後は支援を必要とする利用者をどのように発見し、その方にとって必要な支援にどのようにつなげていくかということも課題であると認識をしております。利用者の中には声をかけられること自体に抵抗感のある方もおられることから、現在の取組は店舗内に相談先のチラシを置き、利用者からの自発的な相談を待つものとなっております。今後は、これまでの市公式ウェブサイトやチラシでの周知に加え、事業内容や利用の仕方などを紹介する動画を作成するなど、より効果的な周知方法を検討するとともに、利用の際に心理的負担とならないようアンケート項目を増やしていくなど、段階を踏みつつ利用者の声を直接吸い上げる仕組みづくりにも丁寧に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目５番目、生理の貧困についての(1)と(2)のウにお答えいたします。

まず、(1)の生理の貧困をどう認識しているかであります。総務部の所管します男女共同参画の視点で申し上げますと、一般的に女性は男性に比べ労働環境における固定的な性別役割分担認識や、出産、育児等を機に非正規雇用で働かざるを得なくなることもあり、男女がそれぞれの置かれた状況の違い等を背景といたしまして、貧困等生活上の困難に陥りやすいとされているところであります。さらに、国では女性活躍・男女共同参画の重点方針2024におきまして、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという、いわゆる生理の貧困を女性の健康や尊厳に関わる重要な課題であると表記をしており、本市としても同様の認識を持って各事業を進めてきております。

次に、(2)のウ、これまでの取組についてお答えいたします。令和２年に閣議決定されました第５次男女共同参画基本計画におきまして、貧困等生活上の困難に直面する女性は、暴力による被害者や精神的な困難などが複合的に発生していることがあり、相談などの様々な機会を通じて必要な支援につなげていくことが掲げられております。また、令和３年には国の女性活躍・男女共同参画の重点方針2021におきまして、相談支援の充実の一環としまして生理用品の提供を地域女性活躍推進交付金による支援とするという具体的な施策も示されました。そこで、令和４年にこの交付金を活用いたしまして、相談事業の一環といたしまして、男女共同参画センターの窓口での生理用品の配布を開始したところであります。本市では、生活上の困難に直面する女性の不安の軽減や、根本的な解決に向けて、必要な支援が受けられるよう関係部署につなげていくこと、そのことこそが最も重要であると考えており、現状で実施している生理用品の配布は支援の入口となる相談につなぐためのきっかけの一つであると捉えております。

また、実施に当たっての課題でございますが、生理用品の受け取りに際し、行徳方面からは同センターに向かうと交通費と時間がかかってしまい受け取りに行くことをためらってしまう人がいるかもしれないという御意見をいただいております。こうした課題を解決するため、今年度は行徳地区の拠点といたしまして、こども家庭相談課の協力を得まして、南行徳こども家庭センターでの窓口配布を行っております。国の予算の関係で、今年度から本事業への交付金は不採択となっており、将来的な財源確保が厳しいところではありますが、この取組を今後も継続していきたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、生理の貧困についての(2)のア、こども部の取組についてお答えします。こども部のこども家庭センターでは、児童虐待相談をはじめ、生活に困窮している子育て世帯やひとり親世帯など、複合的な課題を抱えた家庭について訪問や相談による継続した支援を行っております。また、不定期ではありますが、地域の方や関係機関などから児童福祉に役立ててほしいと文房具やランドセルなど多岐にわたる品物について寄附をいただくことがありますので、訪問や面接の機会に必要と思われる家庭にこれらの品物を手渡ししております。生理用品につきましては、現在はダイバーシティ推進課から提供されたものがございますので、他の寄附品などと同様に、必要な家庭に配布しております。支援につながりにくい御家庭でも、生理用品の配布をきっかけに相談を継続できる場合があり、業務に活用しているところです。在庫に限りがありますので、継続的に配布するためには品物の確保が課題となりますが、今後も生理用品の提供があった際は活用してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

丸金議員に申し上げますが、再質問は休憩の後ということでお願いしたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

午後０時２分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　日程第１議案第27号から日程第19報告第38号までの議事を継続いたします。

とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　日本共産党のとくたけ純平です。議事進行発言をさせていただきます。

本日12月３日の自由民主の会、加藤圭一議員の代表質問の中で、外国人の生活保護の受給に関し、外国人に対する差別的発言と受け取られかねない発言、いわゆるヘイトスピーチ解消法に触れ得る発言があったと認識をしました。

議長におかれましては、後刻で構いませんので、議事録を確認の上、適切な御対応をお願いします。

○稲葉健二議長　ただいまの議事進行、分かりました。

それでは、ここで加藤圭一議員より発言を求められております。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　貴重な時間をお借りして申し訳ございません。発言の取消しをお願いいたします。

本日の自由民主の会の代表質問中、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」から「■■■■■■■■■■■■■■■■」と発言した部分につきましては、不穏当かつ市民に誤解を与える発言でありましたので、取り消したいと思います。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　お諮りいたします。

ただいまの加藤圭一議員の申出のとおり、発言の取り消しを許可することに、まず、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」から「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」と発言した部分の、取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって、ただいまの加藤圭一議員の申出のとおり、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」から「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」の発言の取消しを許可することに決定いたしました。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　貴重な時間をいただきまして申し訳ございません。続きまして、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」から「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」と発言した部分につきましても、不穏当かつ市民に誤解を与える発言でありましたので、取り消したいと思います。議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　お諮りいたします。

ただいまの加藤圭一議員の申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よってただいまの加藤圭一議員の申出のとおり発言の取消しを許可す

ることに決定いたしました。

○稲葉健二議長　再開いたします。

丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　どうぞ午後もよろしくお願いいたします。

それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは大項目１、防災行政についての(1)ですが、市の職員が小学校区防災拠点要員として任命されていますが、近年、学校から離れた場所に住む拠点要員が多くなったと感じています。以前は避難所となる小学校の近くに住んでいる方が多かったと記憶していますが、この拠点要員となる条件等に変化があったのかお伺いします。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

小学校区防災拠点要員は、従来から小学校の近隣に居住する６人の職員を指名することとしており、条件等に変更はございません。現在、約半数の職員が市外に居住しているため、少し離れた場所に住む職員も含め、基本的には徒歩でおおむね１時間以内に参集することを想定し、指名しているところです。来年１月18日には全ての市立小学校において拠点要員が参集する避難所開設運営訓練を予定しており、計画の実効性を高めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。小学校区防災拠点要員として任命されている市の職員は、災害時に避難所に参集し、建物の安全確認等の避難所の開設準備を担っています。例えば、自治会長が防災拠点協議会の会長だとしても、代わりに担うことはできません。私の所属する小学校区の防災拠点協議会で、今年度の拠点要員６名に伺ったところ、近くに住んでいる方は１名のみでした。実際地震などが起こった場合、被害状況にもよりますが、徒歩で１時間以内の方にお願いしているとはいえ、たどり着くまでかなり大変なのではないでしょうか。市内に居住する職員の数が少ないので仕方ないとはいえ、災害時の命に関わることですので、再度仕組みを考慮する必要があると考えます。

続いて、(1)について、避難所にペットを連れた避難者への対応について。避難所となる市立小中学校は、ペット同行避難ができることは承知していますが、ペット同行避難を行う際にペットはどこにいればよいのか、また、ペットの世話は実際にどのようにするのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

ペット同行避難は、避難所まではペットと一緒に避難できますが、ペットの居場所は避難者から離れた昇降口などの屋根がある場所を想定しております。具体的には、小学校区防災拠点協議会で避難所のレイアウトを検討する中で決めていくこととしております。

次に、ペットの世話については飼い主が行い、定期的な様子見などはペット同行避難者同士で話し合っていただくことも１つの方法であると考えております。また、ペットと飼い主が同じ空間で避難生活を送ることができるペット同伴避難所も状況に応じて別途開設することで、家族とペットの安全を確保してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。ペット同行避難者は体育館で過ごし、ペットは離れた校舎内の昇降口等で過

ごすことを想定しているとのこと。そして、同行できるのは犬と猫のみだそうです。いつもと違う雰囲気の中、飼い主と離れ、ケージに入れて昇降口等に置かれた場合、鳴き声を上げたり不安定になるのではと思われますし、ペットの大きさにもよりますが、ケージを持ってペットも連れて避難するのはかなり大変なことです。ペットと飼い主が同じ空間で避難生活を送ることができるペット同伴避難所もありますが、開設が想定されているのは市内に４か所しかないので、地域によっては徒歩では避難が難しいのではないでしょうか。そして、ペットの世話は飼い主が行うということですので、日頃からペット用の避難セットを準備しておく必要があります。避難に備え、ケージに入れて慣れさせることも大切かと思います。いざというときに混乱を招かないためにも、ぜひペットを飼っている方々への災害時の避難に関する注意事項などの周知も、日頃から進めていただくようお願いいたします。

それでは、次に(2)についてですが、地域住民により小学校区防災拠点協議会が組織され活動していますが、もっと多くの方に参加していただき活動を活発化させるためにも、新たな人員確保が必要だと常々感じてきました。しかし、なかなか人数も増えません。協議会の活動を周知するためにどのような取組が有効と考えているのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

協議会の活動内容としては、年数回の会議と避難所の開設運営訓練などを行っておりますが、地域の方の中にはその活動を知らない方も少なくないと感じているところです。訓練への参加や見学などを通して積極的に情報発信していくことはもちろん、様々な主体と接点を持つことで地域との連携を深めてまいりたいと考えております。今後、既存の枠に捉われない協議会の運営や訓練の在り方について、協議会の皆さんと検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。こちらの協議会は年に二、三回の開催で、市の担当職員も協議会メンバーも毎年動きがあるので年度初めにリセットされてしまい、なかなか活発な議論につながらないと感じています。そして、やはり何より活動が知られていないのが残念です。自分たちの命は自分たちで守るという思いで集まっている方々ですので、地域住民と一緒に行う避難訓練をもっと活発化させるなど、ぜひ危機管理室にリーダーシップを取っていただきたいと思います。

それでは、次に(3)ですが、避難所の通信環境について対策が進んでいることは理解しました。では、衛生環境についてはどうでしょう。今年もインフルエンザの流行期に入りましたが、まだまだ新型コロナウイルスとの同時流行も懸念されます。このようなことを踏まえ、避難所の衛生環境の充実は引き続き大事なテーマだと考えます。そこで、避難所の衛生環境の確保に関する取組について伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

各避難所にはマスクや消毒薬、使い捨て手袋などを準備しており、衛生環境の確保に配慮しております。また、避難所の受付には体温計を準備し、発熱がある方については入口から動線を分け、別室に案内することなどを避難所マニュアルで定めております。避難所は避難者同士の距離が近く、感染症が蔓延しやすい環境であるため、避難所内に設置する保健衛生班などを中心に、体調を崩す方を早期に把握し、避難所の衛生環境の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。コロナ禍を経験し、住民一人一人の衛生管理意識も高くなったと思われますが、マスクを外す生活に慣れた今、再度それぞれの御自宅で避難する際に持ち出す防災バッグの中にもマスクや消毒液などの衛生用品も準備していただきたいと思います。市で準備できるものにも限りがありますので、防災を自分事と捉え、公助、自助、共助、それぞれしっかり取り組んでいくことが大切だと考えます。こちらの質問についてはこれで終わります。

次に、大項目２、市立学校における防災教育について。これまでの取組と課題と今後についてのアについてですが、授業の中で様々な防災教育が行われていることは理解しました。

そこで、市川市立塩浜学園では防災科という授業があると聞いていますが、その経緯と内容について伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

塩浜学園は、平成28年より地域に根差した新しい教科、塩浜ふるさと防災科を創設し、３年生から９年生までの児童生徒が豊かな体験活動と地域とのつながりを生かし、毎年学習をしております。今後予定されている学習内容といたしましては、７年生は避難所生活体験や応急手当、家具の固定といった自助、共助、公助について体験的に学習するほか、ＮＨＫアナウンサーを講師に招き、災害を自分事として考える防災教室を開くなど、様々な学びを通して防災への理解を深めていく予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。塩浜学園のある地域は、東日本大震災の際に市川市の中でも被害が大きかった地域なので、防災を自分事と捉えている方が多いのだと思います。東京都の荒川区では、平成27年度から区立中学校全10校に防災部が設置されました。助けられる人から助ける人へをモットーに、地域に明るい中学生が災害時に活躍することが期待されています。そして、防災部の代表団が毎年夏に釜石市を訪問し、防災についての様々な教訓を学んでいます。毎年区が行う避難所開設運営訓練にも参加していて、活躍の場を広げているとのことです。市川市も、11月に開催された市川市大規模災害対応合同防災訓練では、こども防災マスターや、第八中学校と大洲中学校の生徒が参加していました。避難所開設や運営に協力する地域人材も高齢化が課題となっています。市川市も一歩踏み出して、子どもたちが地域の防災の担い手として活躍できるような防災教育を進めることが大切だと考えます。

次に、イについて再質問はありません。小学校で行われる９月の引き渡し訓練時に自治会の方々にも参加してもらい、訓練を見学したり、一緒に取り組んでみたりしたというお話も聞いています。そういった事例をどんどん増やし、引き続き地域との関係性がよい形でつながっていくための取組を進めていただくようお願いいたします。

続いてウについて、近年、地震や豪雨被害などの災害が頻発していますが、避難訓練の内容も、被災地の教訓を生かして更新されているのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

近年、大規模な災害が頻発する中、各学校等ではあらゆる場面を想定した避難訓練が実施されるようになってまいりました。例えば、一部の小中学校においては大規模災害を想定し、中学校の学区内にある小学校と日時をそろえて避難訓練を行い、同じ時間帯に児童生徒の保護者への引き渡し訓練を行うなど、従来よりも実際の災害

を想定した引き渡し訓練を実施している地域もあります。また、市内南部の学校では、地震による２次避難をした後、大津波警報の発令を想定し、校舎の上層階に避難する訓練を実施するなど、学校や地域の特性に応じた訓練が実施されてきています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。震災当時中学生だった釜石市の職員の方が、混乱した状況の中でも適切な避難行動が取れたのは日頃の防災訓練の成果だと話していました。毎年同じように訓練をするのではなく、様々な想定を取り入れながらの訓練が大切だとも語ってくれました。このことは、学校の訓練だけでなく、市の防災訓練にも言えることです。朝、昼、夜と、様々な時間やケースを想定して繰り返し訓練を行うことが大切なのだと感じました。教職員や自治会役員、市の職員の異動や交代によって、これまで実施してきた防災の取組が途切れてしまうおそれもあります。関係者が連携し、継続的な取組としていくことが重要です。

防災教育を受けた子どもたちは、10年後、20年後には大人となり、親となります。さらに、その子どもたちが学ぶことを30年、40年と繰り返すことで、地域の将来を見据え、防災を文化として地域に根づかせていくことができるのだと思います。市川市の防災に関して、ぜひとも教育委員会と危機管理室、消防局が連携し、しっかりと進めていただくよう要望いたします。こちらの質問についてはこれで終わります。

次に、大項目３、児童生徒がインターネット上でトラブルに巻き込まれないための対策について。

(1)について再質問はありませんが、教育委員会も、子どもたちを取り巻くインターネット環境が日々変化していることを認識しているとの答弁でした。こども家庭庁が今年の２月に発表した調査によると、２歳児で約６割、５歳児で約８割がインターネットを利用しているとの結果が出ていて驚きました。我々大人の常識のアップデートも必要だと感じます。

次に(2)について、千葉県でネットパトロールが行われていて、本市の教育委員会でも適切な対応を行っているとのこと。では、学校や保護者からインターネット上のトラブルに対する相談があった場合、事案によって適切な相談先を案内できているのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

学校にインターネット上のトラブルに対する相談があった場合には、学級担任や生徒指導主任を中心に、該当生徒や保護者から聞き取りを行うなど、問題解決に向けて丁寧に対応しております。教育委員会に学校や保護者から相談があった場合には、緊急を要するものについては警察に連絡するように伝えております。また、学校には千葉県県民生活課子ども・若者育成支援室を紹介したり、保護者には法務省のインターネット上の書き込みなどに関する相談通報窓口を紹介するようにしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。近年、ＳＮＳ上の情報を基に闇バイトと呼ばれる犯罪に手を染める若者が社会問題化しています。そして、今年の10月には中学生が加担してしまう事件まで起きてしまいました。引き続き相談しやすい環境を整え、子どもたちが犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、未然に防ぐ取組の強化をお願いいたします。

次に、(3)について、以前から、例えばＬＩＮＥの使い方講座やＳＮＳでの人間関係のトラブルについての啓発など行われていたと記憶していますが、どちらかというと、いじめにつながらないように啓発する内容だったと思います。最近では、闇バイト、スカウト被害、ストーカー被害など、ＳＮＳ投稿に起因する犯罪に巻き込ま

れるケースを想定する必要が出てきました。そして、市立学校でインターネットを活用した学習を進めるようになり、児童生徒のインターネットの利用が当たり前となった今、情報モラル教育の内容はどのように更新されてきたのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

児童生徒にタブレットが配付され、学習ツールとして日々活用されている中、情報モラル教育を具体的かつ丁寧に行わなければならないと考えております。タブレットを導入したときは、ＳＮＳやインターネットを適切に利用することを主眼に置き、各学校において著作権やインターネットの基本的な使い方など基礎的な理解に重点を置いて児童生徒に指導してまいりました。近年は、情報社会に積極的に参加する態度を育てるために、ソーシャルメディアの安全な使い方やプライバシー保護と情報セキュリティー、デジタル機器の過剰利用や依存症への対策などの指導も行う学校も増えてきております。教育委員会といたしましても、情報モラル教育をさらに充実させ、推進できるよう、引き続き学校、家庭と連携してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。学校と家庭の連携は大切です。親である私たちも、しっかり子どもたちが置かれている現状を理解し、我が子から目を離さないよう努めなければと思います。

先週、オーストラリア議会は16歳未満の子どもがＳＮＳを利用することを禁止する法案を可決しました。フランスやアメリカの一部では既に法律を制定していて、ノルウェーでも規制する議論が進んでいるそうです。果たしてこれだけ世の中に氾濫しているものを規制するだけで問題が解決できるのか、これから日本でも議論が進んでいくと思われますが、適切な使い方を根気よく指導していくことを続ける意味はあると考えています。引き続き、学校、保護者、地域で連携して子どもたちを守る取組を進めていただきますようお願いいたします。こちらの質問についてはこれで終わります。

では、次に移ります。大項目４、いちカレ事業について。本市がいろいろと取り組まれていることは分かりました。令和６年度は89回の開催で1,673食の利用があったということで、それにかかる費用は１食当たり約832円となっています。市内では、同じように潜在的に困窮している方に対して、必要な支援につなげるよう子ども食堂などの活動をしている団体が大変な思いで低価格で食事を提供している中、本市が１食832円をかけていることを考えれば、必要な支援につなげていくことがこの事業の成果と考えなければならないのだと思います。

そこで、これまで必要な支援につながったケースがあったのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

事業開始以降、支援機関の紹介でいちカレを食べに来たという方は利用者全体の１割程度はおられますが、いちカレ事業の利用をきっかけとして相談機関につながったという具体的な例は、現在のところ把握はしておりません。これまではこの事業を多くの方に知っていただき、事業の定着を図ることを第一に取り組んできたところでございますが、今後は支援関係者などの御意見もいただきながら、いちカレ事業を利用される方が抵抗感なく相談できるような仕組みや環境づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。これまでに延べ約2,000人以上が利用しているにもかかわらず、支援につながったケースがないということでした。利用者数を増やし定着させるために利用の際の心理的負担を少なくする

という考え方は間違っていないと思いますが、それであればなおさら、利用者の中で支援を必要とする方に対して心理的な負担がないような支援へつながるアプローチを模索していっていただきたいと思います。

昨年12月定例会での答弁にあったとおり、福祉部では昨年からよりそい支援事業をスタートさせ、まさに地域のつながりの中で困窮している方を支援していく取組を進めていて、居場所づくりなどの取組もしているわけですから、そのようなノウハウや人材を大いに活用しながら支援につながるように取組を進めていっていただきたいと思います。

次に、ほかの視点から再質問します。当初予定していた１か所の利用者数の30人に達していないため、朝日信用金庫からの1,000万円の寄附による予算を使い切れるかどうかという課題もありますが、その方策として、例えば同じレシピで作ったカレーをパッケージ化して配布するなど、事業目的を逸脱しない方法で活用する考えはないのか伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

いちカレ事業は、令和５年度に朝日信用金庫から頂いた1,000万円の寄附金により、令和７年度まで財源が確保された事業でございます。本市といたしましては、より多くの生活に困窮している方などに、いちカレを召し上がって明日への活力にしていただきたいと考えております。また、提供に際しましては、店舗で作った温かいカレーライスをその場で食べていただくことが大事であると考えており、今後さらなる提供の場の拡充が図れるよう、現在事業展開のない北部地域に店舗を増やすなど、寄附金を有効活用するとともに、今後もいちカレ事業を推進してまいります。なお、いちカレのパッケージ化につきましては、外出できない方やフードロスの対策としては有効とは考えますが、協力いただける事業者や衛生環境の問題もありますことから、今のところは考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。まずは１回当たりの利用者数を増やすということ、それから利用できる場所も増やしていくということも本来のこの事業の目的に即しているので、引き続き取組を進めていっていただきたいと思います。こちらの質問についてはこれで終わります。

次に、最後の大項目５、生理の貧困について。本市の認識を伺いました。まずは男女共同参画の視点で重要な課題と認識しているということで、これに対して再質問はありませんが、実際にどのような取組をしているのか、(2)について再質問をしていきます。

(2)のアでこども部の取組をお聞きしました。こちらについて再質問ありませんが、ダイバーシティ推進課から提供された生理用品が相談の継続のきっかけとなっているということでした。実際に窓口や訪問において支援が必要と思われる家庭とのやり取りの中で、生理用品を渡すことによるつながりやすさを実感しているということなのだと思います。そして、在庫に限りがあるということが課題ということでした。

次に、(2)のイとして、子どもたちとの接点としての学校現場での取組ということで、同じようにダイバーシティ推進課から提供された生理用品の配布について伺いました。必要とする生徒を把握して相談を受けることが条件となっているため、自ら申し出ることができない生徒が実際に配布を受けることができずに、結果的に生理用品が残ってしまっているということでした。

そこで再質問ですが、そのような課題がある中、どのように対応していくのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

今後の対応につきましては、県立学校で推奨している配布方法を参考にするように周知いたします。県立学校では、定めた設置場所に生理用品を常備し、必要な生徒が利用した際には任意で申し出るという非対面式の方法や、所定のカードに氏名、個数、理由を記載し投函することで、養護教諭等から必要に応じて相談の機会をつくり、福祉的な支援や保健指導につなげるという対面式の方法を取ったりしております。教育委員会といたしましては、このような県立学校の方法を周知するなど、各学校の実情に応じた方法を校内で検討し、生理用品を置くことについて引き続き推奨してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。つまり、相談に来た生徒にのみ配布するのではなく、トイレなどに置いて誰でも受け取れるようにすることで相談につなげていく方法を進めていくということだと思います。そのような手法で相談をするきっかけをつくるという考え方は、いちカレの利用に条件を設けないという考え方と近く、有効だと考えます。

そこで、(2)のウについて再質問です。まず、このようにダイバーシティ推進課が地域女性活躍推進交付金によって購入した生理用品が、こども家庭相談課や学校現場で配布されていることについて、交付金の目的である相談支援の一環として、支援の入口となる相談につなぐためのきっかけの一つとなっていると考えているのか伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、総務部が行っております生理用品の配布は、相談支援充実の一環として行っております。御質問のこども家庭相談課や保健体育課での配布は、現状では対象者が特定され、担当者等から直接手渡すことで必要に応じて相談へつなぐことは可能で、総務部で実施している生理用品の配布と同様であり、目的に即していると認識しております。

以上であります。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。ただ、学校現場では直接手渡す方法を取ることで、実際に必要とする生徒が把握できず、まずは生理用品を手に取る方法を模索しているという話です。現場の声としては、そのほうが支援につながると考えているということです。そもそも生理の貧困が起こる原因として、経済的な理由のほかに、生理が性や体に関わるセンシティブで相談しづらい内容であることが挙げられます。つまり、どのように相談につなげるのかという課題が、そもそも生理の貧困の問題として考えなければならないということです。その観点が抜け落ちているということは、生理の貧困の本質を見誤っているとしか思えません。既に相談に来ることができた人に配布するのでは、粗品を配っているのと変わりません。既に相談に来ている人に配布するのではなく、相談に来られない人を相談につなげるために、どのように生理用品を活用するか考えていくべきです。

また、同じ地域女性活躍推進交付金を受けた他市においても、トイレなどに設置し、そこに相談窓口の案内を置くことで支援につなげるという方法で配布している市も多くありました。そのような配布方法を検討し、広く支援につながる配布方法を広げていく考えはないかお伺いします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

例示としてございました学校のトイレ、また庁舎等のトイレに設置をすることとした場合、交付金の対象外となります物品の配布が主となってしまうおそれがありますことから、配布の目的として位置づけている相談につ

なげるという意味では、まずは現状の配布方法を継続していきたいと考えております。しかしながら、御質問者のおっしゃるとおり、非対面の配布などほかの自治体では様々な方法で生理用品を配布している事例もありますので、改めてほかの自治体についても調査研究していきたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　トイレに設置する方法が配布自体がメインになってしまうか、きちんと相談につながる配布方法になるかは工夫一つだと考えます。あまり現行の取組に固執せず、他の部署の皆さんの御意見もきちんと聞いて、そしてたくさんある他市の事例も研究しながら、ただ窓口で待っているだけではない相談支援を模索していっていただきたいと思います。そして、ダイバーシティ推進について、他市に先行する取組を進めていっていただきたいと思います。

以上でチームいちかわの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第32号から報告第38号までを終わります。

○稲葉健二議長　この際、議案第27号市川市税条例の一部改正についてから議案第37号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてまでは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。報告第31号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより報告第31号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

○稲葉健二議長　今期定例会において11月21日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の委員会に付託しましたから報告いたします。

○稲葉健二議長　お諮りいたします。常任委員会審査のため、明12月４日から12月８日まで５日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって明12月４日から12月８日まで５日間休会することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後１時39分散会

第　　４　　日

令和６年 12 月９日（月曜日）

令和６年 12 月市川市議会定例会議事日程（第４号）

令和６年 12 月９日（月曜日）午前 10 時開議

第１	議案第27号	市川市税条例の一部改正について	（委員長報告）
第２	議案第28号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	（委員長報告）
第３	議案第29号	市川市都市公園条例の一部改正について	（委員長報告）
第４	議案第30号	市川市使用料条例の一部改正について	（委員長報告）
第５	議案第31号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）	（委員長報告）
第６	議案第32号	令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	（委員長報告）
第７	議案第33号	令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	（委員長報告）
第８	議案第34号	令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）	（委員長報告）
第９	議案第35号	国府台公園野球場整備工事請負変更契約について	（委員長報告）
第10	議案第36号	指定管理者の指定の期間の変更について	（委員長報告）
第11	議案第37号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	（委員長報告）
第12	請願第６－７号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める請願	（委員長報告）
第13	一般質問	国松ひろき議員、野口じゅん議員、冨家　薫議員	

本日の会議に付した事件

日程第１	議案第27号	市川市税条例の一部改正について
日程第２	議案第28号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３	議案第29号	市川市都市公園条例の一部改正について
日程第４	議案第30号	市川市使用料条例の一部改正について
日程第５	議案第31号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）
日程第６	議案第32号	令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第７	議案第33号	令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第８	議案第34号	令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第９	議案第35号	国府台公園野球場整備工事請負変更契約について
日程第10	議案第36号	指定管理者の指定の期間の変更について
日程第11	議案第37号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第12	請願第６－７号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める請願
日程第13	一般質問	

出　席　議　員　　42　名

門　　田　　直　　人
野　　口　　じ　ゅ　ん
丸　　金　　ゆ　き　こ

冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠 席 議 員　　な し

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦
スポーツ部長	鎌形	秀昭
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	根本	泰雄
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	森田	敏裕
行徳支所長	秋本	賢一
消防局長	角田	誠司
選挙管理委員会事務局長	荒井	義光
農業委員会事務局長	藤城	久保
会計管理者	岩井	滴
教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
学校教育部長	藤井	義康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝広

事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	宮嶋		茂
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	高栁	陽	一
主任書記	三澤	啓	成
主任書記	伊藤	祥	太
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
主査	岡澤	英	康
主任	青木	聖	也
主任	関口		舞
主任	荒木	智	貴

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１議案第27号市川市税条例の一部改正についてから日程第11議案第37号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、西村敦議員。

〔西村　敦健康福祉委員長登壇〕

○西村　敦健康福祉委員長　ただいま議題となりました議案第28号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第31号令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第32号令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第33号令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）及び議案第36号指定管理者の指定の期間の変更について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第28号について。

本案は、老朽化した北方保育園の園舎を建て替え、同園を社会福祉法人による公私連携型保育所とするため、公の施設としての供用を廃止するほか、所要の改正を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号について。

今回の補正は、第３款民生費において子ども医療扶助費、児童手当国庫負担金償還金等の増額を、第４款衛生費においてがん患者ＱＯＬ向上事業補助金、返還墓地助成金等の増額を計上するものであります。また、債務負担行為の補正においてそよかぜキッズ指定管理料を追加し、その期間及び限度額を定めるものであります。

本委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第３款民生費第１項社会福祉費第７目住宅管理費、施設修繕料について、「修繕の対象となる市営住宅はどの地域にあるのか。また、当初の見込みより退去修繕の件数が増加しているとのことだが、その要因についてはどのように考えているのか」との質疑に対し、「修繕の対象は、特定の地域ということではなく、市内全域の市営住宅を対象としている。また、入居している高齢者の死亡や施設入所が例年に比べて多くなっていることが、退去件数が増加した要因の一つであると考えている」との答弁がなされました。

次に、第４款衛生費第１項保健衛生費第１目保健衛生総務費、がん患者ＱＯＬ向上事業補助金について、「本補正では、がん患者へのウイッグと胸部補整具に係る補助金の交付件数について、それぞれ何件を想定しているのか」との質疑に対し、「本補正の内訳はウイッグ36件、胸部補整具79件である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号について。

今回の補正は、歳出において還付金の増額、各負担金の増額及び減額を、歳入においてその他一般会計繰入金、前年度繰越金の増額を計上し、収支の均衡を図るためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、歳出第３款国民健康保険事業費納付金第３項第１目介護納付金分、負担金について、「当初の見込みから増額となった要因はどのようなものか」との質疑

に対し、「介護納付金分の増額は、基本的に県の国民健康保険事業費納付金の増額によるものであるが、その要因は、国民健康保険被保険者の高齢化や医療の高度化に伴う１人当たりの介護費、医療費の増額によるものと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号について。

今回の補正は、歳出において保険料負担金の増額を、歳入において前年度繰越金の増額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号について。

本案は、令和７年３月31日をもって満了する市川市そよかぜキッズの指定管理者の指定の期間を１年間延長するため、当該期間を変更するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本件は、施設の民営化について、現在の指定管理者との協議が令和６年度中にまとまらないため、指定の期間を変更するものと考えるが、その理由はどのようになっているのか。また、指定の期間を１年間延長するとのことだが、調整のめどは立っているのか」との質疑に対し、「現在、建物の取扱いについて指定管理者と協議中であるが、令和６年度中の調整は困難であると考えている。今後は指定管理者の意見も聞きながら調整していくが、公募する可能性も含めて検討していく」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　次に、環境文教委員長、石原たかゆき議員。

〔石原たかゆき環境文教委員長登壇〕

○石原たかゆき環境文教委員長　ただいま議題となっております議案第29号市川市都市公園条例の一部改正について、議案第31号のうち環境文教委員会に付託された事項について及び議案第35号国府台公園野球場整備工事請負変更契約について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第29号について。

本案は、国府台公園の野球場の整備に伴い、その名称を国府台スタジアムに改めるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第２款総務費第１項総務管理費においてスポーツ競技大会出場賞賜金、妙典野球場の整備に係る施設修繕料等を、第４款衛生費第２項清掃費においてカラスネットの購入に係る消耗品費等を、第３項環境費において（仮称）市川市新電力会社設立出資金等を、第11款教育費において校舎等改修工事費、行事参加生徒交付金等を増額するものであります。また、継続費の補正において塩浜市民体育館外壁等改修事業を追加し、その総額及び年割額を定め、繰越明許費の補正において市民プール改修事業及び小学校営繕事業の事業費について、年度内の支出が困難であるため、翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において郭沫若記念館交通誘導等委託費、須和田の丘支援学校スクールバス送迎委託費及び下総国府等デジタルコンテンツ作成委託費を追加し、その期間と限度額を定め、学校保健定期健康診断委託費の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第２款総務費第１項総務管理費第25目スポーツ費、スポーツ競技大会出場賞賜金について、「賞賜金を交付しているのはどのような種目がある

のか。また、１人当たり幾ら交付しているのか」との質疑に対し、「種目については、全国大会に出場した例として、個人競技では水泳や卓球が多く、団体競技ではハンドボールなどがあり、世界大会に出場した例としてはチアダンスがある。金額については、全国大会に出場した場合に、個人は１万円、団体の場合は10万円が限度であり、世界大会に出場した場合に、個人は３万円、団体の場合は30万円が上限となっている」との答弁がなされました。

次に、需用費、施設修繕料について、まず、「妙典少年野球場は、川に近く風が強いところではあるが、なぜ同野球場の整備当初において発生する砂ぼこりを考慮しなかったのか」との質疑に対し、「整備当初は全面人工芝にするという案もあったが、少年野球連盟と協議をした際に、同連盟から子どもたちには内野が土のグラウンドで野球をしてもらいたいとの要望があったことから、その思いを酌み、内野部分は土のグラウンドに整備することとした」との答弁がなされました。

次に、「全面を人工芝にするのではないとのことだが、それで砂ぼこりは防げるのか」との質疑に対し、「現在はスプリンクラーにより散水することで対策しているが、完全に防ぐことは難しい。しかしながら、人工芝部分が増えることにより散水する面積が小さくなるので、平日や試合の合間などに散水が可能となり、砂ぼこりが発生しづらい対策を取ることができると考えている」との答弁がなされました。

次に、第４款衛生費第２項清掃費第１目清掃総務費、消耗品費について、「カラスネットの購入予定枚数と配布枚数の見込みはどのくらいか」との質疑に対し、「123枚を購入する予定である。また、配布枚数については、例年500枚から600枚で推移していることから、今回購入したものも今年度中に活用することを考えている」との答弁がなされました。

次に、第３項環境費第１目環境総務費、（仮称）市川市新電力会社設立出資金について、「新電力会社設立に当たり、出資する３者で合意をしたとのことであるが、株主間契約は行われたのか。また、合意の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「合弁契約書を作成する予定である。現時点では文書で合意を取り交わしており、その内容は、出資割合と３者それぞれの役割である。市川市が主体となり、新電力会社を行う上ではノウハウのある京葉瓦斯が実施し、融資は千葉銀行の役割となっている」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第２項小学校費第１目学校管理費、校舎等改修工事費について、まず、「本件工事請負費において、緊急時に避難所となる体育館へ新たに冷暖房機を設置するために予算を計上するとのことだが、どの学校に設置するのか。また、設置されていない学校は残り何校あるのか」との質疑に対し、「設置校については、冨貴島小、国府台小、菅野小、稲荷木小、鶴指小、新浜小、幸小、新井小の計８校である。また、今現在、設置校は19校であり、今回設置する８校を除くと、残りは22校になる」との答弁がなされました。

次に、「いつ頃までに全校の体育館に設置されるのか」との質疑に対し、「整備計画では令和10年度までとしているが、最近の酷暑等も加味し、計画の前倒しを視野に入れて検討する」との答弁がなされました。

次に、第３項中学校費第２目教育振興費、行事参加生徒交付金について、「交付金対象コンクールへの出場校が当初の見込みより増加したため、本交付金を予算に計上するとのことだが、どのようなコンクールにどのくらいの生徒が参加するのか」との質疑に対し、「中学校の吹奏楽、音楽コンクール等で３つの大会に参加する。１つ目がＴＢＳこども音楽コンクールの地区大会で、第六中学校の生徒が約30名参加する。２つ目が千葉県の吹奏楽コンクールで、第一中学校、第二中学校、第三中学校、第七中学校、東国分中学校、南行徳中学校、妙典中学校、塩浜学園の計８校の生徒がそれぞれ約30名から50名参加する。３つ目が東関東吹奏楽コンクールで、第三中学校と第七中学校、計２校の生徒がそれぞれ約50名参加する」との答弁がなされました。

次に、第４項学校給食費第１目学校給食費、物品等修繕料及び学校用備品費について、まず、「修繕料及び備品費の具体的な内容はどのようなものか」との質疑に対し、「修繕料については回転釜、食器消毒保管庫、炊飯

器、オーブンなどの大型の調理器の修繕などである。備品費については、平田小のオーブンの故障によるものである」との答弁がなされました。

次に、「修繕の要望は、各学校から例年どのくらいあるのか」との質疑に対し、「令和５年度については全部で380件あり、令和６年度については11月末現在で350件あった」との答弁がなされました。

次に、債務負担行為補正、郭沫若記念館交通誘導等委託費について、「交通誘導警備をする期間はどれくらいか。また、交通誘導警備員はどのような誘導をするのか」との質疑に対し、「芝桜の開花時期に合わせて、３月から５月の金曜日、土曜日、日曜日の約40日間、交通誘導警備を考えている。また、これまでに自動車での来場はできない旨を周知しているが、それでも自動車で来場する人がいることや、前面の狭い道路に来場者が広がることにより緊急車両が通行できない等の苦情があったことから、公園前に１人と公園前の道路の出入口に１人ずつ配置して注意喚起することを考えている」との答弁がなされました。

次に、下総国府等デジタルコンテンツ作成委託費について、まず、「本委託費2,300万円の内訳はどのようになっているのか。また、業者の選定はどのように行うのか」との質疑に対し、「本委託費の内訳は、史跡の全体像をＣＧ画像で作成する作業に約900万円、作成したＣＧから実際にＡＲやＶＲのコンテンツを切り出す作業に約300万円、アニメーション化や脚本化に約600万円、ナレーションを付加する作業に約100万円、その他の経費等に約400万円となっている。また、業者の選定は入札で行いたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、「本コンテンツを作成する目的はどのようなものか」との質疑に対し、「現地を訪れた人にスマートフォン等を使って本コンテンツを見てもらうことが目的の一つである。また、今回、ＶＲゴーグルの導入も考えており、博物館において、そのＶＲゴーグルを体験できる仕様にしたいと考えている。さらには、令和７年10月に国府サミットを本市で行う予定であることから、国府サミットでの活用も考えている」との答弁がなされました。

次に、「本委託費の中にＶＲゴーグルの費用は入っているのか」との質疑に対し、「本委託費の中に入っている。ＶＲゴーグルは１台当たり約７万円、10台から20台の購入を考えている」との答弁がなされました。

次に、「コンテンツの作成には一定の期間が必要であることから債務負担行為として予算に計上していると思うが、作成期間はどれくらいかかるのか」との質疑に対し、「作成期間については約８か月を想定しており、令和７年２月から作成を開始し、同年９月末の完成を予定している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号について。

本案は、既定予算に基づく国府台公園野球場整備工事について、佐藤工業・佐藤総合計画特定建設工事共同企業体との間に工事請負変更契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　次に、建設経済委員長、小山田なおと議員。

〔小山田なおと建設経済委員長登壇〕

○小山田なおと建設経済委員長　ただいま議題となっております議案第31号のうち建設経済委員会に付託された事項及び議案第34号令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第31号について。

今回の補正は、第６款農林水産業費においてちばの園芸産地整備支援事業補助金を、第９款土木費において光熱水費等を増額、あるいは新たに計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、第９款土木費第２項道路橋りょう費第

４目交通対策費、施設修繕料について、「土地を賃貸借している八幡第５駐輪場の土地の一部を土地所有者の返還請求に伴い返還するとのことだが、代替の駐輪場は確保しているのか」との質疑に対し、「今年度の定期利用者については八幡第５駐輪場内で場所を確保しており、来年度以降については、抽せんの段階で八幡第５駐輪場の定期利用者の数を減らし、駐輪台数に余裕のある八幡第３駐輪場及び八幡第４駐輪場を代替場所として利用してもらう必要がある」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号について。

今回の補正は、下水道事業の業務の予定量を改め、資本的収入において公共下水道事業債を増額し、資本的支出において北方地区公共下水道整備事業費本年度支出額を増額するものであります。また、継続費の補正において北方地区公共下水道整備事業の総額及び年割額を変更するほか、起債の限度額を改めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「北方地区の下水道整備について、昼間の施工から夜間施工に変更する理由は何か」との質疑に対し、「施工時間について、警察と京成バス株式会社と協議したところ、昼間の施工ではバスの通行に支障が出ることから、夜間施工をするように警察から指導を受けたため夜間施工に変更した」との答弁がなされました。

また、「想定外の鉱滓層を確認したとのことだが、地中の埋設物の事前探査はどのような方法で行われたのか。また、その探査により鉱滓層は分からなかったのか」との質疑に対し、「当該道路はバス路線でもあり、交通量が多いことから掘削による試掘探査は行わず、レーダー探査を行った。この探査は、支障となる埋設物は探査できるものの、路盤材の硬い層などは探査できないため、事前探査では見つけることができなかった」との答弁がなされました。

また、「鉱滓層が確認できた範囲はどこなのか」との質疑に対し、「バス通りであるアーデル通りと税務署通り及びその周辺の生活道路を合わせた７㎞に及ぶ本事業範囲のうち、鉱滓層が確認できたのはアーデル通りと税務署通りである」との答弁がなされました。

また、「本補正額２億円は具体的にどのような費用が生じることから必要か」との質疑に対し、「周辺の建物等に影響のないよう、鉱滓層の切断及び破砕機で破砕するための施工費用並びに破砕する想定2,000ｔの鉱滓の処分費用などが生じるためである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　次に、総務委員長、国松ひろき議員。

〔国松ひろき総務委員長登壇〕

○国松ひろき総務委員長　ただいま議題となっております議案第27号市川市税条例の一部改正について、議案第30号市川市使用料条例の一部改正について、議案第31号のうち総務委員会に付託された事項及び議案第37号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第27号について。

本案は、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となっている特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を変更するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号について。

本案は、国府台公園の野球場を国府台スタジアムとして整備したことに伴い、その使用料の額を見直すととも

に、照明施設及びスコアボードの使用料の額を定めるためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「今回の改正により、市民等の区分の１時間当たりの使用料が現行の約3.8倍と非常に高額となるが、改正後の使用料はどのように算出したのか」との質疑に対し、「改正後の使用料については、建設費の年割額1,670万2,000円、年間のランニングコスト578万円、固定資産税相当額1,690万8,000円の合計金額を年間の開場時間である3,972時間で除して、１時間当たりの使用料として9,000円を算出し、市民等は使用料が半額となるため、4,500円としたものである。なお、年間の開場時間である3,972時間は、１年間のうち、１日に12時間施設を使用する日を303日、８時間使用する日を42日として、それぞれを掛け合わせた数字を合計して算出した」との答弁がなされました。

次に、「プロ野球チームの２軍の選手が試合で本施設を使用する場合は入場料を取ることが想定されるが、その場合の使用料はどのようになるのか」との質疑に対し、「入場料を取るような使用については、興行の目的であるため、１時間当たりの使用料は通常の倍となる。なお、プロ野球チームのうち、千葉ロッテマリーンズについては、本市と協定を結んでいることもあり、試合の開催方法によって使用料が異なるところである。詳細は今後協議していきたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号のうち本委員会に付託された事項について、今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第２款総務費において障がい者自立支援システム改修委託料及びカメラ付防犯灯設置事業に係る事業用機械器具費等を増額し、第12款公債費において市債元金及び市債利子を減額し、歳入においては国庫支出金、県支出金、繰越金、市債等を増額するものであります。また、債務負担行為の補正において電子調達システム使用料及び平和学習青少年派遣事業委託費を追加し、その期間及び限度額を定め、地方債の補正においては起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第２款総務費第１項総務管理費第20目安全対策費、事業用機械器具費について、「本費用によりカメラ付防犯灯を100台設置するとのことであるが、自治会から100台を超える申込みがあった場合、100台の設置場所はどのように決定するのか」との質疑に対し、「今回、14地区ある地区連合会ごとにおおむね７か所ずつ、カメラ付防犯灯の設置場所を選定したいと考えており、仮に100台を超える申込みがあった場合は、警察署と現在設置されているカメラの位置を確認した上で場所及び効果の検証を行い、100台の設置場所を決定したいと考えている」との答弁がなされました。

次に、債務負担行為補正、平和学習青少年派遣事業委託費について、「今回、市内公立中学校の生徒を広島市へ派遣する予定とのことであるが、何名の派遣を予定しているのか。また、本事業の効果はどのようなものなのか」との質疑に対し、「派遣する人数については、市内各中学校から１名ずつ選出し、合計で16名を予定している。また、本事業では、成長過程にある青少年が被爆地の視察や現地における他自治体の青少年との交流を通じて、被爆の実相を自分事として考え、平和が当たり前でないことを理解することを効果として考えている。また、これらの効果をはかるために派遣後に行う各学校等での報告会において、生徒が自分の言葉で報告を行うことにより平和意識が向上することを期待している」との答弁がなされました。

次に、議案第37号について。

本案は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が令和７年３月31日をもって解散することに伴い、同総合事務組合を組織する団体の数の減少及び規約における関係規定の改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり市議会の議決を求めるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員　無所属の会の越川雅史でございます。議案第29号市川市都市公園条例の一部改正については反対、議案第31号令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）については賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第29号についてですが、提案理由は、国府台公園の野球場の名称を国府台スタジアムに改めるものであります。途中、遺跡発掘による中断もありましたが、それでも約５年もの歳月と45億円もの予算をかけて、ようやく完成に至ろうとしています。市庁舎の建て替えもそうですが、野球場の整備工事というものは、前回は約70年前に遡りますが、多くの市民にとって一生に一度しか目の当たりにできない、大変珍しいイベントと言えるでしょう。野球関係者の方々にとっては、待ちに待った新球場の完成ではありますが、その一方で、野球関係者以外の多くの市民にとっては、来年３月に国府台に新球場が完成するということは意外と知られていないことなのかもしれません。

ところで、この新球場には動画再生可能なＬＥＤフルカラースコアボードが整備されていることから、単に野球をするだけではなく、パブリックビューイングやコンサートなど、多目的に利用できるという特徴があります。だとすれば、新球場のネーミングについては、これまで同球場と御縁が薄かった方々に対しても、もしかしたらあなたもこの新球場の潜在的な利用者かもしれないですよと気づきを与えるような、多くの方の耳目を集める名称がふさわしいのではないでしょうか。

さらに、本市はこれから折に触れて、かつてこの地に下総国府があったことをＰＲしていく方針のようですが、それならば国府台という地名をそのまま冠するのではなく、あえて国府と称することにより、国府ってどこ、国府って何、なぜ国府台じゃなくて国府なのと、多くの方々の関心を引くことも可能なはずです。また、緑豊かな国府台の杜をイメージさせるべく、きへんに土と書いて「国府の杜」と表現する、あるいは英語のグリーンを入れてもよいのかもしれません。もしくは、手児奈という伝統的要素を冠して地域固有の文化資源をＰＲする手もあるでしょう。

このように、御当地の特徴を表現する、あるいは文化資源をＰＲするなど、本市の政策課題と関連づけることもできたはずであったにもかかわらず、どの程度の創意工夫が凝らされたのか分かりませんが、庁内の限られた人員のみで国府台スタジアムなどという、お世辞にも斬新ともかっこいいとも画期的とも言えない、昭和の雰囲気が漂う殺風景な名称案が議案として提出されるに至りました。市民から広く新名称のアイデアを募っていれば、間違いなく国府台スタジアム以上にすばらしいアイデアが出てきたであろうに、本当に残念でなりません。まあ、らしいと言われてしまえばそれまでですが。

ところで、最近の野球場には「スタジアム」ではなく、「フィールド」や「パーク」といった呼称が用いられています。今、最もかっこいい球場として名高いエスコンフィールドには試合がない日でも多くの方が訪れますが、「フィールド」にはスポーツの場を示し、広い用途に対応できるといったニュアンスがあるそうです。また、アメリカの野球場は「スタジアム」ではなく「ボールパーク」と呼ばれるのが一般的ですが、「スタジアム」には競技性を重視する意味がある一方で、「パーク」には親しみを持たせ、地域と共存する姿を示唆するといったニュアンスがあるそうです。

そう考えますと、地域住民を中心に多目的な利用が期待される新球場は、「スタジアム」よりも「フィール

ド」や「パーク」と称したほうが実態に適合しているように思えますし、多くの市民にとっても、より身近に感じられる響きになるのではないでしょうか。そして、そこに国府や手児奈といった地域の特徴や本市の伝統の趣、文化の薫りを織り交ぜてこそ、本議案の政策的効果も高まるのだと思います。

以上の観点からは、国府の杜グリーンフィールド、国府の杜てこなグリーンフィールド、てこなパーク国府の杜などといったものが導き出せます。あるいは、この球場でプレーする少年少女たちがそれぞれの夢に向かって大きく羽ばたいていく願いを込めて、国府の杜ドリームフィールドという名称はいかがでしょうか。

このように、私があれこれ考えるだけでもアイデアは尽きませんが、いずれにしろ、新球場の名称変更に際し、市民参画もなければ、全庁を挙げた多角的な検討すら行われずに、庁内のごく限られた人員のみで発議されたこと。その結果、国府台スタジアムという、地域特性も文化の薫りも進取の精神も感じさせない、昭和の雰囲気漂う殺風景な名称に変更されてしまうこと。また、国府台スタジアムという名称では、多目的に利用できる施設であることが伝わらず、潜在的な利用者へのＰＲにはなり得ないこと。そして、この名称からは、いよいよ新球場が完成するんだというわくわく感が一切感じられず、わざわざ名称変更する意義も乏しいことなどから、我が会派はこの議案に反対するものであります。

次に、議案第31号令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）のうち、第４表債務負担行為の補正の追加、第６段、下総国府等デジタルコンテンツ作成委託費2,300万円について、賛成の立場から苦言を呈します。

これは下総国府及び関連遺跡のデジタルコンテンツを制作するもので、その主な内訳はＣＧ画像作成に約900万円、このＣＧ画像のＡＲ化とＶＲ化に約300万円、アニメーション化と脚本化で約600万円、ナレーションなどで約100万円とのことであり、作成には約８か月を要するとのことでした。そして委員会質疑を通じて、国府サミット２日目に関連史跡を巡る際に活用するものであることが分かりました。

つまり市議会が国府サミットの予算を承認したわけでもなければ、いまだその概要すら説明も受けていない段階であるにもかかわらず、来年10月に国府サミットを開催することを、いつの間にか当然の前提として、かっこいいＣＧ画像など、いわゆる映えるものをつくりたい、ＶＲゴーグルもかけてみたい、今すぐ契約しなければサミットに間に合わないなどといった一方的な都合に端を発し、慌てて補正予算に債務負担行為2,300万円を計上したのが実情であるものと理解いたしました。

思い起こせば、令和４年12月定例会でも似たようなことがありました。詳細は割愛しますが、健康寿命日本一施策の一環として、第１庁舎７階の休憩スペースを食堂に転換するための工事に係る設計委託費が唐突に予算計上されていたことから、本市議会はこれを修正、削除したものですが、そのときの計上額も、くしくも今回と同額の2,300万円でした。国府サミットが同じ運命をたどらないことを祈るばかりです。

結論を申し上げますと、下総国府等デジタルコンテンツ作成委託費2,300万円については、予算枠として計上することは認めつつも、その執行に当たっては必要以上に華美なものをしつらえる必要もないことから外注は慎み、最少にして最大の効果を挙げられるよう、本市職員を中心に身の丈に合ったデジタルコンテンツを作成されるよう御忠告申し上げ、討論を終わります。

○稲葉健二議長　以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号市川市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第28号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第29号市川市都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第30号市川市使用料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第31号令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第32号令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第33号令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第34号令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第35号国府台公園野球場整備工事請負変更契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第36号指定管理者の指定の期間の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第37号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○稲葉健二議長　日程第12請願第６－７号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。

本請願に関し委員長の報告を求めます。

総務委員長、国松ひろき議員。

〔国松ひろき総務委員長登壇〕

○国松ひろき総務委員長　ただいま議題となりました請願第６－７号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める請願について、総務委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

本請願は、日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことを受けて、市制90周年、核兵器廃絶平和都市宣言40周年を迎えた本市の議会に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を政府へ提出してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、まず、反対の立場から、「政府は、安全保障の観点から核兵器禁止条約への署名をするに至っておらず、この政府の対応は支持するところである。また、最終的に目指すべきは核兵器の禁止であろうが、現実を見ると、どうしても核の抑止効果がいまだに有効な世の中であり、他国と日本の立地を見ても、安全保障は大事な観点であると思う。このような事情から、本請願の内容は地方議会で取り上げるにはあまりにも大きな問題であると考える。よって、本請願は不採択とすべきである」との意見が述べられました。

次に、賛成の立場から、「唯一の被爆国である日本は、核兵器禁止条約には参加していないが、ほかの各国は、やはり日本が先頭に立って核兵器廃絶を目指してほしいと考えていると思う。現在、世界には１万発以上の核兵器があると言われており、核軍縮をしっかり進めていくことが必要である。また、本件は、全国の自治体がそれぞれ要望することで政府が動いていくことになると思われるため、一自治体であっても政府に要望することは必要であると考える。よって、本請願は採択とすべきである」との意見が述べられました。

なお、審査の過程において閉会中継続審査事件とすべきとの意見も述べられましたことから、まず、閉会中継続審査事件とすべきか否かをお諮りしましたが、採決の結果、賛成者少数により否決されました。

以上の経過を踏まえまして、本委員会といたしましては、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により不採択とすべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第６－７号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

○稲葉健二議長　日程第13一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員　創生市川の国松ひろきです。通告に従って一般質問を行わさせていただきます。

まずは大項目の１つ目、第１庁舎について。

中央階段の問題や開庁時期の問題など、紆余曲折ありながらも、令和３年に第１庁舎が新庁舎として開庁いたしました。見た目も美しく、国道14号を通過している市内外の方が、とてもきれいになったよねと口をそろえておっしゃっております。ですが、実際に使っている職員さん、手続に来ている市民の方から様々なことをお伺いいたします。きっとこれまでもレイアウト変更などを繰り返しながら改善してきたところだと思います。

そこで、第１庁舎竣工後約４年が経過いたしました。庁舎開庁後の経過と今後の課題についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

第１庁舎につきましては、令和２年７月の竣工後、第２庁舎などから各部署が順次移転を進め、令和３年１月から全てのフロアでの業務を開始しました。利用者からは、関連する手続が１か所で済むワンストップサービスのほか、フリーＷｉ－Ｆｉの使用や飲食が可能で、ソロワークや自習などに利用できるフリースペースについて評価する声をいただいております。

庁舎開庁後における市民の意見、要望を踏まえた改善の経過といたしましては、フリースペースに関しては、電源確保が可能なテーブルを２階のカフェ前スペースへ追加設置するなど、多くの市民に御利用いただけるよう対応を図っております。また、庁舎の設備面での改善例として、庁舎東側の来庁者用駐輪場に設置した２段ラックが重くて持ち上げられないなどの御意見を受け、庁舎全体の駐輪台数を減らすことなく、２段ラックを利用しやすくしたほか、庁舎南側の歩道が夜になると暗いという御意見を受け、花壇下にＬＥＤ照明を設置するなど、対応を図っております。そのほかにもエレベーター前に待機用の椅子を設置するなど、様々な御意見、御要望にお応えして改善を重ねているところであります。

今後の課題につきましては、より多くの市民に親しまれ、利用しやすい庁舎とするため、利用者からの御意見、御要望を受け止めつつ庁舎機能の改善を重ねていくとともに、長期的な視点に立ち、計画的な施設の維持管理を進めていくことと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　市民の方に親しまれ、利用しやすい庁舎、長く維持できるようにと答弁でございました。市民の方から庁舎について一番多くのお話を伺ったのがエレベーターについてでございます。今、市民が使えるエレベーターは西側の２基のみ。地下１階から７階までのものと１階から６階までのものと、止まる回数が違い、ボタンも２基連動しておらず、待ち時間が長くなることがあります。本市では、この現状を把握、認識しているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　第１庁舎のエレベーターの待ち時間につきましては、窓口への申請が混み合う時期、７階の利用者が増える昼食時や議会開会中において、一時的に待ち時間が長くなることを認識しております。また、一時的な利用者の集中に加えて、２基あるエレベーターのうち、地下から７階まで稼働するエレベーターは１基のみで、もう１基と可動範囲が異なることも待ち時間が長くなる原因の一つとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　待ち時間が長いことも原因も認識しているということを理解いたしました。東側が使えれば問題ないのでしょうが、今のレイアウト的にも、東側に各部署が配置されており、市民は東側にエレベーターがあることすら知りません。この50万人市の市役所がエレベーター２基というのは、とてもおかしいことじゃないかなというふうに思います。待ち時間や混雑解消のため、エレベーターの数を増やすことはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　エレベーターを増設するには、庁舎の内部か外部に設置する改修方法が考えられます。いずれの方法におきましても、設置スペースの確保が困難であること、庁舎を使用した状態での大規模な改修工事が必要となり、多額の費用と時間を要するなど様々な課題があることから、現時点において増設は考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　難しいことは理解しております。７階に行きたいのに６階で降りてしまって、どうすればよいか困っている方を何度も見かけます。また、逆に地下１階から地上に行きたいのに永遠にエレベーターは来ず、人だかりになっているのなんて、ざらでございます。増設は確かに難しいですが、２基連動させること、両基とも７階に行けるようにすることはできないのでしょうか。文化会館の例もあります。ぜひ増設の検討、できないならばレイアウトの変更も含め東側の利用の検討及び今の２基の仕様変更など、検討をお願いしたいというふうに思います。

庁舎の関連は続けます。私の記憶では、１階に床面の色が違う箇所、今の永井荷風やおみこしが置いてあったり、現在市民が待機しているところを貸しスペースとして貸し出すと言っていたような気がします。当時、青年会議所として何かイベントで使えるな、なんて思ったのを記憶しております。ですが、現在は貸出しはしておらず、そのようなことがなかったかのように椅子などが配置されております。

そこで現在の貸出状況など、現状についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　庁舎１階南側には市民等交流スペースを設け、平日の開庁時間に合わせて午前８時45分か

ら午後５時15分まで市民等が利用できるフリースペースとして開放しております。このスペースはフリーＷｉ－Ｆｉも利用可能となっており、窓口申請の待ち時間での御利用だけではなく、ソロワークや学習などを目的に有効活用いただいているものと考えております。また、閉庁日の利用としましては、市の事業の一環として市民が参加できるイベントも開催しており、活用を図っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　そういった意図で質問したのではございません。以前、第１庁舎完成前、協会や団体などに貸しスペースとして美術品などを定期的に展示してもらうなど、話していたような気がします。また、今の答弁では、フリースペースなので、そこを使って誰かがセミナーや講演会をしてもいいということになりますが、正直できないのかなというふうに思います。

また、市の主催のイベントなら休日利用も可能とのことですが、他団体が単一で市役所を利用して何かを行うということはできないということを理解できました。

続いて、同様に７階も市民が利用できるようにするとおっしゃっていた気がします。料理教室を行ったりしたいとおっしゃっていたかなというふうに思います。

そこで、７階についての現状もお聞かせください。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　７階の休憩スペースにつきましては、１階と同様に、平日の午前８時45分から午後５時15分までフリーＷｉ－Ｆｉの利用と飲食可能なフリースペースとして開放しております。また、オープンキッチンにおいては、市内事業者により健康等に配慮したお弁当、いちランチを販売し、御好評をいただいているほか、広報活動の一環として料理動画、食育動画の制作、さらに市内の企業や大学などの共催による市民が参加できるイベントを開催するなど、有効活用を図っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　今の話を聞いていると、フリースペースって使い勝手がいい言葉だなというふうに思います。開庁時間なら、どこかの団体が占拠して勝手にイベントを行っても問題ないというふうに聞こえてしまいます。また、あくまで市のイベント、共催などなければ、イベント等の広場として使えないという趣旨も理解できました。団体として、以前会場を探していたときに７階を使わせてほしいとお願いしたところ、丁重にお断りされたことがありました。土日でも各種団体が利用できるようになれば、市民の利用しやすい市役所になるのにとも思います。

改めまして、７階だけでなく、土曜日や日曜日、祝日などの市役所の市民利用はできるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　庁舎２階のものづくり工房やカフェ前のフリースペースにつきましては、土曜日の午前９時から午後８時まで御利用いただけます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　土曜日のみ２階だけ使えるということ、理解いたしました。せっかく見晴らしのよい７階は利用できないということだと思います。こんなにもきれいですばらしい庁舎が生かし切れていないような気がします。土曜に１階部分に入ると、職員の執務スペースに入れないよう大きなシャッターが閉まっております。も

ちろん、それはセキュリティーの一環として重要なことだと思います。ですが、シャッターが閉まっている真裏部分に住民票発行などの行政サービス端末が２台あります。土曜日にたまたま本八幡で用事があって、ついでに市役所で印鑑証明を取ってこようと思った方は利用できません。地下１階の駐車場もコインパーキングとして利用できるわけですから、ついでに公的書類を印刷していこうと思う方は少なくないのかなというふうに思います。

そこで、この行政サービス端末だけでもシャッター前に置くことはできないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　庁舎１階にある行政サービス端末につきましては、操作説明やトラブルが発生時など、周辺に職員がいなければ対応できないことがあるため閉庁時の利用は考えておりませんが、本市では市民の利便性の向上のため、閉庁時でも利用可能なコンビニエンスストアのマルチコピー機を利用した同様の証明書の交付サービスを提供しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　できないということ、理解できました。コンビニでもできるのは理解しております。それって、市民全てに周知されておるのか、ちょっと不安でございます。いまだに公的書類は市役所の窓口でと思っている方もたくさんおります。私の母がその部類なのでございますけれども、コンビニでできるから必要ないとの結論ならば、印刷できる場所は幾らあってもいいのかなというふうに思います。また、職員がそばにいないと使えないような難しい機械ならば、もう必要ないんじゃないでしょうか。職員の負担軽減、窓口の混雑解消を理由に行政サービス端末があるのならば、そこに職員が必ず張りついていないといけないというのは本末転倒な気がします。ぜひその行政サービス端末はシャッターの前に出してほしいかなというふうに思います。

また、月曜から土曜まで２階のフリースペースが使えるということは理解できました。Ｗｉ－Ｆｉだけ使いに来る方もいるのかなというふうに思いますが、現在の第１庁舎のフリーＷｉ－Ｆｉの整備状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　第１庁舎のフリーＷｉ－Ｆｉにつきましては、１階、２階、３階、７階の各フリースペースなどに設置しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　つまり４階と地下駐車場は使えないということが理解できました。第１庁舎の地下駐車場は携帯電話の電波がとても通じにくいです。そのような中でも車で待っている人もいます。地下にＷｉ－Ｆｉがあったほうが便利だと思うのですが、設置することは可能なのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　地下駐車場における携帯電話の通信状況につきましては、現在、通信事業者大手３社の基地局を設置しておりますが、場所によっては一部つながりにくいところがあると認識しております。フリーＷｉ－Ｆｉの設置につきましては、現時点において設置計画はありませんが、携帯電話の通信状況の改善に向けて状況を調査し、改善方法を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　一部つながりにくいとの答弁でございました。私の持っている携帯は、ドコモとソフトバン

クの携帯を持っておりまして、地下のどこの場所でも、圏外ではないんですけれども、少し電波があるだけで、電話をかけるなんてもってのほか。ウェブに関しても１ページも進まない。一応、大手３社の利用なんですけれども、大変通じにくい状況があるのかなというふうに思います。我が家ではどこかに行った際、少しの用事なら、子どもを外に出す手間を考えると、どちらかが子どもと車内に残り、どちらかが用事を済ませます。また、そこで電話で何が欲しい、これをやってほしいなど話します。もうちょっと待っていてなんてＬＩＮＥすら、この地下駐車場では受信することができない状況があります。ぜひＷｉ－Ｆｉの設置を強く要望させていただきたいというふうに思います。

地下駐車場の話になりましたので、そのまま続けますが、第１庁舎の地下駐車場は時期や天候によって大変混雑しております。そのような中、やっとの思いで到達して空いているスペースを探して止めると、隣に止まっている車の横には市川市の文字の記載があります。止めるなと言っているわけではありませんが、職員の駐車場の利用について、本市のルールがあるのかどうかをお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　職員に対しては、公用車の地下駐車場の利用について、混雑緩和のため長時間の駐車を控えることや、徒歩、自転車、シャトルバス、公共交通機関を利用するよう促しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　少し市民の気持ちになって考えてみてほしいんですけれども、なぜ混んでいるんだろう、忙しいが少し待ってみよう。やっとたどり着いた、ふー、よかった。そこで市川市の文字を見たら、多分いらっとすると思います。先ほども言ったように、止めるなと言っているわけではなく、雨天時など特に混む日はＴＰＯをわきまえていただいて利用の方法を考えることなど、近隣の駐車場を利用するなど検討してほしいなというふうに思います。

むしろ以前は14号沿いに市役所の職員専用の駐車場がありました。今は企業さんの建物が建っているので難しいかと思いますが、市役所付近に土地を借りて職員専用駐車場をつくれないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　土地の借用につきましては、近隣での駐車場用地の確保や賃借料などの課題があることから、現時点では借用は考えておりません。

そこで、混雑が予想される時期に合わせて、公用車による利用の抑制について、職員に対し、さらなる周知を図るとともに、周辺の時間貸し駐車場の利用なども検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　確かに現在、近隣で空いているような土地もありませんし、難しいことも理解しております。ただ、アンテナだけは張っていただいて、いつか近隣の土地が空いたら駐車場の利用として借りられる準備はしてほしいなというふうに思います。

駐車場の話から続けます。雨天時や３月、４月、確定申告時期など、入庫の際に大変混雑しております。また、夕方の退庁時間付近は出庫が混雑しております。この現状を本市は把握しているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　地下駐車場の入庫時の混雑状況につきましては、雨天や連休明けのほか、窓口の手続が集中する時期や時間帯において混雑が発生することが多く見られます。また、出庫時の混雑状況につきましては、入庫時と同様の混雑時期や時間帯に加え、国道14号の渋滞の影響により出庫車両が国道に合流できず、混雑が発

生することも認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　把握、認識しているということ、理解できました。今も答弁でございましたが、14号が混雑すると曲がれない。だから混雑が発生しているとのことでございますが、14号が混雑していなくても、藪知らず前の信号機がとても短く、右左折どうこうではなく、単純に３台ずつしか進めません。私はタイミングさえあれば北側へ右折するようにしておりますが、市の敷地を出るまでも混雑しており、敷地を出て右折することも非常に困難です。庁舎の東側からの出庫ができればよいのかもしれませんが、仕様的に難しいことも理解しております。

そこで西側から出庫し、藪知らず前の信号機を少しでも長くすることはできないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　御質問の信号機の時間を変更した場合、周辺の交通状況に影響が及ぶことが考えられます。今後、地下駐車場から出庫する車両の混雑状況を調査し、その状況を踏まえ千葉県警察に相談してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　周辺の交通状況に影響が出るということも理解はできます。私なら、夕方時や雨天時は混雑するから車で市役所に行きたくないと思います。むしろ混んでいる市役所には行きたくありません。同じように思う市民の方もいることだと思われます。質問冒頭に、市民に親しまれ、利用しやすい庁舎を目指すと答弁をいただきましたが、正直なところ、利用しにくいというふうに感じてしまいます。

混雑の原因の一端で市の職員の駐車場利用、市の職員の負担軽減のために導入されたが、職員がいないと使えない行政サービス端末、本市との共催でなければ団体利用ができない１階と７階、早く目的地に行きたい市民がエレベーター２基しかない中で市の職員さんも利用している現状、エレベーターが各階に止まることだって、ざらにあります。Ｗｉ－Ｆｉだって、全てにおいて完備されておりません。正直、市の職員さんの利用しやすさが目立ってしまっており、市民最優先の感じがいたしません。話がぶれましたが、信号機の時間の調整を切にお願いしたいというふうに思います。

もう少し続けます。今年の暑さは大変異常でございました。年々気温の上昇、年々災害の激甚化、市川市も例外なく、とても暑かったです。第１庁舎の南側、正面玄関付近もとても暑かったです。地面はおしゃれな黒いタイルで、南側は全てガラス張り。照り返しなどで14号を歩くと、市役所前は体感的にとても暑く感じております。本市はそういった現状を把握しているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　第１庁舎前の横断歩道につきましては、庁舎の南側に面しており、また周囲には日差しを遮る建物がないことから、直射日光による暑さを受けやすい環境であると認識しております。第１庁舎正面玄関は、２階部分がひさし代わりになるピロティーとなっていることから、直射日光を避けて信号待ちができるスペースとして利用いただけるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　確かに市役所を利用した方が南側へ14号を横断する際はピロティーを利用している、または庁舎内で涼みながら信号が変わるのを待っている方もおります。１人なら、それもいいと思います。また、信号

の問題もありますが、ベビーカーを押して庁舎内で涼んで待ち、いざ急いで渡ろうとすると、もう点滅しているという状況がありました。では、少しでも前へピロティーの部分で待っていたら、照り返しの熱でとても暑い。

そこで、第１庁舎南側へひさしをつけることはできないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　庁舎前への新たなひさしの設置につきましては、建物の構造上、ひさしが荷重を考慮した軀体への接続方法などの課題があることから、設置は慎重に考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　簡単にできるとは思っておりませんが、とにかく夏場はとても暑いです。そして、信号機が短い。ひさしがあるだけで日陰ができます。日陰というだけで数度低くなります。また、日光が当たっていないというだけで体感温度も下がります。何なら硬い構造物じゃなくても、ほろみたいなひさしでも構わないというふうに思います。ぜひひさしの設置の検討をお願いしたいというふうに思います。

最近、ニュースになりました。暑過ぎて、プールや海の利用率が下がっているらしいです。先ほども言いましたが、私は車で市役所に行きたいとは思えません。何なら、車じゃなくても市役所に行きたくありません。さらに、暑過ぎて市役所付近も歩きたくありません。つまり市民に親しまれ、利用しやすい庁舎にはまだ程遠いと感じてしまいます。

実はこの質問をするに当たって、市役所を利用した多くの知人、友人に、何か市役所の使い勝手で問題はなかったか、どんな問題があったかなんて確認したところ、この様々な質問に関して意見を伺いました。それだけ市民も、使い勝手が悪いとまでは言いませんが、思うところがあるということを本市の職員の皆様も理解してください。

以上でこの項目を終えさせていただきます。

続きまして大項目の２つ目、介護福祉行政について。

小項目の１つ目、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの本市の現状及び課題について。

今、本市だけでなく、日本全国で待機児童、待機老人ホーム、それに続いて待機介護難民という言葉を耳にいたします。新たな介護サービスを受けることを希望する方がケアマネジャーを探しても見つからないなどの声を本市でも耳にいたします。

そこで、本市のケアマネジャーを取り巻く現状及び課題をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーは、被保険者が介護保険を使って介護を希望する場合に、利用者や家族などとともに、どのような介護サービスが利用者に適しているかを考える専門職でございます。ケアマネジャーは、利用者からサービスの利用希望を受け付けると利用者の心身の状況を調べ、デイサービスやホームヘルパーなどを提供する居宅サービス事業所をコーディネートし、各事業所で月何回程度のサービスが必要かなどを盛り込んだケアプランを作成する業務を行っております。本市のケアマネジャーの現状といたしましては、ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所は本年11月１日現在、本市に93事業所あり、本市監修の介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」によると、本年６月１日現在で市内にケアマネジャーは約300人おります。

令和６年４月１日の介護報酬改定により、ケアマネジャーが担当できる要介護者の人数は従来の39人から44人に改められました。これにより、市内のケアマネジャーが担当できる要介護者の人数の合計は約１万3,000人と

なり、本年６月現在で訪問介護などの居宅サービスの利用者は約１万人であることから、ケアマネジャーの人数は不足はしていないものと考えております。課題としましては、利用者のお住まいの地域によっては、近隣に居宅介護支援事業所が少ないといった地域的偏りがあるものと認識をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。本市の見解では、ケアマネジャーの人数は不足せず、足りているということ。これ、あくまで例えばなんですけれども、市内の地域格差があるということの中で、本市の人口約50万人に対し300人しかケアマネジャーがいないということは少なく感じてしまいます。全てが高齢者ではありませんが、単純に１人当たり１万6,666人、そのうち高齢者が３割だったとしても約1,990人、さらにそこからケアマネジャーを利用したいという人が10％いたとしても、約200人を１人で見なければなりません。また、そこで担当できる人数が44人に増えたということはいいことだとしても、利用したい人は担当者を振ってもらえないという可能性があるということでございます。根本的になりたいと思ってくれる人を増やすべきだというふうに思います。

そこで、高齢化が進むに当たり介護サービスの利用者が増加し、ケアマネジャーが不足することが予想されますが、ケアマネジャーを支援するための補助を本市では実施しているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、令和４年度に市内のケアマネジャーを対象に市川市ケアマネジャー調査を実施したところ、ケアマネジャーに50代以上の方が多い、また、ケアマネジャーは資格取得に対する支援を求めていることなどから、若年層を含めた新規のケアマネジャーや主任ケアマネジャーの確保の必要性があると考え、令和６年４月から資格取得に要する費用の助成を実施しております。内容としましては、ケアマネジャー試験に合格された方には５万円を上限に受験料の半額を、また、主任ケアマネジャー研修を修了した方には２万9,000円を上限に受講料の半額を補助しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。本年度から支援が始まったということは大変すばらしいことだと思います。浦安市や柏市でも同様な支援を行っているということでございます。

日本総合研究所の調査によると、2040年度には、全国のケアマネジャーは約８万人不足するという調査結果が出ております。介護報酬が低く、ケアマネジャーになりたいと思う方が少ないというのが大前提の問題だというふうに思います。保育士、幼稚園教諭も都内のほうが報酬が高い。だから、数駅越えて都内に就職する。それを阻止するためにたくさんの要望を行って様々な政策や幼保就職ナビなど、こども部でも行っているのかなというふうに思います。

そこで改めてお伺いいたしますが、ケアマネジャーの処遇については介護報酬が給料の元手となりますが、介護報酬の現状及び本市が近隣市、東京都の特別区と比べてどういった状況なのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ケアマネジャーの給与は、介護サービスを提供した際に事業所ごとに支払われる介護報酬を元手として、雇用主である法人の就業規則等で定めている給与体系により支払われるものとなっております。介護報酬には、物価が高く、地域で働く方に対して手当を上乗せする国家公務員の地域手当制度に準じた地域区分という仕組みが国

の告示により定められております。この中で、全国的な基本単価は１単位当たり10円と定められており、地域区分における等級とサービスの種類により、１単位当たりの単価が変動いたします。

本市の地域区分における等級は５級地と定められており、ケアプラン作成に係る居宅介護支援費１単位当たりの価格は10.7円となります。近隣では、東京都の特別区は１級地で最も高く、単価は11.4円、船橋市は４級地で10.84円、松戸市は本市と同じ等級で同じ金額となっております。例えば要介護１の方に対する居宅介護支援費は、１人につき１か月当たり1,086単位であることから、市川市は１万1,620円、東京都特別区では１万2,380円となります。このように、本市は隣接しております東京都特別区に比べ介護報酬が低いことから、ケアマネジャーの給与についても低くなる傾向が見受けられます。このことは、本市からケアマネジャーが流出しやすくなる要因ともなりますことから、本年度に開始いたしました資格取得に対する支援などを継続し、引き続きケアマネジャーの確保に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　つまり国が定めている基準の部分が都内は１単位当たり0.7円高い。さらに、事業所の給与体系で給与が決まるということで、都内のほうが給料が高い現状が起こっているということを理解できました。

ちなみに東京都では、令和６年、介護報酬改定の際に国へ緊急提言を行いました。要約すると、１つ、人件費割合や物件費、土地建物の取得費等の実態の把握、分析を行った上で、東京の実態に合わせ介護報酬へ反映すること、２つ、物価高騰の影響も踏まえ、介護事業所、施設が安定的に事業運営できるよう介護報酬に反映すること、３つ、施設の居住費や食費の基準費用額について、地価等を反映するとともに、物価高の影響についても反映できる仕組みとすること、４つ、事業者が介護人材の確保、育成、定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること、５つ、ケアマネジャーの安定的な確保を図るため処遇を改善することなどが提言されました。千葉県では、ケアマネジャー向けの事業は予算化されておりません。東京に隣接している市川市としては、千葉県がやらない、東京都はやっている、働くなら東京都となってしまってもおかしくありません。

そこで、居宅サービス利用者に対するケアマネジャーの不足が危惧されることについて、本市としては将来予測をしているのか。また、人員不足となる場合にどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市で３年に１回策定する高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、令和８年度にケアプランを必要とする要介護者の人数が令和６年度比で2.8％増加するものと見込んでおります。本年６月現在のケアプランの利用者数の合計にこの増加率を掛けると、要介護者などの合計は約１万人となります。現状、ケアマネジャーの担当できる人数である約１万3,000人を下回っていることから、令和８年度まで当面の間は人員の不足は見込まれないものと考えております。令和９年度以降につきましては、さらなる高齢化が進むことが予想されることに加え、ケアマネジャーの高齢化の事情もあることから、ケアマネジャーの退職による減少も予想されるところでございます。国は、国の基金を活用し、都道府県ごとの単位で介護人材確保を推進するため、来年度には都道府県に介護人材確保について検討する協議会を設置するよう求めております。本市としましては、今後も国及び千葉県の動向を注視し、介護人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ぜひ介護人材の確保に努めていただきたいというふうに思います。市川市として、東京のベッドタウンとして何ができるのか、どこに補助を出すのか、もろもろ深く検討していただきたいというふうに思

います。

もう１点、市川市民の高齢化が進むにつれ介護サービスの利用者が増加し、ケアマネジャーが不足する現状が生じて担当ケアマネジャーが見つからない、いわゆる冒頭に述べた介護難民が発生することが予想されますが、そういった方がどこに連絡をするかと言われれば、まず市川市でございます。

そこで、本市に相談が寄せられた場合はどのように対応するのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ケアマネジャーを探しても見つからず、必要な介護サービスを受けることができない、いわゆる介護難民につきましては、サービスを受けられない方が生じないよう予防策を講じることも重要であると考えております。本市では、ケアマネジャーの不足が出ることがないよう、国や県の動向を踏まえながら適切に人材確保に努めるとともに、市民の方々が日頃から介護予防に取り組み、介護サービスを必要とする期間を短縮させるための支援も必要と考えております。本市では、介護予防やフレイル予防の意識づけを図るため介護予防講座を開催するほか、リーフレットやポスター、市公式ウェブサイトなどの様々な媒体を活用し、普及啓発に取り組んでおります。また、市民の方々が地域で自主的に集まって行うことができる市川みんなで体操の立ち上げや継続支援も行っております。引き続き健康寿命の延伸を目指し、いつまでも住み慣れた地域で安全に、かつ安心して生活していただけるよう介護予防に注力してまいります。

一方で、御自身でケアマネジャーを探すことが困難と感じられる方から御相談をお寄せいただいた場合につきましては、これまで同様、地域の高齢者サポートセンターが協力し、ケアマネジャーを探すための支援を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。フレイル予防として市川みんなで体操というのは大変すばらしいことだというふうに思います。ぜひ広げていっていただきたいというふうに思います。そして、しっかり市民に寄り添ってください。何か問題があったら市役所に電話をする、市役所から対応策を教えてもらう、そういった当たり前の文化をしっかりとつくっていきたいというふうに思います。

そして、今、高齢者サポートセンターの名前が出ましたので地域包括支援センター、いわゆる高齢者サポートセンター、通称高サポについてお伺いしてまいります。

ＮＴＴデータ経営研究所が行った地域包括支援センターにおける業務負担軽減に向けた取組に関する調査において、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の人材が不足してくると予測されております。

そこで、本市の高サポの現状及び課題について、相談の件数や職員の配置についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などの専門職員が健康や介護の相談など、様々な面から支援を行っております。また、ほかにも介護申請に関することや高齢者虐待に関すること、認知症に関することなど、多岐にわたる相談に対応しております。本市では、この地域包括支援センターについて、市民が親しみを持てるよう高齢者サポートセンターという愛称を使用しております。過去３年の相談件数は、令和３年度は約５万6,000件、令和４年度は約５万9,000件、令和５年度は約６万件と年々増加している状況でございます。高齢者サポートセンターの職員配置は、市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例に基づき、高齢者サポートセンターの担当する区域

における65歳以上の高齢者人口、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの３職種を配置しております。また、本市独自の基準として、高齢者人口6,000人以上の区域には、2,000人ごとに保健師などの専門職員１名を配置するほか、各センターに事務員１名を加配職員として置くこととしております。

課題としましては、全国的に高齢者サポートセンターに必要な専門職の確保が難航していることもあり、専門職が退職などで欠員が生じた際、人員補充に時間を要する場合はサービス低下が懸念されると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　本市独自の基準で１名加配しているということは大変すばらしいことだというふうに思います。全国的に地域包括支援センターの人員が足りていないことが問題となっております。何が問題かというと、何よりも業務量が膨大だということでございます。いないと困るところに人が集まらないという昨今でございますから、本市としても人材確保は重要になってくると思います。

そこで、さきの答弁で高サポの業務は多岐にわたり、相談件数も年々増加しているとされましたが、現状でも既に支援を必要とする方の訪問にすぐに向かえないなど、センターの業務に支障が出ていると聞いております。本市では１名加配しているそうですが、現在の状況を踏まえ、職員増員についてどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

全国的に地域包括支援センターの人材確保が難航している現状を受けて、本年４月１日付で介護保険法施行規則において、配置職員の柔軟化に関する改正がございました。改正内容としましては、１点目として、職員の配置を常勤換算法によることを可能とすること、また２点目としては、複数圏域で合算して３職種を配置することであり、この改正により、地域の実情に応じて柔軟な人員配置が可能となったところでございます。この介護保険法施行規則の改正を踏まえ、本市も常勤換算など柔軟な職員配置を可能とするため、さきの９月定例会に市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の改正を提案し、議決いただいたところであり、これにより職員配置の選択肢は広がり、人材確保につながることを期待しております。今後、高齢者人口の増加に伴う相談件数の増加が予想される中、安定的な相談支援体制の確保のため、高齢者サポートセンターの職員の増員も含めた対応が必要と考えており、関係部署と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　高サポの基準を定める条例の改正については非常によかったというふうに思います。業務が膨大な理由の一つとしてケアプランの作成があると思われます。ですが、この質問をするに当たり、多くの方にお話を伺いました。その中で、ケアプラン作成について担当件数に上限があり、利用者がすぐにサービスを受けられない状況があると聞きました。これは、つまりケアプランの待機者、介護難民が発生しているということです。これは、高サポの受け持ち件数の上限が影響しているのかなというふうに思ってしまいます。件数の上限について、またケアプランの待機が必要ですぐにサービスを利用できない場合、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

要介護に至らない要支援など軽度の方のケアプラン作成は、高齢者サポートセンター及び高齢者サポートセン

ターから委託を受けた居宅介護支援事業所などが行うこととされております。高齢者サポートセンターは、ケアプラン作成以外にも多岐にわたる業務を行っていることから、適切なサービス提供ができるよう、職員１人が受けるケアプランの受け持ち件数に上限を設けております。一方、居宅介護支援事業者においても、要介護認定者が増えていること、また、要介護と比較すると要支援のケアプラン作成の報酬が安価であることなどから受託に消極的な事業所もあるため、ケアプラン作成に時間を要する場合がございます。

本市としましては、このようにケアプラン作成までに時間を要する現状を踏まえ、ケアプラン作成の上限について、これまで職員１名当たり15件としておりましたが、今年度より20件に引き上げたところでございます。これらの取組により、ケアプラン作成に待機が生じないよう努めているところではございますが、やむを得ずサービス利用までに時間を要する場合には、地域における有償ボランティアや介護予防の体操サークルなどの情報を提供し、サービス利用の希望に沿った生活支援や主体的な活動につながるよう支援をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　上限の引上げ、ありがとうございます。でも、その分、高サポの職員の負担が増えたわけでありますから、上限を増やすよりも何よりも人を増やすことに注力したほうが私はいいと思っております。ぜひ前向きに、少子・高齢化の波の中、各自治体が同様に困っている現状でございます。様々なことを検討していただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、(3)に移ります。(3)ケアプランデータ連携システムの導入について。

このケアプランデータ連携システムは、介護業界の人材不足から様々な生産性向上を図るため、国として推し進めているシステムでございます。このケアプランデータ連携システムの本市の現状及び課題についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例では、国の規則に準拠し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーがコーディネートしたサービスなどを提供する居宅サービス事業所に対し、どのような内容で月何回のサービス提供してもらうかをあらかじめ記載したケアプランを交付しなければならない旨、定めております。これに対して居宅サービス事業所は、予定された当該ケアプランに沿ってサービスを提供しなければなりませんが、実際のサービスの提供回数などは利用者の体調や御都合などで変更される可能性がございます。

そこで、居宅サービス事業者は１月のサービス提供が終わった時点で、ケアマネジャーにサービスを何回提供したかというサービス提供実績を報告しているところでございます。ケアプランの交付方法やサービス提供実績の報告方法は、事業所間の郵送やファクス、メールなどでやり取りされております。このやり取りの煩雑さを解消するため、令和５年度よりケアプランデータ連携システムが稼動いたしました。国は、介護現場の生産性向上のための施策として利用を推進しており、事業者が使用する場合には、対応する介護ソフトを導入した上で年間ライセンス料２万1,000円を支払う必要がございます。また、ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所とサービスを提供する居宅サービス事業所の双方が対応する介護ソフトを導入していないと、やり取りができない仕組みとなっております。ケアプランデータ連携システムは稼働から１年余りとなりますが、いまだ普及している状況とは言えない点が課題となっております。独立行政法人日本医療福祉機構のウェブサイト「ＷＡＭ　ＮＥＴ」によると、本市内では、ケアプランなどのやり取りをする必要がある事業所が467事業所中、導入しているのは19事業所となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　19事業所、とても少なく感じてしまいます。東京都が旗振り役をして、都内では広がってきているとお伺いしております。また、奈良県生駒市では、ライセンス料を補助して市内全域に広げようとしているようでございます。それを本市でも推し進めてはいかがでしょうか。

改めて、本市でも、本市が中心となって普及促進していけるかをお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、これまでもケアプランデータ連携システムについて、介護サービス事業所に対し、メールなどの方法を用いて、国が推進する趣旨やシステム概要などを周知してまいりました。今後は、本市が研修形式で実施する集団指導においてさらなる周知を行うなど、普及に向け努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　いろいろ普及していってほしいなというふうに思います。それでも市民の介護難民が発生しないためのものだと思われますから、しっかりと推し進めていっていただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、今、市川市だけでなく、日本全国で介護難民が発生しております。ケアマネジャーの不足、高サポの業務課題、様々な未来予測をして、介護業界の支援をしっかりお願いして次に移りたいというふうに思います。

次に、大項目３つ目、下水道行政について。

こちらに関しましては毎度お伺いしておりますが、下水道整備の進捗状況は、本市北部地域を中心にいまだ未普及地域が多く残っております。

そこで、下水道整備の進捗状況、令和５年度末の下水道普及率及び課題についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

本市の公共下水道は、菅野処理区、江戸川左岸処理区及び西浦処理区の３つの処理区で整備を進めており、このうち、本市単独の公共下水道である菅野処理区につきましては整備が完了しております。江戸川左岸処理区につきましては、千葉県北西部８市の汚水を集め広域的に処理するもので、千葉県が整備する流域下水道幹線に流入し、本市行徳にある県の２つの処理場で処理する下水道であります。現在、市北部地域を中心に残る未普及地域の整備を進めており、今年度は主に曽谷・中国分地区、大野・柏井地区及び宮久保・北方地区等の整備を進めております。西浦処理区につきましては、若宮・中山地区等の汚水を船橋市の西浦下水場で処理する２市共同の公共下水道であり、今年度は若宮・鬼越地区等の整備を進めております。これらの整備により、令和６年度は江戸川左岸処理区、西浦処理区を合わせて約50haの処理区域の拡大を見込んでおります。令和５年度末の下水道普及率につきましては79.0％となっており、近隣市と比較し低い状況となっており、約900haの未普及地域が残っておりますことから、未普及地域の早期解消に向け、今後も整備を推進してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　まだちょっと他市には遠く及ばないということ、理解できました。多分、何回か前かの質問のときにも、近隣市で今何％ですよという話をさせていただいたときに、市川市は圧倒的に少なかったかなというふうに感じております。

改めまして、今後も整備を推進していくとのことでございますが、過去３年間はどのような進捗状況だったのか。また、今後の下水道の整備の進め方についてもお伺いいたします。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

過去３か年、令和３年度から５年度までの年間平均整備面積は約40haであり、下水道普及率につきましては、年間最大で1.5ポイント、平均で約１ポイントずつ増加しております。

今後の下水道整備の進め方につきましては、これまでは流域下水道幹線接続点付近の下流部から中流部にかけて幹線管渠など、規模の大きな管渠の整備を進めてきましたが、今後は上流部へ向け、より広い範囲において幹線等に汚水を集める枝線管渠の整備が可能となってまいります。このことから、各年度ごとの整備面積の拡大及び普及率の向上も可能になってくるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　年間約１％ということは、純粋にあと21年かかっちゃうのかなという計算になります。記憶では、2019年の６月定例会で、いつまでに正直完成するんですかという問いに関しまして、令和11年度までには市街化区域の整備を完了させるとの答弁をいただきました。

そこで質問いたしますが、現在の進捗状況では達成が難しいのかなというふうに思います。目標達成の見通しについて、改めてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

令和元年度に策定した本市下水道の中長期の経営の基本計画であります市川市下水道事業経営戦略では、汚水整備の概成目標を令和11年度末としております。しかしながら、現在の整備区域は下流部から中流部に集中していること及び市北部地域の狭隘な道路により迂回路の確保が困難である等により、整備に不測の期間を要しているところであります。このため、今年度、同計画におけるスケジュール及び目標年度の見直しを検討しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　令和11年度では難しいということの御答弁だと思います。そして、今年度中に新しいスケジュールを見直しされて公表されるのかなというふうに思います。正直、今、北部だけでなく、私の住む東側の地区に関して言えば、まだまだ未普及地域が多く残っております。特に高石神地域に関して言えば、住民アンケートで必ず要望の１位が下水道の普及でございます。2022年に質問した際に、木下街道を避けて迂回路はできないのか検討をお願いしましたが、こちらも難しいという答弁をいただきました。木下街道の件も何度も早期開通を要望しておりますが、一向に進みません。住民の方にも、令和11年度には普及が完了いたしますと私も広報しておりました。木下街道が令和11年度までに決着がついていれば早そうですが、まだまだ先が見えておりません。

道路交通部に関しましても、木下街道の早期開通をぜひ推し進めていただかないと、木下街道が完成しないと下水道普及率は100％にならないわけであって、どちらが先かというと、木下街道の決定、作成が先だと思いますので、ぜひそういった部分も検討しながら早期普及をしていただきたいなというふうに思います。

また、今年度中に新しいスケジュールの見直しとのことですから、道路交通部と県の担当部局ともしっかり話し合っていただいて実現可能なスケジュールの公表をお願いいたしまして、私からの一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13一般質問を継続いたします。

野口じゅん議員。

○野口じゅん議員　チームいちかわの野口じゅんでございます。通告に従いまして、一問一答で質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

私は１級建築士として、これまでに大小様々な建築物を設計してまいりました。６年前には、愛媛県において公共建築物を設計する機会に恵まれ、小規模な建物ではありましたが、建築主である地方自治体がまちづくりにおいて、その建築物に何を期待しているのかを考え、現地で多くの住民の皆さんのお話を聞きながら設計を進めました。この経験は設計だけでなく、地域住民とどのようにまちづくりを進めていくかということを学ぶ機会となりました。

現在、市川市内でもたくさんの公共建築物の計画が進んでいます。公共建築物は、その用途に応じた機能や役割を果たすだけでなく、市川市の景色、町並みを形成する重要な要素でもあり、その予算規模の大きさを考えても、建築主としての責任はとても大きいと考えます。そのような公共建築物の計画においては、建築主である市がきちんとした構想、ビジョンを持つことが何よりも重要であり、そのビジョンを、設計者や施工者を含め、たくさんの関係者にしっかりと共有していくことが重要です。また、その構想やビジョンは公共建築物の場合、市民のニーズや思いも反映されていなければなりません。

そこで、市内で現在進行中の公共建築物の計画において、建築主として、自ら具体的なイメージを持つために、どのように他市の先進事例などを調査研究したのか。そして、どのように市民の声を反映させながら基本計画や基本構想、そして設計自体を取りまとめたのか、もしくは、これから取りまとめていくのか、１つずつ聞いていきます。

初めに、八幡市民交流館についてです。この計画は、市川市にとって歴史的、文化的に重要な存在である葛飾八幡宮の境内に面した敷地における整備計画です。既に建物はほぼ完成していますが、これまでどのように計画を進めてきたのか伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

旧中央公民館などの後継施設である八幡市民交流館の建築につきましては、設計業者を決定し、設計完了後に工事発注を行う設計施工分離発注で進めており、12月末に工事が完了する予定で、令和７年３月にフルオープンを目指しているところでございます。交流館の整備に当たりましては、仮称八幡市民複合施設基本計画を令和３年度に策定し、歴史と自然を感じる空間の形成や、個性をより生かし、気軽に集える施設などを整備方針といたしました。計画を策定する際には他市の先進事例として、生涯学習や子育ての場、貸室などが複合されていることに加え、誰もが集まることのできる居場所づくりや利用者同士の交流を創出する機能を備えた施設、具体的には習志野市のプラッツ習志野や神奈川県大和市の文化創造拠点シリウス及び市民交流拠点ポラリスなどを参考としました。また、旧施設では、こども部や生涯学習部など関係部署が多岐にわたっていたことから、施設に必要な機能などを各部から聞き取りました。

このように取りまとめた計画に専門知識や、他都市等における豊富な経験を備えた民間事業者のアイデアや新

しい技術を取り入れることによって、より優れた設計となることを期待し、公募型プロポーザル方式により事業者の選考を実施いたしました。選考の手順は、学識経験者２名と市職員７名の合計９名で選考委員会を組織し、施設整備の考え方を地域住民と共有するための取組方法などを評価する１次選考と、プレゼンテーションなどを踏まえて評価する２次選考を実施いたしました。その結果、近隣住宅を配慮し、住宅側を低くした建物とする提案や、入り口が明るく、人々が立ち寄りたくなるような提案などが評価され、評価点数が１位の事業者と設計業務委託契約を締結いたしました。

次に、市民の声をどのように取り入れたかについてです。初めに、令和３年６月に近隣住民の方に、基本計画の素案に対して御意見をいただき、建て替えの際に近隣住民に配慮すべきことを把握し、設計業者を募集する際の応募要領などに反映させました。さらに、令和３年12月に開催いたしました旧施設の解体工事に伴う説明会や、令和４年３月に開催いたしました図面や模型を活用した意見聴取会では、建物の性能や屋外広場などについて御意見が寄せられ、ソーラーパネルの設置や屋外広場の遊具等の配置などにこれを反映させてまいりました。また、令和４年４月から６月までの３か月間で３度にわたるワークショップを開催し、近隣住民の方だけではなく、公民館利用者、子育て施設利用者、さらには若い世代の方々の意見を伺うため、学生の方にも参加していただきました。ワークショップで得られたアイデアや参加者の方々の要望はカテゴリーごとに整理し、施設の基本方針などで示される目的にふさわしい空間となるよう設計に取り入れております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。この計画は、設計者と施工者を分離発注するという従来の整備方法ということですけれども、設計者を選考するに当たり、市の構想を示す基本計画や仕様書の取りまとめは非常に大変な作業だったと思います。この施設は建物用途の性質上、市民が直接利用する施設ですので、市民にとってはイメージしやすく、利用に関する意見や要望がたくさん出たのだろうなと思います。また、それをできる限り計画に取り入れてきたということが分かりました。

その最初に取りまとめた基本計画の中には４つの基本方針が示されていて、御答弁では、歴史と自然を感じる空間の形成などを挙げていました。昭和32年に市立図書館として開館した八幡分庁舎、昭和27年に市川市初の公民館として開館した旧中央公民館は葛飾八幡宮の境内に面していて、長い間、八幡の景色の一つとして地域住民の記憶に刻まれています。私も中学生のときから大学生まで葛飾八幡宮の裏に住んでいたこともあり、毎日、旧中央公民館や図書館の前を通って通学したことを思い出します。

そこで、そのような敷地の立地特性や歴史的背景がどのように設計に反映されたのか伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

八幡市民交流館の建設地は葛飾八幡宮の境内地の一部であり、古くから市の施設が様々な公共サービスを提供しておりました。このことから、基本計画におきましても、境内地の景観に配慮して、八幡地区が培ってきた歴史や文化と融合が図れるような空間を目指すこととといたしました。

また、旧施設の一つが市川市初の独立した市立図書館であった歴史を踏襲し、来館された方が心地よく過ごせるよう、自由に閲覧できる書籍を配置することとしました。設計業者とは、設計業者が選定された後も提案内容について協議を重ね、市民の方からの意見も反映させながら設計を進めてもらいました。その結果、八幡市民交流館の外観は、色彩を自然素材に準じた落ち着きのある色合いとして葛飾八幡宮の景観と調和の取れたものとなり、ガラスを多用して周辺の自然を身近に感じられる建物にするなど、基本計画を反映させたものとなりました。加えて、住宅に接している西側を低層の切妻屋根にし、近隣住民の方のプライバシーにも配慮した設計とし

ております。

なお、設計後におきましても、旧施設の一つである旧中央公民館の一部が新潟県柏崎市の由緒ある邸宅を移築したものであったことから、公民館の玄関の軒下にあった化粧彫刻を交流館の南側入り口の軒下に移設し、新たなシンボルとして活用するほか、他の部材につきましても、加工して施設内の受付カウンターや壁面の化粧パネルなどに活用するなど、形を変えながらではございますが、旧中央公民館が培ってきた歴史を感じられる工夫を加えているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。歴史的な建造物であった旧中央公民館の一部が新しい施設にも使われているということで、そのような地域の記憶が少しでも継承されていくのであれば、一市民としても、とてもうれしく思います。市民をはじめとする建築主の思いが設計者に伝わり、設計者がそれをうまく形にした好事例だと感じました。

では最後に、この建物について、既にニコットという愛称が決められ、今後、内外にこの建物をＰＲしていくと思いますが、一言でこの建物の特徴を表すとしたらどのように言えるのか伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

八幡市民交流館は、従来の施設を複合化し、管理を一元化するだけではなく、市川市初の公民館や独立した図書館といった本市の歴史的背景を尊重し、これらの機能を継承するとともに音楽スタジオなど、これまでになかった新しい機能を取り入れて融合することで、多くの方が集い、交流できる空間を創出していることが特徴でございます。ロゴマークにもございますように、いろいろな世代の皆様がにこっと笑顔で気軽に立ち寄り、楽しんだり、くつろいだり、自由に過ごせる施設にしたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。これから市の直営で多くの人が集い、交流できる空間を運営していくということですが、開館後も市民の皆さんが場づくりに参加できるように、どのように仕掛けをつくっていくのか。現在募集中である館内カフェの民間運営者の選考に当たっても、そのような場づくりに積極的に関わっていく運営者なのかという視点も持っていただきたいと思います。また、境内で定期的に行われているマルシェなどの民間の企画などとも連携しながら、市民のための場づくりを進めていっていただきたいと思います。

続いて、斎場の再整備に移ります。昭和55年の開設以来40年以上が経過し、老朽化が進んでいる現在の斎場を建て直す再整備計画ですが、火葬場ということで、火葬の性能面やバリアフリーなどの機能面でも、時代に即した斎場にすることが求められている計画です。現在、基本計画が進められているかと思いますが、どのように進められているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

初めに、事業の経緯についてです。斎場の再整備は、令和元年度の市川市斎場再整備基本方針の策定から始まり、５つの方針である「水と緑に囲まれた都市の中の静寂な空間の創造」、「心穏やかに故人を送るための空間の創造」、「誰もが落着いて利用できる施設づくり」、「環境へ配慮した施設づくり」、「災害時にも稼働可能な施設づくり」に基づき、令和４年度に市川市斎場再整備基本計画を策定いたしました。そして、新斎場の整備運営はＤＢＯ方式により、設計、建設及び維持管理、運営を一括して発注することとし、基本計画を踏まえて作成した要

求水準書に基づき、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行いました。その後、本年９月定例会において議決をいただき、設計建設工事請負契約の締結及び指定管理者の指定を行い、建て替え事業を開始したところです。

また、これまで市民の声を生かすため、アンケートやパブリックコメントを実施しました。市川市斎場再整備基本計画の策定に当たり行ったｅーモニターアンケートでは、葬儀などに関して1,429件の回答をいただき、今後も式場は残してほしい、小規模な葬儀をしたいなどの御意見をいただいたことから、小規模の式場を複数配置することを基本計画案に反映いたしました。その後、実施したパブリックコメントでは、樹木の保全や豊かな自然の眺望を確保してほしいなどの御意見をいただいたことから、基本計画や要求水準書に反映いたしました。また、埼玉県越生町、葛飾区、木更津市の斎場を視察し、居室のレイアウトや民間サービスの内容など、先行事例を参考にいたしました。

なお、基本計画の策定や要求水準書などの作成の支援を外部コンサルタントに委託し、民間のノウハウや専門性の高い知見も活用しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。この計画は設計と建設、運営、維持管理を一括して発注するＤＢＯ方式ということですが、斎場建築の計画は、火葬場の性能についての専門的な知見が必要となることからＤＢＯ方式が適しているということが分かりました。また、事業者選定のために作成する要求水準書には技術的な仕様を定めなければならず、コンサルタントが重要な役割を担っているということだと思います。基本計画の策定に際して行ったｅーモニターの市民アンケートでは、斎場整備自体の是非に関わる設問や利便性、葬儀の規模に関するものなど、一般的な設問によって、斎場の機能や利便性についての市民のニーズをしっかりと取り入れているということが分かりました。しかしながら、基本計画策定後に行ったパブリックコメントでは、回答数が非常に少なく、具体的な建物の計画について広く市民の声が反映されたとは言い難いと思います。これは、市民にとって日常的に利用する施設ではないこと、また、なじみが薄く、具体的なイメージが持ちにくいことが原因と考えられます。逆に斎場において葬儀を執り行う葬祭業者は、その使い勝手も含めて様々なノウハウを持っていると思いますが、実際に斎場を使う葬祭業者へのヒアリングなどは行っているのか。また、それをどのように反映したのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

近年の葬儀の傾向を把握するため、令和３年度に葬祭事業者に対するアンケートを行っております。アンケートにおいて、式場の存続、火葬予約のオンライン化などの御意見をいただいたため、式場の設置や予約受付システムの導入などを要求水準書に反映いたしました。今後も新斎場の説明会や意見交換を予定しておりますので、葬祭事業者の御意見などを参考に良好なサービスを提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。使いやすさなどの機能面では綿密に計画を進めているということが分かりました。10月に健康福祉委員会で奈良の斎苑について視察を行いました。大正５年に造られた旧斎苑は、昭和33年から移転計画があったものの、50年以上移転先が見つからなかったこともあり、約60年越しに新しい斎苑が完成し、令和４年に供用開始したという事業です。この計画の基本計画や要求水準書を読みましたが、その基本方針の中に、周辺環境と一体化した森の中の美術館のような建築物を目指すということが太字で記載され、また、奈

良らしいデザインを取り入れるとうたっていて、完成後のリーフレットにも「森の中の美術館」というコンセプトが使われています。実際に建物の写真を見ると、モダンな美術館のようにシンプルでありながら存在感があり、また、和の要素も取り入れているデザインになっていました。

このように性能面や機能面の仕様だけでなく、市川市にとって、どのような建物にするのかというビジョンやコンセプトを明確にすることで、一緒に建物をつくり上げる設計者や施工者、また運営する事業者にとっても、そして市民にとっても、目指すべき姿をイメージしやすくなると考えます。供用開始した奈良市の斎苑では、現在の運営段階においても、火葬場の暗いイメージを払拭するために定期的にクラシックコンサートを開催するなど、斎場施設のこれからのあるべき姿を実現しようと取り組んでいます。今後、設計が本格的に開始されていく段階である本市の斎場について、この建物の特徴を一言で表すとしたらどのように言えるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

斎場は、御遺族や会葬者が故人を悼み、しのぶ中、最後のお別れをする施設です。そのため、新斎場は故人の旅立ちを温かく見送ることができる建物にしたいと考えています。市民の方が利用しやすく、喪家のプライバシーに配慮した施設とするとともに、多くの木々に囲まれた緑豊かな環境に調和した施設として、人と環境に優しい斎場を目指してまいります。今後ともよりよい斎場となるよう、市民の皆様の御意見を伺ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。なかなか一言で言い表すというのは難しいことかと思います。時代に合った斎場として、必要な性能や機能を取り入れるだけでなく、市川市を特徴づけるものとしてアピールできるような建物になれば、市民にとっても誇りが持てる、愛着の持てる施設になるのではないでしょうか。

基本方針の中に「水と緑に囲まれた都市の中の静寂な空間の創造」とありますが、私個人的には、この敷地内にある樹木や水路が長い年月をかけて美しい風景をつくってきた要素であり、その特徴を前面に出すのもいいのではないかと考えています。ぜひ今後の設計や供用開始に向けて参考にしていただければと思います。次に移ります。

次は、次期クリーンセンターの整備事業についてですが、こちらも平成６年度の完成から30年以上が経過して老朽化が進んでいる現クリーンセンターを建て替える計画ですが、どのように建築主として市の構想を取りまとめているのか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

まず、整備及び運営方法につきましては、設計から建設、運営までを一括で民間事業者に発注するＤＢＯ方式としております。

次に、進捗につきましては、既に本年８月に入札公告を行い、来年の３月に事業者が決定する予定であり、現在、入札参加事業者からの入札書及び技術提案書の受付を行っているところです。現在公告中の発注仕様に示しました要求水準書は、平成28年度にパブリックコメントを実施した上で策定した基本構想に示した５つの方針、１、効率的に熱エネルギーを回収する施設とする、２、安全性、安定性に優れた施設とする、３、災害に対して強靱な施設とする、４、市民への情報発信の拠点となる施設とする、５、経済性に優れた施設とする。これらに基づき、より効率的かつ環境負荷の少ない安全性、安定性に優れた施設となるよう整理をしています。

また、本事業は極めて専門性の高い事業であることから、それぞれの取りまとめ作業におきましては、廃棄物処理施設整備のコンサルタントの支援を受けながら、現クリーンセンターの運用実績や県内及び全国の同規模施

設の事例を参考とし、外部専門有識者からの意見もいただきながら、これまで進めてまいりました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。ごみ処理施設というのも、いわゆる嫌悪施設または迷惑施設と呼ばれている、必要性は認めるけれども、家の近くには欲しくない施設の一つですし、ごみ処理という用途の専門性が高く、市民にとってなじみの薄い施設です。パブリックコメントを今から９年前の平成27年度に行ったということですが、回答はゼロ件だったようです。

現在、市川市ではカーボンニュートラル推進を掲げていて、市川市にとって、ごみ処理施設の重要性は増していると思います。パブリックコメントなどで市民の意見を聞いたり、ワークショップを開催したりする目的の一つは、市民に関心を持ってもらい、自分事として考えてもらうということにあると思います。専門性が高く、ふだん市民の皆さんにとってなじみの薄い施設だからこそ、どのように関心を持ってもらうかということを真剣に考える必要があるのだと思います。

仮に昨年のクリーンセンターの事故の後にパブリックコメントを行ったとしたら、恐らく安全性に関する意見が少しは集まったかもしれません。ただ、そのようなネガティブな要因ではなく、カーボンニュートラルの推進にとって重要な施設であり、また、クリーンスパなどの市民と関わりのある施設も隣接しているわけですから、そのようなカーボンニュートラルという切り口で、市民にとってなじみのある施設を目指すということが重要なのではないでしょうか。

そこで、今回取りまとめた要求水準書の中では、そのようなカーボンニュートラルの推進の要素をどのように取り入れているのか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

カーボンニュートラルの推進に関する内容といたしましては、ごみ焼却によるクリーンな電力をより多く創出するための発電効率向上に関する提案、最終埋立処分となってしまう焼却残渣の低減に関する提案、焼却量を減らし、二酸化炭素排出を抑制するための資源回収率の向上に関する提案などを要求水準書において入札参加者に求めております。また、未来を担う子どもたちをはじめ、市民にカーボンニュートラルの推進について、より理解が深まるような施設となるよう、施設見学における環境教育についても提案を求めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。施設見学による環境教育の提案も求めているということで、そのような視点は非常に大切だと思いました。新しく完成するきれいな施設を見学しながら、子どもたちがわくわくして環境について学ぶことができるような仕掛けをぜひ考えていっていただきたいと思います。

それでは、今後どのような施設を目指すのか、その方向性について簡潔にお答えください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

次期クリーンセンターは本市唯一のごみ処理施設であることから、より安心、安全に稼働する施設とすることはもとより、カーボンニュートラルに向けての本市の姿勢を表し、クリーンな電力の供給とエネルギーの地産地消を目指すシンボルとなるような施設を目指しております。また、敷地的に湾岸道路にも近いことから、市外から来る方々に対しても、視覚的にも本市の姿勢やイメージが伝わるようなランドマーク性のある建物とすることを目指しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。カーボンニュートラルに向けての本市の姿勢を表し、クリーンな電力の供給とエネルギーの地産地消を目指すシンボルとなるような施設、そしてランドマーク性のある建物ということで、完成がとても楽しみです。これから進んでいく事業ですので、ぜひ市民の皆さんの関心が集められるように取り組んでいってもらえればと思います。次に移ります。

次に、宮田小学校の建て替えについてですが、こちらは学校建築ということで、未来を担う子どもたちの教育の場として、また１日の長い時間を過ごす施設として、複雑化している社会状況の中で安心して学び、そして成長する場所として、市川市の未来にとって非常に重要な施設です。新しい教育の在り方、そして新しい地域との関係性など、時代に求められている建物にするためにはどのように計画を進めているのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

宮田小学校の建て替えにつきましては、設計業者を決定し、設計完了後に工事発注を行う設計施工分離発注で進め、現在は基本設計の段階で令和11年度に供用を目指しているところです。調査研究につきましては、宮田小学校建て替えに関する基本構想・基本計画の策定について、文部科学省の委託事業、新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業に採択され、進めてきたところです。これは、ＩＣＴの活用による教育の変化を踏まえた施設整備や脱炭素社会に向けた環境配慮を目指した施設整備を検討する点が評価されたことによるもので、これにより、文部科学省が設置する有識者会議より、建築有識者の派遣や同会議が取りまとめた新しい時代の学校施設の在り方の検討状況の共有及び同会議委員の学校施設の事例紹介等の支援を受け、取り組んでまいりました。

なお、有識者会議で取りまとめた基本構想・基本計画では、交流を生む場の創出、自然に触れる機会の創出、宮田小学校らしさを創出の３つの学校整備コンセプトを示しています。

市民の声の反映方法につきましては、在校生には建て替え後の学校施設についてのアンケートやワークショップを実施いたしました。その結果、広い校庭を望むことや自然環境との触れ合いについて意見が挙げられ、そこで建物を現在の４階建てから５階建てとし、現在よりも広い校庭を確保することやビオトープの設置などを行う予定です。また、自治会長や保護者等が参加する宮田小学校新校舎推進会議を設置し、協議を重ねたほか、保護者や教職員には地域説明会やアンケートを実施し、幅広く意見を聴取いたしました。その結果、いざというときに避難所となる体育館へのアクセス及び浸水対応や児童及び保護者の相談しやすい職員室、学年が異なる児童の交流、学校生活上に生じる音がほかの学級の授業に与える影響等について意見が挙げられました。

そこで、避難所として使用する体育館の配置やエレベーターの設置による利便性や安全性の向上を図るほか、児童及び保護者の相談スペースや、学年が異なる児童が共に利用できる多目的スペースの設置、授業等で生じる音に配慮した教室配置などを行う予定です。

以上のように、幅広く関係者から意見を聴取する機会をつくり、基本構想・基本計画に反映し、取りまとめたところです。冒頭に述べましたとおり、現在は設計段階でありますが、引き続き地域説明会をはじめ市川市公式ウェブサイトにおいて情報を公開し、市民目線に立ちながら相互理解、情報共有に努め、進めていく予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。基本構想・基本計画の策定に当たっては、文部科学省が設置する有識者会議などで最先端の事例などを参考に取りまとめたということで、時代に合った高い水準の計画になっているのではと期待できます。また、市民の声を計画の様々な部分に反映しているということがよく分かりました。

学校建築は、建物としてどのような学校教育を目指すのかという方針が具体的な空間として実現されていなければなりません。基本構想・基本計画で定められたコンセプトの中にある交流を生む場の創出について、具体的にどのような場となるのでしょうか。

また、宮田小らしさを創出となっていますが、宮田小らしさというのは具体的にはどういうことでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

交流を生む場の創出につきましては、普通教室の近くに机や椅子を備えたオープンスペースを設置し、子どもたちのコミュニケーションを促す空間を創出します。また、学校と地域ふれあい館を複合化することにより、子どもたちの安全に配慮しながらも子どもたちと施設利用者の交流を生み、世代を超えたつながりや地域における一体感を育む場を創出します。宮田小学校らしさにつきましては、都市部に位置し限られた敷地である中、先ほど述べましたような子どもたちや地域住民の多様な意見を取り入れるため、施設や教室の兼用、現在の４階建てから５階建てとし、敷地を最大限有効活用する必要があること。また、複合化により一般利用もされることから、地域のシンボルとなる外観デザインとすることを宮田小学校らしさと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。地域ふれあい館が同じ建物の中に入るということは非常に画期的だと思います。そのように、地域の交流の場所を学校内に配置するという事例は全国にありますが、地域とともにある学校という方針を進める市川市にとっては、様々な可能性を秘めた計画だと感じました。このスペースが単純に学校内に設置されているだけということにならないように、実際にどのようにこのスペースが使われ、地域と子どもたちの本当の意味での交流を生む場が創出できるのか。今から市民部とも連携しながら、利用者目線に立った検討を進めていっていただきたいと思います。

それでは、最後に、この施設の特徴を一言で説明するとしたらどのように説明できるのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

宮田小学校の建て替えに当たりましては、ＩＣＴの活用による学習形態の多様化に対応可能な多機能かつ柔軟性に富んだ整備を行うとともに、子どもたちが１日の大半を過ごすのにふさわしい、いわば居心地がよく、快適に生活できるような学校環境を整備してまいります。同時に、一般市民の方にとっても開かれた施設となるように目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。この宮田小の整備が、市川市でこれから順次建て替えられていく学校建築の整備手法のお手本になることを期待して次に移ります。

最後に、現在計画が始まっている信篤の複合施設について、どのように進められているのか伺います。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

信篤複合施設は、老朽化が進む信篤図書館の建て替えを契機に、東京メトロ東西線原木中山駅前にある信篤公民館、信篤市民体育館など、同じ敷地内にある複数の施設を一体的に整備しようとするものです。信篤複合施設につきましては、ＰＰＰ、公民連携の手法による整備を想定しており、令和６年５月に基本構想を策定した後、

令和７年度からの事業者の選定に向け、各施設の機能や事業手法等の考え方を示す基本計画の策定を現在進めているところでございます。事業を進めるに当たりましては、本事業は公民連携により複合施設を整備するものであることから、他市で行われた公民連携による整備事例、とりわけ旭市にある多世代交流施設、おひさまテラスの事例を参考としております。

基本構想や基本計画の策定に当たりましては、施設の所管課など関係各課で構成する庁内検討会を行い、新たな施設のイメージの醸成や求められる機能等についての意見の調整を行うほか、市民の御意見等を取り入れるため、令和３年12月に各施設の利用者を対象としたアンケートを、令和４年１月には全市民を対象としたウェブアンケートをそれぞれ実施し、公共施設の今後の在り方などを伺いました。その結果、これからの公共施設には、多様な市民が交流できるコミュニティー形成の拠点や居心地のよい第３の場所としての機能が求められていることが分かりました。そこで基本構想では、新たな施設が地域の居場所となり、様々な世代の人々の交流を促すことで地域住民のコミュニティーの醸成につなげていく信篤エリアの将来像を描いております。

続いて基本計画の策定では、基本構想の公表後、６月下旬にウェブアンケートを実施し、市民ニーズの確認を図ったほか、８月には、信篤地域にお住まいの方などを対象とした説明会を開いて基本構想の概要をお話しさせていただき、併せて御参加いただいた方から御意見等を伺ったところです。

また、民間事業者に対しては、公民連携手法の導入可能性を探るため、サウンディング型市場調査を10月末に実施いたしました。今後、事業者の選定段階では外部のコンサルタントと契約を結び、事業者選定に必要な各種支援を受けながら作業を進めることとしております。本事業は、施設の設計と建設をまとめて発注するデザインビルド方式を想定しており、事業者の選定は公募型プロポーザルで行う予定でございます。

そこで、事業者の選定後、設計段階で市民の声を反映させる方法といたしましては、設計者同席の下で市民に意見を聞くワークショップを行うことを考えております。市民が新しい施設の整備に能動的に関わることで当事者意識が醸成され、ひいては完成した施設に愛着を持っていただけるものと見込んでおります。このため、事業者の選定段階で設計時にワークショップを行う旨を要求水準書に明示することを考えております。今後も引き続き本事業の推進に必要なプロセスを丁寧に行い、市民ニーズの反映に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。この計画は、現在、同じ敷地にある複数の施設を一体的に整備するということで、その規模は大きく、敷地面積は八幡市民交流館の敷地の約３倍ですし、駅前において、行政サービスとしても、そして商業的にも中心となることが期待されている複合施設ですので、この事業は信篤エリア全体のまちづくりとして考えていかなければならないと考えます。

答弁の中で参考にした他市の整備事例として、旭市の多世代交流施設、おひさまテラスを挙げていましたが、このおひさまテラスは、人口約６万人の旭市の生涯活躍のまち・あさひ形成事業におけるまちづくりの核となる施設という位置づけで進められてきました。先日、私もチームいちかわのメンバーと、この施設を視察に行ってまいりました。おひさまテラスの整備、運営だけでなく、その背景にある旭市の目指すビジョンや、そのために組織された官民連携のまちづくりチームについて学んできました。

そこでお聞きしますが、この施設のどのような点を参考にしたのか伺います。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

民間施設と一体的に整備された旭市の多世代交流施設、おひさまテラスは、中央にパブリックスペースを設け、これを取り巻く形でダンスや音楽、物づくりなどが楽しめる学びや趣味のための貸室のほか、カフェなどを

配置し、様々な世代の方の居場所となるような工夫が施されております。特にパブリックスペースは、人々が自由にくつろげる憩いの場として機能しているほか、各種イベントなど、催物の会場としても活用されております。こうした工夫は信篤複合施設のコンセプトの実現にも寄与するものと考えられることから、整備に当たっての参考としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。確かにそのような空間づくりになっていて、中央のフリースペースで様々な世代が交流できるような仕掛けになっていました。ただ、これは中央のフリースペースとその周囲に配置された様々な機能を持ったスペースにマネジメントを行う民間の専門スタッフが配置されていて、交流を生むきっかけづくりを行っています。開館当初はたくさんの自主イベントを行い、多くの市民の利用と交流を促し、徐々に地域住民の主体的な活動へ移行するような方法を取っています。この信篤複合施設は官民連携で整備を進めるわけですから、その中での民間のノウハウの活用というのは、このような地域コミュニティーの醸成を目指す新しいまちづくりの視点が入っているかということが重要になってくると思います。

この旭市のプロジェクトでは、プロポーザルの時点で既に関係する民間団体と行政の連携ができる協議体についての提案が事業者側からあり、現在はそれに加え、エリアマネジメント組織が一般社団法人として組織され、旭市のまちづくりを担っているという形になっています。ぜひこの信篤のプロジェクトにおいても、きちんと信篤エリアの未来像を一緒に形にしていくパートナーとしての民間事業者を選考していただきたいと思います。

それでは最後に、今後どのように整備を進めていくのか、一言で伺います。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

信篤複合施設の整備について、基本構想では、多様な人がくつろぎ、学び、交流するような居心地のよい場所の創出を掲げております。居心地のよい場所で思い思いの時間を過ごす人々の間で交流とコミュニケーションの輪が広がり、足を運んでいただく中で様々な活動に触れることで、さらに新たな交流や活動が生まれていく、このような好循環が地域コミュニティーの醸成、充実につながるものと考えております。信篤複合施設がその起点となり、地域の人々のつながりを生み出し、高める場となることを目指して整備を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。今、御答弁いただいたことが、まさに新しいまちづくりの考え方なんだと思います。現在、サウンディング調査を実施していて、間もなくその結果も公表されるということですので、その結果も注視していきたいと思います。

これから進めていかなければならないまちづくりは、これまでのようなハードによるまちづくりからソフトによるまちづくりです。そして、そのまちづくりの手法が公共建築物の整備方法にも反映されていなければなりません。まちづくりの視点と、その手法を常に更新しながら、ビジョンをしっかりと持って公共建築物の整備を進めていっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　冨家薫議員。

○冨家　薫議員　チームいちかわの冨家薫です。通告に従い、初回から一問一答にて質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

大項目１、自然の保全と再生についてです。

本市は、北部の台地には緑地や梨畑が広がり、中部の市街地にはクロマツが群生し、南部には貴重な三番瀬があり、水と緑といった自然豊かな町であります。この貴重な自然環境や、そこに生きる多様な生物を保全するとともに未来につないでいくための再生、あるいは活用といった視点が大切と考えます。

本市では、平成26年３月に生物多様性いちかわ戦略を策定し、2050年という長期目標に向けて様々な施策に取り組んでいると思いますが、まずはこれまでの取組状況として、現状と課題をお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の効果を確かめていくためには長期的な視点が必要であり、国の生物多様性国家戦略に基づき、本市が平成26年に策定した生物多様性いちかわ戦略においても、長期目標年次を2050年、短期目標を2020年までとしております。目標達成に向け、「生物多様性の保全・再生」、「豊かな文化と景観の保全・創出」、「様々な人や組織との協働」、「生物多様性の持続可能な利用」、この４つを基本戦略とし、実現させていくための行動計画の中で、市民ボランティア活動への支援体制の整備や生物多様性に関する知識の普及啓発といった31の施策に取り組んできております。

施策の評価に当たっては、指標を設けるとともに、令和３年度から合計７回にわたって市川市環境審議会での御審議をいただいております。令和３年度に行いました短期目標年次、2020年までの評価につきましては、目標を達成した施策が約半数の５割しかなかったことや、2021年に予定していた国家戦略の改訂も遅れていたことから短期目標の期間を５年間延長し、目標未達成の施策のうち市民緑地の保全と活用、民有樹林地の保全協定の維持など９本を重点施策とし、取組を強化することといたしました。

一方、国では、自然の回復を軌道に乗せるため生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）を掲げ、その実現のためのロードマップとして、令和５年３月に生物多様性国家戦略を改訂したことから、本市においても、現行のいちかわ戦略の評価を踏まえ、令和７年度末までに次期いちかわ戦略を策定する必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。現状と課題についてお伺いしました。市民緑地の保全と活用、民有樹林地の保全協定の維持などを重点施策に設定し、取組を強化していることを理解いたしました。

そのような中、先月、２回に分けて生物多様性いちかわ懇談会が開催されたようです。その開催の狙いと成果はどうだったのかをお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

生物多様性いちかわ戦略の策定に際しては、様々な方々に御協力をいただき、策定した経緯がございます。次期いちかわ戦略の策定に当たっても、前回同様、地元市川の自然や生物の状況を一番身近に感じている市民の方々の生の声を聞かせていただきたいがため、生物多様性いちかわ懇談会を開催いたしました。

懇談会は高校生以上の市民を対象とし、公募により、現役の大学生から大ベテランに至るまで約20名の方々に参加をいただきながら、2050年の理想の姿、生き物や自然に興味を持ってもらうための手法など、４つのテーマについて11月16日及び30日の２日間に分けて議論をしていただきました。

懇談会での議論の一例を申し上げますと、田畑等を活用して子どもたちが自然に触れ合える場の創造や、将来にわたって在来生物を残すための外来種対策、自然の魅力を伝えるための情報発信など、様々な意見を聞くこと

ができました。これらの意見については、今後、懇談会でのグループリーダーの方などの御協力をいただきながら市域全体の将来像をまとめる作業を予定しており、最終的には次期いちかわ戦略に集約した内容を反映することを考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。分かりました。私も少しですが、その懇談会を見学させていただいたんですけれども、本当に活発な意見が出ていて、皆さん、とても楽しく取り組まれていた御様子でした。それだけ自然環境や生物多様性の大切さを感じて考えている方がいらっしゃるんだということが分かり、とてもすばらしいことだなというふうに感じました。今後も生物多様性に関する知識の普及啓発に取り組んでいただければと思います。

では、新たな質問として、先ほどの答弁で戦略を改訂するとのことでしたが、次期戦略の改訂のポイントをお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

国では、地方公共団体がそれぞれの地域戦略を策定、改訂する際の参考として、令和５年度に生物多様性地域戦略の手引きを公表しております。この中では、自然を使って地域を元気にして地域課題を解決すること、地域の活力で自然を守り育てること、多くの取組や主体を巻き込むこととされており、ただ単に生物を保全するだけのいわば生き物保全計画から脱却し、魅力的で持続可能な地域づくりにつながる地域戦略の策定の必要性を強調しております。改訂するポイントについては、これを踏まえ、環境審議会において意見のありました、地域で活動されている方の高齢化、子どもたちが自然に触れることのできる場所の提供、外来生物対策についての対応なども織り込み、次期戦略が目指すべき将来像へ向けた、より実効性の高い戦略に改訂されるよう取り組むこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。地域で活動されている方の高齢化、子どもたちが自然に触れることのできる場所の提供、そして外来生物の対策などを織り込むということでした。生物多様性はカーボンニュートラル推進にも大いにつながる取組ですので、連携を取って進めていただければと思います。

本市の里山や農地、河川や三番瀬といった水辺などは、貴重な自然環境を次の世代へつないでいくこと、それは私たち大人にとっての責務だと考えます。そのためのマスタープランとも言える次期生物多様性いちかわ戦略がさらによいものに改訂されることを期待しております。

さて、現行の生物多様性いちかわ戦略では、エリアごとの目標として、目指すべき将来の姿というのが書かれております。私が住む南部エリアを見てみると、江戸川、寺町の社寺林、行徳近郊緑地、そして塩浜地先について記載されております。その中で、塩浜地先の海岸線は生き物が豊かになった干潟と浅海域は市民が触れ合える場や豊かな漁場といった将来の姿が描かれています。ぜひこれが実現するよう、思いを込めて(2)の質問に移りたいと思います。

(2)のア、①ＮＰＯ法人により実施された三番瀬における環境ＤＮＡ調査の報告に対しての市の認識をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

環境ＤＮＡ調査とは、生物を直接捕獲するのではなく、海水や淡水を１ℓ程度採取し、その中に含まれる遺伝子情報を基に生物の生息状況を調べる手法のことをいいます。今回の調査は、本年７月に地元の三番瀬を中心に活動しているＮＰＯ法人と大学機関が協力して行ったもので、報告会が10月に南行徳市民センターにて開催をされました。報告会では、三番瀬に出現する魚類についての発表があり、その中で、本市が覆砂を予定している塩浜２丁目護岸の前面海域においては、メジナやイダテンギンポなど、主に岩場に生息する魚類が見られ、本来の三番瀬の自然環境である干潟に生息する生き物とは異なる状況であることが分かりました。また、ふなばし三番瀬海浜公園付近の前面海域では、人工的につくられた干潟であっても、干潟に生息するチクゼンハゼなどの魚類が見られたとの報告もあり、本市が実施する塩浜親水事業において、覆砂により干潟を再生することは、本来の三番瀬の自然環境を取り戻すために非常に効果的であると認識をしております。

以上であります。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。調査の報告の内容が分かりました。

続きまして、②。では、この調査の結果と市のモニタリング調査の結果からどのようなことが分かったのかをお伺いします。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

環境ＤＮＡ調査では、本市が実施したモニタリング調査の結果と同様に覆砂予定地はくぼ地になっており、その底部は泥分が多く、貧酸素状態であることや、生物調査においても、モニタリング調査で確認された魚類とおおむね類似している結果も見受けられました。これらのことから、環境ＤＮＡ調査の結果は、モニタリング調査の結果を裏づけるデータとして非常に有用性の高いものであると改めて認識をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。御答弁にあったように、ＤＮＡ調査のほうでは、ふなばし三番瀬海浜公園の前の海域の調査もしていることから、塩浜２丁目護岸前に覆砂を行えば、ふなばし三番瀬海浜公園のように、干潟の生き物が再生する海になる可能性があるということが確認できたということになります。これはすばらしいデータだと思います。

塩浜２丁目護岸前の、かつて人為的に掘られた深いところを元に戻すべく、浅瀬にすれば、本来の干潟に生息する生き物がよみがえるというデータです。生物多様性の見地からも自然の再生は必要と思われます。保全だけでは追いつかない、今はもう再生に取り組む必要が地球全体で迫られている、そのようなタイミングなのではないかというふうに考えています。

そこで再質問です。令和７年度、航路しゅんせつ事業に発生する砂を干潟の再生に生かす予定と聞いております。航路しゅんせつ事業は令和４年度から毎年実施されており、今年度までの３年間については浦安沖に覆砂をしておりますが、その際に行った土壌分析の結果とその安全性についてお伺いします。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

本市は、これまで東京湾の漁場再生の一環として、航路のしゅんせつ土を青潮の発生原因となる浦安沖の海底が深い海域へ覆砂を行っておりました。覆砂に際して土壌分析を行っており、各物質の数値結果は、この３年間とも、国が定めた基準値の10分の１から500分の１と大きく下回っているものや検出されなかったものもございます。このことから、覆砂に使用している航路の砂は人の健康に影響を与えることのない安全な数値となってい

ることを確認しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。基準値の10分の１から500分の１。覆砂に使用するしゅんせつ土については、しっかりと調査分析されており、安全性も確認しているとの御答弁をいただいて、とても安心しました。来年度は干潟予定地への覆砂をすると聞いておりますので、その際もしゅんせつ土の調査分析は適切に行っていただきますよう要望いたします。

続きまして、イの塩浜親水事業についてのパネル展、その展示についての概要と反響についてお伺いします。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

初めに、パネル展示の概要についてであります。本年11月５日から15日にかけて、行徳支所の２階で塩浜親水事業パネル展を開催いたしました。かつての原風景を取り戻すことをテーマに、本市を含め４市の前面海域に広がる三番瀬や、かつての塩田やノリ干しなどの風景の紹介、取り残された直立式の暫定護岸の弊害や、海と触れ合える場所を求める本市の要望などのこれまでの経緯、モニタリング調査の概要、そして塩浜親水事業の概要などについて、13枚のパネルを用いて案内、説明を行うもので、開催中は担当課の職員もついて、市民の方と直接お話をする機会を設けたものであります。

なお、展示内容と同様の資料を市公式ウェブサイトでも公表しており、現在も引き続き御覧いただける状況であります。

次に、パネル展示の反響についてであります。開催中は１日当たり５人から10人程度の方と会話する機会があり、砂がきちんとつくか、流出しないか心配だという声もありましたが、一方では、やっと海に触れられるようになる、素直にうれしいというものや、パネルを見て説明を受けて事業の内容がよく分かった、応援したいなど、多くの方々からは事業に対して好意的な御意見をいただいております。

以上であります。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。私もパネル展、拝見しました。長い歴史が13枚につづられているので、これまでの長い歴史が分かりやすく書かれていた写真とかもあって、分かりやすくてよかったと思っています。パネル展示は、市民の方に事業の内容が伝わって、いただいた御意見がおおむね好印象であったとのことで、引き続き市民の方から御理解を得られるよう丁寧に事業を進めていただくことを要望して、次の項目に移ります。

次は、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてです。

令和５年度に実証実験を実施した本八幡駅周辺と比べると、行徳地区ではＩＣＨＩＣＯの利用が進んでいないように思いますが、行徳地区の加盟店数、利用者数、現在行われているキャンペーンでの利用状況をお伺いします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

初めに、加盟店についてです。当初、市内全域での加盟店目標を400店舗以上としておりましたが、現在、約780店舗となっており、そのうち行徳地区は約170店舗で全体の約22％となっております。

次に、利用者は当初の目標２万5,000人に対し、現在は全体で約３万200人、そのうち行徳地区は約6,000人で、割合にしますと約20％となっております。

最後に、現在行われているキャンペーンの利用金額は総額約５億1,500万円であり、そのうち行徳地区は約１億300万円で、全体の約20％となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。加盟店、利用者、そしてキャンペーンの利用金額、いずれも全体の大体20％ぐらいということが分かりました。

では、行徳地区における利用促進に向けて現在どのような取組を行っているのか、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　行徳地区における取組でございますが、ＩＣＨＩＣＯを便利に利用できる環境を整えるため、住民の方が日用品を購入しているスーパーやドラッグストアの獲得に努めてまいりました。その結果、スーパーではイオンやワイズマート、ドラッグストアではくすりの福太郎やサンドラッグといった店舗に加盟いただき、行徳地区におけるＩＣＨＩＣＯの利便性が大幅に向上いたしました。

また、利用者の獲得につきましては、行徳地区の主要駅で計６回、ＰＲイベントとして市長にも御参加いただき、ＩＣＨＩＣＯ　ｄｅ　プチ・マルシェを開催したほか、行徳ハロウィン、南行ホコ天、塩浜合同秋祭り等の地域イベントにＰＲブースを出展し、参加者にＩＣＨＩＣＯの利用を呼びかけました。このほか、東京メトロ東西線の車内に中づり広告を掲示したり、フリーペーパーの行徳新聞を活用し、約６万4,000世帯に折り込みチラシを配布する等、様々な方法を組み合わせて利用促進に努めてまいりました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。様々な取組を行っていることが理解できました。

では、その努力が成果につながっているのかどうか、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　行徳地区で特に力を入れている取組といたしまして、先ほどお答えいたしましたＩＣＨＩＣＯ　ｄｅ　プチ・マルシェが挙げられます。このイベントでは、会場内に利用者サポートコーナーを設置し、アプリのインストールを補助したり、会場周辺でチラシを配布してＩＣＨＩＣＯの利用を呼びかけました。11月９日に妙典駅前で開催した際には、行徳地区の利用者数がイベント当日は約120人、翌日は約100人、合わせて220人増加をいたしました。翌週16日に市長自らトップセールスを行っていただいた南行徳駅前では、当日と翌日の２日間で利用者が約340人増加をいたしました。このように、４日間で行徳地区の利用者が約10％増加したことからイベントの開催による効果があったものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。特にイベント開催では確実に効果があるということが分かりました。

では、行徳地区における利用促進に向けて今後どのような対応策を考えているのか、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　今後の対応策でございますが、まず利用者の獲得では、ＰＲイベントの開催や地域で開催されるイベントへのＰＲブース出展といった取組を継続してまいりたいと考えております。また、加盟店の獲得では、現在未加盟の店舗、とりわけ地域に根差した商店会の店舗等に事業参加を呼びかけ、行徳地区における加盟店の拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。イベントでは、本当に職員の方々、皆さん元気に明るく市民に接していらっしゃるのを私も何度も拝見しております。市民に寄り添う市政を感じることができ、市民のお役所に対する印象がよくなるような印象を受けました。それは市民にとって、市役所が出向いてやっていることがいい効果なのではないかと感じました。引き続きイベントＰＲ出展、大変だとは思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

では、(2)自治会活動における活用策についてです。

自治会を加盟店として登録すれば、お祭り会場の模擬店でＩＣＨＩＣＯを利用でき、自治会にとっても市民にとっても利便性が高まるので今後周知を図るべきであると考えています。市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯでは、市内で商品の販売やサービスの提供等の経済活動を行っている団体であれば、企業や個人事業主が経営する店舗だけではなく、自治会や子ども食堂等の団体につきましても、加盟店として登録を行っております。こうした団体がイベント会場の模擬店でＩＣＨＩＣＯを活用すれば、御指摘のとおり、イベント運営の効率化と利便性向上が図れるほか、ＩＣＨＩＣＯの利用促進にもつながることから、今後関係部署と連携し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。分かりました。

では、自治会費の集金でＩＣＨＩＣＯを利用できれば利便性の向上につながると考えますが、それについて市の見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　現状ではＩＣＨＩＣＯの利用は経済活動を対象としており、会費の支払いを受けることは認めておりません。しかしながら、自治会費の集金でＩＣＨＩＣＯを利用できればＩＣＨＩＣＯの利便性向上と利用促進、また、事業目的の一つである市民活動の活性化にもつながるものと認識をしております。デジタル地域通貨を用いた自治会費の支払いにつきまして、金融庁の見解を確認したところ、自治会費の支払いを自治会から享受するサービスの対価と整理できれば、法的に可能と考えるという回答をいただきました。この国の見解、そして一部の民間キャッシュレス決済で既に自治会費の集金を開始していることを考え合わせますと、現状のところ、ＩＣＨＩＣＯで集金することは法的には問題がないものと考えております。今後は関係部署と連携し、会費の支払いを可能とした場合の運用上の課題について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。金融庁で、法的には問題がないというようなことが確認されたということで、ＩＣＨＩＣＯでの支払いができるかもしれない、その可能性があることが分かりました。選択肢が増えるということはいいことと思います。実際に運用をするに当たっては、課題が数々あるとは思いますが、前向きに進めていただけるようお願いして、次の項目に移ります。

本市におけるフードリボンプロジェクトの取組についてに移ります。

私は、令和６年２月定例会の代表質問でフードリボンプロジェクトについての質問をいたしました。その後の

プロジェクト参加店舗の登録状況等の進捗についてお伺いします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

フードリボンプロジェクトとは、飲食店の利用客が食券となるフードリボンを１つ300円で購入し、店に置いていくと、来店した地域の子どもたちがそれを使って無料で食事ができるという仕組みでございます。このプロジェクトは、市内に本部を置く一般社団法人ロングスプーン協会が考案し、全国的に展開しているものであり、本市では、子どもの食の環境を守る施策の一環として令和４年度から支援を行っております。このフードリボンプロジェクトを推進していく上では、参加店舗を増やすことが重要となります。そのため、今年度におきましては各商店会への周知や商工会議所会報への掲載など、店舗向けの周知を行うとともに、飲食店がフードリボンプロジェクトに参加しやすくなるよう、昨年度に引き続き、新規の参加店舗に対し、食券となるリボン、のぼり旗、ステッカーなど、取組を開始するために必要となる物品を配布しております。こうした取組の結果、令和６年２月定例会の際には、参加店舗は市内で11店舗でしたが、その後、徐々に登録店舗数が増え、現在は合計18店舗となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。徐々に増えて、今、18店舗ということでした。

では、参加店舗の地域的な分布はどうなっているのかをお尋ねします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

市内を大きく３つの地域に区分いたしますと、参加店舗は北部地域で２店舗、中部の地域で９店舗、南部地域で６店舗となっております。中部・南部地域では、飲食店の多い本八幡駅周辺や行徳駅周辺に参加店舗が集中し、店舗数が多くなっている一方、北部の地域では飲食店が比較的少ないことなどから参加店舗数も少なくなっているものと思われます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。北部には飲食店自体が少ないということで、偏りがあるのはどうしても仕方のないこととは思いますが、少しずつでも広がっていくことを望んでいます。

(2)の活用促進について伺いたいと思います。

リボンがたまっている店舗もあるとお聞きしております。子どもたちに使ってもらいやすくするため、子どもたちに対してどのような周知を行っているのかをお伺いします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子どもたちに対する周知といたしましては、これまで校長会、教頭会、養護教諭説明会での説明、放課後保育クラブ、放課後子ども教室へのチラシの配布、子ども向けの周知動画の作成などを行ってきたほか、直接子どもの相談を受ける関係部署とも情報の共有を図っております。また、周知啓発のためのイベントを複数回行っており、本年11月17日に開催したイベントでは、ＮＯＮ　ＳＴＹＬＥの石田明氏によるトークや、ＭＣとして出演した芸人によるフードリボン体験レポートなどを行いました。当日は子どもを連れた家族が多く参加しており、子どもたちに加え、子どもにフードリボンの利用を促す親や大人にもフードリボンプロジェクトの仕組みやリボンを利用するイメージを知っていただく機会になったと考えております。

なお、このような啓発イベントの際には参加者へのアンケートを行っており、その中で、イベント前にフードリボンプロジェクトを知っていたかという質問項目を設けておりますが、令和５年10月のイベント時にはおよそ33％だったものが、今年11月のイベント時にはおよそ60％に増加していることから、これまで行ってきた周知活動には一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。様々な周知、特にイベントはとても好評だったというふうにお聞きしております。また、イベントでのアンケートにより周知効果が見られるということで本当によかったと思います。

では、再質問です。リボンの活用促進につながる周知以外の取組についてお伺いします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

リボンの活用を促進する試験的な取組として、一部のフードリボン参加店舗と子ども食堂が連携している例があると伺っております。具体的には、フードリボンにより提供される食事は、本来はその店舗内で子どもたちに提供されるものですが、この取組では、フードリボンにより提供される食事をお弁当やケータリングの形式で連携する子ども食堂へ持って行き、提供するというものであり、令和６年６月から試験的に行われております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。滞ってしまう、たまってしまうリボンは、当初から私の一番気になるところでした。ですから、その解消法が１つ見つかったということで、これはとてもよいことなのではないかと思っております。引き続き本市には、その橋渡しを続けていただけたらというふうに考えています。

では、次に(3)寄附金の活用についてです。

フードリボンプロジェクトの事業に活用するため、信金中央金庫から寄附があったと聞いております。どのような活用をしているのかお聞きします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、令和５年度から７年度までの３年間を事業期間として、信金中央金庫から御寄附いただいた1,000万円を活用し、フードリボンプロジェクトの支援を行っています。具体的には、開設支援として店舗に配布するリボン、のぼり旗、ステッカーなどの購入費、一般利用者、子ども、店舗経営者それぞれに向けた周知動画の作成、啓発イベントの実施などにおいて寄附金を活用しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。御回答にあった活用方法で店舗が増え、周知度も上がり、一定の効果が出ているのではないかと考えます。

それでは、この寄附金を活用した事業期間の終了後は支援を継続するのかどうかをお伺いします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

寄附金を活用した事業期間が終了する令和８年度以降のフードリボンプロジェクトの支援につきましては、一般社団法人ロングスプーン協会、また参加店舗、利用者などの意見を聞きながら、このプロジェクトが持続可能

なものとなるよう、支援の内容について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。寄附金がなくとも、御答弁にあったように、持続可能な支援を、この市民の善意によって成り立っているフードリボンプロジェクトと、その先をつなぐ橋渡しを市民に寄り添って続けていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、最後の大項目です。学校支援実践講座についてです。

私は過去に何度も参加させていただいて、いろいろと勉強になりました。この実践講座というのは、事前に地域の人が研修を受けて、そして市立小中学校の道徳の授業である例題を、子どもたちと一緒に読んで感じたことを意見し合うグループの中に地域の人として参加する、そして、その地域の代表――代表というか、地域の人が子どもたちの意見をまとめて発表するというような内容になっています。この取組、長く継続していますので、まずはその実施に至った経緯と目的についてお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

学校支援実践講座は、学校を含めた地域全体でいじめの未然防止を図ることを目的とし、地域コミュニティーの活性化にもつながる本市独自の取組として平成25年度から開始した事業です。子どもたちや先生、学校の力になりたいという市民を対象として、人権に関する講座を受講していただき、その後、道徳の授業の中で交流会を実施し、参加していただいております。交流会につきましては、毎年、市立学校に募集を行い実施しておりますが、これまでに全ての市立学校が実施いたしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。最初は地域支援者39名のところが157名ということで、推移の上昇が顕著ということでした。どんどん展開される見込みということで、これからも持続可能であることがよく分かりました。

そこで、(2)学校支援実践講座による交流会などの効果についてお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

毎回、各学校での児童生徒との交流会後のアンケート調査により効果を検証しております。児童生徒からは、本音で話をすることができた、ほかの人と違う意見や考えを認め合うことが大切だと思ったなどの声があり、地域支援者の方々の優しく話しやすい雰囲気の中で、互いに異なる視点や考えがあることを知るとともに、意見を交わすうちに、地域には自分を大切に思ってくれている大人が存在するということを実感できております。

一方、地域支援者からは、子どもたちとの交流は発見や学びが多い、悩んでいる子どもたちの手助けや学校の支援ができているのならうれしい、地域支援者同士のつながりを通して地域コミュニティーの活性化につながり、学校と地域をつなぐコミュニティーにもつながるなどがあり、学校と地域のコミュニティーとしての相乗効果も見られます。また、教職員からは、共感的に受け止めてくださる地域支援者に子どもたちが安心して話すことができる、ふだんから発言が少ない児童や不安になる児童が多いが、今回の素直に話せる機会で一人一人の意見が出て本当にやってよかったと思えるなどがありました。児童生徒たちの声に耳を傾け、認めてあげる地域支援者の存在には大きな意味があり、単にいじめの未然防止だけでなく、児童生徒たちの心の育ちにもつながっています。地域支援者の協力を生かし、今後も継続していけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。私も何度か経験させていただいているんですが、不思議と子どもたちは、本当に親には話せないこと、先生に話せないことというのがあるんだと思うんです。それを、本当に地域の人にはすごく活発に話をするんですね。なので、本当にいい取組なのではないかと思います。

そのときに、例えばプライバシーに関することがやはり出てきたり、具体的なところがあるんですけれども、それを必要な場合は学校におつなぎするケースはあるんですけれども、この取組が長く継続していることを思えば、皆さん、地域の方々は、そのプライバシーの点を遵守されているということもよく分かります。

そして、交流会の事業が終了して忘れた頃なんですけれども、子どもたちからその支援者宛てに手紙が届きます。何々さんが私の話を聞いてくれてすごくうれしかったとか、何々さんのこんな話が楽しかったとか、すごく具体的に手紙が返ってくるものですから、地域支援者はきっとうれしい気持ちになって、また参加したいと思う。それが繰り返されて、この交流会が継続しているということもとてもよく分かります。地域の人が心が豊かになる取組ということも大事な点かと思います。

では、(3)他市における取組の状況についてお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

本市のように、地域支援者が児童生徒に関わり、意見交換などの交流会を実施するというような、学校と地域が協働した取組を行っているところは近隣他市にはございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。近隣他市にはないということで、私も少しお調べしてみました。柏市では、匿名でいじめを相談する、報告も匿名でできるアプリを導入しているということです。これは匿名でできるからとてもいいものだと思いますが、地域の人と人が触れ合うような、そういう取組ではないので、地域の人と子どもたちが触れ合う、これは本市の独自の取組だということがよく分かりました。

では、(4)市立学校が独自で実施している取組の内容についてお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

学校支援実践講座を実施するに当たり、中学校ブロックごとに地域学校協働活動推進員を中心に地域支援者を集め、実施につなげているブロックがございます。平成29年度から第一中学校ブロック、令和５年度から第二中学校・妙典中学校ブロック、今年度から大洲中学校ブロックが実施しております。このように、御協力いただける地域支援者を集めるところから地域の力を発揮していただいていることから、今後も学校と地域のつながりを大切にし、進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。中学校ブロックごとに推進員を中心に地域支援者を集めるという取組が徐々に増えていることが分かりました。長く続いているこの取組がどんどんといい形で進化していることがよく分かりました。

交流会で使う例題についてなんですが、世の中が移り変わっていくことを考えて、細かいところの変化に即して変えていく必要があるかと思います。現在の例題では、ＳＮＳでの誹謗中傷についてやトランスジェンダーに

ついて考えるような例題もあります。意見交換では、たとえ自分と正反対の意見があったとしても、それには理由があるのかもと推測し、その意見を肯定すること、この事業にはそのような狙いがあると思います。御答弁にもありましたけれども。それは、相手の意見を尊重するダイバーシティーということにつながるんだと思います。ダイバーシティーを子どもたち、そして地域の人が一緒にそのときに考えるということがすばらしい取組なのではないかと思います。これを１つのヒントとして、本市全体、各部署連携してダイバーシティーを推進していただきたいと思っております。

本市が携わる全ての方が心豊かに日々を過ごせることを心から願って、私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時36分散会

第　　５　　日

令和６年 12 月 10 日（火曜日）

令和６年 12 月市川市議会定例会議事日程（第５号）

令和６年 12 月 10 日（火曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　廣田徳子議員、つかこしたかのり議員、堀内しんご議員、青山ひろかず議員、西村　敦議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均

大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

清水　みな子

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	勝山　浩司
危機管理監	本住　敏
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	蛸島　和紀
企画部長	小川　広行
財政部長	田中　雅之
管財部長	湯本　明男
情報管理部長	川島　俊介
文化国際部長	高橋　昭彦
スポーツ部長	鎌形　秀昭
市民部長	吉田　一弘
経済観光部長	根本　泰雄
こども部長	山室　繁央
福祉部長	鷲沼　隆
保健部長	横山　京子
環境部長	佐原　達雄
街づくり部長	小塚　眞康
道路交通部長	米崎　勝則
下水道部長	森田　敏裕

行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	角田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	藤城	久	保
会計管理者	岩井		滴
教育次長	小倉	貴	志
生涯学習部長	板垣	道	佳
学校教育部長	藤井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	宮嶋		茂
主査	大場	辰	磨
主任書記	高栁	陽	一
主任書記	三澤	啓	成
主任書記	伊藤	祥	太
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
主査	岡澤	英	康
主任	青木	聖	也
主任	関口		舞
主任	荒木	智	貴

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

廣田徳子議員。

○廣田徳子議員　おはようございます。日本共産党の廣田徳子でございます。通告に従いまして一問一答にて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、市民活動の推進と公平性についてです。

エコポイント制度は、市民が環境について考え、行動する一つになっていると考えます。例えば、地域清掃や江戸川のクリーン作戦への参加や、アルミ缶リサイクル活動、駅などの花の植え替えのお手伝い、また、市からのアンケートに答えるｅーモニター制度があり、エコポイントの対象になっています。アルミ缶の回収は、家から出たものばかりではなく、自転車で町の中を掃除しながら缶の回収をしている方も見かけます。自発的に行動し、生活の中に取り入れている方も多いのではないでしょうか。

そこで、エコポイントの活用実績について伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

エコポイント制度は、平成18年度から市民に地域・市民活動やエコロジー活動への参加を促すことを主な目的とした本市独自のポイント制度として運用を開始いたしました。例えば、市が実施するイベントに参加することでポイントが付与され、100ポイントをためると満点エコポカードとしてごみ袋などの物品と交換することや、公共施設などの入場券として利用することができます。過去３年間に付与したポイントの実績は、令和５年度が約119万ポイント、令和４年度が約125万ポイント、令和３年度が約106万ポイントでございます。コロナ禍の影響が強かったと思われる令和３年度のポイント数が若干低いものの、最近は120万前後のポイントを付与しております。ポイントを付与した活動等の割合は、令和５年度の実績で、アルミ缶の回収が約44.6％、地域活動が約33.6％、ｅーモニター制度や江戸川クリーン作戦などの市の行事等への参加が約21.8％となっております。

次に、利用されたポイントの実績は、令和５年度が約98万ポイント、令和４年度が約85万ポイント、令和３年度が約66万ポイントで、例年付与されたポイントの利用は６割程度で推移してまいりましたが、令和５年度は約８割の利用がございました。利用される用途のうち人気が高いものは、物品との交換ではごみ袋、入場券としては市民プールとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　お伺いしました。一定数定着しているものと思われます。

そこで、エコポイント制度の運営にかかっている費用は毎年どのくらいだったのか伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

エコポイント制度の運用費用は、令和６年度予算で229万3,000円を計上しており、その内訳は、クリーンスパと浴場組合の利用として149万5,000円、交換物品の経費として56万7,000円、ポイントを付与する機器の賃借料として17万1,000円、利用者が福祉施設で物品を交換した場合の委託料として６万円となっております。ま

た、そのほかの費用といたしまして、アルミ缶回収機に投入された缶を回収するための会計年度任用職員２名の人件費約200万円がございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　エコポイントの交換には、市内施設の利用や銭湯、コミュニティバス、市が発行する文化図書など、ここで述べるまでもなく多くのメニューがあります。実は、これらのものと交換することが楽しみであったと話す方もいらっしゃいます。廃止ということになると、これらの交換品とは替えることができなくなります。

(2)として、エコポイント制度の廃止に至るまでの経過について伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

エコポイント制度は、長年多くの市民に活用していただきましたが、交換できる物品や利用できる施設が限られていることが課題でございました。エコポイント付与の約半数を占めるアルミ缶回収機は老朽化により故障が頻発しておりますが、回収機はもとより、部品も既に製造されていないため、修理が困難な状況となっております。また、地域活動と市民活動の活性化を目指したＩＣＨＩＣＯが今年度から本格的に運用が開始されました。ＩＣＨＩＣＯは、各種活動に参加した市民にポイントを付与する点がエコポイントと重複しているほか、地域経済の活性化につながることや、市内各地の様々な店舗で利用が可能なことなど、エコポイントにはない利点がございます。また、今年度からはＩＣＨＩＣＯポイントを自治会活動に協力したボランティアの学生に付与するなど、対象を広げて新しい活用も図っているところでございます。このように、市民の皆様の活動に対しＩＣＨＩＣＯポイントを付与している現在、解消が困難な課題を抱えたエコポイント制度をＩＣＨＩＣＯと別に運用し続けることは効果的ではないと考え、当制度を終了するものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　確かにエコポイントとＩＣＨＩＣＯ両方になると、もう既に移行しているものもありますし、大変分かりにくくなると思います。

そこで、(3)として、エコポイントに付与していた事業の今後について伺います。エコポイントを付与してきた各事業には、今後ＩＣＨＩＣＯを付与するのか伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

現在、エコポイントを付与している市の事業につきましては、献血など一部の事業を除き、既にＩＣＨＩＣＯポイントを付与しているところでございます。一方で、アルミ缶の回収につきましては、さきにお答えいたしましたとおり現行の回収機が製造されておらず、新たな回収機の導入には費用がかかることから、ＩＣＨＩＣＯポイントの付与は困難であると考えております。その他、防犯パトロールや清掃などの地域活動につきましては、将来的にはＩＣＨＩＣＯポイントを付与することを念頭に、対象とする事業や付与の方法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　満点エコポカードを持っている方も少なくないと思います。アルミ缶の回収やガーデニングのボランティアで集めたエコポカードのポイントは、ＩＣＨＩＣＯに交換してから公共施設の入場料としては今現

在できないと考えますが、また、ほかの交換メニューはＩＣＨＩＣＯでも利用できるのか伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

満点エコボカードの利用メニューにつきましては、市民プール、動植物園などの公共施設の入場や、市指定のごみ袋、エコバッグなどの物品との交換などがございますが、ＩＣＨＩＣＯポイントをこれらの公共施設の入場や市が用意した物品と交換することは、現時点ではほぼできておりません。しかしながら、ＩＣＨＩＣＯポイントは、現在市内約780の店舗で飲食、物品の購入、サービスの提供に対し利用することができることから、エコボポイントよりも利用の幅が広がるものと考えております。満点エコボカードの利用期間は令和７年９月１日までとなりますが、期間満了まで有効に活用していただけるよう、「広報いちかわ」や公式ウェブサイトのほか、市民活動支援センターやアルミ缶回収機への掲示により案内を行うなど周知を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　まだまだ来年の９月１日で廃止になるということを知らない市民の方も大勢いらっしゃると思います。公共施設の入場料は、ＩＣＨＩＣＯでは使えないですよね。ＩＣＨＩＣＯは市内業者の売上げの活性化が目的です。例えば、市川動植物園の入場料や、中にある売店でも使えるようにできないでしょうか。クリーンスパや市の施設でＩＣＨＩＣＯが利用できれば市内の施設を知ってもらうことにもなり、今後につながると思います。家族で出かければ食事や買物もします。しかし、ＩＣＨＩＣＯの利用者は現在約３万人ですから、もっと広く市民に利用できる事業にすべきだと考えます。せっかくエコボカードを活用して環境やボランティア活動が行われてきましたので、多くの行政ポイント事業を市民に周知し、ＩＣＨＩＣＯを活用してもらえるようにしていただきたいと思います。

次に、大項目２つ目です。保育行政について伺います。

(1)の保育園運営費における人件費の割合を公表することについてです。この質問を最初にさせていただいたのは、平成30年の９月定例会でした。その後、令和５年２月定例会の一般質問及び今年の２月定例会の代表質問において保育施設の人件費比率を公表する仕組みについて質問をし、令和６年度に人件費比率の公表を行っていく旨の答弁をいただきましたが、公表の具体的内容やスケジュールについて、また、公表することによるメリット、デメリットについて伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育施設の運営に必要な費用における人件費の割合である人件費比率の公表については、令和６年度中に公表できるよう準備を進めております。令和５年度の決算の実績報告を施設から受け、現在、その内容を審査しておりますが、年内に審査を終了し、令和７年３月前半をめどに公表できるよう進めております。具体的な公表方法としては、市独自の加算である保育士等職員処遇改善加算において、人件費比率が70％以上であることを要件とした区分に該当する施設としての申告があり、かつ、公表を希望する施設について、市のホームページで公表する予定です。公表のメリットとしては、人件費比率が一定の比率より高い施設を公表することにより、保育士などの職員が、処遇の手厚い施設がどこであるかを把握することができるとともに、保護者が保育施設を選択する際にも参考にできると考えております。一方で、人件費比率の高くない施設については、それだけをもって職員の処遇が悪いとは言えないものの、公表することによりマイナスのイメージが助長されかねないことがデメリットとして考えられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　民間の施設も200近くなりますと、運営方針や事業計画など様々だと思います。しかし、保育士など働く側にとっては、事業者がどれだけ職員を大切に考えているか、長く働き続けてもらうにはどうしたらいいか、常に悩んでいるのだと思います。１つの目安になればよいと質問をしてきました。市内全ての民間事業者、いわゆる保育園は定員も違い、保育士の数も違う中、ほかと比べることができるのか、基準が難しいと考えます。

そこで、基準となる人件費比率算定に当たっての分母となる運営費の考え方は各施設で同じものなのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

人件費比率の算定に当たっての分母となる運営費については、国が定める公定価格や市独自加算などの合計となっており、各施設で同様の基準となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　それでは、公表に当たっては具体的な施設名まで掲載されるのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

公表に当たっては、施設名を掲載する予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　今回伺った人件費比率において、市川市は様々な補助金を出しているにもかかわらず、以前、比率の低い事業者に対して引き上げるように話したところ、これ以上は上げられないので市の加算を辞退するという施設があったと伺ったことがあります。現在もそのような事業があるのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

複数の自治体にまたがって施設を運営している法人において、市川市にある施設の給料だけが突出して高くなってしまうことを避けるため、あえて金額の低い区分の加算の申請をする施設はあるものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　人件費割合が低い事業者イコール保育の内容がよくないとか、保育士の処遇がよくないと考えるのは違うと思いますが、１つの基準になると考えます。

そこで、これまでのように少しでも運営費における人件費割合を高くするように指導はされているのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

人件費割合につきましては、民間の施設の経営に関わることですので、市から割合を上げるよう指導することは難しいと考えております。そのため、本市といたしましては、職員に対してより処遇を手厚くしている施設に対し、より多くの加算を支払う仕組みとするなど、制度による誘導を図っているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　これ以上質問はないんですけれども、人件費比率を上げることは確かに施設の運営に関わることですが、公立を民間に委託する際も、公立以上のサービスの提供を求めています。ここ数年で民間の保育園が急激に増えたのも、公立保育園では賄えなくなったからです。民間に委託している以上、経営の中身まで入り込むのは難しくても、人件費比率を上げるように話すことはできると思います。また、安定的な職員を確保することにもつながると思います。いずれにしましても、何年か越しに実現する運びとなったことは大変うれしく思います。ありがとうございます。しかし、１つのデータとしてどう活用していくかはこれからの課題です。就職の際、あるいは子どもを預けるときの目安になると考えます。今後とも注視してまいりたいと思います。

次に、(2)保育士の確保対策についてです。こちらも何度も質問してきました。そのときそのときで、市の対応や働く側の考え方も変わっていることは理解しているところですが、子どもの大切な時期に関わっていることには変わりありません。

そこで、保育士が年度途中で退職をしたりすると、１人当たりの保育士が受け持つ児童が多くなり、個々の職員の負担が増大することで、さらに離職につながるという場合があります。保育士の加配に向けて、本市ではどのような独自の取組をしているのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

国の配置基準を超えて保育士を配置する場合に、市独自の加算として職員配置基準向上加算を設けており、施設の利用定員に応じて２人から５人の保育士を加配できるようにしております。また、特別な支援を要する児童を保育する施設に対し特別支援保育推進事業補助金を交付しており、保育士の配置も本補助金の対象としております。これらにより、施設に手厚い人員を配置していただくことで保育士の負担軽減を図ることができ、結果的に保育士確保にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　市川市では多くの補助金制度があり、他市に見劣りしないと私は考えています。そこで、年度途中での退職や休職に伴う代替の保育士は確保できているのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

施設から毎月の職員配置状況の報告を受けており、基本的に必要な保育士数は確保できていることを確認しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　必要な保育士は確保できているとのことですが、人数が多くいたとしても、短時間の勤務の人ばかりになると保育の質は下がります。複数の非常勤職員で補う状況になっていないか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

国の制度上、常勤保育士の勤務時間数に対して、複数の短時間勤務保育士の勤務時間を合算することにより常勤職員の配置を満たすことができることになっており、常勤の職員の退職などによる補充に際して、複数の非常勤職員を雇用することで対応する場合があるものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　確かに国の制度上、短時間の勤務でもいいことになってはいますが、子どもにとってはどうでしょう。また、保護者が迎えに来たときに、昼間の子どもの様子を聞いても答えてくれるのでしょうか。保育士サイドから見ても、結局正規の保育士が最後まで仕事をしていると聞きます。保育の質を確保しつつ、最善の保育ができるよう支援してくださるようにお願いいたします。

続いて、大項目、本市の市町村こども計画策定の進捗状況について伺います。

千葉県保育問題協議会が毎年行っている子育てキャラバン、これは県内の市町村を全て回って保育や学童に関することを懇談していきます。私は11月中旬に千葉県の南の５市３町を訪問し、懇談してきました。この市町村こども計画は、現在は努力義務であることから、近隣の様子を見てからという担当者もいらっしゃいました。富津市では既にアンケートを実施し、９月にまとめていたものを公表しています。人口は市川の10分の１ほどですので早くできたのかもしれません。本市の市町村こども計画策定に向けてどのような取組を行っているのか、進捗状況を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法であるこども基本法が令和５年４月に施行され、同法に基づくこども大綱が令和５年12月に策定されました。これを受け、市町村には子ども施策全体を一体的に定める市町村こども計画を策定する努力義務が課されたことから、本市におきましても、現在当該計画の策定作業を進めております。

計画の策定に向けた取組としては、まず、子育て世帯のニーズを把握するため、小学校就学前の児童のいる世帯や小学生のいる世帯を対象としてアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめております。また、幅広い立場の方の意見を取り入れた計画とするため、学識経験者や子ども・子育て支援関係者などで構成される市川市子ども・子育て会議に対し、本年７月22日に計画策定について諮問いたしました。同会議では、基本理念、基本目標、施策の方向性といった計画の体系や、既存の市川市子ども・子育て支援事業計画と、市川市子どもの貧困対策計画を市町村こども計画として統合し、一体的な計画にすることなどについて御意見をいただいております。このほか、計画の策定に当たっては、通常行っている保護者へのアンケート調査だけでなく、子どもたちから直接意見を聞くことが重要であることから、子どもに対する意見聴取の方法につきましても活発な議論をいただいたところです。今後は、子ども・子育て会議での議論を踏まえ、子どもの意見聴取を進めていくとともに、計画に位置づける事業や目標値、進捗管理の方法などについても御審議いただき、提出された答申を基に計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　現在の市川市の２つの計画をこども計画に統合するとのことですが、本市の子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困対策計画については、今後、個別の計画としてはつくらず、その内容で全てこども計画の中に含まれるようになるという理解でよろしいでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

国のこども大綱は、これまで別々に作成、推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項などを一元的に定めるものとされております。本市の市町村こども計画も、このこど

も大綱策定の考え方にのっとり、既存の市川市子ども・子育て支援事業計画と、市川市子どもの貧困対策計画の２つの計画の内容を含め、一元的に定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　いずれにしましても子どもに関わる施策ですし、それぞれに考えるのではなく、様々な観点を取り入れて１つにまとめたほうがいいと思っています。

それでは、策定する計画の実施時期について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市の市町村こども計画については、令和７年３月に策定し、同年４月からの５年間を計画期間として実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　子どもの声を聞いてということですが、子どもの意見聴取をどのように行うのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子どもの意見聴取として、まず、昨年度に中学生、高校生に対してアンケート調査を実施いたしました。市内の中学校、高等学校の生徒を対象として、関心を持っていること、悩みがあるときの相談相手、どのような居場所を求めているかなどを聞くものであり、学校を通じて案内文を配付し、インターネットから2,097人から回答をいただきました。また、本年８月に開催された児童議会では子どもたちから様々な提案をいただきましたので、こちらも貴重な意見として参考にしてまいります。

このほか、子どもに関する施設に勤務する職員に対するアンケートといたしまして、子ども自身による直接の意見表明が難しい就学前の子どもや小学生がふだん感じていること、最近の子どもたちの特徴などについて、保育園、幼稚園、放課後保育クラブなどの職員を対象として実施いたしました。

今後実施を予定している意見聴取としては、ワークショップの開催を予定しております。市内在住の小学校４年生から高校３年生までの参加希望者が集まって、自分たちの未来について望んでいることなどを語り合い、話の内容を視覚化する技術を持つグラフィックレコーダーが、その場で子どもたちの思いを絵にして共有するものです。また、これらの取組以外にも、市内で開催される様々な子どもを対象としたイベントなどで、市長自らが参加されて子どもたちや若者たちから直接お話を伺っていただいているほか、今後は市長が若者たちから直接意見を聞く場なども設けたいと考えております。こうして把握した子どもたちの意見や社会状況の変化、保護者に対するニーズ調査の結果などを基に、本市の子どもを取り巻く課題を整理し、計画全体に反映してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　大変な作業だと思いますが、ぜひ丁寧に行っていただきたいと思います。

子どもに関する施設に勤務する職員に対するアンケートについて、具体的にどのようなことを聞くのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子どもに関する施設に勤務する職員に対するアンケートでは、携わっている子どもたちが興味を持っているこ

と、家庭や発達などの面で子どもたちが困難に直面していると感じるか、また、そう感じる場合にはその具体的内容、今の子どもたちや子育て世帯に対し必要な支援についての質問をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　先ほど申し上げた子育てキャラバンで、子どもたちへのアンケートはどのようにされたのかと伺うと、子どもの置かれている立場、地域性、家族関係、様々違いがあり、正直小学生の回答からは計画を見出せるようなものはなかったと話す方もいらっしゃいました。これまで別につくっていた子ども・子育て支援計画・事業計画や、子どもの貧困対策計画なども合わせて、様々な角度から子どもの計画を立てるということです。ぜひよろしくお願いいたします。

次の大項目、令和６年８月２日に設立された新湾岸道路有識者委員会に関する市の認識について伺ってまいります。

この間、新湾岸道路整備促進期成同盟会が、昨年５月26日に設立総会が行われたことについて質問をしました。また、今年の６月定例会では、同３月19日に行われた新湾岸道路検討準備会についても伺ってまいりました。そこで今回は、今年８月２日に行われました新湾岸道路第１回有識者委員会が行われていますので、伺いたいと思います。

これまでは各市の市長が参加する会議でしたが、今回の会議では文字どおり様々な専門家が集まり、事務局として、国、県並びに各市の関係部長、次長が所属する部署に事務局を置くとなっています。どのような委員会なのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

新湾岸道路有識者委員会は、令和６年８月２日に概略ルートや構造の検討において、計画策定プロセスの透明性、客観性、公正性、合理性が担保されるように、公正中立な立場から計画検討手順の妥当性、コミュニケーション活動及び技術専門的検討について、客観的な立場からの助言を行うことを目的に設立されました。代表事務局を国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が務め、千葉県及び本市を含めた沿線６市が事務局となっております。本市は、委員会や計画策定者である国の検討状況を把握するため事務局として参加しており、今後、計画の具体化に向けて行われるオープンハウスによる住民との対話や関係者ヒアリング、双方向のコミュニケーション活動による意見聴取など、沿線市として国に協力してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　本市は、新湾岸道路有識者委員会の事務局のほか、新湾岸道路整備促進期成同盟会及び新湾岸道路検討準備会に参加していますが、それぞれの役割の違いについて伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

新湾岸道路整備促進期成同盟会は、令和５年５月26日に新湾岸道路の早期実現を目指し、千葉県と本市を含む沿線６市が一体となって国等へ強く働きかけなどを行うために設立されたものです。これまでに市長が設立総会及び国への要望活動に参加しております。新湾岸道路検討会準備会は、令和５年６月21日に第１回の会合が開かれました。国が主体となり、千葉県、ＮＥＸＣＯ東日本と沿線６市で構成され、計画の具体化を図るための体制やプロセスの在り方などについて議論することを目的としております。一方、新湾岸道路有識者委員会は、新湾岸道路の検討を行うに当たり有識者８名で構成されるもので、国や県及び沿線６市は事務局の立場で参加してお

ります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　今後、計画の具体化に向け、国土交通省が地域の皆さんの意見を聞くために行うオープンハウスでの住民との対話など、双方向のコミュニケーション活動による意見聴取を行うということです。市川市でもオープンハウスやパネル展を行う予定だと聞いています。

そこで、意見をどのように聴取をするのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

オープンハウスは、双方向のコミュニケーション活動の一つとして、新湾岸道路に関するパネルを展示した会場に来場した方との対話による説明と、意見や疑問を直接伺うものです。パネル展は、今月から来年２月の間に、沿線市の市役所や集客施設など計21か所において順次開催を予定しております。基本的に１か所５日間のパネル展の開催期間内にオープンハウスの開催日を１日設け、その日は担当スタッフが常駐して対応いたします。

本市での開催は、第１庁舎ファンクションルーム、道の駅いちかわ、ニッケコルトンプラザ、行徳支所の４か所で予定しております。オープンハウスの情報は、国の特設ホームページ、市公式ウェブサイト、公共デジタルサイネージ、「広報いちかわ」、公共施設や駅などに配架されているニューズレターにて周知しております。今後、ＳＮＳでも周知する予定です。

意見の聴取については、地域の方をはじめ、多岐にわたる関係者を対象に新湾岸道路に関して有している情報や関心または懸念など、ニーズに係る意見を把握するために実施するもので、インターネットや郵送によるアンケート、オープンハウスや関係者への個別訪問によるヒアリングを予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　有識者委員会の事務局に、新湾岸道路の検討範囲に含まれていない浦安市が入っていますが、その経緯について伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

浦安市は、有識者委員会発足前に設立された新湾岸道路整備促進期成同盟会及び新湾岸道路検討会準備会に参加しており、この期成同盟会への参加について、高谷ジャンクションから西側のルート計画検討の際に、三番瀬再生計画との整合、浦安市の住宅環境への配慮などを要望していくためとしております。また、浦安市からは、今後も沿線各市とともに活動していくために事務局として参加していると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　今回の新湾岸道路は、市川市は高谷ジャンクションまでと聞いています。しかし、高谷ジャンクションまで新湾岸道路が通ったら、市川市は関係がないとは言えません。道路ができるのは恐らく30年以上先のことだと思います。その頃の人口、車の数を考えれば考えるほど、巨額なお金をかけ道路を造る必要性を疑います。ぜひ我が事として市民の皆さんから多くの意見が寄せられるように、１月、２月に行われるオープンハウスやパネル展のことを市民に事前に周知してくださるように強く要望して、次に移ります。

次は、仮称押切・湊橋事業の市民への周知に対する市の関わり方についてです。

この事業は県の事業ですが、東京と行徳地域を結ぶこれまでにない大きな役割、例えば、起きてほしくはあり

ませんが、災害時の避難経路としての役割や、行徳地域が活性化されることは間違いないでしょう。そこで、仮称押切・湊橋の周りは旧道の狭い道ですし、長年住み慣れた多くの方々が住んでいらっしゃる地域でもあります。十分に市民への周知をお願いしたいと考えます。

そこで、市は今後どのように関わっていくのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

仮称押切・湊橋は千葉県と東京都で事業を進めており、令和５年１月に千葉県が事業認可を取得し、市川市内の事業区間は旧江戸川の都県境から県道市川浦安線の行徳駅入口交差点までの延長約420ｍとなります。これまで説明会は千葉県主催で３回、本市主催で１回、合計４回開催しております。１回目の説明会は、事業着手前の令和２年11月に千葉県が地元に橋梁の計画を知る機会を設ける目的で開催し、計画の概要や整備効果、橋梁の位置や構造などの説明がされました。２回目は、橋梁整備に伴い都市計画変更の必要が生じたことから本市が変更内容を説明するために計画したものの、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言のため、対面の説明会に代えて令和３年２月から３月までインターネットを利用した動画形式で開催したものです。この動画の公開期間に合わせて、沿道関係者へ変更内容を周知するために、人数制限を設けたオープンハウスを２日間開催いたしました。３回目は、千葉県が都市計画事業の認可を取得したことから、令和５年３月に事業の概要や認可などについて沿道関係者へ説明したものです。４回目は、千葉県が本年７月に旧江戸川沿いの道路と行徳街道との間の通行確保を目的とした機能補償道路の追加と用地補償などについて説明しました。

今後も、沿道関係者に事業への理解と協力が得られるように、千葉県と連携して情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　４回も既に行っているとのことです。２回目の市主催の説明会は、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言下で動画形式の説明会やオープンハウスを開催したとのことですが、実際の動画の閲覧数やオープンハウスの来場者はどのくらいだったのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

動画形式での説明会は、市公式ウェブサイトで令和３年２月22日から同年３月31日まで公開し、動画の再生回数は557回でした。オープンハウスは、同年３月26日と27日に湊地域ふれあい館で開催し、２日間で41名の御来場がありました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　仮称押切・湊橋は県の事業であることは承知しています。実は、同じく県の事業である市川市の河原地域にある行徳橋が、今どのような状態にあるのか御存じでしょうか。橋の上を通行するだけでは分かりませんが、行徳方面から市川に向かう右側の歩道の下はブルーシートで覆われ、シートが飛ばされないように土のうで押さえてある状態です。この状態がしばらく続いています。また、一部には、道路幅を確保し、コンクリートの擁壁を造ったと県は説明をしていますが、垂直のコンクリートの擁壁は車の通行にも影響を及ぼしています。造る前に住民への説明はなかったとのことです。葛南土木事務所に繰り返し説明を求め、やっと説明会が行われ、私も参加をいたしました。しかし、何の解決にもならないどころか宿題になり、あとは次回という残念な結果でした。工事の途中で変更がある場合など、速やかに住民説明を行ってこなかった結果です。

日本共産党の県議が今年の９月定例会において、大雨で土砂災害を起こしている、安全対策を講じるべきではないかとの質問に対し、県は、勾配を緩くしシートで保護するなど安全対策工事を実施していくと答弁しています。何の解決にもなっていません。工事が止まってからもうすぐ２年近くたつということを住民の方からお聞きしました。電柱の移動やバス停の確保など、まだまだ解決しなければならないことが山積みだそうです。地元への説明が不足していたことから、沿道住民との間で問題が生じています。

今回、なぜ市民への説明や懇談を重視し質問をさせていただいているかといいますと、このような事態とならないように、仮称押切・湊橋の事業についてはしっかり住民説明をしてほしいと思っているためです。どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市は、これまで仮称押切・湊橋の事業を促進するに当たり、千葉県と連携し、説明会などを通じて沿道関係者に事業への理解を深めてもらえるように、事業進捗に合わせた丁寧な説明を行うことに協力してまいりました。現在、千葉県では用地交渉の着手に向けた準備や橋梁の設計を進めており、今後は近隣の方や土地所有者の皆様に、工事着手前に工事内容や工事期間などの計画をお知らせする工事説明会を開催する予定と伺っております。本市としましては、これまでの説明会で地元から寄せられた要望や課題を解決し、住民と合意形成を図った上で事業を進めることと、橋梁の設計が進捗した際の説明会の開催を千葉県へ要望してまいります。また、行徳橋の課題を踏まえ、市民生活に影響があるような計画変更があった場合には、その都度説明会を開催していただけるように併せて要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　ぜひ丁寧な説明を行ってもらえるよう、県へ要望してください。

また、近いうちこの県道は市川市に移管する予定で協議をしていると県は話します。移管の際も、行徳橋の問題解決をしっかり県が行った上で移管になるようにお願いしたいと思います。

続いて最後の質問です。環境行政についてです。本市が自然共生サイトに認定されるメリットについて伺います。

世界では、2022年に生物多様性条約第15回締結国会議が開催され、この中で2030年までに地球上の陸と海のそれぞれ30％以上を保護するといった30ｂｙ30が世界目標として盛り込まれました。これを受け、国の生物多様性国家戦略では30ｂｙ30を必要な施策に定め、保護地域以外にも民間の組織等によって生物多様性の保全が図られている地域を国が認定する自然共生サイト制度が令和５年度から開始されました。認定結果が公表されている令和６年の前期までに全国で253か所が認定されており、申請者は、企業やＮＰＯの団体が多いものの、自治体や学校法人、個人での申請もあります。

そこで、市川市における自然共生サイトに関する取組の状況と、市が自然共生サイトに申請、認定されるメリットについて伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

市川市では、平成26年に策定しました生物多様性いちかわ戦略に基づき生物多様性の保全、再生を推進しており、この趣旨に沿った自然共生サイトについて、登録に向けた準備をこれまで進めてまいりました。面積がおおむね１ha以上の公園や緑地を対象として登録に適した候補地を絞り込み、令和６年度後期の募集に国分川調節池緑地、自然ふれあいゾーン、散策・休息ゾーンの一部を申請したところです。現在、環境省による審査段階であ

り、令和７年３月に環境大臣による認定結果が示される予定となっております。

自然共生サイトに認定されることは、当該地が生物多様性に係る価値を有しているものと対外的に認められることであり、生物多様性の保全、再生を推進していく上でとても意義があると認識しております。市民にとっても身近な場所が国に認定されることにより、身の回りの自然環境に興味を持ってもらうきっかけになるものと考えております。

当該地における特徴的な取組としては、現在、地元の中高生、市民団体、市との協働により生物モニタリング調査を実施しており、こうした共同作業を通じて地元の自然への愛着がより一層醸成され、市域の生物多様性を保全する意欲が向上するものと考えております。また、より生物多様性を保全、再生するためには多くの主体を巻き込むことが望まれるため、認定により同様の取組が市内全域に波及することを期待しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　伺いました。少しでも多くの方に環境問題を意識してもらうのは大切なことです。国分川調節池緑地の一部を自然共生サイトに申請したことや、認定されることでのメリットについても理解しました。

そこで、認定後の市民への周知方法、また、どのように生物多様性に関する活動につなげていくのか、その考えを伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

令和７年３月、環境大臣による認定が受けられた際には、以降、広報紙や市公式ウェブサイトなどの媒体を通じて幅広い世代に周知することを考えております。また、市公式ユーチューブチャンネルを活用し、この魅力を分かりやすくイメージを持っていただくことや、６月に開催予定のいちかわ環境フェアにおいて紹介するなど、より多くの方に知っていただけるよう検討しているところです。こうしたことを通じて、多くの方が生物多様性に興味や関心を持っていただくことを期待しております。また、これと並行して、国分川調節池緑地以外の箇所についても、自然共生サイトへの認定を見据え、地域の中高生や市民などとの協働体制の構築などを進めております。

今回の取組を契機に、より多くの方に生物多様性について興味を持っていただき、保全、再生に向けた機運を高めた活動につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　環境省の認定を受けることで、市の財政的費用負担、または補助金が来るなどということはあるのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

認定に伴いましての登録料などの費用負担が発生することはございません。また、市が受けられる補助金などもございません。草刈りなど日常的な維持管理についての費用は、これまでと変わらず必要とはなりますが、自然共生サイトへの認定により、国分川調節池緑地の魅力はさらに向上するものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　市民や行政が共に環境問題を考え行動することは、とてもよいことだと考えます。東京のすぐ隣にこんなに自然があって守ろうとしていること、全ての市民が関われるような事業にしていただきたいと考え

ます。

様々御答弁ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員　会派市川維新の会、つかこしたかのりです。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずは大項目１つ目、あんしん住宅制度についての(1)本年度の実績及び来年度の制度設計についてです。あんしん住宅助成制度は、毎年早期に予算額に達して受付を終了する、非常に市民の方々から要望の多い助成制度であると認識しています。本年度においても、市公式ウェブサイトではその受付が既に終了していることも確認できます。

そこで、本年度の実績はどうであったのか伺います。加えて、来年度はどのような内容の制度を考えているのかについても御答弁ください。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

本市は、力強く環境問題に取り組むため、令和６年度からあんしん住宅助成制度の省エネメニューの中で、特に住宅の断熱効果が高いものを補助対象とする住宅断熱改修促進事業補助金を新設しました。既存のあんしん住宅助成制度は、バリアフリー化、防災性の向上、マンション共用部のバリアフリー化及び浸水対策を補助対象としています。制度の周知は、３月27日から本市公式ウェブサイトに制度概要を掲示するとともに、４月６日号の「広報いちかわ」で御案内しました。さらに、過去の本制度を活用した事業者や住宅リフォーム相談協議会へも通知し、大柏出張所や行徳支所等にチラシを置くなど制度の周知に努めました。新制度の住宅断熱改修促進事業の予算額は2,500万円、交付内訳は、窓の断熱化119件、ドアの断熱化23件、床の断熱化１件、合計143件の実績です。４月22日から受付を開始し、10月４日におおむね予算額に達したため、受付を終了しております。既存のあんしん住宅助成制度の予算額は480万円で、交付内訳は、バリアフリー化33件、防災性の向上８件、マンション共用部のバリアフリー化２件、合計43件です。受付開始後１か月程度で予算額におおむね達したことから、受付を終了しています。令和７年度も、引き続きカーボンニュートラルと良質な住宅ストックの形成の実現に向け、２つの制度での実施を考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　本年度はあんしん住宅助成制度と住宅断熱改修推進事業補助金という２つの制度で住宅に関する助成を行い、あんしん住宅助成制度は開始後１か月程度で受付を終了したことは理解しました。

それでは、令和５年の実績はどうであったのかお伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

令和５年度のあんしん住宅助成制度は、補助対象メニューとしてバリアフリー化、省エネ、子育てに対する配慮、防災性の向上、マンション共用部のバリアフリー化及び浸水対策の５つで実施しました。受付は、令和５年４月17日に開始、同年７月14日に予算額に達したため受付を終了しました。予算額2,750万円に対し、決算額2,684万3,000円、執行率97.6％、実績件数が264件です。交付内訳は、バリアフリー化が14件、省エネが242件、子育てに対する配慮に関わる工事が５件、防災性の向上が１件、マンション共用部のバリアフリー化及び浸水対策が２件であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　今、令和５年度の実績を御答弁いただきましたが、令和６年度の予算額、実績件数、受付終了するまでの期間で比較した際、僅か１か月であんしん住宅助成制度の受付が終了していることに鑑みても、令和６年度の助成制度を全否定するつもりはありませんが、令和５年度の内容のほうがよりよい助成制度のように私は考えます。

そこで、(2)に移りますが、令和５年度の制度設計に戻すお考えはないのかお伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

令和５年度のあんしん住宅助成制度の実績件数264件のうち、省エネに関する申請が242件と省エネに関する市民ニーズが高いことが分かりました。また、国では省エネに関する補助として、国土交通省の子育てエコホーム支援事業、環境省の先進的窓リノベ事業があります。今年度実施している住宅断熱改修促進事業補助金は、予算額を2,500万円とし、約６か月で予算額の上限に達し、受付を終了しております。このことから、現制度はおおむね市民のニーズに対応できていると考えており、次年度も継続を考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　令和６年度は２つの事業に分け目的を果たしているとの御答弁ですが、令和５年度のように、あんしん住宅助成制度としてバリアフリー化や防火性の向上、省エネなども含めて一本化して助成したほうが効率的なのではないでしょうか。また、市民目線からも受付窓口が一本化されているほうが分かりやすいのではないかと私は考えます。その上で、これまでのあんしん住宅助成制度を、あんしん住宅助成制度と住宅断熱改修推進事業補助金に分けたこの成果をどう考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

今年度、住宅断熱改修促進事業で助成した143件は、全てカーボンニュートラルに大きく貢献するものです。また、本年１月の能登半島地震により市民の防災性への関心が高まったこともあり、あんしん住宅事業の防災性に対する交付件数は、令和５年度の１件に対し、令和６年度は８件に増加しています。制度を２つに分けたことで補助対象が分かりやすくなり、市民サービスの向上につながったと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　その成果は理解しました。令和５年度は、あんしん住宅助成事業は予算額2,750万円に対して助成は264件、令和６年度は２つの事業を合わせて予算額2,980万円で、助成、交付したのが186件です。予算に対する費用対効果を考えたとき、繰り返しですが、令和６年度の現制度を全否定するつもりはありませんが、令和５年度のほうがより少ない予算額で助成件数が多いことからも、費用対効果が高いのではないでしょうか。

また、助成内容の観点からも、本年度は助成の対象としなかった屋根等高反射率塗料の塗布や、高断熱浴槽の変更について、来年度は対象として加えることも検討すべきではないでしょうか。令和５年度の実績として、屋根等高反射率塗料の塗布は110件、高断熱浴槽への変更は82件もの助成を行っており、市民からの要望が多いことは数字でも表れています。このことは、市公式ウェブサイトにて赤字で、屋根や外壁の塗装は補助対象工事ではありませんと記載されていることからも、屋根や外壁の塗装に対して助成を求める声が多いことは本市も認識

されているのではないでしょうか。そうであるならば、本事業の原資が市民の方々の税金であることに鑑みれば、要望の多いものは助成の対象とすべきと私は考えます。

加えて、あんしん住宅助成制度は僅か１か月程度で受付を終了しています。その上で、来年度も同様の内容で実施すれば、来年度の受付も１か月ほどで終了することが推測されますことから、予算額を増額する見直しか、１件当たりの助成金額を減額するなど、より多くの市民が助成の恩恵を受けることができる見直しも必要だと考えます。来年度については現在の制度を継続したいとの御答弁ですが、大枠で制度は継続するにしても、いま一度、私が申し上げた部分につきましては制度の見直しをされることを要望して、本項目の質問を終えます。

次は、防犯カメラ及びカメラ付防犯灯を設置する考えについてです。この項目につきましては先順位者の質問でおおむね理解できましたので、私の質問は行いません。

カメラ付防犯灯を100台設置した後も、自治会など関係各位の意見を聞きながら、必要に応じて継続的な増設への検討をお願いして、本項目を終えます。

次は、宮久保５丁目22番、25番地先の浸水対策についてです。

宮久保５丁目22番、25番地区では大雨が降ると道路冠水が発生しており、近年では、去年６月の大雨で道路冠水が確認されたことを自治会などの方々から聞いております。このような状況の中で、冠水が確認された道路脇では開発事業による宅地分譲も進められており、これまで地中に浸透していた雨水が道路表面に流出することで浸水被害が拡大することも懸念されており、このことは本年10月、宮久保・下貝塚地区のタウンミーティングでも取り上げられたところです。

そこで、本市は当該地区のこれまでの浸水被害を踏まえ、今後の大雨に備えてどのような対策を進めていくのかお伺いします。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

御質問の宮久保５丁目22番及び25番地先周辺は、土地利用の多くが未利用の市街化調整区域であり、この地区の雨水は千葉県が管理する１級河川、派川大柏川を流末とした土水路及び簡易土留めにより整備された水路により排水されております。当該地区につきましては、これまでの台風や集中豪雨の際に道路冠水や土水路の排水不良等の情報が本市に寄せられているところであります。本市で現地調査を行い、これまで実施している対策といたしまして、土水路の良好な水の流れを確保するための草刈りやしゅんせつのほか、令和４年度より土水路の持続的な断面の確保を目的に、河川に流入する下流側から水路の両脇に簡易土留めとしての鋼板を設置する工事を進めております。

御質問者のおっしゃるとおり、当地区では現在民間事業者による宅地開発事業が進められており、本年10月に開催された当地区のタウンミーティングでは、開発事業の進展による浸水被害の拡大が心配であるとの御意見をいただき、排水施設の設置要望が自治会から挙げられているところであります。当該開発事業に対し、本市では条例に基づき、開発に伴い周辺の側溝や河川への流出量が増えることのないよう、宅地内に雨水貯留施設を設置し、雨水の流出抑制を図るよう指導を行い、事業者にて設置を行っております。また、開発区域前面の土水路につきましても、事業に合わせて一部区間の側溝整備を事業者で行い、排水環境の良化を図っているところであります。当該地区における今後の対策として、土水路につきまして、引き続き草刈り、しゅんせつ及び簡易土留め鋼板の設置を計画的に進めてまいります。

なお、タウンミーティング後の自治会との立会いにおいて、改めて排水施設整備についての要望をいただいており、本市では、今後雨天時の調査等を実施し、必要に応じて関係部署と施設整備について検討する旨を回答しております。また、当該地区の排水先である派川大柏川では、千葉県により河川を拡幅する改修計画が進められ

ており、当地区の抜本的な浸水対策として、早期着手について引き続き県に要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　当該地区の排水先である派川大柏川では県事業により改修計画が進められており、早期着手について引き続き千葉県へ要望していく、既に要望してくださっていることは理解していますが、現在、この改修計画が進展する気配は一向にありません。一方で、当該地区における開発事業は確実に進展しており、近い将来、この地区には多くの人が住むことが想定されています。

そこで、現在の排水設備を一歩踏み込んでさらに拡充することはできないのかお伺いします。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

当該地区の雨水は、既存の水路より派川大柏川に流入後、真間川と合流し、さらに大柏川からの合流を経て東京湾に流れております。河川や排水路などの雨水施設の整備は下流から計画的に進める必要があり、本市と千葉県で連携し治水対策を進めているところであります。対策に当たりましては、現在、県の河川及び市の下水道共に１時間当たり最大50㎜の想定計画降雨に対する施設整備を進めており、本市北東部の真間川流域では50㎜対応として、県、市により真間川及び大柏川の整備が完了し、大柏川中流部の大柏川第一調節池についても県により整備が完了しているところであります。また、本市においても大雨による派川大柏川増水時の河川水位の低下を目的に、東菅野５丁目の河川沿いに暫定調整池を整備しております。派川大柏川につきましては、現在、県において工事着手に向け河川拡幅工事に必要な用地の取得が進められているところであり、また、大柏川最上流部の本市と鎌ケ谷市の市境付近においても、大柏川第二調節池の整備が進められております。真間川流域の河川は一体的なつながりを持っており、大柏川第二調節池の整備により、下流の真間川や真間川に合流する派川大柏川の治水安全度も向上することとなります。今後とも、派川大柏川及び大柏川第二調節池の早期整備を引き続き県に要望していくとともに、現在本市で進めている既存水路の簡易土留め鋼板の設置につきましても推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　既存の土水路において簡易土留め鋼板が設置されていない部分に鋼板設置を図るという前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。この簡易土留め鋼板につきましては、ぜひスピード感を持って設置してくださいますことを要望して、本項目の質問を終えさせていただきます。

次は、宮久保６丁目市民広場の活用についてです。

宮久保６丁目市民広場につきましても、タウンミーティングにおいてその有効活用が求められた、地域の方々にとっては関心度が高い事業です。その宮久保６丁目市民広場が、このたび、本年11月に水栓設置等の修繕の一般競争入札が行われ、今後は水道設備やトイレが設置されると聞いています。

そこで、これらの設備の設置を通じて今後どのように広場を活用していくのかお伺いします。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

宮久保６丁目市民広場につきましては、市民から御寄附いただいた土地で、当面は遊具などを置かずに広場のように使用してもらいたい、そして、市川市のために有効に活用できる方法を時間をかけて十分に検討してもらいたいとの寄附者の御意向を尊重し、子どもたちが自由に遊べる原っぱのような広場として開放しております。この広場は、安全のためフェンスで周囲を囲い、近隣の子どもたちや保育園の園児、地元の皆様に御利用いただ

いているほか、令和５年11月からは新たな活用として、ＮＰＯ法人による子どもたちが自由に遊びつくり上げていく遊び場、プレーパーク活動が定期的に開催されております。このような利用状況においても、この広場には手洗い場やトイレがなく、近隣にも公共のトイレがないことから、手洗い場やトイレの設置について御要望をいただいており、利用者の利便性を向上させるため、手洗いや散水等に利用できる水道設備及び簡易水洗式トイレの整備を決め、来年２月の供用開始を目指しております。この水道設備等を新たに設置することにより、利用者においては、水を使った遊びや活動時間を長くすることができるようになり、自宅などがこの広場から離れている方も利用しやすくなると考えております。さらには、地域住民参加の下、例えば草花への水やりにも利用できるなど、地域活動の場としても広場の活用が促進され、より幅広い年齢層の方に利用してもらえるものと考えております。

また、この広場の活用については、10月26日に宮久保・下貝塚地区で開催した市長とのタウンミーティングの際に、子どもから高齢者まで使える市民の憩いの場としてほしいと御要望をいただいておりますので、早急に広場のさらなる活用方法について、利用状況を注視しつつ、地元自治会や利用者等の御意見も伺いながら、庁内の関係部署と検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　手洗いや散水などに利用できる水道設備及び簡易水洗式トイレの整備を進め、来年２月の供用開始を予定しているなど、地域の方々、利用者の方々の御要望を踏まえ、広場の活用を検討されていることは理解しました。その上で、地域住民が幅広く利用できる広場は、平常時だけでなく、地震や火事など緊急時も想定した活用が必要ではないかと考えます。宮久保・下貝塚地区には狭い道路が多く、緊急時において消防車や救急車が往来できる環境を望む声も聞いております。令和５年２月の定例会でも取り上げましたが、宮久保６丁目広場の北側に面し、広場を横断するように宮久保６丁目から下貝塚１丁目と続く市道4025号は、アスファルト舗装がされたものの道幅が狭く、車両の交通や擦れ違いが困難なため、この広場の土地を一部使って道路を拡幅することに関して、駐車場も整備するなどさらに地域の方々が親しみを持てる広場としてくださることを要望して、この項目の質問は終わります。

次は、いちかわＧＩＧＡスクール構想についての(1)タブレットの配付についてです。

本年度は小学１年生のタブレット配付が遅れていると聞いています。そこで、配付が遅れている理由と、来年度はどのような計画でタブレットを配付するのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

全国的に児童生徒用のタブレット端末の入替えの時期を迎えていることもあり、令和６年１月、文部科学省は、今後の児童生徒用のタブレット端末の整備を都道府県において共同調達等で実施することについて通知し、本市の調達につきましても、それに従って行うこととなりました。教育委員会では、今年度小学１年生用として3,000台のタブレット端末を新たにリースし、９月から使用開始できるよう計画しておりましたが、共同調達についての通知が出されたことにより、県内各市と千葉県で共同調達の条件について準備を進めていく中で調整に時間がかかったことから、11月下旬よりの配付開始となったものでございます。

来年度のタブレット端末の配付につきましては、共同調達に向けての様々な手続を経て、令和７年10月頃から順次配付できる予定と千葉県から連絡を受けております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　本年度の配付が遅れている理由、また、今後の配付計画については理解しました。

その上で、このタブレットについては、配付が遅れていること以外にも、不具合が多く出てしまう機種もあるようです。そこで、本年度配付するタブレット、また来年度配付を考えているタブレットはどのようなものを選定しているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

今後配付するタブレット端末は、文部科学省が示した基準の範囲の中から県の共同調達による導入を予定しているため、機種の選定はできません。ただし、児童生徒が日常的に使用するため、これまでの使用実績から信用性の高い、壊れにくい端末１機種を県に要望していく予定でおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　タブレットの配付については１機種、つまり機種が統一されていると伺って安心しました。この端末については、機種が違うことで性能や信頼性、そして操作性にも格差が出ており、授業にも影響するのではないかという声も聞いております。今後配付するタブレットについては、生徒が長く使うことができる、壊れにくい機種を千葉県へ調達するよう引き続き協議していただくことを要望して、この項目の質問は終えます。

次は、(2)書くことを育む教育についてです。タブレットのアプリケーション、デジタル教材などを用いる学習も大切ですが、書くことで集中力や記憶の強化、思考の言語化なども育成できるそうです。そこで、タブレットと併せてどのように書くことの学習も両立していくのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

国は、改定常用漢字表答申の中で、手で書くことの効果について、繰り返し漢字を手書きすることで、視覚、触覚、運動感覚など様々な感覚が複合する形で関わるため、それによって脳が活性化されるとともに、漢字の習得に大きく寄与すると述べております。このことは、手で書く活動全般に通じる効果であると考えます。

現在、国が進めていますＧＩＧＡスクール構想では、ＩＣＴの活用について、これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図るよう示されており、今までの学習方法とタブレットをバランスよく組み合わせることが求められております。市川市でも、国の指針に従い、手で書く活動とタブレットを使った活動を適切に行うことを目指しております。例えば、国語科の学習では長文の作成や資料の共有の場面ではタブレットが有効であると考える一方、文字を整えて正しく書く場面やノートを取る場面、インタビュー等でメモを取る場面では手書きでの活動が効果的と考えます。また、図画工作、美術におきましては、クレヨンや絵の具、鉛筆など様々な道具に慣れ親しむとともに、必要に応じて描きたいもののイメージを広げたり色を試したりするためにタブレットを活用しております。このように、１つの教科の中でも場面に合わせて手で書く活動とタブレットを使った活動を組み合わせて学習しております。今後も、児童生徒の発達段階や身につけさせたい力を踏まえて活用場面を考えながら書くことにおいて、デジタルとアナログの両立を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　世間的には学校教育においてデジタルのほうの分野に一般的には注目が集まりやすいと私は考えてしまいますが、しっかりアナログもやっていただいているということで安心しました。引き続きバランスよく、こちらのアナログの分野についても子どもたちに教育の分野で取り組んでいっていただきたいと考

えます。

次は、学校施設における市民等の利用における(1)施設開放を中止とする基準についてです。学校施設を利用される方々より、よりよい形で施設の開放を求める声を聞きます。

そこで、学校施設開放を中止する際は、どのような基準、規則に基づいて中止になるのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

学校施設開放を中止とする基準につきましては、市川市学校施設の開放に関する規則の第３条適用除外及び第９条使用の承認等に基づいて判断しております。第３条適用除外では、学校施設が公職選挙法その他法令に定める目的のために使用される場合、第９条使用の承認等では、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるときや、営利を目的として、または入場料、観覧料、その他の金銭を徴収して運動場等を使用するおそれがあるときなどでございます。そのほか、やむを得ない事情により学校施設開放を中止とする事例といたしましては、運動会、オープンスクールなどの学校行事があるとき、学校施設の修繕工事や電気設備等の点検があるとき、台風等の非常変災時、暑さ指数31以上、熱中症アラートの発令など健康状態に危害が及ぶとされるときなどが挙げられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　学校施設が中止となる基準は理解できました。その上で、本年10月26日、衆議院選挙前日に学校の施設利用が中止となりました。この理由も、御答弁されたように規則に基づくものとは理解しますが、学校施設を利用する方々からは、これまで選挙の前日は学校施設のグラウンドは利用できたとの声も聞いています。

そこで、本年は選挙前日の施設利用を中止としたこのいきさつについてお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

選挙会場となっている場合には、これまでも原則中止でお願いをしておりました。しかし、投票場所として指定されていない運動場などを使用する一部の団体は、設営に伴う搬入や投票者の駐車等、安全に考慮しながら活動を続けておりました。その結果、使用している団体と使用していない団体が混在する状況となっておりました。令和４年７月10日の参議院議員選挙及び令和５年４月９日の県議会議員選挙、同月23日の市議会議員選挙時も、これまでと同様に施設開放について制限を設けて実施しておりましたが、安全面の確保に課題が生じたため、本年10月27日の衆議院議員選挙では、前日の設営日及び選挙当日の使用を中止といたしました。なお、学校施設開放使用登録団体には、選挙の執行に伴い原則として選挙に関わる日時につきましては学校施設開放中止のお知らせを毎回通知しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　中止のいきさつは分かりました。その上で、選挙に関わる学校施設開放は毎回通知されているとの御答弁でしたが、このことを理解されている団体が少ないように私は感じてしまいました。

そこで、どのような方法で学校施設の中止を周知したのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

全ての学校開放施設使用登録団体へ文書で通知をするほか、市公式ウェブサイトの学校施設開放のページにて

周知しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁を伺うと、しっかり文書で周知されていることは理解しますが、手紙１枚で楽しみにしていた学校施設の利用が中止されたと否定的な声が私のところには届いてきておりますので、例えば、学校の先生を通じても中止の理解を求めるなど、より丁寧な周知を御一考いただければ幸いです。

その上で、令和４年の衆議院選挙、令和５年の県議会議員選挙、市会議員選挙のときには、制限がありつつも学校施設が開放されていました。加えて、学校施設の利用を楽しみにしている子どもたち、地域の方々がいることに鑑み、今後は令和４年、５年のときと同様に、制限を設けつつも、限定的にでも学校施設を開放することはできないのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

以前、選挙時に使用を制限しながらも学校施設開放を実施していた際に、投票に来る市民に対して危険が及ぶ事案が続いたことから、安全確保の観点により、このたびの衆議院議員選挙では前日の設営作業時も含め、選挙に係る日時を一律に中止といたしました。しかしながら、投票には全く影響のない活動場所や活動形態もあることから、今後は選挙に関わる学校施設開放につきましては、以前の使用の制限での状況と、今回の使用の中止での状況を精査し、関係部署と協議検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　前向きな御答弁ありがとうございます。楽しみにしていた学校施設の利用ができなくなることを残念に感じる子どもたちの声を聞いています。そして、その中止の理由が選挙ということで、自分たちの楽しみを選挙、政治が奪ってしまうような印象を持たれてしまったお子さんたちが一定数いるように感じました。選挙と学校施設の開放を両立させるのは難しいと考えますが、次の世代によりよい形で政治に関心を持ってもらう意味でも、でき得る限り学校施設が利用できる環境の実現を要望します。

では、次は(2)施設利用時の喫煙についてです。学校施設を通じて地域の方々と交流する中で、喫煙に関するトラブルを多く聞きます。

そこで、運動会や自治会主催のお祭りなど学校施設利用時の喫煙について、本市はどのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

市川市では、平成16年４月１日、市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する市民マナー条例が施行され、路上禁煙・美化推進地区の指定や、公共の場所における禁止行為等が定められております。教育委員会では、平成20年９月１日より、学校は喫煙が体に及ぼす影響について学ぶ場であること、子どもは受動喫煙による健康への影響が大きいことなどを考慮して、市立幼稚園、小中学校、特別支援学校の敷地内を全面禁煙としております。これを踏まえ、学校施設を利用して実施される運動会や体育祭などの学校行事につきましても、多くの学校が開催案内等を通じて保護者や地域の方に対し学校敷地内や学校周辺での喫煙の禁止を周知しております。また、掲示物や看板等の設置や口頭における注意喚起を行っている学校もございます。そのほかにも、自治会のお祭りやイベント、学校開放事業の団体等も学校施設を利用しており、喫煙の禁止につきましては自治会と学校との打合せや団体などが参加する施設開放委員会を通じて周知しているところでございます。課題といたしまし

ては、来校される不特定多数の方への徹底までは至っていないことから、今後も学校施設を利用される方々には、敷地内の全面禁煙について御理解と御協力が得られるよう周知を徹底し、注意喚起を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁されましたように、来場する不特定多数の方へ全面禁煙の周知が至っていないことで、喫煙を注意するＰＴＡの方々、自治会の方々など、学校施設を主催者側で利用する関係者と来場者の、本当に近い距離感でのトラブルが起きてしまっています。また、学校施設を敷地内全面禁煙にしても、目の前の路上や近隣の私有地で喫煙される場合もあり、敷地内の全面禁煙が子どもたちを受動喫煙から守る有効策とは、もはやなり得ていないようにも感じてしまいます。

そこで、子どもたちを望まない受動喫煙から守る観点からも、例えばですが、学校の屋上など、たばこの煙がグラウンドや体育館など子どもたちに届かない場所で分煙を行うことはできないのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

平成30年７月、健康増進法の一部改正により、学校や病院、児童福祉施設等は原則敷地内禁煙として令和２年４月より全面施行されております。教育委員会といたしましては、学校施設は成長過程にある多くの子どもたちが１日を過ごす教育の場であり、生活の場でもあるため敷地内禁煙としており、分煙での対応はいたしておりません。また、分煙対策として学校の敷地外での喫煙をお願いすることは、近隣住民の迷惑にもなることが十分考えられますので、今後も学校敷地内の全面禁煙や、学校周辺での禁煙について、さらに広く周知できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　改めて、法的な要件も併せて、分煙という解決策がなかなか難しいことは理解させていただきました。ただ、今御答弁いただいた内容を粛々とやっていくしかないかもしれないんですが、その中でも引き続き子どもたちを望まない受動喫煙から守るためにも、何かしらの有効策を模索していただくことを要望して、本項目の質問を終えます。

次は、最後の大項目となります次期クリーンセンターの整備運営事業における入札公告及び入札説明書等の公表についてです。

次期クリーンセンター整備運営事業は、専門的な技術やノウハウが求められるため、事業者選定方法については価格だけでなく、事業者から提出された技術提案などを評価した上で落札者を決定する総合評価落札方式、一般競争入札としたことは、さきの定例会及び市公式ウェブサイトなどで理解しております。このことについて、現在、次期クリーンセンター整備運営事業の事業者選定を行っていることも理解しておりますが、この時期だからこそ質問する必要、質問すべき事項があると考えます。

そこで、入札に影響がない範囲で質問しますが、まずは本事業における事業者選定の進捗についてお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

進捗につきましては、本年８月の入札公告後、事業者がより精度の高い提案が提出できるよう、入札説明書や要求水準書などに関する質疑、回答を複数回行いました。また、現地見学会なども実施をしております。現在

は、入札書及び技術提案書の受付を行っており、今月16日に締め切ることとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁された入札書及び技術提案書の受付に関して、事前に質疑、回答を３回行ったことは市公式ウェブサイトにて公開されております。

そこで、どのようなことに事業者の関心が寄せられていると考えているのか、本市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

入札説明書や要求水準書に対する質問は合わせて500件以上あり、主なものとしましては、施設整備に関するものでは、搬入車両の条件など動線計画に関わるものや、環境負荷に対する条件、不適物の処理方法などプラントの仕様や構造などの詳細に関するもの。また、施設の運営に関するものでは、ごみの収集状況の詳細や現クリーンセンターでの作業方法など、現状に関する質問が多く寄せられました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　合計で500件以上もの質問が出されたことは、入札参加を検討されている事業者も、この事業の重要性を認識してくださっていると感じます。また、プラントの仕様や構造、施設運営など詳細に関する具体的な質問が多いことも、入札の参加に意欲的であると考えます。総合評価落札方式、一般競争入札という手法では、そもそも参加者が現れず入札不調になることも懸念していましたが、質疑、回答した件数、回答内容から、現時点では不明確ながらも参加者がいないという私の疑念、懸念は払拭されました。

それでは、今後はどのように事業者選定を進めていくのでしょうか。事業者を選定する評価プロセスについて、整備運営事業者選定支援業務委託を締結している専門家からも意見やアドバイスを受け、落札者を決定するのかお伺いします。あわせて、市公式ウェブサイトよりこの専門家に関する業務委託のページが削除されていますが、これは入札に対する配慮なのか、削除した理由についても御答弁ください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

今後につきましては、入札参加者から提出された提案書を審査の上、開札を行い、来年３月下旬頃には落札者を決定する予定でございます。評価プロセスにつきましては、専門家による客観的な意見やアドバイスも受け、公平かつ透明性を保って総合評価を行い、最適な事業者を決定いたします。業務委託の落札者決定に関するお知らせを市公式ウェブサイトから削除したことにつきましては、事業者選定に向けまして影響を与えることがないよう配慮をしたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　事業者選定に影響を与える可能性がないように市公式ウェブサイトから削除しているとの御答弁ですが、これまで公開していたものを、事業概要説明書を公表するタイミングで削除すれば影響が出ないのか、私は疑問です。次期クリーンセンターを整備運営できる規模のプラントメーカーが、本市が公開していた情報を把握していないとは考えにくいです。また、仮に私が指摘したページを公開し続けることでどのような影響が出るのでしょうか。次期クリーンセンターの整備運営事業は、次の世代まで続く本市の一大事業であり、田中市長は、令和４年の所信表明における行財政運営において、情報公開を徹底し信頼を取り戻したいとも述べられております。田中市長が掲げる行財政運営と、本事業の情報が削除されていることを照らし合わせると

疑問は残りますが、現在、入札書及び技術提案書の受付を行っていることに鑑み、この疑問を質問することで入札に影響が出てもいけませんので、あえてこれ以上は聞きませんが、事業者の選定が終わり次第、適切なタイミングで削除したページを再度公開することを求めます。

その上で、本事業における専門業者のアドバイザリーに関する経費については、令和４年９月定例会の補正予算において約4,600万円の債務負担行為が設定され、令和６年２月定例会において補正が行われるなど紆余曲折あります。

そこで、アドバイザリー業務委託の最終的な契約金額は幾らなのかお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

次期クリーンセンター整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務委託の契約金額は、約3,900万円であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　今御答弁いただきましたこの約3,900万円を計上し、専門家からの意見やアドバイスを受け作成された成果の一つに、次期クリーンセンターの設計及び工事費を500億円とする資料があります。次期クリーンセンターの設計及び工事費を500億円と計上していることは市公式ウェブサイトでも確認できる公開された情報でありますから、あえて入札書及び技術提案書の受付を行っているこのタイミングで質問しますが、本市は、次期クリーンセンターの設計及び工事費を、建設期間中の物価高騰も踏まえて、現在も500億円で建設できると考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

設計金額につきましては適正なものであると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　適正なもの、つまりは、次期クリーンセンターは500億円で建設できるとの御答弁を確認させていただきました。そうであるならば、事業着手後に著しい物価上昇や特定の資材価格の大幅な上昇などがあっても、この予算は堅持されていただきたいと考えます。なぜなら、この500億円が計上された時期は、既に物価高騰がある社会情勢の中で、それらを踏まえ、専門家によるアドバイスまで受けて示された金額だからです。仮に、あくまで仮にですが、事業着手後に物価高騰による増額の補正予算などが計上されるようなことがあるならば、この金額の根拠は何だったのかと指摘せざるを得ません。物価上昇など厳しい経済状況の中で、設計及び工事費が予算内に収まるのか、私は懸念しています。

次期クリーンセンターについては、安全性、信頼性を確保しつつ、建設費を抑え、次の世代に負債を残さないことが何よりも重要であると私は考えます。このような観点から総合評価を行い、事業者を選定してくださることを強く要望します。そして、この事業が市川市の持続可能な発展に貢献する施設となることを期待して、今後も注視していくことを申し上げ、私の一般質問を終えます。御答弁くださりありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後１時開議

○つちや正順副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

堀内しんご議員。

○堀内しんご議員　それでは、市川維新の会、堀内しんごでございます。通告に従いまして一問一答にて質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、大項目、公共施設整備について。

小項目の八幡市民交流館ニコット内の音楽スタジオ及びぴあぱーく妙典ＣＯＣＯ内の音楽スペースについて質問いたします。

来年、令和７年２月、３月において、八幡市民交流館ニコット及びぴあぱーく妙典ＣＯＣＯの開館が予定されています。各施設には防音機能を備えた音楽室が設置されるようですが、私も音楽の一愛好家として非常に関心がございます。そこで、それぞれの施設の音楽室の設置の経緯、目的、また現在準備進捗情報がありましたら、併せてお答えをお願いいたします。

○つちや正順副議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは八幡市民交流館の音楽スタジオについてお答えいたします。

八幡市民交流館の音楽スタジオは、建物の２階にあり、高い防音性能を備えていることから、楽器アンサンブルやバンド演奏などの音楽活動が可能となっております。音楽スタジオは、広さおよそ25㎡で、使用人数は９人前後を想定しております。スタジオ内の防音の環境を一定に保つために、入口には２枚の防音扉を設置し、扉を開けた際の音漏れに配慮した構造となっております。

市民交流館に音楽スタジオを設置しようとした経緯でございますが、新しい施設の概要を検討するに当たり、公民館になじみがなかった方々にも訪れていただけるよう、これまでの公民館には設置されていなかったバンド演奏等の練習に使用できる音響設備を整えたスタジオを設置し、より本格的に演奏ができる場所を提供したいと考えたものでございます。そこで、令和３年度に策定いたしました施設の整備方針等を示した仮称八幡市民複合施設基本計画におきまして、施設に導入する基本的な機能の一つとして音楽スタジオを加えたものでございます。また、令和４年に開催したワークショップでは、家ではできない楽器演奏等の練習を防音のある部屋でしたいといった声や、スタジオでギターを演奏したり歌を歌いたいといった声が学生の方を中心に多くありましたことから、今まで公共施設を使ったことのない方々にも音楽スタジオを使っていただくことで、より多くの方に喜んでいただけるものと考えております。音楽スタジオに設置する楽器類につきましては、専門事業者のアドバイスを受けながら、バンド演奏の中級者以上の方にも満足していただけるようなものを設置することとし、現在選定を進めております。設置を予定している楽器類につきましては、電子ピアノ１台、ドラムセット１セット、ギターアンプ２台、ベースアンプ１台、ミキサーパワーアンプ、スピーカーなどの音響機器が一体化したポータブルＰＡシステムを１台設置する予定であり、より本格的な演奏を行うことができるよう準備を進めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からはぴあぱーく妙典ＣＯＣＯについてお答えします。

ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯは、子どもの健やかな成長を支えるため、地域における新たな子どもの居場所として整備しており、子どもたちが自由に遊び、学び、集うこと、子どもたちが興味関心を持った様々な活動に参加し体験する中で学び、成長していくことができる施設を目指しております。

そこで、楽器に触れたり音楽を実際に演奏したり友達の演奏を聞いてみたりという体験活動の場として、防音

性の高い音楽室を設置したものでございます。ＣＯＣＯの運営に子どもの意見を生かすため、やりたい、やってみたいと思ったことなどを子どもたちが話し合うこども作戦会議を開催しておりますが、その中では、自宅練習では大きな音が出せないのでアンプにつながずにギターの練習をしている、楽器にお金をかけられないので、やってみたくても始められないといった意見がありました。これらの意見を参考に、音楽室の備品選定に当たっては、中学・高校生を対象に、初心者から中級者程度の利用に適したドラムセットやアンプなどのほか、ギターやベースといった楽器も用意し、これらの楽器を自宅に持たない子どもも体験できるようにしています。また、ピアノを設置する音楽室では、アンサンブルができるスペースを確保するためにアップライトピアノを置きますが、できるだけ音質がよく使いやすいものを設置できるよう準備を進めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。本当に大変すばらしい施設ができるんだなというふうに感じます。私も音楽を愛する身として、このＰＡとか機材が入った音楽室が市川市にできるというのは大変喜ばしいと思います。今までメディアパーク内に２つの音楽スタジオがあったんですけれども、こちらのほうは、１つは何も入っていなくて、もう一つはドラムと電子ピアノが入っているような状態でした。新しくギターアンプまたはＰＡという楽器を入れて本格的にバンド演奏ができるようなスタジオが持てる、これはすばらしいことだと思います。開館してから多くの方が利用していただけるというふうに思っています。

また、そんな中でちょっと心配事もあるんですけれども、実はメディアパークで貸し出しているのはもうかなり、20年も前からやっていますけれども、セットドラムがあるんですけれども、こちらが、やはり少し無謀な使い方をされたりとかして壊されてしまって使用ができない期間があるというときが度々ありました。また今回多くの楽器を入れて貸し出すということで、この楽器の管理がどのように行われるかというのをちょっと疑問に思いました。その辺のあたり、もし予定していることありましたらお答えをお願いいたします。

○つちや正順副議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

八幡市民交流館の音楽スタジオの楽器類につきましては、スタジオ内に常時設置していることから、音楽スタジオを使用する方であれば、特に手続をすることなくどなたでも使用することが可能です。しかし、ドラムセットをはじめとした楽器類は高価なものもあることから、粗雑な使用による破損等を防ぐ必要がございます。また、万が一使用者が破損した場合などには、修繕等に必要な費用を請求することも想定されます。そこで、楽器類を正しく使っていただくためにも、音楽スタジオを使用する前と使用した後に職員が立ち会い、チェックリストに基づき、楽器類に破損等が見受けられないかなどを確認することで管理していくことを予定しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からはぴあぱーく妙典ＣＯＣＯでの管理にお答えします。

中高校生向けに音楽練習ができる部屋や楽器の貸出しをしている他市の事例では、貸出し前に利用方法やマナーについて学ぶ機会を設けているところが多くございます。本市におきましても、子どもたちが音楽スペースを使用する際には、あらかじめ機材の使い方や楽器の扱い方について説明をすることとし、使用後には毎回職員がチェックシートを用いて楽器の状況を確認する運用を予定しております。また、必要に応じて楽器の保守を行うとともに、子どもたちには楽器を大事にすることの大切さを伝えてまいります。なお、音楽室には大きな窓を設置しており、部屋の中の様子を職員が確認できるようになっておりますので、貸出し中も利用状況を適宜見守ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　それぞれ御回答ありがとうございました。ぴあぱーくＣＯＣＯのほうですが、こちらのほうはやはり初心者から、楽器を貸し出して、ギターとかベースを貸し出して行うという形ですよね。本当に今までにない音楽スタジオの貸し出しだと思いますので、今後どうなるか分からないですけれども、そういうチェック体制も今考えているということで少し安心しています。高価な楽器ですので、長く皆さんが使えるように、またよろしくお願いいたします。

この項目はこれで以上であります。

次に移ります。次は、大項目、道路標示についての質問をいたします。

(1)キッズゾーンの現状についてお伺いいたします。

市内のところどころに、車で走っていますと道路にキッズゾーンというマークがついています。また、電信柱等にキッズゾーンという垂れ幕なども書いてあるのは目にするんですが、こちらのほうは一体どういう形で導入されているのか、経緯、目的、またその概要とか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

キッズゾーンは、令和元年５月８日に滋賀県大津市において、園外活動中に保育園児が死亡する交通事故が発生したことを受け、同年６月18日に国が創設を決定したもので、付近に保育施設や幼稚園が存在し、園児が散歩などで利用する道路であることを自動車の運転手に周知し、注意喚起を促すことを目的としています。本市では、大津市の事故の後、直ちに市内の保育施設や幼稚園などに散歩などの園外活動中における危険箇所についてアンケート調査を行い、その結果に基づき、危険箇所との回答があった109か所に対して、ガードレールや車止め用のポールを設置するなどの安全対策を実施いたしました。その後、国が示しましたキッズゾーンの設定手順に従い、警察と協議を重ね、園外活動の経路上で危険箇所が多く集まる市内６エリアをキッズゾーンに設定し、令和３年３月末に118か所の路面標示及び10か所の電柱幕の設置を完了いたしました。

なお、キッズゾーンの周知につきましては、これまで市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」、ＳＮＳなどを通じ周知を図ってきたところです。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。今、キッズゾーンの話、大体分かりました。しかし、このキッズゾーン周知ですが、あまり知られていないような気がしてならないです。私も今、まだ娘も中学校に通っていますのでお母さん方とお話しする機会もありますけれども、キッズゾーンと下に書いてあるけれども、これは何だろうねというような市民の声も聞いています。

そこで、これがどのぐらい知られているかというのを検証したりというようなことはあったのか、どうか、お伺いしたいと思います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

これまでキッズゾーンの認知度についての検証を行ったことはありませんが、設置から３年以上経過し、市民の関心や認知度が薄れてきていることが考えられます。また、園外活動中の危険箇所に係る調査を実施してからも５年以上が経過していることから、新たな保育施設が増え、市内の道路事情も変化している中で、危険箇所の状況なども変化していることが想定されます。そこで、まずは保育施設等に改めてアンケート調査を実施し危険

箇所を再確認するとともに、キッズゾーン周辺の施設等へチラシを配付するなどして、職員や保護者に周知を図っていきたいと考えております。あわせて、市民への認知度を高めるため、市の公式ウェブサイトや「広報いちかわ」、ＳＮＳのほか、デジタルサイネージなど様々な媒体を活用して広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。そうですね、これは、ただ書いてあっても知ってもらわないとやっぱり効果はないかと思います。ぜひ様々な媒体を使って市民に知っていただけるようにお願いしたいと思います。

そこで(2)ですけれども、道路交通安全のための今後の取組についてというふうにしておりますけれども、これなぜこういうふうに思ったかというのは、道路標示のことなんですけれども、実は、川崎市が道路上に「あっ！」という、びっくりマークをつけて道路標示をしたところ事故が減ったというようなニュースを過去に聞いたことがあります。このように注意を引いて交通安全をするような標示とか、先ほどのキッズゾーンも同じですけれども、やはり子どもたちに注意というような意味合いで道路に標示していると思うんですけれども、この道路標示ということに関して、もう少し事故防止に有効な方法があると思うんですが、本市でも川崎市のような、「あっ！」というような形で、ドライバー、保護者なりが気がつきやすいような標示をしてみるとかいうことを今まで考えたことがあるかどうか、その辺のところのお答えをお願いいたします。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市では、自動車運転者に対して交通の安全と円滑化を図るため、道路の状況や交通の特性に関する注意喚起のための路面標示を千葉県警察に相談しながら設置しております。具体的には、速度抑制のための「スピード落とせ」や、交差点における事故防止を図る「交差点注意」、児童生徒が通学する道路に「通学路」や「学童注意」を表示しております。また、文字による路面標示のほか、舗装の色を一部分だけ変えて凹凸があるように見せかけて速度の低下を促すイメージハンプも取り入れております。路面標示以外では、看板の設置や路側帯、交差点部にカラー舗装を行っております。このほか、平成26年度に策定した市川市通学路交通安全プログラムに基づき、市内の小学校、義務教育学校を４つのグループに分け、４年に１回、千葉県警察、教育委員会、道路管理者が合同で通学路の危険箇所を点検し、適宜必要な対策を講じております。

ソフト対策としましては、年４回の交通安全運動を中心に、千葉県警察や交通安全団体と連携して、市民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践により交通事故防止を図るための広報や啓発、指導等を行っております。このように本市では日々交通安全対策に取り組み、事故が多発している箇所は少ないと認識しており、千葉県警察も同様の認識とのことです。

御質問にあった川崎市に路面標示の件を伺ったところ、平成25年に川崎市多摩区の幼稚園の園長先生が、スピード抑制対策として、自動車運転者の印象に残ることで少しでも交通事故防止につながればとの思いから考案し、川崎市が所轄警察署と協議した上で幼稚園の前面道路に１か所設置したとのことでした。その後、平成29年度には、事故が多発していた幸区の道路の約500ｍ区間に路側帯のカラー舗装や減速マークの設置に加え、実際に事故があった箇所など９か所に設置したとのことです。その結果、対策前の５年間で起きていた15件の事故が、対策後の５年間で６件に減少したとのことから、効果があったと考えられます。その後、様々な交通安全対策を行った結果、令和５年の幸警察署管内の事故件数は、平成25年と比較して約４割減少し、現在では注意喚起の看板や「スピード落とせ」等の路面標示の設置、交差点部のカラー舗装等によって対策を取っているとのこと

でした。

本市としましては、警察庁により定められた法定外表示等の設置指針に基づき、新たに路面標示を設置する際は、歩行者や車両等の運転者が一見してその意味するところが理解できることを基本に、少しでも事故が減少するように千葉県警察に意見を聞きながら、適切な注意喚起の標示を行ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。今の答弁を聞いていてもちょっと思っていたんですけれども、先ほどのキッズゾーンとのことですけれども、道路標示ということでちょっと気になる一文が、「このように本市では日々交通安全対策に取り組み、事故が多発する箇所は少ないと認識しており、千葉県警察も同様の認識とのことです」というようなお答えいただいたんですけれども、この一文がちょっと僕の頭の中に、前職、私もそういう交通関係の仕事をしていた関係で、いろいろ会社でもそういう研修とかもあるんですけれども、やっぱりこの言葉がちょっと、安全だから、事故がないからといってその上にあぐらをかいていると、いつかは事故を起こすぞというような研修をされたときに、これは警察の講習でもやっていますけれども、だろう運転からかもしれない運転に考えて、子どもが飛び出してこないだろうと思うのじゃなくて、来るかもしれないと思って運転をしてくれというような講習もやっています。

そのような考え方からして、今は事故が少ないからいいだろうという考え方じゃなく、いつか事故が起こるかもしれないという考え方で、この川崎市の例ではないですけれども、市川市においてもそのようなことを考えつつやっていったらいいんじゃないかなと思っています。もちろんキッズゾーンもそうです。キッズゾーンと書いてあってよく分からなければ、ちょっと部が違うんですけれども、その下に道路交通部のほうで、「あっ！」とか、「子ども出る」とか「出た」とか、ふっと思えるようなものを書いていただく。これは先ほど言ったように今年の６月27日に警察庁から通達が出ていましたが、法定外表示等の設置指針についてに基づきというところの、私も何かいろいろ読みまして分かったんですけれども、やはりこの中に、ここにも書いてありますね、一見してその意味するところが理解できることを基本にということがあるので、やはり注意喚起であれば、まさにこの川崎市の「あっ！」じゃないですけれども、おっとやっぱり見ると思うんですよね、歩行者が、市民、子どもたちも、そしてまたドライバーも。このようなことを考えて。この間、公明党さんからの代表質問にありましたね。信号機の設置、なかなか設置してもらえないと、いろいろな規制があってできないんだという話は私も聞きました。

この信号機を設置するの難しいかもしれないですけれども、例えば横断歩道があったら、その前に道路標示、「あっ！」ではまねっこになっちゃいますけれども、何か考えていただいて、「待った」とか、子どもの「子」とか、何かこういうのがあったりして、ちょっと気を引くというか目を引くようなものがあればまたそれも注意喚起になるかと思いますので、ぜひ、せめて、今キッズゾーンもそうですけれどもゾーン30といって、平成27年から学校の周りにはそういう制定をして30㎞に落としたりとかいうような看板を出したりということもあります。これは小学校の周りだとゾーン30ですけれども、多分キッズゾーンというのは幼稚園とか保育園の周りにゾーンとして、エリアとして考え方としてやっていると思うんですね。そんな中に横断歩道等危険なところがあれば、そこに来たときのキッズゾーンの下に、「あっ！」をつけるか「い」をつけるか分からないですけれども考えていただいて、安全を守っていただく、市民の安全を守っていただく、そのように考えていっていただければと思います。よろしくお願いします。

この項の質問は終わります。

続きまして、デジタル通貨ＩＣＨＩＣＯについてお願いいたします。

デジタル通貨ＩＣＨＩＣＯ事業の進捗状況及び今後について。この事業について、年度当初の目標を立てていると思うんですけれども、その目標の達成状況をお願いいたします。

○つちや正順副議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯでは、令和６年度は加盟店400店舗以上、利用者２万5,000人を目標として事業に取り組んでおります。まず、加盟店につきましては、目標としておりました400店舗を大きく上回り、現在はそのおおよそ２倍、約780店舗に達しております。市全域での実施となった今年度は、商店会の飲食店や、市民の方が日用品を購入するスーパー等を中心に、職員が事業参加をお願いに回るといった活動を重ねてまいりました。さらに、７月下旬から８月末にかけて、デジタル地域通貨担当室に各課からの応援職員を迎え、店舗を訪問する体制を強化したことにより加盟店が大幅に増加をいたしました。

次に、利用者につきましては年度当初は約１万4,000人でございましたが、市制施行90周年記念キャンペーン第２弾がスタートいたしました11月上旬に、目標の２万5,000人に達しました。現在は約３万200人となっており、順調なペースで増え続けております。大幅に利用者が増加している要因といたしましては、ＰＲイベントＩＣＨＩＣＯ ｄｅ プチ・マルシェを開催し、市長自らトップセールスを行ったことに加えて、地域で開催されたイベントにＰＲブースを出展し、アプリのインストールを補助する等、きめ細やかな対応を行ったこと、さらにはＰＲ動画の作成や新聞折り込みチラシの配布等、多様な方法で周知に努めてきた結果が目標達成につながったものと認識をしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。目標の達成、すごい人数ですね。今ちょっと伺って３万人超、当初よりは、かなり目標よりも行っているような気はいたしますね。それで、その加盟店と利用者数は目標以上に増加しているようなんですが、その発行額、また利用額はどのような状況かお願いいたします。

○つちや正順副議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　ＩＣＨＩＣＯの発行額と利用額につきましては、予算額17億1,708万円に対し、現在の発行額は約11億8,200万円、利用額は９億7,900万円です。年度当初は利用者数が少なかったことからＩＣＨＩＣＯの利用が進むまで時間を要しましたが、現在行っているキャンペーン第２弾では、本日時点の発行額は約６億2,900万円、利用額は約５億2,500万円に到達しております。このキャンペーンでは、総額１億円分のポイントを利用者に還元いたしますが、既に還元総額は7,300万円を超え、想定を大きく上回るペースでＩＣＨＩＣＯの利用が進んでおります。今後も多くの皆様にＩＣＨＩＣＯを御利用いただけるよう、様々な取組を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。具体的な数字を入れていただきましてありがとうございます。これは本当に相当予定を上回るペースでＩＣＨＩＣＯの利用が進んでいるなというふうに感じていますね。このままでいきますと、総額が7,300万円で１億円に達してしまったら、これは終わってしまうということになりますね、ポイント事業のキャンペーンがね。いいペースだなと思っています。

そこでちょっとお伺いしたいのは、またいろんな効果が出ていると思うんですね、様々な取組をやってきて。その中でプチ・マルシェというのをやっていますね。そういうイベントにあとは出たりとかしていますね。こういうことをなぜしようかなと思ったのか、その経緯とか目的があったらよろしくお願いします。

○つちや正順副議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　ＩＣＨＩＣＯのＰＲに当たりましては、「広報いちかわ」やポスター掲示等の周知だけではなく、手軽に始められて決済方法も簡単というＩＣＨＩＣＯの魅力を多くの方に実際に体験していただくことが効果的であると考えております。このことを踏まえてＩＣＨＩＣＯ ｄｅ プチ・マルシェを開催するとともに、地域で行われるイベントへのブース出展を行ってまいりました。

まず、ＩＣＨＩＣＯ ｄｅ プチ・マルシェにつきましては、行徳地域におけるＩＣＨＩＣＯの利用を推進するため、行徳駅等の主要駅前で計６回開催をいたしました。このイベントでは、市長が通行人にＩＣＨＩＣＯの利用を呼びかけるトップセールスを行ったほか、会場に利用者サポートコーナーを設置し、スマートフォンの操作が苦手な方でも、アプリをインストールしＩＣＨＩＣＯを利用できるよう説明やサポートを行いました。さらに、販売コーナーでは、加盟店にお弁当やパン等を販売していただき、加盟店と一丸となって事業のＰＲを行うことで、加盟店を多くの方に知っていただく機会をつくることができたと考えております。参加した加盟店からは、イベントが盛り上がって楽しかったという声や、職員が加盟店のＰＲをしたことに対する感謝の気持ちが寄せられたほか、今後もこのようなイベントを開催してほしいといった意見をいただきました。このほか、地域で行われるイベントにおいても主催者の御協力をいただき、会場内にブースを出展し、参加者の方にＩＣＨＩＣＯの魅力や使い方をＰＲいたしました。

こうしたＩＣＨＩＣＯ ｄｅ プチ・マルシェや地域イベントでは、事業のＰＲができただけではなく、加盟店、地元の商店会や自治会の方と顔の見える関係を築き、連携を深めることができました。これもまたＩＣＨＩＣＯの取組における大きな成果であると認識をしております。今後もこのような取組を引き続き実施をしてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。そうですね、このＩＣＨＩＣＯのプチ・マルシェイベントは私もちょっと拝見させていただきましたけれども、いわゆる地元の加盟店の方、それと市の広報の、デジタルの課の方、一緒になってＩＣＨＩＣＯのキャンペーンをやっている姿を見て、また、その商店の方と、ここでも言われたように顔の見える関係を築きという、本当にデジタル通貨を用いて、市と商店の方とかが連携して盛り上げていくという１つの大きな材料になっているというふうに感じます。市川の商店会のほうですかね、この冬１万5,000ポイントプレゼントするようなキャンペーンを商店会自体で企画していると。本当に経済活性化というか、そういう一翼を担っているというふうに思っています。今後とも期待しています。

また、そこで現在ＩＣＨＩＣＯの利用者が続々と増えております、加盟店も増えております。それで、これは来年も続くのかというようなことをよく聞かれるんですね。来年度に向けた予算編成の状況、また事業を継続する場合、今年度利用した、チャージしたＩＣＨＩＣＯ、利用者がチャージしたＩＣＨＩＣＯは来年も使えるのかというようなことも聞きますので、その辺のことをお願いいたします。

○つちや正順副議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　現在、庁内では来年度予算の編成を進めており、ＩＣＨＩＣＯについても関係部署との予算折衝を行っております。ＩＣＨＩＣＯの加盟店、利用者、利用額は順調に増加をしており、本市に対しても利用者や加盟店から、ぜひ来年以降もＩＣＨＩＣＯを続けてほしいといった要望を多数いただいているところです。また、現状はＩＣＨＩＣＯの利用期限を今年度末に当たる令和７年３月31日としておりますが、利用者からは、チャージしたＩＣＨＩＣＯを４月以降も使えるようにしてほしいという要望が寄せられております。来年度も事業を継続する場合には、今年度中にチャージしたＩＣＨＩＣＯを来年度も利用できるよう対応を講じ、利

用者の要望に応えてまいりたいと考えております。具体的な対応方法と予算措置については、今後関係部署と調整を進めるとともに、市議会で議論をいただきたいものと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。市議会も来年度に向けて論議をしていきたいと思います。この事業はぜひとも成功させて、来年もますます経済活性化とともに、先ほど先順位者の方もいろいろＩＣＨＩＣＯのことを利用価値がある、ほかにも利用価値があるような自治会のお話等もありました。まだまだ存在価値というか、秘めていると思います。これを利用したこともいろいろできるかと思っていますので、よろしくお願いいたします。

こちらの質問はこれで終わります。

次に、大項目、姉妹都市ガーデナ市との交流についてお伺いいたします。

小項目、ガーデナ市と少年野球で交流を図る取組についてお伺いいたします。

これは前回の、今年の９月市議会定例会でもちょっと内容を確認しましたんですけれども、児童議会で市長のほうがそのようなことを言っていたので、本当かなということで確認させていただいたんですけれども、その後、市長のＳＮＳを見ていたら、ガーデナの市長とボールを持ってにこにこと写真が出ているわけです。そこに少年野球で交流を図ることがほぼ決定いたしましたと出ていたわけです。もうそれ見た途端に、いやっほうと思ったんですよね、僕も。本当に自分が平成８年当時ガーデナ市に行って、子どもたちと一緒に行って野球のその現場を見ているわけで、これは本当に子どもたちにとってすばらしい夢を与える事業だと思っていたんです。それがずっと開催されなくて、いよいよ来たなというふうに思って喜んじゃったんですけれどもね。

そんなことで、現在その進捗状況はどんなふうになっているかというのをちょっと改めてお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

○つちや正順副議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

ガーデナ市と少年野球で交流を図る取組につきましては、本年４月に行われた少年野球大会閉会式の折、市長より、市川市少年野球連盟の代表者に対し、子どもたちの経験、成長のために、ガーデナ市との親善試合と併せて大谷選手の試合を観戦する海外遠征を企画してはいかがかとの声かけをさせていただきました。それに対しまして市川市少年野球連盟より、遠征の実施について賛成との意向を受けたことにより、実現に向け関係者との調整を図っているものでございます。そして、本年11月１日に、市川市の姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州ガーデナ市の市長をはじめとする代表団が本市を訪問された際、市長とガーデナ市長、市川市少年野球連盟の会長、副会長が会談する機会が設けられました。その席では、ガーデナ市よりドジャースタジアムでの試合観戦などについてのアドバイスをいただいたところでございます。また、少年野球連盟の会長からは、ガーデナ市長に対して、来年の夏休み期間を使って市川市の少年野球チームが訪問し、ガーデナ市の野球チームと交流試合を行いたいことについての意向をお伝えいたしました。その際、日本の少年野球では硬式と軟式の２通りが行われており、交流試合を行うに当たり軟式での試合を行う希望に合わせ、アメリカ合衆国の硬式野球とは違ったボールやバットを使用することなどについて説明をさせていただいたところでございます。そして、市川市少年野球連盟において、訪問する人数や日程等詳細が決まり次第、市川市を通じてガーデナ市と情報共有していくことを決定いたしました。

今後も、本市といたしましては、少年野球を行う子どもたちがガーデナ市へ訪問し、現地の子どもたちと交流試合が実現できるよう、市川市、少年野球連盟及びガーデナ市、３者で連携を図ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　どうもありがとうございました。いよいよこのお答えを聞いて現実味を帯びてきているなというふうに感じます。この日本の野球とアメリカの野球ではボールが全く違います。前回は、やはりここにもありましたように日本のボール、そして日本のバットを使ってやりました。日本の子どもたちはこちらに慣れていますけれども、アメリカの子どもたちは慣れていない、ゴムのボールを初めて見たときにびっくりしたような何だこれみたいな顔というのは今でも私は覚えています。そのように、子どもたちは逆にアメリカに行ったときに、自分と同じ年なのにあまりにもでかい人間ばっかりなので、これは勝てないなとか、そんなことをみんなでわっと言っていたのを思い出します。本当に子どもたちに夢を与える事業だと思いますので、ぜひとも成功するようにお祈りしていますので、協力できることは私どもも協力していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

質問はこれで終わります。

次に、大項目、小学校区防災拠点訓練についてであります。

小項目の訓練内容及び実施方法について質問いたします。

小学校での避難所の開設運営訓練はとても重要な訓練であります。そこで、今年の開催予定、また内容についてお伺いいたします。

○つちや正順副議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

避難所の開設運営訓練は、防災とボランティア週間に合わせて１月の中旬に塩浜学園を含む市立小学校全39校で実施しており、小学校区防災拠点協議会の皆さんと、小学校区防災拠点要員である市職員との連携強化や、発災時の円滑な対応などを目的として行っております。今年度は、来年１月18日土曜日に実施を予定しており、定例の協議会などで委員の皆さんに内容をお伝えし、参加を依頼しているところです。訓練の内容については、昨年度に実施した内容を基本とし、まずは、災害が発生した想定の下、拠点要員である市職員が各小学校に参集し、建物の安全確認など拠点として活動するための準備を行います。その後、小学校区防災拠点協議会の皆さんにも小学校に参集していただき、避難所の設営を行う施設管理班や、福祉避難室の設営を行う要配慮者班など事前に決めている活動班ごとに発災時の手順について確認してまいります。

具体的な活動内容としては、避難者受付の設置や、避難所となる体育館へのマットの敷き詰め、プライベートテントやバルーンライトの立ち上げのほか、通信環境確保のため、Ｗｉ－Ｆｉや蓄電池の設置などを行います。さらに、一部の避難所では、近隣にお住まいの方や支援が必要な方のほか外国籍の方にも参加をいただき、避難所への受入れ訓練を行う予定としております。また、能登半島地震の教訓を踏まえ、携帯トイレの使用に慣れていただくため、袋の取付けや、使用後の処理として水と凝固剤を袋に入れ廃棄するまでの訓練も行います。このような訓練を通して、地域の皆さんに発災時の避難場所や避難所の内容を知っていただくとともに、市との連携強化を図ることで地域防災力を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。今年の訓練では、携帯トイレの使用に慣れていただくため袋の取付けや使用後の処理として水、凝固剤を袋に入れて廃棄する訓練も行うと、それを今年新しく行うということです。私もこの小学校区防災拠点協議会のほうに入っていますので、大体去年もやっていますので様子は分かっています。この訓練の内容とか日程なんですけれども、これは年度当初とかに発表して、スケジュールの大体はも

らっていたんですけれども、例えば、いつ、どういうふうに集まる、何をやるというのはいろいろ各小学校区において違うみたいなんですけれども、一斉にやる日があったりというのもありますけれども、これはちょっとよく予定が分からなくて立てづらいという話も聞いているので、こういう年間スケジュールとかそういうのはどんな感じに決めているのかというのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○つちや正順副議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

小学校区防災拠点協議会は、年間２回程度の会議と避難所の開設運営訓練の実施を予定しており、初回の会議では、年間スケジュール案としておよその訓練実施の時期をお示ししております。詳細な日程や内容については協議会からの意見などを踏まえ検討することになり、また、協議会ごとの課題などを精査して訓練に反映する内容もあるため、早期のお知らせが難しい状況となります。しかしながら、各自治会での行事日程の調整や訓練参加者を増やすためにも、早期に決定したほうが望ましいことは承知しておりますので、少しでも早く訓練の詳細をお知らせできるよう検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。今のお答えのように年２回程度ということで、２回やっているところもあれば３回やっているところ、会議をやっていたりとか、訓練内容とかも様々、もちろん私もその要員でありますのでシナリオに基づいてやるというそのやり方は知っていますけれども、なかなか協議会ごとに様々な形というか訓練方法が違っていたりというようなこともあって、大体私たちが今どのぐらいのレベルでやっているのかというのもよく分からなくなってしまうようなときもあるので、そういう訓練の項目とかそういう参加規模とか、そういうものを書面で、例えばこのぐらいできてこういうものだったらレベル１のレベルだ、レベル２のことができているとか、この辺がうまくできていなかったなと反省できる項目、何かこういう、もうちょっと分かりやすいマニュアルみたいなのを作るとか、そのような目安をつくるとかいうお考えはありますか。

○つちや正順副議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

避難所開設運営訓練は、発災時に大勢の方々が避難してきた場合でも、地域の方々と職員が連携し円滑に対応できることが目的であるため、訓練の際、多くの市民に避難していただくことが理想的な形と考えております。今回の訓練では、基本的な形として避難所の設置と資機材の動作確認を行い、また、一部の学校では地域の方々などに避難者役として参加をしていただき、避難者の受付などを行う予定です。このように段階に応じた訓練の基本的な形については訓練項目の中でも想定しており、訓練内容と参加希望を事前にお示しすることについても、参加者に具体的な訓練のイメージを持っていただくために有効であると考えます。さらに、段階ごとの訓練項目の提示により、習熟度に合わせ繰り返し実施することや、ステップアップにより着実に理解を深めることもできるため、スキルをさらに高める効果も期待できると考えております。

御質問の訓練項目や参加規模の事前提示については、発災時の円滑な対応と地域防災力のさらなる強化につながると考えられることから、分かりやすい訓練方法の提示について引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。私が先ほど来言っていたのは、１つは、この名前が小学校区防災拠点という名前になっていて、防災拠点になっている、その訓練を行うと。この防災という名前がついているもので、私の校区の委員の方も、何か災害が起きたらすぐにやらなきゃいけないとか、何かすぐ行動を起こして人助

けしなきゃいけないとかいうふうな感じになっているんですけれども、実はこの小学校区防災拠点というのは避難所の開設なんです。避難所を開設する、そして自助、共助、公助のうちの共助の部分を皆でやろうじゃないかと。それが今、市が行っているところであるわけで、実際に本当に災害が起きたときにスムーズに避難所の運営ができる訓練を行うわけなので、やはり段階的にやっぱりもう少し訓練内容が、例えば、誰がどこをやっているときに全ての人、全部がそこに駆けつけられると限らないので、それぞれの班のシナリオをお互いが知っていれば、次、違う人がいなければ違う部署に移ったりとかもできたりするし、そういうようなことの書いてあるマニュアルというのが一つもない。班でこんなことをしますよというのはあるんですけれども、ですから、もう少しいろんなことを想定したそういうマニュアルというのか、これができたらこういう次のステップとか、そういうのをつくっていただけると、避難所をつくる訓練を段階的に踏めるし、少しそういうステップアップとかそういうのを目で分かるようになると思うので、ぜひその辺あたりを検討していただきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

続いては、本市オリジナルのイラストの活用についてお伺いいたします。

小項目、ＬＩＮＥ及び広報紙におけるイラストの活用についてですが、これは広報紙とかに最近よくイラストが出ています。ＬＩＮＥとかにも出ていますね。このイラストに対する市民の反応、私はかわいいなと思って、市民の反応が何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○つちや正順副議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

初めに、「広報いちかわ」のイラストにつきましては、原則として紙面を制作する委託事業者が用意したものを使用しておりますが、掲載する記事の内容をより効果的に市民の皆様へお伝えできるよう、職員が本市オリジナルのイラストを書き下ろすこともございます。最近では、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを特集した７月20日号や、梨をテーマにした８月17日号などに、コツメカワウソやレッサーパンダのイラストが登場しております。また、市長が執筆するコラム「市川にこうご期待」のコーナーにも、市長の似顔絵と、郵便物を届けるコツメカワウソのイラストを掲載しているところであります。

次に、市公式ＬＩＮＥにつきましては、毎月２回、「広報いちかわ」の発行をお知らせする際に、コツメカワウソやレッサーパンダのイラストを毎号書き下ろし、使用しております。例えば、11月16日号発行のお知らせでは、歯科検診特集に合わせて、コツメカワウソを歯科医に、レッサーパンダを歯磨きする子どもに変身させて掲載するなど、発行する「広報いちかわ」の表紙やテーマに合わせて変幻自在のバリエーションを展開しているところであります。なじみのあるかわいらしい動物が毎回異なる姿で登場することで、ＬＩＮＥメッセージを受け取った人の目を引き、より多くの人に「広報いちかわ」の発行を認識していただき、電子版の「広報いちかわ」を読んでいただくことを目的としております。このコツメカワウソやレッサーパンダなどの動物イラストにつきましては、「広報いちかわ」や市公式ＬＩＮＥのみならず、市制施行90周年のロゴマークをはじめ、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯ、いちかわかるた、北総鉄道の車両及び大町駅の装飾など、多方面で活用しております。

こうした活用の中で、市民の方からは、コツメカワウソのイラストが可愛くて癒やされたので応援したいといった声が寄せられているほか、制作した職員がメディアから取材を受けるなど、多くの人々に親しまれ、受け入れられてきていると感じているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。この動物のイラスト、非常に私、かわいいなと思っています。また、かるたも非常に動物のイラストをたくさん使って楽しいかるたができているなと思っています。このように

イラストということなんですけれども、このイラストを使うことで市民により親しみやすい市川というものが伝わるんじゃないかと思います。また、難しい情報も、このイラストを使うことによって、さらに分かりやすくなるというふうにも感じています。また、このイラストを使って、もう少しこんなことをしてみようというような考えがあるのであれば、そちらのほうをお願いいたします。

○つちや正順副議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

イラストには、見る人に親しみやすい印象を与える上に、文字だけを並べるよりも、絵を入れて説明するほうが理解しやすく記憶に残りやすいという画像優位性効果が見込まれると言われております。イラストを職員が直接制作し、本市オリジナルとして様々なバリエーションを展開できることは本市の強みでありますことから、市民の皆様にお伝えする内容や対象などに応じて工夫を凝らし、効果的に活用してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。そうですね、その画像有意性効果、いわゆるイラストを見ると親しみやすいというような効果というものはあるというふうに検証されています。私なんかも広報を見て、「市川にこうご期待」、そこにイラストがあるんですね、市長の。写真がどんと載るより、あのイラストを見ると、ちょっとかわいいかなと思ったりするわけで、やはりそういうようなイラスト効果、これをたくさん使って、いよいよ市ももう少し分かりやすくしたり、近づけたり、お堅いところを柔らかくする。例えば、１階の受付が１、２、３、４、５と数字ばっかりになっているのを、今のいちかわかるたのいろはにほへとのあれを、いのテーブルとかやったりして優しい感じにすれば、つい立てがあって、どちらですかなんていうやり取りを見ていると、何かまだコロナの残りが残っているのか何だか、冷たい感じがしてね。椅子がこう並んでいると病院の待合室みたいに見えてね。もう少し優しい感じの市川市のイメージにしてあげたいという、このイラストを使ったりしてやっていただけたらどうかと提案いたします。

私からの質問は以上であります。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員　自由民主の会の青山ひろかずでございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、消防行政についてであります。

南消防署の建て替えについて、進捗状況と今後の予定についてお伺いします。

令和６年２月定例会において、南消防署建て替えに向けた進捗状況及び今後の進め方について一般質問を行ったところ、南消防署建て替えと災害拠点施設の一体整備を見直し、まずは行徳地域の消防体制の要となる南消防署の建て替えを優先するとの答弁があったが、現在の進捗状況と今後の予定をお伺いします。

○つちや正順副議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えいたします。

初めに、南消防署の建て替えに向けた進捗状況につきましては、現行法令では現在地に同規模の庁舎を建築することができないことから、これまで公有地や民有地など様々な候補地を検討してまいりました。しかしながら、消防警備上有効な配置となる候補地を得られない状況でした。そのような中、令和６年６月市議会定例会において、市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてが議決され、令和７年度をもって新浜幼稚園が閉園となることを受け、当該跡地が位置、面積のほか、公有地の有効活用の観点も含め、候補地として

適しているとの判断に至りました。南消防署の建て替えに当たっては、災害出動時の迅速性及び安全性の確保が最も重要となることから、配置につきましては、南北に長い新浜幼稚園と、隣接する新浜小学校の敷地の一部を変更し、車庫前方を南側の市道に広く面するレイアウトとすることを検討しております。今後の予定につきましては、行徳地域の消防体制の要となる南消防署の建て替えに御理解をいただけるよう、自治会や学校関係者など地域の皆様に対し丁寧な説明を行い、事業を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございました。行徳南消防署の建て替えについてはこれで結構です。

次に、行徳東部地区の消防署出張所建設についてお伺いします。今後も人口増加が見込まれる塩焼・妙典地区の消防力の充実強化に向け、市消防署出張所を早期に建設してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○つちや正順副議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えいたします。

近年激甚化、頻発化する風水害をはじめ、今後発生が危惧される首都直下地震など、複雑多様化する各種災害に対応するためには、行徳地域のさらなる消防力の充実強化は必要不可欠であると認識しております。新出張所の建設につきましては、南部地区消防防災施設整備事業として、１消防署３出張所体制の構築及び災害拠点施設の整備を事業計画として位置づけておりますので、引き続き計画の実現に向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございました。まとめます。行徳も、人口約16万8,000人を数え、隣の浦安市に匹敵する人口となっております。今の１署２出張所では、消防力の強化は手薄だというふうに考えます。また、今度１署３出張所ということで、東部地区のほうにも新設するということでありますので、この東部地区は以前から署名2,500名分を集めて署長のほうに提出してあると思います。ぜひともこの東部地区に消防署の新設をよろしくお願いいたします。

では、次の２項目め、大型ごみのリユースについて伺います。

ごみの問題は、私たちの毎日の生活と密接につながりがあることから、市民や事業者の方々、そして行政がしっかりと連携して、日々のごみの減量や資源化などに取り組んでいく必要があります。特に、本市ではクリーンセンターの建て替えを控えておりますが、新しい焼却炉の規模は、ごみの減量が進むことを想定し、現在のセンターよりも小さくなると聞いております。私たちは、より一層ごみの削減に努めなくてはなりません。燃やすごみを減らすためには、資源化など様々な取組を進めて、今以上に分別を徹底していく必要があると思います。資源化を進めることは、ごみ自体を減らし、循環型社会を実現するためにも重要であり、本市が目指すカーボンニュートラル実現のために必須であると考えております。

さて、12月に入り、今年も残すこと僅かとなりました。私の家でもございますが、新たな気持ちで新年を迎えるために、皆さん大掃除や家の整理に取り組まれ、御家庭からテーブルやたんす、椅子などの家具や布団などを大型ごみとして出されることが多いのでないかと思います。また、近年、年度末に近づけば、転勤による引っ越しシーズンも迎え、それに伴い家具などを処分しようとする方も多いことでしょう。しかしながら、これらの大型ごみの中にはまだまだ使えるものも多いと思われ、リユースすることによって、ごみはなくなるわけであります。これまでもフリーマーケットやリユースショップを利用する方々がいらっしゃると思いますが、最近ではインターネットを活用されるケースが多く、利便がよくなることによって、リユース市場全体も大きくなるのでは

ないかと思います。若い方々はインターネットの扱いに慣れているので簡単に情報を得たり、売り買いなどの手続を行うことができると思いますが、一方、高齢の方ではネットを利用していない方もおり、ショップを調べるだけでもなかなか難しく、仕方がなく大型ごみとなってしまうことがあるのではないでしょうか。本市も、大型ごみを単なるごみとせずにリユースをさらに進めるということが、ごみの減量のためにも大事であると考えています。

そこで伺います。大型ごみをリユースすることについて、本市の取組の現状と、どのような課題があるかお伺いします。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

物を繰り返し使うリユースにつきましては、３Ｒの推進として、ごみになるものを減らすリデュース、再び資源として利用するリサイクルと併せまして取り組んできております。リユース活動につきましては、市によるリユース品の回収などは行ってはおりませんが、市公式ウェブサイトをはじめ、ごみ分別アプリを用いまして、清掃公社が運営しますリサイクルプラザ市川をはじめ、市内及び近隣にございます民間リユースショップの案内をしております。その中では、連絡先と併せて店舗ごとの取扱い商品や訪問買取などについても掲載をしております。また、インターネットを利用していない方に対しては、リユースショップを活用しましょうという専用のパンフレットを作成し、各公共施設などでお渡ししております。また、市で設置した大型ごみ受付専用電話には、処分を迷っている方からの相談を受けることもあり、その際には同様に、民間のリユースショップを御案内しております。過去３年間の大型ごみの受付件数の推移を見ますと、毎年９万件前後で推移をしており、この分野でのリユースが進んでいるとは言えない状況であります。進んでいない要因につきましては、リユースショップを活用すること自体の利用者側の認識や負担感に課題があると考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　次に、(2)についてお伺いします。市民が大型ごみのリユースに取り組んでいただくための周知と、今後リユースをどのように促進するかについて伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

大型ごみのリユースをさらに周知し促進していくことは、市民の皆様に資源の節約や物を大切にする意識をより深めていただくことが期待でき、結果として本市のごみ排出量の削減にもつながると考えております。今後は、市公式ウェブサイトやごみ分別アプリを主としたネット媒体、「じゅんかんニュース」を主とした紙媒体での市民の皆様へのリユースショップ利用の案内や説明、リンクをより充実させることにより、少しでも活用に関しての負担感が下げられればと考えております。また、他市の先進的な事例や取組についても併せて調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。私自身も過去にＪＲ高架下にあった清掃公社のリサイクルプラザを利用したことがあります。本来であれば大型ごみとして処分費用を支払うところが、その必要がなくなる上に、買取り料が入りますからメリットも大きいわけです。今後も引き続き本市のカーボンニュートラル実現の一助となるよう、市民の皆様に民間の事業者が頑張っているリユースの取組を後押ししていただければと思います。

この質問はこれで結構でございます。ありがとうございました。

次に、行徳駅前の無電柱化についてお伺いします。

行徳駅前通りの無電柱化については、昨年の９月に行徳公民館で説明会が行われました。それから１年以上たっていますが、その後どのように事業を進めてきたのか、進捗状況について伺います。

また、これまで行ってきた建設作業において課題や問題点が見えてきたことと思います。そこで、完成までにどのような課題があるのかお伺いします。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

令和４年８月に策定した市川市無電柱化推進計画において、市道0104号行徳駅前通りの県道市川浦安線との交差点から新浜通りとの交差点までの約800ｍ区間を無電柱化の優先整備路線として選定しております。令和４年度から５年度にかけて、電線共同溝の整備に必要となる管路の線形や設備の位置を検討する電線共同溝予備設計を行いました。今年度は、５月から６月にかけて変圧器などを納める地上機器の設置場所について、隣接する土地所有者に設置予定場所の説明を行いました。その後、地下埋設物調査を行い、電線共同溝を設置する位置にガス管や水道管など支障となる占用物がないかを確認するとともに、詳細設計業務に着手しております。

この路線の課題としましては、両側の歩道が雨水や雑排水が流れる柵渠に蓋をかけた蓋かけ歩道であることから、沿道の建物に電線類を供給する場合、柵渠を横断させるため、建物への引き込み方法や柵渠内の水の流れを阻害しないような施工方法の検討が必要となることが挙げられます。また、歩道の大部分が柵渠であるため、植樹できるスペースも限られており、浅く埋設した電線類が支障となり街路樹を植えられないという課題もございます。そのため、現在電線類を車道に埋設できないか検討しているところです。そのほか、沿道に店舗が多い上、交通量の多い道路であることから、営業時間を避けた工事時間帯の設定や、交通規制の検討が必要であることも課題であると考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　今年度も地上機器の設置場所について、前面の地権者の方に説明をしたり、地質調査や設計など、着々と事業が進んでいることが分かりました。また、行徳駅前で商店や人通りが多い場所で行う工事であることや、蓋かけ歩道前の工事であることから、課題も幾つかあるということも理解しました。今年も詳細設計を実施しているということなので、課題を一つずつ解決していってほしいと思います。

そこで、詳細設計が完了した後どのように進めていくのか、今後のスケジュールについてお伺いします。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

今後のスケジュールとしましては、詳細設計業務の中でガス、水道、電気などの占用物の移設スケジュールを確定し、工事説明会を開催した後、令和８年度から占用物の移設工事を開始する予定です。移設工事は約２年間を見込んでおり、移設完了後の令和10年度から電線共同溝の工事に着手し、令和15年度の完成を目標に事業を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございました。まとめます。令和10年度から工事に入り、令和15年度完成を目標。ちょっと先の話ですが、ぜひともスケジュールどおり進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、続きまして、グリーンスローモビリティーについてです。

私は、日頃から高齢者の移動手段や公共交通機関の利用が不便な地域に対する取組を誘致しており、これまでも再三コミュニティバスに関する質問を議会で行ってきました。しかし、近頃バスの運転手不足により、コミュニティバス路線の新設や、現在運行本数も維持することが難しくなっているなど、都市部において深刻な問題となってきております。近隣市では、コミュニティバスのほかにグリーンスローモビリティーなど様々な手法を用いて高齢者や公共交通機関の利用が不便な地域における移動手段の確保に取り組んでいると聞いています。本市には鉄道が７路線16駅あり、また、バスも便数は少ないこともありますが、路線数は多く運行していることから、これまで広い範囲で鉄道駅や路線バスの運行が全くないという地域はなかったように思います。ところが、本市においては近年には民間バス会社の路線が廃止となり、公共交通機関がなくなってしまう地域が生じるということを聞きました。この問題は、今後本市のほかの地域でも生じることが想定されます。

そこで、コミュニティバスに代わる対策として考えられるグリーンスローモビリティーの現状と市の認識についてお伺いします。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

グリーンスローモビリティーは、時速20㎞未満で公道を走る電動自動車を活用する運行手段で、実験運行も含めれば、近年、全国的に移動手段として活用されることが多くなってきております。近隣でも実施している自治体があり、特に松戸市では４つの地区で運行していて、地域の移動手段として確立されているとのことです。松戸市では、高齢者の社会参加の促進、外出機会の創出など福祉施策として導入しており、各地区のグリーンスローモビリティ運営委員会などに市が車両を貸与し、地域のボランティアによって運行され、無料で利用されております。

公共交通機関の利用が不便な地域への対策としましては、グリーンスローモビリティーのほかにも、コミュニティバスや予約して利用するデマンド交通など幾つかの手法がございます。これらの手法はそれぞれ果たす役割が異なり、メリットやデメリットがあるため、どの手法が適しているかは地域のニーズや実態によって異なってきます。グリーンスローモビリティーの運行を試みた自治体の中には、運行主体や運転者の確保が困難であることなどから、本格的な運行に至らなかったところも見られます。また、一定の地域内での移動の利便性が高まるというメリットがある一方、低速で走行するために、一般車が多く通行する道路では交通渋滞等の要因になるというデメリットもあります。そのため、交通量が少ない地域内の移動という目的であれば、運転者の確保などの課題はあるものの、有効な手段の一つであると認識しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。グリーンスローモビリティーの現状として、近隣では、松戸市の複数の地域で採用していること、ほかの自治体では運転者の確保など課題があり、本格的な運行に至らなかったことを伺いました。また、市の認識として、グリーンスローモビリティーはメリットとデメリットがあり、一般車両の交通量が少ない地域内の移動であれば対策としては有効であるということを伺いました。グリーンスローモビリティーについては、最近では船橋市での実証運行を行ったとのことです。

そこで、今回の船橋市の取組の内容について伺います。

また、本市での導入について、先ほど答弁で一般車両の交通量が少ない地域での移動には有効であるとのことでしたが、例えば、福栄のかもめ自治会地区や広尾自治会の地区の中のように、自動車の交通量が少ない地域において地区内を巡回するなど、既存の公共施設であるバス停近くまで移動する手段として運行することができな

いのか伺います。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本年10月28日から11月20日までの間、船橋市で実証運行したグリーンスローモビリティーは、公共交通の利用が不便な地域の解消を目的として、導入を希望する地区の運行団体に市が車両を貸与し、住民ボランティアの運転により運行され、利用料は無料でした。今後は、この実証運行での課題を整理して、長期間の実証運行や本格運行に向けた準備を進めていくと伺っております。御質問の福栄のかもめ自治会地区や、広尾の広尾自治会地区において、既存路線バスのバス停付近までの移動手段としてグリーンスローモビリティーを活用することは、公共交通を補完する位置づけのものとなります。また、自動車の交通量がそれほど多くなく渋滞が発生する心配もないので、交通量が少ない地域内での移動という交通条件に合致していると思われます。

今後、地域の方々や既存の運送サービス事業者などの意見を取り入れて策定する地域公共交通計画を策定していく際に、グリーンスローモビリティーの活用なども考慮した検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁いただきましてありがとうございます。かもめ自治会や広尾自治会のような地区であれば、グリーンスローモビリティーの運行の可能性があることを理解しました。しかし、松戸市も船橋市も、ボランティアの住民の方が運転しているということで、運行を開始するには地域の方々の賛同や協力を得た上で、地域における運営体制の構築が必要であると感じました。

市内の３地区でグリーンスローモビリティーを運行している千葉市では、運転手ボランティアを活用して、参加した方に地域ポイントであるちばシティポイントを付与しているそうです。本市では、グリーンスローモビリティーを導入する際にはＩＣＨＩＣＯのポイントを付与するなど、運転手確保を図る取組を検討していただきたいと思います。このＩＣＨＩＣＯを活用するということはＩＣＨＩＣＯの普及に役立つので、よろしくお願いします。

昨今の運転手不足により、路線バスやコミュニティバスを新設するどころか、現在の便数を維持することが難しくなってきている状況です。グリーンスローモビリティーなどによる移動手段の確保策の検討は喫緊の課題であると考えております。本市におけるグリーンスローモビリティーの導入、今後検討していく地域公共交通計画の策定等を含め、高齢者や公共交通機関の利用が不便な地域における移動手段の確保に努めていただくことを市長をはじめ関係者の皆様に要望して、次に移ります。

次の質問です。11月３日の市制施行90周年の式典で、田中市長から、行徳の神輿文化と祭礼が市指定無形民俗文化財に指定されたとの発表があり、もみ手の皆さんによる見事な行徳もみの実践がありました。ちなみに、行徳ではみこしを担ぐと言わず、みこしをもむというふうに言います。式典で初めて御覧になった方も多かったと思います。白装束の衣装と、江戸前のみこしとは違った独特なもみ方に驚いたかと思います。この発表に、行徳の住民からは喜びの声が多く寄せられております。私も大変うれしい限りです。田中市長による御英断に感謝申し上げます。

行徳は、江戸時代より幕府の直轄領として製塩業が盛んになり、また、江戸川を通じて江戸や関東各地との水運の中継基地として発展したことで、行徳千軒、寺百軒と言われるほど、町の人口に対して数多くの寺や神社が存在します。これら寺や神社の建設や修繕のために、宮大工、彫刻師、仏師などの技術を持った多くの職人が各地から集まり、住むようになったそうです。その後、各町内における神社の祭礼に伴い、宮大工や仏師が専業的にみこしの製造に関わるようになり、関東をはじめ、日本各地からみこし製造の発注が多く寄せられ、全国有数

のみこし作りの町として発展してきたようです。

現在も、旧行徳街道沿いでは五ケ町例大祭や四ケ村例大祭のほか、それぞれの町ごとに祭礼が執り行われ、その多くで行徳のみこし製造業者が製造したみこしや獅子頭が担がれ、行徳もみと呼ばれる独特のもみ方が披露されています。行徳の住民にとって、みこしと祭りは物心がついたときから身近な存在となっており、古い時代から地域に密着した伝統的な民族文化として今も根づいています。このように、古くから地域の伝統的な民族文化として継承されている行徳のみこしと祭りですが、聞くところによりますと、過去の文化財保護審議会において審議の対象として挙がり議論されたところですが、最終的には指定されなかったようです。

そこで伺います。初めに、指定に至らなかった経緯について、なぜ過去に指定されなかったのか、また、今回指定に至った経緯を伺います。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

行徳の神輿文化と祭礼については、平成28年度から市川市文化財保護審議会において議論をしてまいりましたが、コロナ禍により調査が進まなかったことから、文化財の指定には至っておりませんでした。しかし昨年、五ケ町の例大祭が開催されたことから、これを機に地元の方々への聞き取りを含め調査が進捗いたしました。その結果、本年８月に開催した第２回市川市文化財保護審議会におきまして、行徳の神輿文化と祭礼は、由来、内容等において地域住民の基盤的な生活文化の特色を示しており、典型的で、地域によって守り伝えられてきたものであることから、後世に残していくことがふさわしいものとして、市の文化財として指定すべきとの答申が出されました。この答申を踏まえて、教育委員会会議で文化財指定の議決がされ、11月３日に市指定無形民俗文化財としての告示を行ったものです。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。過去の経緯と、今回指定に至った経緯を理解しました。時間はかかりましたが、指定されたことは大変喜ばしいことです。

次に、本市の支援やＰＲなど今後の展開について伺います。行徳地域では、毎年開催されている行徳まつりや神社めぐりの開催によって、新しい住民をはじめ、認知度はますます向上していると感じていますが、行徳地域以外の市内の地域や市外の方々に、まだまだ行徳のみこしと祭りの文化は認知されていないと思います。

そこで、今回の無形民俗文化財の指定を受け、認知度を一層高めるための支援体制も必要になってくると考えますが、市からの補助金やＰＲ活動についてどのように考えているのか、今後の展開について伺います。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

指定文化財の所有者等に対する市の支援につきましては、市の補助制度といたしまして、指定文化財維持管理費・修繕費補助金がございます。この制度は、市内の指定文化財の保存及び活用のため、所有者等が行う指定文化財の維持管理や修理に要する経費に対して補助金の交付をしているものです。このうち、指定文化財の維持管理に係る事業についての補助金といたしましては、文化財の種類によって金額は異なりますが、御質問の行徳の神輿文化と祭礼につきましては、市指定無形民俗文化財であるため、年度ごとに４万5,000円の補助がございます。また、ＰＲ活動につきましては、12月７日号の「広報いちかわ」にも掲載されておりますが、このほかにも、祭りの開催に合わせて市公式ウェブサイトにアップするなど、多くの方に実際に祭りを御覧いただけるよう周知をしてまいります。また、ほかの関係部署等が行うＰＲ活動の際にも必要な連携を図ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございました。年間４万5,000円の補助があることが分かりました。文化財に指定されたのですから、もう少し支援体制を増額してもらえたらありがたいと思っております。これらを積極的に進めていただければいいと思います。ぜひ検討をお願いいたします。

再質問いたします。行徳の祭りに限らず、地域の伝統行事は次世代に継承していくべき大切な財産です。しかしながら、これまで地域の人たちによって大切に守り継がれてきた祭りや風習などの伝統が、高齢化や担い手不足などの理由によって継続が難しくなってきています。これは全国的な問題となっています。

そこで、福岡県では、伝統行事を支援する担い手として活動していただける方を、あらかじめ地域伝統行事のお助け隊として登録し、伝統行事の実施団体からの支援要請に応じて、その地域にボランティアとして派遣する制度を創設しました。このお助け隊が各行事に参加することで、地域間の世代交流が起こり、つながりが生まれ、地域社会が活性化していくきっかけとなっているようです。この取組について、市の認識と、このようなバックアップ、取組を市ができないか伺います。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

福岡県の地域伝統行事お助け隊は、市町村振興局政策支援課が窓口となり、季節や地域、ジャンルごとに担い手不足となっている伝統行事を支援するボランティアを募集する制度で、継続が困難となっている伝統行事で、一般からの参加が可能な行事においては効果的なものと認識しております。本市の指定無形民俗文化財には、今回指定した行徳の神輿文化と祭礼のほかに、大野町の駒形大神社における御奉謝や、国府台の辻切りがございます。これらの指定無形民俗文化財の実情としましては、担い手が十分とまでは言えないまでも、行事ができないほど直ちに不足するという状況ではないものと認識しております。

担い手不足への対応としまして、例えば、行徳の神輿文化と祭礼では、祭り同士における応援体制や、子どもたちの体験学習を通じて将来の担い手の育成を行っております。また、そのほかの行事におきましても、輪番制にするなどそれぞれに工夫を行い、伝統を継承しております。しかしながら、将来的には担い手不足となることも考えられることから、その際にはボランティア制度の採用も選択肢とはなりますが、まずは行事を実際に行っている地域の方々の意向を踏まえて検討することが重要と考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。前向きな検討をお願いします。

最後に、このたび無形民俗文化財に指定されたことを11月３日に発表された田中市長に一言、思いなどをいただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○つちや正順副議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　市長の思いということでありますが、近くにいます私のほうからちょっと代弁をさせていただきますと、私は北のほうで60年生まれ育っておりますが、やはり市川市の誇れる文化財として、この行徳のみこしというものは大変、28年から指定を受けようということで手続が始まったわけですけれども、中断をしていたものを、行徳の皆様、そして市長も含めて強い思いがここに実ったものかと感じております。

これは90周年の式典を機に市民の皆様にもお披露目したわけでございますが、ここは終点ではございませんので、ここをまたスタートに、今、生涯学習部長が幾つか課題もあるということで、それを越えていかなければいけないものがあると思いますけれども、次の100年に向けて非常に勢いをつけていく大きなきっかけになったものと思っております。市内外にこの指定を機に市川の文化というものを積極的にＰＲして、市川のまちづくり

に、行徳に限らず市川というものにまた注目をしていただける一つの文化財の指定であったかと思いますので、この皆さんの思いをしっかりと今後の市政の運営に生かしていければなと思っております。

○つちや正順副議長　田中市長。

○田中　甲市長　市内全体に目を向けて、市川市内の文化財を大切にしていきたいと思います。

御質問ありがとうございます。

○つちや正順副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。行徳の神輿文化と祭礼が地域の誇りとして多くの方に認知され、ますます行徳地域が元気になっていくことを願って、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後３時10分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

西村敦議員。

○西村　敦議員　こんにちは。公明党の西村敦でございます。今日は、朝から行徳のメンバーが多かったので、締めをまた行徳でやらせていただきますので、よろしくお願いします。

通告に従いまして一般質問を行います。

最初の質問は、ヤングケアラーについてです。このヤングケアラーの質問は、令和２年12月定例会で取り上げてから定期的に行っているテーマです。昨年９月定例会でも取り上げさせていただきました。その際、神戸市で取り組んでいるこども・若者ケアラーの支援事業を参考にして本市の現状と進捗をお聞きしました。若者ケアラーまでを対象とすると範囲が広くなってしまい焦点がぼやけてしまうという点も考慮しまして、今回はテーマを絞り、再度18歳以下のヤングケアラーを対象にして伺ってまいります。

前回質問の確認となりますが、千葉県の調査では、全国と同様に一定数のヤングケアラーがいることが分かっています。小学校６年生では14.6％、中学校２年生では13.6％です。本市でも生活状況実態調査を行いました。その調査では、日常的に家庭の世話をしているかという聞き方をしていますので、比較的高い数値が示されたことが分かっています。その中、お隣の船橋市でヤングケアラーコーディネーターを配置し、家事援助や配食サービス事業をスタートしたことから、本市での事業の立ち上げを要望させていただきました。本市としては、令和５年７月より、新しく市川市よりそい支援事業を開始したところであり、その事業の中でヤングケアラーの相談状況も踏まえながら改めて考えていくということでありました。

そこで質問します。その後、１年３か月経過しましたが、福祉よりそい相談窓口における成果と課題について本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、昨年７月より市川市よりそい支援事業を開始し、ヤングケアラーなど複雑・複合化した課題や制度のはざまの問題などの相談窓口として、福祉よりそい相談窓口を開設いたしました。これまでヤングケアラーについて、市公式ウェブサイトにイラストを多く用いるなど分かりやすい内容として掲載し、また、こども家庭庁

や千葉県のウェブサイトも併せて案内しているところでございます。また、今年度の介護報酬改定では、多様化、複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、居宅介護支援に係る特定事業所加算の見直しが行われ、ヤングケアラーや障がい者、生活困窮者、難病患者といった高齢者以外の対象者への支援に対する事例検討会や研修会への参加が加算要件の一つとなりました。

これを受けて、本市では、ケアマネジャー研修や居宅介護支援事業所への集団指導で周知したほか、高齢者サポートセンターにおいても高齢者以外の支援制度の知識を深めるよう働きかけております。福祉よりそい相談窓口における事業開始から本年10月末までの相談件数は約490件であり、その主な相談内容としては、ひきこもりなどの社会的孤立や困窮などに関する相談でございます。ヤングケアラーについての相談はこれまで寄せられていないことから、成果は今のところございません。ヤングケアラーは、本人自身がヤングケアラーであることも認識していないことが多いとされ、この点、早期発見や支援を行う上での課題となっているものと認識をしております。こうした課題への対応として、福祉よりそい相談窓口などにおいて、介護、障がい、ひきこもり、生活困窮などの相談を解きほぐす中で、ヤングケアラーの発見につながる可能性もあることから、相談窓口のさらなる周知が必要であると考えております。

また、ヤングケアラーの支援には、本人自身の気づきに加えて、地域住民や関係機関などによる発見も不可欠であり、発見したらすぐ相談につなげることが重要であることから、関係部署や関係機関との連携・協力体制の強化にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。ヤングケアラーの周知はしていただいたということの中で、実績が488件ということの中の主な相談がひきこもり、孤立、困窮というようなことで、ヤングケアラーに対する相談が実際にはなかったということが分かりました。やはり福祉の観点でいくと範囲が広くなってしまうので、逆にヤングケアラーを絞り込むということが難しかったのかなというふうに私も思っております。

今年６月に施行された改正子ども・若者育成支援推進法では、国や自治体が支援するべき対象としてヤングケアラーについて明文化されました。各市町村のこども家庭センターを通じて、当事者に確実な支援が行き届く環境の整備が進められているところです。国は、ヤングケアラー経験者や当事者が支え合う仕組みをつくった自治体や、進路・就職相談や交流事業に取り組む自治体への補助をするなど、近年ヤングケアラーに対する支援を急速に拡充しています。また、他市では家事代行サービスの提供をしたり、専門員による進路相談体制を強化するなど、国の後押しを受けて事業を進めております。本市の動向が大変気になるところです。

そこで伺います。子ども関係部署でのこれまでの取組、そして情報収集や相談状況についてどのようになっているのか実態を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

ヤングケアラーへの支援の強化を図るため子ども・若者育成支援推進法が改正され、市町村をはじめとする関係機関は支援に努めるものとされました。また、改正児童福祉法におきましても、こども家庭センターは18歳未満のヤングケアラーを早期に発見して支援につなげていくために、関係機関との連携を深め、支援体制を確立しておくことが求められております。一方で、支援の対象であるヤングケアラー自身は、家族の介護や世話は当たり前のことと考え、自らＳＯＳを出すことができない場合も多く、支援につながりにくいことも課題となっております。

このような状況を受け、市内公立学校が行うヤングケアラー実態調査の結果を基に、支援が必要なヤングケア

ラーの情報を学校とこども家庭センターが共有する体制について現在検討を進めております。なお、こども家庭センターでは、ヤングケアラーの問題を含め、18歳未満までの子どもに関する家庭・児童相談を幅広く受けていることから、相談があった場合は、子どもへの支援の必要性やニーズを確認し必要な支援を進めるとともに、関係機関につなぐ体制を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。学校の実態調査をするということは非常にいいことですので続けてほしいなというふうに思います。それと、学校とこども家庭センターが共有する体制をつくる、相談についてはこども家庭センターで受けていますというような中身だったと思います。国でもこども家庭庁が中心に動いていて、情報も発信されています。本市でも、このヤングケアラー支援についてはこども部が今後中心になってやっぱり進めていただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

昨年の質問のときにも訴えましたが、市役所の中にヤングケアラーという名前がどこかにつくことが必要だというふうに感じています。担当室とかではなくとも、ヤングケアラー相談窓口ですとか、ヤングケアラー支援係、また、具体的にヤングケアラーコーディネーターを配置したとか、そういったことを広く周知するとか、そういった形で誰もが社会的問題として認識できますし、名前を認知できると。その認識によって周りの人たちが気づく、そして注意行動を取る、そして手が差し伸べられるといったいい流れができていくんだろうというふうに思います。

そこで、(3)として、本市もより具体的な支援策を考えるべきだと考えています。市として今後どのように対応をしていくのか。また、専門部署の設置を望んではいますが、まずは市民にとってヤングケアラーの分かりやすい窓口の周知が必然というふうに考えますが、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現在、学校で把握したヤングケアラーについては、日常的な見守りと支援は学校で行い、学校での対応が困難である場合はこども家庭センターの相談につなげる流れを教育委員会と共有しており、市内公立学校の教員にも周知しております。今後は、こども館や子ども食堂などの学校以外の子どもに関わる機関におけるヤングケアラーの把握と支援の体制を充実する取組を進めてまいります。また、18歳以上のヤングケアラーへの支援、保護者に病気や障がいがあるケースへの支援などについては、福祉部に円滑につなぎ、切れ目のない支援体制の構築を目指してまいります。ヤングケアラー自身への相談窓口の周知については、学校での児童生徒向けヤングケアラー啓発資料の配付に加え、今後発行するこども家庭センターのリーフレットも活用し、こども家庭センターでヤングケアラーの相談に対応していることを周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　御答弁いただきました。教育委員会と流れを共有していくということと、学校以外での今後の把握と支援体制を敷くということですので、ぜひその辺の展開をお願いしたいと思います。

そして、こども家庭センターのリーフレットを作成中で、そこで周知をしていくということでした。大分市では、ヤングケアラーの理解を深めようと、10月に中高生向けのヤングケアラーハンドブックを作成しました。市内の全中高生に配付したと。同ハンドブックは、分かりやすいイラストを使用し、ヤングケアラーが実際に直面している課題を具体的事例を挙げて説明しているほか、自身が該当者かどうかを確認するチェックリストや、当事者の声、主な相談窓口を掲載しているとのことです。ぜひ新しいこども家庭センターのリーフレットには、ヤ

ングケアラーのことを分かりやすく、丁寧に、そして目立つように入れていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

昨年に引き続きまして、お隣の船橋市では、今年の６月からさらなるヤングケアラー支援のための兄弟の見守りや、送迎の負担を軽減する支援事業を県内で初めて行うことを開始しました。これはファミリー・サポート・センターの利用料を補助するという形で実施しているということです。

そこで再質問します。本市と類似している近隣市のヤングケアラーへの相談や支援の状況を伺います。また、本市でのこども家庭センターと学校の連携の具体的な事例、こういったものがあればお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

初めに、近隣市の状況です。船橋市と松戸市では、ヤングケアラーの支援を行う担当者として、ヤングケアラーコーディネーターを配置しております。船橋市では、ヤングケアラーに関係する相談が令和５年度は33件あり、そのうち７件は、子ども本人の了解を得て、ヤングケアラーコーディネーターとの面談につながっています。また、ヤングケアラーを支援する事業として、ホームヘルプサービス、配食を行うミールサポート、ファミリー・サポート・センター利用料の補助を行っており、家庭のニーズに合わせて活用していると伺っております。松戸市では、令和６年度からヤングケアラーコーディネーターを配置しており、学校等の関係機関からの相談対応及び子どもや保護者との面談を実施しています。また、ヤングケアラー相談レターを市内の小学４年生から６年生、中学生、高等学校の在籍生に配付し、相談を促していると聞いております。両市とも、自らＳＯＳを出しづらいヤングケアラーの早期発見と支援のために、子どもや関係機関への周知啓発、相談支援体制の構築に努めている状況と伺っております。

次に、本市におけるこども家庭センターと学校との連携の状況についてです。日頃からの連携により、不登校の原因が兄弟の世話によるものではないかなどのヤングケアラーに関連する相談が学校から入ることがございます。一例ではありますが、母に代わって子どもが夕食を作ったり、生活困窮により食材が不足しているケースについて学校から相談があり、こども家庭センターの職員がフードリボンの利用につなげるため、子どもに同行して店舗を訪ねるなどの支援を行ったことがございます。今後も事例を共有しながら、よりよい支援に向けて学校との協力体制を整えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　御説明いただきました。松戸市並びに船橋市が一歩進んでいるかなというふうに思います。引き続き学校との連携をよろしくお願いします。

千葉県でも、４市がヤングケアラーの支援を行うコーディネーターを配置しているとのことであります。本市もこういったことをやっていくことがもう必須かなというふうに思いますので、よろしくお願いします。ぜひ本市としても専門の体制を敷き、形づくりをしていただきたいと思います。

また、学校との連携ですが、日頃から密な連携により様々な情報が行き来しているとのことでありました。子どもが不登校になった、また、家族の食事を作っているらしい、生活が困窮してきている等々、ちょっとした気づきが大事かというふうに思います。引き続き協力体制を取っていただくようお願いをいたします。

交通遺児育英会の調査では、交通事故で保護者が亡くなったり、重い後遺障がいを負ったりして就学が困難になった学生の15.8％が、家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーであるということが分かったと出ております。このうち７割超が、周囲への相談経験がなく、育英会としても自治体と連携して支援をしていきたいとい

うふうに言っております。ぜひ本市もこういった横の連携も深めていただきたいというふうに思います。人に優しい町、そして子どもに優しい町市川市をつくっていくためにも、しっかりとした支援体制を構築していただきたいと考えます。市川市としても、近隣市同様、ヤングケアラーに対する支援をさらに前に進めていただくようお願いをいたしまして、次に移ってまいります。

次が、仮称押切・湊橋の事業進捗と、行徳駅前通りの無電柱化についての質問です。

この押切・湊橋の質問は過去に何度かやらせていただいております。平成28年９月定例会と、令和２年11月の住民説明会を受けて12月定例会で取り上げました。市として、地域住民の声を丁寧に受け止めていくこと、事前に県としっかり協議していくことなどを確認しました。その後、押切・湊橋の事業説明会が定期的に行われていて、令和５年３月５日と令和６年７月６日に開催されています。私も内容を把握し、資料の確認は随時させていただいております。その中で、７月の事業説明会を受けて、千葉県の９月定例会での動きがあるようなので、その確認をすることと、また、事業進捗に当たっては県と市の連携が大変重要になってくると思っておりますので、その点に沿って質問をしてまいります。

まず、(1)として、事業説明で示された旧江戸川沿いの道路と行徳街道を結び、通行を確保するためのいわゆる機能補償道路と、その利便性向上について、県の考えに対する市の認識について伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

千葉県が本年７月に開催した事業説明会では、地元から要望を受けていた旧江戸川沿いの道路と行徳街道を結ぶ機能補償道路の計画案が示されました。この道路は、行徳街道の押切交差点の直近に接続することから、車両の出入りを制限し、歩行者や自転車の通行の安全を確保するために車止めを設置する計画となっております。説明会では、車が通り抜けられず不便であるや、お祭りの際に車止めを取り外すことができないかなどの御意見があり、千葉県からは、地元の意見を踏まえて利便性に配慮した構造等を検討していくと伺っております。本市としましても、抜き差し式の車止めにするなど、地元の意向を取り入れてもらえるように要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　御答弁いただきました。通行を確保するための道路の構造と、可動式の車止め要望ということであります。今後もぜひ地元住民の要望を市として県にしっかりとつなげていただきたいと思います。

次にやり取りがなされた課題は、無電柱化の連続性という観点です。橋梁を含めて江戸川側は無電柱化となります。行徳駅前通りの行徳バイパスより南側、市として既に無電柱化の計画がなされています。問題は、その間の県道の部分についてです。

(2)として、押切・湊橋の工事に合わせて、行徳街道を押切交差点から行徳バイパス行徳駅入口交差点までを無電柱化するということについて、県の考えに対する市の認識を伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

千葉県に確認したところ、現計画には無電柱化は含まれていないとのことでした。しかしながら、この橋梁は都県境をまたぎ、災害時には避難路や輸送路として機能を発揮するものと考えており、事業に合わせて行徳街道に取りつく平面部や側道部の無電柱化を検討する必要性は認識しているとのことです。本市としましても、この道路に接続する行徳駅前通りでは無電柱化の計画を進めており、無電柱化されている東京都の柴又街道と連続することで防災力の向上が期待できるため、千葉県と連携し、無電柱化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　現状、無電柱化の計画ではないということと、その分、災害時に当然緊急輸送道路になるわけですから、そこだけ電柱が倒れて通行できないということになっては困りますので、必要性は認識しているということです。行徳駅前通りと併せて無電柱化の連続性が確保できれば、より防災力が向上するということなので、その辺ぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

次に、市の部分で、行徳駅前通りの無電柱化整備事業の進捗状況についてであります。先順位者の答弁にもありましたように、行徳駅前通り、市道0104号は、令和４年８月に策定した市川市無電柱化推進計画により、県道市川浦安線との交差点から新浜通りとの交差点までの約800ｍを無電柱化の優先整備道路、優先整備路線に選定しております。また、今後のスケジュールとしては令和７年度末に工事の概要や施工時期などを説明する工事説明会を開催し、令和８年度から電気、ガス、水道といった占有物の移設工事を予定。移設工事に約２年を見込み、その後、令和10年度から電線共同溝工事に着手するということです。聞いただけでも大変長い期間に及ぶ整備事業だということが分かってきています。

その後、令和15年の完成を目指すということなんですが、そこで、先順位者と重ならない形で伺います。行徳駅前通りの無電柱化整備事業について、計画策定からこれまでの間、どのような手順で準備を進めてきたのか、その経緯について。また、直近の進捗はどこまで来ているのか。さらに長い工事期間が予想されている中で、押切・湊橋の工事が同じような時期に行われるわけで、その連続性や整合性を踏まえて工事完成の足並みをそろえるなど工夫することがあってもいいかというふうに思います。市として無電柱化の事業の完成年度を改めてどのように考えるか伺っていきます。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

令和４年度から５年度にかけて電線共同溝予備設計を行い、設計期間中の令和５年９月に地元の意見をできるだけ反映するため、行徳公民館で無電柱化に関する計画説明会を開催いたしました。今年度は、工事で必要となる図面の作成や数量の算出を行う詳細設計に着手しており、現在、関係機関や関係部署、地元自治会等と協議しながら設計作業を進めているところでございます。完成年度は、既設の電柱が撤去された後に道路改修や自転車走行空間の整備を行い、令和15年度の完成を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　御答弁いただきました。引き続き進捗の推移を見守ってまいります。

再質問します。この行徳駅前通りですが、行徳地域を象徴する、いわゆる段差が発生しやすく、歩きにくいと言われている蓋かけ歩道がついている道路です。以前よりは行徳地域も蓋かけ歩道の整備が大分進んだということは理解をしておりますが、やはり行徳駅のメイン道路となる今回の事業であります。せっかく長い工期と費用をかけて工事を行うのですから、本事業に合わせて水路を暗渠化してボックスカルバートの整備を行うなど、歩行しやすく安全で利便性が高い整備事業のほうが市民に喜ばれるというふうに思います。その点検討したのかどうか。また、自転車走行空間の整備も実施するということですが、駅前にはバスベイやタクシー乗り場などもあり、複雑になっています。どのような考え方で、計画にどのように盛り込まれているのか、この２点伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本事業は、防災、交通安全、景観等との観点から、効果的に無電柱化を推進することを目的としており、無電柱化の整備だけでも多額の事業費と長い工事期間を必要とすることから、今回の計画に既設柵渠の改修は含まれ

ておりません。しかしながら、無電柱化に合わせて老朽化により再利用できない柵渠蓋の交換や、歩道と車道の境にある縁石をバリアフリー法の基準に準じた切下げブロックに変更することで、歩行者や車椅子利用者等の円滑な通行を確保いたします。

自転車走行空間の整備については、市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画に基づき、新浜通りから東京メトロ東西線南側の交差点までを幅員1.5ｍの自転車レーン、その先の県道市川浦安線までは自転車の進行方向を示す矢羽根を設置する計画としております。東西線沿いの自転車道のある市道0202号及び0203号と、自転車レーンが整備されている新浜通りとがつながることで、行徳駅周辺の自転車走行空間ネットワークが完成いたします。また、現在の行徳駅前広場はバスベイとタクシー乗り場が併設されているものの、タクシープールはなく、行徳駅前通りにタクシーが路上駐車している状況となっております。そこで、車道の幅員構成を見直し、タクシーの待機場所を確保できないか詳細設計で検討しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　伺いました。水路の暗渠化は対象としていないということですので、ちょっとそれは残念かなというふうに思います。ただ、縁石のバリアフリーをするということで、これは非常に歩行者の安全で歩きやすい空間の確保ということですので、引き続きよろしくお願いしたいというふうに思います。

また、自転車走行空間の整備についてはよく考えて計画に反映されているようですので、この点についても引き続きよろしくお願いしたいと思います。

改めて押切・湊橋と行徳駅前通りの無電柱化、千葉県と市川市でよく事業の進捗をすり合わせていかなければならない案件であります。その上で、やはり市民、地域住民の理解と協力が不可欠かというふうに思います。千葉県と市川市で進めている事業について、今後どのように住民説明に取り組んでいくのか、押切・湊橋及び行徳駅前通り無電柱化について、併せて伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

仮称押切・湊橋事業については、橋梁に取りつく道路が既存の道路と立体や平面での交差となることから、沿道にお住まいの皆様に詳細な説明をしていただけるように千葉県にお願いしております。なお、行徳支所に相談窓口を設置するという地元からの要望については、今後の相談状況を踏まえ、本市と相談しながら丁寧に説明し、事業を進めていくとのことでございます。

本市が進める無電柱化事業の住民説明については、沿道関係者に無電柱化の計画を知ってもらうため、令和５年９月に開催した計画説明会の配付資料を市公式ウェブサイトで公開しております。また、本年５月から６月にかけて、地上機器の設置場所などについて、隣接する土地所有者に設置予定場所の説明を行いました。今後は、支障となる埋設物を移設する関連工事に着手する前に工事説明会を開催するなど、沿道関係者へ事業の理解を得られるように努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。特に周辺住民にとっては大変な事業であります。また、大きな問題であります。しっかりと丁寧に対応していただけるよう、市としても最大限協力して周知に努めていただきたいことをお願いしまして、次に移りたいと思います。

次に、小学校進学に伴う小１の壁に対する本市の取組についての質問です。

小学生の子どもの預け先が見つからず、親の就労が困難になる問題が育児家庭の心配の種になっているという

ふうに言われております。頼みの綱は放課後保育クラブです。こども家庭庁は、2023年の調査によると、待機児童数は全国で１万6,276人、千葉県では777人で全国ワースト４位となっております。市町村別では、隣の船橋市が338人で全国ワースト１位、県内では次が市川市となり、183人で全国ワースト18位となっています。希望しても入れない現象のことを小１の壁と言われています。本市の対応としては、小学校１年生など低学年の児童を優先して入園させていて、待機児童になる場合は高学年の児童を対象にして対応しているということですので、かろうじて小１の壁は回避しているかという見解であります。それはそれで理解をしているところですが、この待機児童の問題も今後検討していく必要があると考えていますので、よろしくお願いいたします。

小１の壁でもう一つ課題が、朝１時間の壁と言われております。保育園は午前７時から預かってくれたのに、小学校の開門は８時、夏休み期間の保育クラブの開始も８時となっております。このため、親が出勤時間の変更を迫られたり、場合によっては親が出勤後、子どもが１時間家に残り、１人で鍵をかけてから登校するという、非常に危ないこういったケースもあるそうです。民間団体が首都圏で小学生の子どもを持つ就労中の女性を対象に調査したところ、入学時に働き方の見直しを検討した家庭は50.7％、実際に働き方を変更したのは37.9％という結果でした。

そんな中、大阪府豊中市は今年４月から、市立小全39校で開門時間を午前７時に繰り上げ、児童を預かる事業を始めました。教員の負担を増やさないため委託スタッフが見守る仕組みで、人件費は年間約7,000万円、１学期の利用者は延べ5,900人で、うち１年生が半数を占めたそうです。東京都三鷹市でも、昨年11月から小学校の開門時間を７時30分に前倒しし見守る事業を開始。横浜市や神戸市でもモデル事業などを始めております。こども家庭庁では、このような広がりを受け、朝の小１の壁について全国の市区町村を対象に調査を開始しました。来年の３月までに結果をまとめ、適切な支援につなげたいとしております。

そこで質問します。この小１の壁に対し、本市が把握している児童の登校時間及び学校の現状について伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

児童の登校時刻につきましては学校ごとに定めており、事前に知らせた昇降口を開ける時刻に合わせて登校してもらうよう協力していただいております。今年度、市内小学校において朝の昇降口を開ける平均時刻は午前７時55分となっております。各学校におきましては、昇降口を開ける前に早く登校する児童は数名と、ほぼ登校時刻どおりに登校しており、極端に早く登校してくる児童はいない状況です。コロナ禍よりも前は、市内小学校において朝に昇降口を開ける平均時刻は午前７時45分頃で、登校した児童の受入れは始業時刻前に早くから出勤した教職員が行っておりました。コロナ禍が明けてからは、各学校では保護者や地域の理解をいただきながら、昇降口を開ける時刻を始業時刻に近づける取組を進めてきております。

なお、本市では登校前の預かり等は行っておりませんが、市川ファミリー・サポート・センターによる援助活動により行った市内小学校の始業前の預かり及び送りの利用件数は、延べ年間445件で、月平均約37件となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。今年度７時55分に開門しているということで、コロナ禍前より10分遅らせていると。あと、ファミリー・サポート・センターを使って預かりをしているという件数もかなりいるなというふうに思いますので、その辺が分かってきました。

子どもの登校時間が左右されている原因として、教員の働き方改革の影響もあると思います。答弁にもありま

したが、門を開ける時間を始業時間に近づけるため、以前より10分遅らせたということですので、それはそれで理解しますが、一方で、１学校当たり平均で２名程度は30分前に登校して門の前で待っているという現状も聞いております。

先ほど紹介した大阪府豊中市では、元々は８時に開門をしていました。近年、校門が開く前から登校してくる児童が増え、多いところでは100人ほどが門の周りで待機するようになっていたということです。交通量の多い道路沿いの小学校では、近隣の方から心配だという声が上がっていたほどということでした。この早朝預かりについてですが、今後のことを考えると、共働き世帯数の増加傾向、そこから見ても、また、近い将来全国的な傾向になってくる可能性は大変大きいというふうに感じていまして、本市としても早めに検討していく意義はあるというふうに思います。

そこで質問します。早朝預かりを含めた今後の市の考え方について伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

早朝の預かりにつきましては、先ほども答弁しましたとおり、今のところ要望など具体的な声は聞いておりませんが、今後は市の援助活動の状況を把握しつつ、市内小学校の実情を踏まえながら、よりよい方策について調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。今のところ直接的なニーズがないということと、一定数、ファミリー・サポート・センターも使って対応しているということですので、それはそれで見守る意味ではいいのかなというふうに思いますが、ぜひ今後のために、その調査研究については進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

朝の小１の壁が生じるもう一つの背景があります。共働き世帯の増加のほかに、企業側の時短勤務などの制度や子育て世帯への配慮の仕組みが、ほとんどの会社で子どもが小学校に上がる前までしか適用されていないという問題です。厚生労働省の2022年度の調査によると、回答のあった民間企業926社のうち、子育て中の時短勤務などの制度を設けている企業の約８割が、最長でも小学校への入学前までが対象範囲だということが分かっています。民間の模範になるためにも、行政サイドで取り組んでいる自治体があります。神奈川県相模原市では、昨年の４月から小学校１年生から６年生までの子どもがいる市の職員が利用できるようにと、子育て部分休暇制度を導入いたしました。対象となる職員は30分単位で休暇を取得でき、１日最大２時間まで申請できます。その休暇分は無給になりますが、朝の子どもの対応を済ませてから出勤することが可能となります。市では、以前から制度があったものの、やはり小学校入学前までで壁がありました。その中、全職員へのアンケートで部分休暇を求める声が６割もあったことから導入を決めたそうであります。

そこで再度伺います。小１の壁に直面している職員のためにも、また、広く民間企業に導入をさせていくためにも、この子育て部分休暇制度は有効な手段かと考えます。本市職員への対応について伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

現在、本市におきましては小学校就学前までの子を療育する職員が１日につき２時間まで取得できる、無給ですが、いわゆる部分休業の制度はございますが、小１の壁問題に直面する職員に特化した制度は導入しておりません。しかしながら、全職員が利用できる制度といたしまして、出勤時間や退勤時間を30分または60分ずらす早出遅出勤務制度を導入しており、利活用されていると認識しております。

御質問の小１の壁問題に直面する職員への対応となる小学校就学後の休業制度につきましては、職員のニーズや近隣市におけます制度の導入状況も踏まえた上で諸課題を整理してまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　小１の壁には本市もまだ特化していないということが分かりました。今後については近隣市等の動向も踏まえてということで調査していくということですので、ぜひ職員のニーズ調査を実施していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

こども家庭庁が小１の壁について全国調査に乗り出したのもこのような背景からであり、国が支援の在り方を模索しているようであります。市としても、すぐにはなかなか声として大きく上がってこないかもしれませんが、今は人数として少ないかもしれませんが、支援策を必要として困っておられる御家庭があるのも事実であります。ぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時53分散会

第　　６　　日

令和６年 12 月 11 日（水曜日）

令和６年 12 月市川市議会定例会議事日程（第６号）

令和６年 12 月 11 日（水曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　小山田なおと議員、川畑いつこ議員、久保川隆志議員、沢田あきひと議員、やなぎ美智子議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　41　名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均

大場　諭	
稲葉健二	
小泉文人	
石原よしのり	
増田好秀	
越川雅史	
中山幸紀	
松永鉄兵	
竹内清海	
加藤武央	
岩井清郎	

欠席議員　1名

清水みな子

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	勝山浩司
危機管理監	本住敏
市長公室長	後藤貴志
総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行
財政部長	田中雅之
管財部長	湯本明男
情報管理部長	川島俊介
文化国際部長	高橋昭彦
スポーツ部長	鎌形秀昭
市民部長	吉田一弘
経済観光部長	根本泰雄
こども部長	山室繁央
福祉部長	鷲沼隆
保健部長	横山京子
環境部長	佐原達雄
街づくり部長	小塚眞康
道路交通部長	米崎勝則
下水道部長	森田敏裕

行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	栁	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
主任書記	伊	藤	祥	太
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	青	木	聖	也
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

小山田なおと議員。

○小山田なおと議員　おはようございます。公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして初回から一問一答にて質問を行わせていただきます。

まず初めに、子ども行政について伺ってまいります。

(1)市川市子どもの貧困対策計画についてであります。本市子どもの貧困対策計画につきましては、2014年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて計画が策定され、本年４月よりスタートしております。子どもの貧困対策の推進に関する法律が、本年６月にこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正がなされ、基本理念の中に、現在の子どもの貧困を解消しつつ、将来の子どもの貧困を防ぐこと、妊娠から出産まで大人になるまでの支援が切れ目なく行われること、子どもの貧困が家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、国民の理解を深めることを通じて社会的な取組として推進することが新たに追記をされました。本市といたしましても、この子どもの貧困の解消に向けて、しっかりこの計画を取り組んでいく必要があるかと思います。そこで、ア、概要及び課題への取組状況についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、現在から将来にわたって全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、地域の実情と課題を踏まえた子どもの貧困に関する施策を総合的に進めるため、令和６年３月に市川市子どもの貧困対策計画を策定いたしました。この計画では、基本方針を「こどもが育ち、こどもを育て合うまちづくりをめざして」とし、本市が抱える課題として、「こどもの進路希望の実現」、「食の環境整備の重要性」、「情報発信の強化」の３つを挙げ、その課題に対応するための取組を体系的に整理しております。

今年度に実施している主な取組としては、まず、「こどもの進路希望の実現」に関係する取組として、こどもの受験料支援事業補助金を本年８月から開始しております。この事業は、生活保護世帯、児童扶養手当受給者世帯、非課税世帯などの中学３年生と高校３年生を対象として、模擬試験の受験料や専修学校、または大学の受験料の一部を補助するもので、補助の上限額は、模擬試験の受験料で中学校３年生が6,000円、高校３年生が8,000円、大学等の受験料で５万3,000円としております。

次に、「食の環境整備の重要性」については、学校給食費の無償化、子ども食堂への支援、フードリボンプロジェクトへの支援などにより、子どもの日々の食を支える取組を総合的に進めており、今年度は子ども食堂が３か所、フードリボンプロジェクト参加店舗が７店舗増加しております。

続いて、「情報発信の強化」としては、こどもの受験料支援事業補助金、子ども食堂などを紹介するリーフレットや、ひとり親家庭向けの支援制度を取りまとめた「ひとり親家庭のしおり」などを作成していますが、手に取ってみたくなるようなデザインを工夫するなど、より幅広く効果的にＰＲできるよう努めております。

最後に、この計画の今後ですが、子どもの貧困対策は、ひとり親家庭への支援や子どもの居場所づくりなど、他の施策とも関連が深く、子ども施策全体として一体的に推進することが望ましいことから、令和６年度中に策定予定である本市の市町村こども計画に本計画を統合していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市の課題といたしまして、「こどもの進路希望の実現」、「食の環境整備の重要性」、「情報発信の強化」、この３点を挙げられ、それぞれ具体的な取組が実施されているということでありました。

そこで再質問をさせていただきます。「こどもの進路希望の実現」の具体的な取組として、こどもの受験料支援事業補助金制度を本年からスタートされているということでありましたが、現状における利用状況及び周知方法について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

こどもの受験利用支援事業補助金の利用状況につきましては、11月末時点で、中学３年生は模擬試験受験料の利用者が18人、高校３年生は模擬試験受験料の利用者が３人、専修学校または大学の入学試験受験料の利用者が36人となっております。なお、大学入試共通テストをはじめとした入学試験がこれから増えていきますので、今後、利用者数が伸びていくと見込んでおります。

制度の周知につきましては、児童扶養手当受給世帯といった低所得のひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯へ案内を送付しております。また、私立学校を含め、市内の中学校及び義務教育学校、高等学校にも案内を配付し、生徒への周知をお願いしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　まさにこれからが受験シーズン本番となりますので、多くの受験生に本制度を活用していただきたいなと、このように思います。そのための周知につきましても、引き続き教育委員会も含めて協力をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、本市子どもの貧困対策計画には、そのほかにも様々な取組が策定をされております。事業ごとの数値目標が設定されておらず、進捗が分かりにくい状況となっているのが現状かと思います。さきの答弁にて、市町村こども計画への統合が今後なされていくということでありましたが、その後の数値目標についてはどのように考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

市川市子どもの貧困対策計画では、事業ごとの数値目標を設けていないものの、計画の進捗を確認するための指標として、ひとり親家庭の親の就業率や、小中学生の大学への進学希望率などの項目を国の指標に準じて設定しており、これらの指標については、新たに策定する市町村こども計画に引き継いでいきたいと考えております。

なお、市町村こども計画における事業ごとの数値目標の設定や進捗管理の方法につきましては、市川市子ども・子育て会議における審議を踏まえて、令和７年３月の計画策定までに定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　各事業ごとの進捗管理につきましては、それぞれの担当部局のほうにてしっかりと目標と進捗管理を行っていただきたいと、このように思います。また、本来の目的である本市における子どもの貧困が解消されているかどうかについては、こども部が国の指標に準拠して管理するとともに、また、一部年代への調査だけではなくて、あらゆる世代への調査、これを定期的に行うことで実態把握にも努めていっていただきたい

と、このように要望させていただきたいというふうに思います。

続きまして、イ、高等学校中途退学者への支援についてであります。本市計画の中にも支援内容が記載されておりますが、様々な事由により高等学校を中途退学された場合の再入学や、高等学校卒業認定試験の受験などを相談できる窓口はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

こども部のこども家庭センターは、18歳未満の全ての子どもを対象とした相談窓口となっています。本人や保護者からのあらゆる相談を電話や来所いただいて受けており、丁寧に話を聞き取った上で、それぞれの状況やニーズに合った窓口やサービスを紹介しています。また、継続した支援が必要と判断した場合には、関係機関と連携して支援をしております。御質問のように、高等学校中退者から再入学や高等学校卒業程度認定試験などを受けたいという相談があった場合には、家庭の状況なども詳しく聞きながら、利用できそうな補助制度などについて可能な限りの情報提供を行ってまいりますが、進路について、より具体的な情報や助言が必要な場合には、よりニーズに即した関係機関を探して依頼するなど、必要な支援につなげられるよう対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　こども家庭センターでは、18歳未満の相談を受け付けているものの、生活相談が主であり、専門的なところはなかなか難しいということの答弁であったかなと思います。高等学校への再入学や高卒認定試験等については、教育委員会のほうがよく御存じであるかと思いますが、中途退学者向けの相談は可能でしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

教育委員会では少年相談窓口を設置し、学校や職場、日常生活の中で悩んでいる20歳未満の少年とその保護者を対象に、専門の相談員が電話やメール、面接による相談に応じ、必要に応じてほかの専門機関や支援先に取り次いでおります。また、高等学校中途退学者本人や身近に高等学校の中途退学者がいるなど、市民の方から再度高等学校等への入学について教育委員会に相談があった場合は、まずは卒業した中学校に相談することを伝えます。当時の担任などがいないなど、相談が難しい場合には、教育委員会から当該中学校に連絡を入れ、入試に関する相談や手続を行うよう伝えるなどの支援体制を取っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　市内の中学校出身者であれば、卒業した中学校に相談をすることが可能であるということであったかと思います。そこに在籍していた記録等も残っていますので、出身中学校に相談するのが、まずはいいのかなというようにも思います。また、教育委員会といたしましても、少年相談窓口が少年センター内に設置されているということでありますから、二十歳未満の少年とその保護者を対象に相談に応じられているということであります。

再度質問をいたします。本市在住であるものの市外中学校卒業者への対応について、教育委員会の検討を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

市外の中学校を卒業した場合でも、市内在住で20歳未満であれば、先ほどお答えいたしました少年相談窓口に

取り次ぎます。直接教育委員会等に相談があった場合には、必要なことを伺い、関係する機関や支援先に取り次いでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。高等学校中途退学者への支援は、やはり今の答弁を伺っていますと、まだまだ手薄となっているのかなというのが現状かと思います。一方で、千葉県の高校の中途退学者数は令和５年度が999人、前年度の859人から140人余り増加しているということであります。また、年度当初の在籍者数に占める割合も１％を超えているということであります。学び直しができる相談体制の強化、例えば近隣市であればしっかり連携をしていただくなど、また、中途退学者向け情報サイトの作成、私も調べましたけど、なかなかいろんなところに飛んでいって分からないというのが現状でありました。義務教育は終了しておりますけれども、本市にとって大切な大切な子どもたちであります。こども部、教育委員会のさらなる連携の強化を進めていただきたく、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、(2)未就学の医療的ケア児の通園支援についてであります。まず初めに、本市における未就学の医療的ケア児の状況と、医療的ケア児コーディネーターが対応している通園支援等の相談内容についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

医療的ケア児とは、日常的に呼吸の管理やたんの吸引などの医療的なケアが必要な子どもです。医療的ケア児等コーディネーター――以下コーディネーターと言わせていただきますが、こちらは医療的ケア児が日常生活を送るために必要となる様々な支援の総合的な調整を行い、地域での生活を支える活動をしています。本市では、令和５年度からコーディネーターを配置し、現在、市内で８名が支援に当たっています。内訳は、発達支援課に３名、幼保施設管理課に１名、障がい者支援課に２名、合計６名の本市職員と民間事業所の職員が２名となっており、看護師、保健師、理学療法士など多様な職種で構成されております。コーディネーターは、医療的ケアの内容や家庭での生活状況を考慮し、それぞれの子どもに合った支援について、御家族と一緒に考え、保健、医療、福祉、教育などの分野で実施している各種サービスの利用を調整するとともに、必要な関係機関につないでいます。

なお、令和６年11月現在、コーディネーターが関わっている未就学の医療的ケア児は22名となっております。保護者からの主な相談内容は、療育を受けられる事業所に関することや、保育園や幼稚園の入園に関する手続、学校への登校手段などとなっております。また、その他の活動として、入院中の子どもの退院後の生活に必要なサービスや関係機関の役割分担について協議するため、医療機関が開催しているケース会議にもコーディネーターが出席しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　11月現在で医療的ケア児コーディネーターが関わっている未就学児は22人でありました。入園の手続や通学・通園手段、必要なサービス調整等、様々な相談に対応されているということでありました。

再質問させていただきます。相談内容にもありましたが、特別支援学校に通学する際の支援制度が本年10月よりスタートいたしておりますけれども、未就学児が児童発達支援事業所へと通う際、御両親が自家用車やタクシーを利用して送迎を行っていることが多いというふうに聞いております。事業所が自宅付近にないことも多く、毎月の交通費が大きな経済負担となっているそうです。そこで、本市として未就学の医療的ケア児が通園するた

めの補助金制度をつくることができないか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

未就学で障がい等のあるお子さんが日中過ごす場の一つである児童発達支援事業所のうち、医療的ケア児を受け入れている事業所は市内に５か所ございます。児童発達支援は多くの事業所が送迎を行っていますが、医療的ケア児の利用に当たっては、医療的な対応ができる看護職員などが送迎に同行できない、移動中の安全確保ができないなどの理由により、送迎が困難であると考える事業所もあると聞いております。本市では、通園のため御家族がタクシーなどの車両を利用して送迎を行った場合の交通費について補助する制度はございませんが、令和６年度の障害福祉サービス等報酬改定により、事業所が看護職員を同乗させた車両で自宅や学校等と事業所との間で送迎を行った場合に、児童の医療的ケアの重症度に応じて報酬が加算できるよう制度化されております。今後はこの新たな制度について、事業者に情報提供を行い、実情を確認していくとともに、保護者や事業所などから意見を伺ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　港区では、本年４月より、タクシー利用券及び自動車燃料費助成が医療的ケア児も対象となり、年間５万2,000円を上限に助成されております。また、令和２年３月に三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティングが公表した報告書によりますと、医療的ケアに必要な費用で家計が圧迫されている方は、約４割にも達しているということであり、中でもタクシー等の移動が負担として４割となっております。少しでも経済的負担が軽減できるように、本市による支援を御検討のほう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、福祉行政に移ってまいりたいと思います。

(1)認知症になっても住みやすいまちづくりへの本市の取組についてであります。認知症は決して他人事ではなく、誰もがなり得る可能性があります。認知症になっても住みやすい町、いわゆる認知症フレンドリー社会を構築していくことが、本市にとっても喫緊の課題ではないかと思います。本市の取組について伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、認知症に関する地域の理解を深め、認知症の方を支える体制づくりに取り組むことで、認知症の方の尊厳を保持しつつ、地域の人々とともに生活できる地域共生社会の実現を目指しております。まず、認知症について正しい知識と理解を深めるための取組として、認知症サポーター養成講座を開催しております。認知症サポーター養成講座は、認知症の方やその家族を見守り、応援するサポーターとして活動するために、認知症についての基礎知識や認知症の方への対応方法などを学ぶ講座であり、受講者には認知症サポーターのあかしであるオレンジリングを配付しております。また、認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に、講座で身につけた知識をさらに深め、具体的な活動につなげることを目的として、認知症サポーターステップアップ講座も開催しております。本年10月末現在で、延べ約２万1,500名のサポーターを養成してまいりました。そのうちステップアップ講座を受講した方は約280名となっております。認知症の方を支える体制づくりとしては、地域での見守り体制の拡充を図るため、認知症の人にやさしいお店・事業所を認定する制度を設けております。認定されたお店や事業所では、認知症サポーターを中心に優しい声かけや会計時の手伝い、分かりやすい案内表示など、認知症の方に寄り添った支援が行われております。目印となるステッカーを交付するほか、市公式ウェブサイトなどにおいて市民に周知しております。また、認知症と診断された御本人が、ピアサポーターとして相談に乗ることで、認知症への不安を

抱える人の不安軽減に取り組んでおります。この活動は、認知症と診断された方が地域を支える一員として活躍できる場となることから、認知症の方の社会参加の促進にもつながる活動となっております。これらに加えて、認知症の方やその家族の困り事と、それを支援する認知症サポーターを結びつける取組の一つであるチームオレンジの整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市においても多くの認知症サポーターが増えてきております。養成講座受講者に対しては、本市ではオレンジリングを配付しております。私も今日つけているんですけれども、こういったオレンジリングを皆さんに配付をしているところであるかと思います。このオレンジリングを身につけている方が増えることは、認知症の方や御家族の安心感につながっていくものと思います。本市職員についても多くの認知症サポーターがいるかと思いますが、就業中もオレンジリングを着用したほうがよいと思いますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

新規受講を対象としました職員向け講座を毎年１回開催しております。今年度は５月に開催し、約50名の職員が参加しました。受講者には認知症サポーターのあかしであるオレンジリングを配付しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　庁舎には様々な方が来庁されます。本市の取組を推進していくためにも、業務に支障がない範囲において、オレンジリングを着用していただければなというようにも思います。

続いて、(2)本市におけるチームオレンジの概要及び推進状況についてであります。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくための取組として、厚生労働省の認知症施策推進大綱に具体的な方策として、チームオレンジを地域ごとに構築することが位置づけられております。そこで、本市におけるチームオレンジの概要及び推進状況についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

チームオレンジは認知症の方やその家族と認知症サポーターを中心とした支援者が共に活動し、支え合う仕組みで、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを目的とするものでございます。令和元年に制定された国の認知症施策推進大綱において、令和７年度までに全市町村にチームオレンジを整備することが求められており、千葉県内においてもチームオレンジを設置する自治体は増えております。チームオレンジの活動は、認知症カフェや茶話会、地域内のパトロール、認知症の方の外出支援や見守りなど、地域により様々な活動が行われております。チームオレンジの設置条件は、認知症サポーターステップアップ講座を受講した支援者を中心としたチームであること、認知症の方やその家族もチームの一員として参加すること、認知症の人や家族の困り事を継続して支援することとなっております。現在、本市の登録認知症カフェとして活動している団体のうち、チームオレンジの設置条件を満たす団体があることから、本年度中のチームオレンジの整備を目指し、整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　令和７年度までにチームオレンジを整備することが求められており、近隣自治体においても徐々に整備が進められております。本市においても、登録認知症カフェとして活動している団体のうち、チー

ムオレンジの設置条件を満たす団体があるため、令和６年度中の整備を進められているということでありました。その団体の一つにオレンジカフェてこながありますが、チームオレンジてこなとして、来年早々より活動を開始するという話も聞いております。どうかスタートに向けた支援をお願いしたいというように思います。

また、今後、各地域に広げていくためには、コーディネーターや認知症サポーターだけではなく、地域の商店街や金融機関など日常生活圏にある事業所の協力、また、大学生ボランティアなど、次につなげていく取組も必要かと考えます。チームオレンジとして認定されたら、どのような支援があるのか、また継続したしていく上での課題について、再度お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

今後、チームオレンジに位置づけた団体については、市公式ウェブサイトにおいて各団体の活動を紹介するなど支援を継続するとともに、その取組を広めることで、さらなる整備に努めてまいります。チームオレンジは、認知症サポーターステップアップ講座を受講した支援者が中心となることが設置条件となっていることから、まず、支援者となる認知症サポーター養成講座やステップアップ講座の受講者を増やしていく必要がございます。また、チームオレンジの活動を継続していくためには、支援者だけでなく地域住民及び認知症の方が日常的に利用する店舗や薬局など、地域の理解や協力も不可欠でございます。今後も認知症についての理解を広げるとともに、チームオレンジを地域で支える体制を目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　基本が認知症カフェが中心となって様々な方の協力をいただきながら、地域の見守りや相談、支援等を行っていくことと思います。認知症カフェは、これまでは月１回程度の開催となっておりましたが、今後は月に複数回の開催や、カフェの場を活用した勉強会や講演会なども開催していくことになるかと思います。

再度伺います。チームオレンジが活動を継続していくためには財政的な支援が必要であると考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

チームオレンジの代表的な活動として、認知症の方やその御家族、地域の方など、誰もが気軽に参加できる認知症カフェがございます。本市では、認知症カフェを推進するため、市川市認知症カフェとして登録した団体のうち、月１回以上の頻度で行うことを条件に補助金を交付しております。補助金の対象経費は、講師派遣や必要な消耗品の購入費、会場使用料などカフェの運用費用となっており、月3,000円、年間最大３万6,000円を補助しております。加えて、新たに登録した団体には、この運用費に加え、チラシなどの印刷や広告に係る経費、備品購入費などに最大２万円を補助しているところでございます。現在、チームオレンジの設置条件を満たす団体は市川市認知症カフェとして登録されており、この補助金を活用してカフェの運営を行っていることから、別途オレンジチームへの新たな財政的な支援は、現在のところは検討しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　現状、登録認知症カフェに対して月額3,000円が補助されているということであります。しかし、この費用では１回分の場所代にしかならないというのが現状であります。開催回数に応じて増やしていく等々、検討いただければなと思います。さらに活動を活発化していくためには、さらなる補助金はやっぱり必

要じゃないかというようにも思います。認知症は誰もがなり得る可能性があり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる認知症フレンドリーシティ市川となるためにも大変重要な取組であると思いますので、財政面の支援も含めまして、今後検討をお願いしたいと思いまして、本質問を終わりたいと思います。

続きまして、市川市動植物園について伺ってまいります。

(1)大町公園再整備基本計画の概要についてであります。本年11月に建設経済常任委員会として、名古屋市にある東山動植物園を視察してまいりました。東山動植物園は、昭和12年、1937年に開園し、年間約250万人が来園する大変歴史も古く、人気の高い動植物園であります。開園100周年の2037年に向けて、来園者350万人を目標に掲げ、東山動植物園再生プランに基づいて様々な整備が進められております。本市動植物園の基本計画について確認したところ、大町公園再整備基本計画となっていたことから、本基本計画のうち動植物園に関する計画及び概要について伺ってまいります。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

大町公園再整備基本計画の概要についてです。動物園、観賞植物園、自然観察園から成る大町公園は、市の北東部に位置し、市内でも貴重な自然が残る自然学習やレクリエーションの場として多くの市民から親しまれております。動物園は昭和62年に、観賞植物園は平成５年に、また、自然観察園は昭和48年に開園をしております。動物園は、施設については全般的な老朽化に加え、時代に合わせた展示にしていくことが大きな課題となっております。これらの課題に対応するため、令和２年度に大町公園再整備基本計画を作成したところであります。基本計画のうち動物園における計画の概要についてです。開園以来、動物園は小動物を中心に、動物との触れ合いを基本テーマとして運営をしております。こうしたコンセプトは踏襲しながら、より魅力と工夫のある施設へと改修を行うものとしております。家族連れの利用者が多い施設であるため、小さなお子様からお年寄りまで幅広い年齢層に合った飲食の提供、家族連れが十分楽しめる遊具の拡充、バリアフリーへの対応などを図る計画としております。

動物舎につきましては、単なる老朽化対策による延命化にとどまらず、展示の手法を検証しながら建て替えや改修を行い、より観察しやすく、楽しめる展示へと改良を図っていくこととしております。その中で集客効果の最も高い動物ふれあいゾーンは、家畜舎と一体化することで規模を拡大し、雨天や悪天候でも楽しめるように、動物の環境にも配慮した屋内対応型のゾーンとすることを目指しております。また、来園者に人気のあるカワウソなど小型の動物は、野生での行動を引き出す展示方法を取り入れ、間近で楽しく観察でき、野生動物の魅力を伝えていく計画となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　令和２年度に策定された本計画では、小動物を中心に動物との触れ合いを基本テーマとされているということであります。また、家族連れの来園者が多いため、幅広い年齢層に合った飲食の提供、遊具の拡充、バリアフリーへの対応が計画されており、また、動物ふれあいゾーンは屋内対応型ゾーンとすることも目指しているということであります。様々な計画が策定されていることが確認できましたけれども、近年の取組について再度お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　魅力ある動物園として多くの方に来園してもらえるよう、様々な事業に取り組んでおります。本年３月には、本市と北総鉄道が大町駅周辺地域の活性化を目的に協定を締結したところであります。その一環として、いちかわかるたに描かれている動物のイラストで大町駅の装飾を行い、また、市川市動植物園

の案内用のチラシを北総鉄道の各駅に配置し、園の周知啓発を図ってまいりました。10月26日には、本市と北総鉄道が連携し、市川市動植物園×北総鉄道コラボまつりを開催し、田中市長や北総鉄道の社長にも御参加いただき、多くのお子さんや家族の方々に楽しんでいただいたところであります。また、試みとして、市所有のバスを大町駅から動植物園までの送迎バスとし、当日及び翌日の２日間運行し、多くの方に御利用をいただきました。夏のホタル観賞期間中には、涼しくなった夕方に動物園に来園して楽しんでいただけるよう開園時間の延長を行い、約１万人の方に御利用をいただきました。動物展示の新たな工夫としましては、家畜舎の一画にヤギの空中散歩施設を設置し、今年度中には新たなヤギを導入する予定としております。年間来場者数は、令和５年度の約22万人より増加傾向にあり、令和６年度は約24万人を見込んでおります。

次に、施設の現状と課題についてです。開園後37年が経過し、施設は全般的に老朽化が見られております。近年、動物の習性や行動を見せる展示方法が主流の中で、動物の魅力を十分に引き出しにくい展示となっております。また、オランウータンなどの希少な野生動物は、主に動物園同士の貸し借りによる移動による受入れであり、今後も飼育を続けていくには、迎え入れる施設環境として、動物福祉の観点において適正に整備をしていく必要がございます。利用者からの要望については、キッチンカーを含む食堂や売店、授乳室やトイレなどの利便性の充実、猛暑や雨天など悪天候でも楽しめる展示施設を望む声がございます。順次これらの整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　北総鉄道とコラボした市川市動植物園×北総鉄道コラボまつりでは、大町駅から動植物園まで臨時バスが運行され、多くの来園者に御利用いただけたということでもあります。本市動植物園は駅から少し距離がありますので、今後も例えば日曜、祝日のみ運行するなどしてはいかがでしょうか。御検討をお願いいたします。

また、夏のホタル観賞会は本当に大変好評であり、約１万人の方が来園されたということでもあります。一方で、遊歩道が狭いため、ベビーカーや高齢者が怖い思いをされたということも聞いておりますので、来年に向けて安全対策をしっかりお願いしたいなというようにも思います。

さらには、今年度中、ヤギの空中散歩が見られるようになるということでありましたので、今から楽しみでありますけども、高いところが好きなヤギの習性を利用した展示、楽しみにしたいというようにも思います。

本市が抱えている課題といたしましては、施設の老朽化、動物の魅力を引き出せる展示方法、オランウータンなどの希少動物への対応、動物福祉の視点、来園者の利便性や快適性など多岐にわたることも確認できました。

続いて、(2)今後の計画についてであります。多岐にわたる課題を解決していくためには、今後、計画の修正が必要になってくるのではないかと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

今後の計画についてですが、大町公園再整備基本計画につきましては、動物福祉への配慮、気候の変動への対応など、計画策定時と比べ若干の見直しが必要な部分もあることから、これら課題にも対応した計画の修正を進めてまいります。また、当面の対応につきましては、施設の長寿命化や来園者の安全性を確保するため、定期的な点検を通して施設状態を把握し、計画的に修繕を行ってまいります。動物展示につきましては、適正な管理と動物福祉への配慮や独自性のある見せ方を工夫し、来園者と動物双方が喜べる施設にしてまいります。また、キッチンカーを含む飲食や売店での商品の充実、授乳室やトイレなどの修繕を行い、利用者の増を図ってまいります。その一方、これらの整備を今後行っていくためには、多額の費用がかかることが予想されるため、クラウド

ファンディングや基金、サポーター制度の導入など、今後、財源の確保については、多角的に調査検討をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　今後、計画の修正を進めていかれるということであります。施設の老朽化対策は、来園者のみならず、動物福祉の点からも大変重要な対策となるかと思います。東山動植物園では、トラ・オランウータン舎をはじめ、驚くような金額をかけて整備がなされております。なぜここまでの整備が必要なのかと伺いますと、諸外国における基準が大変厳しいということでありまして、しっかりと整備をしなければいけないということでありました。もはや海外から動物を輸入することは困難であり、希少動物や絶滅危惧種がいる動物園は、動物福祉、種の保存についてしっかりと責任ある対応をしていくことが肝要であると考えます。また、その財源についても、例えば東山動植物園では、レッサーパンダ舎を約1.7億円の個人寄附で整備がなされており、また、動物展示には動物スポンサーを１口20万円で寄附を募っておりました。財源の確保について多角的な検討を、今後もよろしくお願いをいたします。

さらに質問してまいります。例えば緑のカーテンを設置したり、夏場の開園時間を夕方以降にしたりとした対策が必要ではないかと考えますけれども、夕方以降の取組としては、本年はホタルの観賞会が催されましたが、富山市ファミリーパークでは、ナイトパークや夏休みの自由研究の一環としてセミの羽化の観察会などが行われております。本市の猛暑対策についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　夏場の対策といたしましては、まず何より動物の健康を第一に対応をしております。暑さに弱い動物については、猛暑時の展示は控えるなどし、そうでない動物であっても、熱中症などのおそれが高まっていることから、動物舎付近の日陰を増やすためにシェードカーテンや扇風機などで対応をしております。今後は緑のカーテンを設置するなど、動物福祉の向上に努めてまいります。

利用者対策としましては、開園時間をずらすなど涼しい時間帯での開園や、セミの羽化観察のイベント化など、関係課も含め検討をしてまいります。ナイトズーにつきましては、当園には夜行性動物が少なく、夜間開園実施には課題がございます。当面はホタル観賞の実施期間に行ったような開園方法について検討をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　夜間に活発に活動する動物が少ないことから、ナイトズーは少し難しそうですけれども、緑のカーテンであったりセミの観賞会など、夕方からの楽しみ方について検討いただきたいというふうに思います。

また、動物福祉の観点や猛暑対策を考えると、屋内施設の拡充が必要になってくるかと思います。特に市川市動植物園には植物園がございます。この植物園は屋内の温室施設であり、温帯地域の動物と植物の融合展示に最適ではないかと考えます。植物園の活用についても新たな計画として検討いただきたいというようにも思います。

さらに質問してまいりますが、絶滅危惧種や希少動物を守っていくためには、やはり本市としても動物園条例をつくり、動物園の目的や役割の明確化、その必要性、財源の確保等を明文化する必要があると考えます。本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　まず、動物園が持つ４つの役割とされる種の保存、教育、調査研究、レクリエーションにつきましては、どれも欠かすことなく果たしていくべきものと考えております。当園にもスマトラオランウータンやシセンレッサーパンダ、コツメカワウソ、マンドリルといった希少野生動物種がおり、特にスマトラオランウータンにおいては、国内で飼育される８頭のうち４頭が当園所有となっております。

動物園条例につきまして、自治体が設置する動物園は都市公園法に基づく公園施設として設置されることが多く、当市におきましても、動物園は市川市都市公園条例において大町公園内の施設として明記をされております。他市の動物園を見ますと、都市公園条例とは別に動物園の設置、運営に関する条例が制定されているケースもございます。今後、他市の状況などを調査研究し、条例の取扱いについて検討をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　現状は都市公園条例において、大町公園内の施設としてしか明記がされておりません。絶滅危惧種のスマトラオランウータンは、先ほど答弁にもありましたが、国内８頭のうち半分が本市で飼育されており、そのほかにも、実はたくさんの希少動物が飼育されているのが本市動植物園であります。規模が大きな動植物園ではないかもしれませんが、学術的にも大変貴重な動植物園であると思います。他市事例についてもさらに研究いただき、条例化に向けた取組もお願いしたいと思います。

以上でこの質問を終わりたいと思います。

最後となります。道路行政について伺ってまいります。

市道0233号の道路拡幅に伴う課題についてであります。市道0233号は国府台病院の北側を通り、じゅん菜池、中国分へと通じている道路であり、令和５年５月31日に国府台病院北側部分が対面通行となったことで、歩行者の安全と車両通行の利便性が図られました。その一方で幾つかの課題が発生しており、それぞれについて伺ってまいります。

ア、バス停の位置の変更の経緯についてであります。国府台病院から中国分方面へのバスについてですが、道路拡幅前の国府台病院バス停は、病院前の交差点を渡った薬局の前に設置がなされておりました。拡幅後は病院北側の市道0233号沿いに移設がなされました。なぜ変更がされたのか、その経緯についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本年11月に道路愛称がじゅん菜池通りに決定した市道0233号は、県道市川松戸線のじゅん菜池緑地入口交差点から中国分交番までの延長約300ｍ区間の拡幅整備を行い、通行形態を一方通行路から対面通行路に変更し、昨年５月に供用を開始いたしました。この整備に伴い、ＪＲ市川駅を発車し市川松戸線と中国分を通行する路線バスの中国分線は、一方通行路の市道1130号から拡幅したじゅん菜池通りにルートを変更しております。この変更により、中国分方面に向かうバスがじゅん菜池通りへ右折する際に、県道にある既存の国府台病院バス停が、じゅん菜池緑地入口交差点まで約30ｍと近接していて右折レーンに入れないことから、京成バス株式会社が、じゅん菜池緑地入口交差点から約50ｍ東側の位置に中国分線専用の国府台病院入口バス停を新設したものです。なお、既存の国府台病院バス停は、これまでどおりＪＲ松戸駅方面に向かう路線バスのバス停として、現在も利用されております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　従来のバス停では、県道市川松戸線から市道0233号へ走行するための右折レーンが近過ぎてバスが右折できないということであって、0233号側に移設されたということであります。ただ、もともとのバ

ス停は屋根もベンチもあって、ここを利用される患者さんにとっては大変助かっておりました。移設されたことにより、屋根もベンチもなくなってしまいました。バス停の移設はもともとの計画にはなかったのではないかというふうに思います。本移設により利用される方々が大変困っている状況であります。

続いて、イに進んでまいりますが、バス停へのヒップバー等の設置についてであります。急なバス停の変更に伴いベンチ等がなくなってしまいましたが、新たなバス停前の歩道は幅員が狭いため、ベンチの設置が難しい状況となっております。せめてヒップバーでも設置できないでしょうか、再度お伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

歩道上のバス停に設置するベンチ等は、バス事業者が周辺状況や利用状況を勘案し、市川市道路占用許可基準にのっとり設置しております。この基準では、ベンチ等を設置した際に、歩道の有効幅員が２ｍ以上確保されて通行に支障とならないほか、地面に固定するなどして容易に動かない構造とすること等が条件となっております。御質問の箇所の縁石等を除いた歩道の有効幅員は２ｍとなっております。ここにヒップバーを設置した場合、２ｍが確保できなくなるため、設置は困難な状況であります。しかし、バス停に近い県道との交差点の隅切り部であれば、人だまりのスペースがあることから、地元自治会や地域の方の意見も伺いながら、ヒップバーなどの設置について、隅切り部を管理する千葉県と協議したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　当該場所であると、ヒップバーであっても有効幅員が確保できないということであります。しかしながら、近くの隅切り部であれば比較的スペースがあるということでありますので、どうか設置について地元、また県との協議を進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、ウ、バス停を病院敷地内に設置することの市の認識についてであります。国府台病院は比較的敷地の広さには恵まれており、病院敷地内にバス停を設置することも検討次第では可能ではないかと考えます。病院を利用される方は、病気やけがなどで通院されている方が大半であり、少しでもバス停が病院に近いほうが、患者さんにとっても大変優しい対応ではないかと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

この路線を運行している京成バス株式会社に病院敷地内にバス停を設置できないか確認したところ、これまで設置を検討したことはないが、乗り入れた場合、運行時間の延伸により運転手の労働時間が延び、今年実施された働き方改革による連続拘束時間の限度により運行可能便数が減少する、運転士の増員、もしくはバスの減便が必要になるとのことでした。また、中国分線は路線の状況から中型バスで運行していて、本年５月のダイヤ改正以前、乗客を乗せ切れない状況が見られたことから、５月に増便した経緯があり、利用状況を鑑みると、減便は難しいとのことです。

病院敷地内にバス停を設置する場合、病院への通院を目的とする人にはメリットとなる一方で、病院を通過する人には、目的地への到着時間が遅くなるなども考えられます。今後、同バス停の利用状況を注視し、必要に応じて病院やバス事業者と調整したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　これまで病院内停留所については検討すらしたことがないということでありました。答弁によりますと、運転士確保の問題が大きいということでもありましたが、バス利用客の利便性や快適性というも

のを向上させていかないと、それこそ利用客の減少となっていくのではないかというようにも思います。また、利用客が減れば減便となり、地域からバスがどんどんなくなっていってしまうと、まさに負のスパイラルに陥ってしまうんではないかというふうにも思います。バスというのは地域の大切な交通機関でありますから、本市としても地域交通を今後どうしていくのか、市民に喜ばれる交通対策とはどんなことなのかということをしっかり今後検討していただきたいと思います。その上で、県道交差点部分につきましては、まだ完成に至っていないということでありましたので、国府台病院利用者にとって最適なバス停留所について、引き続き場所も含めて検討をお願いしたい、このように思います。

続いて、エ、国府台５丁目と１丁目を移動する歩行者の通行が分断された経緯について伺ってまいります。道路拡幅前は国府台１丁目と５丁目を行き来する際、じゅん菜池から坂を上った付近に横断歩道があり、安全に往来することができておりました。しかしながら、拡幅後は対面通行となったことで、横断歩道はなくなり、かつ、歩道にも横断防止柵が設置されており、国府台１丁目と５丁目の往来が簡単にできなくなってしまいました。往来するためには、坂を下ってじゅん菜池前の横断歩道を渡るか、県道まで約150ｍを歩いて横断歩道を渡るしかないのでありますが、危ないのを承知で横断防止柵の隙間から出て道路を横断している現状も見受けられます。そこで、以前あった横断歩道がなくなった経緯と、新たな横断歩道の設置についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

拡幅整備する場合はじゅん菜池緑地から県道方面の坂道を上り、右カーブの手前の一方通行区間であった場所に横断歩道が設置してありました。拡幅整備をする際に千葉県警察と協議したところ、一方通行路から対面通行路に変更することで通行車両が増え、県道方向から来る車両にとって、横断歩道の位置が左カーブの直後で見通しが悪いこと、下り坂にかかりスピードは出やすいことから、横断歩道を設置しないようにとの意見が出されたため、横断歩道を復旧することができませんでした。平成29年に行った事業説明会では、警察と協議した内容を反映した図面で説明し、その中で横断歩道に関する御質問はありませんでした。横断歩道の再設置について市川警察署と協議したところ、整備前と同じ位置では安全確保の観点から設置できないこと、カーブから県道までの直線箇所への設置は、横断需要が見込めないと思われるため難しいとの回答がございました。そのため、まずはカーブの前後に、安全対策として「横断者注意」の看板を設置し、横断歩道の再設置については、横断需要の調査の実施を検討したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　以前あった横断歩道につきましては、私も現地を確認しておりますけれども、じゅん菜池方面からは上りのため見通しが悪く、また、県道方面からもカーブとなっているため見通しが悪いことは理解しております。一方で、平成29年に実施された説明会では、横断歩道に関する質問はなかったと聞いておりますけれども、横断防止柵が張り巡らされて渡れなくなることは、図面だけの説明では十分伝わっていなかったのではないかというようにも思います。危険を承知で横断されている方がいることを考えると、何らかしらの安全対策は早急に行っていただきたいとも思いますし、また、横断歩道の設置についても、引き続き横断需要の調査も含めて検討をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　次に、川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員　公明党の川畑いつこでございます。通告に従いまして一問一答で質問させていただきます。

初めに、大項目、不妊治療の支援についてです。

2022年４月から不妊治療の基本的な治療である一般不妊治療と生殖補助医療が保険適用となり、子どもを産み育てたいと悩みながら頑張っていらっしゃる方々にとっては、経済面で助かっているとの声を伺いました。一方で、保険適用外の治療は10割負担となり、不妊治療は患者の心身両面にわたる負担は大きく、また、医療保険適用外の治療は少なくない中、高額な治療費を負担せざるを得ない状況とのお声も伺いました。経済的負担を軽減するために、特定不妊治療以外に対しても助成範囲を拡大して、独自の上乗せ事業を実施する自治体がある中で、本市においては、不妊治療が保険適用になったことを理由に、特定不妊治療助成事業を終了しました。

そこでお伺いします。１、保険適用外の不妊治療に対する支援についてです。生殖補助医療に加えて実施されることが多い先進医療は、一部オプション治療として保険診療と併用できるものもありますが、先進医療のほとんどが保険適用外となっており、冒頭にも言いましたが、保険適用外で治療されている方の経済的負担が大きい中で、本市として子どもを産み育てたいと願って治療されている方たちに経済的負担を軽減する支援に対してのお考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

不妊治療の保険適用については、国の審議会で審議された結果、関係学会のガイドラインなどで有効性、安全性が確認された一般不妊治療と生殖補助医療について、令和４年４月より保険適用となっております。先進医療とは、保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができるものです。不妊治療においては、生殖補助医療に加えて実施されるものであり、先進医療にかかる費用については全額自己負担となっています。厚生労働省のホームページで確認した情報では、千葉県内で不妊治療の先進医療を実施する医療機関は14施設となっていますが、現在のところ、千葉県による助成はなく、県内の自治体では松戸市と成田市が助成を行っています。なお、助成金額は、生殖補助医療と併せて行った先進医療１回につき、かかった費用の10分の７について、松戸市は３万円、成田市は５万円が上限となっております。本市としては、引き続き先進医療に関する情報収集に努めるとともに、国県や近隣市の状況について調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　先進医療を行っている医療機関が千葉県内は14施設あり、松戸市は３万円、成田市は５万円を上限に独自の支援を行っているとのこと、本市としては、今後調査をしていってくださるとのこと、よろしくお願いします。

日本産婦人科学会の調査で、2022年に国内で実施された体外受精で生まれた子どもが前年よりも7,409人増の７万7,206人で、過去最多を更新したと発表しました。この結果を見ると、生まれた子どもの９人、または10人に１人に相当します。治療を受けた女性の年齢は42歳が最も多く、体外受精が42歳を上限に保険適用となったことで、駆け込みで治療を始めたと考えられると言われています。また、治療件数も前年よりも４万5,490件増の54万3,630件で、過去最高を更新したとあります。また、男性にも原因がある場合があるため、男性の治療も同時並行で進めたほうがいいとされています。これらのことから、不妊治療は多くの方が取り組んでおり、子どもを産み育てたいと望んでいる方が少なくないと考えられます。

それを踏まえ、２、卵子凍結保存や精子凍結保存に対する費用助成について伺います。２月定例会にて妊孕性温存療法の卵子凍結、精子凍結の助成の要望をした際に言いましたが、千葉県では、小児・ＡＹＡ世代のがん患者らに対しては、条件が合った対象者に卵子凍結、精子凍結にかかる費用助成を行っていますが、全国を見ると、条件対象外の方たちにも不妊治療の助成の中で卵子凍結、精子凍結の助成で支援している自治体がありま

す。病気に関係なく、将来の妊娠、出産に備えて、年齢が若い時点での卵子や精子を事前に採取し、凍結保存しておきたいと願う方への費用助成は県の助成対象外です。本市で子どもを産み育てていただくために、市独自で卵子凍結、精子凍結の費用助成はできないかお聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子どもを産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐに妊娠することが難しい方にとって、卵子凍結は将来の妊娠に備える選択肢の一つとなります。一方で、日本産婦人科学会などにおいて、未受精の卵子は受精卵と比較すると、冷凍保存した場合に妊娠率などの治療成績が低下するという研究結果も示されております。また、卵子凍結は将来の妊娠の可能性を高めるための方法の一つではありますが、必ずしも将来の妊娠を保証するものではないこと、また、妊娠、出産には適齢期があり、加齢によるリスクがあることも理解していただく必要があると考えております。現在、県内では卵子・精子凍結について費用を助成している自治体はありませんが、今後、国県や近隣市の動向などを注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　未受精の卵子は受精卵より冷凍保存した場合、質が低下するとの報告があり、将来の妊娠を保証するものではない。また、妊娠、出産には適齢期があり、加齢によるリスクがあると本市は考えているとのこと、理解しました。現在、民間の福利厚生の中に、将来子どもを産み育てたい社員に対して助成や無利子の貸付けを行う企業が増えています。メディア事業やインターネット事業などを行っているある会社では、2022年に福利厚生に卵子凍結補助を導入しました。会社のホームページを見てみると、このたび導入した卵子凍結補助は、女性社員を対象とし、採卵、凍結保存などの卵子凍結に関する費用の一部を会社が負担するものです、現在、当社では多くの女性社員が活躍しており、全社員数に占める女性社員比率は33%となっております。女性活躍が進み、また様々な社会変化を背景に、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、社員のライフプランやキャリア形成の選択肢を広げるとともに、一人一人の社員が能力を発揮しながら、自分らしく長期で活躍できる職場環境の実現を目指し、このたび卵子凍結補助の導入に至りましたとありました。私が話を伺った方の娘さんは、この福利厚生の卵子凍結を行う予定とのことでした。また、大阪府池田市では、卵子凍結事業として、「女性の『自分らしい生き方や働き方』を応援し、女性の自己選択を支援するために、将来の妊娠や出産に備えるための卵子（未受精卵子）凍結に係る費用を助成します。キャリアと子育ての両立などに悩む女性が、妊娠の時期の選択肢を増やすことで多様なライフスタイルを応援します」とあり、凍結保存費用として、上限20万円で１人１回限り、治療の内容としては、採卵準備のための投薬、採卵、１年間の凍結保存、または保存継続費用として継続１年ごとに２万円を５回まで、市の事業において卵子凍結保存費用助成を受けた方に限るとありました。本市においても多種多様なライフスタイルの方が多くいらっしゃいます。将来、子どもを産み育てたいと願う方々に対して、卵子凍結、精子凍結を含む保険適用外の不妊治療の助成を要望し、次の質問に移ります。

大項目、学校給食のない長期休業中における、子どもへの食の支援についてです。

成長期の子どもたちの食事は、体の基礎づくりのために栄養バランスを考えて食べることが重要になってきます。市立学校では、栄養バランスを考え、おいしく食べてもらう工夫をした給食があり、本市の給食費無償化は子育て世帯に大変に喜ばれている施策の一つです。また、本市で行っている食育計画では、令和５年度に第４次計画が立てられ、スローガン「食育の環（わ）を広げよう！～つなぐ・広がる　いちかわの食育～」と銘打って、食育基本法を軸に計画を立てており、「課題と今後の方向性」の中に、「望ましい食生活の実践に向けた食育の推進」で、「朝食を欠食する小中学生の割合が増加傾向にあります」とあり、さらに、「若い世代は、これから

親になる世代でもあるため、健全な食生活が重要であることを自覚し、食に関する知識や取り組みを次世代へ伝えていく大切な役割があります。学校や地域、関係機関、団体との連携を図りながら、健全な食生活の実践に取り組めるよう支援が必要です」とあり、また、「施策の展開」の中では、「家庭における健全な食生活の実践」で、「家庭における食育は、生涯を通じた心身の健康づくりの原点です。朝食摂取や規則正しい生活習慣の習得、栄養バランスに配慮した食事の組み合わせ等、望ましい食生活の実践に向けた取り組みを行います」とありました。しかし、生活困窮世帯などは、空腹を満たすことが精いっぱいで、栄養バランスを考えて食事を作りたくても作ることができないのが現状です。学校のある日は給食があるため、１日のうち１食は栄養バランスの整った食事を取ることができますが、給食のない日は、さきにも述べたように、空腹を満たすことが重要な食事となります。それらを踏まえてお伺いします。

１、子ども食堂、フードリボンプロジェクトの周知についてです。子どもたちへの食の支援の一つに、子ども食堂、フードリボンプロジェクトがあります。子ども食堂、フードリボンプロジェクトの実施箇所数と利用人数をそれぞれお聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子ども食堂は現在27か所で運営されています。利用児童数は、運営団体による補助金の実績報告により、本市が把握する範囲では、令和５年度の実績で延べ約4,600人です。一方、フードリボンプロジェクトの参加店舗は、現在18店舗となっています。利用児童数は参加店舗による任意の活動報告ではございますが、本市が把握する範囲では、令和５年度の実績で延べ約400人となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　子ども食堂は27か所で運営されており、利用児童数は延べ約4,600人、フードリボンプロジェクトは18店舗で協力をしてくださり、正確な人数は把握できないが、延べ約400人とのこと、理解しました。

では、再度お伺いします。子どもたちの休暇の少ない６月と長期休暇の中でも休みが多い８月では、子どもへの食の支援で利用人数に差があるのかをお聞かせください。ただし、フードリボンプロジェクトは協力店が行っているため、把握しにくいかと思われますので、子ども食堂の利用人数をお聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

令和５年度の実績報告において、月ごとの利用児童数を任意で報告いただいた７か所の子ども食堂の実績となりますが、利用児童数の合計で、６月は182人、８月は147人となっており、大きな差はない状況となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　月によっての利用数は大きな差がないこと、理解しました。しかし、学校のある日は若干多いことも分かりました。子ども同士の会話の中で子ども食堂の情報があり、学校のある月は利用人数が多いのかもしれませんし、開催日が関係するのかもしれません。さらに、フードリボンプロジェクトは、日中開店されている事業所が多いため、夏休みの昼食にフードリボンプロジェクトを子どもたちが利用しやすい体制づくりが必要と考えます。例えば生活困窮世帯や生活保護世帯では、外食をすることを控えている家庭が多く、子どもが飲食店に入店することに慣れていないことが考えられます。一度入店経験があると、店内の雰囲気が分かっているので、利用拡大につながるのではないかと考えます。

そこで、さらにお伺いします。小学２年生が生活科の授業で町探検を行う際、協力店舗などのお願いは教員が行っていますが、そこにフードリボンプロジェクト参加店舗を入れ、小学生がフードリボンプロジェクトに触れる機会をつくることはできないでしょうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

町探検の機会を活用した周知につきましては、フードリボンプロジェクト参加店舗の意向を確認し、町探検での子どもたちの訪問を希望する店舗があれば、プロジェクトの運営主体である一般社団法人ロングスプーン協会や教育委員会、店舗の近隣にある小学校と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　ありがとうございます。私が携わった子どもの中に、町探検に行った日の放課後、そのときの様子を一生懸命に話し、中でも、お店で試食をしておいしかったことで、行ったほうがいいと他者に勧めていました。その子どもは、実際、家族で買物に行ったのですが、これは一度入店したことでどんな場所か理解をし、次につながったのだと考えます。参加店舗への意向確認後に受け入れていただける店舗があった際には、子どもたちにフードリボンプロジェクトに触れる機会をつくる協議をしていただけるとのこと、ぜひお願いします。

次に、２、フードドライブ、フードバンクの周知についてです。企業やＮＰＯ団体などが行っているフードドライブやフードバンクの活動は、食品ロスの観点から行われている事業ですが、生活困窮世帯や生活保護世帯にとっても大変に助かっている活動と思われます。生活困窮者以外の方を含め、たくさんの方に知っていただきたい取組です。そこで、どのような活動で周知の仕方はどのようにしているのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

フードバンクとは、企業や食材の生産者などから寄附などで提供された食品や食材を困窮者や支援団体など必要とする人や団体に提供する団体のことであります。一方、フードドライブとは、民間事業者などが家庭で余っている食品や食材を集め、福祉団体やフードバンク、子ども食堂などの団体に無償で提供する活動のことであります。本市では、この活動をフードドライブ事業として、市川環境フェアや市民まつりなどのイベント時や、市役所第２庁舎では、10月の食品ロス削減月間に合わせ、その活動を行っております。ここで集められた食材につきましては、市川市社会福祉協議会が運営しますいちかわフードバンクに提供し、ここから支援団体などにつなげております。周知につきましては、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトを用いてイベント実施の案内や実施結果の公表などを行っており、令和５年度は約5,500点の食材提供があり、ここ近年は増加傾向となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　食品ロスはＳＤＧｓの取組として、2030年までに店舗や消費者のところで捨てられる食品の１人当たりの量を半分に減らすことが掲げられていますので、もっと拡大してほしい取組の一つと考えます。

次に、３、子育て世帯への食の支援についてです。本市が令和４年度に子どもの生活状況に関する実態調査報告書を発表しています。対象は小学５年生と中学２年生、そして対象学年の保護者となっていました。その中の食に関わる項目と生活困窮家庭の現状を見てみると、夏休みや冬休みなどの期間の昼食の質問では、週５日から６日食べる小学生は5.1％、中学生では11.5％、週３日から４日食べる小学生は1.3％、中学生は4.5％、週１日

から２日食べる、あるいはほとんど食べない小学生は0.4％、中学生は1.8％でした。長期休みに昼食を毎日食べない小学生が約6.8％、中学生では17.8％いることが分かっています。また、保護者に対して、過去１年の間に、お金がなくて、家族が必要とする食料が買えないことに対する質問では、小中学生合わせた保護者の中、生活困窮世帯では、「よくあった」が3.8％、「ときどきあった」が17.7％、「まれにあった」が27.8％となっており、約49.3％の世帯で思うように食料が買えていないことが分かります。この項目の回答では、生活困窮世帯だけでなく、周辺層と言われる世帯でも22.1％が、思うように食料が買えていないと回答しており、子育て世帯が食料確保に苦労しているのが伝わります。そのような中、工夫をしながら、子どもたちに食事を作っていますが、栄養バランスを充実させることまでは困難なのではないでしょうか。

文部科学省は、学校給食での御飯量の目標を示しています。小学校の低学年約160ｇ、お米で70ｇ、中学年約180ｇ、お米で80ｇ、高学年約200ｇ、お米で90ｇ、中学生は約230ｇ、お米で105ｇとあり、運動部では約1.16倍の摂取目標となっています。祝日のない６月で給食のある日を約22日と考え、最も長い長期休みの８月に当てはめてみました。６月は30日、８月は31日なので、給食のない日を23日間として、中学生で計算してみると、昼食に食べるお米の量は2,415ｇ、運動部では2,801ｇとなり、約2.5kgから３kgのお米が夏休みには多く必要になります。これは、ほかにおかずが調っている場合のお米の量になります。現在、お米は市内にあるディスカウントストアでは２キロ約1,500円でした。長期休みは光熱費も多くかかります。出費は大きくなり、子育て世帯が長期休みに御苦労されているのが分かります。

そこで、子育て世帯に食の支援をしている自治体はあるのか調べてみますと、複数の自治体が企業やＮＰＯ団体などと協力して行っていました。その中の東京都品川区では、本年から給食がない夏休み中の子どもの食の支援に、対象となる区内の全小中学生３万人に対し、１人当たり２kgのお米を希望する家庭に配布をしています。お米は全区民を対象としたアンケートで、直接的な食の支援のニーズが高かったためで、主食のお米の支援に連携協定を結んでいる福井県坂井市産のお米を10ｔ購入しました。品川区も2023年から給食費無償化にしており、切れ目ない食の支援につなげる狙いとして、本年７月に補正予算約830万円を計上しています。そして、食の支援を必要としているのは困窮世帯とは限らないとして、所得制限を設けていません。また、受け取り方法として、区内の児童センターに取りに来てもらうことで、支援が必要な家庭の早期発見につなげています。

それらを踏まえお伺いします。子育て世帯への食の支援についてです。本市においても子育て世帯に対し食の支援ができないか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市におきましては、中央こども館で月に２回、夕方の時間帯に中学生、高校生だけが施設を利用できる中高生タイムを設けておりますが、その中で食品を無料配布するフードパントリーを行っています。また、一部の子ども食堂運営団体などが自主的な活動としてフードパントリーを行っており、月に１回程度、行徳支所のスペースを借用して、お米、レトルト食品、調味料などを配布している例がございます。また、今年度は、民間企業から本市に対してお米や調味料の寄附があり、活用を希望する子ども食堂運営団体に配布いたしましたが、その一部はこうしたフードパントリーでも活用されているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　月２回、中央こども館で中高生向けに、行徳支所では月に１回程度、食料品の無料配布を行っていること、理解しました。中央こども館に自転車で行く場合、北部地域の大町駅周辺からは約35分、西部地域の北国分駅周辺からは約30分、南部地域の塩浜体育館周辺からは約45分かかります。また、行徳支所に自転車

で行く場合、北部地域の大町駅周辺からは約55分、北国分駅周辺からは約45分、塩浜体育館周辺からは約20分かかります。往復バスや電車を乗り継いで、交通費をかけて食料品の無料配布を受け取りに行くのでしょうか。工夫をし、ネットワークを拡大する努力をされているフードパントリーを行っている団体に対しては、尊敬の念がつきませんし、尊い存在と思っており、もっと広まってほしいと願っています。様々な団体が真心の活動をされていますが、情報を行政から必要な方に届けることは重要と考えます。さきにも話した実態調査報告書の中で、保護者へ子育てに関する情報をどこから手に入れるかとの問いに対して、複数回答可となっている中で、一番多い答えが「友人や知人」で76.4％、次が「自分の親」38％、３番目に「ＳＮＳや動画サイト」29.4％で、「保育所や幼稚園、認定こども園、学校の先生」は８番目で26.2％でした。まとめの中に、「生活困窮世帯では、一般層に比べ『自分の親』『兄弟姉妹や親戚』の割合が高くなってい」るとありました。これを見ると、情報入手は人からが多いということが分かります。子育て世帯での情報は、ママ友、パパ友から多いのではないでしょうか。

そこで再度伺います。食料提供の日時や場所など、子育て世帯に情報が行くように、学校を通じて情報提供することはできないか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

学校を通じて全ての児童の保護者に対してフードパントリーの周知を行い、利用者の数が急激に増加した場合などには、食料品の量やスタッフの人数の面などで、フードパントリーの実施団体が対応できる範囲を超えてしまう可能性があることから、まずは当該団体の意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　学校で情報を流すことは、配布する食料品が不足してしまう可能性や、スタッフの人数が足りなくなってしまう可能性があるとのこと、理解しました。もし配布する食料が不足してしまうのであれば、食料を求めている方が多くいる可能性があると考えます。しかし、何にでも数に限りがあると思いますので、実施団体の御意見を伺いながら、子育て世帯への周知をお願いします。

さきの実態調査報告書の中に資源量調査結果があり、こちらは保護者ではなく、外部支援機関調査、庁内関係機関調査で貧困状況にある子どもの家庭に多くある困難な状況についての結果をまとめた中に、「貧困状況にある子どもの家庭に多くある困難な状況についてで、『子どもが食事を十分にとれていない』の割合が庁内関係者機関では66.1％と最も高」いとありました。私がお話を伺った方の中に、シングルマザーで中学生と高校生の男の子を２人育てている方がいます。その方は持病があり、働きたい意欲はあっても就労できません。現在は生活保護を受給して子育てをしています。生活保護の中でも子どもへの支援が充実してきていますが、その方は、お世話になっているとの思いがあり、慎ましく生活をされています。子どもたちは運動部で食べ盛り、質より量といって、工夫をして食事を作っていますが、長期休みは子どもたちには内緒で御自身の食事を削っていると言われていました。また、日本国内の困窮家庭の子どもへ支援活動をされている団体が、今年５月から６月、支援する家庭を対象にインターネット上でアンケートを実施し、その中で食費についての項目がありました。回答者の９割が母子世帯で、回答の中に１か月に１人当たり１万円未満、１人１食110円程度の食費で生活している家庭が、２人家族では35％、３人家族では44％に達し、外食だけでなく肉や魚、野菜の購入を控え、保護者の食事を減らしたり抜いたりして対応している家庭も目立ったとありました。毎日１食100円の食事で栄養バランスを考えて食べさせることや、様々なメニューでかさ増しの献立を考えることは大変です。出費が増える長期休みに子育て世帯へお米の支援をしていただくことを強く要望し、次の質問に移ります。

大項目、密室における介護サービス時の介護サービス事業所と利用者間の課題についてです。厚生労働省が2023年に発表した介護分野の最近の動向についての中で、「介護保険制度は、制度創設以来22年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.7倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.5倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している」とあり、2000年４月と2022年３月の人数を比較しています。在宅サービス利用者数は97万人から407万人で4.2倍、施設サービス利用者数が52万人から96万人で1.8倍、地域密着型サービス利用者数は2000年のデータはなく、2022年が89万人、合計が149万人から516万人となる3.5倍になっているとありました。介護サービスは大切な存在で、人材不足の中で、ケアマネジャーらは真心で利用者に接しています。また、利用者の皆さんもケアマネジャーらに対して、いつも感謝をされています。

そのような信頼関係が大きな柱となる介護サービスの現場ですが、全国的に契約時や支援時のトラブルなどの相談が増えています。中でも、在宅サービスは密室での支援のため、内容は様々ではありますが、相談者がサービス提供者のときもあれば、利用者のときもあり、相談内容がどちらのほうが正しいことを言っているのか証明できないことが少なくありません。そこで、１、密室の支援時における相談についてお伺いします。初めに、ケアマネジャーや事業所などに対して、利用者からの相談件数と内容で多いものは何か、お聞かせください。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

契約時や支援時のトラブルが生じた場合の苦情につきましては、介護保険法上、介護サービス事業所は、自ら提供したサービスなどに対し、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応することを原則としております。しかしながら、当事者同士で問題解決が難しい場合があることから、国民健康保険連合会や市町村が相談対応窓口の一つとして位置づけられ、本市では介護保険課を苦情相談窓口としております。昨年度に介護保険課に寄せられた利用者などからの相談件数は約100件でございます。その相談内容は様々ではございますが、国民健康保険連合会の苦情相談に関する調査分類に当てはめますと、最も多い相談はサービス内容や従事者に関するもので、次に契約関係に関するものでございます。具体的には、サービスの内容に納得がいかないのでどうしたらよいか、利用している介護サービス事業所の配置職員が少ないなどの相談がございます。また、契約関係に関する相談につきましては、介護サービス事業所から契約に基づきサービスが使えなくなると言われたが、どうしたらよいかなどの相談が寄せられております。これらの相談には、それぞれの事情があるため、一概に同様の対応とならないところではございますが、個々の相談内容に応じたアドバイスや、介護保険制度を丁寧に説明するなど、相談者の意向に寄り添いながら対応しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　利用者からの相談内容としては、サービスの内容に納得がいかない、配置職員が少ない、また、契約に基づきサービスが使えなくなると言われたで、介護保険法上、介護サービス事業所は自ら提供したサービスなどに対し、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応することを原則としているが、問題解決が難しい場合は、本市が丁寧に関わっていること、理解しました。

では、再度伺います。ケアマネジャーや事業所からの相談件数と内容で多いものは何か、お聞かせください。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

昨年度に介護保険課に寄せられたケアマネジャーや介護サービス事業所からの相談件数は約30件でございます。相談内容としては、介護サービスだけでなく介護サービス以外のことまで過剰に要求する利用者などにどのように対応したらよいかなどがございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　支援者からは、介護サービス以外のことまで過剰に要求されることへの対処などとのこと、理解しました。様々な自治体が介護サービスに係る苦情・相談事例集を公表しているのを見ていると、利用者、支援者ともに本市の相談内容と同じような内容となっていますが、様々なハラスメントで悩まれている支援者も少なくないようです。

では、次に、２、相談時の対応及び対策についてです。相談を受けた後は、相談事の解決や対策が必要かと思われます。支援者、利用者の両方の心と命を守るためにも、本市としても働きかけは大切かと思われます。これからは地域に協力してもらいながら、高齢者支援が進められていくことを考えると、今、対策などを明確化することが大切かと考えます。そこで、相談事に対しての対応はどのようにしているのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

介護保険サービスの利用者や介護サービス事業者からの相談・支援時の課題の多くは、介護サービスの利用、または提供中のトラブルであり、解決に至るまでに時間を要することで、介護サービスの利用等に支障が生じることが懸念されます。本市としましては、介護保険サービスの円滑な継続利用に向けて個々の課題を整理し、より早期の問題解決に向けた対応を心がけております。例えば、利用者からサービスの内容に納得がいかないので、どうしたらよいかという相談には、事業所の説明が不足していることもあることから、相談者の意向を十分に踏まえ、制度内容やサービスの状況について丁寧に説明するなどの対応を行っております。また、利用している介護サービス事業所の配置職員が少ないといった相談には、直接介護サービス事業所に訪問するなど事実確認を行い、確認の結果、市の基準に違反している場合は指導を行い、改善を図っております。そのほか、契約関係に関する相談の場合は、当事者同士の合意に基づくものであるため、原則利用者と介護サービス事業所による解決が基本となりますが、相談者の御希望に応じ、本市より相談者の訴えなどを丁寧に利用者、またはサービス事業所にお伝えすることで、両者の調整を図っております。

しかしながら、解決の難しい事例もあり、その場合には、利用者の介護サービスを継続するために、介護サービス事業所や担当ケアマネジャーを変更するなどの手続も必要となります。この場合は、御自身で新たに介護サービス事業所や担当ケアマネジャーを探すこととなりますが、難しい場合には高齢者サポートセンターなどで支援をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　本市としては丁寧な対応をしているが、解決が難しい場合は介護事業所や担当ケアマネジャーを変更することもあり、その場合、利用者側が新たに介護サービス事業所や担当ケアマネジャーを探すこととなるが、難しい場合には高齢者サポートセンターなどで支援しているとのこと、理解しました。様々な支援は信頼関係で成り立っていると考えますが、一度信頼が崩れると修復は難しいかと思います。さらに、トラブルは双方にとってもネガティブなイメージが残ってしまい、双方の身を守るための働きかけが必要かと考えます。

そこで再度伺います。苦情相談に発展することを未然に防ぐ策はあるのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

苦情相談の多くは、小さな不信感や疑問などの積み重ねから苦情にまで発展しております。本市では、介護保険課のほか、地域包括支援課や高齢者の相談窓口である高齢者サポートセンターなどでも介護サービス事業所に

関する相談を受け付けております。苦情相談に発展することを未然に防ぐ方策として、これらの窓口に早い段階で気軽に相談していただくことが、その方策の一つと考えております。本市としましては、利用者、またはサービス事業所の求めがあれば、それぞれの立場から意見を聞くこともできるため、両者の信頼関係を壊すことなく、その多くは調整できるものと考えております。例えば、介護サービス事業所の説明不足により誤解が生じている事例では、利用者の希望に応じて介護サービス事業所へ丁寧な対応などを促すことで解決することなどが挙げられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　本市の相談窓口として、介護保険課、地域包括支援課、高齢者サポートセンターなどでも介護サービス事業所に関する相談を受け付けているとのこと、理解しました。高齢者は小さな文字や内容がびっしりと詰まった書類に目を通すことは簡単なことではないと考えます。新聞をよく読まれている方であっても、書類となると横に置いてしまわれます。数々の書類の中に相談窓口の電話番号が書かれているとしたら、すぐに見つけ出すことは簡単ではないと考えます。高齢者のお宅に伺うと、電話の周りやカレンダー周辺、冷蔵庫の扉などに子どもや親戚、友人などの電話番号が大きな文字で書かれた紙が貼られているのを見かけます。そのことを考えると、相談窓口の電話番号を見やすく貼れるものを作ってみてはいかがでしょうか。その際、１、２、３と番号をつけ、１番目に介護サービス事業所、２番目に地域包括センター、３番目以降は行政窓口の電話番号を載せたものを貼っておけるようにすると、相談しやすい体制になると考えますので、御検討をお願いします。

では、さらにお伺いします。密室でのサービスに対しての苦情相談について伺ってまいりましたが、閉鎖的な空間で起こることのため、どちらの証言が正しいのか証明をすることは非常に難しいです。そこで、契約時や支援時に録音や録画をすることはできないのか、また、立会人を増やすなどの対策はできないか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

一般的に契約書の署名欄などにおいて署名がされている場合には、説明を理解し、同意したと判断されます。しかしながら、高齢に伴い認知機能が低下いたしますと思い出せず、大きなトラブルに発展することもございます。本市としましては、契約に係る直接的な介入は難しいところでございますが、契約時のトラブルを防ぐ方策の一つとして、録音や第三者である立会人に同席を求めることは有用であると考えております。また、介護サービス事業所には、本市の主催する研修などでトラブル事例の紹介や、その問題点などをテーマとして意見交換や情報の共有を図ることで、トラブルの未然防止につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　署名欄等に署名があれば説明を理解していると判断するが、認知機能低下により、説明の内容や署名したことを思い出せずにトラブルに発展することがあり、本市主催の研修などでトラブル事例をテーマに意見交換や情報共有を行っていただけるとのこと、ぜひお願いします。契約時のトラブルは介護の世界だけではないのですが、高齢者などの支援が必要な方との契約は、通常よりもさらに丁寧に行い、双方の身を守る対策を取るべきと考えます。

ある保険会社では、契約時に録音を行っており、広報の方にお話を伺いました。2020年８月から、お客様の応対の品質向上及び商品、サービスの向上のため、保険商品を御提案する際、お客様から同意をいただいた上で、説明内容を録音等させていただいており、万が一、後日、お客様からお問合せ等が発生した場合でも、録音等の

データにより募集時の状況を確認することができ、スムーズな事実確認及び早急なお客様対応が可能となります。なお、録音等のデータは、原則として永久的に保持しており、保険のお申込みから長期間が経過した場合においても、お客様からお申出があった際に迅速に対応できる体制を整備しております。この体制整備により、録音等のデータをお客様応対の品質向上及び商品、サービスの充実に利用できる取組であると考えております。なお、お客様の個人情報が漏えい等することがないよう、録音等のデータは本社にて厳重に管理しており、次の場合以外は外部に提供されることはありません。まず、あらかじめ御本人様の同意がある場合、そして当社の業務の遂行上必要な範囲で業務を外部へ委託する場合、最後に、その他法令に基づく場合です。お客様情報のため、具体的な事例は申し上げられず恐縮ですが、録音内容を確認することで事実確認が明確になったため、双方に納得感のある対応が可能となりました。さらに、応対品質の向上にも寄与しているものと考えておりますとのお返事でした。

このように、双方の身を守るために契約時の説明などは録音をすることで、双方が納得できるサービス提供ができるとのことでした。これは企業での取組ではありますが、よい結果が出ている事例です。本市としては、研修の際に契約時のトラブルを防ぐ方策の一つとして、録音や第三者である立会人に同席を求めることは有用であることを伝えていただくとのこと、強く要望します。

以上で質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時開議

○つちや正順副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

質問者、久保川隆志議員。

○久保川隆志議員　公明党の久保川隆志でございます。では、一般質問を通告どおり一問一答で行わせていただきます。

それでは、児童福祉行政について。

(1)子どもの発達相談の相談件数と課題についてから伺います。子どもの育ちはそれぞれの個性や発達段階によって様々となり、子どもを取り巻く環境や家庭状況によっても大きな影響を受けると言われております。特に心身の発達に遅れや偏りがあるお子様が地域社会で自分らしく成長できるよう、サポート体制の強化が必要と感じます。子どもの発達に関する相談は、１回で解決することがないため、継続した相談や支援が必要になってきますが、新規相談の増加と併せて相談件数の増加が見られると思われますが、相談件数の推移と課題について伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子ども発達相談室における来所相談の実績は、令和４年度が実人数で1,556人、そのうち初めてこども発達相談室に来室した新規相談者は653人でした。令和５年度の実人数は1,590人、新規相談者は689人となっており、最近の相談者数の推移は、おおむね横ばいから微増となっております。相談の内容は、発達障がいや知的発達、言葉の遅れに関することなどで、そのうち発達障がいに関する相談が最も多く、全体の約56％を占めております。来所による相談に当たっては、まず、保護者からこども発達相談室へ電話をいただき、保護者が希望する面

談日と予約の空き状況を考慮しながら予約日を決めております。申込みから実際にお子さんと保護者が来所する初回面談までの待機日数の平均は、以前は約２か月を要しており、大きな課題となっておりました。そこで、令和４年度から、大洲のこども発達相談室に加えて、稲荷木幼児ことばの教室においても初回の面談に対応できるよう、相談室を確保し、相談の枠を増やしました。その結果、待機日数の平均は20日前後までに短縮しておりますが、さらに待機日数を縮減することが引き続きの課題であると認識しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　令和４年度と５年度の来所相談の実績件数に関しては微増となっているということで、新規相談の内容の約56％が発達障がいに関する相談であったということが分かりました。また、待機日数について答弁がありましたが、実は令和３年12月定例会での一般質問では、電話受付から初回面談までに待機日数が２か月要していた旨の答弁がありました。これに対しまして面談場所の増設等を要望させていただきましたが、先ほどの答弁によれば、令和４年度から新たな相談室を稲荷木に確保し、それ以降、初回面談までの待機日数は20日前後となったということで、改善への取組に関しては大いに評価をしたいと思います。しかしながら、市民にとっては、できるだけ待機日数が短縮され、北部や南部の地域でも相談室が増設されることが望ましいわけですが、待機日数を短くするために本市としてどのような対応を考えられるのか伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保護者が子ども発達相談室に相談の電話をかける背景には、子育てに関する困り感や不安があり、専門的な助言を望んでいる状況であると考えております。そこで、電話で初回面談の予約を受け付ける際には、お子さんの様子や保護者の心配事を丁寧に伺い、心理士、言語聴覚士、保健師などの専門職員が、お子さんへの対応方法などについて具体的なアドバイスなどを行うなどして、面談日までの育児不安の軽減に努めております。なお、例年６月や10月は初回面談の希望者が増えているなど、相談状況に一定の傾向がございます。過去３年間の平均で申しますと、６月の待機日数の平均は約24日である一方で、希望者が少なくなる９月の待機日数の平均は13日程度となっております。今後は予約が集中しやすい時期には、あらかじめ新規相談の枠を増やしておくなどの柔軟な対応を行い、待機日数の縮減を図ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　電話受付の際に相談内容を具体的に伺い、専門職員がその場でできるアドバイスを行うなど、初回面談までの保護者の不安軽減をしているとのことで、不安を抱える保護者に寄り添ったチーム力のすばらしい対応かと思います。さらには、初回面談は６月と10月が増える傾向があり、待機日数の平均は６月が24日、９月が13日、10日以上差がありますが、この時期によって違いがあるということから、予約が集中しやすい時期の新規相談枠を増やし、平均待機日数の縮減を図っていくとのことですので、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

では、続きまして、(2)通所受給者証の申請の現状について伺います。福祉サービスを利用するには、通所受給者証が必要となりますが、これを取得するまでの時間がかかっているとの声があります。そこで、本市の現状について、発行までの流れとともに通所受給者証が発行されるまでにかかる期間について伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

通所受給者証は児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を利用するために市区町村から

交付される証明書であり、利用するサービスの種類、その支給量、負担額など、サービスの利用に必要な情報が記載されているものです。発行に当たっては、初めに申請窓口となっている発達支援課に申請書及び必要書類を提出していただき、書類の確認や支給量などについての審査及び決定を行った後、障がい者支援課が通所受給者証を作成して申請者に郵送しています。申請から発行までにかかる期間は、おおむね３週間となっております。なお、来所による申請は、サービスの利用を始める初回のみとなり、サービスの更新や利用日数の変更など、２回目以降の申請については郵送による手続が可能となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　申請から審査決定までが発達支援課、また、通所受給者証の発行に関しては障がい者支援課で作成をし、利用者に郵送しているとのことで、かかる期間はおおむね３週間となっているとのことでした。更新や変更の手続は、窓口に行かなくても郵送で申請可能とのことで理解をいたしました。発行まで３週間程度とのことで、施設を見学して申請を決めたら、少しでも早くサービスを利用したいところですが、申請しても実際に通所受給者証が手元に届かないとサービスを利用できないのか伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、障がい児通所支援を初めて利用する方を対象に、早期療育の観点から、市独自のサービスとして発行前サービスを実施しています。受給者証が申請をした保護者の手元に届くまでの間、市から発行される支給決定情報送付票を事業所へ提示することで、障がい児通所支援のサービスを利用できるサービスとなっております。申請の手続及び発送はメールで行っており、書類審査終了後３から４日程度で支給決定情報送付票を送付しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　障がい児通所支援を初めて利用する方を対象に、受給者証発行前でもサービスの開始ができるように、メールの申請者に発行前サービスを本市は独自に実施をしているとのことで、私もそうですけれども、知らない方も多くいらっしゃると思いますが、他市でも聞かない利用者の一助となる寄り添ったサービスかと思います。これも大いに評価をしたいと思います。

再々質問となりますが、通所受給者証の発行数の推移については増えているものと感じておりますが、状況を伺います。また、市民の利便性向上のために、受付窓口を北部や南部地域にも増やすことができないものなのか、本市の見解を伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

過去３年間における通所受給者証の発行件数は、令和３年度が1,582件、令和４年度が1,853件、令和５年度が2,234件となっており、年々増加しております。申請の手続に当たっては、国が作成している事務要領にて、初めて通所受給者証を取得申請する場合は、保護者と面談をし、お子さんの様子や意向の聞き取りを行うこととされているため、発達支援課において来所による申請を受け付けておりますが、聞き取りを行う職員の配置も必要なことから、現時点においては、窓口を増やすことは予定しておりません。なお、申請に必要となる書類は、第１庁舎及び行徳支所、南行徳市民センターにも配置してございます。また、更新の手続につきましては、窓口受付だけでなく、郵送による申請でも可能としておりますが、引き続き市民の利便性を向上できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　保護者と面談をし、お子様の様子やそれ以降の聞き取りを行うために、窓口増設には聞き取りを行う職員配置が必要とのことでしたが、申請書類を設置している行徳支所等には、せめて増開設をしていただきたい。また、面談場所の確保も必要になりますが、受給者証の発行件数が年々増加をしているということは、それ以上の面談を行っておりますので、スムーズに手続できる環境づくりと職員の負担軽減のためにも、より一層の人員強化をお願いいたしまして、この質問は以上とさせていただきます。

続きまして、次の大項目、環境・清掃行政についてです。

(1)蛍光ランプの製造廃止による影響と対応についてから伺います。2023年11月の水銀に関する水俣条約第５回締約国会議において、一般照明用蛍光ランプの製造及び輸出入を2027年末までに段階的に廃止することが決定をされました。禁止となるのは製造と輸出入であって、廃止日までに製造された製品や在庫製品に関しては禁止されておりません。本市においても、いまだ蛍光ランプが使用されている施設が見受けられ、蛍光ランプの製造廃止に伴う影響は大いにあると感じておりますが、影響と対応について伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

蛍光ランプ製造の段階的廃止につきましては、既に製造された製品の継続使用や製品の売買が禁止されるものではありませんが、従前の照明器具を使用し続けた場合、交換する蛍光ランプが調達できなくなり、器具自体が使用できなくなってしまいます。本市では、令和６年２月に出された国の周知依頼を受け、全ての公共施設に対して一般照明用蛍光ランプの製造禁止に伴う対応についてを通知し、所管ごとの対応をお願いしております。更新の際は環境面を考慮し、ＬＥＤ化の検討も通知文の中で併せてお願いをしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　蛍光ランプというと分かりづらいので蛍光灯という言葉に変えさせていただいて、以後話を進めさせていただきますが、蛍光灯が切れると玉替えをしますが、ＬＥＤに交換する場合は、照明器具丸ごと交換する必要が出てきて、計画的に改修をしないと予算もかさみ、施工業者の調達が困難になることも想定され、駆け込み需要から、蛍光灯やＬＥＤ機器、さらには交換する照明器具の在庫も不足してくることが想定されます。令和５年度をカーボンニュートラル元年として取組をスタートして２か年となりますが、ＬＥＤ化だけではなく、断熱化や太陽光発電設備なども含めて、所管課では予算内での計画がある中で、このような推進が後回しになる可能性もあることから、環境部なら環境部でいいかと思いますが、推進を責任持って実施していくべきと思いますが、まずは蛍光灯の製造と廃止の期限に向けた対応について伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

蛍光ランプの使用状況やＬＥＤ照明への更新状況は個々の施設で異なっており、それぞれの施設において検討しております。今後、更新が計画的に行われるよう、各施設の所管に対して改めて呼びかけてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　省電力化を含めて、二酸化炭素排出量の削減に向けた既存施設の改修には様々課題がありますが、これを機に全庁挙げて検討していただくとともに、まずは2027年末までと差し迫った蛍光灯からＬＥＤ照明への更新に関しては、照明がつかない、また、つけられない、そのような市民サービスに影響が出ないよう

に、予算の確保と計画的な実施を強く要望して、次に移ります。

次は(2)プラスチックごみ削減の取組についてです。経済協力開発機構によれば、世界でのプラスチックごみは2019年には３億5,300万ｔ、リサイクルされたのは９％で、20％以上は適切に管理をされず、このうち2,200万ｔが海や陸など環境中に流出したとされております。また、プラスチックごみや微細なプラスチックは人間の生活圏から離れたところにも拡散がされ、海を回遊するクジラやイルカ、ウミガメなどの体内からもプラ片が確認されたという報告も後を絶たないのみならず、人体の血液からも検出をされ、健康などへの影響が懸念をされております。先月11月25日から12月１日まで、韓国で第５回政府間交渉委員会が開催され、プラスチックごみによる汚染を防ぐ国際条約の策定に向けた協議がされましたが、意見の対立で合意が見送られ、来年以降に再開となっております。国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を令和４年４月に施行し、市区町村には分別収集、また再商品化として家庭ごみに含まれるプラスチック使用製品の分別収集に努めることとなったことから、各自治体においてはプラスチック製容器包装だけではなく、これまで廃棄されていたそれ以外のプラスチック使用製品についても再商品化できる仕組みが設けられております。プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていると思いますが、本市のプラスチックごみ削減に向けた取組状況と今後の方針について伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

これまで本市では、平成14年からの資源物とごみの12分別収集以降、ペットボトル及びプラマークのあるプラスチック製品を資源物として再資源化し、それ以外のプラスチック製品については、燃やすごみとして焼却処理をしております。これらのプラスチック製品資源化への取組につきましては、令和５年４月に策定した市川市一般廃棄物処理基本計画、いわゆるじゅんかんプラン21において、環境負荷を低減するため、プラスチックごみの削減や資源回収の拡大として、製品プラスチックの資源化についての検討を施策として盛り込んでおります。このことから、今年度より市川市廃棄物減量等推進審議会において、プラスチック製品のさらなる取組について議論を立ち上げており、現在燃やすごみとしているその他のプラスチック製品の資源化等に向けての検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　現在燃やすごみとしているプラスチック製品の資源化等に向けた検討を市川市廃棄物減量等推進審議会において議論を立ち上げているとのことで、検討が進められているようですので、環境負荷の低減と資源回収の拡大を柱に議論が進むことを見守り、この質問は以上といたします。

次に、(3)ごみ指定袋の市民ニーズとレジ袋の活用についてです。令和２年７月１日より全国でプラスチック製買物袋が有料化されました。プラスチックごみ削減への対策及びレジ袋の取扱いについての質問は、令和４年12月定例会にて一般質問をし、レジごみ袋の他市の事例を紹介しつつ、小容量の指定袋導入を要望いたしました。そのときの答弁では、「市民の利便性や収集効率などを踏まえ、市川市廃棄物減量等推進審議会や、市民の方々の意見を参考としながら検討をしてまいりたい」とのことでした。その後４年がたち、高齢化の進展から、さらなるニーズも高まってきているかと思いますが、導入自治体の研究もされてきたものと思われますので、レジ袋についての本市の考えを伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本市では、平成11年10月から家庭ごみの指定袋制を導入しており、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物の分

別を袋ごとに明確にすることで、市民のごみ分別の意識をより高めることや、収集作業時の効率化にも寄与しているものと考えております。指定袋については、市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準を定めており、15ℓ、20ℓ、30ℓ、45ℓの４つのサイズを規定し、15の事業者が製造及び販売を行っております。令和４年に質問者からいただいた要望のとおり、これまで高齢者や単身世帯の方などから、ごみを入れると重たくなるので小容量のごみ袋が欲しい、あまりごみが出ないので、さらに小さいごみ袋が欲しいといった要望がございました。このことから、令和５年２月にごみ袋の製造販売事業者に対し、小容量の指定袋について調査を実施したところ、15社のうち８社が製造する設備を有していない、販売先が見込めないなどの理由から対応不可能との回答であり、対応可能と回答した７社からも、30ℓや45ℓの袋との価格差があまりないことから、市場での販売数は見込めないといった消極的な回答でありました。このことから、現在本市では、小さなごみ袋を希望されている方に対しては、規定しているもので最小の15ℓの指定袋を使用していただくよう御案内をしております。

次に、レジ袋の活用につきましては、千葉市では、事業者と協定を締結し、ごみの指定袋をレジ袋として活用することで、ごみとして捨てられていたレジ袋の総量を抑え、プラスチックごみ削減につなげる取組を実施しており、この取組は、千葉市以外のほかの自治体でも検討していると聞いております。今後、指定袋の認定基準につきましては、小容量の指定袋を導入している自治体の情報を参考に調査を進めていくとともに、ニーズ等を再確認していく必要があるものと認識をしております。

また、レジ袋としての活用につきましては、市民へのプラスチックごみ削減に向けた取組として有効と考えられますので、小容量の指定袋と併せて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　千葉市では令和２年６月から半年間かけてプラスチックごみ削減に向けて、千葉市とイオン株式会社との包括連携協定に基づいて指定可燃ごみ袋をレジ袋として使用するための実証実験を開始しております。持ち手のあるもので、５ℓサイズが４円、10ℓが８円で販売をし、市川市同様の20、30、45ℓのものも単品ないし10枚セットで販売をされております。これが千葉市で販売されている５ℓ、４円のものかもしれませんけれども、小さいサイズですが、最小のサイズのレジごみ袋となります。このような実証実験は日野市でも行われ、令和４年９月から実証実験を行い、令和６年度より本格実施をしております。レジ袋削減を産官学連携で、指定収集袋のデザイン販売を行うのは、日野市は全国初とのことでした。製造販売業者の回答内容は、先ほどの答弁でも理解できますが、市民の声と環境問題への意識との施策が欠如していると指摘せざるを得ません。４年前に一般質問した答弁から逆戻りしての答弁では、令和５年度にカーボンニュートラル元年と銘打った意気込みを感じられませんので、体制の強化を強く望みます。

再質問ですが、レジごみ袋とは別に二酸化炭素の削減となる材質のごみ袋を導入することも考えられますが、例えばバイオプラスチック製の指定ごみ袋を導入することについて、本市の見解を伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

現在、本市の指定袋は、石油由来の原料であるポリエチレン製としております。バイオマスプラスチックは植物などの生物由来の原料から作られるもので、環境に優しい素材であり、バイオマス配合率の高いほうが焼却時における二酸化炭素の削減効果がより大きくなるとされており、指定袋にバイオマスプラスチックを使用した場合は、カーボンニュートラルに向けた取組として一定の効果があるものと認識しております。一方、通常のごみ袋と比較して、平均調達価格が20％程度高くなること、安定的な調達が見込みづらいこと、袋自体の強度が弱いことなどの課題もございます。このことから、バイオマスプラスチック製指定袋の導入については、先進自治体

の事例や最新技術等を調査しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　二酸化炭素と温室効果ガスの発生抑制にはバイオプラスチックは一定の効果があるとのことでしたが、石油由来のプラスチックと比べると調達価格が平均２割増しとなり、強度が弱いなどの課題も理解をいたしました。確かに強度が弱いと収集業者は複数個抱えてパッカー車にお持ちしますので、その間にすぽっと抜けてしまって、また、ごみが散乱してしまうとカラスの餌食になり、また余計な仕事も増えてしまいますので、技術革新の中で、このバイオプラスチック性のものは改善されてくることが見込まれますので、状況を見ていきたいと思います。

環境省では、令和４年にバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドラインを作成しておりますので、参考にしていただきながら、最後に言われたとおり、先進自治体の事例や最新技術等も調査研究をしていただいて、持続可能な地球環境を模索して前に進めていただきたいと思います。

では、次に、(4) ごみ集積所の管理及び貸出ごみ箱について伺います。カラスは日の出の30分ほど前から活動を始めると言われており、生ごみや残飯などのごみをあさり、散らかしていきます。カラスの繁殖期は春から夏で、その中でも４月から６月に人への攻撃が特に多くなるようですが、このような時期に問合せを多くいただくのが、このごみ集積所の問題です。そこでまず、市内のごみ集積所の現状とその管理体制について伺います。

また、共働きで時間が取れない等の理由でごみ当番を引き受けてくれず、代わりが見つからず、高齢者の方等同じ方が何年も管理をされているところもありますが、本市の認識を伺います。

さらには、貸出ごみ箱の設置要件はどのようになっているのか、併せて伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

市内にありますごみ集積所は、現時点約２万2,900か所となっており、設置条件としては、通行に支障が生じない場所で、１か所につき５世帯以上による利用とし、場所につきましては利用する方々で決めていただいております。また、維持管理は、利用者、所有者などで行っていただいておりますが、世代間のライフスタイルの違いにより、ごみ集積所の管理を高齢者の方々が多く担っており、将来的な維持管理に課題があることは認識をしております。

次に、市からの貸出しによります金網式ごみ箱については、要綱に基づきまして、希望する設置場所の利用状況などが条件を満たしている場合に、職員が現地確認を行い、設置の可否を判断した上で貸出しを行っております。設置ができない場合には、カラスネットの貸出し等を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　金網式ごみ箱の設置要件については、市川市の道路事情に合った内容ではなく、狭隘道路等が多い、狭い道路も多い中では設置が難しい、ハードルが高い要件となっているなと感じます。

それでは、確認のため、貸出ごみ箱のメリットとデメリットを伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

まず、貸出ごみ箱のメリットとしましては、強度があるため、カラスの被害をより防ぐことができること、常時設置となり出し入れ作業が不要となること、鍵をかけることで不法投棄の予防が可能であることなどが挙げられます。

次に、デメリットとしましては、常時設置となり、不適正なごみがたまると不衛生になってしまうこと、建て替えや開発などの環境の変化により設置場所が移設や撤去となった場合、次の適した場所がなかなか見つからないことなどが挙げられます。貸出利用を希望される方には、これらの特徴を理解していただいた上で貸出しを行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　常時設置されていることをメリットとも取れればデメリットとも取れますが、本市では、金網式ごみ箱はカラスネットと併せて市公式ホームページに写真つきで掲載をしておりますが、掲載されずにある折り畳み式ごみ箱があり、本市では試行的に実施されていると聞いておりますが、その使用状況について伺います。

また、本市には狭隘道路も多くあり、収集後は折り畳みができ、カラス以外にも効果があることからも、５年もかけて試行的に行わずに、貸出台数も増やし、折り畳み式ごみ箱を積極的に導入をして、選択の余地を設けるべきと思いますが、見解を伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本市では、令和元年度より折り畳み式ごみ箱を、交通状況や安全性を踏まえた上で、年間10台ほど試行的に貸出しを行ってきております。実際に利用している方からは、ごみ箱の出し入れを当番制で行うことで近所付き合いが広がったなどの声がある一方で、ごみ箱の出し入れや組立ては女性や高齢者には大変、常時設置する金網式ごみ箱に比べて壊れやすいなどの声もいただきました。今後、利用者から貸出ごみ箱の利用を希望された際には、折り畳み式ごみ箱についても説明し、特徴を理解していただいた上で現場の状況とニーズに合ったごみ箱の貸出しを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　貸出ごみ箱を希望される方のほとんどは、金網式だと大きさの問題や安全面での課題で設置できないか、そういったケースが多いかと思います。折り畳み式を知らないために、知っていれば検討したという方もいますので、試行的に行わずに、ぜひ公表していただいて、貸出台数も増やして導入すべきだと思いますので、強く要望させていただきます。今後、高齢化の進展で共働きや独居が増えることにより、ごみ当番で集積所を管理していただいていた高齢者が、ごみ出し支援をお願いする立場にもなり、管理が行き届かなくなるとカラス被害の温床にもなりかねません。集積所の管理などのごみ問題は、自治会でも大きな悩みとなっておりますので、地域コミュニティーをいかに強化していくか、大きなテーマですので、私なりにこれからも研究をしていきたいと思います。

それでは、最後の大項目、誰もが投票しやすい環境づくりについて伺います。

先般の衆議院選挙における投票率を見ますと、53.85％と、前回令和３年の55.93％を2.08ポイント下回り、戦後３番目の低さとの総務省の発表ですが、本市においても51.8％。前回が52.88％と、全国区ほどではないにしてみても、1.08ポイント下回っております。このように、全国的に投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくことは重要で、時代の変化に即した課題に向けて取り組むことが必要と考えます。

そこで、(1)として、投票所及び期日前投票所における配慮と支援についてから伺います。選挙当日の投票所や期日前投票所では、障がいのある方や、病気やけが、その他の理由で投票することが困難な方などに対して、

他市では投票所に準備されているものをホームページや広報紙、投票所に分かるようにするなど取組を行っておりますが、本市での環境整備について現状を伺います。

○つちや正順副議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

本市では、投票に来られた全ての方が安心、安全に投票していただけるよう、誰もが投票しやすい環境づくりを目指し、投票所の整備や運営の改善に取り組んでおります。高齢者や障がいのある方などに配慮した設備といたしましては、階段や段差のある投票所では、簡易スロープを設置することで歩行に支援などを必要とする方が投票に来られた際に、安全で利用しやすい環境づくりに努めているほか、必要に応じて車椅子を配備しております。施設の構造や立地などによりスロープの設置が難しい一部の投票所につきましては、職員が安全に配慮しながらサポートを行っております。また、投票記載台につきましても、車椅子に乗ったまま利用できる記載台を全ての投票所に配備しており、高齢者の方なども椅子に座って投票用紙に記載することができます。このほか、点字による候補者名簿や標準点字盤、拡大鏡や老眼鏡、投票用紙を押さえるための文鎮なども用意しており、希望される方には必要に応じて貸出しを行っております。

投票所の運営面における支援といたしましては、投票に来られた方から投票用紙に候補者名などを記載することが困難であるとの申出があった場合には、代理投票制度により、事前に投票所ごとに従事する職員の中から選任している代理投票補助者が投票に来られた方の指定する候補者名等を代筆により記載しております。また、令和５年４月執行の千葉県議会議員選挙より、介助が必要な方やその御家族などが必要とする支援や配慮してほしい内容を事前に記入し、投票所の職員に御提示いただく投票支援カードを導入しております。さらに、今回の衆議院議員総選挙からは、よくある御質問や御依頼内容をイラストでまとめ、投票に来られた方と指さしにより意思の疎通を図ることができるコミュニケーションボードを導入いたしました。投票支援カードやコミュニケーションボードの活用により、投票に来られた方は必要な支援を申出しやすくなるとともに、従事職員は適切な支援を速やかに行えるものと考えております。今後も、誰もが安心して投票することができるよう、投票所の設備面及び運営面における投票環境の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　投票支援カードやコミュニケーションボードに関しては、我が会派の浅野議員が令和３年12月定例会の一般質問以降、提案、要望を繰り返してきておりますので、この領域には入りませんが、拡大鏡や老眼鏡、用紙を押さえる文鎮など、希望される方には必要に応じて貸出しを行っているとのことでした。投票支援カードを記入された方はすぐ対応できるかと思いますが、受付近く等に貸出品を分かるように設置していただければ、利便性向上ともなるかと思いますので、検討をお願いできればと思います。

高齢化に伴い、つえをついて来られる方も増えてきていると思いますが、銀行の窓口等にあるようなつえ置きが記載台にないため、記入をしようとすると記載台自体がぐらぐらしており、つえが床に落ちてしまい、また記入をしようとすると同じことの繰り返しで記入ができないとの声をいただいております。また、つえをついたまま記入をしようとすると、投票用紙が動いてしまい書きにくいため、文鎮などの投票用紙を固定できるものがあるとありがたいとの声があります。この文鎮に関しては、先ほど貸出品の中に入れていただいておりましたが、やはりつえをつかれる方は、やはり文鎮の貸出しがあることを知らないという状況でもあります。そういった状況の中で、新たにつえ置きを記載台に設置していただくことは可能かどうか伺います。

○つちや正順副議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

つえを利用して投票に来られる方が年々増えていることは認識しております。つえを利用している方が安心して投票することができるよう、つえ置きにつきましては、公共施設などで使用されている事例や他市の投票所における状況を確認するなど、設置について検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。検討いただけるということで、小さな声かもしれませんが、大事な視点ですので、ぜひともお願いをいたします。本市においても様々な投票しやすい配慮や支援をしていることは理解しましたが、有権者へはどのような周知を図られているのか伺います。

○つちや正順副議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

投票支援カードやコミュニケーションボードにつきましては、市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」選挙特別号、投票所入場整理券に掲載することで周知を行っております。そのほかの支援につきましては、投票所に来場された際に、職員が必要に応じてお声がけをすることで対応しております。投票所における支援について、事前に理解していただくことは、投票に関する不安の解消につながることが期待できますことから、今後は市公式ウェブサイトへ支援内容一覧表を掲示するなど、さらなる周知に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。前向きな答弁、ありがとうございます。令和４年４月から投票支援カードが導入され、今回の衆院選からはコミュニケーションボードが導入されておりますが、エレベーターやスロープの有無、車椅子や拡大鏡の用意など、何が用意されているのか分からず、準備されているものの一覧が分かりやすいイラストつきで市公共ウェブサイトや「広報いちかわ」などに掲載をしていただければ、付添いの方などが安心して投票に行けるようになりますので、ハード面の整備とその周知が大事になってきますが、知らない方も多くいますので、ソフト面である投票に来た方への温かい声かけや配慮で決まると言っても過言ではないと思いますので、ぜひそのような投票環境が向上するような働きかけ、また、前に進めていただければと思います。

では、次に、(2)投票所への移動支援についてです。高齢者や障がいのある方にとって、天候や随行者の有無によって投票に行きたくても行けない方がいます。これは高齢化の進展とともに特に顕著になってきています。要介護認定区分が要介護３や要介護４ともなると、付添いがいなければ移動が難しいこともあり、タクシー利用補助や送迎支援があれば助かるし、また、デイサービスを行っている施設で利用の際に投票ができればありがたいなどのお声をいただいております。投票の意思はあるものの、投票に行きたくても行けない方に対しての移動支援について、本市の見解を伺います。

○つちや正順副議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

投票所への移動が困難な方への支援といたしましては、自宅の近くで投票できるようにする移動投票所と、投票所への移動を支援するタクシー利用補助などがございます。移動支援の導入事例といたしましては、市町村合併などによる投票所の統廃合などにより投票所までの距離が遠くなってしまった地域において、有権者の投票機会確保のため導入している事例が多く、有権者が少なく、投票所までの距離がおおむね３km以上ある、もしくは投票所の閉鎖による補完的意味合いが強いものと認識しております。本市のような多くの有権者を有する都市部において移動支援を導入することは、必要な人員や機材を確保した上で、限られた期間内に確実に巡回や送迎が

できるかなど、確実性や公平性の観点から難しい状況であると考えております。

公職選挙法では、投票所における選挙当日の投票を原則としておりますが、その例外として指定された病院、老人ホーム、障がい者支援施設などに入所中の方が不在者投票管理者の管理下で投票する不在者投票制度を設けております。介護保険の被保険者証の要介護認定区分が要介護５の方や、障がいの内容や程度によりますが、身体障害者手帳１級から３級の方などが対象となる郵便等による不在者投票の制度もございます。現在、国におきまして、この郵便等による不在者投票制度の対象者の範囲を拡大する議論がされていると伺っております。対象者の範囲を拡大することは、身体障害者手帳の等級や介護保険の認定区分により、郵便等による不在者投票制度の対象とならない方のうち投票所への移動が困難である方にとりましては、投票環境の向上につながりますことから、引き続き国の動向を注視するとともに、他市事例などを参考に、投票所への移動が困難な方に対する支援につきまして、今後も調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　分かりました。移動支援においては自宅近くで投票できるようにする移動投票所、投票所への移動を支援するタクシー利用補助などがあるとのことで、導入事例を参考に、本市では導入を検討していないことが分かりました。確かに都市部の自治体での導入がないのが現状ですが、無料送迎バスを出している商業施設等もありますので、そのような企業の協力も得て、期日前投票所を拡充するなど工夫をお願いできればと思います。前向きに検討いただければと思います。

また、病院や老人ホーム、障がい者支援施設等に入所中の方には不在者投票制度が活用できますが、デイサービス等の通所の方は投票ができません。要介護４や要介護３の方、また難病の方など付添いが必要な方もいるものの、郵便等による不在者投票はできません。国の議論をまつ前でも、本市としてできる寄り添った支援をぜひとも御検討、お願いしたいと思います。また、投票期間中、仕事や旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している方が滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができますが、投票用紙の請求をマイナポータルからオンライン申請できる自治体も今出てきておりますので、本市でも導入ができれば、郵送にて請求して受理されるまで、封筒や切手の準備など手間と時間が短縮をされ、誰もが投票しやすい環境づくりの一助ともなりますので、ぜひオンライン申請の環境整備については前向きな御検討をお願い申し上げまして、以上をもちまして私からの一般質問を終えさせていただきます。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　次の質問者、沢田あきひと議員。

〔沢田あきひと議員登壇〕

○沢田あきひと議員　千葉維新の会の沢田あきひとでございます。通告に従い初回総括２回目以降一問一答にて再質問してまいります。

現在、私たちの老後生活は、自治体が主体となって運営する介護保険によって守られています。介護保険は、要支援、要介護と認定された者に対し、現物給付としての介護サービスを提供します。介護認定を受けている理由は様々ですが、近年、介護が必要になった主な原因として上位に当たるものが、いわゆる認知症です。認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態がおよそ６か月以上継続する場合と定義されます。認知症は老いに伴う病気の一つとされ、アルツハイマー型や脳血管型、レビー小体型認知症など、原因となる病気によって症状の出方が変わりますが、記憶や判断力などに障がいが出て、社会生活や対人関係に支障を来します。加齢が要因となるため、日常生活を過ごす誰もがなり得る可能性があり、認知症年齢別有病率の推移等についてと題する厚生労働省の資料に

よれば、認知症及び軽度認知障がいの有病率は70代前半で12.4％、70代後半で23.6％、80代前半で39.2％、80代後半で60.3％と年齢とともに上昇していきます。統計結果に基づいた場合、2025年認知症有病者数は約700万人になることが推定されています。これは、65歳以上高齢者の５人に１人の割合であることは、本会議でも幾度か指摘されています。また、65歳以上の高齢者がピークになる2040年、民間のシンクタンクの推計では、46.3％が認知症になる可能性を指摘されています。認知症の人にとって自分の身の回りのことや金銭管理は困難になるので、独居生活は大変に厳しいものです。我が国の民法では、第713条により、精神上の問題により自己の行為の責任を認識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償責任を負わないものとされております。したがって、認知症患者が他人に損害を加えた場合、無能力者として損害賠償責任を負わない場合があります。民法714条１項により、責任無能力者、すなわち、ここでいう認知症患者を監督する法定の義務を負う者は、その認知症患者が第三者に加えた損害賠償を賠償する責任を負うものと規定されています。つまり、本来は認知症の方が負うべき損害賠償責任を介護監督者は代わりに肩代わりしなければなりません。

ここで１つの有名な事故の判例がございます。2007年、愛知県大府市で認知症を患っていた男性がＪＲの線路内に進入し、走ってきた電車にはねられて衝突し、死亡する事故がありました。東海旅客鉄道株式会社――以後割愛しＪＲ東海といたします。ＪＲ東海は、介護をする当該男性の妻と息子に対し監督義務者としての責任を問い、損害賠償請求を求めました。2016年、最高裁判所は、本件妻と子どもは直接的な監督義務者とならないと判断しました。これは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障がい者との親族関係の有無、濃淡、同居の有無、その他日常的な接触の程度、精神障がい者への財産管理への関与の状況など、その者の精神障がい者との関わりの実情、精神障がい者の心身の状況や日常生活の問題行動の有無、内容、これらに対して行われる看護や介護の実態など、諸般の事情を総合的に考慮した判断と思われます。しかし、逆に言えば、この判決文からすれば、同居して介護している子どもの場合は監督義務者となる場合があり、賠償責任を問われることも考えられたと言われています。この事案では、原告がＪＲ東海という大企業であったことから、損害賠償を否定した結論は妥当なものと思います。しかし、もしこれが路上での交通事故で通行人が巻き込まれるような事故の場合であれば、誰がその損害を負うことになるのでしょうか。認知症の人が徘回し、行方不明になることは多々ございます。一生懸命に介護をしていても、頻繁に発生してしまうのです。

警視庁は2017年度統計において、行方不明になった届出のあった人のうち19％、数字にして１万5,863人が認知症やその疑いのある人としています。この最高裁判所を契機に、2017年８月、神奈川県大和市ははいかい高齢者個人賠償責任保険事業を可決し、大和市が個人賠償責任保険に加入することで、認知症患者の事故に備えることになりました。続いて、2018年２月の個人賠償責任保険事業を始めました。さらに、2018年４月、神戸市が認知症の人が起こした事故で損害賠償責任を求められたときには、給付金を出す救済制度が設けられたそうです。本市では、認知症監督者・患者に対し、このような救済処置はあるのでしょうか。その他本市での様々な高齢者対応、社会保障等についても質問してまいります。

総括質問いたします。本市で行っている認知症高齢者に寄り添うための取組の現状及び今後の課題についてお聞きいたします。

続いて、大項目、子育て環境の充実について質問してまいります。

かつて厚生労働省はモデル年金を考える際の家族の形として、夫が定年までフルタイムで働いて子どもを２人育てていくことを基本として全ての制度設計を行っておりました。しかし、2020年度厚生労働白書によれば、夫婦と子どもから成る世帯は過去30年間で約３分の２に減少しております。厚生労働省もそうした実情に鑑み、多様な家族形態を基に国民の生活保障を検討するよう方針を改めました。

こうした点を踏まえ、私は本日、児童福祉法第６条３項２号の規定に基づき、主にこども家庭庁管轄の下に運

営されている放課後児童育成事業の通称放課後保育クラブに関する質問をさせていただきます。従前、子育てというものは、各家庭が個別に努力をして行っていくものと考えられていましたが、少子・高齢化、生活の多様化が進む現在、今や子育ては広義の社会保障の一つの課題になっております。我が国において、いわゆる子育ての公的支援は避けて通ることができません。

質問いたします。共働き世帯が増える中で、本市が考える子育て環境への対応を伺います。

以上、総括質問を終わります。御答弁をいただいた後、一問一答にて再質問してまいります。

○つちや正順副議長　答弁を求めます。

鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、認知症の高齢者に関する社会保障についてお答えをいたします。

本市では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送るため、認知症の方や家族が社会から孤立せず、相互に支え合う地域共生社会の実現を目指しております。具体的には、高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を専任で配置し、認知症御本人の意思を尊重した意思決定がなされるとともに、適切な支援が行われるよう、医療や介護の関係者との連携を図り、認知症の方やその家族が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進しております。認知症の方を地域で支えていくためには、医療や介護の関係者だけでなく地域での見守り体制も必要であることから、認知症の方やその家族に対する地域の理解や協力をさらに推進していくことは、今後の課題であると認識をしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、子育て環境の充実についてお答えします。

仕事と育児を両立し、共働きで子育てをしている家庭は増加傾向にあり、それに伴い共働き世帯の子育て支援に関するニーズも高まっております。本市といたしましては、このようなニーズを的確に把握するとともに、働きながら子育てがしやすい環境づくりに努めてまいりました。具体的な例を申し上げますと、未就学児の日中の預かりに必要な保育施設の整備を進めてきた結果、令和３年度から４年連続で国基準の待機児童ゼロを達成しております。あわせて、保育施設では、昨年10月から第２子以降の保育料の無償化を実施することで、共働き世帯の経済的な負担軽減を図っております。また、幼稚園に未就学児を預けている場合であっても、共働きができるよう私立幼稚園における預かり保育への支援を拡充してまいりました。就学後の児童につきましては、児童を預かる放課後保育クラブの拡充についても取り組んでおります。また、子どもが病気で体調を崩したときでも仕事を休めない場合に備え、病児・病後児保育施設の整備も進めてまいりました。このほか、保護者が朝晩の保育園の送迎ができない場合など、代わりに子どもの送迎を行うなどの支援をしているファミリー・サポート・センターについても、多くの共働き世帯の方に御利用いただいております。今後も本市が共働き世帯を含め、全ての子育て世帯にとって子育てがしやすい環境となるよう、引き続き子育て支援施策の拡充を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　答弁が終わりました。

沢田議員。

○沢田あきひと議員　それぞれに御答弁、理解いたしました。認知症高齢者に関する社会保障について再質問してまいります。兵庫県明石市では、認知症あんしんプロジェクトを行い、やさしいまちづくりを推進しています。認知症診断費用全額助成、寄り添い支援サービス券10回分、１泊２日ショートステイ利用券、認知症手帳を発行し総合的に支援、様々な対応策が行われています。

再質問いたします。本市において、そもそも認知症患者の数はどれぐらいに増えていくのか、今後の推計を含めてお伺いいたします。

○つちや正順副議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

急速な高齢化の進展に伴い、本市における認知症高齢者数は、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和７年、2025年には約２万600人、高齢者の５人に１人が認知症になると見込まれており、令和22年、2040年には約２万8,000人に増加すると推計しています。また、認知機能に問題が生じていても日常生活には支障のない状態である軽度認知障がいも増加する見込みであり、令和７年、2025年には約１万4,000人が該当すると推計しています。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解しました。家族との同居でお住まいの方も多いことでしょう。答弁から、非常に多くの市民の皆様が認知症高齢者の方とお過ごしであることが予想され、今後も増えていく状況を理解しました。

ところで、本市は、皆様が御存じのとおり踏切が存在する地域でございます。私が調査しましたところ、市内には29か所の踏切があり、そのうち一般的に通行量の多い幹線道路を通る踏切は、市道、県道合わせて７か所あります。その他22か所の踏切については、多少時間帯により異なるものの、通行量が決して多いとは言えず、極めて危ない状況だとも考えられます。認知症の高齢者が踏切に進入する確率も非常に高いと思われます。

再質問いたします。個人賠償責任保険に市として加入するのはいかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○つちや正順副議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

認知症の方の日常生活上の事故やトラブルが起きた場合に、自治体が保険料を負担することで保険会社から保険金が支払われる事故救済制度を導入している自治体があることは認識をしております。しかしながら、事件や事故による賠償責任が生じるのは認知症に限られたことではございません。また、認知症は誰もがなり得るものであり個人の備えとして考えるのが適当であることから、導入の予定はございません。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　本市の御答弁、伺いました。同居の家族がどんなに頑張っても認知症高齢者の徘回リスクがなくなることはありません。徘回によって引き起こされる事故から損害賠償の請求が発生した場合に、自治体が監督者の助けになれば、市民への安心感につながります。これから増えていく高齢者、そしてそれを支える家族のために、社会全体が取り組むべき新たなる課題です。本市が先進自治体として取り組み、高齢者に優しい町として、今後とも御尽力をお願いいたします。

保険論の理論から申し上げても、保険には大数の法則という原理が働いております。より多くの自治体がこの個人賠償責任保険に加入することにより、認知症を原因とする事故の発生確率の予測がより正確になっていきます。すなわち、個別的には偶然な事象であっても、長期間大量に観察することによって一定の規則性が把握可能になるということで、これにより、より多くの自治体がこの保険に加入していくことが望ましいと言えます。事故発生確率の予測が安定すれば、各自治体が保険者、すなわち保険会社に支払われる保険料も低減化するはずです。したがって、私たちがこの保険に加入することは、既にこの保険に加入している自治体にとってもよいことであり、また、今後、認知症患者を抱える全ての自治体にとって有益なことになります。

次に参ります。私は、個人賠償責任保険のことを申し上げましたが、私たちはそれ以前に予防というものを考えなければいけません。プリベンション・イズ・ファースト、インシュアランス・イズ・セカンドという言葉があるように、保険というのはあくまで第２の手段と言えます。

再質問いたします。本市における認知症予防及び早期発見に係る今後の展望をお教えください。

○つちや正順副議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

認知症の発症や進行には加齢や病気のほか、生活習慣も関与すると言われております。そのため高齢者が集まる地域の通いの場などにおいて、認知機能の低下を予防したり、認知症への移行を遅らせるためには、フレイル予防、介護予防に取り組むことが重要であることを周知しております。また、認知症について気になる症状がある場合に、御本人や御家族が簡単にチェックすることができる認知症チェックリストを作成しております。この認知症チェックリストは、市公式ウェブサイトへ掲載するなど、より広く活用していただけるよう周知啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解しました。そもそも私たちの日常生活に認知症を受け入れ、社会参加が当たり前のようにできるまちづくりは重要です。最近の報道では、初期段階に有効な薬も開発されている昨今でございます。お伺いした認知症の重症化を防ぐには、予防に力を入れていくことは重要です。先ほどの御答弁で、認知症予防、早期発見などの重要性も分かりました。認知症の早期発見には、まず検査が必要ではないでしょうか。

再質問いたします。早期発見、早期診断のための検査につなげる取組について伺います。

○つちや正順副議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

認知症の早期発見、早期診断につなげるためには、不安のある段階で相談や受診につなげることが重要でございます。そのため、認知症地域支援推進員が地域ごとに相談会を開催しているほか、高齢者サポートセンターでも随時相談に対応するなど、気軽に相談できる体制を整備しております。また、市公式ウェブサイトにおいて、受診先となる医療機関や受診する際のポイントなどを案内しているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　御答弁理解しました。認知症の検査では、脳の血流の検査やＣＴ、ＭＲＩによる画像検査などがあります。アルツハイマー型の認知症の患者では、記憶など高次機能をつかさどる部分で脳血流量の低下が見られることがあります。かねてより擦過鍼などによる治療は脳の血流の改善と予防効果があると言われています。本市では東洋医学に深い理解があると思います。65歳以上の市民の健康維持のためにはり・きゅう・マッサージ助成券をなさっております。健康寿命日本一を掲げている本市にとっても、予防に力を入れることは重要なことです。この事業も認知症予防にもつながる事業と位置づけて、引き続き取り組んでいただければと考えております。

次に入ります。認知症の予防、早期発見がかなわず、罹患した方への支援についてです。厚生労働省調べでは、2017年４月１日時点で、全国1,741市町村の家族介護支援事業実施状況の回答率100％のアンケートから見ると、認知症への事業で１番目に多いのが認知症見守り事業、1,150市町村、66.1％、２番目に多いのが認知症に関する広報啓発活動、945市町村、54.3％、３番目に多いのが認知症高齢者の探索・発見・通報・保護・見守りに関するネットワークの構築、801市町村、46.0％、４番目に多いのはＧＰＳ等徘回探知システムの活用、442市

町村、22.4％、５番目に多いのは認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問、139市町村、8.0％。本市においても認知症患者及びその家族に対する様々なサポートは行われておりますが、より充実が必要と思われます。例えば、認知症の徘回高齢者の発見ということ１つを取ってみても、東京都町田市では、防災無線を使い通行者に、瞬時に通行者が周りを確認するようなシステムが取られています。

再質問いたします。警察にお願いすることも１つの手段ではございますが、本市徘回高齢者の早期発見のための取組について伺います。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、行方不明高齢者を早期に発見、保護するための取組として、位置情報の追跡が可能である見守りタグによる高齢者見守り支援事業のほか、行方不明高齢者の情報を市川市メール情報配信サービスにより配信するＳＯＳネットワークを実施しております。このＳＯＳネットワークは認知症の高齢者などが行方不明となった際に、まず家族が警察署に届けることで、警察署より市にメール配信の依頼がなされます。市はこの依頼を受け、メール情報配信サービスの登録者に情報を配信し、登録者が行方不明高齢者を発見した場合には、警察署に連絡する仕組みとなっております。このほか、警察によって徘回高齢者を保護した場合には、本人や御家族の同意の上で、氏名や年齢、住所や家族の連絡先、保護した際の状況について市に情報が提供されます。市は警察からの情報を受け、本人や家族と連絡を取り、高齢者サポートセンターから介護サービスを提案するなど、早期支援につながるよう取り組んでおります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　市川市ＳＯＳネットワークの取組について理解しました。

続いて再質問いたします。認知症患者や家族に対するサポート体制について、市民の皆様からのアンケートなどでお声をいただいたことはありますか。また、それに対し、どのように制度を充実させるおつもりですか、お伺いします。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

令和元年度に第８期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時のアンケートにおいて、認知症施策に重点を置くべきことについて調査を実施いたしました。その結果、認知症の方が利用できる介護サービスの充実を求める声が多いほか、早期診断、早期対応や重症化予防の取組、認知症への正しい理解の普及啓発などが挙げられております。これらのことを踏まえまして、本市としましては、認知症の正しい理解や早期相談や受診につながるよう普及啓発の機会を増やすとともに、相談体制の充実に努めているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　高齢者の方に物忘れがひどい、判断、理解力が衰える、時間や場所が分からない、人柄が変わるなど、このような行動が見られたら、まずは本市の高齢者サポートセンターに相談してもらいたいと思います。

私は、毎日多くの高齢者の皆様と接してまいりました。人生の先輩として多くの御指導をいただきましたことに心から感謝をしております。認知症になったら患者様本人や御家族は恥ずかしい、人には相談しづらいという風潮がまだまだあるようです。このような偏見を変えていく、誰でもなり得るものであると理解し、認知症の方も当たり前に社会参加できるようにしていくことが大切です。我が国において高齢化の進む中、今後ますます高

齢者の社会保障を充実させていかねばなりません。そして、地域全体で支えていくまちづくりが必須であると思います。本市では、高齢者や支える御家族、市民の皆様に寄り添った試みも既になされております。具体的には、１、知る・学ぶ、２、相談する、３、支える・支え合う、４、安心して暮らし続けられるまちづくりといった区分で取り組んでおります。

本日は、またパネルを持ってまいりました。これは認知症に対する周知を進めるために御協力いただいているお店に貼ってもらうステッカーになります。アルパカのマークが入っているものでございます。質問を続けさせていただきます。しかし、残念なのは、認知度が低いことです。例えば兵庫県明石市では、高齢者に優しい町明石の旗を作り、町中で周知を行っておりました。

ここで再質問いたします。本市でも、アルパカのマークを入れた高齢者に優しい町市川の旗を作ってはどうか、お伺いいたします。

○つちや正順副議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症ガイドブックの配布や地域での認知症勉強会の開催などに取り組んでおります。また、認知症になったら何もできなくなるのではなく、できること、やりたいことを住み慣れた地域で続け、希望を持って暮らし続けることができるという認知症の新しい考え方を普及するため、「認知症とともに生きる」をテーマとした講演会を定期的に開催しております。しかしながら、実際は認知症になったら分からなくなるというネガティブな考え方やイメージも根強く、この新しい考え方が十分に広まっていないことは課題であると認識をしております。今後も認知症の方も安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、認知症サポーターの養成や認知症の人にやさしいお店・事業所の登録など、様々な手法を用いて認知症の人やその家族が安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。周知活動については、短期的ではなく、中長期的に行っていただきたいと思います。家族だけで頑張らず、本市介護福祉サービスを十分に知ってもらい、利用してもらうことで、よりよい市民生活につなげていっていただくことを願っております。認知症高齢者に関する社会保障については、これで結構でございます。

次に、子育て環境の充実について再質問してまいります。以後、保育クラブと割愛させていただきます。保育クラブの目的、役割とは、厚生労働省が2009年に実施した社会保障審議会少子化対策部会の資料によると、次のように定義されています。すなわち共働き、ひとり親の小学生の放課後（土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業中は１日）の生活を継続的に保障することを通じて、親の仕事と子育ての両立を保障することです。共働き世帯の増加に伴い、需要が増えている保育クラブは、こども家庭庁によると、2023年５月１日現在で全国に２万5,807か所、保育クラブ施設があり、登録児童は145万7,384人にも達しているそうです。その一方で、慢性的に保育クラブ施設が不足している地域も多いそうです。総裁選が行われた際に、現在の総理が保育クラブの視察に行かれていた映像がテレビに報道されておりました。総理が訪問先に選ぶほど、社会的に必須の課題であるということができます。

さて、本市では、社会福祉法人市川市社会福祉協議会が保育クラブを運営し、非常に進歩的な姿勢を体現し、様々な工夫を行い、市民生活を守っています。概略としては、本市39校ある小学校や公民館、全46か所で133クラスございます。平日下校後は18時半まで、申請がある場合には無料で19時までの延長が可能になる児童お預かりを実施し、家庭の代わりとなって児童の成長を見守っています。保育クラブの１クラスは40名程度で、２人の

支援員の先生及び場合により補助支援員がつきます。児童からは毎月8,000円の代金を頂きますが、さらに毎月2,000円を納めていただくことで、おやつも用意されています。子どもたちのおやつは、ホームページ上でも一例は掲載されておりますが、拝見したところによると、菓子パンやお菓子などです。物価も上がっているため、購入には担当者の方も少しでも安く、おいしく、量の多いものを仕入れるために大変苦労されているとのことです。

子どもたちのために再質問いたします。初めに、保育クラブの利用料金についてです。保育クラブの利用料金は、他自治体、隣の浦安市では月額5,000円で、放課後から夕方19時半までのお預かりとなっております。東京都新宿区でも月額6,000円となっております。何かと出費が多い子育て世帯の皆様にとって、毎月の出費が少しでも軽減できれば、お子様に使うことができ助かります。所得により月額が変わることは承知しておりますが、より安価に月額料金を設定できないか、再質問いたします。本市の前向きな御見解をお聞きいたします。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

放課後保育クラブ――以下保育クラブと申し上げます。一月当たりの利用料金は、保育料8,000円、おやつ代2,000円、合計１万円となっております。なお、保育料につきましては、２人目以降が利用する場合、半額となるほか、保護者の市民税額に応じ減免となる場合もございます。国では保育クラブの運営に係る費用負担の考え方として、２分の１を保護者負担、２分の１を国県市による公費負担と示しております。市川市の令和６年度予算で算出いたしますと、減免制度等もあることから、保護者の負担割合は約４分の１の26.6％となっており、国の示す運営費負担から考えると基準よりも低いことから、現状において保育料の引下げは考えておりません。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。お預かり時間も、今後20時ぐらいまでにしていただけると、親御様も助かりますので、よろしく御検討お願いいたします。

ところで、一方で本市保育クラブでは、非常に市民、児童に寄り添った改革、改善もなされております。それは今年度、夏休みに始まったお弁当の配食サービスです。夏休みなどの長期休業には学校給食がないため、親は保育クラブを利用する際に、毎朝出勤前にお弁当を作らなければなりませんでした。このような状況下で、まだ試験的な運用でありますが、本市では、お弁当作りが大変な御家庭のために、地域によって弁当業者と協定して、１食、なずな様は高学年560円で低学年540円、ワタミ株式会社様は550円で保育クラブでの昼食の提供を始めたのです。また、本市では、コンビニの商品をそのままパッケージで持参することも認められております。これらは市民の皆様に寄り添う小さな改革の一つであり、本市職員の皆様の御尽力に感謝申し上げる次第でございます。先ほど話した夏休みに試験的に導入されていたお弁当業者への委託事業についてですが、当システムへの保護者の皆様の御意見はいかがでしたでしょうか。また、現実にどれぐらいの割合の利用率でしたでしょうか。今後も当該事業を継続されますか。再質問させていただきます。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

長期休暇期間中のお弁当宅配については、以前から保護者の要望があったことから、保護者の負担軽減や夏季の食中毒防止を目的として、令和６年の夏休みより全ての保育クラブで試行的に開始いたしました。保護者の意見としては、夏場は食材が傷む可能性もあり、お弁当作りに気を使うので、お弁当を頼めるだけでもとてもありがたい、大変助かりました、来年度も継続を希望しますなど、継続を希望する声が届いております。利用率につきましては、43％の保護者から利用したとの回答があり、利用した保護者のうち、次回も利用するとの回答が

68％、検討中25％、利用しない７％となっております。そのため、現在は試行として実施しておりますが、アンケート結果におきましても、おおむね好評だったことから、長期休暇期間中のお弁当宅配については、令和７年度の夏休みから本格実施を予定しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。次に、この点につき再質問をもう一つさせていただきます。保育クラブのお弁当は１食540円から560円という値段でしたが、この点、大変努力をしていただいていることと存じておりますが、私の勤務する東京都新宿区保育クラブの例では、１食当たり510円と、本市より安く提供されております。公設の保育クラブには、ひとり親の御家庭の利用も多く、より安価に昼食を提供できないかと考えております。一体この値段の差は何が原因なのでしょうか。素材でしょうか。カロリーでしょうか。それとも何かノリとか、梨とか、トマトとか、みかんとか、１品ビタミンが取れそうなものがつくのでしょうか、お答えください。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

東京都新宿区学童クラブのお弁当の価格は、配送料、システム利用料は公費負担となっており、保護者の負担はお弁当代のみとなっております。一方で、市川市のお弁当の価格は、配送料、システム利用料込みの価格になっているため、新宿区においては本市より安く提供されているものと思われます。

なお、夏休み終了後に実施した保護者向けアンケートでは、お弁当を注文した保護者のうち、価格について45％の保護者が満足、44％の保護者が普通、11％の保護者が不満との回答をしており、価格に関しては約90％が妥当と感じていることが分かります。

なお、来年度からの本格運用に当たっては、指定管理者である社会福祉協議会がプロポーザルにより価格も含めた評価を実施し、事業者を決定する予定となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解しました。御答弁によると、ほぼ９割容認ということですが、これは全国平均の価格や他市と比べたデータなどを表記したのでしょうか。公開していたら回答はかなり違っていたかもしれませんね。親御様の利便性と子どもたちの健全な発育に向けて、さらに不断の見直しをお願いいたします。

子どもの数が減少していく中で、我が国の国力を維持し、向上させるためには、保育クラブの中でも教育という側面に重きを置き、子どもの学習能力を向上させる必要はないのでしょうか。こうした方針は、例えば、保育園はこども家庭庁の管轄下にありますが、幼稚園、小学校は文部科学省の管轄下にあるという縦割りの行政の弊害の一端から生じているのではないかと私は考えております。この点、本市にお住まいの親御様の立場からすれば、学習指導があればどんなに安心かとも思います。会社から帰宅後、夕食を作り、お風呂に入れて翌日の学校の準備をする。このような状態の中で子どもの勉強が遅れていないかを気にかけ、学習指導する。親御様は一体何時間睡眠を取ることができるのでしょうか。保育クラブのクオリティーを向上させることは、本市に取り入れるべき今後の課題とも考えます。市川市社会福祉協議会は、保育クラブを放課後、学業から解放された自由な時間と捉え、地域をフィールドとした安定した集団での仲間との生活体験を通して子どもたちの育ちを支援していくことを、その基礎としております。そして、実際に保育クラブの１日の流れを拝見すると、30分から60分程度、机に向かわせ、学校の宿題などを済ませるようにお声がけ程度はしているようですが、学習指導は全くありません。分からないところがあっても教えることは必要とされていません。

ここで再質問いたします。保育クラブにおける学習支援の現状を伺います。あわせて、元教員などボランティアによる学習サポートの導入はできないか伺います。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えします。

学習支援の現状といたしましては、保育クラブに児童が登所した際に、宿題がある場合は、支援員が児童に宿題をするよう声かけを行い、自主的に取り組める環境を整え、見守りを行っております。また、市立小中学校においては、平成26年度より、校内塾まなびくらぶを設置し、放課後及び長期休暇中などに児童生徒が基礎的、基本的な内容を予習したり、復習したりする機会を設けております。具体的には、退職教員や教員を志望する学生、地域支援者の方々などの学びサポーターが授業や家庭学習に意欲を持って臨んでいけるように支援しております。また、放課後子ども教室が業務委託により実施されるようになった小学校において、校内塾まなびくらぶは放課後子ども教室へ移行し、学習支援プログラムが委託事業者により提供されております。保育クラブの児童におきましても、希望者はそちらに参加しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　御答弁伺いました。今後、保育クラブ内での教育の充実も御検討お願いいたします。公教育は格差をなくすためにあるものだと思います。現在はインターネットの時代ですから、横のつながりを持っていただき、柔軟に、そして不断に縦割りだの横並びだのと、そんなことを言っていたら、何も言えませんし、進めることもできません。2018年９月14日には、文部科学省と厚生労働省が共同で、いわゆる小１の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するための放課後児童対策パッケージを作成している今日でございます。次代を担う人材を育成するためには、学習という概念を学童の中に取り入れてもよいのではないでしょうか。次世代を担う子どもたちは、日本国内だけでなく、中国や韓国、インドなどの教育熱の高い国々の子どもたちと切磋琢磨し、競争していかねばなりません。私は、今、市議会議員という立場にあり、全ての子どもたちに、より多くの体験や勉強の機会を提供し、各自の将来へつなげてもらいたいと心より考えます。放課後保育クラブでも民間の学童を利用している子どもたちには、放課後保育クラブの中での学習指導をはじめ、プログラミングや英会話など各種習い事、その他体操プログラムが提供されています。他自治体、例えばさきにも挙げました東京都新宿区では、保育クラブを利用している子どもたちが保育クラブでの出席を確認した後に、学習塾やスイミング、ピアノなどの習い事のために学童を中抜けすることも許されています。これに対し、本市では、保育クラブと同じ敷地内で行われる放課後子ども教室や学校内での活動参加にのみ中抜けが許可されているだけです。

そこで質問いたします。本市保育クラブにおいても、希望するお子様については、学習塾、スポーツクラブなどの習い事の中抜けを認めることはできないでしょうか、お聞きいたします。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　放課後子ども教室など校内での活動に参加する場合は、活動終了後、再登所することができます。また、校外での習い事が終わった後に、保護者の付添いがあれば再登所することができますが、児童のみで保育クラブに戻ることはできません。この理由といたしましては、習い事先に到着しない、習い事先から保育クラブに帰ってこないなど、連絡体制の面や習い事への往復中の事故は保育クラブの保険の対象外となることが挙げられます。現状、児童の安全確保を最優先としておりますが、児童の安全確保をしつつ保護者のニーズに応えるため、新宿区をはじめとする他市の事例を収集してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　中抜けが可能で自由度が高く、保護者の方が教育の選択ができる環境にすることも大事と考えます。新宿区の担当者にお伺いしたところ、中抜けは保育クラブ開設当時から行っているそうです。事前に親御様から申請をお願いし、リスクの御理解もいただき、御納得いただいて利用していただいているとのことです。中抜けに対しては、今まで大きな問題は起こっていないそうです。中には低学年のお子さんが家に帰ってしまうこともあるとのことでしたが、このような事態には、御家族にお子様にしっかりと伝えていただいて、保育クラブに連絡を入れていただくことに御協力をお願いしているそうです。私たち大人は、かけがえのない人生の中で勉強や習い事に充てられる子ども時代の１秒１秒を大切にし、支援していかねばなりません。親御様が共働きであっても、一人一人の希望に少しでも寄り添える体制づくりをお願いいたします。今日では、子どもに携帯させるＧＰＳキーホルダーやＧＰＳ機能つきの携帯電話なども普及しておりますので、保育クラブの中抜けなども含め、各御家庭の教育方針に柔軟に対応し得る学童の体制づくりを期待いたします。

また、加えて言うならば、公設保育クラブで学習面を強化していくと、子どもたちの未来をより一層明るいものにすることができるでしょう。教育格差による貧困の連鎖を断ち切れるのは教育です。今後とも子どもたちの教育に尽力を尽くしてまいります。

次に、前述で述べましたが、放課後から３時になったらおやつの時間があります。ここで、本市ではお預かりの時間の延長を19時まで行っておりますが、育ち盛りのお子様がおやつのみではおなかがすくのではないでしょうか。実際に私の仄聞したところでは、保護者の方から補食させてほしい旨のお願いが出されたこともあるそうです。

再質問いたします。保育クラブでのおやつの量のアンケートを取られたことはありますか、お伺いいたします。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　おやつの量に特化したアンケートの実施実績はございませんが、令和５年度に実施した保育クラブ利用者アンケートのおやつの内容に関する項目では、満足が63.3％、普通が33.4％、不満が3.3％と回答しており、満足度は高いものと認識しております。保育クラブでは、発達過程にある子どもの成長に合わせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮し、おやつを適切に提供しております。提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して、提供時間や内容、量などを工夫するよう努めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　育ち盛りですので、おなかもすくと思います。しかし、大人の目の届かないところでの補食は危険かもしれません。また、保育クラブへの軽食の持込みは、子ども間の不公平感を生むかもしれません。公費を使ってでもおやつの分量を適切なものにすることで、親御さんの心配が取り除かれますようお願いいたします。おやつは子どもたちの休み時間の楽しみとなっていることでしょう。私たちは最大の努力を持って子どもたちの未来を輝くものにしたいところです。家計の困窮は、今、社会問題になっている子どもの連れ去りや離婚などの事象につながり、子どもの権利が守られないという親御様やお子様にとっても悲しい事態も考えられます。安心して勤労するためにも、保育クラブは必要です。いじめ問題で保育クラブに通わなくなった児童がないようお願いいたします。

このように、保育クラブの充実は、多様化、複雑化した社会的な問題を解決する一つのツールです。保育クラブがそれを利用する全ての御家族にとって安心で居心地のよい場所であることを願い、本市行政の働きを期待しております。

次に、私たちはよく保育園の待機児童ゼロという公約を耳にしますが、保育クラブについても同様のことが求められているのではないでしょうか。本市において小１の壁を打破すべく、保育クラブの入所は小学校１年生から低い学年の順に入所を決めているようですが、保育クラブの空きを待つ児童も多いそうです。市川小学校の保護者から伺ったところでは、大体４年生あたりから抽せんに当たるかが問題となるとのことです。子育ては今や社会保障の一部に当たります。全世代型社会保障の制度が確立されるべき時代がやってきているのです。本市は特に住宅地の色彩の強い町であり、子育てのしやすさがより一層求められる地域でもございます。働く世帯の市民の皆様に安心していただけるよう、私たちは保育クラブについても待機ゼロを実現すべきだと断言できるでしょう。

そこで再質問いたします。本市保育クラブの待機児童解消について、現状とお持ちの方策を伺います。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　特に保育が必要と考えられる低学年児童につきましては、新年度の申請期間中にお申込みいただければ、４月から全員が入所できるように対応しております。なお、12月１日現在の待機児童数は26名で、待機をしている児童は４年生以上となっております。

次に、待機児童解消に向けた方策についてです。例年の待機児童数の傾向を見ると、年度当初が一番多く、徐々に解消していき、年度末には待機児童がゼロになることが続いております。今後も適切に施設整備を行い、待機児童の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解しました。保育クラブ待機児童数につき、御答弁では、年末に近づくにつれ減少していくと理解いたしました。しかし、この傾向は、年度初めは入園を希望していた親御さんたちが御自身で解決するため、祖父母に預ける、高額な民間施設を利用するなど工夫をしている可能性を示唆していることも考えられます。私は、４月時点での待機児童数ゼロを希望します。

このたび市内小学校保育クラブ及び民間の保育クラブの見学に伺ってきました。子どもたちの生の声から様々なことが聞けました。子どもたちの本音を聞くことも大事と考えますが、自主性を生かすため、子どもの視点から規則を作成していくことも重要だと思いますが、再質問いたします。子どもたちの生の声を聞き、参考にする考えはないか、お伺いいたします。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　保育クラブの現状といたしましては、児童からの発案は支援員が受け止め、適宜保育クラブの運営に生かすようにしております。具体例を申し上げますと、クラスによっては、上の学年の児童が中心となってルールを決めて遊んだりするほか、夏祭りなどのイベントを自分たちで企画するなど、自主的に保育クラブで過ごす時間を楽しんでおります。今後も支援員の下、児童の発案を大切にし、学校教育との連携を通して、自主性、社会性、創造性を培うよう指導に工夫を凝らした運営に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。現在、私たちの日本では103万円の壁を見直し、178万円以上を目標に改正する動きがございます。この場合、千葉県の最低時給は1,076円と換算すると、103万円の場合には約79時間、178万円の場合には月に137時間働けるようになります。そうなると、必然的に親が子どもと接する時間も減ることになります。そして、そこには新たなひずみが生じるのです。日本維新の会、沢田あきひとは、こうした新たなひずみを少しでも緩和できるよう、社会の隅々まで目を配りたいと考える次第でございます。保育クラブ

制度の質をいかに向上し、子どもたちにとって有益な場所となるかを考えることも、重要な責務だと思って行動します。子どもが時間を、ただそこにいるだけでなく、すなわち単なる居場所ということでなく、成長の場となるよう努力いたす所存でございます。本市では、約16億4,446万円の大きな予算を取って保育クラブを行っております。より市民の皆様が喜んでいただけるよう制度設計をお願いいたします。

市制施行90周年を迎え、子育てしやすい町として、本市が働く世帯に選ばれ、活気あふれる町となりますよう、行政とともに私ども市議会もより一層努力していかねばならないと気持ちを新たに頑張りたいと思います。

千葉維新の会、沢田あきひとでございました。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後３時20分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員　日本共産党のやなぎ美智子です。通告に従いまして一問一答で質問します。よろしくお願いします。

最初の大項目は本市の救急医療体制についてです。

(1)救急医療体制の現状について伺います。千葉県の保健医療計画は本年度に改定され、令和６年度から令和11年度までの６年間を計画の期間としています。脳卒中や心筋梗塞などの心血管疾患、救急医療や災害時医療などについての計画が示されています。高齢者人口の増加は、統計的に見ても医療需要の増加につながりますので、医療供給体制の充実が求められます。本市の高齢化率は、2023年９月末時点で21.5％です。これは全国と比較すると低い割合で推移していますが、2040年に向けて増加し続けると見込まれ、今後の20年間で倍増すると見込まれています。本市は市直営の病院が全くありません。そのことも踏まえて、今日の救急医療体制はどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

医療体制は医療法により都道府県が計画を策定し、整備を行うこととなっています。千葉県の救急医療につきましては、病院の体制や患者の緊急度、重症度に応じ、初期、２次、３次救急が役割を分担し、対応する計画となっています。具体的には、休日や夜間における対応のうち、軽症者に対しては急病診療所等が初期救急を、手術や入院が必要な場合は県知事が認定した救急告示病院が２次救急を、重篤な患者に対しては救命救急センターが３次救急をおのおの分担し対応することとなっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　救急医療体制の仕組みを伺いました。それでは、本市の救急医療体制は具体的にはどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では、初期救急は本市の急病診療所が休日及び夜間に外来患者を受け入れ、初期診療を行い、２次救急に

ついては８つの救急告示病院が診療科目ごとの輪番体制を取り、時間外に中等症や重症者の受入れを行っています。また、重篤の患者は３次救急医療機関が対応することになりますが、本市にはなかったため、その補完として独自に2.5次救急医療体制を構築しています。具体的には、脳血管、循環器など迅速な対応が必要な疾患や、小児、眼科等の対応が困難な疾患に対応するため、東京歯科大学市川総合病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、行徳総合病院、順天堂大学医学部附属浦安病院、国立国際医療研究センター国府台病院の５病院が輪番制を取り、休日、夜間の救急医療体制を確保しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市では３次救急医療機関のほかに2.5次救急医療機関が設定されていること、東京ベイ・浦安市川医療センターと順天堂大学医学部附属浦安病院が本市の救急医療体制に組み込まれていることを理解しました。東京ベイ・浦安市川医療センターは令和５年９月１日、救命救急センターに指定され、３次救急医療機関になりました。そこで、これまで３次救急医療機関の補完的役割を担ってきた市川総合、東京ベイ、行徳総合、順天浦安、国府台の５病院の2.5次救急医療体制は、この指定により、どのようになるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

2.5次救急医療機関は、脳血管疾患や循環器などの命に関わる病気の対応に当たることとなっています。これらの病気はできるだけ早く治療が開始される必要があり、搬送可能な病院が近隣に複数あることが望ましいとされています。また、小児科や眼科、耳鼻科などの専門性の高い分野の疾患についても、2.5次救急医療機関が診療に当たっています。これらのことから、2.5次救急医療機関は、２次救急により対応が困難な分野の疾患に対応し、高度な医療が求められる３次救急を補完する役割を果たしているため、引き続き現在の体制を維持することが重要であると考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　2.5次救急医療機関が引き続き現在の体制を維持されること、伺いました。市独自の2.5次救急体制の今後の経過を注視していきたいと思います。

次に、(2)救命救急センターに指定された東京ベイ・浦安市川医療センターと本市との関わりについて伺います。東京ベイ・浦安市川医療センターは令和５年９月１日に救命救急センターに指定され、３次救急医療機関となりました。これまでも本議会で、本市に３次救命救急センターの設置ができないかと質問や要望が出されてきました。ようやく３次救命救急センターが設置されたことに、市民や医療関係者からは安堵と期待の声が寄せられているものと思います。そこでまず、東京ベイ・浦安市川医療センターの本市の救急医療体制における役割について伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

東京ベイ・浦安市川医療センターは市川市と浦安市の市境にあり、平成21年の民営化前は両市の公立病院として地域医療の中核的な役割を果たしていました。現在も高度救命救急センターである順天堂大学医学部附属浦安病院とともに、３次救急医療機関として広域的かつ高度な医療提供を行い、積極的に救急患者を受け入れ、本市の救急医療においても中核的な役割を担っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　近年、コロナ禍など医療を取り巻く環境は大きく変わってきており、救命救急センター指定の影響もあると思いますが、当センターの利用状況などはどのように変化しているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

まず、外来患者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年度の約17万3,000人から令和２年度には約13万5,000人に減少しましたが、令和５年度は約14万2,000人となっています。次に、救急搬送受入れ患者数につきましては、当センターが救命救急センターの指定を受ける以前より、積極的に救急患者の受入れを行ってきたことから増加傾向が続いており、令和５年度の受入れ患者数は約１万2,000人と、令和元年度から約３割増えています。また、救命救急センター指定の影響を伺ったところ、３次救急の役割である心肺停止や重症外傷等の受入れが大幅に増えており、東京都からの搬送件数も、指定後は約2.5倍に増加しているとのことでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　救急搬送受入れ患者数が大幅に増えていることは当然のことだとは思いますが、東京都からの搬送件数が救命救急センター指定前との比較で約2.5倍になったということに驚きました。そのような状況で市川市民の受入れが困難になり、受入れ件数が減少しているのではないかと心配です。そこで、当センターの市川市民の利用状況はどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

救急の受入れ患者数は大幅に増加していますが、令和５年度は外来・救急搬送患者とも市川市民が約５割、浦安市民が約３割となっており、市川市民の利用の割合については以前と変わらず、市民の受入れができていると伺っています。しかし、高齢化や救命救急センター指定により、今後も当センターに対する救急医療のニーズは高まることが予想されるため、本市といたしましても病床や人員確保等の必要性などの課題について、当センターと共有を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　当センターは市川市民が多く利用し、地域に密着した病院であることは理解しました。当センターはもともと市川市と浦安市が設置した浦安市川市民病院を民営化したものです。民営化した当初から今まで、本市と病院とではどのように連携してきたのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

浦安市川市民病院は平成21年に民営化し、現在は経営移譲先である公益社団法人地域医療振興協会により運営が行われています。移譲に際しては、本市と浦安市、地域医療振興協会との３者で協定を締結し、救急や小児等の重点医療を行うことなど、センターが果たすべき責務について定めるとともに、センターの安定的な運営を図るため、土地の無償貸与や建設費用の補助などを行っています。こうした経緯を踏まえ、毎年、本市、浦安市、センターの３者による運営会議が行われ、病院の運営状況や課題について共有し、意見交換を行い、市民に質の高い医療が提供されるよう協力体制の維持を図っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　民営化以降、今日までの関わりについて伺いました。３次救命救急センターの開設に当たり、ソフト、ハード両面からの多額の予算措置が必要であったと思います。救命救急センターの開設時、ＩＣＵ８床と救急病床12床、合わせて20床、医師21人、看護師43人、その他職員36人、計100人の体制を整備したと公表されています。施設整備だけでなく、専門職が多い分野ですから、人件費も含めランニングコストの負担も大きいと思われます。救命救急センターに指定されたことにより、交付金などの財政支援はあるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

救命救急センターの施設整備や運営については、国や県の補助金が設けられており、一定の要件に該当する場合には活用が可能となっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　当センターと協力体制の維持など、本市との関わりについて伺ってまいりました。これまで本市には３次救命救急センターがなく、補完する医療機関を2.5次という市独自の位置づけで指定し、救急医療体制を確保してきました。東京ベイ・浦安市川医療センターに３次救命救急センターが設置されたことは、各方面から歓迎されています。東京ベイは、これまで救急は基本的に断らない方針を貫いてきており、外来、入院ともに市川市民の利用が多かったわけですが、３次救命救急センターの開設に伴い、医師や看護師などがセンターに優先的に配置されているものと思われます。また、センターには空床の確保義務がありますので、救命後の患者さんのための後方病床や後方医療機関が必要になります。東京ベイ・浦安市川医療センターがこれまでどおり、救急は断らない、外来、入院ともに市川市民を受け入れ、これまでどおりの医療が継続できるように、本市としてセンターの意見を聞き、しっかり千葉県にも働きかけていただくことを求めて、次に移ります。

２つ目の大項目は公共施設のＡＥＤについてです。

(1)公共施設のＡＥＤ設置状況について伺います。去る10月20日に行われたこの議場コンサートの際に、何かあったときの対応のため、議会事務局に設置されているＡＥＤが準備されているのを拝見しました。私の現役時代に使用していたＡＥＤとは、メーカーの違い、改良機種だったこともあり、設置場所や使用方法について再認識しておく必要を感じました。そこでまず、第１庁舎ではＡＥＤはどこに設置されているのか、改めて伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

第１庁舎のＡＥＤは１階守衛室にあり、職員が常駐しているため、いつでも利用することができます。また、執務室や議場、来庁者用のスペースなどで救命処置が必要となった際に職員が持参し対応できるよう、３階の保健医療課、４階の職員課、６階の議会事務局に設置しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　設置場所について分かりましたが、第１庁舎内の案内板を見ると、ＡＥＤの設置箇所については確かに記載があるものの、表示が小さく、目立ちにくいと感じました。ＡＥＤの設置場所についても、もっと分かりやすく表示することはできないのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

ＡＥＤの設置場所につきましては、第１庁舎のエレベーター付近などに設置しているフロアリストに、１階に

設置されていることをＡＥＤマークにより表示しております。また、１階のフロアマップには、守衛室にＡＥＤがあることを表示しておりますが、表示を大きくするなど、より分かりやすい表示方法について担当部署と検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　できるだけ早く、分かりやすい表示にしていただくようお願いします。

また、第１庁舎と同様に、多くの人が出入りしている第２庁舎、行徳支所、大柏出張所などではどのように設置されていて、どのような案内表示がされているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

第２庁舎につきましては、１階の総合案内窓口にＡＥＤの収納ボックスを設置しており、標識等による表示もされています。また、行徳支所、大柏出張所等のほかの庁舎につきましても、ＡＥＤの収納ボックスを来庁者に見やすい場所に設置し、出入口にＡＥＤステッカーとともに設置箇所の掲示も行うなど、ＡＥＤがどこにあるか分かるような表示をしています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　第１庁舎以外の施設についても様々な配慮をされていることは分かりました。その上で、これまでに庁舎でＡＥＤが実際に使用された事例はあるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

これまで庁舎でＡＥＤを装着した事例は１例ありますが、軽症であったため、電気ショックは行われなかったとのことです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　これまで装着事例が１例だけで、軽症だったことは幸いです。しかし、使用が求められる事例がいつ起こっても対応できるようにしておかなければなりません。

そこで、⑵職員への周知について伺います。庁舎のＡＥＤが使われる際には、窓口での接客中などが想定されることから、職員の方が救急要請をし、ＡＥＤを使用していただく可能性が高いと想定されます。職員の方はどの程度ＡＥＤの使用方法など緊急時の対応を理解していただいているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では平成17年から公共施設へのＡＥＤの設置と併せ、職員を対象に消防局による普通救命講習を実施し、ＡＥＤの使用法を周知しています。また、それ以降は新規採用職員研修の中で講習を実施しており、多くの職員がＡＥＤを使用できると考えています。しかしながら、救命処置に必要な知識や技術の維持や救急医療の進歩に対応するためには、定期的に学び直すことが望ましいため、講習の際に定期的に再受講するよう促しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　11月12日の東京新聞に、「ＡＥＤ『使えて当然』に」との見出しで、「解禁20年　積極活用

道半ば」との記事が掲載されていました。一般市民にＡＥＤの使用が解禁されて今年で20年を迎えたが、ＡＥＤは当たり前にあるものになったが、市民が使うのは当たり前になっていない。「設置増えても使用率は４％台」との総務省消防庁の統計を掲載しています。また、女性に使う場合にためらいを生じると救命処置の遅れにつながります。第１庁舎では、救命処置が必要になった場合、比較的広いスペースが確保されると思いますが、他の庁舎では狭隘スペースでの対応になることが予想されます。日本救急医療財団では、女性に使う場合にためらうことがないよう、倒れた人を周囲の視線から守る専用テント、ＡＥＤ救命テントなどを一緒に備えるＡＥＤがあると紹介しています。そこで、専用テントの購入など、こうした配慮について職員に周知していただくことについて、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

ＡＥＤを使用する際には、パッドを貼るときに肌を露出することになるため、可能な範囲で配慮することが望まれます。専用テントにつきましては、収納方法等の問題もあり、導入には検討が必要となりますが、庁舎のように協力者が多数いるような場合、傷病者の周りに立ち、周囲の視線を遮るなどの対応も可能であることから、ＡＥＤの使用方法と併せて、こうした配慮についても周知を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市でも普及活動に取り組んで、不特定多数の方が多く集まる公共施設や学校など、12月９日現在、191施設に計207台のＡＥＤが設置されているとウェブサイトに一覧で掲載されています。せっかく設置されているＡＥＤが、いざというときに使用され、救命につながることを期待します。そのためにも、まず職員が、議員も含めてＡＥＤが使えて当然の目標を掲げて取り組んでいただきたいと思います。11月20日の東京新聞の読者発言のコーナーに、民生委員の会合で消防職員からＡＥＤの訓練を受けたが、市役所のホームページにＡＥＤの使い方を動画に載せて多くの人が見てほしいとの声が掲載されていました。ネットで検索したところ、本市にもＡＥＤのページに動画がリンクされていましたが、一人でも多くの方に見ていただけるよう、さらなる周知を検討していただくことを求めて、次に移ります。

３つ目の大項目は本市の浸水対策についてです。

⑴本市の想定計画降雨について伺います。行政視察で伺った静岡市では、浸水対策に当たり、７年に１度の確率で発生する降雨として整備を進めているとのことでした。そこで、本市の想定計画降雨と、その考え方について伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

想定計画降雨は、下水道事業の雨水計画における基本的な諸元であります。この諸元は、自治体等が雨水計画を立案する際の指針となる日本下水道協会の下水道施設計画設計指針では、５年から10年に１回の確率で発生する強い雨を標準とし、必要に応じて地域の実情や費用対効果を勘案し、確率年を設定できるとされており、下水道事業を実施する自治体等は、これに基づき対策を実施してきております。下水道事業を行う多くの都市では、５年に１回の確率で発生する降雨、いわゆる５年確率降雨を想定しており、本市におきましても５年確率降雨を想定しております。本市における５年確率降雨は、１時間当たり最大50㎜の降雨となっており、この想定降雨に対する施設整備を進めているところであります。

なお、５年確率で想定される降雨は、全国の各地域等で雨の降り方や強さが違うように、地域等により変わるものでありますが、東京近郊をはじめ全国的にも同様の降雨環境を持つ都市では、おおむね１時間当たり最大

50㎜の降雨となっております。また、当初５年確率で雨水事業を進めてきた都市においても、政令指定都市など整備時期の早い都市では、その後の整備進捗により、７年確率、または10年確率の想定降雨へと移行した都市もございます。今回視察を行った静岡市におきましても、視察後、詳細を確認しましたところ、現在、７年確率の１時間当たり最大67㎜の降雨に対する対策を進めていますが、以前は本市同様の５年確率として、１時間当たり50㎜の降雨に対し雨水整備を進めていたとのことでありました。

本市では現在、早期に一定レベルの治水安全度を多くの市民に対し確保するため、５年確率降雨に対する対策を着実に進めているところであり、今後も安全で水害に強い町を目指し、雨水対策の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　伺いました。本市では、まず５年確率降雨として１時間当たり最大50㎜降雨に対して雨水整備を進めていることを理解しました。しかし、本市でも昭和56年の台風24号で、時間雨量57.5㎜、平成５年の台風11号で時間雨量52㎜という降雨の記録があります。近年、気候危機はさらに進行しており、台風に限らず、線状降水帯などで、これまでに経験しなかった深刻な水害が多発しています。安全で水害に強いまちづくりに向けた対策を着実に進めていただくことを求めて、この項目の再質問はありません。

次に、(2)下水道部の構成及び事務分担について伺います。静岡市では、下水道部局と河川部局の連携強化を図り、浸水対策を強力に推進するため、浸水対策推進委員会を設置し、対策に取り組んでいました。本市では既に下水道部内に河川と下水道に関わる業務が統合されていますが、本市の浸水対策に対する下水道部の役割と構成、事務分担について伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

下水道部では、下水道、河川及び治水に関する事務を所管し、町の衛生環境を守る汚水対策と、水害に強い町を目指し雨水対策を進めております。このうち雨水対策に係る事務は、以前は下水道法に基づく下水道施設の整備等を下水道部が、下水道法に基づかない都市排水路や河川の整備等を土木部が所管しておりましたが、平成11年の組織改正により、事務の効率化等を勘案し、現在の下水道部の前身となる水と緑の部に統合し、一元的に進めることができる組織体制となっております。現在の下水道部は、下水道経営課、下水道建設課及び河川・下水道管理課の３課で構成しております。それぞれの事務分担を雨水対策の視点から申し上げますと、下水道経営課は下水道事業会計に関する事務を、下水道建設課は雨水対策の抜本的な整備として河川や雨水管渠、ポンプ場等のほか、浸水常襲地区などの局所的な対策としてマンホールポンプ等の整備を行っております。河川・下水道管理課では、主として下水道建設課で整備した雨水管渠やポンプ場、調整池及び学校の校庭貯留施設等の維持管理並びにポンプ施設等の運転管理を行っております。また、ソフト対策として、開発等に対する雨水流出抑制施設の指導、市民や事業者等に対する貯留浸透施設に関する普及啓発及び設置に係る助成等も行っております。本市では、このような組織体制、事務分担の下、浸水対策を一元的に進めることが可能となっており、静岡市同様、浸水対策を迅速かつ効率的に進めていくことができる組織体制となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市では平成11年度の組織改編により現在の組織体制となったことで、迅速かつ効率的に浸水対策を一元的に進めることが可能となっていることを伺いました。本市のこの機動的な組織体制を生かして、浸水対策を今後一層推進していただくことを求めて、この項目についての再質問はありません。

次に、(3)浸水対策に関する市民への周知、啓発などの取組について伺います。静岡市では、浸水対策事業や過去の巴川災害について、市民の防災意識の向上を促し、災害に強いまちづくりを推進するための学びの場として静岡市治水交流資料館を設置していました。本市の真間川も、かつてわがまま川と呼ばれていたと聞いています。本市における治水対策に関する市民への周知、啓発などの取組について伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

昭和30年代以降の急速な市街化の進展により、度々水害に見舞われた真間川流域は、今回、行政視察を行った静岡市の巴川流域と同じ昭和54年に国の総合治水対策特定河川に指定されております。翌55年には千葉県と本市を含む流域４市で構成する真間川流域総合治水対策協議会が設置され、以降、県、市、市民及び事業者等とともに、河川整備等に合わせて流域の保水・遊水機能の確保などを行う総合治水対策に取り組んでいるところであります。急速なスピードで進展する市街化に対しては、県や市の行政が行う河川や調節池、水路などの従来どおりの施設整備だけでは治水安全度の向上には限界があるところでございます。このため、市街地での雨水貯留浸透施設設置などの流域対策を推進し、河川への負担を軽減するなど、治水に関する様々な取組を行う総合治水対策について、市民や事業者等の持続的な理解と協力を得るため、県と流域４市で周知、啓発に努めているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　真間川流域を中心として進めてきた本市の総合治水対策について、市民や事業者などの持続的な理解と協力を得るための周知啓発に努めているとのことでした。そこで、市民の理解と協力を得るための具体的な周知、啓発の取組について伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

具体的な取組といたしましては、真間川流域総合治水対策協議会としての各種イベントを流域４市で毎年度実施しております。本市では、５月15日の総合治水の日を中心に、メディアパーク市川で開催するビジュアルボードフェアをはじめ、７月に大柏川第一調節池緑地で開催いたします水に親しむ親子のつどい、また、夏にかけて各学校に募集を行っております真間川絵画コンクールを実施しております。これらのイベントでは、総合治水対策の意義や重要性を地域の方々に理解し、協力していただくことを目的としたパネルや絵画コンクール受賞作品の展示のほか、子どもたちにも対策の重要性について楽しく学び、理解していただけるよう、模型を使用した雨水浸透実験や、川クイズなどを行っております。なお、これらのイベントの実施に当たり、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトにより周知を図ることで、毎年多くの方々に参加いただいているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　地域で子どもとともに楽しく学ぶことをコンセプトにした様々なイベントが開催されていること、伺いました。そこで、治水対策を学んだ市民の方が実際に自分の生活環境の中で治水対策をやってみようとしたときに、それを支援する制度はどのようなものがあるのか。また、制度の周知はどのようにされているのか伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

本市では、総合治水に係る取組のほか、市内全域を対象とした取組として、住宅等の雨どいに取り付けること

で、雨水の再利用のほか浸水対策としての効果もある小型雨水貯留タンクや、下水道整備後の不要となる浄化槽を活用した浄化槽転用型貯留タンクなどの設置助成制度も設けております。これらの制度の利用、普及促進に当たりましては、浸水対策上の効果も明示した上で、広報や自治会等を通じて周知、啓発に努めており、制度の創設以来、多くの方々に利用していただいているところであります。

なお、同制度の開始から20数年がたち、近年利用が低下しておりますことから、今後、総合治水の大切さと併せて、改めて協力を呼びかけてまいります。浸水対策の推進には、市民及び事業者の皆様の御理解と御協力が必要不可欠であり、今後とも周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　雨どい取付け型雨水再利用整備、小型雨水貯留タンク設置助成制度について伺いました。本市の雨水貯留浸透施設の助成金受付状況を市の公式ウェブサイトで確認しました。部長の答弁にもありましたように、雨どい型、浄化槽転用型、浸透ますのいずれも利用件数は少なくて、申請がゼロ件だったというところもあるのにはびっくりしました。特に平成29年以降は、この１桁台の受付件数にとどまっています。住宅の事情だとか様々な事情、違っているというふうに変化もしてきていると思います。本当にこの助成制度がミスマッチしていないかどうかということの検証も含めて、せっかくの身近な自分の生活環境の中での直接的に関われる治水、雨水対策ですので、それを通じて市民の方が本当にこのことについての様々な関心、協力をしていくということでは、さらに制度の見直しを含めて、実効性のあるものについての、その周知、啓発に努めていただくことを求めて、次に移ります。

最後、４つ目の大項目は本市の上下水道施設の耐震化についてです。

令和６年１月の能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生し、復旧に長期間を要している状況です。11月３日の新聞に、国土交通省が能登半島地震を受け、災害拠点における上下水道施設の耐震化について緊急点検を行ったとの記事が掲載されていました。国土交通省の公式ウェブサイトによると、能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの急所施設や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路などの耐震化状況について緊急点検を実施し、各施設の耐震化率は全国的に低い水準となっており、耐震化が十分でないことが改めて確認されたと記載されていました。上下水道施設の甚大な被害は命に関わります。能登半島地震で災害関連死と認定された方は、11月27日時点で熊本地震の222人を超える247人になりました。上下水道施設の復旧に長期間を要していることと災害関連死との関連は否定できないのではないでしょうか。

そこで、(1)本市における上下水道の施設の耐震化の現状に関する市の認識について伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

初めに、下水道施設の耐震化の現状についてであります。下水道施設は、処理場、ポンプ場及び管渠などから構成されており、それぞれが重要な役割を担っております。このうち本市の処理場及びポンプ場の多くは昭和40年代ごろに築造しており、供用から50年以上が経過しているものもあることから、施設の老朽化が進行しております。これらの施設は機能や能力を確認するための点検や調査を適切に行い、効率的な維持修繕を実施することにより、施設の機能確保と延命化を図っているところであります。また、計画的に実施している改築、更新では、耐震化についても併せて対策を講じることで、効率的な施設の更新を図っているところであります。

次に、管渠施設についてであります。管渠施設の大規模地震時に想定される被害として、地震の揺れ及びこれにより生じる地盤の液状化を原因としたマンホールの浮上などで、管渠の破断やずれが発生し、流下機能を喪失することが考えられます。また、マンホールの浮上は交通阻害の要因となることも考えられ、下水道施設の被害

は、公衆衛生のみならず、災害復旧などにも重大な影響を及ぼすことが想定されます。

本市の平成18年度以降に施工された管渠施設につきましては、同年度に改定された下水道施設の耐震対策指針に基づき設計されており、耐震化が図られた施設となっております。耐震化が必要な対策指針の改定以前に施工された管渠につきましては、大規模地震時における緊急輸送路の交通機能確保と防災拠点となる市役所及び避難所となる小学校等からの下水の流下機能の確保を目的として、市川市下水道総合地震対策計画に基づき、平成28年度より耐震対策を実施しているところであります。同計画では、対策指針の改定以前に施行され、防災拠点などの位置を踏まえた江戸川左岸処理区の管渠約40㎞を対象としており、令和５年度末での耐震化率は約79％となっております。現計画における耐震対策は、約２割の未整備管渠が残っており、近年、全国各地で発生する大規模地震への備えとして、残る管渠につきましても早期に対応する必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　平成16年に発生した新潟県中越地震の際、現地でマンホールが私の腰の高さまで浮上しているのを目の当たりにしており、その光景が今でも忘れられません。マンホールの浮上防止対策など、具体的にどのような対策を実施しているのか伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

本市で実施している耐震対策の具体的な内容といたしまして、液状化によるマンホールの浮上を防ぐため、地震時の揺れにより地盤内に発生する水圧をマンホール内に解放するための弁などを新たにマンホールに設置しております。また、揺れによるマンホールと管渠の破断等を防ぐため、マンホールと管渠を接合している継ぎ手を、たわむことにより地震時の揺れに対応可能な可撓性継ぎ手に更新しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　下水道施設の耐震化について、現状と具体的な対策の内容を伺ってまいりました。それでは次に、上水道施設の耐震化の現状について伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

上水道施設は、浄水場、給水場及び管路などから構成されており、本市におきましては、全て千葉県企業局が管理する施設となっております。上水道施設の耐震化につきましては、令和３年３月の千葉県営水道事業中期経営計画において具体的な取組が示されております。この計画の中で、千葉県企業局が管理する給水区域全体の耐震化率を、令和元年度の約24％から、令和７年度には30％とする目標が掲げられており、管路施設の耐震化として、伸縮性や抜け出し防止機能等を有する耐震継ぎ手管への更新及び整備が平成18年度から進められております。これらによる同施設の耐震化率は、令和５年度末で約28％であると県より伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　続いて伺ってまいります。(2)11月１日に国より公表された緊急点検結果に関する本市の認識についてです。国が公表した点検結果を確認しましたが、上下水道の耐震化の低さに大変驚くと同時に、大きな不安を抱きました。接続する水道、下水道の管路などの両方が耐震化されている重要施設の割合は、東京都が52％に対し、千葉県は５％でした。どのような点検が行われたのか伺います。

また、その中で急所施設、重要施設という言葉が使われていましたが、それはどのようなものなのかも含めて

伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

能登半島地震により発生したライフラインへの甚大な被害を踏まえ、国土交通省により上下水道施設の耐震状況に関する緊急点検が行われ、その結果が11月１日に公表されたところであります。点検内容は、上下水道システムの急所施設や避難所などの重要施設に接続する上水道及び下水道の管路について、耐震化の状況を確認したものであり、自治体等の事業主体が提供したそれぞれの施設の耐震化について、都道府県ごとに集計、整理されたものとなっております。

次に、急所施設及び重要施設についてであります。急所施設とは、その施設が機能を失うとシステム全体の機能が喪失する施設のことであり、上水道施設では、取水施設、導水管、浄水施設、送水管及び配水池を、下水道施設では、下水処理場及びポンプ場とそれらに接続する管路を対象とし、耐震化状況の確認が行われました。また、重要施設とは、防災拠点施設及び避難所等の災害時において要所となる施設を各自治体が設定したものであり、今回の点検では、その施設に通ずる上水道及び下水道の管路の両方が耐震化されているかについて確認が行われたものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　この千葉県の耐震化率５％という低い点検結果に関する本市の認識について伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

本市においては、点検結果の中で全国平均に及ばない指標もあり、耐震化の緊急性について改めて認識しております。また、点検結果を受け、国土交通省からは、各自治体に対し上下水道施設の耐震化の推進について、改めて要請が行われているところであります。本市の対応として、重要施設である市役所及び避難所である小学校等からの下水の流下機能確保及び緊急輸送路などの交通機能の確保のため、耐震化を図っているところであり、今後も対策の早期の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　次に、(3)耐震化の向上に向けた本市の取組及び課題についてです。国交省の11月１日、緊急点検結果の公表に当たって、国民の生命と暮らしを支える強靭で持続可能な上下水道システムの構築に向けてとするコメントが発表されました。その中で今後の取組について、この結果を踏まえて、上下水道耐震化計画の策定を各自治体に要請し、その計画に基づく取組状況のフォローアップなどを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的、集中的に推進していくと述べています。そこで、耐震化の向上に向けた本市の取組及び課題について伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

初めに取組についてであります。大規模地震時において重要施設などの機能を確保するため、上水道及び下水道施設の管理者が一体となり、計画的に耐震化に取り組む必要があると考えております。重要施設の設定につきましては、現在、上水道施設管理者と改めて協議を行っているところでございます。今後、対象施設を確認し、耐震化を講じる施設の優先順位を共有することにより、効率的、効果的な整備に努めてまいります。また、本市の現在までの取組として、本市が所管する下水道管路施設については、市川市下水道総合地震対策計画に基づ

き、江戸川左岸処理区における施設の耐震化を進めており、完了目標を令和７年度としております。なお、８年度以降の耐震対策につきましては、菅野処理区の管路施設を対象とし、老朽化対策に併せて実施する方針としているところであります。

次に、課題についてであります。近年、大規模地震が全国各地で発生する中、下水道管路施設の耐震化は急務であると考えております。しかしながら、今後、老朽化対策の必要な施設も増加し、整備後の管路において、耐震化と老朽化の２つの対策を効率的に進める必要がございます。このことから、効果的な対策区域の拡大を図るとともに、国の交付金の十分な活用はもとより、一層のコスト縮減等も念頭に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　この問題は新聞各社が取り上げていますが、その中の一つ、福島の地方紙の一つ、福島民友新聞、このように言っています。重要施設が断水すれば、救える命が救えなくなる、復旧や生活再建が遅れる要因となる、上下水道の耐震化が急務だ、緊急点検で重視されたのは上下水道の一体性だ、能登半島地震では、上水道の被害は軽微だったが、下水道の復旧が遅れるなど水が使えない事例が少なくなかった、上下水道のどちらかを耐震化するだけでは不十分ということだとの社説を掲載しています。東日本大震災で甚大な被害を受けた福島県の地方紙の社説に、私は大きなインパクトを感じました。また、ネット上では、耐震化が進まない要因の一つに、自治体などが運営する水道事業の厳しい財政事情、そして、それが原則独立採算制となっていること、人口減少や節水技術の向上で水の需要が減り続けている、耐震化に充てる資金の確保が難しいなどの声が上がっています。国への財政的な支援を県とともに求めながら、重要施設、急所施設への耐震化率向上に最大限努力することを求めて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時18分散会

第　　７　　日

令和６年 12 月 12 日（木曜日）

令和６年 12 月市川市議会定例会議事日程（第７号）

令和６年 12 月 12 日（木曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　石崎ひでゆき議員、浅野さち議員、ほとだゆうな議員、石原たかゆき議員、中村よしお議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮	本	均
大	場	諭
稲	葉	健二
小	泉	文人
石	原	よしのり
増	田	好秀
越	川	雅史
中	山	幸紀
松	永	鉄兵
竹	内	清海
加	藤	武央
岩	井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦
スポーツ部長	鎌形	秀昭
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	根本	泰雄
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	森田	敏裕

行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	栁	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
主任書記	伊	藤	祥	太
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	青	木	聖	也
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

石崎ひでゆき議員。

○石崎ひでゆき議員　おはようございます。市民クラブの石崎ひでゆきでございます。通告に従って、初回から一問一答で一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

大項目１点目、民間建築物のアスベスト対策に係る本市の関わりについて伺ってまいります。

アスベストは、不燃性、耐熱性、耐腐食性等に優れており、高度経済成長期には鉄骨構造建築物などの耐火被覆材として多く使用されてきました。平成17年６月、アスベスト建材を製造するメーカーが、従業員が肺がんや中皮腫で死亡していたこと、そして、工場近隣の住民や従業員の家族が中皮腫を発症、死亡していたことを公表したことが発端となり、アスベストによる健康被害が、それを取り扱う労働者だけでなく、多くの国民の問題であると知られるようになりました。建築物の耐用年数から、アスベスト含有建材が使用されている建築物の解体工事数は2028年頃にピークを迎えると言われています。現在、解体、改修工事に当たっては、アスベストの飛散、暴露による健康被害を防止する措置を講じることが義務づけられています。

そこで伺います。本市の解体、改修工事の件数はどのくらいあり、解体、改修工事の現場において事業者はどのようなアスベスト対策を講じる必要があるのか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

建築物の解体、改修工事を行う際には、大気汚染防止法に基づきアスベストの有無について事前調査を行う必要性がございます。また、解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事及び請負金額が税込み100万円以上の建築物の改修工事については、国が管理する石綿事前調査結果報告システムへの登録が義務づけられております。本市において令和５年度の報告システム登録件数は約2,800件であり、ここで、アスベストを含む拡散のしやすい吹きつけ材や保温材等を除去する場合には、作業所全体を負圧隔離、養生した上で、薬液の散布などにより湿潤化しての防止方法、また、スレート板やビニール床タイルなどの成形板を除去する場合には、可能な限り破壊や破断を伴わない方法など、事業者は国が定めたマニュアルに基づきアスベストの飛散対応を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。解体、改修工事が年間約2,800件程度あると言われている中で、事業者は、国が定めたマニュアルに基づきアスベストの飛散対応を行う必要があることを理解いたしました。かなりの件数があります。解体、改修工事現場周辺の住民やそこで働く人への影響、健康問題を無視できない、そう感じております。

そこで、次の質問に移りますけれども、アスベストの除去に関する法令に基づく指導について伺っていきたいと思います。解体、改修工事現場の多くには適切な対策が講じられていると思いますが、本年９月20日に千葉市中央区で、県外の事業者がアスベストの調査や適切な養生をせずに解体を開始、鉄パイプなどを組み合わせてつくられた足場や建物の一部が崩れました。そして、歩道を塞ぐ事故が発生、請け負った事業者は逃げてしまった

という不適切な案件も発生しております。市川市は、同様の事故を未然に防ぐためにもしっかりと指導をしていく必要があると考えます。

そこで、解体、改修工事に課せられている法規制と市の指導はどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

国内では、老朽化する社会資本の再整備に向けて、今後、建築物の解体工事が増えると予想され、アスベストの飛散による健康被害の発生を防止するため令和３年４月から大気汚染防止法が段階的に強化されており、元請事業者は、有資格者による事前調査の実施及び調査に関する記録の作成、保存等が義務づけられました。本市では、石綿事前調査結果報告システムにおいて、工事の規模及び近隣への影響が大きい鉄骨造、鉄筋コンクリート造の解体などの工事として登録されているものを中心に、アスベスト除去に関する作業基準が遵守できているかの現地確認を実施しております。

なお、市内の解体等工事でのアスベストに関する規制基準の違反の多くは、事前調査結果の掲示の一部不備といった軽微なものでありますが、苦情対応等で現地確認した際にシステムに登録されていないものや、そもそも事前調査が行われていない現場であることが発覚した場合などは適切な対策を施すよう指導しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。令和３年４月から大気汚染防止法が段階的に強化をされたこと、そして、元請業者は有資格者による事前調査の実施及び調査に関する記録の作成、保存の義務がされていることも分かりました。本市では現場確認や指導を行っていくということも分かりました。しかしながら、かなりの件数ですよね。このかなりの件数の全ての現場確認を完全に行うというのはかなり難しいのかもしれません。調査をするには資格が必要であり、事業者は資格取得に費用が必要となります。解体、改修を依頼する側は多額の調査費用や工事費用が必要となることも分かりました。こういうことになると、不良業者が入ってきて千葉市のようなことが起こる可能性もあるというふうに言わざるを得ませんね。

次に移ります。そこで、(3)アスベストの調査、除去工事及び事前調査資格取得に対する補助制度の導入について伺います。

現在、建築物の解体、改修工事については、有資格者による事前調査が義務づけられていますので、発注者の費用負担軽減や市民の安心、安全、さらには市内業者の保護の観点から、この調査、除去工事に要する費用及び事前調査資格を取得するための講習受講費用に対して補助金の導入をする考えはありませんか。既に事前調査資格を取得するために費用助成をしている自治体、さらには、様々なものに対して補助、助成をしている自治体があると伺っております。市川市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

アスベスト調査や除去工事の補助制度につきましては、一部の自治体で特に飛散性の高い吹きつけアスベストの調査や除去工事に要する費用などに対して導入されています。また、令和２年の大気汚染防止法の改正に伴い、令和５年10月以降、建築物の解体等の際、有資格者による事前調査が義務づけられましたことから、一部の自治体では時限的に有資格者の要件となる講習の受講費用の補助を行っています。本市では、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則が平成17年４月に施行され、建築物の解体、改修時のアスベスト除去工事の作業手順等が規定されましたことから、現在、補助制度の導入には至っておりません。大気汚染防止法の改正では、アスベスト含有建材の調査対象が拡大されるなど段階的に強化されております。引き続き関係部署と連携して解体現場

等のパトロールを行うとともに近隣自治体の補助制度について調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。アスベストの問題は非常に深刻な問題だと思います。飛散性の高いレベル１だけではなく、レベル２、レベル３にしても健康被害の可能性というのは拭い切れません。当時も軽く考えていたことから被害が拡大したわけです。ぜひ、市内業者の方からの意見などを聴取していただいて前に進めていただきたいと思います。

まとめます。市内にはアスベスト含有建材を使用した建築物は数多く存在していることから、これから解体、改修工事は増えていくと考えられます。現在のパトロール、重要です。市民や働く人の安心、安全、それから市内業者の保護の観点から、補助金の導入をぜひ前向きに検討していただきたいと思います。これは強く要望させていただきます。

次の大項目に移ります。大項目２つ目、福栄４丁目市有地の医療的ケア者等に対応する生活介護事業所に関するサウンディング型市場調査についてでございます。

本年８月26日、福栄４丁目3767番476の市有地を事業実施候補とした、医療的ケア者等に対応する生活介護事業所に関するサウンディング型市場調査の実施要領が公表されました。私は、日常的な医療的ケアが必要である重症心身障がい児や肢体不自由児が特別支援学校卒業後、通い先である生活事業所が少ないと考えています。特に私の住む行徳地域は顕著であると考えております。このままでは本人の外出頻度の減少、家族の介護負担の増加につながり、家族全体の生活に大きな影響を及ぼすと考えます。対策は絶対に必要です。この課題に対して、私から令和５年12月定例会において具体的な方策を質問しましたが、福祉部からは、現行の補助制度のほか、国の施設整備の補助金を活用した民間事業所の誘致も併せて検討しているとの答弁がなされ、その後、今回のサウンディング調査に至っており、今回実施されたことを大変評価をしております。実施要領のスケジュールによれば、９月から10月に現地見学、質問受付があり、11月下旬に申込み事業者から市がヒアリングを行うことになっています。

そこで伺いますが、サウンディング調査に関して実施に至った経緯、申込み状況を含めた現状、今後の予定について伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、障がいのある方が身近な地域において必要な日常生活または社会生活を営むための支援が受けられるよう、日中に入浴、食事などの介護、創作的活動、または生産活動の機会を提供する生活介護事業所に対し、各種補助制度を実施することで整備を促進してまいりました。しかしながら、近年増加する医療的ケア者、肢体不自由者、重症心身障がい者などの医療的ケア者などへの受入れ可能な事業所が不足しており、利用者のほとんどの皆様は、毎日同じ事業所には通えないといった状況となっております。また、実際の事業所数につきましては、本年６月１日時点において、市内の生活介護事業所27か所のうち医療的ケア者などを受入れ可能な事業所は７か所と少なく、特に行徳地区におきましては２か所のみとなっております。

このような状況において、今後、特別支援学校などを卒業する医療的ケア児などの増加が見込まれることから、特に事業所が不足している行徳地区に事業所を確保することが地域の課題となっております。この地域課題を解決する方策として、行徳地区の市有地を活用した民間事業所の誘致の可能性を検討するため、直接民間事業者からの提案や意見を交換するサウンディング型市場調査を行うことといたしました。今回のサウンディング調査により提案を受ける事業につきましては、本市の障がい福祉サービスの提供体制を定める第５次いちかわハー

トフルプランに基づき、医療的ケア者などへのサービス提供体制を備えた生活介護事業を基本としております。また、より効果的なサービス提供を図るため、別の障がい福祉サービスと一体的に運営することを含めた提案も可能としております。

調査の状況につきましては、申込期間である10月25日から11月７日までの間に２事業者からの申込みがあり、11月下旬から提出された提案書を基に事業者からヒアリングを行っております。今後につきましては、調査結果を２月末に市公式ウェブサイトで公表する予定でありますとともに、提案された事業者からの要望などを踏まえ、事業化に向けた検討を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。今回のサウンディング調査は、行徳地域における医療的ケア者等の通い先がないという地域課題の解決の大きな一歩だと思います。しかし、期待をさせていただいている一方で、応募が２者にとどまったことは非常に残念です。今回のサウンディング調査の実施要領には、資料の準備などの費用は事業所負担とされており、参加することへのメリットが少し感じられないのかもしれません。メリットが感じられなければ、参加者を増やすことは難しいと感じます。

この点、国土交通省総合政策局が策定した地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引きの中に、「サウンディング実施に際しての個別の手続きと検討のポイント」というものがあるんですけれども、その中に、民間事業者の参加意欲を高めるためには、サウンディングに参加した場合にインセンティブを設定することの効果が記載をされています。例えば、優秀な提案を行った民間事業者には公募時に加点をする、また、優秀な提案を行った民間事業者と随意契約をするといったところが挙げられています。これを踏まえて今回のサウンディング調査実施要項を確認したところ、サウンディングへの参加は、事業者公募等における評価の対象とはなりませんとされています。このことが事業者の参加意欲に影響したと感じます。

そこで伺います。(2)の参加する事業者のメリットについてです。

サウンディングに参加する事業者は、時間、費用、様々なコストがかかります。サウンディング調査に参加した場合、インセンティブを設定するべきだったと考えますが、どうでしょうか、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

今回のサウンディング調査は、医療的ケア者などの日中活動の場が不足している地域課題を解決するために、市有地を活用した事業の実施可能性、事業化する場合における公募の条件などを検討するために実施したものでございます。サウンディング調査参加に伴うインセンティブにつきましては、今回の調査が事業の実現性も含めたものであったこと、また、市民の財産である市有地を貸し出す想定のため、公平性、透明性が求められることなどの理由から設定しなかったものでございます。今後、事業の内容を検討するに当たっては、今回参加された事業者の皆様から提案のあった行政に期待する支援などについては反映できるかどうか検証してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。市有地の貸出しを理由にインセンティブの設定を見送ったとのことですが、公益に資する事業であれば、当然協力者に対してインセンティブを与えることには全く問題がないですし、国土交通省の手引きの中でもしっかりと書かれております。参加してくれた２者に対して、公募となったときのインセンティブを強く要望いたしますし、今後、やはりこのようなサウンディングをやっていく上で、公益に資する場合、特にインセンティブをつけてでもいい提案をいただき、いい事業を進めていただきたいと思い

ます。

次に移ります。(3)参加する民間事業者の負担軽減とノウハウ保護についてであります。

サウンディングへの参加は、事業者の時間、費用など大きな負担がかかり、民間事業者の柔軟な提案を幅広く受け付けるためには、事業者の負担を可能な限り軽減することが望ましいと考えますが、市の認識を伺います。あわせて、国土交通省の手引きで、民間事業者からの提案内容や独自のノウハウに関しては、知的財産の観点から情報の保護を行う必要がある。具体的には、結果の公開に際して提案者への確認を徹底する必要があるともされています。

そこで、調査結果を12月末に公表するに当たり、事業者ノウハウ保護に関する本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

このたびのサウンディング調査は、あくまで事業者による任意の参加によるもので、事業者の御理解と御協力によって実施できたものと認識をしております。このため、調査を実施するに当たって負担軽減を図っていくことは重要であると認識しており、事前に現地説明を行うなど、十分な情報を提供した上で提案いただく資料の作成方法に関しても丁寧な相談を心がけてまいりました。また、提出いただく資料につきましても詳細までは求めず、概略にとどめることで事業者の負担軽減を図ったところでございます。

次に、民間事業者のノウハウにつきましては、提案内容や対話により得られた情報の公表範囲を事前に事業者の皆様に確認することで適切な保護を図ってまいります。今後これらのことを踏まえつつ、事業者との対話を充実することでより効果的に事業が実現できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。民間事業者の負担軽減とノウハウをしっかりと取り組んでいただけることを強く要望いたします。

この項目をまとめたいと思います。特別支援学校卒業後、通う先について不安を持つ方は少なくありません。特に行徳地区の方は非常に多いと思います。市長、ぜひこの点を配慮していただいて、待っている人のために前向きに進めていただけることを強く要望します。また、今回サウンディングに協力してくれた事業者の皆様には心より感謝を申し上げ、この項目の質問を終わりたいと思います。

次に、大項目の３つ目です。令和６年度市川市児童発達支援・放課後等デイサービス事業所合同説明会について伺います。

まず(1)、10月24日、25日の開催状況について伺っていきたいと思います。

昨年度提案させていただき、今年度開催していただいたことを高く評価いたします。10月に実施した児童発達支援・放課後等デイサービス事業所合同説明会、私も両日ともに参加をさせていただきました。24日の南行徳市民センター、そして25日の全日警ホールともに多くの来場者があり、会場も通路もいっぱいで、すれ違うのも困難な状態であったというふうに認識をしています。会場が狭かったのかもしれません。

そこで伺いますが、本市の予想していた来場者数はどのぐらいで、実際どのぐらいの来場者だったのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所合同説明会は、本市での初めての取組として、本年10月24日に南行徳市民センターで、25日に全日警ホールでそれぞれ開催いたしました。この説明会は、事業所の利用を希望す

る保護者が、会場内に設置された児童発達支援や放課後等デイサービスを提供する事業者のブースを自由に回り、対面で事業者からサービスの内容について詳しい話を聞くことができるというものです。これまでは、利用する事業所を決める際には、保護者が各事業所に直接連絡をして情報を聞いたり、施設見学に行ったりしていたので、合同での説明会は保護者が効率的に情報を得ることができる機会となります。なお、２日間で43か所の事業者に参加いただいております。

来場者の人数につきましては、他の自治体の例を参考として、２日間で約200名ほどを予想しておりましたが、それを大きく上回る433名の来場があり、時間帯によっては各会場がかなりの混雑となり、相談に行列ができるブースも多くありました。また、事業所が準備したパンフレットの数が不足し、来場者にお渡しできない状況も見られました。なお、来場された方にお話を伺ったところ、他にどのような事業所があるのか知りたかった、他の事業所ではどのようなサービスを実施しているのか興味があったといった声も多く聞かれましたので、既に事業所を利用している保護者も数多く参加されたものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。

多くの事業者の皆様に御参加をいただいたということで本当に感謝をしたいと思います。また、両会場を合わせて、想定よりもかなり多い433名の来場者があったことが確認できました。パンフレットも足りなくなったということなので、多分誰も予想できなかったぐらい、この需要があったイベントなのかなと思います。ぜひ来年度も開催していただきたいと思いますので、次の項目に行きます。

(2)です。今後の開催について伺います。

これだけ多くの来場者に来ていただいたのですから、来年度以降も定期的に開催をする必要があると考えます。次回以降の開催について本市の考えを伺います。また、会場の大きさや通路の確保、休憩スペースなど課題も多かったと思いますが、開催する場合はどのように対応していこうと考えているのか、併せてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

今回、初めて事業所合同説明会を開催いたしましたが、次回の開催に向けては幾つかの改善すべき点があると認識しております。１つには、来場者数に対して会場が狭く、ゆっくり相談をすることができなかったので、次回はより広い会場を用意し、相談しやすいブースの配置を工夫することなどが必要と考えております。また、当日参加者に配付する参加事業所一覧に、保護者が知りたい基本的な情報である各事業所の開所日、利用時間、送迎の有無などをあらかじめ見やすく記載しておくなど、相談に活用しやすい資料を作成しておくことでより効率的、効果的に相談しやすくなると考えております。

今回の説明会に参加された方のアンケートでは、いろいろな事業所の話を１日で聞けたのでよかった、説明会を継続してほしい、たくさんの親が我が子のために頑張っていることが分かり、少し気持ちが楽になったなどの意見が寄せられました。今後は、頂いた意見を参加した事業所と共有するとともに、会場の設営や配付資料を工夫することなどについて協議を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　前向きな御答弁ありがとうございました。事業所の皆様と意見交換をするなどより連携を強化していただいて、来年度以降もよりよい児童発達支援・放課後等デイサービス事業所合同説明会の開催を期

待しています。この項目は以上です。

４つ目の大項目、選挙事務についてです。

(1)第50回衆議院議員総選挙における選挙管理委員会事務局職員の過度な残業についてです。

令和５年12月定例会の私からの質問に対する答弁で総務部長は、過労死認定基準に該当するような労働環境は適切ではないと認識していると答弁をされていました。しかし、第50回衆議院議員総選挙における選挙管理委員会事務局職員に過度な残業があるとの情報が寄せられました。そこで、確認をいたします。急に決まった第50回衆議院議員総選挙に係る事務等で過度な残業はあったのか、あった場合、職員の時間外勤務は何時間だったのか、管理職も含めてお答えください。

○稲葉健二議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えします。

選挙管理委員会事務局――以後、事務局と申し上げます――の職員が選挙を執行する際に行う主な業務といたしましては、ポスター掲示場の設置、投票所入場整理券の発行、選挙公報の配布、期日前投票所及び当日投票所の設置、開票所の設営など多岐にわたり、これらを遅滞なく行う必要がございます。そのため、通常の選挙では投票日のおよそ２か月前から準備を進めておりますが、選挙の告示後でなければ行うことのできない業務などは限られた期間の中で対処しなければならないことから、必要に応じて時間外勤務により対応しております。

選挙に係る時間外勤務の状況といたしましては、前回、令和３年10月執行の衆議院議員総選挙における事務局の一般職員６名の１人当たりの時間外勤務は、投票日前月の９月に約40時間、10月に約270時間、11月に約30時間、３か月合計で約340時間となっております。今回の選挙におきましては、９月に約30時間、10月に約290時間、合計で約320時間となり、一般の職員６名中３名は、10月の１か月で300時間を超える時間外勤務を行っております。また、管理職職員も約150から200時間の時間外勤務を行っております。

選挙の執行におきましては、限られた期間中に多くの事務や作業を同時進行で間違いのないよう細心の注意を払って進める必要があることや、突発的な事態に対しましても、選挙期間中に対応する必要があることなどが時間外勤務が増える主な要因であると考えております。今回の選挙につきましては、衆議院の解散により選挙の執行が決まったため、補正予算の調整も含め短期間で準備を行う必要があり、10月１か月間に時間外勤務が集中いたしました。長時間労働を継続することは、疲労の蓄積などによる心身の不調の原因となるほか、注意力不足などにより事故の原因となる場合も考えられますことから、時間外勤務の削減に取り組む必要があると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。一般職員６名中３名が10月１か月で300時間を超える時間外勤務、ほかの３名も200時間を超える時間外勤務、管理職職員も150時間から200時間の時間外勤務が行われていたことが確認されました。１か月720時間程度ですよ。通常の勤務が170時間と言われている中で、300時間を超える。寝る暇がないですよね。これは過労死認定基準に該当する不適切な労働環境であったということを言わざるを得ません。さきの議会での総務部長の答弁からすると、これは看過できる内容ではないと思います。

2019年６月27日の神戸新聞のニュースを引用しますけれども、これは、選挙管理委員会が選挙に伴う事務で200時間を超える残業をしていたときに、職員が死傷事故を起こしたという事件が過去にありました。これは誰に責任があるんでしょうか。こういうことが起こらないようにするためには、やはり時間外勤務というものを少し見直していく必要があると私は考えます。職員が過度な時間外勤務を強いられていましたけれども、避けることはできなかったのか、問題はどこにあったのか、選挙管理委員会事務局の見解を求めます。

○稲葉健二議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

選挙の執行に際して行うポスター掲示場の設置や入場整理券の作成、投票所及び開票所の設営などの業務は、過去の状況や選挙ごとの変更点などを踏まえて、専門の業者と調整しながら進めていく必要がございます。今回の衆議院議員総選挙では、選挙区が変更となって初めての選挙であり、前回の選挙からの変更点が多く、事業者との調整や変更点の確認について想定以上に時間を要したことが、職員の時間外勤務が長時間となった要因であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。選挙区の変更による事務量の増加ですけれども、選挙区の変更はかなり前に分かっていたことです。これを理由にしていますけれども、しっかりと対応していれば避けられたのではないかと思います。

次の(2)に移っていくんですけれども、国政選挙や地方自治体各級選挙への本市職員の応援体制と手当について伺っていきます。

令和５年12月定例会の私からの質問に対する総務部長の答弁、過労死認定基準に該当する月100時間を超える時間外勤務の対策として、応援体制の構築などによりある程度抑制することができると答弁がありましたが、適切な応援体制があったのかなかったのか、この辺を伺っていきます。応援体制があった場合、どのような手当がされていたのか、どうなっているのかを伺います。

○稲葉健二議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

選挙の執行に際しましては、事務局職員の時間外勤務の削減を図るため、市長部局など他の部署の職員も準備の段階から選挙事務に従事しております。選挙事務に対する職員の応援体制につきましては、国政選挙をはじめ選挙の種別により作業内容などが異なりますことから、選挙に合わせて見直しを行っております。今回の選挙では、10月４日から11月８日までの間に、市長部局などの職員25人を事務局との併任職員といたしまして、主に平日の勤務時間外と週休日に選挙事務に従事しております。併任職員の勤務日数につきましては、任命期間中に延べ173日、勤務時間数につきましては、平日勤務の応援時間も含め約1,600時間となっております。

また、選挙執行日の当日投票所の運営及び開票作業には約950人の職員が従事しており、そのうち約150人は管理職職員となっております。選挙事務に従事した一般の職員の手当につきましては、平日の勤務時間外及び週休日の勤務時間に応じた時間外勤務手当を支給しております。また、管理職の職員が週休日に選挙事務に従事した場合は、管理職員特別勤務手当を支給しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきましたけれども、市長部局から25人も併任職員として応援をいただいたことが分かったんですけれども、しかし、月100時間どころか300時間を超える過労死認定基準を超える時間外勤務は行われたわけですよね。応援体制の構築で抑制できるとした総務部長の答弁、これはもしかしたら抑制できないのかもしれません。そもそも選挙管理委員会事務局の職員数が少ないとも言えます。この辺はしっかりと考えていただきたいところです。

来年は知事選挙、参議院選挙があります。衆議院はいつ解散し、総選挙が行われるか分かりません。200時間、300時間といった不適切な過労死のラインとした悪い労働環境の改善のためにも、応援体制の見直し、また

は併せて職員数の増を強く要望したいと思います。このようなことが二度と起こらないように、次の選挙もチェックをしていきたいと思います。

手当についてですが、一般職員は時間外勤務手当、管理職職員は管理職特別勤務手当が支給されているということが確認できました。現行制度によると、仮に投票日前日の設営業務に３時間、投票日に13時間30分従事した場合、投票管理者として、管理職である一般給料表６級の主幹が従事した場合、管理職特別手当として、この２日間で１万2,500円となります。非管理職である一般給料表５級の副主幹が従事した場合、平均給料額で算出した場合、時間外勤務手当として約６万3,000円の支給となります。差が大きいと思いませんか。管理職職員は著しく低い手当であり、勤務時間で割り返せば、千葉県の最低賃金を下回る水準です。問題であると私は考えます。他の自治体では選挙に特化した手当を適用している事例もあります。これだけ差があることに対する本市の認識と、管理職特別勤務手当の引上げをする考えはないのか、本市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御指摘のとおり、管理職と非管理職との職員の間で、同じ時間を勤務したにもかかわらず、その手当の支給額に差が生じていることは認識はしております。このことは、本市におきまして選挙事務に対する勤務の対価を、時間外勤務手当など給与として扱っているから生じるものであります。非管理職の職員に関しましては、勤務時間に応じた時間外勤務手当が支給されますが、管理職にある職員につきましては、その立場や職務の性質上、業務を自ら管理ができる地位にあるなどの理由によりまして、時間外勤務手当の適用対象から外れ、その職務ないし職責の特殊性という点に着目して管理職手当が支給されているものであります。

しかしながら、通常業務の延長上にあるとまでは言えません週休日や休日等における選挙事務などの勤務の場合にまで管理職手当を支給することで、その対価として賄われているとは言い難いところではあります。そのため、管理職手当を補完する手当であります管理職員特別勤務手当が適用され、選挙事務についても支給対象としているものであります。あくまでも管理職手当を補完する位置づけの手当でありますことから、勤務時間に応じて金額が変動するものではなく、定額による支給となっており、金額に差が生じるものの、支給する手当としては適切であると認識しております。

手当の見直しについてでありますが、議員の御指摘のとおり、東京都特別区等の一部自治体におきましては、給与ではなく報償費により、勤務時間等を考慮した選挙手当を支給している事例も見受けられるところではありますが、しかしながら、県内に目を向けますと、近隣市であります船橋市などは本市と同様に管理職員特別勤務手当を支給しております。このように選挙事務に対する手当の在り方につきましては自治体によって対応が異なりますことから、引き続き近隣市等の対応を注視してまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。仮に管理職であったとしても、休みの日に仕事をしに出ていくわけです。通常の業務の延長線に選挙があるのは選挙管理委員会だけです。ということから考えれば、最低でも最低賃金というものがこの国にはあるわけですね。管理職であったとしても、そのラインはせめて超えなければ、多分家族の人も何なんだろうと思うと思いますよ。やはりこの点を踏まえて、近隣自治体がどうこうではなく、当たり前のラインの支給をしていただいて、やっぱりモチベーションを高く選挙事務にも当たっていただきたいなと思いますし、せっかく頑張っている職員がいるわけですから、管理職であったとしても、特別勤務手当が低過ぎるというのは、やはり５級から６級に上がりたくないという人が増える可能性もあるわけですから、ぜひその点も踏まえて、見直しを強く要望いたします。この項目はこれで結構です。

最後の大項目です。本市の開庁時間と職員の勤務時間について伺います。

まずは(1)受付開始時間と職員の勤務時間、受付終了時間と職員の勤務終了時間について伺っていきます。

今朝、朝見てきました。たしか８時40分から勤務が開始して、45分から受付を開始するというふうになっていたと思いますけれども、外の自動ドアは大分前から開いていますけれども、中のシャッターも８時38分に開きました。勤務時間より前、さらには受付時間よりも６分、７分前に開いています。また、40分から勤務開始ということになっていますけれども、私の見る限りでは朝礼を行っている部署もあったように見受けられます。本市職員の勤務時間は８時40分からで、開庁時間は８時45分、５分しか差がありません。閉庁時間、受付終了時間は午後５時15分で、本市職員の就業時間は午後５時25分で10分しかありません。朝礼や終礼、準備や片づけの時間が５分や10分程度の短時間で足りていると考えているのか、本市の見解を伺いたいと思います。足りていないと思っているから、時間より前に朝礼をしている場合もあるのかなと思いますし、さらには、やはり受付終了後10分で終わらない仕事もありますよね。その後、引継ぎをしたり、または終了したりするとなると、やはりこれはどうなんでしょうか。

先日、宮崎市を視察してきましたけれども、宮崎は受付を４時半に終了して、当然のように終わるまで業務はすると、電話も受け付けると、ただ、窓口の受付を４時半に終了するという考え方を示していますし、朝も受付時間を若干遅らせるということで、朝の朝礼、そして終礼をしっかりやることによって業務の質を向上させていくという考え方をもって方針を示したそうです。市川市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

多くの部署におきまして、勤務開始から開庁時間までの時間につきましては、職員各自の執務に向けた準備のほか、朝礼を行うための時間といたしまして、また、閉庁時間から勤務終了までの時間につきましては、執務の終了に伴う後片づけのほか、終礼を行うための時間として使われているものと認識はしております。また、窓口を設けている部署におきましては、申請等の受付事務を行うに当たり、窓口用端末やプリンター等情報システムの立ち上げや、申請用の書類、公印等の備品の準備やその片づけ時間といたしましても使用されているところであります。

現在の開庁時間につきましては、平成23年に勤務時間の見直しを行った際、職員に実施しましたアンケート調査の結果や開庁前の準備時間、閉庁後の後処理時間の必要性を考慮した上で、労使による協議を踏まえて決定した経緯もございますことから、時間が不足しているとの認識はございません。

以上であります。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきましたけれども、かなり昔の話ですし、さらには庁舎も変わっております。実際に勤務開始よりも前にシャッターが開いていますから、当然そこに対して招き入れをする対応をしている職員を目にしました。であるならば、シャッターを開ける時間だって45分でいいのかなというふうに思います。これは少し見直したほうが僕はいいと思うんですね。職場に早く来て準備をすることは決して悪いことでもないですけれども、強制されるべきことでもありません。その人なりの仕事の仕方があると思います。どちらかというと、昔から私も早く来るほうだったので、民間で働いているときもそうですし、経営者のときも早く来るほうでした。だからといって、ほかの同僚や、自分が雇っていた社員に時間よりも早く来いというふうに言ったことはありません。時間内でしっかりと仕事を行っていただいて、結果を出していただくというのが本来の仕事だと思います。

このように38分にシャッターが開いてしまう、勤務時間よりも前にシャッターが開くというのは、これは無言

の圧力にもなりかねないと思います。要は早く来いよと。早く来ることは悪いことではないですけれども、そういった観点もありますし、また、閉庁時間、受付をしてから10分で勤務終了になりますけれども、これは残業、時間外勤務を前提とした時間とも取れますよね。10分で終わらない受付もあるわけですから、受け付けたものをしっかりとやるわけです。まさか、ぎりぎりに来たのは早く終わらせようとぱっぱぱっぱやるわけではないと思うんです。親身になって窓口の人は仕事をされていると思いますし、ほかの人たちの部署も、電話を受けている、時間だから切るわけではないと思います。そういった点も踏まえて、他の自治体も行っているわけですから、市川市ももう一度この開庁時間の見直しについて、調査研究をするべきではないかと考えます。開庁時間の見直しについて市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

市民や事業者等の間で定着していると考えられる開庁時間の見直しにつきましては、市民サービスの提供水準に直接影響を及ぼす内容であり、慎重に対応すべき事柄であると認識しており、本市におきまして現在のところ開庁時間を直ちに見直す考えはございません。しかしながら、全国的に見ますと、御質問者の言う地方の自治体の中には、開庁時間を見直す事例も散見されることもあります。また、金融機関等におきましても、一部の民間企業におきましても、昼休業の時間を設定するなど窓口時間を変更する取組がなされている例もあります。今後の社会情勢や近隣市等の状況について注視をしてまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　あまりやる気がなさそうな答弁でしたけれども、そもそも市役所の開庁時間、多分正確に把握をしている人はいませんよ。大体９時から５時というふうに思っているんじゃないですかね、多くの人が９時－５時、よく言われる言葉です。今の市川市の開庁時間45分を仮に９時にしたとしても、今日、朝見ましたけれども、並んでいる人はいませんでした。２人ぐらい来たのかな。夕方も見ていますけれども、そんなに入ってくる人は多くありません。宮崎の自治体の視察のときには、朝、夕方の時間を短縮したとしても、全体のほんの数％の人が利用しているだけだというふうにデータが出ているそうです。直ちに変えろとは言いませんけれども、やはりこういうところもしっかりと見直していって、市民サービスの質の向上という点では、やはり朝の打合せ、夕方の終礼の振り返りをやることによって、例えばミスが減るのではないですか。机の中にしまい込んでいたということで大きな問題がありましたよね。そういうことも減らすためにも、やはりそういう時間というものも必要だと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　浅野さち議員。

○浅野さち議員　公明党、浅野さちです。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、保健行政について、(1)女性の健康づくりについて伺います。

2023年５月、公明党女性委員会は「すべての女性のためのトータルプラン」をまとめ政府に提言いたしました。大きく５項目掲げました。１、あらゆる分野でジェンダー平等を推進、２、生涯にわたる教育支援、３、女性の経済的自立支援、４、生涯にわたる健康支援、５、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援です。女性はホルモンバランスの変化などにより、思春期、青年期、更年期、老年期などのライフステージごとに健康課題が変わります。また、妊娠、出産によっての変化もあります。性差の違いによって病気のかかりやすさに違いがある

ことが最新の研究で分かってきました。ライフステージに応じた女性の健康を守ることは大変重要であります。

そこで、本市における女性の健康づくりに対し、認識とともにどのような取組を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

女性は、思春期や更年期など、ライフステージに応じて様々な体の変化や妊娠、出産や女性特有の病気もあります。こうした特性を踏まえて女性の健康づくりを支援していくことが重要であると考えています。本市の取組といたしましては、市公式ウェブサイトにおいて女性の健康づくりに資する情報を掲載し、女性のライフステージにおける心身の変化や注意したい病気について紹介するとともに、女性の健康相談や健康教育を行っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　国は本年度、女性の健康ナショナルセンターを設置しました。女性が社会の中で健康的に働き、安心して子育てできる環境整備には、女性が抱える健康問題にしっかり目を向け、丁寧な対応が必要です。そのための司令塔として開設されました。また、厚生労働省は３月１日から３月８日までを女性の健康週間と定め、女性の健康に関する知識の向上と女性の健康課題に対する社会的関心を図るための国民運動を展開しています。また、女性の健康を包括的に支援するため、ポータルサイト女性の健康推進室ヘルスケアラボを開設し、女性の健康についての情報提供を積極的に行っています。本市においても分かりやすい情報提供と、女性の健康づくりをさらに推進していただきたいと要望いたします。

次に、イのプレコンセプションケア、妊娠前の健康管理の推進について伺います。

女性の健康づくりのライフステージの中に妊娠前の健康管理が入ります。結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものです。その上で、まだ出産することを決めていない女性も含め、妊娠前の女性やカップルに対する健康管理、将来の妊娠へ向けて正確な知識を得て理解し、健康的な生活を送るよう実践するプレコンセプションケアの充実が重要です。

そこで、プレコンセプションケアに対する目的と意義を含めどのような認識か伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

プレコンセプションケアは、法律に基づき、令和５年３月に閣議決定された成育医療等基本方針において、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すこととされています。また、日本で初めて開設したプレコンセプションケアセンターは、目的として３つ示しており、１つ目が、若い世代の男女の健康を増進し、より質の高い生活を送ること、２つ目が、若い世代の男女が将来、より健康になること、３つ目が、より健全な妊娠、出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることとしております。本市においても、不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠、出産、産後の健康管理に係る支援を行うプレコンセプションケアは重要であると認識しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　目的と意義、また、思春期以降早い段階から正しい知識を得、自ら健康管理できるようになることが重要であるとの認識を伺いました。

そこで、現在の取組状況と今後について伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では主に保健師が妊娠や出産に関する相談に対応し、必要に応じ担当部署につないだり、医療機関への相談を提案するなど、相談者に合わせた対応をしております。また、女性に特有のがんの早期発見や予防のため、子宮頸がんや乳がんの検診、子宮頸がんを予防するためのＨＰＶワクチン接種を実施しているほか、性感染症に関する予防啓発活動も行っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　本市では、保健師が妊娠や出産に対する健康相談を行っていると伺いました。そこで、今後のさらなる取組として、江戸川区では、本年１月からプレコンセプションケア支援事業を開始し、事前予約でプレコン相談を開設しました。将来の妊娠、出産に悪影響を及ぼす運動不足や食生活の乱れがあれば、個々に応じて改善策を提案するなど総合的な相談です。本市においても保健センター内においてプレコン相談ができないか伺います。

また、江戸川区や高岡市などは女性のための健康情報サービス会社と連携協定を結び、アプリを利用した生理周期や排卵日など、自分のホルモンバランスをチェックできる取組も行っています。このような取組を取り入れる考えについて伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

東京都では、プレコンセプションケアに関する補助制度を設けており、江戸川区などはこれを活用して事業を実施しています。千葉県ではまだこのような補助制度はありませんが、こうした取組を参考にしながら、現在行っている健康相談でプレコンセプションケアに関する相談も受けられることを周知し、気軽に問合せしやすい環境を整えてまいりたいと考えています。また、自ら健康管理を行う方法の一つとして、アプリを活用することも妊娠、出産や健康づくりに役立つと考えられることから、先行事例を調査してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　現在行っている健康相談にプレコンセプションケアに関する相談も拡充し、周知とともに環境づくりを行う点を伺いました。ぜひよろしくお願いいたします。また、アプリの導入ですが、先進的に行っている市の情報を拝見すると、アプリの活用で体調管理、妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発など、特に若い女性にとって、アプリでいつでも自身の体調をチェックできる点は、プレコンセプションケアにおいて効果的な取組であると思います。ぜひ導入していただくよう要望いたします。

次に、周知啓発について伺います。

例えば江戸川区のホームページには、「女性の健康づくり」と題して、健康ときれいを支える生活習慣、たばこの影響、バランスよい食事、歯磨き、休養、睡眠、女性特有のがんと骨粗鬆症、プレコンセプションケア、女性の健康週間など一貫して掲載されていて分かりやすいです。本市ウェブサイトにおいても啓発情報を一括して掲載できないか伺います。

さらに、プレコンセプションケアを広め、若い世代にも自らの健康に関心を持ってもらうためにどのような周知を行うのか伺います。

また、若い男女が将来のライフプランを考え、健康や生活習慣と向き合ってもらえるよう、プレコンノートやチェックシート男性用、女性用なども紹介し活用できないか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

プレコンセプションケアに関する周知方法といたしましては、思春期、成熟期、更年期、老年期といった女性のライフステージに応じた健康づくりに関する情報を市公式ウェブサイトで分かりやすく紹介していくことが必要と考えます。また、市公式ＸやＬＩＮＥ、デジタルサイネージ等様々な媒体を活用するとともに、女性の健康週間など啓発に効果的な時期に周知するなど、より多くの方に伝わるような工夫をしてまいります。

プレコンノートにつきましては、プレコンセプションケアを初めて聞いた方でも理解し実践できるよう作成されたものであり、チェックシートは、日頃の生活習慣を振り返り、自ら健康管理を行うきっかけとなるものです。これらは、女性や若い世代が性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、自ら健康管理を行う上で大きな助けとなることから紹介してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　分かりやすいウェブサイトへの掲載、プレコンノート、チェックシートを紹介していただけるとのことを伺いました。ぜひよろしくお願いいたします。

また、先ほどの答弁で、プレコンセプションケアの取組の一つに性感染症に関する予防啓発活動も行っているとのことでした。以前は、エイズ等性感染症予防啓発キャンペーン、レッドリボン・ダンスパフォーマンスを開催し、講演と中高大学生のダンスパフォーマンスを行っていました。私も参加させていただき、大変すばらしい取組でした。平成30年度を最後に行っていません。大変残念です。今後、このようにダンスとコラボしながらプレコンセプションケアについてのキャンペーンなどを行い、若い世代に周知啓発できないか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

現在、若い世代につきましては、性感染症の感染者数が増加し、社会問題になっていることから、性感染症の防止のための普及啓発を進めています。具体的な取組といたしましては、市内高等学校の生徒に性感染症について正しい知識を持ってもらうためのリーフレットの配布や、市立中学校の生徒に予防を目的とした学校保健講演会への講師派遣の支援をしています。また、毎年12月１日の世界エイズデーに合わせパネル展示を実施しています。今後も、若い世代への効果的な周知啓発につながるよう、プレコンセプションケアの一環として、他の保健事業とともに包括的に周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　性感染症とともにプレコンセプションケアの包括的な啓発活動をぜひ期待いたします。

次に、ウの子宮がん予防について伺います。

女性の健康づくりにおいて、子宮がん検診は早期発見のために検診は大変重要です。子宮頸がん検診と子宮体がん検診の２種類があり、本市は、20歳から29歳までの方は偶数の年齢に、30歳以上は毎年対象となっています。子宮がん検診の受診状況と、どのような課題があるのかを伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

令和５年度の受診状況といたしましては、子宮頸がん検診は、受診者が約２万8,000人、子宮体がん検診は、受診者が約１万人となっています。課題といたしましては、国はがん検診の受診率の目標値を60％としておりますが、令和５年度の本市の受診率は約23％となっているため、この目標達成に向け、受診率を向上させることが必要と考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　課題は、国の目標の60％に対して、令和５年度の子宮がん検診が約23％と受診率の低さです。かなり低いですが、その要因は何か、今後、向上に向けどのような取組を行うのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では、20歳代の方の子宮がん検診の受診率がほかの年代の５割未満であるため、令和５年度から、受診されていない方に対して受診勧奨通知を行うこととしました。受診率の低さの要因を調査するためにも、この受診勧奨通知の効果について、受診勧奨開始前と開始後の受診者数や受診率の変化に着目し、検証してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　20歳代の方の受診率が特に低いため、令和５年度から20歳代の方に受診勧奨を行い始めたということです。その後、検証していくということでしたので、今後、注視してまいります。

次に、現在キャッチアップ接種しているＨＰＶワクチンの接種状況について伺います。

子宮頸がんの罹患率は20代から30代に急増し、日本では年間約１万5,000人が新たに子宮頸がんにかかり、悲しいことに約3,500人が命を落としているとのことです。その原因であるＨＰＶ感染を防ぐために、ＨＰＶワクチンの定期接種が2013年４月から小学６年生から高校１年生まで始まりましたが、副反応と疑われる症状の報告が相次いだため、同６月に定期接種の位置づけのまま接種の積極的勧奨が差し控えられていました。その後、厚生科学審議会で安全性に特段の懸念は認められないとの結論が出され、2022年４月に積極的勧奨が再開されました。そこで、公費接種の機会を逃した人が多い16歳から27歳の女性を対象に全額公費負担で無料のキャッチアップ接種を令和４年度から実施されています。

そこで、質問します。現在までの状況として、接種対象人数と令和４年度から現在までの接種件数を伺います。

また、接種勧奨通知ですが、現在までどのように行ったのか、その効果を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

各年度の９月末時点の対象人数を概算で申し上げますと、令和４年度は２万2,000人、５年度は２万6,000人、６年度は３万人となっています。また接種件数は、令和４年度が2,000件、５年度が4,000件、６年度が5,000件となっており、この３年間で約3,000件増加しており、今年度はさらに増加が見込まれます。

次に、勧奨通知についてです。キャッチアップ接種対象者には接種を開始した令和４年度に予診票やリーフレットを送付するとともに、新たなワクチンが加わった際にはがきによるお知らせを行っております。また、令和６年度には公費によるキャッチアップ接種が終了することから、本年６月に接種を完了していない対象者全員に対して接種期限をお知らせする勧奨通知を行っており、法令に基づく制度変更等に伴い３回の勧奨通知を行っています。あわせて、広報やＳＮＳ等による周知も行ってきたことで接種件数の増加につながっており、一定の効果があったと認識しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　本年６月を含めて計３回の勧奨通知を行っていただき、年々接種件数は増加していること、効

果が見られた点を伺いました。そのような中、11月27日の新聞報道で、接種期間を条件つきで１年延長、また、厚生労働省は11月29日付で、各自治体に対し事務連絡がされました。内容は、ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について、基本方針部会における結論として、キャッチアップ接種期間は令和４年４月１日から令和７年３月31日までであるところ、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中に１回以上接種している者について、期間終了後も公費で３回接種を完了できるよう経過措置を設ける、また、対象者は、キャッチアップの対象者と現在の高校１年生も含むという内容です。年明け３か月しかありません。経過措置の内容を分かりやすく早急にお知らせする必要があります。今後、対象者へ変更通知を含めどのような周知広報を行うのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

接種期間につきましては、国が条件つきで延長を検討しているといった報道の内容を把握していることから、現在、市公式ウェブサイトで国の動きを周知しています。今後、国から正式な通知を受けて、順次市公式ウェブサイトやＳＮＳ等で詳細な内容を周知し、接種希望者が混乱しないよう情報を提供してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　対象者が接種について検討、判断できるように、ワクチンの有効性、安全性についても引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要です。また、今回が公費でのキャッチアップ接種の最後の機会になると思います。対象者が知らなかったということがないように、答弁でウェブサイトやＳＮＳなどでお知らせするということですが、見落とす場合があります。特に１月から３月は進学や就職で異動の時期でもあることから、対象者に変更になった内容を入れた接種勧奨通知を早急に送付することが最善の周知方法と考えます。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、定期接種の対象者、小学６年生から高校１年生に対する周知と今後の勧奨をどのように行っていくのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では、中学１年生に予診票やリーフレットを個別通知しているほか、市内大学や高等学校に御協力をいただき周知啓発ポスターを掲示するとともに、ＳＮＳにより周知を行っています。また、接種の最終年齢に当たる高校１年生に相当する方を対象として、接種勧奨を行うことを検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　まずは高校１年生に相当する方を対象に勧奨通知を検討するということです。これはぜひ毎年行っていただきたいことを要望いたします。

次に、子宮頸がん検診の拡充として、ＨＰＶ検査単独法に対する認識について伺います。

先ほどの答弁で、子宮がん検診の受診率が低いことが最大の課題であることが分かりました。そこで、子宮頸がん検診の方向転換として、厚生労働省は本年、2024年度４月から、ＨＰＶ単独法検査が自治体の判断で導入が可能になりました。この検査は、採取した細胞を遺伝子レベルで調べるためＨＰＶが感染しているかどうかが分かるため、子宮頸がんの早期発見、治療につながるほか、がん発症のリスクを知ることができます。市の認識を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

ＨＰＶ検査単独法の効果は、従来の細胞診と同等とされていますが、細胞診よりも早い段階で子宮頸がんにかかるリスクが高い人を発見することができます。また、本市においてＨＰＶ検査単独法を導入する最大のメリットは、検診間隔が１年から５年に延長できる点にあると考えています。陰性の場合は受診間隔が５年ごとになり、受診者の負担が軽減されますので、受診率の向上が期待されると言われています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　このＨＰＶ検査単独法は、20歳代は今までどおり細胞診ですが、30歳から60歳までの方は、陰性の場合５年に１回の実施となります。負担軽減と受診率の向上が期待されます。この点、大きなメリットであると答弁でも伺いました。また、ＷＨＯが推奨し、諸外国では多く行われている検診方法で、直接ウイルス自体の存在を調べるため、陽性であることを正しく判定できる場合は95％以上と言われています。船橋市をはじめ、2022年度には既に単独でＨＰＶ検診を導入した市区町村は238自治体に上っています。

そこで、ＨＰＶ検査単独法の導入に対する今後の考えを伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

ＨＰＶ検査単独法は、検査の結果、陰性となった場合は次回の受診は５年後となります。一方で、陽性となった場合は、ＨＰＶ検査のために採取した検体を使って再検査を行います。そこで、異常がなくても翌年もＨＰＶ検査を受けていただく必要があり、翌年以降も同様の流れとなります。このため、検査結果によって検診時期や内容が人により異なります。また、ＨＰＶ検査が陽性の場合は検査を毎年受ける方も生じることから、受診者の負担感が増加し受診控えにつながり、期待される検診効果が得られない可能性もあります。これらのことから、ＨＰＶ検査単独法の導入につきましては、市川市医師会とも十分に協議を行い、他市の実績も注視しながら慎重に検討する必要があると考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　導入に向けては慎重に検討するということです。女性の25歳から40歳のがんによる死亡原因の２位は子宮頸がんと言われています。ＨＰＶ検査単独法を取り入れ、早い段階で子宮頸がんにかかるリスクの高い人を発見することで何より命を守ることができます。国の指針より先んじて行っている自治体や、また、令和６年度からは埼玉県和光市がＨＰＶ検査単独法を取り入れています。先進自治体の聞き取りを行い、ぜひとも導入に向けてよろしくお願いいたします。

次に、(2)の市川市国民健康保険第３期データヘルス計画の高血圧Ⅱ度以上、かつ未治療者への受診勧奨の取組について伺います。

私は、昨年の12月定例会の質問において、特定健康診査を受診し特定保健指導の対象にならない高血圧の方や、脂質異常症のある方について、令和６年度から新たに更新される市川市国民健康保険第３期データヘルス計画の中に明示し、対策を検討してほしいとの要望をしました。その際、受診勧奨を行うということでした。

そこで、現在どのような取組を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では、市川市国民健康保険第３期データヘルス計画の策定に当たり、特定健康診査の結果を分析し、健康課題として、最高血圧160以上、または最低血圧100以上の未治療者に対する受診勧奨が必要であると捉え、本年

３月に策定した同計画にその旨を記載いたしました。これを受け、本年11月から、計画で受診勧奨対象者とした方から、特定保健指導の対象者や生活習慣病の治療を受けている方などを除いた約120人に対し受診勧奨通知をするとともに、電話により医療機関の受診状況の把握に努めています。さらに、未受診の方には受診の必要性を説明し、未受診の理由を聞き取りながら、対象者の状況に合わせた勧奨を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございます。受診勧奨通知とともに電話の聞き取りも行うということで、高血圧Ⅱ度は、すぐ医療機関を受診し、治療する値です。高血圧を放置すると動脈硬化が進み、心筋梗塞や脳梗塞、脳出血など命に関わる病気を招きます。11月から始まったばかりですので今後注視し、期待いたします。また、あわせて、引き続き特定健診や特定保健指導の推進のほうをよろしくお願いいたします。

次に、大項目の公共交通不便地に対する取組について伺います。

(1)バス運行の廃止や減便について現状と課題について。

2024年、労働基準法の改正もあり、運転士不足などによる課題は、今や本市だけではなく、全国的な問題であると思います。本市においても、今年に入り特にバス運行の減便や廃止路線があり、困っているとの市民の声を聞いています。昨年及び今年度における市が把握している現状とともに、どのような課題があるのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市内では、５社、22路線の路線バスが運行されております。そのうち、2024年問題と言われている働き方改革に対応して昨年から今年にかけて約12%減便されていて、始発便の繰下げ及び最終便の繰上げが中心となっております。本市に対しても市民の意見箱や電話などによる問合せが数件寄せられていて、その全てを各バス事業者と情報共有しております。減便の大きな要因は、働き方改革等による継続運行時間や超過勤務などの制限による運転士不足が主な要因であることから、運転士の確保が課題であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　路線バスの減便は市民生活の利便性低下が見込まれることから望ましくないという認識、また、運転士不足が要因で運転士の確保が課題ということが分かりました。

この状況を踏まえて、次に、(2)の信篤地域のバス路線廃止について伺います。

信篤地域を走っています妙典05線は、妙典駅から妙典橋を渡り、高谷、田尻を通り本八幡南口の路線、二俣01線は、二俣新町駅から原木インター近くを通り、原木中山駅、田尻を通り、本八幡駅南口の路線、この２路線が来年の３月末で廃止になります。

そこで、廃止に至った経緯と今後の課題はどのようなことか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

信篤地域のバス路線は、京成トランジットバス株式会社が本八幡駅から妙典駅間や二俣新町駅入口間を運行する路線で、来年３月末をもって廃止すると聞いております。廃止に至った要因としては、年々利用者が減る赤字路線であり、運行経路の見直しなどの自助努力にて運行を継続してきたものの、コロナ禍などによるさらなる打撃により、運行継続が困難になったとのことでした。この廃止により、日常生活の移動手段がなくなる地域の方々にとって深刻な問題であることは認識しており、少ない利用者によって公共交通が撤退した場合の救済方法が課題となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　私のところには、車もなく、自転車も乗れないため、バスがなくなると移動手段が失われ、大変困るとの切実な声を聞いています。

そこで、今までに市民からどのような声が市に届いているのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

原木線の廃止に関しましては、京成トランジットバスが、信篤・二俣地区自治会連合会に対して説明会を開催したと伺っております。本市には、地元自治会長から廃止に伴う代替案の相談があったほか、廃止されるのかとの問合せやコミュニティバスを運行してほしいとの要望が数件ございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　特に地元自治会長さんからは、廃線に伴う代替案の相談があったこと、説明を行った点、私もるる伺っています。

そこで、今後の代替案として、イのコミュニティバス南部ルートの現状について伺います。

最も近くを運行しているコミュニティバスは南部ルートになります。現在の南部ルートの状況と、このルートに今回廃止される地域である原木、二俣、高谷地区を追加することについて市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

コミュニティバス南部ルートは、千葉県立現代産業科学館から、本市内の東西線各駅と行徳支所などを経由して、東京ベイ医療センターまでの間を運行しており、令和５年度は約36万人の利用がありました。同ルートは、京成トランジットバス株式会社を運行事業者として運行しており、同社の路線バスを４月に減便したのと同様、コミュニティバスについても本年７月から減便しております。南部ルートの当該地区への延伸については、運行時間の増加に伴い１便当たりの運転手の労働時間が延び、本年の働き方改革による連続拘束時間の限度内における運行可能便数が減少するため、運転士の増員、もしくはさらなるバスの減便が必要となります。また、新たなコミュニティバスのルートとして追加するにも、新たに運転士を確保する必要があります。これらの状況から、いずれのケースも運行を担うバス事業者における運転士不足が解消しない状況では、南部ルートに追加することは困難と思われます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　同じく今年に入りコミュニティバスも減便を行い、運転士不足などでかなり難しいということですが、コミュニティバス南部ルートの延伸、あるいは原木、二俣、高谷地区への新設とする場合の手続はどのように行うのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

コミュニティバス南部ルートの延伸については、コミュニティバス実行委員会に運行ルートやダイヤを再編成することを諮り、地域公共交通協議会の承認を得ることが必要となります。ルート延伸手続に必要な期間としては、予算の確保や周知期間を考慮すると、最短でも６か月程度が見込まれます。また、新たなコミュニティバスを新設する手続は、地域住民10人以上で構成された要望団体から運行計画などを受け付け、実証実験協議会を設

立、その後、協議会において計画の検討及び運行事業者を選定して、６か月間の実証実験運行を行い、その間の採算率が30％以上であることと、沿道住民を対象としたアンケート調査の結果が良好であるなどの条件がそろえば実行委員会を設立し、本格運行に移行することになります。そのため、本格運行までの期間としましては、おおむね２年程度が必要と見込まれます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　様々な条件があること、実証実験など採算率が30％以上であること、何よりも本格運行までおおむね２年程度かかることを伺いました。なかなかクリアするにはハードルが高いと感じます。しかし、現実廃止路線になり、ここには足がないわけですので、コミュニティバスの原木、二俣、高谷地区の新設は検討していただきたいことをお願いいたします。

バスが廃止になると、特に原木３丁目、４丁目の方々は高齢者も多く、原木中山駅に行くまで徒歩でゆっくり20分はかかるそうです。また、高谷３丁目も同じような状況です。買物や病院、信篤公民館をはじめ原木中山駅周辺に集中している環境を考えると、そこまでの送迎があると助かります。また、今後、仮称信篤複合施設ができた際、そこに行ける移動手段は必要ですとの強い意見もいただいています。

そこで、民間事業者の送迎バスを活用する考えについて伺います。

同地域には、クリーンスパ市川の送迎バスが運行しています。原木中山・西船橋駅ルートになりますが、民間と協定を結び、交わるルートは地域の方々の移動手段として活用することについての市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

当該地域において、クリーンスパ市川の指定管理者が運行している施設利用者専用の無料の送迎バスが原木中山・西船橋駅ルートとして運行されていることは認識しております。クリーンスパ市川に限らず、これまで本市が主体となり、民間施設の送迎バスを地域の方々の移動手段として活用した事例はございません。活用する場合には無料とする必要があり、ほかの地域の公共交通利用者との移動に関する費用負担の公平性などの課題もあります。今後、地域の意見を聞くとともに、課題等を抽出し、対応について検討していきたいと考えております。また、クリーンスパ市川の送迎バスにつきましても、来年10月からの新しい指定管理者が決定した後に、課題解決に向けて協力をいただけることがないか相談したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　様々課題はあることは伺いました。また、現在クリーンスパ市川は、指定管理者候補者選定の時期であり、来年、令和７年10月から新しい指定管理者が決定し、その後、課題解決に向けて相談したい考えを伺いました。ぜひとも、様々な条件等はあると思いますが、道路交通部をはじめほかの関係者各位において発展的な協議を進めていただきたいことを強くお願いいたします。

次に、船橋市では、高齢者支援協力バス事業として、交通不便地域に住む高齢者の足を確保するために自動車学校や老人福祉センターなどの送迎バスを活用しているようです。本市も自動車学校や病院などの送迎車両の活用はできないか考えを伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

船橋市では、高齢者支援協力バスとして、65歳以上の登録者に限定して自動車学校送迎バスの空席や、老人福祉センターの送迎バスの空き時間などを活用して無料で送迎しているとのことです。民間施設の送迎バスの活用

については、先ほど答弁した課題もあるため、その検討と並行して、まずは同地域での送迎バス等の運行状況を調査してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　課題はありますが、並行して調査していくということです。船橋のように実際活用している事例があるわけですので、積極的に活用の仕組みづくりをぜひお願いいたします。現実問題として、信篤地域は来年３月末でバス路線の廃止です。先ほども言いましたが、まずは原木中山駅や信篤公民館などの施設までの代替案があると高齢者の方は大変助かります。その点、今後早急に対応のほうをお願いいたします。

運転士不足が続く中、昨今、自動運転車両の運用なども行っている自治体もあります。今後、信篤地域だけではなく、市川市の様々な地域でさらに公共交通不便地が増加すると考えます。この対策の一つとして、グリーンスローモビリティーを運行することについて伺います。８月に松戸市に会派で視察に行ってきました。グリーンスローモビリティ地域推進事業として、高齢者は最寄りの駅や病院まで、また、地域の特性に合わせ、買物やグループ活動、イベント等様々な地域の活動に活用しており、市民の利便性は向上していると感じました。令和４年から運行を開始され、現在４地域で運行しています。

そこで、グリーンスローモビリティーを運行することについて市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

グリーンスローモビリティーは、一定の地域内での移動の利便性が高まるといったメリットがあります。しかし、時速20㎞未満の低速で走行することにより、交通量が多い道路では交通渋滞等の要因になるなどのデメリットもあります。したがって、地域の方々が求める移動の目的や交通量など条件が合致する地域には有効な移動手段になると思われます。既に運行実績のある松戸市や千葉市、また、先日まで実証運行を行っていた船橋市では、自治会等、地域住民が事業主体となって運行するなど地域の方々の協力が必要不可欠です。グリーンスローモビリティーを含めた地域の移動手段の選択は、将来的に地域間で連携が図れるようにする必要があると考えており、市域全体を見据えた地域公共交通計画を策定するなどして計画的に進めていく必要があります。今後も、公共交通の利用が不便な地域が発生する可能性があるため、現状及び将来推計などによる計画的な対策ができるように研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　地域におけるグリーンスローモビリティーを含めた移動手段の選択については、将来的に地域間で連携が図れるよう、市全体を見据えた地域公共交通計画を策定し、計画的に進めていく必要があるということです。この地域公共交通計画とはどのようなものなのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、計画の作成、実施が努力義務として定められています。この計画は、市域全体を見据え、バスやタクシーといった既存の公共交通サービス及び自家用有償旅客運送や商業施設などの既存の民間事業者による送迎サービス等を活用し、本市にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランの役割を果たすものとなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　この地域公共交通計画について調べてみました。策定の主なメリットは、１、課題の明確化、２、ネットワークの再編の観点、３、まちづくりの観点から高齢者福祉、観光、道路など関連事業との協議、４、近隣自治体との連携の観点、５、公共交通に関するマスタープランができることで住民への情報発信の観点などが挙げられます。地域公共交通計画はまだ市川市はつくっていませんが、柏市とか様々な地域では行っております。努力義務にはなっていますけれども、今までの質問の中で、これからどんどん信篤地域のように廃止路線になったり、減便になったり、そういう状況がなってくると、地域公共交通計画というのはもう早急にやっぱりつくっていかなければ様々なことが施策としてできないというのを今ずっと質問して、答弁を伺ってすごく思いましたので、もうぜひとも、市川市地域公共交通計画を早急につくっていただきたいことを強く要望いたします。

一方では、移動手段の確保は喫緊の課題です。ほかの自治体では、国の補助金を活用して、グリーンスローモビリティーの実証実験運行と、そこから本格運行を行っている自治体が特に近年増えています。

そこで、本市でも実証実験運行を行えないのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

早急に対応が求められる状況である地域については、地域公共交通計画の策定と並行して、実証実験運行を含め、地域に合った移動手段の研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　これからさらに交通不便地域や空白地が増加するのではとの懸念があります。また、現在でも北東部などはバス停に行くまでが遠いという地域もあると伺っています。高齢化がますます進む中で、移動手段の確保への施策は最重要です。また、外出機会が増えれば、フレイル予防による健康寿命の延伸にもつながります。今後、グリーンスローモビリティーや民間送迎者との協定による活用、福祉的にはデマンドバスなど様々早急に検討していただき、まずはグリーンスローモビリティー実証実験運行を国に申請し、できるところから早急によろしくお願いいたします。この点も強く要望いたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後１時開議

○つちや正順副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

質問者、ほとだゆうな議員。

〔ほとだゆうな議員登壇〕

○ほとだゆうな議員　会派、創生市川のほとだゆうなでございます。

早速ではございますが、通告に従いまして、初回総括、２回目以降一問一答の形式にて一般質問をさせていただきます。

大項目の１つ目は、安心、安全なまちづくりについてです。

まず、(1)防犯カメラの設置について伺います。

これまで令和５年の12月定例会での一般質問や本年９月定例会での会派創生市川の代表質問において、本市の防犯カメラに関する事業がよりよいものになるように問題提起を行ってまいりました。防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や地域防犯力の向上を図れるものです。大きな犯罪抑止力となるとともに、事件の早期解決、犯人検挙にもつながるものです。これまで、防犯カメラのバランスのよい設置や安心、安全な町市川のアピール、本市主導の設置など、防犯カメラに関する質問や要望を行ってまいりました。「広報いちかわ」で大きく取り上げていただき、さらには９月の代表質問の際には市長より、令和７年度には市が主導で取りつけるカメラの予算の計上を考えてくださる旨の御答弁もいただきました。

そのような中、10月に市内で凄惨な強盗事件が起こりました。今回、事件を受けて防犯カメラを100台設置するための補正予算が計上されたところです。先順位者の答弁において、これまでの経緯や設置箇所についての説明があり、一通り内容を認識しているところです。先順位者への答弁の中に、防犯カメラの本市主体での設置について、令和７年度当初予算に計上する予定であったというものがありました。まずそれについて伺います。事件が起きる前の段階で、令和７年度に当初予算として計上する予定だった防犯カメラを設置する事業の目的は何なのでしょうか。タウンミーティングを受けてという答弁もありましたので、現状の制度では手続が煩雑で自治会がつけにくいから、自治会の要望の場所につけるという認識で合っていますでしょうか。

また、当初予算で検討されていたのは、何台の防犯カメラを幾らで設置するものであったのでしょうか、後ほど御答弁ください。

次に、⑵として、子どもが利用する通学路等の安全対策について伺います。

毎朝元気に通学する生徒児童たちを見ると、安全に登下校してほしいと願うところです。親の立場からも、我が子が交通事故に遭わないように、怖い人に連れ去られないようになどと心配は尽きません。本市の子どもが利用する通学路等の安全対策についてどのようにされるのか伺っていきたいと思います。

そこでまず、令和３年に行われた小学校の通学路の一斉点検の後、各学校の通学路における危険箇所があった場合、どのような対応をされてきたのかを伺います。

大項目の２つ目は、保育行政についてです。

昨年より私自身取り組んでおります保育士等の確保の問題について、本定例会でも引き続き伺ってまいります。

現場の声を聞くと、まだまだ保育施設で働く人材の確保は難しいようです。いちかわ手当など、本市で行っている人材確保のための取組はたくさんあります。給与に関しても、知れば知るほど魅力がある取組をされているなと感じています。大変である、給与が安いというような従来のイメージがいまだに先走っているように思います。なかなか頑固な問題です。これらの制度や働きやすい待遇など、これまでは周知に重きを置いて広報面の拡充をお願いしているところでしたが、新たなアプローチの方法も必要なのではと感じております。例えば、未来の保育士さんである養成学校の学生さんに本市の制度の魅力を知ってもらえるような、そんな取組ができたらよいのではと考えます。

そこで、⑴保育施設における保育士等の確保について、学校や学生さんに対してのアプローチなど、今もう既に行っていることはどのようなことなのか伺います。

次に、⑵保育需要に応じた保育施設の今後の在り方について伺います。

我が国の出生数は大きく右肩下がりとなっています。本市においても、緩やかではありますが、出生数は減少しているところです。そうなると、将来的には、保育施設が供給過多になっていくのではと懸念をいたしますが、その場合の対応につきまして、本市の考えを伺います。

続いて、大項目の３つ目は、子どもの人権について質問をしてまいります。

まず、(1)親子交流支援についてです。

本年９月の会派代表質問でも取り上げましたが、親の離婚によって子どもの人権が損なわれることのないように、市としても様々なことに取り組んでいます。さきの質問では、離婚後の親子交流のためにかかる費用の助成を行う親子交流支援事業について、実施を行う旨の答弁をいただきました。事業の詳細については近隣他市の制度を参考に検討中とのことでしたが、その後、この事業につきまして制度は整いましたでしょうか、また、その場合は具体的な内容も伺います。

次に、(2)として児童虐待を防ぐための本市における取組について伺います。

離婚は当事者である両親にとっても大きなストレスになりかねないものです。思いどおりに物事が進まずいらいらして子どもに当たってしまうこともあるかもしれません。児童虐待が起きてしまうときは総じて、頼る人が近くにいないという問題があるのではと思っています。児童虐待を防ぐために本市においても様々な取組をしていることは私も知るところではありますが、知らない方もたくさんいらっしゃいます。児童虐待を防ぐための取組の周知方法についてどのように行っているのか伺います。

初回の質問は以上です。理事者の皆様におかれましては、それぞれの質問に御答弁をくださいますようお願いを申し上げます。

○つちや正順副議長　答弁を求めます。

吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは、大項目１つ目の安心、安全なまちづくりについてのうち、(1)防犯カメラの設置についてにお答えいたします。

本市では、平成17年度から、安心、安全なまちづくりに資するため市が主体となって防犯カメラを設置し、平成28年度からは、自治会等に対して防犯カメラの設置費補助制度や企業ボランティアによる寄附制度を開始するなど、防犯カメラの設置に関する事業を積極的に推進してまいりました。さらに、令和５年度からは、自治会の経済的負担の軽減を図るために、カメラ付防犯灯の設置費補助制度を開始いたしました。なお、市内に設置された防犯カメラの台数は、令和６年10月末で1,379台となっております。このように防犯カメラの設置に関する事業を推進している中、今年度、市長が直接市民の皆様の声をお聞きするために実施いたしましたタウンミーティングにおける防犯カメラに関する御意見として、街頭防犯カメラよりも安価に設置できるカメラ付防犯灯の設置補助制度であっても、自治会が設置費用を負担することが困難であることから、市による防犯カメラの設置を要望する御意見が多くございました。

このタウンミーティングの御意見を受けまして、９月に全自治会を対象に実施したカメラ付防犯灯設置補助制度に関するアンケート調査の結果では、カメラ付防犯灯の設置は、犯罪抑止や防犯意識の向上に効果的としながらも、設置に関する手続が煩雑であることや経済的負担が大きいことから、補助制度ではなく、市による設置管理を要望する御意見を数多くいただきました。また、11月２日に開催されたいちかわ市民まつりで実施した防犯意識調査アンケートにおきましても、防犯カメラの設置が最も効果的な防犯対策であるとの結果となりました。このような防犯カメラの有効性や設置を要望する御意見を踏まえ、安全で安心して暮らすことができる町の構築を目指し、令和７年度の新規事業として、市が主体となってカメラ付防犯灯を設置することを検討しておりました。

この事業内容につきましては、自治会からの要望が契機であることや、予算の平準化を図るため、自治会の要望を踏まえつつ警察等の意見を聞いて、複数年度にわたり予算の許す範囲内で多くのカメラ付防犯灯を計画的に設置したいと考えておりました。このような中で10月17日に柏井町で強盗事件が発生したことを受け、緊急対策としてカメラ付防犯灯100台の経費1,870万円を補正予算案として今定例会に提出し、可決いただいたものでござ

います。

以上でございます。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは、大項目１つ目、安心、安全なまちづくりについての(2)子どもが利用する通学路等の安全対策についてお答えいたします。

令和３年度に実施されました小学校の通学路の緊急一斉点検以降、市内学校の通学路につきましては、通学路交通安全プログラムに基づき、学校、教育委員会、警察、道路関係者などの関係機関が連携し、通学路の安全確保を図っております。一斉点検が行われました令和３年度以降の実績といたしましては、令和４年度は11校32か所、令和５年度は12校32か所、令和６年度は10月末時点で11校41か所の危険箇所を関係機関と合同で点検し、必要な安全対策を適宜講じてきているところです。また、これらの点検とは別に各学校や保護者をはじめとした市民より危険箇所に関する情報は随時受け付けており、寄せられた危険箇所につきましては、教育委員会職員が現地を確認し、必要に応じて関係機関と連携しながら安全対策を実施しているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは、大項目２つ目、保育行政についてと、大項目３つ目、子どもの人権についてにお答えします。

初めに、保育行政についての(1)保育施設における保育士の確保についてです。

本市では、市内教育・保育事業者による合同就職説明会、通称幼保就職ナビを平成29年度から開催しています。令和５年度からは、市内に複数ある保育士を養成する教育機関、いわゆる養成機関などで組織する大学コンソーシアム産官学連携プラットフォームキャリア支援部会と市が連携し、実施しているところです。幼保就職ナビの開催告知は、市公式ウェブサイト内に常設している保育士募集ウェブサイト「ＩｃｈｉＨｏ」にイベント情報として掲載し、情報発信を行いました。今年度は７月13日に昭和学院短期大学にて実施し、当日会場には30法人のブースが設置され、学生など81名が来場しました。各法人が工夫を凝らした方法により、それぞれの教育・保育方針や仕事内容を説明することで、参加した学生等に法人を知ってもらう機会となりました。

また、本市では、保育士の処遇改善に向けた取組の内容を分かりやすく説明したパンフレット「ＩｃｈｉＨｏ」を作成しています。パンフレット「ＩｃｈｉＨｏ」については、千葉県社会福祉協議会が運営し、毎年県内全ての養成機関を訪問しているちば保育士・保育所支援センターにも配付を依頼し、今年度は400部を提供しております。引き続き、就職活動を行う学生に向け、本市で行っている保育士の処遇改善策を広く周知できるよう努めてまいります。

次に、(2)保育需要に応じた保育施設の今後の在り方についてお答えします。

本市では、令和３年度より国基準での待機児童ゼロを継続しておりますが、宅地開発による局所的な人口増加などの要因により保育需要が増加している地域がございます。未就学児童数が減少している中ではありますが、市全体で保育施設利用申込者数の増加が続いており、地域によっては保育の受皿が不足する状況であることから、地域ごとの必要性に応じた整備を検討しております。しかしながら、将来的には未就学児童の数の減少がさらに続いた場合、地域によっては児童の受入れに余裕が出てくることが想定されます。このような状況に対応するためには、保育需要と施設における受入れ数のバランスについて地域ごとの均衡を保つことが必要となります。今後、民間の保育施設から受入れ数の縮小や事業譲渡などに関する相談が市に入ることも想定されますが、その際は、受皿の不足により保護者の皆様が困ることがないよう、地域の状況に応じた対応を検討してまいります。

続きまして、大項目の３つ目、子どもの人権についての(1)親子交流支援に関する本市における取組についてお答えします。

離婚後、離れて暮らす親と子どもの面会などの親子交流が父母のみの交渉では困難な場合、父母間の連絡調整や面会時の子の受け渡し、見守りなど様々な支援を行っている親子交流支援事業者を利用して親子交流が行われております。本市では、この経費を補助する制度の実施に向けて準備を進めてまいりましたが、このたび補助金交付要綱を制定し、令和６年４月１日以降に親子交流支援の利用に要した費用に対する補助金事業を開始いたしました。本事業は、離婚の際に親子交流の合意を交わし、親子交流支援事業者を利用して事前相談や親子交流に要した費用を負担している父または母を対象としております。

補助を受けるには親子交流支援事業者のサービスを利用した後に市へ申請することとなりますが、対象期間は、初回申請の前後各１年間で最長２年間、また、補助額は事前相談が１回7,000円、親子交流の支援は、利用回数の制限なく合計９万円までとし、総額９万7,000円を上限額としています。本事業の制度設計に当たっては、他市の事例なども参考にいたしましたが、利用者の実情などをよく確認した上で制度を検討し、対象期間を長めに設定し、面会交流の回数を制限しないなど、他市の類似する事業に比べてよりそれぞれの家庭状況に合わせた利用がしやすくなったものと考えております。離れて暮らす親と子が交流しやすい環境を整えていくことで、子どもの健やかな成長を支える一助になるものと考えております。

最後に、(2)児童虐待を防ぐ取組についてお答えします。

児童虐待防止に向けては、未然防止及び早期発見、早期対応が重要であり、関係機関や地域社会が連携することが求められています。そのため、こども家庭センターでは児童虐待を防止するための様々な活動を行っております。まず、虐待の早期発見、早期対応に向けて、子どもに日常的に接する保育園や幼稚園、小学校の職員を対象に児童虐待対応マニュアルや児童虐待の早期発見のためのチェックリストを作成し配付しております。配付の際には資料の活用方法について説明を行い、虐待が疑われる場合には早めに通告をいただくよう協力をお願いしています。

市民向けには、児童虐待防止のための講演会を毎年実施しています。今年度は、「子どもの心の安全基地ってなんだろう」というテーマで、自己肯定感を高めるアタッチメントについて児童精神科の医師に講演していただく予定です。さらに、家庭における子どもと保護者のよりよいコミュニケーションを学ぶ市民向け講座や、その講座の内容を子育て中の保護者に広めるトレーナー養成講座を保育士などの子育て支援者向けに実施しています。また、児童虐待の防止においては、養育者が子育てに困ったときいつでも相談できる関係づくりが重要と考えております。初めて出産を迎える方を対象としたプレ親学級では、出産や育児の知識だけでなく、出産後に利用できるサービスの情報を提供するなど産後の不安を軽減するとともに、積極的に市のサービスを活用していただくよう周知に努めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　答弁が終わりました。

ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　御答弁をいただきました。まず、防犯カメラの件から再質問をしていこうと思います。

先日の事件がなかったとしたら、令和７年度に新規事業としてカメラ付防犯灯を設置するということを検討されていたということです。それを背景として、自治会主体で設置する際の経済的な負担であったり、煩雑な手続などの負担をなくしてほしいという声を受けてというような認識で合っているのかなと思います。そして、今回補正予算で通った設置というのは、柏井の強盗事件を受けて緊急対策であるというふうな報道でもありましたし、御答弁でもいただいたと思います。

そこで、再度伺います。緊急対策として設置するカメラの目的について教えていただきたいと思います。

○つちや正順副議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

本市が強盗事件の発生に対して迅速に対応することで犯罪の抑止効果を高め、報道による本市が治安の悪い町であるかのような印象を払拭するとともに、市民の不安感の解消を目指すものでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　市内の防犯カメラの分布は、いち案内というサイトで地図上で確認することができます。地図上でこの分布を確認しますと、今回事件があったエリアには市がつけたものも自治会がつけたものもカメラは１つもありませんでした。近隣住民の方が個人的につけていらしたカメラがたまたまあって、それが警察の捜査に貢献したという話を聞きました。今回事件を受けての緊急対策という目的で設置をしていくということなのであれば、現在のこの分布を見ながら、カメラが少ない場所であったりとか、あと、人通りの少ない箇所であったりとか、見通しが悪い場所など、今回の事件がカメラがない場所で起きてしまったということを改善して今後につながっていくような設置箇所を考えていただきたかったなと思うところです。

先順位者への答弁でありました、各自治会へ１つずつという設置方針について私は疑問が残るところです。市内の自治会は様々あって、例えばマンション１棟で構成されている自治会があれば、広い地域を取りまとめていらっしゃる自治会もあります。分布という観点から見ると、現在準備を進めていらっしゃるこの方法では、御答弁にありました治安が悪い町であるかのような印象の払拭、市民の不安感の解消という部分は十分に達成されるのでしょうか。というのも、まずちょっと整理をする必要があるのかなと思っておりまして、これまで実施されてきたまず自治会への補助制度は今後どうなっていくのかという点と、あとは令和７年度から実施予定であった市が主体で行っていくカメラの設置事業、この２つの兼ね合いですよね。これが今定例会で実は質問しようと思って考えていたんですけれども、今回、緊急対策という形で100台のカメラを設置するということになったので、今後はこれらがどのようになっていくのか、それぞれの目的であったり、それぞれの目的を達成するための方法であったりを整理する必要があるのではないかなと思うところです。

１つずつ伺います。まず、今現在行われているカメラ付防犯灯設置助成制度は今後どういうふうになっていく予定なのかを伺います。

○つちや正順副議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市が主体としてカメラ付防犯灯を設置することで、自治会の自己負担が発生する補助金制度の利用は少なくなると考えておりますが、市が設置する場合には台数や設置場所の制限があるため、自治会の希望に添えない場合も考えられます。このため自治会への補助制度につきましては、自治会の負担が大きかった街頭防犯カメラの設置費補助制度を廃止いたしまして、カメラ付防犯灯につきましては、自治会が主体となって設置する場合も想定されることから、予算規模を縮小して継続したいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　従来、今あります自治会へのこの補助の制度というものは規模を縮小して継続をしていく旨の御答弁をいただきました。自治会が主体でつけたいところに設置をしていくという点では、この制度を拡充していくのがよろしいのではないかなと思います。利用しようとしたときに、私も今までの議会でお伝えしてきましたが、幾つか課題があったと思います。例えば手続が煩雑であるという課題については、例えばより簡単な

方法を考えたりとか、要望があったとしたら、受け次第、職員の方が申請のお手伝いを丁寧にしていただけるようにしたり、また、費用捻出が難しいという意見が多ければ、助成割合を増やしたりとよりよい制度構築ができるといいのではないかなと思っています。

では次に、緊急対策を受けて、令和７年度から次の年度に新規事業として準備されていた市主導でのカメラの設置の計画は現在どのような状況になっているのでしょうか。令和７年度以降の設置台数や予算額について今どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○つちや正順副議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

今定例会に本市がカメラ付防犯灯を設置するための経費に係る補正予算案を提出いたしまして可決をいただきましたが、現在、全自治会に対し設置要望調査を実施しているところでございます。この調査では、12月６日を第１次の締切りとし、それまでに要望されたものにつきましては、設置場所を精査した上で今年度中の設置を目指してまいります。また、第２次の締切りは令和７年３月31日で、やはり設置場所を精査した上で、令和７年８月中の設置を予定しております。令和７年９月以降の設置費用につきましては、令和７年度当初予算に計上できるよう要求の手続を進めており、令和８年度以降につきましても予算の範囲内で継続的に設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　現在においては、今回補正を組んだ緊急対策100台に続いて、その後も続けるような予算というような形で計上していくように検討されているのかなと認識しました。自治会の数が200以上あるので、今回100台、１自治会１台というふうな部分が足りていないなというのは、その後もというようなところなのかなと思います。ただ、現状の方針ですと、それぞれの目的があやふやで、報道対策として、緊急対策というワードが、パフォーマンスとしての緊急対策と言われかねないのではと危惧している状況です。いま一度、カメラの取付けに当たって、自治会が主導するのか、市が主導するのか、今回の防犯の緊急対策であるのかという点でそれぞれの目的を御検討いただきながら、市内防犯カメラのよりよい設置につなげていただきたいと思います。

京都市では平成24年度から、街頭での犯罪を抑止することを目的として、自治会などの地域団体を対象とする防犯カメラ設置促進補助事業を実施しており、平成27年度からは京都市と京都府警察とで締結した世界一安心安全・おもてなしのまち京都として広報を行っています。京都市では、この事業によってこれまで2,400台を超える防犯カメラの設置が行われています。市川は1,300台以上、今防犯カメラがありまして、相当つけているなというふうな認識だったんですけれども、調べてみると京都市が2,400台を超えるということで、負けていられないなというふうに思った次第です。さらに、今後市内にカメラがたくさんあるんだということを知らしめていくことによって初めて犯罪の抑止という効果が生まれるものだと思いますので、本市に防犯カメラが数多く設置されていることをさらに市内外に周知をしていく必要があると考えますが、今後どのように考えているのかを伺います。

○つちや正順副議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

現在も防犯カメラの周知につきましては、オレンジ色のシールを貼るとか、路面シートを貼るなどしまして周知に努めておりますが、議員からもお話がありましたとおり、より防犯カメラが設置していることを周知することは、犯罪の抑止と市民の体感治安の向上に重要であると考えております。今後も効果的な周知方法について、他市の先進事例を含め調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　本市が安心、安全な町であることをアピールしたいという思いからカメラについての要望をし続けてまいりましたが、10月の強盗事件では、反対の意味で全国に本市の名前が知れ渡ってしまいました。私自身、遠方の友人から何件か市川は大丈夫？と連絡をいただいてしまい、悔しい思いをしました。今回の事件を受けて、田中市長におかれましては迅速な御対応をしてくださいました。よくないことがあったときこそチャンスに変えていきたいと思うところです。今回の事件をきっかけに、京都の世界一安心安全な町の冠に負けないような広報の在り方を考えていただきたいということをお伝えいたしまして、次の質問に移ります。

(2)の通学路等の安全につきまして御答弁をいただきました。

令和３年の一斉点検後も多くの学区や箇所において必要な安全対策を迅速に講じてくださっているとのことです。具体的にどのようなものが危険箇所として寄せられているのでしょうか、伺います。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

学校や市民より寄せられた通学路における危険箇所といたしましては、横断歩道や外側線等の道路標示のかすれなど、経年により安全対策の効果が低減している箇所や樹木などにより運転手が歩行者を視認しにくい箇所、児童の飛び出し等により事故が起きかけた箇所などがございます。寄せられた危険箇所につきましては、関係機関と連携し、安全対策の効果が低減している箇所の修繕や地権者への樹木等の伐採協力の依頼、運転手や歩行者への注意喚起を行う電柱幕の設置など適宜必要な対策を講じているところです。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　御答弁をいただきました。常に子どもの安全について配慮してくださっていることが分かり、安心をいたしました。どうか今後も通学路に危険がないように引き続きの御尽力をお願い申し上げます。

さて、幾ら物理的な安全な配慮がされていたとしても、子どもを狙う犯罪者から子どもたちを守るということは難しい課題であると思います。そこで、伺います。本市における不審者対策の現状について伺います。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

児童生徒が不審者を目撃、あるいは被害に遭った場合には、当該児童生徒やその保護者から学校に連絡が入ります。学校は、不審者の特徴や被害状況などの確認を行い少年センターに報告し、併せて警察に通報します。その後、少年センターから、市内の公立幼稚園、公立、私立の小中高等学校、義務教育学校、特別支援学校、市川市関係各課にメールで情報提供いたします。私立幼稚園や保育園につきましては関係課より連絡し、注意喚起を行います。学校では、担任や担当職員が登下校は複数名で行うことや、不審者に遭遇したときは大きな声を出しすぐ逃げ、近くのかけこみ110番の家に知らせること、また、登下校中に不審者等に声をかけられたり、不審な行動を見たりした場合は、教員や保護者に必ず伝え警察にも連絡することなど、発達段階に応じて指導しております。近隣校の学区で起こった事案の際には、各学校から保護者に対して登下校時の送迎や見守りの協力を呼びかけることもあります。また、ふだんの対策として、日常的な指導に加え、中学校では４月から９月は午後５時30分、10月から３月は午後５時に最終下校時刻を設定するなど、生徒の安全を考慮した下校時刻としています。今後も、暗い道や人通りの少ない道、見通しの悪い道、不審者出没などの情報につきましては、学校や家庭、地域と情報共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら安全対策を行ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　本市のウェブサイトの中に児童・生徒に関係する不審者情報というページがあります。この報告によりますと、報告が上がっている分だけですけれども、９月は22件、10月は33件の被害状況が掲載されています。幾つか読み上げます。下校途中、露出している男に遭遇した。声をかけられ、写真を撮られ、連れて行かれそうになった。男に手をつかまれた。お菓子をあげるからうちに来ないかと声をかけられた。家で女の子が泣いているから一緒にいてほしいと言われた。ほかにもたくさんの事例が掲載されています。御答弁によって、不審者が目撃されたり、被害に遭ったりした場合は、その報告、そして情報共有を行うという体制が整っていることを理解しました。また、子どもへの指導も徹底されているからこそ、重大な事案につながりにくいのかなと思います。保護者の立場から申し上げても、すぐに情報を共有してもらえれば我が子の安全の確保について対策がすぐにできますし、見守りもすぐ行くことができます。スピーディーな共有は大変ありがたいです。

保護者だけでなく、地域の方々にもすぐに共有できるようなシステムが確立できたとしたら、みんなでパトロールし合うなど、地域を挙げて子どもたちを守るための取組ができるのではと思います。それでもやはり防犯カメラの意義を考えざるを得ません。秋冬は完全下校が５時まで早まっているということを御配慮くださっているんですけれども、夜の５時は結構暗いです。場所によっては街灯が少なかったり、人通りが極端に少なかったりと、子どもを歩かせるには心配な道もあります。再度カメラの分布状況に応じた設置の検討を要望させていただきまして、この項目の質問を終わります。

次に、大項目の２つ目、保育行政についても御答弁をいただきました。

幼保就職ナビ、令和５年からは市内に複数ある保育士養成機関で組織する大学コンソーシアム産官学連携プラットフォームキャリア支援部会と市の連携で実施をしているとのことです。せっかく未来の保育士さんである学生さんと、また学校とつながる機会となりますから、この連携事業をより有意義に活用していただけたらいいのではと思います。幼保就職ナビの来場者について、昨年はたしか54名だったかなと思うので、81名へと大きく増加しました。今回のこの幼保就職ナビの案内はウェブサイトのみの掲載ということでしたので、今後さらなる来場者の増加を見込むためには、例えば近隣他市の各教育機関へのチラシの持込みを行うのも有効なのではないかと思います。本市の学校ももちろんですけれども、他市からもぜひ知ってもらいたい制度がたくさんあります。実際に担当者が学校へ足を運び、学校の先生や進路担当の方などと顔が見える関係になることで、学校の職員の方も市川の保育園を勧めてくれることもあるのかなと思います。

また、パンフレット「ＩｃｈｉＨｏ」については、400部を千葉のセンターに送付し、周知依頼をお願いしているということです。まず職員の方々に本市の保育士さんへの制度に自信と誇りを持っていただき、胸を張って学校や学生さんに直接アピールしていただけたらよりいいのではないかと思います。また、保育士になるためには学生の間に教育実習という制度があります。市内の保育園で実習生をたくさん受け入れることができたとしたら、卒業後に本市で保育士として勤めてもらえるきっかけになると思います。

そこで、再質問として、本市において教育実習生の受入れがどのように対応されているのかを、現状を伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

養成機関で学ぶ学生の保育実習への受入れは保育士の確保につながると考えており、積極的に受入れを行っています。令和５年度は14の養成機関から依頼を受けており、本市で把握している実習生の人数は、公立保育園で22名、民間保育施設で24名となっております。このほかにも、直接養成機関から依頼されて実習生を受け入れている保育施設がございます。また、養成機関が実習施設を選択しやすくするため、市内の民間保育施設に対して

実習生受入れの意向調査を行い、受入れを積極的に行いたいと回答した保育施設の一覧を作成して、約40の養成機関に市から情報提供を行っております。未来の保育士となる実習生を育成すると同時に、市内保育施設の人材確保につながるよう、これからも努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　実習に行ってみてよい経験ができた学生さんは、一日でも早く現場で働きたいと思ってくれるのではないかと思います。実習生を積極的に受け入れることで市内保育施設の人材確保につながるものと考えています。市が主体となって実習生の希望の取りまとめを行うとしたら、市と市内保育園とのつながりや市と学校や学生さんとのつながりのパイプができていいのではないでしょうか。市内の保育施設に実習生を呼び込む工夫につきまして、今後も検討をくださいますようお願いいたします。

次に、本年８月８日に、令和６年人事院の勧告において公定価格の上乗せ分が加算されるということが発表されました。私もちょっとよく分からなくていろいろ調べたんですけれども、それによって保育士さんの給料が引き上げられるというふうな、報道でもなされていたところです。この部分だけ聞くととてもすばらしいことのように思いますが、それを受けて、本市が独自で行っている公定価格に上乗せをする加算の部分が見直されるという話も耳にしました。保育士の確保において、魅力のある給与体系は重要なポイントとなります。これまで本市では様々な加算を行って近隣他市に負けないような制度をたくさんされてきましたが、では、今回の公定価格の改定で金額が上がるということによって、本市独自の加算について今後どのようになっていくのでしょうか、伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、市内の民間保育施設において一定の保育水準を確保しながら安定的な運営をしていただくため、国が定める公定価格に市独自の加算を上乗せし、運営費として施設に交付しております。また、運営費とは別に保育施設で実施している事業に対し、必要な経費の一部を補助するものとして補助金も交付しております。この市独自加算や補助金につきましては、保育現場の様々なニーズに応じた対応が必要とされる一方で、厳しさが増していくと考えられる財政状況を鑑みると、常に優先順位を設けながら見直しを図っていく必要があると考えております。ただ、これらの制度改正は施設の運営に直接関わることから、見直しの検討状況につきましては各施設へも随時お知らせしているところです。

現時点では、報道にもあるように、国の公定価格において今年度の人事院勧告を踏まえ保育士の人件費を大幅に増額する方向で進められておりますが、市独自加算の在り方については、近隣自治体との比較なども踏まえて検討する必要があると考えております。保育士をはじめとした施設で働く職員の処遇を高い水準で維持することは、職員の確保やモチベーションの維持につながる重要な要素と考えておりますので、職員の処遇に係る制度の見直しについては十分な配慮をしなければいけないと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　伺いました。保育士さんなど働く人の給与というところに限って言うと、国が定める公定価格に市川独自に加算が今上乗せしているという構造であるのが現在ですよね。ここの下の土台の部分が大幅に増額するというようなことを受けて、加算部分の見直しをするというような検討を今されているということですが、この加算が減ってしまう可能性もあるのかなと思います。御答弁の中で、近隣自治体との比較というふうなワードが出てきました。市川は、川を挟んでお隣に東京都があります。東京都の場合は公定価格の階級が高く

て、土台の時点で増えたとしても、東京はもっとさらに金額が大きくなると思うんですね。なので、制度の見直しを検討されているということですので、市内で、今とこの後というような改定前後の処遇の比較を行うのではなく、ぜひ、東京都を含めた近隣他市との処遇との比較の中で制度を見直していただけたらと思います。引き続き、市川で保育士として働く魅力が大きくあってくださいますように、そのように御尽力いただけたらと思います。

続いて、次の項目に移ります。保育需要に応じた保育施設の今後の在り方について御答弁をいただきました。以前の待機児童への対策として、一気に保育施設を増やしたいという認識がある一方、子どもの数は減っているから、定員が割れている施設が増えているのではないかと思ったところなんですが、伺うと、市全体で見ると利用申込者の増加は続いているということでした。第２子保育料無償化であったり、共働きの家庭の増加などによって、社会情勢によって今後も保育施設の利用者は増えたり減ったりするのかなと、難しいかなと思いますが、ある程度柔軟な対応ができるように準備をしていただけたらありがたいと思います。

今後、民間の保育施設において定員に満たない状況が将来的に出てきた場合、まずは公立の保育園でできることがどんなことがあるかなというふうに思います。そこで伺います。将来的に地域の児童の受入れに余裕が出てきた場合の公立保育園の対応について伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

将来的に地域の保育施設における児童の受入れに余裕が出てきた場合は、公立保育園の受入れ数を調整することや、施設数の適正化を図ることなどを検討してまいります。また、現在は老朽化している木造の公立保育園について、民営化、もしくは統廃合を進めておりますが、木造以外の公立保育園につきましても、今後生じる児童数の減少を見据え、公立保育園の担うべき役割や地域ごとの保育需要、立地条件などを考慮しながら、民営化や機能の見直し、統廃合など施設ごとの対応を検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　今御答弁の中に、公立保育園の機能の見直しというようなキーワードがありました。例えば、医療的ケアであったりとか、特別な支援が必要な園児を民間の保育園で預かることは難しいので、そのような点においても、民間の保育園にとってできないことができるというのが公立保育園に求められていることかなと思います。一方で、経営的視点から切り離してよりよい保育の在り方をとことん探求できるというのも公立保育園のメリットです。今回は、市内保育施設の配置に弾力性を持たせる役割も持つのかなと、そんなふうに考えさせられる部分があった質問でもあるんですが、やはり私としましては、子どもが減らないような、また、子育てするに当たって本市を選んでもらえるような手厚い政策を充実させていけたらいいなと思うところです。今後、幾つかの園が民営化や統廃合される流れがありますが、公立保育園が本市のあるべき保育の姿を示す基幹園であってほしいと願いまして、この項目の質問を終わります。

続いて、大項目の３、子どもの人権について、親子交流支援事業について詳細を御答弁いただきました。制度の端々に近隣他市からの十分な調査研究を感じてありがたいと思います。新しい制度となりますので、実際に運用が始まった後も、利用者の声を聞きながらよりよい制度構築を目指していただきたいです。この制度の周知方法についてどのようにされていくのか伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

親子交流支援事業の周知につきましては、市の公式ウェブサイトに掲載しているほか、市民が離婚届を受け取

りに来庁された際、本制度の案内を掲載した養育費、親子交流支援についての各種支援に関するリーフレットを離婚届と併せて配付しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　お伺いいたしました。離婚届と併せて配付するということで、今後離婚される両親については100％の周知ができるそうです。ただ、既に離婚した御両親もいらっしゃいますので、いろいろなところで周知ができますよう、ぜひ御検討いただけたらと思います。

続いて、(2)では、子どもの虐待を防ぐための取組の周知の方法について御答弁をいただきました。では、実際に児童虐待についての相談を受けた後、本市はどのような支援を行っているのか伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市のこども家庭センターは、子どもに関わる相談窓口を集約して設置しており、児童虐待の防止や早期対応に向け、母子保健と児童福祉の専門性を生かした切れ目のない支援体制を整えております。こども家庭センターが児童虐待に関する通告や相談を受けた場合、まず初めに、子どもの状況や家庭状況について情報収集を行います。その後、緊急受理会議においてケースの緊急性や調査方法などを協議し、家庭訪問や面接による子どもの安全確認を行います。確認の結果、緊急性や専門性の高いケースについては児童相談所に連絡し、連携して対応しています。継続支援が必要な家庭に対しては、支援計画を作成して訪問や面接を行い、必要な福祉サービスの利用を調整するなど問題解決に向けて支援を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　本市においては、児童虐待を防ぐ取組も、起きてしまったときの支援も手厚く御対応くださっている旨を理解いたしました。児童虐待事案に関して引き続き寄り添った支援をお願いいたします。

本年４月１日から、母子保健相談窓口アイティと子ども家庭支援センターが、組織が一体化してこども家庭センターになりました。相談窓口が一本化されたことによって、妊娠、出産から、18歳までの子育て期にわたるいろいろなありとあらゆる相談が、どこにしたらいいのかなと悩む必要がなくなったかなと思います。相談のしやすさも重要なポイントです。こども部に限らずですが、今後も市内の子どもたち、そして子育てをされている全ての方々に、市川でよかったと思っていただけるような市政運営をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。

スポーツ施設等におけるＡＥＤの設置状況について伺います。

本市の第２期市川市スポーツ推進計画では、健康寿命日本一の実現に向けて、スポーツの果たす役割は大変重要であるとしております。実際多くの市民が多くの種目でスポーツにいそしんでおりますが、多くの人がスポーツをすると一定程度事故が発生することが予想され、事故への対応、備えが必要になります。スポーツ時の心停止の事故に備えて、スポーツ施設におけるＡＥＤの設置は必須と考えます。

そこでお伺いします。本市が管理しているスポーツ施設におけるＡＥＤの設置状況及び課題についてお聞かせください。

○つちや正順副議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

本市において管理しているスポーツ施設は、現在、体育館や陸上競技場等のスポーツ施設として８か所、公園内等の運動施設として22か所、運動広場として４か所、市民プール等その他の施設が５か所、合計39の施設があり、そのうち職員等の管理人が常駐している13施設にＡＥＤを設置しております。なお、江戸川河川敷グラウンドや少年広場など、職員等が常駐していない施設に対しましては、国府台市民体育館や塩浜市民体育館等に貸出用として保持しております。ＡＥＤは、毎日の動作確認や温度管理が必要な高度管理医療機器、特定保守管理医療機器であることから、管理する者が常駐する施設で保管しているところでございます。

次に、ＡＥＤ設置に関わる課題についてでございます。

市民体育館等職員が常駐している施設につきましては、ＡＥＤの設置に関し特に問題はございません。しかし、河川敷グラウンドや少年広場など無人施設につきましては、施設を利用する都度の貸出しとなるため、利用者にとっては借用までの手間が負担になることが考えられ、貸出しの実績がほとんどなく、貸出し率の向上が課題と考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　管理が必要なため、管理する者が常駐する施設には設置してあるということでございました。貸出しの実績が現在までほとんどなく、使用率の向上が課題ということでございましたが、先月、堤防部のサイクリングロードではリバーサイドマラソンが行われました。ＡＥＤの貸出しは行ったのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

本市から、市川リバーサイドマラソン大会の開催に当たりＡＥＤの貸出しは行っておりません。市川リバーサイドマラソン大会の実行委員会にＡＥＤの利用について確認を行ったところ、独自に準備し、マラソンコースの一定区間ごとに配置を行い、大会を実施したとのことでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　あれだけ大がかりな大会に貸出しがないということは、周知が行き届いていないか、借りにくい状況があるということだと思います。確かに改善が必要に思います。

次に、学校施設開放事業に伴うＡＥＤ設置の現状と課題について伺います。

市川市では広く学校を開放しており、体育館や運動場を使い、子どもから年配者まで幅広い年齢層の多くの市民がスポーツにいそしんでいます。学校の校舎内にＡＥＤを設置していることは承知しておりますが、学校施設開放の外を使う利用者が使えるＡＥＤは設置されているのでしょうか、現状と課題をお聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

ＡＥＤは現在、学校敷地内の屋外に設置されており、学校施設開放の利用者専用のものではありませんが、いつでも、誰でもスムーズにＡＥＤが使用できる状況になっております。なお、学校施設開放団体へは、ＡＥＤが屋外に設置されたことについての文書及び写真説明入りのＡＥＤの使い方についての周知をいたしました。今後は、ＡＥＤの設置されている場所が学校により異なるので、どこに設置されているのかすぐに分かるように案内や表示をしていくことなど関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　全ての学校の敷地内、屋外に設置されたということで安心いたしました。と申しますのも、今までは屋外には設置されておりませんでしたので、20年ほど前、校内に初めて設置された最初は、外の活動をしていてＡＥＤが必要となった場合は、ガラスを割ってでも校舎内に入りＡＥＤを持ち出して対応するといういささか乱暴な対応を指示されておりました。十四、五年前になりますが、土曜日にある小学校で、サッカーの開放団体が子どもたちとともにパパママサッカーを開催していたところ、突然保護者が倒れ心停止となってしまう事故がありました。救急車を要請するとともに、数人の協力者で心肺蘇生を試み、ＡＥＤをということになりましたが、この学校の１階のガラスはとても厚く割れる状況ではありません。機転を利かせた保護者が近くの保育園まで走り、保育園のＡＥＤを借用して、できる全ての対応をして救急隊員に引き渡すことができ、一命を取り留めたということがございました。

この後、各学校ごとにガラスを割らなくても校舎内に入れる工夫をしたのですが、セキュリティーの面からも、利便性の面からも校舎外の設置を学校として要望しておりましたので、今回、全ての学校に屋外に設置され、本当に安心した次第でございます。学校開放団体だけでなく、誰もが使用できるということでございますので、設置場所がすぐ分かるよう表示の工夫をお願いいたします。

さて、設置されたのであれば、使用法を学び使えるようにすることが重要と考えます。施設開放団体がＡＥＤを使った講習を行いたい場合、教育委員会としてどのように対応するかお聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

ＡＥＤの使用を学ぶ場として消防局が開催する救命講習会があり、施設開放団体が受講を希望する場合は、消防局の指導員に出向いてもらう出張型の救命講習を受講するほか、個人で応募型の救命講習会を受講する方法がございます。今後、施設開放団体からＡＥＤを使った講習を行いたいと希望があった場合は、教育委員会から各学校の施設開放団体に講習会への参加を募るなど、年に数回と限られた回数ではありますが、講習が実施できるように消防局と調整を図ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございます。私は、ある小学校の開放団体で現在活動しておりますので、もしものときに備え、一緒に活動している仲間とともに講習会を希望したいと思いますので、そのときはぜひよろしくお願いいたします。

市川市のスポーツ施設について、ＡＥＤの設置状況について伺ってまいりましたが、管理者が常駐している施設には設置しているが、そうでない施設には設置していないということでございました。先ほどの答弁では、江戸川河川敷緑地公園の運動施設には設置できないということでございますが、堤防部の先ほどのマラソン大会等、サイクリング道を含めてかなりの多くの方がスポーツを楽しんでおられます。多くのスポーツ施設、各学校にＡＥＤが設置されるとともに、これは度々丸金ゆきこ議員が取り上げておいででございますが、多くのコンビニにも設置が進んだ今、江戸川河川敷緑地公園の運動施設や堤防部のサイクリングロードは、ＡＥＤの空白地帯となってしまったように思います。この地域へのＡＥＤの設置はどのように考えているかお聞かせください。

○つちや正順副議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

ＡＥＤは、毎日の点検を必要とするとともに温度による保管方法も重要となります。保管場所においては、直射日光等が当たらないなど建物の壁面に収納ボックスを設置し、機器が高温にならない等の配慮が必要となりま

す。江戸川河川敷緑地公園は、河川敷部分を本市が国土交通省から河川占用の許可を受け公園として使用しております。現在本市は、この河川敷部分に野球場11面、サッカー場１面を整備し、堤防部はサイクリングロードとして整備しており、平常時には市民の方々へ開放して利用していただいております。この河川敷及び堤防につきましては、大雨時の増水等を想定し管理されている区域であり、倉庫や工作物を築造する際には、管理者である国土交通省江戸川河川事務所の許可を必要といたします。このように毎日の動作確認や温度管理が必要なＡＥＤを河川敷及び堤防部に設置するためには多くの課題があると認識しております。したがいまして、河川敷の運動施設やサイクリングロードを利用するに際し、市公式ウェブサイトによりＡＥＤの設置箇所を確認し、御活用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　課題は多いということがよく分かりましたが、やはり何とかしないといけないというふうに思います。そこで、幾つか提案いたしますが、江戸川河川敷の堤防にトイレが設置されております。ここにＡＥＤを設置することはできないでしょうか。また、河川敷緑地公園やサイクリングロードを利用している方のために、近隣のＡＥＤの設置箇所を案内するような標識をつけられないでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

初めに、堤防のトイレにＡＥＤを設置することについてでございます。当該トイレは無人施設であり、朝に鍵を開け、夜に施錠といった日常の管理はされていない状況となっており、ＡＥＤの設置箇所もトイレの外側となるため、毎日の動作確認や温度管理ができないことから、先ほどと同様となりますが、ＡＥＤの設置には多くの課題があるものと認識しております。

次に、河川敷や堤防において、サッカーや野球、ランニングなどをされる市民の安全、安心は重要であると認識しております。市民の方々には、日頃からＡＥＤの設置箇所を市公式ウェブサイト等で確認していただけるようさらなる啓発を図っていきたいと考えております。また、御提案いただきました標識によりＡＥＤの設置箇所を掲示するには、緊急事態に対応するための一つの方法ではあると考えますが、設置におきましては、河川区域を管理する国土交通省江戸川河川事務所と協議を行いながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　様々な課題はあると思いますが、ＡＥＤの空白地域をそのままにはしてはおけないというふうに思います。素早い適切な対応をお願いいたします。そこで、これがすぐできるかどうかはあれなんですけれども、１つ、今ウェブサイトで確認ということでございましたが、一覧表は住所が記載してあるだけで大変確認しづらいです。ぜひ地図に落とし込んで、すぐ確認できるようにしていただきたい、このように思います。

続いて、次の項目に移ります。不登校児童生徒の支援について伺います。

令和６年10月31日に、令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実についてが発出されました。これによりますと、令和５年度、昨年度ですが、国、公立、私立の小中学校の不登校児童生徒数は約34万6,000人で過去最多となったとのことです。私が学校現場におりました最後の年が平成28年度、８年前ですが、８年前の不登校児童生徒数は約13万3,000人でしたので、この８年間で何と20万人増えました。単純計算で、実に１年間に2.5万人ずつ増えている計算です。この間、国も様々な対策を講じてきました。平成28年12月に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が公布され、平成29年３月には、この法をどのように具現化するかを

示した基本指針が示され、令和元年には、それまでの不登校対策に関する通知を廃止して不登校児童生徒への支援の在り方についてを通知し、不登校支援に対する基本的な考え方を示しました。これ以降、これらに沿う形で各通知を発出し、予算措置も行い、全国の教育委員会及び全国の小中学校並びに付随する関係機関は、不登校児童生徒の対応、対策に当たっていると承知しております。それでも不登校児童生徒は増え続けました。原因はもちろんコロナの影響もあったでしょうが、それだけでは片づけられない増え方だというふうに思います。

そんな中、令和５年３月には、国は誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策ＣＯＣＯＬＯプランを取りまとめ、通知しました。これには大臣メッセージも添えられ、並々ならぬ決意がうかがえます。これらの法や基本指針、元年度通知、それ以降のＣＯＣＯＬＯプランを含めた各通知を踏まえた本市の不登校対策に対する基本的な考え方についてお伺いします。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　本市における不登校対策に対する基本的な考え方は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法や、令和５年３月に発表されました文部科学省のＣＯＣＯＬＯプランに基づく誰一人取り残されない教育の実現にあります。まずは児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりと、不登校児童生徒の将来的な社会的自立に向けた学びの保障を推進してまいります。教育委員会といたしましては、不登校状況にある児童生徒が学校内外で学習したり、生活したりできる居場所を整備し、さらには不登校の子どもを持つ保護者への支援に向けた民間団体との連携を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　誰一人取り残されない教育とは、子どもの学びの保障を考えますと、新たに不登校となる児童生徒を生まないための学校づくり、不登校となっても学校内外で学びを継続できる場の確保、これが基本的な考え方だというふうに思います。これを進めていかないといけません。ところで、文科省は、先ほどお話ししたＣＯＣＯＬＯプランを取りまとめて通知してから僅か８か月後の令和５年11月に不登校の児童生徒等への支援の充実についてを通知しました。この通知では、これまで発出した通知について、誤解が生じないようにと前置きをして、不登校児童生徒への支援について改めて基本的な考えを周知しました。極めて異例なことだと思います。

改めて通知を発出し、基本的な考え方を周知した、このことに対する本市の見解をお伺いします。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　文部科学省が示した不登校の児童生徒等への支援の充実についてでは、基本的な考え方が示され、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることに加え、義務教育段階の学校は、児童生徒の基本的な資質、能力を伸ばすためその役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であるとされております。誰一人取り残されない教育を実現するためには、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進することが重要です。また、各学校がより個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し安心して過ごせる場所となるよう、学校における体制を整えることが必要であると考えます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　内容についてはそのとおりで、私も同じように思いますが、ただいまの答弁は誤解に対する見解がありませんでしたので、少し話させていただきます。文科省は令和５年11月の新たに出た通知で、文科省が今まで発出した通知について、「学校に戻ることを前提としない方針を打ち出した」等の指摘があることか

ら、誤解が生じないように改めて基本的な考え方を周知するとしています。では、今まで発出した通知でどのような誤解が生じやすいのでしょう。経緯と誤解を生じたと思われる内容を確認いたします。

先ほどもお話ししましたが、平成29年３月、教育確保法を具現化する形で基本指針が示されました。基本的な考え方が書いてありまして、その解説にこのような一文がありました。「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない」。登校という結果のみを目標としない、進路を主体的に捉え社会的自立を目指す、追い詰めることのないよう。

その後、文科省は次の元年度通知で、支援の視点として、先ほど引用した部分を少し手直しして示しました。登校という結果のみを目標としない、進路を主体的に捉え社会的自立を目指すはそのままに、その後に明記されていた追い詰めることのないようには削除され、代わりに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立のリスクが存在することに留意すること」が付け加わりました。登校という結果のみを目標としない、追い詰めることのないよう、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つ。これだけ並べると、確かに学校に戻ることを前提としない方針を打ち出したとの誤解が生じても仕方がないように思います。しかし、よく読んでいくとそうでないことが分かるんですが、誤解はされやすい。

文科省は、この誤解が不登校児童生徒の保護者にも及んでいると自覚しています。令和５年11月の通知を出した１か月前に、例の毎年出される諸課題に対する対応の通知を出しておりますが、ここでは、不登校児童生徒の増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透による保護者の意思の変化を挙げています。これは、通知にある不登校の時期が、休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つということだけが浸透したのではというふうに文科省も捉えているということでございます。このように文科省は増加の背景として保護者の意識の変化を挙げましたが、私は、保護者だけでなく、教師の意識の変化もあるのではというふうに危惧します。この変化が毎年2.5万人も増えている要因になっているのではと懸念します。だからこそ、文科省は異例の通知を発出したのだというふうに推察いたします。

先ほどの答弁には誤解が生じていることに対しての見解がありませんでした。学校に戻ることを前提としない方針を打ち出したのではと誤解している教員がいることを前提にして、そのような教員の意識を変えることが必要に思います。不登校対策の研修会等でこのことをぜひ取り上げていただきたい、よろしくお願いいたします。

さて、このように国は法をつくり、基本指針を明示し、通知やＣＯＣＯＬＯプランで具体的な策を示し、誤解があったのではとそれを払拭するための通知を出しても、不登校児童生徒は増え続けるばかりです。では、学校に大きな問題があるのか、そんなことはありません。学校の先生方は必死で対応しています。では、どうして増え続けるのか。あまりいい例えではないのですが、自分が理解するのに分かりやすいのであえて例えさせていただきます。天井から水が漏れ出したとします。ぽたぽたぽたぽた、皆さんどうしますか。まず、ぬれているところを拭く。バケツ等を持ってくるかもしれません。でも一番大事なところはどこかというと、天井の水が漏れている箇所を直すことです。一番お金をかけて直さなきゃいけないところはどこか、天井です。私は、この天井、いわゆる私は学校だと思いますが、ここにもっともっとお金をかけなきゃいけないのではないか。常々思っております。漏れてくる原因を突き止めその元を断つ、その方向が足りない、このように思います。

話を変えますが、先ほどお話しした令和５年３月に示されたＣＯＣＯＬＯプランは、不登校対策の今後の姿が示されております。目指す姿として、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます」、２つ目として「心の小さなＳＯＳを見逃さず、『チーム学校』で支援します」、３つ目とし

て「学校風土の『見える化』を通して、学校を『みんなが安心して学べる』場所にします」、このように書かれております。具体的な学校に対する手厚い支援も多く示されておりますので、私の言う天井直しに関わること、このことについて、ＣＯＣＯＬＯプランの中で何点か伺ってまいります。

まず、「心の小さなＳＯＳを見逃さず、『チーム学校』で支援します」では、チーム学校による早期発見、早期対策を挙げております。具体的にどのようなものか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　不登校になる要因は児童生徒によって異なりますが、複数の要因で不登校に至る場合が多いことから、教職員やスクールカウンセラー、養護教諭等がおのおのの専門性を発揮し、連携しながら支援の方法を検討しチームで支援に当たることが重要であると考えます。学校では、不登校の早期発見、早期対応に向けて、定期的に生徒指導部会や教育相談部会、職員会議を実施し、組織で支援に当たる体制を整え、一人一人の状況に合わせた対応を協議しております。中学校では、管理職、担任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、必要に応じて全担任などが会議に参加し、小学校では、この組織に加えて教務主任が入り、放課後などの時間を使って支援方法について検討を行っております。教育委員会では、研修会の実施や不登校児童生徒支援マニュアルの全職員への配付を通じて、担任が１人で抱えずに役割分担をしながら組織で支援に当たるよう指導、助言を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　担任が１人で抱えない、これはすごく大事でございます。ただ、このチーム学校という考え方はもう20年前から行っておりました。それを徹底しろということだと思います。しかし、昔と違い、今は様々な課題があるというふうに思います。今回ヒアリングで、本市の不登校児童生徒数の経緯を確認いたしました。小学校を例にしますが、８年前、平成28年は小学校113人、令和５年は379人、これを学校数で割ると、平成28年は各校２人から３人、令和５年度は９人から10人となります。平成28年、私は校長だったときのことを思い出しますと、１人の子どものために、管理職、担任、学年主任、養護教諭、教務主任、特別支援コーディネーター等がスケジュールを合わせて集まり、会議は約１時間ぐらいかかりますので、二、三人ではありましたが、会議を行う時間を生み出すのが大変苦労いたしました。それが10人となると、どのようにしているのか。学校現場の苦労は計り知れません。ＩＣＴの活用も、これは必要でしょう。放課後等の時間を使ってとのことでございましたが、このような子どもたちのための会議の時間をつくるためにも、働き方改革の推進が急務というふうに思います。

続いて、子どものＳＯＳを見逃さないための具体策について伺います。

ＩＣＴ機器が必要と思いますが、本市はどのように進めていくか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　ＩＣＴ機器の活用についてですが、令和５年８月に教育委員会から各学校に発出した児童生徒の心情を収集するソフトウエアの使用についての文書にて、学習用端末を活用した児童生徒の心情を収集する無料ソフトウエアの紹介を行っております。その通知を受け一部の学校では、児童生徒の悩みや困り事を把握し迅速に対応するために、タブレットによる学校生活アンケートを行っています。今後、教育センターでは、市内全ての市立学校に対し優れた事例を紹介しつつ、不登校の早期発見、早期対応への環境整備を含めた対策を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ＣＯＣＯＬＯプランでは、具体的な姿として１人１台の端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気づくことができるとあります。初期対応では子どものサインを見逃さないことが重要ですが、ＩＣＴ機器を活用して確実にしていこうということですから、今後、当たり前の環境整備と言えます。私は昨年、令和５年９月定例会において、会派創生市川の代表質問にて、校務支援システムのクラウド化と校務系と学習系の一元化、並びにダッシュボードの活用について、その利点を伺い導入の要望をしたところです。このＣＯＣＯＬＯプランの示す方向も全く同じです。

そこで、改めて伺います。校務系、学習系を一元化することで、不登校児童生徒の早期発見、早期対応にどのようなよさがあるのかお聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　現在別々となっています教職員の校務系パソコンと学習系タブレット端末を一体化することで、これまでできなかった児童生徒の様々なデータを集約したり、児童生徒の学習用タブレットと連動したりすることができるようになります。児童生徒と双方向でのやり取りもでき、タブレット端末を通して児童生徒の悩みの相談に乗ったり、心の変化に気づいたりすることも可能となります。これらのことが不登校の早期発見、早期対応にもつながると考えます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　クラウド化、一元化とダッシュボードの活用をぜひ進めていただきたいと、このように思います。

続いて、校内教育支援センターについて伺います。

ＣＯＣＯＬＯプラン、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます」と１番にありますが、ここには自分に合ったペースで学習、生活できる環境を学校内に設置するとあります。本市の校内教育支援センター設置の考え方、現状、今後の方向性について伺います。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　現在、市内の市立中学校及び義務教育学校後期課程には校内教育支援センターを既に設置していますが、近年、小学生の不登校が急増していることから、小学校にも校内教育支援センターの設置が必要であると考えます。そこで、今年度から、市内市立小学校の６校を校内教育支援センター、仮称スペシャルサポートルームのモデル校とし、支援の在り方や学習環境の整備について検証を行っております。モデル校では、スペシャルサポートルームを毎日開室することとし、開室している時間は必ず教職員が児童の対応に当たれるよう体制を整えております。モデル校における利用児童数は毎月増加しつつも、通室によって不登校状況が改善された児童もいることから、学校内の居場所としての効果を確認しております。教育委員会では、この６校の検証結果を踏まえ、小学校及び義務教育学校前期課程に校内教育支援センターの早期開設に向けた準備を進めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　早期の開設をぜひお願いいたします。

校内教育支援センターの設置は、学校に対する手厚い支援の大きな一つというふうに思います。現状、不登校から復帰段階の児童生徒やその兆候が見られる児童生徒がどのように対応することになっているかといいますと、ＣＯＣＯＬＯプラン以前の通知では、保健室、図書室等を活用した温かい雰囲気で迎え入れる居場所づくりをし、学校生活への適応を図るというふうにしておりました。この場合の課題は、居場所づくりといっても、誰

がどこでいつ対応するかです。保健室、図書室には、一応いっときはそこで対応できますけれども、本来の目的がありますから、対応が難しくなることもあるわけです。私が校長時代、そういった場所も人もないときには校長室を開放して、校長室登校している子どもが多いときは３人おりました。これが現状でございます。校内教育支援センターとして場所も特定でき、職員も必ず対応できる体制を整えるということでございますので、これは画期的なことと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

さて、市川市の小学校では現在、ゆとろぎ相談室が設置されておりますが、これと、設置される校内教育支援センターはどのような関係になるのでしょう。考えをお聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　ゆとろぎ相談室は、平成７年度より開設された本市独自の事業であり、学校におけるゆとりとくつろぎの場所として、これまで幅広く児童の情緒の安定を図る役割を担ってまいりました。新たに開設を目指している小学校における校内教育支援センターは、これまでのゆとろぎ相談室での支援方法や実績を生かしつつ、特に不登校傾向にある児童が安心して過ごし学べる居場所としての機能を担う場所としての設置を考えております。学校生活における不安や困難を感じている児童や不登校の状況にある児童にとって、どちらの居場所も安心して過ごせる居場所となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　校内教育支援センターの新設に伴い、ゆとろぎ相談員は閉鎖されるのではと心配しておりましたが、併設の方向ということでございますので、役割が違いますのでとてもありがたく思います。ゆとろぎ支援員は１日６時間、週３日の勤務と記憶しておりますが、校内教育支援センターは毎日オープンということでございますので、大きな予算措置が必要に思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

今回のヒアリングで、市川市の不登校児童生徒の1,000人当たりの出現率を確認いたしました。令和５年の数値で全国と比較すると、小学校は全国が21.4人に対し市川市は17.3人、中学校は全国が67.1人に対し市川市は57.2人と、小中いずれも市川市のほうが低いと確認できました。これは、市川市独自の事業として行っている小学校のゆとろぎ相談室、中学校のライフカウンセラーの成果というふうに思います。これに校内教育支援センターが加わりますので、大きく期待したいというふうに思います。

次に移ります。ＣＯＣＯＬＯプランの３つ目には、学校をみんなが安心して学べる場所にすることを目指すとしています。これは、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めることが、新たに不登校となる子どもたちを生まないことにつながるとの考えからでございます。提示された幾つかの具体策のうち２点について伺います。

１点目は校則の見直しについてです。

現在の社会環境にそぐわない厳しい校則が不登校のきっかけとなることがあるため、校則の見直しを具体策として提示しております。校則の見直しについては、とくたけ純平議員が取り上げており、大まかには理解しておりますが、改めて本市の校則の見直しの現状についてお聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　現在、全ての市立中学校、義務教育学校においては、生徒一人一人が校則の在り方について考え、多くの学校では教職員と生徒による検討委員会を組織して、生徒の意見を取り入れながら校則を見直しています。また、全ての市立中学校、義務教育学校のウェブサイトで自校の校則を広く公開しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　児童生徒が主体的に校則を見返すことを続けていただきたいというふうに思います。

かつて市川市には校則のない中学校がありました。当時の校長にお会いすることがありましたので当時のことを伺いました。自分で考えて行動する生徒に育つことを一番に考え、校則はつくらなかったとのこと。問題行動があったときにはどのように対応したか伺ったところ、複数の先生でとにかくよく話を聞き、諭したということでした。大事なのは、説得ではなく納得ということだと思います。命令やルールに単純に従うのではなく、自ら考え自発的に自らの行動を律する子に育てる。これぞ教育と思いますが、生徒数や教師数、教師の力量も問われますので、なかなか一般化は難しいかと思われますが、校則見直しの参考にしていただければというふうに思います。

次に移ります。２点目は学校風土の見える化についてです。ＣＯＣＯＬＯプランでは、学校風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にしますとしています。学校風土の見える化とはどのようなものか、また、市川市の現状についてお聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　学校の風土の見える化とは、学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業の満足感や教職員への信頼感、学校生活への安心感などの学校の風土や雰囲気を把握する取組のことです。現在、市川市では児童生徒及び保護者を対象としてアンケートを行っており、その結果は、学校が目標等の設定、達成状況や取組の適切さなどを評価するに当たって生かされていますが、さらに効果的な手法について調査研究してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　学校風土を評価する側面を決定し、項目を整え、全市的に同様のものを行うと、比較することができるというふうに思います。ぜひ取り組んでいただきたい。

また、見える化はＩＣＴの得意分野ですので、文科省も提示していますが、今後様々なツールが出てくるというふうに思います。近隣他市の情報も踏まえ、効果をよく吟味し、適切に導入を図る必要があるというふうに思います。この点については特に今後注視してまいります。

不登校対策について、基本的な考え方から、私論を交え、食い止めるために一番お金を使うべきところは学校であるとの考えから、現在進行形のＣＯＣＯＬＯプランの実現に向けて伺ってまいりました。るる申し上げましたＣＯＣＯＬＯプランの実現が急務というふうに思います。ＩＣＴの環境整備や校内支援教育センターの設置に伴う人的環境整備など、予算措置の必要なことばかりで恐縮ですが、市川市が不登校の児童生徒がどんどん減ってきている、このような状況になることを目指してまいりたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

次に移ります。令和６年２月定例会の一般質問にて、多様化した学校の課題に対し、学校の裁量で対応できる予算の導入について伺ったところ、副市長答弁では、必要あるとの認識を持っている、検討は進めたが、令和６年度予算には準備が整わなかったとの答弁がありました。令和７年度に向けてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　昨今、学校現場におきましては対応しなければならない課題が多様化しており、学校の規模や地域の特性、さらに、学校を取り巻く環境などにより、内容や優先順位はそれぞれの学校で異なっていることは認識しております。特に複雑、多様化する子どもへの対応や、教職員の働き方改革及び学校現場の負担軽減につながる事柄は早急に取り組まなければならない課題であると考えております。そのため、市長からの指示を受けまして、クラス数や児童生徒数などに応じて配当する既定の学校予算とは別に、各学校で提案する取組

や意向を学校の裁量で使える予算の導入を図り、課題解決に向けた業務の推進を支援していきたいと考えております。特に昨今課題となっている教職員の働き方改革の推進を進めることで生み出される時間や余裕を、それぞれの学校へ通う子どもたちの利益につながるような取組を推進していくことが期待できると考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　市長の御指示ということで、大変ありがとうございます。この質問の発端は、一部の学校で負担となっている学校プールの清掃を業者にお願いし、ＰＴＡの予算で処理をしてきたということがきっかけでございました。

そこでお伺いします。学校のプール清掃についても、学校の判断で当該予算を活用できると考えてよろしいのでしょうか。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　現在、多くの学校で、プール開き前に教職員が中心となって学校のプール清掃を実施しておりますが、当該業務を委託することにつきましては、教職員の働き方改革及び学校現場の負担軽減につながることから、当該予算の活用が可能であると考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございました。さらに伺いますが、ただいまの御答弁ですと、教職員の働き方改革及び学校現場の負担軽減につながることには活用できるということでございました。そうしますと、国が教職員の働き方改革のために学校や教師の業務を整理した、いわゆる学校・教師が担う業務に係る３分類というのがございますが、これに該当するものについては当該予算で活用できると、このように考えてよろしいのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　令和５年８月に中央教育審議会の初等中等教育分科会から提言された一つである教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策におきまして、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進を図るため、学校・教師が担う業務の３分類の対応事例が示されました。そのうち、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」につきましては、当該予算の活用が可能であると考えております。また、「学校以外が担うべき業務」につきましては、その内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者や地域団体が担うものであると考えておりますが、本市では既に学校運営協議会や地域学校協働本部など、保護者や地域が連携する中で御協力いただいている部分もあり、当該予算につきましては、その内容を精査した上で、必要に応じてその部分にも活用することは可能であると考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございました。ただいまの時期は、制度設計、または新年度予算査定も大詰めを迎えているということでございますので、考え方のみをお伺いいたしました。多様化する学校課題には、それに対応できる予算が必要と要望してまいりましたが、特に働き方改革の課題には大きな光が当てられたように思います。また、既定の学校予算とは別に各学校で提案する取組について、学校の裁量で使える予算の導入を図るということでございますので、これは既定予算の上乗せということだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。お願いばかりで誠に恐縮でございます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後３時20分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を継続いたします。

中村よしお議員。

○中村よしお議員　公明党の中村よしおでございます。通告に沿って一般質問を行ってまいります。

行徳地区の課題について、(1)わくわくバスの東西線南行徳駅北口ロータリーへの乗り入れについて。

私は、令和４年９月定例会一般質問でこのテーマについて質問をしました。現在、南行徳駅バス停は北口ロータリーではなく、南行徳駅前通り沿いになっております。利用者からは、北口ロータリーにバス停を設置していただけると、エスカレーターやエレベーターを利用して同駅改札口まで動線がよくなるので、バス停の設置をお願いしたいという要望を受けておりました。現在の南行徳駅前通りのバス停から南行徳駅改札口までは約100m離れた位置となっています。実際にどのような経路になっているかといいますと、南行徳駅前通りバス停を下車すると、片側２車線の幅広い幅員の当該通りの信号を渡り、それから東西線高架下の通路を通り、エレベーターやエスカレーター、階段を使い２階の改札口に向かいます。それまでの距離が約100m、一方で北口ロータリーのバス停で降車する方々の動線を見ますと、エスカレーター、エレベーターまでの距離はせいぜい10mから20mほどで、駅改札までスムーズに移動しております。

令和４年９月定例会一般質問での市の答弁では、本市としても、高齢者等の移動に係る負担の軽減や利便性の向上を図る必要があると考えているため、コミュニティバス運行事業者に対して、乗り入れることによる運行本数への影響や、ダイヤ変更に伴う運行経費などの検討を依頼している。その後に物理的に乗り入れが可能か否かを判断するため、現在、ロータリーに乗り入れている路線バス事業者である東京ベイシティ交通や京成バスに対して、コミュニティバスが乗り入れた場合の乗車位置の確保や、既存の路線バスの運行ダイヤに支障が及ぶかなどの協議を進めていく。今後、乗り入れが可能な場合には、南部ルート実行委員会において協議、調整を進めていくというものでありました。

また、私から本市に対して、バリアフリー新法に基づき、障がい者をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに対応できる移動環境としての公共交通インフラの実現を通じて、広く社会活動を支える有効な基盤となることを念頭に置いた移動等円滑化の促進が進められています。その考え方に基づき、鉄道、バス、それぞれでバリアフリー化が進められています。本市としてコミュニティバスの停車場を設定するに当たり、鉄道駅との動線について、高齢者や足の不自由な方の移動についての配慮を優先すべきと考えるが、見解を伺いますと市の見解をただしたのに対し、本市からはコミュニティバスのバス停については、バリアフリー化の観点からも、高齢者や障がい者等による乗り換えや乗り継ぎを効率的かつ円滑に行うことに配慮し、例えば鉄道駅などでは、他の旅客施設までの移動距離を短縮する必要がある。しかし、鉄道駅と道路交通における結節点となる駅前広場においては、既にバス停やタクシーなどの乗降場が整備されており、新たなバス停の整備が困難と思われる箇所が多い状況である。本市としては、安全で円滑にアクセスできる経路上へのバス停の設置について調査を進めるとともに、駅前広場を利用している交通事業者や関係者と相互に協力し、移動距離を短縮できるよう努めてまいりたい

と考えているという趣旨の大変に前向きな答弁をいただいたわけであります。

そこで、その後の本市の検討の進捗について伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

南行徳駅北口ロータリーにはバス停が３か所設置されており、バス停の新設スペースを確保するのは難しい状況です。３か所のうち２か所は京成バスが使用し、残る１か所は、京成トランジットバスと東京ベイシティ交通が共用しております。前回の御質問の後、停車する便数が最も少ないバス停をコミュニティバスが使用することについて、京成トランジットバス及び東京ベイシティ交通と協議しております。その際、両者からは、コミュニティバスを含めた３路線のバスが混在することで利用者の混乱を招くなどの意見があり、バス停の共用には消極的でした。その後、運転士不足により各社が路線バスを減便するなど、北口ロータリーのバス停の利用状況が当時と変化しております。現在、このバス停を利用しているバスの便数は１日９便しかなく、本市としてはわくわくバス46便との共用が可能ではないかと考えました。

そこで、改めて、わくわくバスを運行する京成トランジットバスに北口ロータリーに乗り入れた場合の影響を尋ねたところ、１便当たり３分から５分程度運行時間が延伸になるとのことでした。仮に現在の運行ダイヤで運行時間を延伸した場合には、車両１台と乗務員２名の補充が必要となることが見込まれるとのことです。一方、現在の車両台数と乗務員数のまま運行時間を延伸した場合には、１日に各方向で５便から６便の減便が見込まれるとのことでした。本市としましては、７月に減便をしているわくわくバスをさらに減便することは利用者サービスの低下につながることから、現時点においてロータリーへのバスの乗り入れは難しいものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　まずはバス会社との協議を進めていただいたことに敬意を表します。２年前の私の一般質問から、運転士不足による減便など、バス事業者を取り巻く環境が変化していることは理解をいたしました。ただ、本市がバス会社からヒアリングをした内容、今いただいた答弁の中で、これはちょっと明確にしておかなきゃいけないなということがあります。２年前のときからしばらくしてからの乗り入れができないということに対するバス事業者の意見としては、要は２社が既にバス停がある、それを共有するということで、利用者から混乱が起きるというようなことでありましたけれども、全くそんなことはないと思いますし、市の考え方からいえば、京成トランジットバスと東京ベイシティ交通は合わせて１日９便しかないわけであります。わくわくバスが46便、これも実は今年７月に52便から減便されて、46便に減っているわけであります。なので、共有というのは決して難しくないということは、これはもうここで明確にしておきたいなというふうに思っています。よく市のほうから細かく言っていただけたなというふうに思っております。

さはさりながら、運転士不足ということが全ての今の問題になっているところであります。先順位者の小山田議員、また浅野議員に対する答弁と全く同じようなところというのは、例えばバス停を利便性の高いところに少し、100ｍとか200ｍぐらいしかないですよ、それぐらい延伸したいというときに、これで１便当たり３分から５分ぐらい運行時間が延伸になると、現在の運行ダイヤに反映した場合は車両１台と乗務員２名の補充が必要になるとか、あともう一つは、現在の車両台数と乗務員数で運行する場合には、１日に各方向で５便から６便の減便が見込まれる。大体３人とも同じようなことを言われているわけでありますけれども、このことについては、運転士不足がやはり一番の問題になっているということでありますけれども、このことについては、まずはバス会社の運転士を確保する能力といったものが大事になってくるかなというのが１つだと思います。

そこで伺いますけれども、京成グループのバス事業が再編されるという動きがあります。京成電鉄100％出資の京成電鉄バスホールディングスを設立し、東京都、千葉県下においてバス事業を展開するグループ会社を取りまとめ、バス事業における営業力、採用力を強化するとともに、一体経営として変化に柔軟、迅速に対応していく体制の構築を図るというようなことがホームページ等で書かれているわけでありますけれども、この再編によって運転士不足が解消されることを期待したいところでありますが、そこで、本市は当該再編についてどのように受け止めているのか認識を伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

京成グループでは、令和７年４月からバス事業の再編を予定しており、令和８年４月には、現在17社あるバス会社を地域別に、東京都内２社、千葉県内３社の５つの会社に再編するとのことです。この事業再編は、営業力や採用力の強化を図るとともに、変化に柔軟、迅速に対応する体制の構築を図るとのことなので、運転士不足の解消にもつながっていくものと期待しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。京成グループのほうでは、令和８年４月には千葉県内においては３社に再編をするということであります。その目的については、先ほど申し上げましたけれども、営業力や採用力の強化と、変化に柔軟、迅速に対応する体制の構築ということでありますので、令和８年４月までなのかそれからなのか、まだしばらく時間がかかるような気がしますが、運転士不足解消に期待をするところであります。ただ、その一方、数年ありますので１点申し上げておきたいのが、先ほどの車両を増やさなきゃいけないよ、乗務員を増やさなきゃいけないよ、そのようなバス会社の考えがありましたけれども、であるならば、減便をしないで、車両と乗務員の補充をすることなく、南行徳駅前ロータリーへの乗り入れを可能にする方法ということで考えましたが、そうなりますと、今ある運行ルート、各バス乗降場があると思います。それの乗降数を一度洗い直していただいて、より効率的なといいますか、合理的な運行ルートをつくっていただく。やはり最終地点といいますか、南行徳駅前のロータリーに乗り入れるということは、先ほど申し上げたとおり様々な意味で大変有用だと思いますので、この点、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。これはこれで結構であります。

まとめに入りますが、私も当該バス事業再編が成功して運転士不足が解消してほしいと改めて申し上げておきます。しかしながら、路線バスの存続が難しくなってしまったら、当該路線バス会社に委託しているこのコミュニティバス事業についても立ち行かなくなってしまい、南行徳駅前ロータリーにコミュニティバスの乗り入れを実現するどころか、交通空白地域、交通不便地域が拡大し、市民生活に多大な支障を来すことになることを危惧しております。今後、コミュニティバス事業の在り方を含め、本市の公共交通の在り方について抜本的に検討し直さなければならない時期に来ていると思います。今回の定例会だけでも数名の議員が地域公共交通についてお訴えをさせていただいておりますので、本市の大きな課題になっているということを市長も認識していただいているところだと思います。ぜひ、この地域公共交通の抜本的見直しをお願い申し上げて、このテーマはこれで結構でございます。

次の(2)近年のネズミ被害に係る本市の認識についてであります。

最近市民から私に、公園や保育園そばの側溝にネズミの巣があって、ネズミ由来感染症が心配であるという相談が複数寄せられました。そのときは、公園緑地課や道路安全課、清掃事業課にすぐに対応していただきました。ネズミを捕獲するということは難しいので、生息数等の実態をつかむことは困難であります。それを前提として、行徳、なかんずく南行徳地区のネズミの生態に関する私の推論を申し上げます。東西線南行徳駅の開業は

昭和56年で、今年は開業から43年になりますので、その当時に建築された多くのアパートや個別住宅が建て替えの時期を迎えていると思います。実際に町なかを歩いていますと、この間まであったアパートが建て直されている、そのようなところをよく目にいたします。これらの建て替えによって建物が解体され、ネズミが次のすみかを探し移動する姿が市民にこれまでより多く目撃されるようになったのかもしれません。また、運悪く新しいネズミのすみかになった建物の住人はネズミ被害に困っていることと思います。今後も建て替えがしばらく続くことが見込まれますので、まだネズミが多く目にされることになるのではないかなというふうに思います。

さて、今般、行徳地区の課題についての中項目の中に、ネズミの被害に係る本市の認識についてを通告しているわけですが、これは皆さんお分かりだと思いますけれども、当然行徳地区にネズミが大量発生しているとかそういうことではありません。先順位者にはカワウとか、ムクドリとか、今回は私はネズミとか、この後カラスの話も申し上げますけれども、行徳は動物で大変困っているとかということではなくて、この気づきの中で市民がネズミ防除について知っていただき備えをしていただきたい、そのような思いで質問させていただくということを御認識いただければ幸いでございます。

それでは、質問に入ってまいります。近年のネズミ被害についての本市の認識を具体的に伺ってまいります。

①本市におけるネズミ被害やネズミに関する相談、殺鼠剤の配布、公共施設におけるネズミ防除など、市民からの相談、要望への対応窓口の体制はどのようになっているのか。

②、１についての相談件数及びその内容、相談への対応方法、殺鼠剤配布件数及び決算額の推移を伺います。また、それら本市の対応の効果についてどのように認識しているのか伺います。

③今後のネズミ被害についての本市の認識及び防除についての考え方について、以上３点お伺いいたします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ネズミに関する相談や要望の対応については、内容に応じて各課で適宜対応しております。家の中でネズミが出没するといった相談については、生活環境保全課において殺鼠剤の無料配布を案内しており、ごみ集積所に関する相談については清掃事業課にて対応しております。また、例えば公共施設でネズミが発生した場合については、それぞれの施設管理者において予防や駆除などを行っております。相談件数については、市民の意見箱等にて生活環境保全課に寄せられた件数は、令和元年度から６年度の間で合計８件程度となっておりますが、これ以外にも電話相談も幾つか寄せられており、主な相談内容としては、ごみ集積所からネズミが出没するといったことや、家の中にいるネズミの駆除方法を教えてもらいたいといったものになります。相談への対応といたしましては、家屋内については殺鼠剤の無料配布やネズミ駆除専門業者を紹介する組合の御案内、ごみ集積所に関しては、管理者に対し清掃等の適正管理を促しております。

次に、殺鼠剤の配布件数については、この10年間で300件から800件と幅があるものの、直近では令和３年度は約400件、2,000袋、令和４年度、５年度は約600件、3,000袋と平均並みとなっております。決算額については、令和３年度は約13万6,000円、令和４年度は約21万3,000円、令和５年度は約29万円となっております。殺鼠剤対応の効果については、配布件数過去10年間推移を見た場合、コロナ禍の後に微増はしているものの大きな変化はないことから、一定の効果が得られていると認識はしております。これらのことから、現時点ではネズミ被害が広がるような兆候はないと認識しておりますが、市民から寄せられた相談については適宜対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。では、再質問を行ってまいります。

今の答弁では、殺鼠剤の配布数や相談件数などから現時点ではネズミ被害が広がるような兆候はないと認識しているということでありました。ただ、先ほどの答弁の中で、殺鼠剤の配布件数について、過去10年間の推移で見ると、微増しているぐらいで増加傾向にはないということですけれども、御答弁にあった３年、４年、５年でいくと、３年度は約400件で2,000袋、令和４年度は約600件で3,000袋、令和５年度も同じであります。200件増えて1,000袋が翌年に増えて、それが２年間続いているということでありますので、これをどう判断するか、評価するかというところで、私は、この部分については大した差はないというふうには捉えていないところであります。したがって、今後の推移については一定の注視をしていかなければならないというふうに捉えているところであります。

いわゆるネズミ防除について、各自治体でこういった備えについてまとめられた文書があるのかなと思ってネットで探してみましたら、なかなかありませんで、その中で東京都が作成した都民のためのねずみ防除読本というものがあります。これは平成24年に作成されたもので、少し前のものであります。当該小冊子については東京のネズミ問題を解説するとともに、都民がネズミ被害に遭わないための日頃の対策と、ネズミに侵入された場合の対策に役立つよう、防除の方法等についてまとめたものであります。ネズミ被害に悩む都民に活用してもらうことを目的としているということであります。

当該小冊子には東京でネズミが増えているかどうかについての記述がありますので、少し御紹介をさせていただきます。「現在、都市部で優占種となっているクマネズミの捕獲調査が非常に困難なこともあり、はっきりとした報告はありません。東京都が集計した、平成７年度から22年度までの都内区市町村及び保健所に寄せられたねずみに関する相談件数では、平成９年度までは年間おおむね１万件であった相談件数が平成13年度には約２倍に急増し、それ以降は減少していますが、依然として7000件程度の相談が寄せられています。ねずみの増減に関しては分からないことも多く、再び増加することも考えられますので、引き続き注意が必要です」とあります。ネズミの増減に関して分からないことが多いが、再び増加することも考えられるので注意が必要であるというところは着目したところであります。

そして、ネズミの相談が多い理由として、以下３点を挙げています。１つ目の理由は「東京の住宅地におけるねずみの優占種が、殺そ剤（毒えさ）や捕そ器（ねずみ捕り）で比較的たやすく駆除されるドブネズミから、駆除の難しいクマネズミに変化したことが考えられます。現在自治体が住民から受ける相談で、ねずみの種類が分かる相談のうち、９割以上がクマネズミによる被害」であるとのことです。２つ目の理由として「近年のねずみ被害の特徴の一つは、高齢者世帯での被害が多くなっていることです」、３つ目の理由は「コミュニティ活動の弱体化が、ねずみ対策に必要な地域全体での取組を困難にし、ねずみ被害を助長させる要因の一つになっている」と考えられるということであります。

私は、この東京都のネズミ防除読本を参考に、市川市民、特に高齢者がネズミ被害に遭わないための日頃の対策と、ネズミに侵入された場合の対策に役立つよう、防除の方法等についての知識を習得し、ネズミ被害に悩まないで対応できるような指針のようなものをつくっていただきたいと考えております。

そこで再質問ですが、①本市において配布している殺鼠剤は実際に効果はあるのか。

②行徳地区において、本市として例えば環境部を中心にそれぞれの施設所管部局とネズミ被害に係る情報や防除に関する効果について共有しているのか。

③都民のためのネズミ防除読本のような市民へのネズミ防除について正しく認識、対応できるための情報の周知を要望しますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

殺鼠剤の実際の効果については、配布した方への効果の確認は行ってはおりませんが、これまで殺鼠剤の配布件数に大きな変化がないことから一定の効果があるものと認識しております。また、ネズミ被害に係る情報や防除に関する効果については、それぞれの課で対応した事案については課ごとに処理をしており、共有はしておりません。ネズミ防除に関する情報の周知については、生息するための絶対条件が餌であるため、例えば食品やペットの餌、生ごみなどを適切に保管、管理していただくことが有効な予防策となりますことから、ネズミの被害を心配する方に対して適切な対策につながるよう、市公式ウェブサイトにて今後、ネズミの習性や防除方法をお知らせしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　この質問においては、ネズミ被害において最も防除していかなければならないネズミ由来の感染症対策、これはいわゆる衛生の話になりますので、保健所を持たない一般市である本市では、これについては対応するというのはもう限界があるということは私もよく分かったところであります。その上で、しかし、市民の安全、安心のまちづくりを進めるためには、動物媒介の感染症対策について、蔓延の可能性は低いとしても防除の体制を整備すること、先ほど答弁でいただいておりますけれども、市公式ウェブサイトでネズミの習性や防除方法についてお知らせすることについて取り組んでいくことが大事だと考えておりますし、そのような答弁をいただいたことについて敬意を表するところであります。今後の取組を期待して、次に移ります。

(3)行徳支所敷地内スペースの有効活用について、ア、当該スペース活用の現状について伺ってまいります。

行徳バイパスと行徳支所の間には歩道のほかに空きスペースがあります。現在は駐輪場として活用されているようであります。しかし、閉館後にも駐輪している自転車等を見ますので、公共施設の目的外利用も可としている、いわば放置状態になっているというふうにも思われます。さて、私は市民から、このスペースは駐輪場としての利用だけではもったいなく、広場として活用したほうがよいのではないかと市民の方から御意見をいただきました。なるほど、このスペースの様子を見てみますと、駐輪場として自由に利用できるので、行徳支所や行徳公民館利用者にとっては大変に使い勝手がいいと思います。他方、いわゆる公共施設の目的外使用や公共施設の管理が不十分であるというふうにも見えてしまいますし、公共施設における市民サービスを最大限に発揮できていないという問題もはらんでいるように思われます。

そこで、当該スペースの活用の現状について伺います。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

行徳支所は西側に県道、東側と南側に市道の３つの道路に囲まれた敷地内に位置しており、敷地面積は約5,000㎡となります。この敷地には、いわゆる支所棟と図書館棟の２つの建物があり、これらに支所、公民館、図書館、こども館などの施設が配置されております。敷地外スペースの活用状況につきましては、南側支所正面入り口に面した市道沿いには、歩行スペース、駐輪場、植栽、郵便ポスト、シェアサイクル、宅配ボックスが配置されております。東側、東京メトロ東西線高架に面した道沿いには、植栽、防災倉庫、来庁者用の駐車場が設置されております。そして西側、公民館入り口側の県道沿いには、歩行スペース、駐輪場、バイク置場、車椅子対応の公衆電話、植栽のほか、支所と隣接する行徳文化ホールＩ＆Ｉの入り口付近のスペースは、主に文化ホールで行われるコンサートなどのイベントに関連した車両の駐車場として使用されているところであります。

なお、駐輪場やバイク置場につきましては、支所を訪れる来庁者のほか、公民館、図書館、文化ホールへ来館される方が利用しやすいよう、白線で区画表示をしております。この白線表示によりまして、以前は公民館入り口付近に乱雑に止められていた自転車などが区画線内に置かれるようになり、利用者の安全性や利便性が向上す

るとともに景観もよくなりました。また、長期間放置された自転車につきましては移動をお願いする札を貼り、一定期間を経過したものにつきましては、関係機関と連携しながら撤去を行うなど、適正な管理に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　御答弁ありがとうございました。現在の敷地内のスペースの活用状況、この駐輪場については整然と駐輪されるように工夫や努力をされているということは理解をいたしました。しかしながら、さらなるこの敷地内スペースの有効利用について検討していくべきと考えております。

そこで、次のイ、当該スペースへのキッチンカー出店やイベント開催を許可することについてに移ってまいります。

当該スペースについて市民の憩いの場としてのミニ広場としてキッチンカーの出店やイベント開催を許可することによって、にぎわいの場の創出が図られると考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

支所西側の県道沿いのスペースにつきましては、歩行スペース、駐輪場などのほか、シマトリネコの木やプランターも配置されております。駐輪場等は公民館入り口に面していることから、主に公民館利用者が使用しており、歩行スペースは隣接する第七中学校の生徒たちの通学経路としても使用されているほか、駅に向かう通勤通学する方も利用しており、このスペースを狭めてしまうことになりますと、歩行者の通行に支障を来すおそれが考えられます。このような状況を踏まえますと、キッチンカーの出店やイベントを開催するためには、一定の広さと安全性を確保できる場所が必要であると考えております。具体的には、現在、行徳文化ホール改修工事に伴い、施工ヤードとして使用している文化ホール入り口付近には一定のスペースがあり、キッチンカーの出店等が可能な場所であると考えられます。このスペースを使用する際は、文化ホールでのイベントなどとの調整が必要となりますので、関係部署と協議をしながら、キッチンカーの出店などの可能性について検討をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　キッチンカーの出店等について、具体的に文化ホールの入り口付近には一定のスペースがあり、キッチンカーの出店に適した場所と考えられると、このスペースを使用する際は行徳文化ホールでのイベントなどとの調整が必要となるということで、関係部署と協議しながらキッチンカーの出店などの可能性について検討していくということで、大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。行徳支所ににぎわいの広場を創出することは、市民や施設利用者にとって大変に価値のあることだと考えますので、ぜひ検討を引き続き進めていただきますようお願いをいたします。来年の行徳文化ホールの改修後、記念イベントなどをもし行うようでしたら、その際はぜひキッチンカーや物販等を開催していただければというふうに思います。今後、行徳支所周辺が小じゃれた雰囲気を醸し出す場所になれば、行徳支所のイメージアップにもつながると思います。これはこれで結構です。行徳支所長、様々御検討いただき感謝申し上げます。

続きまして、本市にある駅前広場の整備について。

高齢社会を迎え、駅前広場など人々の利用が多い場所においては、待合や休憩場所としてのベンチの活用が今後一層求められるものと考えます。平成25年の12月定例会の一般質問で、南行徳駅前景観整備について質問をいたしました。その際、駅前広場にベンチの設置を要望し、その後、２基のベンチが設置をされました。買物途中

でベンチに腰を下ろし、小休止する高齢者等の方々の姿をしばしば目にします。駅前広場にはベンチの設置は重要だというふうに感じた次第であります。

そこでまず、市内の主要駅となるＪＲ市川駅、本八幡駅、東京メトロ行徳駅、南行徳駅の駅前広場におけるベンチ設置の現状について伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

駅前広場のバスやタクシー乗り場などには、広場の整備や改修に合わせてベンチやレストバーベンチを設置しております。各駅前広場の設置状況としましては、まずＪＲ市川駅の北口は、バス乗り場に５基、タクシー乗り場に３基のレストバーベンチを設置しており、南口は、バス乗り場に３基、広場内に４基のベンチを設置しております。次に、本八幡駅の北口は交通機関の利用者や歩行者が多く、スペースの問題から設置はしていない状況です。南口は、タクシー乗り場にレストバーベンチ、広場内にベンチを１基ずつ設置しております。続いて、東京メトロ東西線の行徳駅はバス乗り場に１基、広場内に13基のベンチを設置しております。最後に、南行徳駅は広場内に２基のベンチを設置しております。

これら駅前広場におけるベンチ等の設置は、本市の行う駅前広場の改修や再開発事業の際に歩行者や車椅子利用者の十分な通行空間を確保するなど通行に支障がない場所に設置しております。基本的にバス及びタクシー乗り場のベンチ等は各交通事業者が設置するものでございます。しかし、駅前広場では、本市の広場整備に合わせて、事業者と協議の上、本市が設置しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　まとめます。市内主要４駅前広場へのベンチの設置状況について伺いました。駅前広場については、バス、タクシー乗り場のベンチ等について、本市の広場整備に合わせて本市が設置をしているということであります。これはこれで結構です。

次に進みます。(2)ベンチ及びその上屋の設置についてであります。

バスやタクシー乗り場のベンチ設置状況は先ほどの答弁で理解しましたが、設置数が少ないというふうに感じます。駅前広場内はスペースが限られているため難しいと思いますが、バスやタクシー乗り場については高齢者の利用も多く、さらなる設置検討が必要だと考えます。また、南行徳駅については上屋がないバス乗り場もあるため、待合時に雨に濡れてしまうので上屋が必要だと思います。以上申し上げたベンチや上屋の設置について本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

ベンチや上屋の設置については、市川市道路占用許可基準において許可基準を定めております。ベンチの設置については、歩行者等の通行に支障がなく、設置後の有効幅員が２ｍ以上確保できることや、固定して容易に移動ができないもので安全性や耐久性を備えたものであること等を条件としております。上屋の設置については、ベンチと同様に、歩行者等の通行に支障がなく、設置後の有効幅員が２ｍ以上確保できることに加え、歩行者の交通量が多い場所では3.5ｍ以上を確保できること、設置により、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること等を条件としております。このほかにも、車椅子利用者の通行や視覚障がい者誘導用ブロックとの間に十分な間隔を確保するなどの配慮も必要となります。

複数の交通手段をつなぐ交通結節点となる駅前広場は、これまで鉄道、バス、タクシー、自家用車の乗換え場所としての機能が重視されてきました。しかし、近年は人口減少、少子化や高齢化など多様な社会的要因によ

り、交通結節機能のほか、ペデストリアンデッキ、自由通路などの交流や憩いの拠点機能を有した公共空間としての快適性、利便性の向上が求められ、その機能も多様化しております。このようなことから、本八幡駅北口で再開発事業の計画が進められておりますので、この機会に広場の改修が進められないか、関係部署と協議したいと考えております。その他の駅においても、交通機関利用者の動線や歩行者の通行に支障がない範囲で、ベンチやレストバーベンチの増設が可能か、バス及びタクシー事業者と協議し、設置手法も含めて検討してまいります。

また、上屋についても、現在、東京メトロ妙典駅のバス乗り場において、広告事業者とバス事業者による広告付上屋の設置計画が進められていることから、南行徳駅のバス乗り場についても同様にできないか、バス事業者に相談したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　様々検討していただいていること、大変心強く感じました。

南行徳駅のバス乗り場の上屋設置、本八幡駅北口再開発に合わせての駅前広場改修、各駅へのベンチやレストバーベンチの増設についてということでありました。これについてはこれで大変に理解をいたしました。

その上で、これは特出しといいますか、再質問しますけれども、本八幡駅北口や行徳駅、南行徳駅のタクシー乗り場に設置されている柵や手すりに、利用者、待っている方が、いわばヒップバー、もしくはレストバーベンチのように腰かけている姿を見ます。そこで、これら柵や手すりを改修すればレストバーベンチを設置できるのではないかと考えていますが、本市の御所見を伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

現在、タクシー乗り場はバリアフリー化に伴いスロープ形状としております。今後、交通事業者に確認しながら、設置について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　まとめます。タクシー乗り場は、バリアフリー化に伴いスロープ形状としているということで、レストバーベンチ化することについては課題があるということはこれで理解をいたしました。今後、設置の可能性について検討していただくということでしたので、期待して見守っていきたいというふうに思っています。今回の質問で、道路交通部の駅前広場の多様な機能の整備について大変意欲的であると感じ、敬意を表する次第であります。どうか市民等が憩える駅前広場の整備をお願いして、この項は終わります。

次に、カラス被害防止条例の運用について。

カラス被害防止条例、これは議員立法で私どもがこの条文を作成した大変に思い入れのあるもので、施行から約５年がもう経過をしているというものであります。まず、この現状について伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本市では、カラス被害について、市民から多数の苦情と対策を求める声が寄せられたことへの対応として、議員発議により、市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例、いわゆるカラス被害防止条例を平成31年１月から施行いたしました。条例では、カラス被害に対して、市長、事業者及び市民などがそれぞれの責務を適切に認識するとともに、相互に協力及び連携をして推進することを基本理念としております。本市では、カラス被害防止条例に基づき、令和４年度から５年度にかけて

カラス生息調査を実施しておりますが、より精度を高めるため、調査箇所を前回、令和元年の378か所から631か所、およそ1.7倍に拡大をしております。

調査結果として、市内にある２つの大規模なカラスのねぐらでは、生息数はやや増加傾向にあるものの、市域全体としてのカラスの巣の数は減少傾向で推移をしています。カラス対策を実施したごみ集積場所の割合は、前回調査の85％から92％へと向上しており、これに関連して、被害を受けたごみ集積所の割合は、1.9％から1.4％へと低減していることも併せて確認ができました。これらの結果から、大規模なカラスのねぐらでの生息数増加の理由はいまだ不明な点はあるものの、カラスの巣の数の減少やごみ集積場所のカラス対策実施率の向上、これに伴う被害の低減が認められており、着実にカラス被害防止条例に基づく取組の成果が表れているものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　伺いました。大規模ねぐらでの生息数の増加の理由はいまだ不明であるというところですが、生息そのものについては、この条例がターゲットとしているものではありませんで、カラスがすみやすいなという、ねぐらにしやすいなというところに集まってくるというふうに理解をしておりますので、これはこれで理解をいたしました。カラス生息調査の調査箇所数を増やすことで調査の精度を高めたということでありますが、これは過去の議会質問での私の提案を取り入れていただいたというふうに理解をしております。敬意を表する次第であります。この調査結果について、巣の減少やごみ集積場所のカラス対策実施率の向上、これに伴う被害の低減が認められている、着実にカラス条例に基づく取組の成果が表れているものと考えているということで了解をいたしました。

次に移ります。(2)課題について。

カラス被害防止条例の成果が表れていることはとても喜ばしいというふうに感じております。しかし、被害がゼロになったわけではなく、これからもカラス対策を進めていかなければならないと思っています。そこで、現在抱える課題と今後の対策について伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

今回の調査結果から、カラス被害の温床となる生ごみや営巣に多く使用される針金製のハンガーの屋外放置、カラスネットやストッカーの蓋の用法不備などが課題として挙げられています。本市では、カラス被害防止条例に基づくカラス被害対策指針について、これらいまだ残る課題や重点的に取り組むべき事項を明確化するため、本年１月に指針の改正を行っております。今後は、これら重点対策について一層取り組んでいただけるよう、効果的な啓発活動も進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。

１点再質問しますが、市の取組で令和５年１月にスタートした市民からのカラス被害に関する窓口となるいちかわ環境ダイヤルというものがありますが、そこに寄せられたカラス被害に関する相談件数や主な内容、その後の市の対応について伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

いちかわ環境ダイヤルは、市民とともによりよい生活環境の実現を目指し、令和５年１月に開設をいたしまし

た。開設以降、令和６年３月末までに、騒音や悪臭などの生活環境被害に関する通報は合計で約150件、そのうちカラス被害に関するものは10件で、その全てがカラスがごみの集積所を荒らしているというものでした。そのうち７件が集合住宅にあるごみの集積所であり、本市からは管理会社等に対して、ごみが散乱しないよう適切に利用していただくようお願いをしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　このいちかわ環境ダイヤルについて、効果が認められる大変よい制度だというふうには思っております。また、そのうちカラス被害について、件数は多くはないのでさらなる市民への制度周知を要望しておきます。

さらに掘り下げてまいります。先ほどの答弁で、集合住宅にあるごみ集積場所に多くカラス被害が発生していることが分かりました。これは、条例をつくる際に、集合住宅のごみ集積場所の管理の適正化を一番の重点に置いておりましたので、大変想定内であるというふうに思っております。当該条例施行から約５年が経過して、これまで蓄積してきた知見等を基に、さらに条例の効果を高めるために運用の改善が必要であるというふうに考えております。カラス被害が生じているごみ集積場所を私は実際に見た限りにおいてでありますけれども、市の指導基準が適用される以前の集合住宅においては、ごみ集積場所の設置がされていない、あるいは市の指導、助言等によりごみストッカー等を設置したものの十分な容量のストッカーを設置するスペースが確保できず、ごみストッカーからはみ出してカラス被害に遭ってしまうケースが見受けられました。これらのごみ集積場所の不適正な管理について市から改善のお願いをしているにもかかわらず、当該物件の管理会社や物件所有者が適切な対応を取らず、カラス被害が一向に解消されないケースが見受けられました。

カラス被害防止条例では、このようなケースにおいて、管理会社や集合住宅の所有者に改善指導や改善勧告、さらに改善命令を行うことができます。それでも改善命令に従わないときは、違反事実の公表をすることができます。

そこで、これまで改善指導や改善勧告、改善命令、公表したことがあるのか伺います。

また、本市から改善の助言等を受けた集合住宅の管理会社、また所有者に対して、カラス被害防止条例では、市の指導等に従わない場合、最終的には違反をしている管理会社等を公表することができることについて、あらかじめその本人に周知することで、カラス被害防止条例の実効性が高まるというふうに考えます。このことは大変重要であるというふうに考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

このような相談をいただいた際は、現場の状況確認をした上で、建物を管理している会社や所有者に対し、新たな集積所の設置や、しっかりとしたカラス対策を講じていただくようお願いをしていますが、これまで、カラス被害防止条例に基づく指導、勧告、命令に至った事案はございません。なお、御質問の改善命令などに従わない場合は、違反事実を公表することができることを、あらかじめ指導や勧告などの段階で違反者に伝えることや市民に周知することは、カラス被害防止条例の実効性を高める上で有効な策であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。今の御答弁は大変ありがたいというふうに思っておりますが、今回の公表とかについては、いわゆる自然環境課のほうが所管をしていて、実際のごみ集積所の管理については清掃事業課がするということで、要するに、公表については自然環境課が行

っていくというところで、現場の清掃事業課がやるものではないという、ここは連携をしっかりしていかないのが、これになかなか考えがいかなかったのかなというふうに私は理解をしておりますので、課同士の連携についてもぜひお願いしたいということを申し上げておきます。

最後の質問になりますけれども、住宅数軒がまとまってごみ集積所設置届を市に申請することで、ごみ集積所が設置されるわけであります。当該設置届を見ますと、ごみ集積所に隣接する建物等の所有者、利用者その他の関係者と事前に協議し同意を得ていると、また、近隣住民等の生活環境に及ぼす影響に配慮し、責任を持って当該ごみ集積所を維持管理する、そして２点目が、ごみ出しのルールを遵守する、３点目、ごみ集積所は常に清潔な状態を保持する。カラス等による被害があるときは、速やかにごみ散乱防止ネットの設置等の必要な対策を講じますという記載があります。利用者については、これらのルールを遵守することが求められています。

そのごみ集積所に、利用者ではない、ごみ集積場所を設置していない近隣の集合住宅の住人と思われる人が、自身のごみを回収曜日や時間に関係なく投棄してカラス被害が生じてしまっている場合があります。私も実際そのような要望を受けて現場を見てまいりました。ごみ集積所設置届の申請者氏名を届け出るのは代表者だけでありまして、他の利用者については世帯数を記載するのみとなっています。したがって、本市は利用者について把握できない状況にある。近隣のごみ集積所利用者でない人がごみを集積場所に置いていっても利用者なのか判別できず、指導することが困難だと考えています。かつての自治会加入率が高く、向こう三軒両隣の顔がよく見え、コミュニケーションを取っていた時代であれば、現状の制度で問題は生じなかったと思いますが、現在は近所との関係が希薄化する傾向にあると認識しています。

そこで、ごみ集積場所への不適正なごみ出しがなされ、市へ苦情があった場合、市が適切に対応できるよう申請書類の様式を利用者全員の氏名、住所を登録するように変更する必要があると考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ごみ集積所申請時の代表者だけではなく、利用者全員の氏名を登録することは、適正利用につながる可能性はあるものの、転出入時の対応や実際に登録された人が利用していることの確認など実務面での課題が多く、直ちに実施することは難しいものと考えています。今後、無責任なごみ出しなどにつきましては、カラス被害防止条例の実効性のある運用を考えていく中で検討をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　まとめます。今、市の認識を伺いました。確かに氏名を重視すれば、答弁のとおり実務面での課題は多いと考えます。しかしながら、誰かということよりも、どこの家からごみが出されているかという住居を把握することのほうが重要であるというふうに考えています。また、氏名については、ごみ集積場所を申請時に、利用者が変わるとき、転居や当該住宅所有者の変更がある場合は市に申し出ることを申請要件に入れておけば、一定程度クリアになるというふうに考えております。いずれにせよ、近所との関係が希薄化するこの現状にあって、ごみ集積場所の申請要件についてもアップデートする必要があることを指摘しておきます。

最後に、ごみの適正管理に日夜従事されている関係者に敬意を表し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時14分散会

第　　８　　日

令和６年 12 月 13 日（金曜日）

令和６年 12 月市川市議会定例会議事日程（第８号）

令和６年 12 月 13 日（金曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　石原みさ子議員、とくたけ純平議員、太田丈之議員、門田直人議員、越川雅史議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮	本	均
大	場	諭
稲	葉	健二
小	泉	文人
石	原	よしのり
増	田	好秀
越	川	雅史
中	山	幸紀
松	永	鉄兵
竹	内	清海
加	藤	武央
岩	井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦
スポーツ部長	鎌形	秀昭
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	根本	泰雄
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	森田	敏裕

行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	栁	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
主任書記	伊	藤	祥	太
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	青	木	聖	也
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、中村よしお議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

中村議員。

○中村よしお議員　貴重な時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

昨日の私の一般質問中、行徳地区の課題についてに関する質問において、「京成電鉄グループ」と発言いたしましたが、正しくは「京成グループ」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

次に、道路交通部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

昨日の中村よしお議員の一般質問中、行徳地区の課題についての質問に対する答弁におきまして、「京成グループ」と申し上げるべきところを「京成電鉄グループ」と申し上げましたが、正しくは「京成グループ」でありますので、訂正をお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　おはようございます。創生市川の石原みさ子でございます。気持ちを新たに、通告に従いまして３つのテーマについて一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、商店会の活性化についてです。

令和３年度の中小企業庁の発表によりますと、各都道府県が把握している商店会の数の合計は、全国で１万3,408件であり、そのうち東京都内では2,447件、23区全体では1,882件、また平均加入店舗数は52.9店舗となっております。本市には55の商店会が存在します。商店会は地域住民の生活を支えています。特に交通弱者と言われる高齢者や車を持たない人々にとっては、生活基盤を支える存在であり、地域の持続可能な発展に欠かすことのできないものと言えるでしょう。そのような役割を担う商店会ですが、近年は閉店してしまうお店も見受けられ、商店会そのものが危機にあるのではないかと懸念しています。

そこで伺います。(1)商店会及び加入店舗数の現状と推移、(2)商店街活性化支援事業の内容とその効果、(3)活性化していくための課題について、３点まとめて御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えいたします。

初めに、(1)商店会及び加入店舗数の現状と推移についてであります。商店会等は、町の一角における個々の商業者の集まりであり、共同で経済的な事業や町の環境整備事業を行う団体であります。本市では、近接する小売商業、サービス業等の５社以上で構成される団体を商店会として届出を受けております。

次に、商店会員数の現状ですが、令和６年度当初において、市内全55商店会のうち、最も商店会員数の多い商店会は68会員で構成され、最少は６会員となっております。続きまして、商店会及び会員数の推移についてです。平成26年度が63商店会、2,084会員、令和元年度が60商店会、1,827会員、令和３年度が56商店会、1,684会員、そして、令和６年度当初が55商店会、1,552会員で、この10年間で８商店会、532会員の減となっており、年々減少の傾向にあるものと認識をしております。また、現状として、令和６年度内に既に解散または解散を予定している商店会があることに加え、近年の流れからは減少傾向が続くものと懸念をしております。

次に、(2)商店会への現在の支援内容とその効果についてです。商店会に対する支援として、商店街活性化事業補助金を交付しております。具体的には、商店街灯などの新設、修繕等に要する費用や電気料、来客者用の駐車場確保に要する費用、商店会等が実施する集客を高めるためのイベントや販売促進事業の実施に要する費用に対し、一定の上限を設け補助を行っております。

なお、千葉県におきましても、同様の支援事業がありますが、現在のところ本市の商店会が活用したという報告はございません。

続いて、支援の効果についてです。商店街灯などの共同施設は、商店街を訪れる方や周辺住民の安心、安全に寄与しており、特に夜間の町の明かりの確保という観点からも欠かせないものとなっております。また、複数の商店会が共同で実施している市川まつりや行徳ハロウィンなどの広域的なイベント、また、単一商店会が実施するイベントは、その大小を問わず、地域に大きなにぎわいを創出しており、市内経済の活性化だけでなく、地域コミュニティーの活性化にも効果を発揮しているものと考えます。

最後に、(3)課題についてです。商店会及び商店会員数の減少の主な原因として、商店主の高齢化、後継者不足の課題があるものと認識をしております。市内には住居を兼ねる店舗も多く、商店主が後継者不足等により廃業をしてしまうと、住居も兼ねているため店舗部分を貸し出すことが難しく、店舗数の減少を食い止められない一つの要因となっております。また、市内の一部地域では、店舗跡地にマンションが建築されることが多く見受けられ、店舗が出店できる場所が少なくなっているとも伺っております。このような課題もあり、商店会、商店会員数の減少を招いていることに加え、活動や会費を負担に感じ、商店会に加入しない商店主が増えていることなども、商店会活性化への課題となっているものと認識をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁をお伺いいたしました。この10年間で８商店会、532会員が減少している、また、令和６年度既に解散、解散予定の商店会があるということでした。そういった流れから減少傾向が続くと予想されていました。その要因としては、商店主の高齢化、後継者不足。みずほ情報総研が令和元年度小規模事業者が地域において果たす経済的・社会的役割に関する調査事業において実施した小規模事業者と住民を対象としたアンケート結果を見ますと、地域の課題について最も問題だと思っている第１位は、事業者、住民共に、商店街や中心市街地等の衰退と挙げております。アンケートに答えた事業者の31.5％、また住民の24.1％が、この商店会や中心市街地の衰退を憂いております。

では、再質問いたします。総武線沿線などにある商店会が抱えている課題の一つに、商店が撤退した後にマンションが建ってしまい、商店が分断されてしまうという現状があります。現在、ＪＲ市川駅北口には建設中の高層マンションがありますが、例えば市川三商会、真間駅前通り会、真間銀座会など10年前とは商店街の景色が随分変化してきています。そこで、１階部分へテナントを誘導する方法について、街づくり部長へお伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

建てられる建築物の用途や規模は、用途地域により制限されております。店舗は13種類ある用途地域のうち、その規模や業種にもよりますが、工業専用地域以外で建てることは可能であります。なお、１階部分へ店舗などを誘導する手法としては、例えば１階部分を店舗以外の用途で利用できないように制限する地区計画などの制度があります。しかし、これらの制度は、地区内の住民の求めるまちづくりの実現は図られる一方で、土地活用の自由度を制限することから、土地所有者や建物所有者などでの合意形成が必須となります。商店会の活性化につながる地区計画を定めている地区では、その前段階として土地所有者などを中心に自主的なルールを定め、地域の意識の醸成を図っている事例があります。その内容は、建て替えや外観などの整備時における事前調整、維持管理などに関することです。地区計画や自主ルールは、商店会の活性化に向けた一つの手法でありますが、制度の活用に際しては、多くの関係者の合意形成が大きな課題になると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　ただいまの御答弁によれば、地区計画を定めることで、マンションの１階をテナントとすることができるということでした。ただし、土地の所有者に事前に協議をして合意を得る必要があり、また、その合意形成が鍵となると理解しました。このような手法があることを私自身存じておりませんでしたが、市が建築許可を出すよりもっと前に、協議して合意しておかなければならないのだろうというふうに思います。１階部分において店舗以外は建てられないようにするという地区計画制度、この地区計画制度を採用するというふうに考えた場合、やはりその地権者だけではなくて、日頃から商店会のメンバー同士で、お店をもし閉じたら、そこのビルやマンションの１階はテナントにしようねと、そういった話合いを日頃からしておく必要もあるのだろうと思いました。また、そういった日頃からのコミュニケーションが、いざというときにみんなの合意形成を得られるのに有効なんだろうというふうにも思いました。

中小企業白書によれば、空き店舗対策に必要な行政の支援についてのアンケートで聞いたところ、一時的な穴埋めではなく、「まちづくり」計画の立案情報の提供と回答する商店会が33.3％とトップで、家賃補助、改装補助などの支援、新規出店者の誘致を上回っております。つまり、個別店舗ごとの対策ではなく、市のまちづくり計画の中に、商店街をどう位置づけるのかという総合的な視点が重要であり、そういう視点を持った自治体の商店会は生き残っていくのではないでしょうか。魅力あふれる商店会の存在は、市の人口減少を食い止める一つのポイントとなるのではないかと私は考えます。市川でも、本八幡でも、真間でも、大野でも、ウインドーショッピングがしたくなるような商店会があると楽しいなというふうに思います。

では、もう一つ再質問いたします。商店会、会員数の減少に懸念を持っている、認識しているという市当局の思い、考えは理解しました。では、その解決のために、市は商店会の活性化についてどのように捉え、どのようにしていきたいとお考えでしょうか。今後の方向性についてお答えください。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

市内の商店会には、地域経済の担い手として地域に活力をもたらし、町の魅力や安心、安全に加え、地域コミュニティーの向上などに大変重要な役割を担っていただいております。商店主の高齢化や後継者不足等の問題につきましては、市内商店会の相互協力団体である市川市商店会連合会と連携を図り、事業承継支援などに関する情報発信に努めるとともに、相談支援を行うなど、会員数減少の抑制に努めてまいります。また現在、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯでは、商店会支援策の一環として商店会歳末ジャンボを実施しているほか、より一層のにぎわいを生み出すため、隣接する商店会と連携した大きなイベントの開催を促してまいりたいと考えております。本市といたしましては、商店会及び会員数の減少が抑えられるよう、商店会の現状や要望等の把握に努め、

商店街活性化事業補助金の見直しを行い、効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。また、商店会の活性化に向けて、まちづくりに関する相談が商店会からあった場合には、関係部署と連携し、円滑に進められるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　前向きな御答弁だったと思います。市内商店会の相互協力団体である市川市商店会連合会と連携を図りという御答弁でした。これまで年に１回ぐらい、新年会でしたか、市内の商店会の会長さん、役員さんと商店会連合会での集会というものがあったと思うんですが、今まではあまり市の職員の姿は見受けられませんでしたので、ぜひそういった総会に参加していただいて、実際の声を市のほうとしても吸い取っていただきたいなと思います。

それから、隣接する商店会と連携して大きなイベントの開催を促していきたいという御答弁もございました。私は、市川駅北口で行っております市川まつりの実行委員の１人でもあるんですけれども、やはり一つ一つの商店会が小さくなってきていますので、そういう意味では、同じ地域に存在する商店会同士が仲間として１つのイベントをするというのはとても効果的であろうと思います。また、これまでいろいろと耳にしているエピソードとしては、そういった一緒にイベントをする前は、なぜか商店会同士ってあまり仲がよくないんですね。ですが、そういった１つのイベントを一緒につくっていく上で、とてもコミュニケーションが生まれて、非常に人間関係もスムーズになったというような話も聞きます。そういったことから、単に市民にとっていいというだけではなくて、やはりお祭り、イベント、そういったものを開催している商店会のメンバーにとっても、メリットは大きいというふうに思いました。

それから、先ほどの部長の御答弁の中で、今後、商店会の現状や要望等の把握に努め、商店街活性化事業補助金の見直しを行い、効果的な支援を行ってまいりますとありました。これはぜひやっていただきたいと思います。これまでも商店街活性化事業補助金というのは市も出しておりますけれども、その見直しを行って、より効果的な支援というのを研究してほしいと思います。強く要望いたします。

それから最後に、まちづくりに関する相談が商店会からあった場合には、関係部署と連携し、この関係部署というのは街づくり部なんだろうと思うんですが、円滑に進められるように努めてまいりますというお言葉もありました。先ほど例を挙げましたように、マンションの１階をテナントにしたいというような、そういったまちづくりに関する相談にも対応していきますよという御答弁でございました。こうやって話してみますと、まだまだやれることがあるんだなというふうに思います。例えば、今シャッターになってしまったお店もたくさんありますが、そういった店舗を若者や女性の起業に活用したり、紹介して、そういったシャッターになってしまった店舗を貸し出すとか、最初は、やはり家賃が高いとなかなか難しいので、少し市のほうが商店会に加入した新規店を対象に家賃補助支援を行うですとか、まだまだ知恵を出せばやれることがあるのではないかと思います。これまで、あまりまちづくりに関してという位置づけはなかったのではないかと思うんですが、これからは、さらに真剣に本気で取り組んでいただきたいなと思います。

魅力ある商店会は先ほども申し上げましたように、市川市の人口減少を食い止めると信じています。昔ながらのお店の閉店が続いております。そのために、市川らしさがどんどん消えていく傾向にあるのは承知しておりますが、これから新しく、その市川らしさをつくっていくというのも一つのチャレンジであるのではないでしょうか。お店個人の商店主の問題ではなくて、市川が発展できるかどうか、そういった鍵を握っている一つだと思っております。関係部署の皆さんには、どうぞ商店会関係者の声をよく聞いて、丁寧に相談に乗っていただきたいと思います。御答弁ありがとうございました。

では、次の質問に移ります。次の質問は、道の駅いちかわの治安対策についてです。

近隣の方、また、立ち寄った方など複数の市民の方から指摘を受けまして今回質問いたします。バイク利用者による屋外での騒音が目立っています。注意喚起のポスターなど、複数枚貼り出してはおりますが、あまり効果がないようです。現状と課題、解決策について御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えいたします。

道の駅いちかわの駐車場では、週末、夜間にバイク等が集まり騒音が問題となっており、治安の面でも懸念が生じていると認識をしております。このことについては、駐車場の設置管理者である国土交通省首都国道事務所及び市川警察署、市による三者協議を行い、情報共有をしております。利用者のマナー向上を呼びかけるため、集会や空吹かしなどの禁止行為を挙げた警告チラシをトイレ棟や地域振興施設に掲示をし、改善に向け対応しているところであります。また、地域振興施設の指定管理者は、地域振興施設内に夜間も警備員を常駐させており、目視やビデオカメラにより、バイク等が多く集まり騒音が発生した際に警察へ通報することとしております。

しかしながら、このような対策を講じているものの、夜間にバイク等が多く集まる際には、騒音が発生することもございます。今後も引き続き、駐車場の設置管理者である国土交通省首都国道事務所や市川警察署、市との三者協議を継続し、騒音対策について協議をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。道の駅いちかわは、一番東京に近い都市型道の駅としてオープンしました。その道の駅がバイクなどの騒音、それも１台や２台ではなさそうですけれども、そういったことによって大変治安が悪いというううわさも立っております。やはり、これは地域の住民、また、利用者の皆さんの安心、安全を守るためにも何とかしなくちゃいけないと思っております。今の御答弁によりますと、いろいろと市も把握されているということで対応を考えて、話合いなどを行っているようです。

では再質問しますが、道の駅いちかわの治安対策として、国土交通省首都国道事務所に対してはどのような協議、対応を行っているのでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　本年４月に行った三者協議では、市川警察署よりトラブルがあった際には警察へ通報するよう助言を受けております。本年９月には、夜間に巡回警備をしていた警備員が、利用者に対し注意を促した際に、複数の利用者に取り囲まれる事案がございました。そこで、市が国土交通省首都国道事務所へ出向き、警備の対応について協議を行い、９月中旬から目視やビデオカメラによる監視としております。また、騒音に関する市川警察署への通報は、９月、10月に計４件行っております。今後のバイク等による騒音には、いち早く警察へ通報することや啓発活動を行うことにより、治安の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。これまで夜間に巡回警備をしていたところ、警備員が注意したら複数の利用者に、バイクの方々でしょうか、取り囲まれるようなことがあって身の危険を感じて、そして、それからは夜間の巡回はしなくなったというふうに聞いております。ですから、現在は目視または、ビデオカメラで監視をして、バイクの皆さんが集まってきたところで110番をして、警察を呼ぶというようになっているようです。いち早く警察へ通報することというふうな御答弁もあったんですけれども、結局、警察が来たとき

には騒音を出している皆さんは、ぱっと散ってしまったりして、いないとまた集まってくるというような、そういったいたちごっこになっているのではないかなと思います。

実際に道の駅いちかわは、市が直営でやっているわけではなくて、国交省と、それから首都国道事務所、また道の駅いちかわは指定管理ですので、そういった市以外の団体、駅長を出している団体との協議が常に必要だろうと思います。これまでもされているとは思うんですけれども、これからも粘り強く三者で話合いをしていただきまして、警察に通報する、そこで終わりということではなくて、より市民にとって安心、安全な道の駅となりますように努力していってほしいと思います。大変これはすぐに解決する問題ではありませんけれども、一日も早く平和な道の駅となるように願っております。

では、次の質問に移ります。最後の質問になります。最後の質問は、私も大好きな市川の梨についてです。

９月定例会で質問しまして、現状については理解いたしました。５年間で約30件の梨農家が減少している、農地の面積も同様に約207ha減少している。そのような梨農家の現状から考えますと、人材育成が急務ではないかと考えます。今行っている人材育成に関わる支援策はどのようなものがありますでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

現在、梨農家の人材育成に対し行っている支援策として、昭和38年４月に市内の若手農業後継者を構成員に組織され、農業に関する技術や知識の向上などを図る活動を行っている市川市農業青少年クラブ、通称４Ｈクラブに活動費の一部を補助し、支援を行っております。４Ｈクラブは、親元就農などで営農を行っている20代、30代を中心に14名で構成され、今年度は新たに果樹農家を目指す若手２名が加入をいたしました。主な活動内容としましては、毎月開催している定例会におきまして、プロジェクト発表や研修会、講習会などに関する打合せを行うとともに、農業事務所普及指導員から農業知識の情報提供を関係機関や本市担当者も出席して行っているほか、市内の遊休農地を活用し、幼稚園児に対しサツマイモ掘りなどの体験農園事業の実施や和洋女子大学の学生と合同で里芋やサツマイモの栽培から収穫までを行い、農水産まつりで販売するなど様々な活動を行っております。

本市といたしましても、次世代を担う若手農業後継者の育成は、農業を守っていくために重要であると考えており、千葉県やＪＡいちかわと協力し、活動費の補助のほか、就農レベルや経験に合わせた梨の剪定講習会の開催など様々な支援を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁お伺いしました。次世代を担う若手農業後継者の育成について、様々な支援をお話しいただきました。農家自体が減っている中、やはり次世代を担う後継者の方々を育成するというのは非常に大事だと思いますし、やらなくてはいけないとも思います。ただ、５年間で約30件もの農家がなくなってしまっている現状を鑑みますと、それだけでは足りないのではないかなというふうに思います。親元就農者や既存の営農者への支援ではなくて、今後は若手に限らず新規就農者の育成や支援策も重要なのではないでしょうか、見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　本市の新規就農の状況は、過去５年間で５名の方が新たに就農しており、全て野菜農家ではございますが、離農することなく、営農を続けていらっしゃいます。新規就農に際しましては、栽培品目に関する専門的な知識や技術を数年かけて習得することや、先を見据えた実現可能な営農計画の策定、それを実

現するために必要な農地や農機具、資材を確保するための多額の資金など、多くの準備が必要となります。さらに、梨などの果樹類につきましては、単年度で植付けから収穫まで完結する野菜と違い、苗木から育成し、十分な量の収穫に至るまで長い年月が必要となることや、安定した収入を得るためには野菜よりも広い農地を要し、剪定や受粉、農薬散布や除草、摘果や収穫作業など、栽培過程において非常に多くの手間と時間がかかっております。

そこで、本市では、新規就農を目指す方に対し、専門知識の習得に必要な研修などの情報提供や適切な就農計画策定のための助言指導などを千葉県やＪＡいちかわなど関係機関と連携して行っております。農地の確保につきましては、高齢化や後継者不足などの理由で農地を貸したい農家と農地を必要とする新規就農者の双方の条件が合致した際には、関係法令に基づき農地の貸し借りの仲介などを進めております。さらに、経済的支援策として、次世代を担う農業者となることを希望する新規就農者に対し、一定の要件を満たした場合に、農林水産省が助成する新規就農者育成総合対策経営開始資金、年間最大150万円、最長３年間支給などがございますので、これらを活用し、新規就農者の育成を図っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。新規の就農者、過去５年間で５名の方がいらっしゃるということですが、全て野菜農家で梨はいないというふうに分かりました。それはなぜかと言うと、野菜の場合は、種を植えて収穫するまで１年の間に全てを成し遂げることができると。でも、梨はそうではなくて、植付けから収穫まで完結する野菜とは異なっていて、苗木から育成しなくちゃいけませんし、十分な量の収穫を得るまでに長い年月がかかり、その間の収入をどうするかとか、また、広い農地が必要ですから、その農地をどうやって得るのかとか、栽培過程においても、それから実際の収益を得るまでも、非常に多くの手間と時間がかかっているのだという御答弁を伺いまして、以前、私が梨農家の方と話したことを思い出しました。

皆さんは梨は食べていると思うんですが、その梨畑に行ったことはありますでしょうか。梨畑にはたくさんの梨が実る木があります。では、その１本の木、一体その木は何年間そこの梨畑で生かされることができるのか。それが５年なんですね。５年ごとに木を替えていかないと、おいしい梨はできないそうです。つまり、ある梨農家さんが持っているその土地の一部で５年間をかけて作っているところがありますが、６年目にはそれは使えないわけだから、毎年毎年収穫を得ていくためには、同時進行で別の場所の梨もやっていかなきゃいけないわけですよね。そういうことを考えると、やはりとても手間がかかるし、それだけの農地も必要なんだということも理解できます。

そこで、先ほど部長が農林水産省が助成する年間最大150万円、最長３年間支給というような助成金、新規就農者の育成のシステムがあるということもお話しいただいたんですけれども、こういったシステム、そういう仕組みがあるということをほとんどの方は知らないんじゃないかなと思うんですね。ですので、もっともっとそういうことはＰＲしていただきたいなと思うんです。そういった助成をしてもらえることを知らずに、無理だと思って諦めているような方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、こういう助成をしますよという農林水産省の助成を、市川市が一般の市民または市外の方にＰＲするような機会もつくっていっていただきたいと思います。

では、再質問ですけれども、梨農家への新規就農者の人材確保についてお伺いします。市川では、まだまだそこまでやってきていないというふうに私は感じているんですけれども、他市はどのような支援策を行っているのでしょうか。また、その状況を踏まえて、本市としては、地域ブランド市川の梨を守るために、どのようにしていこうと思っていらっしゃるのでしょうか、その見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　他市などの梨農家への支援策についてです。公益社団法人千葉県園芸協会が、千葉県梨ワンストップ相談窓口を令和６年10月に開設をいたしました。主な事業内容といたしましては、県内の農業事務所やＪＡ、産地協議会などと連携し、梨アドバイザーが梨の新規就農希望者に対し圃場の情報や農地のマッチング事例の紹介などの相談を行ったり、新規就農に至った方に対しましては、栽培マニュアルの作成や専門家を派遣し、雇用者、従事者への技術指導や生産販売のほか、補助事業などの相談を受け、経営指導などを行っております。

また、市原市では、市原市担い手育成機能強化事業として、就農意欲の高い人材を研修生として受け入れ、農業事務所や市内生産者、ＪＡ市原市など関係機関と連携し、生産技術や経営管理能力、流通販売対応力や安全対策など、より実践的な農業研修を行い、地域農業の担い手の育成、経営者の確保を行っており、令和６年度については梨の新規就農希望者のみを対象に12月から募集を開始し、令和７年２月より研修を実施していくとのことでございます。主な研修内容や諸条件といたしましては、座学による農業に関する基礎研修を25時間、市内生産者の梨園において、実地研修を1,176時間、合計1,201時間の研修を２年間で受講し、研修終了後は、１年以内に市原市内で就農して、10年間以上営農を継続することや就農に際する自己資金を有すること、市内に住所を有することなどを条件としております。

本市といたしましても、全国でもトップクラスの産出額を誇る市川の梨を特産品であると認識していることから、今後も地域ブランドとしての価値を継続していくために、千葉県園芸協会や他市の先行事例を参考に調査研究を行い、本市の状況などを踏まえて、地域ブランド市川の梨を守るための支援策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。公益社団法人千葉県園芸協会が千葉県梨ワンストップ相談窓口というのを本年10月に開設したということ、そして、梨アドバイザーが新規就農者に対していろいろな相談を行っているということ、また、市原市では市原市担い手育成機能強化事業として、市原も梨の産地ですので、市川よりも一歩進んだ取組を始めたということが分かりました。

そこで提案なんですけれども、やはり、先行しているところを研究していく、そして、その検証の中で、いい点、または市川に合っている点、そういうものを取り込んでいくのは重要だと思うんですが、市川市が独自に梨の後継者をつくっていく、人を育てていくということに着手してもいいんじゃないかなと思うんですね。だから、市原市が行っているのがどうなっていくのかというのを何年間か待って検証するのではなくて、それも必要ですけれども、市川市独自での人材育成、それをしていかないと、もうこの先、梨農家はどんどん減っていってしまいます。

そこで私は提案したいんですが、市長、ぜひ市川梨学校というのをつくったらいかがでしょうか。市川市の中で、農家さんの中で、もううちは２年後閉めますよとか、そういったところの土地を市が借り上げて、そして、そこに新規でやりたい方を集めて、梨アドバイザーも講師として就けて、市原市と少し似ていますけれども、そういった現場で実施していただく。また、いろいろ細かいことは梨農家によってやり方が違うとも聞いています。ですから、そういった研修の中には、山村留学ではなくて梨農家への留学のような形で、ある年はＡ、ある年はＢというふうに実地研修をしてもらう、そういった機会をぜひつくっていただけないかなと考えています。容易ではないかもしれないんですけれども、梨農家の皆さんやＪＡとも協力して、ぜひこれからも市川の梨が市川の地域ブランドとして、今までのように私たちの誇れる市川の梨を絶やさないように、10年後、20年後、30年

後もおいしい梨が自慢の市川であるように、そういった思い切った取組というのが今必要なのではないかというふうに思います。実際に梨を育てている農家の方でさえ、10年後はどうなっているんだろう、20年後やっているだろうかという不安を持っております。ぜひ考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大好きな市川のおいしい梨がいつまでも食べられるように、また、市川の梨を市川の地域ブランドとして私たちがいつまでも誇りに思えるように、そういう願いを持って私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員　日本共産党のとくたけ純平です。イスラエル軍によるガザへの攻撃が激化して14か月が過ぎました。パレスチナ人の死者は４万人を超え、その大半が女性と子どもと報じられています。言葉では表せないようなひどい事態が今も続いています。世界中の戦争や紛争が一刻も早くなくなることを願いつつ、通告に従い一問一答にて一般質問をいたします。

大項目の１つ目、路線バス減便の現状と本市の認識について伺います。

先順位者も取り上げたように、路線バスの減便や廃止が全国的に大きな問題となっています。本市でも、今年度に入り各路線で大幅な減便がありました。例えば、大洲や大和田にお住まいの方からは、朝と夜の通勤時間帯を中心に減便され、とても不便だとの声を度々聞いています。この点について本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

御質問の路線バスは、京成トランジットバス株式会社の運行する大洲・中山線となります。大洲・中山線の主な経路は、市川駅と本八幡駅を往来するものと、市川駅と西船橋駅を往来するものがあります。同社では、本年４月のダイヤ改正により、平日に市内を走行する路線の全568便から187便を減便いたしました。このうち、大洲・中山線については、市川駅と本八幡駅間の増減はなく、市川駅と西船橋駅間では約２割に相当する28便が減便されました。

なお、この改正により、始発便の時刻は繰り下げられ、最終便の時刻が繰り上げられております。

同社によると、今回の減便理由は、以前からの運転士不足に加え、本年４月の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準改正により、運転士不足が一層顕著になったことによるものとのことです。また、市川駅と西船橋駅間においては、運転士不足に加え、県道若宮西船市川線の渋滞による定時運行が困難であることも理由の一つと伺っております。運転士不足が大きな課題となり、路線バスが減便されていることは本市も認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　本路線は、昨年度と比べて市川駅に行く場合、６時台がなくなり、７時台は減便、そして、市川駅から乗る場合、21時台、22時台が３本から１本に減便、23時台がなくなりました。駅を利用して通勤している市民にとって大変不便な状況です。子育て世帯の定住促進の妨げにもなり得る大きな問題だと認識します。様々な課題が生じていることは理解しましたが、本市はどのような対策を取っているのか、またその成果について伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市では、令和５年度から運転士不足の解消を目的に、本年１月にバス運転士及びタクシー乗務員就職説明会

を開催し、２月には船橋市と合同で実施するバス・タクシー乗務員募集説明会を開催いたしました。事業者からは、各説明会で１名ずつ、計２名が採用されたと聞いております。今年度も７月に就職説明会を開催したものの、今日まで採用には至っておりません。次回は、来年２月に全日警ホールで船橋市と合同の募集説明会の開催を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　説明会を行っても大きな成果には結びついていないようで、さらなる支援策が必要です。浦安市ではバス事業者に乗務員確保のための補助金を支出し、市原市ではバス運転士へ直接の金銭支援を行っています。本市ではこのような取組は考えていないのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市によるバス事業者への支援は、これまでにＩＣカード機器等の設置やバスロケーションシステムの整備に関する費用の補助などを行っております。バス運転士の採用に係る金銭補助は行っておらず、就職説明会等を開催しております。今後も開催を継続していくとともに、他市の支援状況を注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　路線バスは、地域の方々の移動手段として大変重要であることは言うまでもありません。今回質問をした路線は、現役世代の方への影響が大きいものですが、ほかの路線でも申し上げたように、減便の傾向が顕著であり、高齢者にとっても切実な問題となっています。本市として、事業者への支援を強めていただきたいと思いますし、国に対しても支援の強化を求めていただきたいと要望をいたします。

続きまして、大項目の２つ目、市立中学校における修学旅行について。

(1)2025大阪・関西万博を見学することの目的と課題について伺ってまいります。本年６月、万博会場の地元である大阪の３つの教職員組合が、子どもを安心して連れて行けないなどとして、大阪府に対し万博への子ども招待事業の中止を求める申入れを行いました。大阪・関西万博には、教育目的面や安全面で多くの不安が噴出をしています。本市では、６つの中学校が修学旅行で万博見学を予定しているとのことですが、見学の時期、見学にかける時間、大阪市内から会場までの交通手段について伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

万博の見学を予定しているのは市立中学校６校ですが、その見学時期は来年度の令和７年４月に１校、５月に３校、６月に２校でございます。見学時間につきましては、１日見学をする学校が２校、半日見学をする学校が４校、会場までの交通手段はバスが４校、電車が１校、現在未定が１校となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　続いて、万博会場の下見について伺います。訪問先の下見は、教職員が事前に様々な事態を想定しながら、当日に備えるために必要不可欠だと聞いています。一番早い学校で４月中に見学に行くとのことですが、万博の開催は４月13日からです。教職員による万博会場の下見はいつ行われるのでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

下見は修学旅行の原案に基づき、内容や体験等が教育的意義として妥当か、当該地までの経路確認と見学場所や宿泊場所、危険箇所等の把握、避難経路の確認をすることなどを目的に行います。下見は学校長が判断し、各学校の計画により行っており、万博見学を予定している学校の下見は令和６年８月、11月に実施済みの学校２校と、令和６年12月、令和７年１月、２月に実施予定の学校３校と未定の学校が１校でございます。現在、万博会場は施設等の工事期間中であるため、会場内の下見は実施していません。そのため、学校は万博会場の情報につきましては、下見をする代わりに、万博のホームページで確認したり、業者から情報提供を求めたりして、特に安全面について確認していく予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　万博会場の下見は行わないということで驚きです。万博会場には、最大で１日22万人が訪れるとされ、混乱も起こり得ます。たくさんの子どもたちを引率する状況で下見をしないというのは、異例ではないでしょうか。

さらに伺います。当日の見学方法、見学予定のパビリオンはどのように決めるのか、事前に予約が必要なのか、予約する必要があるとすれば、どのようなスケジュールで予約が可能なのかを伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

万博の見学を予定している中学校６校では、生徒による班別行動及び団体行動を予定しております。見学するパビリオンは、今後、各中学校で行う事前学習で生徒が計画し、安全面も含め学校が検討した上で決定する予定であることから、現段階では教育委員会は見学場所の把握はしておりません。パビリオンの事前予約につきましては、入場の３か月前から予約が可能でございます。希望が多かった場合、抽選となり、抽選から漏れた場合は予約が必要のないところを見学することになります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　修学旅行は事前に見学先の様々なことを調べ学習を行う経緯がとても大切だと思います。しかし、大阪・関西万博ではそれができるのでしょうか、現時点でほとんどのパビリオンの内容は不明です。万博側に問合せたところ、来年に入って徐々に明らかになるのではないかという推測を述べるにとどまるものでした。事前学習として成り立たないことを危惧します。さらに、予約抽選に漏れた場合は、予約の必要がないものを見学するとのことです。現時点では、どのパビリオンが予約不要になるのかも決まっていません。子どもたちの貴重な学びの場に大阪・関西万博を選ぶことがふさわしいのか、甚だ疑問です。

中学生が万博を見学することの教育的な目的をどのように考えているのか、教育委員会の見解を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

教育委員会といたしましては、対象校が国の通知に基づき適切に準備を進めていること、また、生徒が先進的な取組や社会システムに触れることで、今後の行動変容につながる貴重な体験ができるなど、修学旅行の目的にも即した内容であることから、修学旅行で万博を見学することは教育的な目的に沿った活動であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　これまでの御答弁を伺う限り、先進的な取組や社会システムに触れる経験になるという根

拠は乏しいのではないかと感じます。まだまだ伺いたいことがありますので、次に進みます。

(2)万博見学に際する生徒の安全確保の考え方と見学の是非についてです。中学校学習指導要領解説特別活動編において、旅行・集団宿泊的行事の実施上の留意点に、安全性の確保についてどのように書かれているかお示しください。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

中学校学習指導要領解説特別活動編の旅行・集団宿泊的行事では、生徒の心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経済的な負担、天候、不測の事故の発生時における対応策などに十分配慮し、学校や生徒の実態を踏まえた活動となるよう工夫すること。特に教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をする。また、自然災害などの不測の事態に対しても、自校との連絡体制を整えるなど、適切な対応ができるようにするとされております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　事故防止のための万全な配慮をということです。ここで会場の下見ができないということが非常に気になります。今年３月に建設中の万博会場予定地でメタンガスによる爆発事故が発生しました。この事故を教育委員会は把握しているのか、また、生徒の安全の確保に問題がないと考えているのか、御認識を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

教育委員会といたしましては、令和６年３月の万博会場付近でのメタンガスによる爆発事故につきましては、報道、万博公式ホームページ等で把握しております。メタンガス対策につきましては、万博公式ホームページ上にも記載されており、それによりますと、強制換気やガス検知器を設置しており、安全確保はできていると考えるため、問題がないと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　問題がないというのは、私はちょっと驚きです。万博会場は、ごみ焼却灰や下水汚泥などで埋め立てられてきた廃棄物処分場であって、メタンガスの発生を抑えることはできません。現地では、１日約２ｔのメタンガスを地上に排出するために、80本以上のガス抜き管が立てられているという、これから多くの人を集めるという場所としては異様と言える状況です。ガス検知器の導入で安全性が確保できるとの御答弁ですが、そもそもガス検知器が必要な場所にわざわざ生徒を連れて行くべきでしょうか。むしろ避けるべきです。

さらに伺います。万博会場の夢洲は人工島です。夢洲へのルートは、橋とトンネル、大阪メトロとなり、いずれも災害時には一定期間通行ができない可能性が高く、孤立することが想定されています。しかし、１日最大22万人の来場者を想定しながら、現地には15万人分の避難食しか用意がないということです。災害発生時の安全確保に問題はないのか、教育委員会の認識を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

万博に限らず、修学旅行の実施におきまして各学校は、自然災害などの不測の事態にも自校との連絡体制を整えるなど、適切に対応するよう準備を進めることとなっております。今回の万博会場における災害時の対応につきましても、該当校は施設や交通機関、宿泊先における安全計画に従い、生徒の安全を確保するよう情報収集

し、計画を立てていると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　夢洲は特殊な場所です。保護者の方々は大切なお子さんを預けるわけですから、本当に不安だと思います。その不安を解消する御答弁だったかというと私はそうは思いません。さきに伺ったように、下見ができない、どのパビリオンが見学できるかも不透明、安全面にも疑問が残る。さらに、日本国際博覧会協会が策定する防災計画では、万博のシンボルとされる大屋根リングの上は落雷の危険性が高いとまでされています。このように、安全性確保に多くの問題が指摘されるこの万博に、どうして生徒たちを連れて行かなければならないのかと極めて疑問に思います。万博を学習に活用するようにという国や県からの通知など来ているのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

修学旅行等における万博会場の訪問検討依頼に関しましては、国や県から２回にわたり通知があり、説明会の開催につきましては１回通知がありました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　国や県から２回の通知、そして、１回説明会の開催についての通知があったということです。学校の先生方も今となっては京都、奈良などの定番のコースに変更したいと思っていながら、もしかしたら、今から現場からそうは言えないという状況があり得るのではないかというふうに思うところです。

そこで伺います。安全性や教育目的の観点から万博を選択しないことについて検討してはいかがかと、教育委員会から各学校へ通知を出してあげたらどうかと思いますが、御認識を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

行事の目的や狙いが明確であれば、万博を見学先とすることは適切であると考えているため、安全性等を理由に万博を選択しない検討を教育委員会から学校へ求めることは現時点では考えておりません。修学旅行の行き先につきましては、各学校が生徒の実態を考慮し、保護者とともに決定しているところですが、今後も国や県からの通知を踏まえ、万博の安全対策等については注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　現時点では考えていないということですが、大阪・関西万博を修学旅行先に選択することは、安全面で大きなリスクが伴うということを否定できないと考えます。教育委員会は、子どもたちの命を守る立場に立って、今からでも安全を何よりも最優先に考えた慎重な判断を促すべきだということ、これをもう一度考えていただきたいということを申し上げ、この項目は終わります。

続きまして、大項目の３つ目、自衛官募集事務についてです。

自由民主の会の細田伸一議員が熱心に取り組んでこられたところでありますが、私は恐らく逆の立場で伺ってまいります。(1)自衛隊による住民基本台帳の閲覧及び自衛官募集に関する現状について。まず、本市は、自衛隊に住民基本台帳の閲覧をさせているのか、させているとしたら、閲覧目的と過去３年間の閲覧回数をお答えください。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

本市では、自衛隊からの住民基本台帳の閲覧請求があった場合には閲覧を認めております。閲覧の目的につきましては、住民基本台帳の閲覧請求書には、自衛官等の募集事務のためと記載されております。また、過去３年間の閲覧回数は、各年度１回ずつとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　住民基本台帳は、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化のために作成されています。自衛官募集のために利用されることが、ここに含まれるのか私は疑問に思います。

そこで、住民基本台帳の閲覧を許可してよいとする根拠を伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

住民基本台帳法第11条第１項では、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民基本台帳のうち、氏名、生年月日、男女の別及び住所に係る部分の写しの閲覧を請求することができる旨を定めております。自衛官及び自衛官候補生の募集は、自衛隊法第29条第１項において、自衛隊の機関の一つである地方協力本部の事務と定められていることから、この住民基本台帳法の規定に基づき閲覧を認めているものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　続けて伺いますが、自衛隊が閲覧によって得た個人情報を具体的にどのように活用しているのか、本市は把握しているのでしょうか。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

自衛隊が閲覧により知り得た情報の具体的な活用方法について本市は把握しておりませんが、自衛隊は国の機関でありますことから、請求目的の範囲内において、個人情報の保護に関する法律を遵守して活用していると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　台帳の閲覧に当たっては、その内容をメモすることができます。閲覧を認めることは、提供することとほぼ同じではないかと不安に思っている市民もいらっしゃいます。というのも、自衛隊というのはほかとは異なる特殊な組織です。自治体が自衛隊に台帳を閲覧させることは、かつての徴兵制度と似ているという指摘もあります。役場の兵事係は、徴兵検査の１年前から戸籍を確認し、20歳になる青年を抽出して名簿や必要書類を軍に提供していました。再び自治体がそのようなことに手を貸すということになってはなりません。住民基本台帳を守ることは市民の権利を守ることです。そのことを重く考えていただき、閲覧に際しては、極めて抑制的に、せめて具体的な活用方法まで厳密に確認をするようにお願いいたします。

続いて、台帳閲覧以外のこととして、本市はどのような自衛官募集事務を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

自衛隊法第97条第１項では、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定められております。また、自衛隊法施行令第119条では、「都道府

県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする」と定められております。

そこで、県や市町村は、これらの規定等に基づき、法定受託事務として、自衛隊千葉地方協力本部の依頼を受け募集に関する事務を行っており、本市でも、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトで募集情報を周知しております。また、市内５か所のデジタルサイネージで募集に関する動画を毎日放映するとともに、毎月１日から10日には、第１庁舎電光掲示板で市川募集案内所の問合せ先を掲示しております。このほか、第１庁舎ファンクションルームで開催した防災啓発イベントや市民まつりなどにおいて、市川募集案内所による募集広報を支援しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　さきにも指摘したとおり、自衛隊というのは特殊な組織ですので、様々な場所で自衛官の募集広報がされていることに不安を覚える市民は少なくありません。2015年、当時の安倍内閣による答弁書には、自衛隊は国際法上、一般的には軍隊として取り扱われるものとあります。また、自衛隊法第52条では隊員に、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努める旨が示され、同53条によって服務の宣誓をさせられます。命令には絶対服従で、命をかけて任務を行わなければならないとして、俗に賭命義務とも呼ばれるものです。この点でも、非常に特殊な組織であるというわけです。一方で、自衛隊の災害派遣――これはすばらしい活動だと思いますが――だけにスポットライトが当たることで、国際法上の軍隊という面が隠れてしまうことを懸念します。

そこで確認します。2023年６月定例会にて、当時の危機管理監は自衛隊の活動を広く市民に周知してまいりますと答弁しています。本市が周知していくとする自衛隊の活動とはどのようなものを指しているのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

自衛官の採用案内に記載されている、国の防衛、災害派遣、国際平和、協力活動等が自衛隊の活動と認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　具体的に伺います。本市は自衛官募集事務を行う上で、自衛隊という組織を市民に正しく周知する重要な責任があります。2014年に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が行われ、2016年に安保法制が施行、海外での自衛隊による武力行使が可能となりました。2022年には、安保３文書が閣議決定され、敵基地攻撃能力とも呼ばれる反撃能力の保有が明記されました。この10年ほどの間に自衛隊の役割は大きく変容し、本市による自衛官募集事務の結果として隊員となった市民が海外で武力行使をしたり、命を落とす可能性も否定できないものと考えます。

そこで伺います。本市は自衛官募集事務を行うに当たって、隊員に応募した市民が海外で武力行使をする可能性があることを承知の上で、この事務を行っているという理解でよろしいでしょうか。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

平成28年に施行された国際平和共同対処事態に対して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第11条第１項、こちらを読み上げますと、「第七条第二項の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の

部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる」と規定されておりますので、可能性としては否定できないものであると考えております。

以上です。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　隊員が海外で武力行使をする可能性を承知の上で事務を行っているということです。武力行使をするということは、自衛隊員が誰かを殺害したり、殺害されたりする危険性があるということだと思います。大変重いことだと思います。自衛隊がそのような組織に変容している今、市民の命を守るべき本市として、自衛官募集事務を行う際には極めて慎重な対応が必要ではないでしょうか。

そこで、自衛官募集に当たって国が示している内容を確認させていただきます。厚労省は、中学や高校の卒業予定者に対する求人活動のルールについて、家庭訪問の禁止や文書募集などの規制の指針を示しています。ここでルールを示されている中に自衛隊は含まれていませんが、一方で、昭和57年、職業安定法が適用されない自衛隊に対し、現文科省と現厚労省が現防衛省に同様の観点から申入れを行っています。本市は自衛官募集事務を行う立場として、この申入れを認識しているはずだと思いますが、その内容を伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

御指摘の申入れは、高校生の募集広報に関して口頭で行われたもので、自衛官の募集についても民間事業者と同様に、所定の時期に学校を通じて、学校の協力の下に行われることが適当と考えるので、理解と協力を願いたいとの内容となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　高校生への募集広報は、所定の時期に学校を通じて学校の協力の下に行われることが適当だということを確認しました。続いて同様の趣旨で確認させていただきます。平成15年には、防衛事務次官から陸上幕僚長宛てに、中学校在校生に対する自衛隊生徒の採用試験に関する募集広報要領等についてという通達が出されています。本市は自衛官募集事務を行う立場として、この通達を認識しているはずですが、その内容を伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

御指摘の通達については、中学生に対する募集広報の要領及び資料の内容を定めたもので、中学生に対する募集広報は、保護者または学校の進路指導担当者を通じて行う場合に限るとの内容となります。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　中学生に対する募集広報は、保護者または学校の進路指導担当者を通じて行う場合に限るということを確認しました。

(2)自衛隊への住民基本台帳の閲覧及び広報への協力に関する今後の考え方に続きます。さきの御答弁にて、本市では市役所第１庁舎や市民まつりにて、自衛官の募集広報の支援を行っているとのことでした。市役所第１庁舎には、フリースペースにて勉強をする高校生の姿が見られます。市民まつりには中学生や高校生が保護者を伴わずに訪れることもあります。先ほどの御答弁によれば、中学生に対する募集広報は、保護者または学校の進路指導担当者を通じて行う場合に限る、高校生への募集広報は、所定の時期に学校を通じて学校の協力の下に行

われることが適当だということでした。市役所や市民まつりでの募集広報において、これらに反することが行われていない、また、今後も行われないと断言できますか、伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

ファンクションルームで開催する防災啓発イベントや、市民まつりなどで開設するブースでは、自衛隊の活動を紹介し、関心を持った方に対して、市川募集案内所の所員が質問や相談に対応しております。その際、担当者は高校生に対する募集期日前の募集案内や保護者が一緒にいない中学生に対する募集案内等は行わず、申入れや通達の内容に基づく対応を取っているため、今後も行わないものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　認識をしているというお答えですので、質問にあった断言はできないということではないかと思います。自衛隊は、本市もお認めのように、隊員が海外で武力行使を行うかもしれないという組織です。法定受託事務だからと唯々諾々と行うのではなく、非常に重い責任感を持って向き合っていただきたいと思います。市役所や市民まつりでの募集広報、私はこれは不適切になり得ると思いますので、見直しを要望します。

次に進みます。本市公式ウェブサイトには、就職のページに自衛官の募集が掲載されています。受験資格や試験日程が並んでいますが、案内先である自衛隊がどのような組織であるかは説明がされていません。掲載をするのであれば、自衛隊が国際法上、一般的には軍隊であると政府が示したことや海外で武力行使を行うことがあり得るということなどを含め、募集を行っているその先の組織がどのような組織であるかを市民に示す責任があると考えますが、認識を伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

募集事務に当たっては「広報いちかわ」、市公式ウェブサイトにおいて募集情報を掲載する際に、自衛隊千葉地方協力本部市川募集案内所のウェブサイトへのリンクを掲載していることから、必要とする情報はそこから入手可能と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　再三にはなりますが、仮に就職した場合、その先で武力行使を強いられ命を落とす可能性があるというわけです。自衛隊のウェブサイトへのリンクを貼ったことで、本市の責任が果たされるという軽い事柄ではありません。職業案内先がどんな組織なのかを市民に対してきちんと説明できないのであれば、本市公式ウェブサイトに自衛官の募集を掲載すべきではないと思います。ウェブサイトからの削除を要望します。

最後に、確認になりますが、本市は「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、デジタルサイネージ、市役所第１庁舎電光掲示板、そして、第１庁舎のファンクションルームや市民まつりなどで自衛官募集の広報に協力しているとのことです。そもそも法定受託事務というのは、これら全てを行わなければならない義務が課されているものなのか確認をさせてください。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

自衛隊は国内外の活動により、国の平和と独立を守り、安全を保ち、大規模災害時には、多岐にわたる活動で国民の生命を守っており、平素から、あらゆる方面で自衛隊との協力関係を築くことは、本市の危機管理体制においても必要と考えております。募集に関する情報は、志願者に対して様々な方法で周知する必要があります

が、その際、自衛隊千葉地方協力本部市川募集案内所からの依頼を全て実施しているわけではなく、広報の効果や効率性などを考慮し、その都度協議して内容を決めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　現在本市が行っている募集事務、これを全て行う義務が本市にあるのか、再度伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

繰り返しの答弁となりますが、自衛隊法、自衛隊法施行令等に基づき募集事務を行っており、その方法についての規定はないため、自衛隊千葉地方協力本部の依頼を受け、広報の効果や効率性などを考慮し、募集事務を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　イエスかノーかで答えられる、そういった質問でしたが、そこはお答えにならないということです。義務があるとは答弁ができないということだと考えざるを得ません。県内近隣市を見れば、ウェブサイトへの掲載などをしていないところが多いですから、当然全てを行う義務などないわけです。今、日本は戦争をする国づくりを急ピッチで進めていると私には感じられます。過去の歴史に学び、若者を戦地に送らないという考えの下、自衛官募集事務に関しては、極めて慎重的な抑制的な判断をしていただきますように強く要望をいたします。

続きまして、アライグマの防除について。

(1)アライグマの殺処分の現状とより動物福祉にかなった殺処分方法を取り入れる考えについて伺ってまいります。アライグマは特定外来生物に指定されており、本市においても、捕獲、殺処分を行っていますが、アライグマ防除に関する本市の基本的な考え方をお示しください。また、ここ５年間の殺処分数と、そのうち幼獣、子どもや雄、雌の割合についてもお答えください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

アライグマは雑食性のため、生態系に大きな影響を与え、農作物などに対して被害を及ぼしたり、悪臭や騒音などの生活環境上の被害が生じていたことから、平成17年６月に施行された外来生物法に基づき特定外来生物にアライグマも指定がされました。このことから、千葉県が策定したアライグマ防除実施計画に基づき、本市でも被害を受けた方などから要望があった際は、アライグマの捕獲、殺処分などの防除対策を実施しています。ここ５年間の殺処分数は、令和元年５頭、令和２年12頭、令和３年20頭、令和４年34頭、昨年、令和５年は33頭となっております。この中には幼獣がいるものの、ほとんどが成獣であり、幼獣や雄、雌の割合については把握をしておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　防除計画を立てるためには、幼獣や雄、雌の割合を記録することは重要です。そのデータがないというのは、ずさんであると指摘せざるを得ません。見直していただきたいと思います。

なお、殺処分数は令和元年以前は１桁台だったと聞いていますが、この５年で30頭台まで急激に増えているということが分かりました。そもそも、もともと日本にいないはずのアライグマが、どうして日本で野生化したのか見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

千葉県の見解としては、昭和50年代に人気アニメで取り上げられたため、飼育することが流行、大きく成長するにつれ気性が荒くなることから、飼い切れずに野外に捨てられ、逃げられたりして野生化したとされており、本市も同じ見解でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　人間による無責任な対応が、このような状況を招いたということです。その意味で、アライグマも被害者だと思います。この経緯から、この問題を解消するに当たっては、できる限り倫理的な方法を用いる責任が人間にはあると思います。アライグマの捕獲、殺処分は、現在民間事業者へ委託しているものと思いますが、委託先はどのような事業者なのか、また委託内容と委託費用について伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

外来生物法に基づき、県から捕獲や殺処分を行うことの許可を受けている害虫や野生生物の駆除などを専門に行っている業者に委託をしております。委託内容としては、特定外来生物アライグマの市内への侵入防止及び市内で発見された場合においての適切な駆除となっています。契約内容は単価契約となっており、箱わなの設置費は１個当たり２万7,500円、処分費は１頭当たり１万2,000円となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　殺処分はどのような方法が取られているのか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

外来生物法の趣旨を踏まえて県が策定したアライグマの防除実施計画では、炭酸ガスによる処分等できる限り苦痛を与えない方法を用いることと規定されており、本市では、これに倣い炭酸ガスを用いております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　炭酸ガスは二酸化炭素です。炭酸ガスでの殺処分は、よほど上手に行わなければ動物は苦しむと言われます。先日、市原市にある県のアライグマの殺処分施設で実際に処分される様子を見学しましたが、炭酸ガスの注入に伴い、もがいている様子を確認しました。非常に痛ましい光景でした。当初、あまり苦しまないとおっしゃっていた施設の担当者も、この様子を前にして、多少は苦しみますと発言を訂正していました。

伺いますが、本市による炭酸ガスでの殺処分はどのような装置で行われているのか、どのくらいの時間で死に至るのか、容器の中の様子が確認できるようにガラス窓などがついた装置なのか、具体的にお聞かせください。また、殺処分に獣医師が携わっているのかも伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

装置は、箱わなごと処分用の容器に入れてガスを注入するもので、ガラス窓はついておらず、おおむね15分で死亡に至ります。また、処分に当たっては獣医師は携わっておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ガラス窓などはついていないということですから、中の様子は確認できず、安楽死と呼べるような状況なのかも判断できないのではないかと思います。県の施設で聞いた話によりますと、子ども、幼獣の場合には、装置から出した後に蘇生することが多いそうです。その場合、炭酸ガスの注入を繰り返すのか、別の方法で行うのかですが、いずれにしても安楽死と呼べるものではないと私は思います。

参考までにお伺いしますが、県による犬、猫の殺処分はどのような方法で行われているのか、その方法を取っている理由も併せてお答えをください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

県に確認をしたところ、国の基準を参考に、獣医師資格を持つ県の職員によって薬品注射を行っていると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　以前は、犬、猫の殺処分も炭酸ガスが用いられていました。それが薬品注射に変更された理由は、動物福祉の向上を訴える世論の高まりによるものだと聞いています。犬や猫以外の動物も極力苦しまない方法を選択するべきです。また、動物の安楽死というのは誰でもできるようなことではあってはならないと私は考えます。それを行うのは獣医師の仕事であるべきです。倫理面だけでなく、感染症対策の観点でも、やはり獣医師が行うにこしたことはありません。

そこで、殺処分を獣医師に依頼し、薬品注射で行う考えについて見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

県は外来生物法に基づいた防除実施計画に、できる限り苦痛を与えない方法として、炭酸ガスによる方法を明記していることから、現時点では本市も同様の方法で実施すべきものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　これはあまりにも残念な答弁です。獣医師による薬品注射による殺処分を採用する際、最もネックになるのは、協力してくれる獣医師の確保だと思います。私もその点どうだろうかと思い、市内の獣医師に話を聞いてみたのですが、そういう事情であれば、打診があれば協力できるという獣医師もいらっしゃいました。また、費用ですが、現在は処分に１万2,000円を支出しているとのことですが、獣医師による薬品注射での処分を行っている自治体の関係者に話を聞いたところ、この獣医師による薬品注射での殺処分は、一般的に１頭3,000円から8,000円で行えるとのことです。なるべく費用、税金がかからない方法を選択する、最少の経費で最大の効果を上げるのが使命であるということをぜひ思い出していただきたいと思います。

なお、市長は所信表明で、その国の道徳心の高さは、その国の動物に対する接し方によって分かるというガンジーの言葉を引用した上、人間はもちろん、動物や植物も、全ての命を尊ぶことが何よりも大切なこととおっしゃっています。ぜひ、この言葉を本件でも実現に向けていただき、炭酸ガスではなく、せめて獣医師による薬品注射を用いた体制をすぐにでも整えていただくように強く要望をいたします。ぜひお願いをいたします。

(2)防除の現状と今後についてに移ります。市内に生息するアライグマの頭数をどの程度と認識しているか、また、今後の増減をどのように推測しているのか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

市内におけるアライグマの生息数は把握しておりません。しかし、県全体のデータを見ますと、県南部で圧倒的に多く分布しているものの、本市を含む県北西部においても、ここ近年急速に増加していることから、今後、本市においても増加していくものと推測をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今後も増加が推測されるということですから、現行の防除策では効果が上がらないということです。現在本市では、被害を受けた方から要望があった際に対応しているという答弁がさきにありました。アライグマを減らすには、市民から迅速な情報提供を行っていただくことが鍵だと言えます。しかし、捕獲されたら殺されてしまうとなれば、それはかわいそうだ、自分が通報したがために命を奪われてしまうのは罪悪感を覚えるという市民も一定数いると思われ、情報提供が万全に行われないことが考えられます。アライグマは捕獲した後、許可なく飼育や移動、放出することは禁止されていますが、調査目的として、不妊化手術を施した上、もともといた場所に放すということは法的に可能なのかどうか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

外来生物法第９条において、特定外来生物の野外への放出等は禁止されています。しかし、同法の第９条の２において、防除の推進に資する学術研究の目的で特定外来生物の放出等をしようとすることは可能であり、その場合、大臣許可を受けなければならないとされております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　大臣の許可があれば可能だということです。本市のような、まだ生息数がそこまでは増えていない状況において、アライグマ防除に関する研究者の中には、不妊化放獣による個体数の増減調査を求めている方が複数いらっしゃいます。アライグマの野生下での寿命は５年から８年程度と言われています。本市の状況を鑑みれば、アライグマを減らすという目的に重きを置いた場合、殺処分ではなく、不妊化放獣をしたほうが、長期的にはその目的にかなう可能性があるのではないでしょうか。希少な生物多様性を育む場所などは除外した上、アライグマの不妊化放獣による個体数の増減調査を行うことについて、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

長期的に個体数の減少に寄与をする可能性はございますが、不妊化の後に放獣、リリースすることは、農作物や家屋への被害など、市民から要望されている目の前の問題を解決することにはつながらないものと考えております。アライグマの生息が県全域へ広がり続けていることを考慮すれば、市単独で市域のみ調査するのではなく、県や近隣市との連携により広域的な調査をする必要があるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　目の前の解決のために、根本的な解決を長引かせるということになってはなりません。不妊化放獣は、確かにすぐに被害を減らすことにはなりませんが、５年後や10年後に殺処分をするよりも大きな効果を上げる可能性があると考えます。また、これはそもそも人間によって引き起こされた問題です。もしも殺さない選択肢があるのであれば、それを探求するのが人間のあるべき姿ではないでしょうか。今回話を聞いたとある研究者は、殺して主たるべきとする体制が、命に対する畏敬の念をねじ曲げているように思えてならないとお

っしゃっていました。私も全くそのとおりだと思います。全国的に動物への虐待事件が後を絶ちません。この市川市でも、度々、猫などへの虐待事件が発生していることは皆さんも御存じかと思います。

近年では、高齢者は集団自決すればよいと有識者とされる人物が発言したり、社会保険料を減らすために尊厳死の法制化をと受け取られるようなことを政治家が発言したりしています。私は動物に対して殺処分を前提にした対策を取っていること、それと、人間も含めた命を軽視するこの風潮とは無関係ではないと思います。人間はもちろん、動物の命に対しても、最大限の畏敬の念を示す、そんな市川市であってほしいということを強くお願いし、次に移ります。

(3)法で認められた範囲で、捕獲した幼獣のアライグマの飼養先を模索する考えについて伺います。さきに述べたとおり、アライグマを許可なく飼育することは原則禁止されていますが、捕獲された個体について一般市民が飼育する方法があるのか確認させてください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

捕獲された個体の譲り渡しにつきましては、その目的が学術研究、展示、教育、その他公益上の必要性があると認められる場合は、主務大臣、環境大臣の許可を得ることで可能であると法で規定されており、県の計画においても、その要件が定められております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　外来生物法は、外来生物が引き起こす問題を止めることが目的であって、殺すことが目的ではありません。人間の都合で外国から連れてこられ、野外に放たれた動物に対し、迷惑だからと命を取るのは本来理不尽です。環境省は、防除の目的のためであれば、殺処分以外の方法として、一定条件の下で飼育を認めています。この写真は、環境省の許可を受けて防除目的での飼育先、里親さんを探している神奈川県の施設のアライグマの様子です。小さい頃から育てると、こんなに人に懐くんだということが分かる、そんな写真かと思います。自治体によっては、アライグマは一切飼育ができないという誤った情報を市民に伝えることがあると言われています。本市では、市民から問合せがあった場合、アライグマを飼うには、このような趣旨で、このような手続が必要ですと丁寧に説明していただきたいと思います。もちろん、責任ある飼育をしていただくということは大前提の話です。そして、もっと言えば、殺処分ではない防除の手段として、捕獲個体を飼育したいと申し出る市民がいた場合、本市で捕獲した幼獣を譲渡できるような体制も考えてほしいと思います。

別の角度から伺います。アライグマを飼育している動物園というのは全国に幾つあるのでしょうか。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

国内の日本動物園水族館協会加盟園館のうち、アライグマを飼育展示している動物園は、令和５年末時点で18園でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　動物園の重要な役割の一つが教育です。アライグマの展示に合わせて、人間が招いた外来生物の問題を市民に周知することは、大いに教育効果をもたらすものだと考えます。当園では、以前にはアライグマを飼育していたと聞いています。当時の写真を拝見しましたが、とてもかわいい姿でした。捕獲したアライグマが幼獣であった場合、限られた頭数であっても動植物園で飼育することは考えられないか、見解を伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　動物園で飼育する動物種につきましては、来園者のニーズ、予算、施設の状況、さらには動物福祉等を考慮し選定をしております。また、当園施設は開園より37年が経過し老朽化が進んでおり、施設も狭隘であるため、既存の動物たちの飼育環境の改善を優先に考え修繕に取り組んでおります。そのため現時点では、捕獲されたアライグマの幼獣の受入れにつきましては、難しいものと考えております。動物園の役割の一つである教育の観点につきましては、アライグマの習性や生育状況などをパネル等で情報発信などが行えるよう、環境部や自然博物館など関係課と協議し、検討を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　お答えにありました既存の動物たちの飼育環境の改善をというのは、これは私も同意します。今日、初めて理事者の皆さんと意見が合ったかもしれませんが、これはぜひ行っていただきたいと思います。これに関しては、市長及び財政部にもしっかり予算をつけていただくようにお願いをいたします。

一方で、遠くない場所に上野動物園や千葉市動物公園がありますので、本市は珍しい動物で集客を図るというよりも、教育や保護に力を入れ、ほかの園にはないような特色をアピールし、そして応援をしていただくということが有効ではないでしょうか。時間の経過に伴い、飼育舎に空きが出た場合には、捕獲されたアライグマの飼育を御検討いただきたいと思います。そして、そこから防除目的での譲り渡しという、そういった選択肢も広げていただきたいと思います。また、教育や保護の面では以前から訴えています。そして、市民からも要望が届いていると認識していますが、動植物園の一部として保護猫の収容施設の創設、これもぜひ進めていただきますように、重ねて要望をいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

太田丈之議員。

○太田丈之議員　参政党の太田丈之です。通告に従いまして一問一答にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日本ではほぼ報道されていませんが、12月６日アメリカ連邦議会下院特別小委員会は、コロナウイルスは人が作ったもの、機能獲得実験で作り出した人工ウイルスだと最終報告書で結論づけました。コロナウイルスが人工物であるということは、故意であろうが、過失であろうが、誰かがウイルスをばらまいたということで、故意であれば殺人、過失であれば過失致死に当たり、いずれにしても犯罪ということになります。また、日本の厚生労働大臣に当たる次期アメリカ保健福祉省長官にはロバート・ケネディ・ジュニア氏が指名されました。彼はワクチン懐疑派として知られており、アメリカのワクチン政策も今後大きく方向転換することが確実と見られています。

日本で2021年以降、コロナワクチンで2,000名以上の死者を出したのにもかかわらず、コロナウイルスについても、またコロナワクチンについても、この４年間の検証を行うこともせず、接種体制に影響を与える重大な懸

念は認められないとして、現在も世界で唯一ワクチン接種を続けています。我が国日本が国民を守ろうとしないので、市川市民の命と健康は市川市で守るという観点で質問を行ってまいります。

大項目１、新型コロナワクチン予防接種について質問いたします。

10月から始まった65歳以上の方が対象の新型コロナワクチン定期接種の実施状況についてお聞かせください。本市として5,000円の補助を決定し、ワクチン接種を勧めている以上、接種率が低いのであれば積極的な接種を対象者に促すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本年10月から開始した新型コロナワクチンの接種対象者は約10万7,000人であり、およそ２か月間の接種者は11月末現在の速報値で約9,000人、接種率は約８％となっています。また、今回の新型コロナワクチン接種は予防接種法令に従い、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として、定期接種として実施するＢ類疾患であるため、積極的な勧奨を行うものではありません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。補正予算計上時の試算では、想定接種率が50％、５万人であったのに対して、10月末時点での接種率は８％、約9,000人ですから、想定よりはかなり低いように思われますが、コロナワクチンに感染予防効果はないということは厚生労働省も認めていますし、感染予防が目的ではないので接種勧奨はしないということで理解をいたしました。

では次に、現在市公式ウェブサイトでは、本年３月までの接種状況、接種人数と接種率が公表されておりますが、定期接種が始まった本年10月以降の状況についても情報を更新する予定があるかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

昨年度まで特例臨時接種として実施していた新型コロナワクチン接種は、予防接種法による厚生労働大臣の指示に基づき市町村が実施する法定受託事務であり、国が処理基準として示した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きに従って実施していました。この手引きでは、ワクチン接種を円滑に実施するため、市町村が住民への情報提供を行うよう求めていることから、市公式ウェブサイトで接種者数や接種率の公表を行っていました。しかし、令和５年度で特例臨時接種が終了したため、今後の更新はありません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。更新されない理由は理解しました。理解をしましたが、接種状況につきましては、市民の皆さんにとっても必要な情報だと思いますので、できましたら、市ホームページ上で確認が取れるよう今後検討をお願いいたします。

では次に進みます。大項目２、予防接種健康被害救済制度について質問いたします。

(1)本市における新型コロナワクチン接種による健康被害救済制度への申請者数、その結果（認定、否認、申請待ち）について最新の状況をお聞かせください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市における健康被害救済制度の状況といたしましては、令和６年11月末時点で国への進達件数は84件であり、その内訳は、認定46件、否認26件、審査待ち12件となっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。では、そのうちの死亡事例はそれぞれ何件か、また、おのおのの年齢をお聞かせください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

令和６年11月20日現在で本市の健康被害救済制度の死亡による申請は７件となっており、申請に対する国の審議結果といたしましては、認定が３件、否認が２件、審査待ちが２件となっています。

なお、亡くなられた方の年齢につきましては、個人が特定されるおそれがあり、ほかの自治体でも公表を控えている状況です。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。全国での状況は、令和６年11月29日現在で総接種回数約４億回に対し、申請者１万2,480件、認定8,501件、否認2,689件、保留が19件となっており、うち死亡認定件数は915件、この中には10代が９件、20代は28件が含まれております。この若者の死亡事例について、本市はどのように認識をしていますでしょうか。また、このような死亡事例があることについて、現在市ホームページ上には記載がなく、接種対象者に対してコロナワクチンには死亡のリスクがあることが伝わりません。今後、公表していく考えはないかお伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

新型コロナワクチン接種は、現在まで接種回数が約４億回を超えており、健康被害もあります。また、新型コロナワクチン接種は、法律により市町村に実施する義務があり、特例臨時接種期間中は法定受託事務として実施していたため、市町村の裁量は限られます。そして、重症化を防ぐため早期の公費による接種を希望される方もおります。こうした状況の中で、本市では、市民要望を踏まえつつ、法令の範囲内でできることを市民の健康を第一に考え実施してきました。具体的には、市長と保健部の職員がワクチンの健康被害を問題視されている医学博士などからワクチン接種のリスクについて直接お話を伺い、その懸念について医師会の御意見も伺い、熟慮を重ね、接種は義務ではなく、ワクチンの効果と健康被害を知った上で市民の方が適切に接種の判断ができるように、ワクチン接種をお知らせする通知文書を工夫いたしました。

さらに、本市では、健康被害を切実なものとして受け止め、被害に遭われた方に少しでも寄り添えるよう、本市独自の市川市ワクチン健康被害見舞金を創設し、救済制度に力を入れてきました。また、現在の本市の健康被害の状況につきましても、国の審議結果が累積され、個人が特定されないように公表できる可能性があるため、健康被害救済制度の認定者の症状や死亡の件数も公表を検討しているところです。国や県に対しても迅速な情報提供を求めているところです。今後も市民の方の健康を守るため、必要な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。総死亡者認定件数915件のうち245名が突然死であり、10日前の12月２日にも１歳の男の子が突然死で死亡認定を受けております。このように、若者については、つい前日まで元気だったものが、ワクチン接種後、突然亡くなるというケースが頻発しています。どんな薬にもリスクは存在していることは私も認識しておりますが、接種対象者が接種するかしないかを判断するに当たっては、ごくまれにとか

の曖昧な表現ではなく、どのようなリスクがどの程度あるか、明確に数字で表現することが必要とされます。現在市ホームページへの掲載を検討いただいているということで、本当にありがとうございます。健康寿命日本一を目指す本市らしい対応を今後ともよろしくお願いいたします。

では次に、予防接種健康被害救済制度申請窓口について、市民の皆さんにどのように周知をしているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国の予防接種健康被害救済制度に関する情報は、市公式ウェブサイトやＳＮＳ等で周知しているほか、接種対象者全員に送付している文書に分かりやすく情報を記載するとともに、２次元コードを掲載するなどして積極的に周知しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。では、過去３年度の市に入った相談件数と対応状況についてお聞きかせください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

特例臨時接種期間中は、ワクチン接種後に健康不安を感じた方がいつでも健康相談できる24時間体制の電話相談窓口を設置していました。相談件数は、令和３年度は約8,600件、令和４年度は約4,800件、令和５年度は約1,100件であり、年々大きく減少しています。さらに、市の窓口に寄せられたおおよその相談件数を申し上げますと、令和５年１月４日から令和６年11月20日までで延べ490件あり、うち来庁者が130件、電話が360件でした。相談内容といたしましては、新型コロナウイルスに感染したかどうかの相談、あるいは、ワクチン接種後の副反応や救済制度、見舞金に関するものなど多岐にわたっており、保健師等の専門職が中心となって対応しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。コロナワクチンの健康被害について、本市で認定された疾病名として、顔面神経麻痺、ギランバレー症候群、心筋炎、円形脱毛症、肩関節周囲炎などがあります。症状が非常に多岐にわたり、中には体の不調の原因がコロナワクチンであると気づかず苦しんでいる方が存在する一方、逆に何でもコロナワクチンの健康被害だとして結びつけようとすればできなくもないということになります。このように、医師側でも判断が難しい部分があること、また、一部の医師側がこの健康被害救済制度について十分に理解していないケースもあることから、どうしていいか分からなくなっている被害者の方も相当数存在していることが推測されます。市の相談窓口におかれましても、相談内容も多岐にわたりますし、非常に大変だとは思うのですが、今後におかれましてもできるだけ丁寧な対応をしていただくようよろしくお願いいたします。

次に進みます。大項目３、インフルエンザ予防接種について質問いたします。

(1)10月から開始した高齢者のインフルエンザワクチンの接種対象者数、接種者数、接種率についてお伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

高齢者の季節性インフルエンザ予防接種の対象者は、新型コロナワクチン接種と同様の約10万7,000人であ

り、接種者数は11月末現在の速報値で約２万1,000人、接種率は約20％となっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。高齢者のインフルエンザ予防接種は定期接種として毎年行われており、今年から定期接種になったコロナワクチンと比較をすると、約2.3倍の接種率となっています。今後も推移を確認してまいりたいと思います。

では、(2)子どものインフルエンザ予防接種の助成金について、こちらは定期接種とはなっておりませんけれども、令和３年度、令和４年度、令和５年度と実施されております。本市では、どのような方針で助成を行ってきたのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

子どものインフルエンザ予防接種は、予防接種法の適用はなく、市町村に実施義務がないため、個人の判断で接種するものですが、令和３、４年度は、新型コロナウイルス感染症との同時流行による医療機関の負担軽減を図ることを目的として助成しています。令和５年度は、例年よりも早期にインフルエンザ感染症の感染者が急増したため、感染拡大を防止する目的で助成しています。このように、医療提供体制の状況や感染状況などを鑑みて費用助成を実施してまいりました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。来年からは、子どものインフルエンザワクチンにもメッセンジャーＲＮＡ技術を用いたワクチンが導入される見込みとなっております。先ほどの健康被害救済制度についての質問の中でも触れたとおり、メッセンジャーＲＮＡワクチンは若年層の死亡事例が多数報告されています。子どものインフルエンザワクチンがメッセンジャーＲＮＡワクチンになっても、本市は費用助成を行う考えがあるのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

来年の感染状況や社会状況などは現時点で予測することは難しく、国の定期接種に向けた動きや予防接種法令の改正についても今のところ情報がないため、費用助成について決まっていることはありません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　今回、国は認められた方だけで900名以上の死亡者を出しているにもかかわらず、既存メディアをしっかりコントロールした上で、いまだメッセンジャーＲＮＡワクチンは安全だと言い続けていて、その国の方針に従わざるを得ない本市においても、現時点で３名の方が命を落としております。大変残念ですが、国が今現在行っていることについて、本市がしっかり検証して、本市としての対応を決めていかないと、市川市民の命は守ることができません。子どものインフルエンザについては、この季節、現在も助成を望む声が多数寄せられていると伺いました。例えば、来年以降、助成対象を過去の実績から安全性が確立されている不活化ワクチンに絞るなど手段はあると思います。市の裁量で補助金を出すという行為につきましては、本当に慎重に判断をしていただきたいです。よろしくお願いいたします。

次に進みます。では、大項目４、学校給食について質問いたします。

(1)使用している調味料の現状についてお聞かせください。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

現在、学校給食で使用している調味料のうち、砂糖としょうゆにつきましては、市川市学校給食会に所属している栄養士が仕様書を作成し、学校給食衛生管理基準に基づき適切なものを使用しております。それ以外の調味料につきましても、各学校に配置されている栄養士が献立に合わせ、安全性と質、価格を考慮した上で選定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。砂糖、しょうゆ以外の調味料について、選定方法を統一していないのはなぜかお聞かせください。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

市川市の特徴であります自校給食方式では、それぞれの学校に所属している栄養士が自校の児童生徒の発育状況、季節ごとの旬の食材、学校行事などに合わせて献立作成を行っております。さらに、自校の児童生徒の嗜好を考慮したそれぞれの学校の味を大切にしながら、各学校の栄養士が調味料の選定を行っております。使用できるものを制限すれば、各学校の学校の味に影響が出ることが考えられるところでございます。このような理由から、みそや塩のように非常に多くの種類がある調味料につきましては、児童生徒の食べ慣れた味に合うものを選定しているため統一はしておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。それでは、塩について、日本では1971年から1997年までの27年間、終戦後、ＧＨＱがつくった日本専売公社のコントロールの下、塩は100％精製塩、塩化ナトリウム99.9％でした。1997年塩専売法が廃止されて、日本での塩の製造販売が自由化されましたが、現在本市の給食ではどのような塩を使っているかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

現在使用している塩は６種類あり、各学校によって異なりますが、全ての学校で天然塩、自然塩を使用しております。選定に当たりましては、各学校の栄養士が児童生徒の成長を大切に考え、品物の安全性と質を考慮しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。塩は健康の源であり、食生活の要となるものです。いわゆる天然塩、自然塩に含まれるにがり成分、マグネシウム、カルシウム、カリウムなどのミネラル成分が不足すると様々な体の不調につながります。減塩イコール健康というのも間違いであり、例えば、高血圧の原因も精製塩を使うことによって生じるマグネシウム不足であるということも分かってきています。江戸時代には塩抜きの刑というのがありました。罪を認めない犯罪者に塩分を抜いた食事を提供すると、それだけで体力と気力が低下して、簡単に罪を認めてしまうようになる。ＧＨＱが専売公社をつくって精製塩しか作れなくしたのも、日本人の体力と気力をそぐことが目的だったと言われています。子どもたちには、ミネラルたっぷりの塩を食べてもらい、体力、気力、十分な状態で生活が送れるよう、これからも引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、(2)学校給食の今後の方針について。今後、市川市の給食をどのようにしていくのか、目標、方針についてお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

未来を担う子どもたちの発育のためには、安全な食材を選んで給食を提供することが大変有効であると考えます。今後も市川市の子どもたちの健やかな成長のために、栄養価が高く、安全、安心でおいしい給食提供を目指してまいります。そのために食材や献立についてさらに研究を重ね、常によりよい給食提供に向けて尽力していくとともに、引き続き学校給食における食育を推進してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。より安全な食材を選んでということで、ゲノム編集食品について伺います。遺伝子組換え食品とゲノム編集とではどう違うかというと、遺伝子操作をすることは同じなのですが、遺伝子組換えというのは異なる生物の遺伝子を差し込む、ゲノム編集食品というのは狙った遺伝子を壊すという違いがあります。マダイの成長抑制遺伝子を壊して作った筋肉むきむきの可食部増大マダイ、身の量が一般のマダイと比べて平均1.2倍だそうです。あと、食欲を抑えるホルモンを出す遺伝子を壊して作った生涯ずっと成長し続ける高成長トラフグというのがあります。これは一般のトラフグと比べて成長速度が1.9倍、必要以上に筋肉がつき過ぎたマダイは、背骨や尾びれの成長に問題が生じ、筋肉がたくさんあるにもかかわらず、通常のマダイよりも短くゆっくりとしか、まともに泳ぐことができません。トラフグは必要もないのに食べ続けるため、肥満化し、血糖値の異常、肝臓機能に問題が発生していることが懸念されています。

現在、ゲノム編集の食材が本市の給食で使用されているか、現状と今後についての見解をお願いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

厚生労働省では、食品衛生法における規格、成分規格、製造基準、さらに安全性評価基準を定めた上で、それらを満たしたものを公表しており、ゲノム編集食品は現在６品目ございます。また、消費者庁において、ゲノム編集食品かどうかの区別が科学的に難しいという理由から表示義務は困難との判断があり、したがいまして、本市でこのことを調査する手段はございません。

これらのことから、市川市においては、ゲノム編集された食材かどうかの調査は行っておりませんが、先ほど申し上げましたように、国で定めた安全基準に従い、子どもたちの安全を第一に考え食材の選定を行っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。御答弁にありましたが、問題はゲノム編集食品には、法律上表示義務がないということで、現状、避けようにも避けられないということになっています。法律の整備が追いついていないというか、国は表示させることについて消極的であり、あまりやる気がないようです。保護者の方及び一般の消費者の中にも、ゲノム食品である旨の表示を求める声がかなり上がっております。本市からも国への働きかけをよろしくお願いいたします。

もう１点、放射線育種米についてお伺いします。放射線育種米とは種子に放射線、重イオンビームというものを当てて、遺伝子を改変して作ったお米です。秋田県はお米の72％程度を占めるあきたこまちを、コシヒカリ環１号との交配種であるあきたこまちＲに2025年から全量転換する方針を本年２月に発表しています。秋田県のみ

ならず、全国的に全国の主要品種にコシヒカリ環１号との後代交配種を導入させる可能性があり、そうなれば日本のお米はほとんどが放射線育種されたものになってしまう可能性があります。より安全な食品を使うということですので、本市としては放射線育種米は使わないということでよろしいでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

現在、市川市におきましては、地産地消を推奨し、主に千葉県産米であるふさこがねを使用しております。あきたこまちＲなどの放射線育種米につきましては、今後流通が開始される際には、国の定めた安全基準等を確認してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。放射線育種米はカドミウム低吸収性という特徴があって、過去鉱山が稼働していた時代に生まれたカドミウム汚染がひどい地域でも栽培ができます。カドミウムというのは、イタイイタイ病とかの原因になった物質です。こういうエリアでも栽培ができるんですけれども、同時にマンガンの吸収を抑える特性があります。人間にとってマンガンは必須微量ミネラルとなります。ほかにも健康にどのような影響があるか、まだ分かっていません。国が定めた安全基準が、残念ながらあまり当てにならないのが現状ですので、当面の間、様子を見る必要があろうかと思います。慎重な対応をお願いいたします。

次に移ります。大項目５、選挙について質問いたします。

(1)選挙において、本市の投票所ではどのように本人確認を行っているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

選挙における投票所での本人確認の方法につきましては、有権者の方に郵送する投票所入場整理券を期日前投票所または当日投票所に持参していただき、専用パソコンのデータなどと突合することで本人であることを確認しております。また、投票所入場整理券を紛失した方などが投票所において再交付する際には、職員が住所、氏名、生年月日を口頭で確認するとともに、再交付した入場整理券により受付を行う際にも、改めて本人確認を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。身分証明書が不要なのは投票率向上のためであることは理解いたしますが、今般様々な場面で身分証明書の提示を求められることも多く、ちょっと違和感がありますが、取りあえず次に進みます。

過去のなりすまし投票における事例を踏まえ、本市のチェック体制はどのようになっているかお伺いします。

○稲葉健二議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

本市の選挙におきまして、他人になりすまして投票した事例はございませんが、他の自治体におきまして、他人の入場整理券を持参してなりすまし投票が行われた事例を報道等で確認しております。本市では、本人以外によるなりすまし投票や二重投票を防止するため、期日前投票所での投票状況及び投票者と名簿データの情報に間違いがないか、受付で確認をしております。今後も全国の各種選挙に関する事例等について情報収集を行い、違反や事故のない選挙運営に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。二重投票のチェックは問題なく機能しているようですけど、投票に行かないことが明らかな方を見つけることができれば、見た目の性別、年齢に違和感がない人が投票に行けば発見することが困難です。前回の市議会議員選挙、ここ市川市は定数42で、最下位で当選したのが1,838票、これは私なんですけど、次点の方とは８票差しかありませんでした。何が言いたいかというと、これだけシビアな戦いが行われているという現状です。ここで、ぜひ身分証明書による本人確認、できれば写真が入ったものですね。そういうことが必要かと思いますので検討をよろしくお願いいたします。

あと昨日、石崎議員の質問でもありましたように、選挙事務、深夜までの開票作業などが職員の皆さんの大きな負担になっているようです。今回取り上げましたなりすまし投票のチェックも含め、投票行為全体の確認作業を正確に、かつ、効率的に進めるため、電子投票、記号式投票などの選択肢があると思います。中でも、比較的導入が容易だと思われ、他市町村でも現在採用されている記号式に変更する考えはありますか、見解をお願いします。

○稲葉健二議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

記号式投票とは、あらかじめ投票用紙に印刷された複数の候補者から１人を選び、丸印をつけることで投票先を表示するもので、地方公共団体の議会の議員または長の選挙について、条例を定めることで採用することができます。投票用紙に候補者名を書く自書式と比べまして、疑問票の減少や開票時間が短縮されるなどの利点があるとされております。

一方で、記号式投票は、候補者の人数が投票用紙に印刷される文字の大きさに影響するため、候補者が多数となる選挙では導入が難しく、また、投票用紙に候補者名を印刷する必要があることから、告示日の翌日から始まる期日前投票や点字投票には導入できないことなどが課題として挙げられます。選挙によって投票方法が変わることや、同じ選挙でも期日前投票所と当日投票所で投票方法が変わることは、有権者に混乱を生じさせる可能性がありますことから、記号式投票を導入することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。今後、いずれかの段階でマイナンバーカードなどを使った電子投票へ移行されることが想定はされるとは思います。ただ、その間の期間、悪いことをする者が出る前に、もう既にやっている人がいるかもしれません。チェック体制の見直し、具体的に言いますと、写真つきの身分証明書での本人確認実施をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　門田直人議員。

○門田直人議員　こんにちは。れいわ新選組の門田直人でございます。地震や豪雨にて多くの地域が土砂にのみ込まれた能登半島地域ですが、いまだに土砂が撤去されていない民家や田畑が多く存在しております。寒さと雪が次第に強まっております。被災者の方々が安堵できます年末年始が迎えられますよう、土砂や解体家屋撤去のため、自衛隊の派遣を含めた支援をぜひ進めていただきたいと思います。

通告に従いまして一問一答方式にて質問を行わせていただきます。よろしくお願いします。

大項目１番目、本八幡駅北口駅前地区の市街地再開発事業についてお伺いいたします。

(1)公費110億円投入――これは見込みですが――のメリットについてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

市街地再開発事業とは、主に都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地並びに公共施設の整備などを行うものです。事業に対する補助金支出の基準等については、都市局所管国庫補助金交付申請等要領で定められています。補助の対象となるのは、測量や設計委託費などに対する調査設計計画費、補償や解体工事に対する土地整備費、工事に対する共同施設整備費などに要する費用の一部です。

なお、補助金は国と地方公共団体とで補助します。現在の概算の補助額は、準備組合が計画している概算の事業費に対するもので、その内訳は、調査設計計画費約４億円、土地整備費約46億円、市道など拡幅整備などの負担金を含む共同施設整備費約60億円であります。

ＪＲ本八幡駅北口は、建物の老朽化や駅前にもかかわらず歩行者空間の不足、オープンスペースの不足などが課題となっています。これらを解決するために、ＪＲ本八幡駅北口の駅前ロータリー東側の本八幡駅前共同ビル、通称パティオビルから国道14号までの約1.1haの範囲を事業区域として、地権者等で構成される準備組合により再開発事業の検討が進められてきました。再開発事業による効果は、主に防災面、機能面、環境面などの向上です。具体的には、防災面として、建物の耐震化や道路の拡幅による防災性の向上、広場上空地の配置による災害時の避難スペースの確保です。機能面としては、計画建物の外周に歩道上空地を設けることで、ゆとりある歩行者空間が確保されます。環境面としては、区域内に連続的に緑などを配置することによる居心地のよい空間の創造などです。これらの効果は、敷地内の課題の解決だけではなく、駅や市役所、葛飾八幡宮などに訪れた方や周辺地域にも貢献するものと考えています。今後、補助金交付の際には、計画や補助対象事業の内容を厳しく精査し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　概算補助金額は、現契約額に対する試算と理解いたしました。

そこで再質問いたします。現在設計の見直しを行っていると地元で聞きましたが、その場合は公費110億円という額も変わるのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

計画の見直しなどにより、補助対象となる事業費が変更となった場合には、交付する補助金額も変更となります。事業計画の変更等が生じた場合には、都度内容を精査し、確認してから交付額を決定していきます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　補助金額が変更になると分かりました。

次の(2)について質問いたします。今後の再開発のスケジュールについてお伺いいたします。今後の事業の流れについてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えいたします。

本年３月29日に再開発事業の都市計画が決定されました。現在、再開発準備組合が令和７年の早期に組合設立を目指し、設計の概要や資金計画、事業期間の整理、地権者への説明会などを実施しています。組合設立後は、地権者の従前と従後の権利や価値を明確にする権利変換計画を策定し、千葉県に認可申請します。認可後には、解体工事等を経て工事着手となります。本市としては、今後も再開発事業が円滑に推進するよう、理事会への出

席や関係機関の協議に同席するなど、準備組合をサポートしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ちょっと削除してしまいました、ごめんなさい。質問の追加のところ、末尾がちょっと抜けておりました。八幡２丁目の地権者によりますと、再開発組合の設立が予定より遅れ、それに伴い解体工事着手、施設建設物工事着手なども令和14年までと、予定よりも２年ほど遅れそうだと聞きましたと、そういうところが抜けておりました。失礼いたしました。

では次です。御答弁ありがとうございます。理解いたしました。

○稲葉健二議長　今のところは質問しなくていいんですか。

○門田直人議員　いいです。

○稲葉健二議長　いいんですか。

○門田直人議員　はい。

御答弁ありがとうございました。

○稲葉健二議長　今お話しした部分を、要らないんですか。

○門田直人議員　省いても話が通じますから大丈夫です。

○稲葉健二議長　では、質問を続けてください。

門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございました。理解いたしました。今後も理事会や関係機関の協議などに出席する場合、可能な限り情報を公開していただくことを要望いたします。３年前に設立された再開発準備組合、品川事務局長という方がいらっしゃるんですが、地権者が約50名いらっしゃいます。事業協力者は、三井不動産レジデンシャル、大成建設、野村不動産、東京建物、またコーディネーターは株式会社都市設計連合となっております。地権者に話を聞きますと、環境面への影響として、新たなビル風についての風環境評価を行う必要性を感じております。２月定例会での答弁では、これ、一般質問された方がいらしたんですが、一般的な住宅地として起用できるランク２の風環境でございました。今後、設計の見直しによって、住宅棟を南の棟に集約する予定であると。北の棟は低い階数になるそうで、４階か５階になりそうだという見直しが進められております。そのため、風環境の再調査を要望したいと思っております。その上で、110億円の税金投入の正当性、メリットがあるかどうかの厳正な検証が必要だと考えます。また、今後計画変更等により補助金の額の増大も見込まれるのでありましたら、その都度、再検証、公表が必要だと考えます。

次に、第２の大項目、市内在住の生活困窮者への対応でございます。

市川市生活サポートセンターそらという団体がありますが、その団体の活動及び課題についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市川市生活サポートセンターそら――以下、そらと申し上げます――は、生活困窮者自立支援法に基づき、市内在住の生活にお困りの方に対して、平成27年度より実施している生活困窮者自立支援事業の相談窓口でございます。そらの開所時間は、土日、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の９時から17時であり、相談者からの相談受付及び支援を行っております。運営に当たっては、過去に千葉県の事業である中核地域生活支援センターの設置運営を請け負うなど、実績のある社会福祉法人一路会に委託しております。主な支援内容としましては、相談内容に応じて一人一人に合った支援計画を立て、社会福祉協議会や基幹相談支援センターえくるなどの関係

機関と連携を図りながら、住居確保給付金などの様々な制度を活用して解決を図る自立相談支援事業でございます。

相談内容の主なものは、離職や収入の減少による経済的困窮や住まいへの不安が最も多くなっております。また、コミュニケーションが苦手で、就職活動がうまくいかない、家族関係に悩みを抱えているなど、相談者の抱える悩みは多岐にわたっております。新規の相談件数は年々増加しており、直近３年間では、令和３年度、約760件、令和４年度、約830件、令和５年度、約890件となっております。相談体制については、社会福祉士などの専門資格のある実務経験の豊富な相談支援員が相談者に寄り添い、課題解決に向けて取り組んでおります。

また、相談支援員は、相談者の意思を十分に勘案した上で、アセスメントシートを基に支援計画を策定し、その計画の開始、中断、継続、終結については、市や関係機関との支援調整会議に諮り、進めております。支援計画策定から支援の終結までに要する期間は平均12か月となっており、計画策定に対する支援の終結割合を見ますと、令和３年度は約69％、令和４年度は約43％、令和５年度は約80％となっております。また、支援終結の主な理由としては、就労自立が約35％、家計の改善が約20％となっており、そのほかにも、ほかの福祉サービスの活用や住まいの安定などが図られたことで支援が終結しております。

以上の実績からも、支援を終結し、自立に至る割合も高いことから、そらにおいては生活に困窮する方に寄り添った支援が実施できているものと考えております。そらが開設されてから今年で10年と、市民の方や関係機関からも認知されるようになっております。また、自立に至ることで支援が集結する割合も高く、生活困窮者の方を支援する方法も一定程度充実してきていると考えられることから、生活困窮者自立支援事業の実施体制として、現在のところ大きな課題はないものと考えておりますが、今後もさらなる周知や相談支援体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　年末年始、市役所の仕事は12月27日金曜日で終わりまして、仕事始めは１月６日月曜日と９日間の閉庁となります。生活困窮者の方々が心配なのは、緊急時の行政窓口閉庁による医療や食事、また、日中の雨や寒さをしのぐ居場所の問題でございます。９日間と期間は長いんですが、この期間の生活困窮者への対応はどのように行うのか、お伺いいたします。再質問です。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

年末年始において、そらは開所はしておりませんけれども、近年において生活自立支援事業では、そらや市職員が対応するような緊急性のある相談はございません。緊急を要する場合には、市の代表電話に連絡をしていただければ、そらを所管する地域共生課に連絡が入り対応をすることとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　まとめたいと思います。市の代表電話番号に連絡することで、地域共生課に連絡が入り対応すると聞いて、少し安心いたしました。ただ、相談箇所の少なさを感じます。また、そらの所在地が第２庁舎近くのため、駅から遠く、生活困窮者がアクセスしにくいのが難点に感じます。そらは生活支援課など福祉部管轄部署とともに、第１庁舎近辺に移転することも検討していただきたいと私は考えております。

一方、困窮者の中には、そらのような団体や福祉部に相談せず、ぎりぎりまで自己責任で頑張り、民間にＳＯＳを求め、炊き出しやフードバンクに殺到するというケースもございます。年末年始などは、そらや市役所が閉庁している期間は支援が手薄になってしまうことは否めません。そこを補完しているのが、ＮＰＯなど心ある

方々です。例えば、生活困窮者支援でＮＰＯ生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会というのがございます。副田一郎理事長が八幡３丁目で開設しておりますが、このグループは年末年始に活動いたします。その活動として具体的に申し上げますと、路上パトロールですね。これを19時半から21時半、12月の20日、30日、１月３日の３日間実施いたします。食料等の支援もございます。次に、電話などによる年末年始相談が12月28日から１月５日まで、８時半から11時まで、これはガンバの会の八幡の事務所でございます。

2023年度は105名の方が、この年末年始にガンバの会に来所相談したそうです。20代の相談が増えたそうです。また、住む家がない若者などが増えて、2023年度は計69名がガンバの会が準備しているシェルターを利用したそうです。生活困窮者の方々の支援につながるように、市役所の職員に一層努力を求めていただきますとともに、支援団体の働きを一層支援していただきたいと思います。

次に、大項目、市内在住の外国人への支援でございます。

これは内外人平等待遇の原則を踏まえた生活保護行政の在り方についてお伺いいたします。先順位者への御答弁で、対象となる外国人や受給世帯等については理解いたしました。今定例会の代表質問で質問がありまして、外国人の生活保護受給に関して批判的な発言がありましたが、私は合法的に国内に在住する外国人の生活保護受給についてお話ししたいと思います。

今、先ほど申し上げました内外人平等待遇の原則についてですが、これは、日本が1979年に批准した国際人権規約と1982年の難民条約があるんですが、その中に入っている社会保障における内外人平等待遇の原則が条件となっております。これを踏まえて生活保護行政を考えますと、市内在住の外国人を含めた全ての市民に対して同様の取扱いが行われるべきであると考えますが、本市の認識についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活保護制度は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための制度であります。生活保護の支給決定などの事務は市が実施しておりますが、国が本来行うべき法定受託事務でありますことから、実施に当たりましては、生活保護法及び関係法令に従って行うこととされております。外国人に対する生活保護につきましては、厚生労働省からの通知による具体的な運用に基づき取扱いを実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　この通知は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてと思われます。具体的な運用に基づく取扱いについては、生活保護法第１条により、外国人は適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて――準じてという言葉が入っています――以下の手続により必要と認める保護を行うとあります。

再質問いたします。外国人に対する生活保護の状況の推移を知るため、本市の10年前、５年前、現在において、全ての生活保護受給世帯に外国人が占める割合について、全国と比較した本市の状況をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

政府統計を基に、それぞれの年における４月時点の結果から、全ての生活保護受給世帯に対する世帯主を外国籍とする全国の世帯割合と本市を比較したところ、平成26年は、全国約2.9％に対して、本市は約3.3％、平成31年は約2.8％に対し、約3.3％、本年は約2.9％に対し、約3.5％となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。最後にちょっとまとめたいと思います。令和６年、今年現在、市内の生活保護世帯は約6,600、うち外国人世帯は約220で、これは約3.5％でございます。3.5％の在日外国人の生活保護受給は、人口比から見て、本市は外国人に対しても、特段差別的な扱いをしていないものと思われ、安心いたしました。繰り返しになりますが、日本が1979年に批准した国際人権規約と1982年に発行した難民条約は、社会保障における内外人平等待遇の原則が条件となっております。そこに入国管理行政の発想を持ち込むのは筋違いだと私は考えております。論拠となるデータも曖昧なままで、ヘイトスピーチなどが行われているのは放置してはなりません。もし、本市でこのような動きがあれば厳正に対応していただきたいと思います。

次に、大項目、市川市奨学資金制度についてお伺いいたします。

(1)制度の概要、昨今の応募状況及び支給状況についてお伺いいたします。日本の教育費への公的支出は、経済協力開発機構、ＯＥＣＤ諸国の中で最低クラスでございます。統計として出ております。そして、国立大の授業料が値上げされるなど、高い学費が学生生活に暗い影を落としております。市川市には、奨学資金制度はございますが、制度の概要と昨今の応募状況及び支給人数はどのような状況なのでしょうか。また、利用者にきちんと情報が伝わることが重要であると思いますが、どのように周知しているのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

本市では、高校生等への支援として、学力が優良でありながら、経済的な理由で高等学校等への就学が困難な方に対して、教育の機会均等を図るために、大畑恣教育基金を活用した市川市奨学資金事業を実施しております。この事業は返済が不要な給付型となっており、支給額は国公立で月額9,000円、私立で月額１万5,000円でございます。市川市奨学資金制度の近年の応募支給状況といたしましては、令和４年度は175人の応募に対し、所得や学力基準を満たした150人、令和５年度は180人の応募に対し144人、令和６年度は134人の応募に対し107人の支給を決定しております。周知につきましては、２月中旬に募集案内を市内の市立中学校の３年生全員に学校経由で配付するほか、近隣の高等学校や私立中学校、合わせて40校に募集案内の配付をお願いするとともに、前年度に奨学金の支給を受けていた方に対しては郵送で御案内をしております。また、国、千葉県、市などで様々な支援制度を行っており、これらを分かりやすく御案内するために、今年度より新たな取組として、ＱＲコードで各公式ウェブサイトにアクセスできる一覧表を作成し、中学校の進路指導や保護者会などの場面で御活用いただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　詳しい御答弁ありがとうございます。50万都市の市川市で、高校入学のための大畑恣教育基金という奨学金、給付型ですが、今年度107人に月9,000円から１万5,000円というのは、ちょっと少ない感じがいたします。財源を増やすために、例えばふるさと納税を募ったりすることなどについて、今後の基金増額を期待したいと思っております。

(2)に移ります。国や県の奨学金についてお伺いいたします。市川市の奨学資金制度の概要は分かりました。国や県でも奨学金を行っておりますが、貸与型、給付型でそれぞれどのようなものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

大学生等への支援につきましては、貸与型の奨学金として日本学生支援機構の奨学金、給付型の奨学金として

国の給付型奨学金、授業料の減免制度、高校生等への支援につきましては、貸与型の奨学金として千葉県の奨学資金制度、給付型の奨学金として千葉県の奨学のための給付金制度などがございます。制度を利用するに当たり、それぞれ一定の収入以下であることなどが条件となっております。近年、国や県の給付型奨学金や授業料減免制度が充実してきていることから、松戸市や柏市など給付型奨学金制度を廃止した自治体もございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　そこで、(3)本市の現状と課題についてお伺いいたします。国や千葉県の制度は理解いたしました。近隣市は奨学金制度を廃止している自治体もあるとのことでした。船橋市や野田市に給付型がありませんが、浦安市には月額１万5,000円、３万5,000円、これは成績4.5以上の方ですが、給付型がございます。一方、都内では区などに多彩な給付型がございます。港区、大田区、世田谷区、江戸川区、足立区などで、年額上限50万円とか15万円といった奨学金が出ております。これは給付型でございます。市川市としては、現状と課題についてどのように捉えているのでしょうか。例えば、利用者へのアンケートなどは実施しているのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

本市では、給付型の市川市奨学資金事業を独自に実施していることから、アンケートでは、進学の夢を諦めずに済んだ、金銭面のみならず精神的にも助かったなど、学生や保護者から評価をいただいているものと認識しております。一方で課題といたしましては、令和６年３月末の大畑恣教育基金の残額は約１億4,000万円であり、基金にも限りがあるため、今後事業の見直しが必要になります。勉学に励む生徒が就学の機会を失うことがないよう、国や県の動向を注視しつつ、この先の検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　高校生向けの制度として、市川市には給付型の奨学金制度があることは理解いたしました。この教育基金の残額１億4,000万円ですね。これは今後減り続けると思います。教育基金には広く寄附を募ったり、あと、遺贈といった方法で、次世代の教育に貢献できることを機会ごとにお知らせしたり、あるいは先ほど申し上げましたふるさと納税の１メニューに加えるなど、財源を増やす努力を今後も続けていただくことを要望いたします。

再質問したいと思います。市内に在住する大学生の貸与型・給付型奨学金の利用者数についてお伺いいたします。大学生向けの貸与型・給付型奨学金について、市は市内に在住する大学生の利用者数を把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

大学生を対象とした奨学金制度は、日本学生支援機構のほか、各大学や様々な法人、団体が実施しているため、市内に在住する大学生の奨学金利用者数は把握しておりません。独立行政法人日本学生支援機構の令和４年度の学生生活調査によると、日本学生支援機構や、それ以外の貸与型または給付型奨学金のうち、１つ以上を受給している方の割合は55％となっていることから、市内に在住する大学生の半数程度の方が奨学金を利用しているのではないかと推測されます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　大学生の半数以上が奨学金を利用しているとの推測に少し驚きを感じました。

再々質問したいと思います。奨学金の返還支援制度の新設についてでございます。貸与型の奨学金を利用されている方の中には、300万円を超す債務を背負っているという方もいらっしゃいます。私の知り合いにもいます。文部科学省所管の日本学生支援機構――ＪＡＳＳＯと言いますが――の奨学金利用者の借入総額は、平均１人当たり344.9万円です。中でも、大学卒業生の利用率は45.2％と高く、借入総額は平均337.7万円となっています。返済の負担で結婚が遅れて少子化にも影響があるのではないかと、私は危惧しております。先日の報道では、千葉市で教員不足の解消のために採用２年目から10年目までの奨学金の返済を全額補助する制度を新設したとのことでございます。市川市でも同様の奨学金の返済・返還支援制度の新設は検討できないでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

他自治体の事例を確認したところ、自治体が単に奨学金の返済を肩代わりするものではなく、人手不足となっている教員や介護職員、保育士等の特定の職業への就職の促進、中小企業の人材の確保、定住の促進など、行政上の課題を解決する目的で奨学金返還支援制度を行っているものと認識しております。本市の奨学金は、教育の機会均等を図るため実施しているものであることから、現時点で奨学金返還支援事業を行う予定はございませんが、先進事例について情報収集してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　まとめたいと思います。私の知っています市内に住む1981年生まれの男性は今43歳なんですが、母子家庭のために、県が所管する市川健康福祉センター、保健所ですね。あそこにありますけども、あそこの地域福祉課で大学への就学資金計278万円を借用し、2005年から2017年まで144回、36歳まで貸与型奨学金を返済いたしました。家賃とともに、毎月の返済は大変だったようです。市川市では給付型の奨学金を行っていますが、対象が高校生となっております。基金に限りはあると思いますが、ぜひ大学生まで拡充してほしいと要望します。もし可能でありましたら、文科省で教育行政に御経験豊富な勝山教育長に、大学受験する若者への給付型奨学金などの公費負担をどうお考えかお聞きしたいと思います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　先ほども答弁をさせていただきましたが、今後の状況を把握しながら、他市の状況も確認して進めたいと思います。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございました。

これは最後の大項目、議員と記者が持つ情報のギャップについてお伺いいたします。ちょっと分かりにくい表現かもしれませんが、これを具体的に申し上げますと、定例記者会見での市長及び記者の質疑応答の内容が議員に伝わりにくいことについてでございます。去る11月24日の新聞報道で発見したんですが、市が職員と下水道関連事業者に対してアンケートを行い、年内に結果を発表するということを新聞報道で知りました。11月19日の定例記者会見において市長が記者に説明されたようでございます。コンプライアンス委員会議が非公開であるだけに写真撮影ぐらいしかできないんですが、下水道に関する職員の不祥事を受けて実施するアンケートについて、私は議員にも伝える必要のある重要案件だと捉えております。議会の長である議長にはいつ御報告されたのでしょうか。

これは一例ではございますが、このような重要案件に関して、定例記者会見で市長が記者に話された内容や、市長と記者との質疑応答の内容が議員に伝わりにくいことは非常に問題だと考えております。定例記者会見で市長が話された内容や記者との質疑応答の内容を議員に公開することはできないか、あるいは、議長に許可をいただき議員に傍聴を認めるか、あるいは、東京都の小池知事のように生中継で記者会見ができないのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

定例記者会見に関する議員の皆様への情報提供につきましては、事前に資料を送付するなど、迅速な情報提供に努めているところでございます。また、記者会見終了後には、配付した資料を市公式ウェブサイトに掲載するとともに、市長の冒頭説明を市公式ユーチューブチャンネルで配信し、広く公開しているところでございます。一方で、記者と市長との質疑応答のやり取りを公開することに関しましては、記者会見を共同で開催している記者クラブとの協議が必要となりますが、市長と記者との自由闊達な質疑や意見交換が行われるよう、本市といたしましても現時点では考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　市長と記者との自由闊達な質疑や意見交換に、議員が傍聴したり、市長会見が生中継されたりすることが障害になるとは私には思えません。情報公開、透明性の高い市政、開かれた市役所を目指している市長の方針に反しているのではないでしょうか。先進自治体の経験を検証して、今後検討していただきたいと思います。

今回の質問を行うに当たり、私が一番問題視していますのは、重要な案件について議員への情報提供がなされていないのではないかという点であります。コンプライアンス委員会議は、下水道工事をめぐる汚職事件の再発防止策として設置されたもので、そこで決まったこと、アンケートの実施についてもそうですが、その情報は最低でも記者に提供する情報と同等レベルの内容については、議員にも提供すべきだと私は考えます。これに限らず、この間の質問でもありましたが、中核市問題などの重要案件については、議員が新聞報道で初めて情報を手にすることのないよう、繰り返しになりますが、議長に早急にお知らせしたり、また、田中市長と同様に、国会議員だった小池百合子東京都知事のように記者会見を生中継したりするなどの前向きな検討をしていただき、きちんと情報提供をしていただくよう強く要望いたします。御清聴ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○稲葉健二議長　　この際、暫時休憩いたします。

午後２時20分休憩

午後２時50分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

越川雅史議員。

○越川雅史議員　無所属の会の越川雅史でございます。一般質問を行います。本日は、横綱に胸をお借りする平幕力士のような心境です。田中市長におかれましては、お手柔らかな御答弁をお願いいたします。

さて、道の駅いちかわ駐車場の騒音対策について、私が調査したところ、今年８月の１か月間だけで、実に65件もの110番通報があり、その約９割は騒音に関するものでした。この結果からも、騒音を中心とした御近隣へ

の影響は明らかです。先順位者への答弁も伺い、本市もこれまでに様々な取組を行ってきたことは理解しておりますが、残念ながら抜本的な改善には至っていないものと考えます。

そこで私から提案ですが、例えば週末の深夜に駐車場を一時的に閉鎖する取組を試してみてはいかがでしょうか。施設の閉館時間は22時であり、それ以降に限定すれば営業には影響いたしません。駐車場を閉鎖することで騒音や治安問題の緩和が期待できますし、費用もほとんどかからないはずです。仮に新たな問題が生じた場合でも、いつでも元に戻すことは可能です。現状の取組には限界があるでしょうから、新しい選択肢に挑戦すべきだと考えますが、御見解を伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

道の駅いちかわの駐車場の設置及び管理は国土交通省首都国道事務所であり、本市は清掃等の表面管理を行っております。駐車場に関する騒音対策については、国土交通省首都国道事務所及び市川警察署、市の三者で協議を重ねているところであります。その協議の中で、試験的な道の駅いちかわの駐車場の夜間閉鎖を含め、騒音問題の改善がなされるよう、駐車場の設置管理者である国土交通省首都国道事務所へ要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　ぜひ、実現に向けて首都国道事務所に掛け合っていただきますようお願いいたします。再び静寂な環境の中で平穏な暮らしを取り戻せる日が来るよう、私も引き続きこの問題に取り組む決意を新たにし、次に進みます。

昨年度のデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの実証実験では、議会答弁と事業実態に乖離が生じたことに対し、私から抗議した経緯がございます。そして、今年度においても、当初説明にはなかった一律10％の還元ポイントが付与されるキャンペーンが突如として追加されるなど、議会との合意形成が十分に図られないまま事業が進められているように感じます。こうした突然の変更の背景には、７月までの通常期間における利用実績は市の想定の約50％、キャンペーン第１弾の期間における利用実績は市の想定の約71％と、いずれも当初の目標を大きく下回ったという重大な事実が存在していますが、この利用実績の低迷は、実際の市民ニーズと市の認識が著しく乖離していることを示唆しているものと受け止めます。ＩＣＨＩＣＯが市民生活にとって必要不可欠なものであれば、これほどまでに利用実績が当初想定を大幅に下回ることはなかったはずだと私は考えますが、少なくとも９月までの実績をどのように自己評価されるのか、御見解を伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

事業の評価を行うに当たりましては、年度の途中で成否を判断するものではないと考えておりますが、御質問の９月までの実績につきましては、当初の想定を下回ったことは事実であります。このことから、事業の状況に対し検討を重ね、還元率を一律10％としたあなたの秋をＩＣＨＩＣＯで応援キャンペーンを時期を逃がさず、緊急的に実施することとしたものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　通常期間、キャンペーン第１弾ともに利用実績が目標を大きく下回りました。そこで、窮余の策として、それまでの余剰金を原資として、利用店舗にかかわらず一律10％もの還元ポイントが付与されるキャンペーンを追加実施したところ、利用実績は急増し、市の想定を130％近く上回る結果となりました。ただ、この数字だけに着目して、利用実績が急増しているなどと手放しで喜んでよいのでしょうか。私は、この利用実績

の急増について興味深いお話を伺いました。

あるお店では、お会計の際、今ＩＣＨＩＣＯを使えばお会計が安くなりますよ、20％分ポイントがもらえて今すぐ使えますと御案内しているそうです。例えば、お会計が１万2,000円の場合、その場でＩＣＨＩＣＯに１万円チャージして、まずは１万円分精算してもらう。すると、2,000円相当の還元ポイントがもらえるので、そのポイントで残額を支払うことによってお客さんはお会計が１万円で済むという話です。もちろんこの御案内がお会計時ではなく、入店直後の御注文を伺う前であれば、じゃ、ポイント分でふだんより高級なものを食べようかといった感じで消費額の増加につながる可能性もありますし、もらった還元ポイントでもう１軒行くなど、新たな需要の喚起になれば意味がありますが、今の例ですと、単に目先のお会計が安くなるだけのことで、地域経済の活性化にはなり得ません。お店の人は、ＩＣＨＩＣＯ人気ですよ、その場でお会計が安くなるからみんな喜んでいますよ、市外の人でも使えるから来る人みんなに勧めていますと無邪気に教えてくれましたが、ただの通りすがりの市外の人たちが、ただ普通に食事して、いざお会計の段になったら、店員に勧められるがままにＩＣＨＩＣＯの何たるかも理解せずに取りあえず利用して、その場でポイントも使い切って、はい、おしまいでは私は意味がないと思います。

これまでの御説明では、ＩＣＨＩＣＯの魅力や強みとして、高率の還元ポイントだけではない点を強調されていたかと思います。それに高率還元ポイントの原資が地方創生臨時交付金に限定されることを前提にすれば、こうしたキャンペーンを実施し続けることには限界があるはずです。もしそうであるならば、もう高率還元ポイントキャンペーンからは卒業し、純粋に市内経済活性化や地域振興活動に取り組むことでポイントが付与される点を強化していくべきかと考えます。例えば、自治会が盆踊りや秋祭りを実施したら10万ポイントであるとか、市内のお店の閑散期に20人以上の同窓会を開いてくれたら３万ポイント、還暦や古希、喜寿、米寿などの御高齢の方々が、９月中に10人以上で集まって市内のお店で祝賀会を催すなら１人当たり1,000ポイント、自治会が防災の日に向けて、７月と８月にローリングストックに取り組めば購入量に応じて最大１万ポイントとか、そうしたキャンペーンのほうがよほど意義深いと私は考えますが、御見解を伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　ＩＣＨＩＣＯの事業目的は、これまでもお話をしてきたとおり、地域経済の活性化と市民活動の活性化の２つであります。現在、想定を上回り好評を得ているＩＣＨＩＣＯをこれからも持続可能な事業としていくことで、この２つの事業目的を果たしてまいりたい、そのように考えております。御質問の点につきましては、様々な行政ポイントのメニューについて現在検討を進めており、それらを活用し、市民活動の活性化を図ってまいりたい、そのように考えております。また同時に、地域経済の活性化のためには、国の交付金など活用できるものについては積極的に活用し、市民の皆様や市内事業者の方々に喜んでいただけるよう、適宜事業の進捗を評価しながら、適切な事業運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　昨年２月定例会において私たちが予算の審議をした際には、あなたの秋をＩＣＨＩＣＯで応援キャンペーンを実施するとの御説明は一切ございませんでした。このように執行差金を自由に使われる事例が続けば、議会における質問や答弁の意義が失われるばかりか、実態と異なる説明を基に予算案に賛成したことにもなりかねません。結果として、予算の正当性そのものに疑義が生じないとも限りません。今後は、この点くれぐれも注意されるよう申し入れます。その上で、正攻法で真っ当にＩＣＨＩＣＯ事業を展開され、胸を張ってその成果を御報告いただけることを期待して、次に進みます。

資格審査特別委員会は、審査過程において、竹内清海議員が契約議案に関し監査役として直接の利害関係を有

していたにもかかわらず、議長として議事に参与した議案を１件、議員として議会の同意を得ることなく参与した議案を２件検出いたしました。利害関係を有する議事への参与は、地方議会において極めて希有な事態です。私自身もこれまで除斥された経験がありますが、これは全議員が等しく遵守するルールであると理解しておりました。そのため、今回の事例を知った際には大変な衝撃を受けました。

そこで、同委員会は、かかる事態を重く受け止め、稲葉健二議長に対し既決議案に係る申出を提出し、稲葉議長もこれを受け、６月に田中市長に対して報告されました。その後、９月30日の一般質問にて私から田中市長に進捗状況を伺ったところ、対応の準備を進めているとの御答弁をいただいたことから、私は遅くとも今定例会前までには結論が示されるものと理解しておりました。きっと私だけではなく、他の多くの議員もそう理解したと思います。我々は、前代未聞の事態に直面し、市長にしか決せられないことにつき御判断を仰いでいるわけですから、可及的速やかな回答を待ち望んでいたわけですが、結果的に、ああするとも、こうするとも決断できずに、半年間結論を出せなかった事実は市議会側の期待を裏切るものと言えるでしょう。

そこで、田中市長に伺います。議会からの報告の重みをどのように認識しているのでしょうか。また、本事案について、いつまでにどのような対応をなされるのでしょうか。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　再議に係る対応につきましてお答えいたします。

議会におけます議決や議長からの報告につきましては、当然に重要なものと認識をしております。だからこそ、判断するに当たっては、千葉県市町村課を通じて総務省に確認を行ったところであり、総務省からは、個々の事案の性格や状況に応じて普通公共団体の長が判断するものであると回答があったところであります。この回答を踏まえまして、除斥規定に違反した議決であっても、契約そのものが無効になるものではない、また、既に契約を締結し、その履行が完了している、また、市議会議員選挙がその間執行され、議会構成員の変更が生じていることから、法が想定している再議を求める状況とは異なるなどを勘案しまして検討した結果、今回の事案については、再議に付することによる利点はないと考えているところであります。

以上であります。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　御答弁の中に、除斥規定に違反した議決と御発言された部分があったかと思います。

そこで確認いたしますが、除斥規定に違反した議決とは、平成31年２月定例会、議案第70号気化式涼風機の購入について、令和３年９月定例会、議案第35号学習用タブレット等の購入について、令和３年12月定例会、議案第48号市川市文化会館用備品の購入（机、椅子等）についての３つの議案に係る議決ということでよろしいでしょうか。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　報告書の中にはそのように御提示いただいているかと思います。

以上であります。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　毎回毎回申し訳ないんですけど、聞いたことに答えていただきたくて、私の質問は、これら３つの議案は、先ほど御答弁された除斥規定に違反した議決ということで理解してよろしいのでしょうか。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　改めて申し上げますが、違反したとまでは考えておりません。こちらのほうの報告書にも書いてありますとおり、可能性があるという御指摘をいただいております。除斥規定、117条に違反をしたというようなところまでは断定はしておりません。

以上であります。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　違反したとは断定していないんだったら、そもそも再議もへったくれもないので、違反したとは考えられないということで速やかに回答すればいいと思います。初回の御答弁では、再議に付すことによる利点はないと考えているところとのことであり、結論はいまだ出ておらず、引き続き検討中であるものと理解いたしました。果たして、いつまで検討を続けるのでしょうか。

地方自治法第176条第４項は、議会の議決が法令に違反する場合、当該普通地方公共団体の長は再議に付さなければならない旨、規定しています。つまり、市長御本人にしか結論は出せないはずですから、私からの質問に対しても市長御自身が答弁されるのが筋でしょう。市長御自身による説明が求められていると思います。さらに言えば、総務省から回答があったのは９月より以前のことだったと思います。だったら、なぜそこからまた３か月も要するのでしょうか。なぜ半年間過ぎても、いまだに回答が示されないのでしょうか。極めて残念です。

ところで、私は駆け出しの会計士の頃、30分真剣に考えても結論を出せないなら、何日考えても結論にたどり着かないと指導され、鍛えられました。そして、自分で結論を出せない場合は、かっこつけて自分で考えるのではなく、分かりませんと相談しに来いとも言われました。あまりたらればの話はしたくありませんが、こっちに決めたらどうなるとか、こうと決めたらとか悩んだところで、半年以上もああとも、こうとも決められなかったのであれば、きっとこの先もまた決められないのではないかと心配になりますが、改めて２月に進捗状況を確認することとし、次に進みます。

執行機関の長である田中市長の御発言は、市政の方向性を示す上で大変重要であり、その影響は市民や本市職員、市議会にも及ぶことから、非常に重みを持つものと認識しております。したがって、市政の方向性を正確に伝えるとともに、無用な誤解や混乱を生じさせないためにも、根拠に基づかない発言や憶測にすぎない発言は慎むべきです。しかしながら、田中市長御就任以来、事実に基づかないと思われる御発言、憶測にすぎないと思われる無用な発言、他者に責任を転嫁するかのような発言など、幾つか驚かされる場面もございました。

そこでまずは、執行機関の長としての発言の在り方につき田中市長の御認識を伺います。

○稲葉健二議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

田中市長は、市議会における答弁はもとより、定例記者会見や庁内外で開かれる会議、市や市以外の団体が開催する行事など、様々な場面において発言する機会があり、その際には、市の取組、また、市長御自身の考えや思いなどについて発言をされております。市長は市民の代表であり、その言葉には重みを持つものであります。田中市長は、市民の皆様に理解していただけるよう、また、市川市を身近に感じていただけるよう、行く先々で言葉を選び、発言されているものと認識をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　私は田中市長の御認識を伺っているにもかかわらず、なぜ田中市長は答弁に立たれずに市長公室長が御答弁されたのでしょうか。私が以前、別の、当時の市長を追及した際も、なぜか御本人以外の方が答弁に立ち続けていたことが思い出されます。ちなみに申し上げますと、ある方は、市長就任直後は、質問があれば答弁するのは当然のことだと思いますと発言されるなど、実に頼もしかったのですが、いつしか私からの質問に対する答弁を避けるようになりました。また、ある方の場合、一度は絶対に答弁に立たないと決めたのにもかかわらず、途中から答弁に立ったり、やっぱりまた答弁を拒否したりということもありましたが、続けていきます。

田中市長の御発言については、私よりも両副市長や教育長、代表監査委員、各部長さんたちのほうが日常的に耳にされているはずですので、理事者各位はどのように受け止めているのか、その御認識を伺ってまいります。まずは、中核市移行に関する御発言についてです。田中市長は11月19日の定例記者会見において、市議会に協議を呼びかけたが、前向きではないことが分かったと御発言されたそうです。しかしながら、私は、中核市移行の是非につき、田中市長は市議会に対し協議を呼びかけたとの記憶はございません。

そこで、企画部長に伺いますが、田中市長御就任以降、市議会に対して、中核市移行の是非につき協議を呼びかけられた事実はあったのでしょうか、それともなかったのでしょうか。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えいたします。

中核市移行に関する協議等につきましては、令和２年９月定例会での前市長による中核市移行表明を受けまして、令和３年２月に中核市移行に関する特別委員会が設置されたところでございます。その中で審議をされてまいりました。その後、議員改選を前に、中核市移行に関する調査検討については審査未了とすることとしまして、令和５年３月に当該特別委員会が消滅したという経緯がございます。しかしながら、その後は市議会に対しましては、再度の特別委員会の設置や協議を呼びかけたことはございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　松丸副市長に伺います。お聞きいただいたように、市長が記者会見において事実に基づかない御発言をされたと受け止めておりますが、その後、訂正されたとも、謝罪されたとも伺っておりません。議会における答弁については、確かな根拠に基づいて正確に、また、適切に答弁をすべきものであり、万が一、誤りや間違いなどに気がついたときには速やかに訂正すべきものであることを確認しておりますが、市長は記者会見において事実に基づかない御発言をされたとしても、訂正も謝罪も必要ないのでしょうか、お答えください。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　冒頭、議会における答弁の慎重にということで、以前から越川議員ほかの議員に対しましても、我々理事者は正確かつ適切な答弁をしてまいりました。今、その後で、記者会見における発言についてということでの御質問だったと思いますが、これにつきまして、私が個人的な意見を述べる立場にはないかなと思っております。事実としては、今、訂正も謝罪もしていないというのはそのとおりでございますので、現時点において、訂正、謝罪する考えは本来述べるべきではないですけども、そのように感じております。

以上です。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　田中市長しか御答弁できないことです。田中市長、御答弁されるもされないも、これは生中継もされていますし、動画にも、会議録にも残りますので御判断お任せしますが、田中市長は記者会見において事実に基づかない発言をされたとしても、それが市議会に関わることであったとしても、訂正も、謝罪も必要ないとお考えなのでしょうか。お答えできるのであればお答えください。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　繰り返しになりますけども、現時点におきまして、謝罪あるいは修正、訂正、撤回も含めて考えておりません。

以上です。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　考えておりませんじゃなくて、なされておりませんとしたほうが、私が答弁するんだったら、

そっちのほうがいいかなと個人的には思いますが、一応――次に進みます。

田中市長は市議会に協議を呼びかけたが、前向きではないことが分かったと御発言されたそうです。田中市長に伺います。中核市移行の是非につき、市議会に協議を呼びかけた事実そのものがないわけですから、前向きであれ、どのような方向であれ、市議会が移行是非について回答することなどあり得ないはずです。果たして、いつ頃、稲葉議長から前向きではないとの公式な回答があったのでしょうか、お答えください。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えいたします。

去る11月19日の定例記者会見での中核市になることのメリットが感じられないという空気感を感じたとの市長の御発言でございます。これまでの中核市移行に関する特別委員会等におきまして、様々な御議論、お話しされた内容や各委員の御発言を受けて、その後、様々な状況の中から市長が御判断されたと、そのように思われます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　１点確認ですが、ですので、田中市長に対して稲葉議長から市議会は前向きではないとの公式な回答はないということで理解してよろしいですよね。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　そのように認識しております。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　田中市長は12月２日の中核市移行に係る答弁に際して、市民の代表者である議会の中から、そのときの御質問以来１年５か月間、中核市に関する御質問はございませんと御発言されました。御自身が令和６年11月３日を御決断の期限として公表されたからこそ、多くの議員は１年５か月間、その御決断を尊重すべく質問を控えていたかと思いますが、これではあたかも市議会議員の全員が中核市移行の是非に関する興味がなかったかのように聞こえてしまいますし、このたびの御決断も御自身で決められたはずであるのに、あたかも市議会に責任転嫁しているかのようにも受け取れます。

そこで、田中市長に伺いますが、このたびの中核市移行の是非に関する御決断は、市長の責任の下、御自身が決められたということでよろしいですね。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えいたします。

定例記者会見での御発言は、繰り返しになりますけども、そのときに市長が感じられた言葉を述べられた、そのように認識しております。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　市民は田中市長の中核市移行の是非に関する御決断について説明を伺いたいはずです。記者会見のみで言って、新聞のみで報道され、これが質問されても答弁されないということは、これはもう今、生中継を全員見ていると思いますし、動画にも残る、記録にも残ることだと思いながら、次に進みます。

次は、下水道部次長の逮捕事案についてです。

８月１日付産経新聞によると、田中市長は７月31日の緊急記者会見において、過去に応札されたある公園の総合管理業務委託契約の事案について、同次長が入札情報を聞き出していたこと、また、落札額は最低制限価格とほぼ同額であったことに言及されたと報じられています。ちなみに、この公園の名称について、ただいま私はあえてある公園という言い方をしましたが、田中市長は具体的な応札時期と公園名称にも言及されましたので、新

聞にはそのまま掲載されています。田中市長が入札情報の詳細に言及したことで、読者は落札業者名を特定することが容易に可能です。また、同次長が入札情報を聞き出していた、最低制限価格とほぼ同額で契約されたことが仮に事実であったとしても、記者会見の場で言及する必要があったのでしょうか。もちろん、それらの情報が逮捕事案と直接的に関係しているのであれば話は別ですが、そのような情報が一切ないままに、入札情報の詳細に無用に言及すれば、あたかもこの案件の落札業者に対しても違法に価格情報が漏えいしていたかのような憶測を呼んでしまうことが懸念されます。市長の御発言は、市民や業界関係者に大きな影響を与えます。無用な憶測を呼ぶ発言は極力控えるべきなのではないでしょうか。

そこで伺いますが、当該入札について、下水道部次長が入札情報を聞き出していた、最低制限価格とほぼ同額で契約されたことが仮に事実であったとして、なぜそれを記者会見の場で公表されたのか、田中市長御自身で御説明ください。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

緊急記者会見の際の市長発言についてですけれども、改めて先ほども申しました公園委託の話ですけれども、これ自体は事実であり、内容的に公表もされているものですから、調べようと思えば分かるところではあります。改めて、その際の市長の発言は記者とのやり取りの中の話なので、基本的には前もって、想像するにですねとか、私は推察しますと、そういうようなお言葉は必ずつけてお話をして、個人的見解である旨は記者のほうには伝えているんですが、さすがに新聞報道ですから、そういった偏った部分の報道があったかと思われます。

以上であります。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　想像、推察という言葉がありました。また、マスコミの報道の仕方に言及がありました。皆さんプロですから御承知のことですよね。そう取られないように、極めて慎重に発言すべきなんじゃないでしょうか。憶測や無用な発言を慎むと私は言っていますが、想像で記者会見で語る、推察で語る、これが適切なのかどうか私は指摘するところですので、松丸副市長に伺います。

田中市長は具体的な応札時期や公園名称などを含む入札情報の詳細について、記者会見で公表されました。仮にそれが事実であったとしても、私は何ら嫌疑がかけられていない段階で業者が特定される形で入札情報の詳細に言及することは極めて不適切な発言であると考えますが、御見解を伺います。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　今回の事件に関しまして、市川市の長い歴史の中でこういう事件はなかったわけです。これをきっかけに、市川市の過去も含めて、あしきそういう仕組みがあるとすれば、それをしっかりと表に出していこうというところの一つの表れと御理解いただきたいと思います。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　だったら、そういう話だけすればいいですよね。何で嫌疑がかけられていない段階の業者が特定される形で入札情報に言及する必要があるんでしょうか。この業者の方は広い心の持ち主なのかもしれませんが、ある違う業者であれば、何で俺は特定されるような話を持ち出されなければいけないんだと怒ってしまうかもしれないですし、ちょっとおまえの会社だろ、あれ、何かやったのと、無用な憶測を呼んでしまうことが懸念されます。

続けます。私は、この議場では会社名の実名には言及せず、あえて丸々建設という言い方をしていきますが、田中市長は同じ記者会見において、丸々建設だけではないと感じると述べ、その根拠として、下水道部長の経験者が定年後、地元の建設業協同組合に再就職したことを挙げ、業界とあってはならない関係が続いてきたとすれ

ば、根が深いなどと言及されたと報じられています。このような発言は業界全体に対する疑念を無用に生じさせるだけでなく、入札制度や市政全体への信頼を損ないかねない、波紋を広げるような不穏当な発言であると私は考えます。

そこで伺いますが、逮捕事案と直接関係がない話であるにもかかわらず、丸々建設だけではないと感じるといった予断を挟むような発言は適切なのでしょうか。田中市長、なぜこのような御発言に至ったのか、御自身で御説明ください。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

今回、私の直接の部下であります次長が逮捕されました。そのようなことで、皆様に対し深くおわびしなければいけない事案であるということから発言されたのかと思います。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　松丸副市長に伺うしかないのかもしれません。田中市長は丸々建設だけではないと感じると述べたと報じられています。逮捕事案と直接関係がない話であるにもかかわらず、記者会見の場において予断を挟むような発言は適切なのでしょうか、御見解を伺います。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　実際、現時点におきまして、既に新聞報道もありますが、組合トップをやっていた方が在宅の起訴でありましたけども、事件化されております。結果的には、憶測ではなく、そういう疑いが非常に高かったという時点での発言ということで御理解いただきたい。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　後でそのことは触れるので、もう数分後にその場でその話はしますが、ただ、これは、だから後の話なんです。７月、８月ぐらいの段階で、事件の広がりについて予断を挟むような発言は適切なのかと伺っていますので、松丸副市長、申し訳ございませんが、もう一度御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　何度聞かれても同じ答えでありますので、よろしいですか。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　田中市長は同じ記者会見において、下水道部長の経験者が定年後、地元の建設業協同組合に再就職したことにも言及し、業者とあってはならない関係が続いてきたとすれば、根が深いなどと御発言されたそうです。本市に拠点を置く建設業協同組合は１つしかないため、この発言により組合が特定されることになります。市民や業界関係者に無用な疑念や誤解を招き、混乱に陥る事態すら懸念されます。

そこで伺いますが、逮捕事案と直接関係がない話であるにもかかわらず、組合が特定されるような態様で言及することは適切なのでしょうか。田中市長、御説明ください。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　組合が特定されるという意味ではおっしゃるとおりかと思います。しかしながら、その時点で、今、質問者がおっしゃられたとおり、定年退職後の職員が組合の事務局長なり、そういう役職を持って市との関係を継続していたという事実は、やはり税金を納めていただいている一般市民の目からも違和感があったというところであります。それ以上はお答えはしません。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　それでは、総務部長に伺います。田中市長が記者会見の場において、逮捕事案と直接関係がな

い話であるにもかかわらず、組合が特定される態様で言及することは適切なのでしょうか。適切なら適切、不適切なら不適切、不適切にもほどがあるなら不適切にもほどがあると、ご答弁お願いします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　建設業協同組合に管理職員が再雇用されたと、これについては全くの事実でありますから、そのままお答えして問題ないかと思います。その事実自体は調べれば分かることなので、改めてそれは発言してもいいのかなとは思っております。ただ、それについて改めて、市長の発言の意図というのが基本的にその後にちゃんとあって、最もあってはならない形を市川市が持っているんじゃないかと、そういうような市民の税金を無駄に使って、そういうようなことがないようにしたいという意思表示を最後のほうに申し上げているわけで、その中の一つのキーセンテンスというんですか、話の中のこういったこともあり得るんじゃないかというような例示だったと思われます。

以上であります。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　その最後の部分だけ言えばいいんですよ。市川市において、二度とこういう不祥事が起きないようにしますということだけを言えばよくて、そこに憶測、無用な発言、この時点で組合を特定する必要はないわけですよ。組合が何かやったわけじゃないわけですから。

続けます。田中市長は丸々建設だけではないと感じると述べるなど、今回の事件は氷山の一角だとの認識を示したそうで、その根拠として、下水道部長の経験者が定年後、地元の建設業協同組合に再就職したことを挙げたとのことです。これについては、今、松丸副市長からも、総務部長からもお話があったとおりで符合している話だと思います。ただ、私にはこの御発言がどのような論理に基づいているのか、私の頭の性能のせいだとは思いますが、理解ができません。下水道部長の経験者が定年後、地元の建設業協同組合に再就職したという事実だけでは、丸々建設だけではないと感じる根拠にはなり得ないように、私の頭の性能かもしれませんが、私にはそう思われます。

そこで伺いますが、下水道部長の経験者が定年後、地元の建設業協同組合に再就職したという事実だけをもって、なぜ丸々建設だけではないと感じられたのでしょうか。田中市長、御自身で御説明ください。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　地元の建設業協同組合ということで、業界と市川市を唯一つなぐ中に、この事務局の職員がいるという中で、これも市長の今回の事件を通じて一切のうみを出していこうという強い決意の表れというところで御理解いただきたいと思います。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　だから、私は余計な、無用な憶測を呼ぶような発言をしないで、うみを出していきますとだけ言えばいいんじゃないのかなと、私の感覚なんですけど、思います。

では、総務部長と目が合ったので伺います。田中市長は丸々建設だけではないと感じる根拠として、部長経験者が定年後、組合に再就職したことを挙げたとのことですが、これは単なる憶測に基づく発言なのか、それとも、本市で共有する確たる情報が何か別にあって、根拠ある御発言なのか、この情報からうかがい知れない何か確たる根拠があって、確たる根拠に基づいてこういう発言をされているのか、あるいは単に憶測で発言されているのか、御説明いただけますか。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　内容的には、市長の中に入っている情報を私どもが全て理解しているわけではございませんので、改めて時期が来たら、市長がちゃんと御自分の発言ということで皆様に周知することはあるかと思いま

す。その中で、今回、逆に記者会見の際に分かりやすいような御説明をなさったんだと、その情報を基にお話をなさったんではないかなと推察されます。

以上であります。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　市川市は優しい市政なので、理解しやすさを優先すると思うんですけど、多くの自治体では、ちょっと今はあまり発言できません、これ以上説明できません、今後の捜査を待って次の説明をするということが一般的なのかなと思いますが、田中市長のお言葉をお借りするなら市川スタイルというのはそういうものなのかなと理解いたしました。

次に進みます。８月１日付市川浦安よみうり紙によると、同じ記者会見において田中市長は、下水道部長を経験している者がすぐにではないが建設業協同組合に再雇用されている事実があると指摘した上で、この仕組みを継続していく人間を育てていくことが行われてきたのなら根が深いなどと言及されたそうです。この発言を受け同紙は、天下り先を確保し続けるために、入札情報を流して飲食接待を受けるという慣習が、代々続いてきた可能性があることを示唆したと報じています。この御発言により、あたかも組合に再就職した部長経験者から、組合の他の構成員企業に対しても違法に価格情報が漏れていたかのような憶測を招きかねませんし、入札情報を流して飲食接待を受けるという慣習が代々続いてきたことが、あたかも事実であるかのようにも受け取れます。

念のため申し上げますと、本市関係者のうち、現時点あるいは、当該時点、８月頭ぐらいの時点で逮捕されているのは前次長１人だけであって、組合に再就職した部長経験者の中から逮捕者が出たわけでもなければ、他の構成員企業に対し、この方々が入札情報を流していた事実も、飲食接待を受けていた事実も確認されておりません。この発言には名誉毀損の懸念すら心配してしまいますが、逮捕事案と直接関係がないにもかかわらず、組合に再就職した部長経験者に言及することは、本件事案に係る記者会見における市長の発言として適切なのでしょうか。田中市長、御自身で御説明ください。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　ちょっと質問をもう一度よろしいでしょうか。

○稲葉健二議長　聞き損ねている部分もあるので、もう一度、越川議員。

○越川雅史議員　市長がずっとしゃべりかけているので、副市長ちょっとかわいそうなので、一応……。

○稲葉健二議長　本間副市長。

○本間和義副市長　私、伺っておりましたので、代わりにお答えさせていただきますが、市長もこの件の様々な御発言については、事実のものは事実としてお答えになり、そうではないものについては言葉を選んで、記者会見等でもお話をされたという理解をしているところでございます。我々公務員には守秘義務ですとか、また時期によってお話ができるものとできないものというものがございますので、そのときそのときにおいて、できる限りの説明責任を果たしていっているということの表れであるというふうに思っております。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　本間副市長がわざわざお出ましいただいたので、この間もいろいろやり取りありましたが、田中市長の記者会見における一連の発言、不適切な部分は一切ないと理解すればよろしいでしょうか。

○稲葉健二議長　本間副市長。

○本間和義副市長　様々なお考えが人によってございますでしょうが、基本的にはきちんと話すべきところ、また、守秘義務の中で話してはいけないこと、そういったものをきちんと使い分けて、我々、市長はじめ、これまでの答弁もさせていただいているというものだと思っております。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　なるほど。田中市長、ちょっと聞いていただけますか。今、本間副市長から明確な御答弁いただきました。ちょっと私は反省しなければいけません。私はこれまで、単なる憶測に基づく発言なのか、それとも、本市で共有する確たる情報に基づく根拠ある発言なのか、御見解を伺ってまいりました。もう一度、田中市長に伺いたいと思いますので、田中市長の発言次第によっては、私はもしかしたら田中市長に謝罪をしないといけないのかもしれません。というのも、事態は田中市長が御発言されたとおりに進展しているからです。先ほど松丸副市長からもお話がありました、11月23日付千葉日報は次のように報じています。県警が先月、次長であった被告について、贈賄罪などで社長が起訴された丸々建設とは別の会社にも予定価格を漏らしたとして、官製談合防止法違反容疑で追送検したことが、県警捜査第二課への取材で新たに分かった。この別会社の代表取締役も先月、公契約関係競売入札妨害容疑で書類送検された。この代表は同市内の建設会社を組合員とする協同組合の代表理事も務めているといった具合です。今この別の会社の件は11月23日付千葉日報ですけど、次長の件は７月の終わりなり８月の頭だったかと思います。

なので、もし、田中市長が確たる情報もないまま、先ほど推察とか憶測とかいろんな言葉が飛び交いましたが、憶測なり想像で発言されたのであれば、これはもう憶測を超えた予言であって、見事なお見通し、お見事としか言いようがございません。そのために、田中市長に最後に伺いたいんですが、一連の御発言は単なる憶測に基づいているのか、それとも、本市で共有する確度の高い情報に基づく根拠ある御発言なのか、最後だけでも田中市長お答えください。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　根拠ある発言か、そうではない発言かにつきましては、これまさに今公判中ですので、ここではお答えできません。公判の中で明らかになる事実もありますので、今ここで明らかにすることはできない内容かと。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　だからこそ、――松丸副市長も聞いていただいていいですか。だからこそ、無用な発言だと私は指摘しているんです。そういういろんなことをあれこれ言うと質問が出ちゃうし、記者会見で言っていることが全然分からないみたいな話になってしまうと。この仕組みがあるんじゃないかなと思います。時間も限られてきました。私には、捜査機関しか知り得ない情報が多々含まれているように感じてしまいます。もしかしたら、田中市長のそこまでの見事なお見通し、御発言の根拠は、捜査機関から伺ったような情報に基づいているのかな、だからこそ確かであり、正確性の高い情報に基づく根拠ある発言だと、もし仮に田中市長が今ここに立って、そうおっしゃっていただければ、私は憶測ではないということに納得できますし、なるほどと、田中市長は確たる根拠ある御発言をされていると認めたいと思います。

最後に、田中市長、自分はちゃんとした、しかるべきニュースルートで得た捜査機関からの情報に基づいた発言をしているんだから、憶測ではないとおっしゃっていただけるのかどうか、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　警察、検察含めて捜査機関からのそのような情報はあるわけもなく、そのようなところから確かな情報を得ているわけではございません。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　だとすると、田中市長はそういう情報を知らないんだけど、７月、８月の頭の段階で丸々建設だけではないと感じる、組合に言及するというところで、本当に見事な想像を超えた、もう予言が的中したということで理解をいたしました。いただきたかった御答弁もいただくことができましたので、これで終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時45分散会

第　　９　　日

令和６年 12 月 16 日（月曜日）

令和６年 12 月市川市議会定例会議事日程（第９号）

令和６年 12 月 16 日（月曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　　にしむた　勲議員、大久保たかし議員

第２　発議第17号　最低賃金を引き上げるために中小企業への支援強化を求める意見書の提出について

第３　発議第18号　郵便等による不在者投票の対象者を要介護３以上に拡充することを求める意見書の提出について

第４　委員会の閉会中継続審査の件

第５　委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　発議第17号　最低賃金を引き上げるために中小企業への支援強化を求める意見書の提出について

日程第３　発議第18号　郵便等による不在者投票の対象者を要介護３以上に拡充することを求める意見書の提出について

日程第４　委員会の閉会中継続審査の件

日程第５　委員会の閉会中継続調査の件

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお

大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

青山	ひろかず

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	勝山浩司
危機管理監	本住敏
市長公室長	後藤貴志
総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行
財政部長	田中雅之
管財部長	湯本明男
情報管理部長	川島俊介
文化国際部長	高橋昭彦

スポーツ部長	鎌	形	秀 昭
市民部長	吉	田	一 弘
経済観光部長	根	本	泰 雄
こども部長	山	室	繁 央
福祉部長	鷲	沼	隆
保健部長	横	山	京 子
環境部長	佐	原	達 雄
街づくり部長	小	塚	眞 康
道路交通部長	米	崎	勝 則
下水道部長	森	田	敏 裕
行徳支所長	秋	本	賢 一
消防局長	角	田	誠 司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義 光
農業委員会事務局長	藤	城	久 保
会計管理者	岩	井	滴
教育次長	小	倉	貴 志
生涯学習部長	板	垣	道 佳
学校教育部長	藤	井	義 康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝 広
事務局次長	町	田	茂 幸
議事課長	米	津	孝 成
（議事担当）			
主幹	宮	嶋	茂
主査	大	場	辰 磨
主任	北	川	陽 介
主任書記	高	栁	陽 一
主任書記	三	澤	啓 成
主任書記	伊	藤	祥 太
（調査担当）			
主幹	渡	辺	孝 文
主査	岡	澤	英 康
主任	青	木	聖 也
主任	関	口	舞
主任	荒	木	智 貴

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、選挙管理委員会事務局長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

12月13日の太田議員の一般質問中、大項目、選挙についての(2)なりすまし投票のチェック体制についての質問に対する答弁におきまして、「記号式投票」を「記述式投票」と申し上げましたが、正しくは「記号式投票」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

次に、門田直人議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

門田議員。

○門田直人議員　貴重な時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

12月13日の私の一般質問中、市内在住の生活困窮者への対応に関する質問におきまして、ガンバの会の理事長の名前を「副田一郎（フクダイチロウ）理事長」と発言いたしましたが、正しくは「副田一郎（ソエダイチロウ）理事長」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取扱いのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

にしむた勲議員。

○にしむた　勲議員　よろしくお願いいたします。

まず第１に、本八幡駅前再開発事業について伺います。

開発事業の現状について、地権者の同意の現状、建蔽率、容積率の緩和の見込み。公共貢献、これは開発地区での道路拡幅や公園設置といった公共への貢献のことで、自治体が容積率緩和等の根拠とされるものです。その内容と全体に対する面積比率、それから住居数、住民数の変化の見込み、地権者の持分である権利床と、それ以外の売却可能な持分である保留床の面積見込みと保留床の売却収入の見込み、事業計画の中で今後の金利見通しと不動産価格の見通しをどう織り込んでいるかについて伺います。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

本八幡駅北口駅前地区は、本年３月29日に市街地再開発事業、高度利用地区、地区計画の都市計画決定をしました。現在、準備組合が早期の組合設立に向けて設計内容の確認や関係機関との協議を行っています。

地権者同意の現状です。地権者約50名のうち、約９割の方が同意されております。この地域の用途地域は商業地域で、指定建蔽率80％、容積率600％であります。当該再開発事業区域は、敷地内に有効な空地を確保することにより土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする高度利用地区を決定してお

り、建蔽率の最高限度を50％、容積率の最高限度を800％と決定しています。

なお、建蔽率につきましては、建築基準法による角地緩和などが適用となります。

当該事業の周辺地域への貢献としては、建物の共同化による耐震化、不燃化、道路整備による防災性の向上、広場の整備や壁面後退などにより快適な空間を整備する機能面の向上や、屋上テラスや緑のプロムナードの整備による環境面や景観面の向上などが挙げられます。これらの通路や広場の面積は合計約2,400㎡で、面積比率は事業区域面積約１万1,000㎡に対して約22％であります。また、計画住戸数は約870戸、計画人口は約2,600人を見込んでおります。

権利床と保留床の面積見込み及び保留床の売却収入の見込みにつきましては、今後、地権者の意向を反映して作成される権利変換計画で明確になることから、現在は確定していません。また、金利見通しや不動産価格の見通しについても同様で、現在は確定しておらず、今後、組合が作成する資金計画で明確となってきます。市は、この資金計画に無理がないかなどの確認や指導を的確に行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいまの答弁で、規制緩和で容積率を800％にするとのことですけれども、本八幡駅北口再開発、幾つかの地域が既に行われていますけれども、この中で最も大幅な緩和となります、Ｂ地区と呼ばれるガレリア・サーラの地域が、これまで指定容積率が600％だったところを750％に緩和したのが最大でした。Ａ地区のターミナルシティ本八幡が600％、それ以外のＣ・Ｄ地区は550％となっています。周辺地域に比べ、さらに空間利用が緩和され、高層ビルが建つ可能性が高いということです。再開発地域の計画人口は2,600人ということですけれども、現在の人口が135人と聞いていますので、大幅に人口が密集することになります。

それでは、この質問は終わりまして(2)の質問に移ります。補助金については、おおむね先順位者の答弁で理解しましたけれども、国、県、市の補助割合について、負担割合と負担額について伺います。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

再開発事業費のうち、補助対象となる事業費の負担割合は社会資本整備総合交付金交付要綱に定められています。本事業で補助対象となる事業費の負担割合は、国が３分の１、県と市の地方公共団体で３分の１、組合が３分の１です。現在、準備組合の計画に基づく補助対象事業などに対する本市の支出は約110億円を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　理解いたしました。国、県、市の割合については３分の１ずつ、３分の２が公費で賄われるということですから、110億円の、概算すれば２倍で220億円が公費で賄われるということが分かりました。保留床の部分というのは、完成後にマンションとして売却されて事業費の開発費の一部を賄う部分だと思うんですけれども、交通至便な本市の場合は、駅前のマンションというのは割と売れやすいんじゃないかなと思いますけれども、保留床が想定よりもかなり高く売却できた場合には、これは全て、この開発をしたディベロッパー会社の収益になるのか。または、その場合は補助金額が変更されるのか。これについて再質問させていただきます。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

市が支出する補助金は、測量や設計などに対する調査設計費や補償費などに対する土地整備費などが対象のため、保留床の処分金の額の変動による補助金の変更はありません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　高層マンションによる再開発は、短期的には居住人口の増加、税収増などの経済効果、自治体にとってもメリットをもたらしますけれども、一方で、同一時期に一斉に入居した人たちが高齢化し、より大規模かつ高コストとなる高層マンションの将来の建て替えの調整も困難となり、大規模な再々開発が行われなければならない可能性もあります。こうした視点から、神戸市はタワマン建設規制を発表しております。また、東京都中央区では、既に住宅の容積率緩和制度を廃止し、江東区もファミリー向けを制限し始めたところです。本市としても、中長期的な視点に立った慎重な再開発の検討も行っていくことが必要なのではないでしょうか。国、県、市で200億円以上の公費を導入し、800％まで容積率を緩和する規制緩和によって生まれる空中権の売却が本当に市民の公共の福祉に資するものとなっているのかどうか、引き続き注視してまいりたいと思います。

次に、大項目２つ目に移ります。千葉県の決定した水道料金引上げについてですけれども、本市の認識と本市水道料金への影響を伺います。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

上水道は、市民の日常生活や産業・経済活動にとりまして欠かすことのできない重要なライフラインでございます。しかしながら、人口減少に伴い利用者が減ることによる水道料金収入の減少、また、老朽化した施設や水道管の更新への対応などにより、全国的にも多くの事業体が水道料金の値上げを行っており、水道事業を取り巻く状況は急速に厳しさを増していると認識しております。本市は千葉県企業局による県営水道の供給区域内にありますことから、水道料金につきましては、事業主体である県が千葉県水道事業給水条例に定めており、平成８年の改定以来、これまで30年間据え置かれてまいりました。

本年９月、定例県議会におきまして、県営水道事業を着実に進めるためにどのように財政基盤を確保するのかとの質問に対しまして、熊谷知事が、早ければ令和９年度以降、損益収支が赤字になる見込みであることから水道料金の値上げは避けられないと認識していると、値上げの方針が示されたところでございます。また、12月定例県議会におきまして、どの程度の料金の値上げが必要になるのかとの質問に対しまして、知事は、将来的な水の需要量や施設の更新・耐震化に係る事業費を精査するとともに、ＩＣＴを活用した業務の効率化など支出の見直しを行ったとしても約23％の値上げが必要となることから、少しでも使用者の負担を軽減するため、一般会計から上水道事業会計への繰入れを行い、値上げ幅を20％程度に抑えたいとの考えを述べられたものでございます。

なお、値上げ幅の詳細な算出根拠につきまして、千葉県企業局に問合せをいたしましたが、公開していないとの回答でございました。

次に、本市の水道料金への影響についてでございます。各家庭での使用水量は、２か月ごとに検針が行われております。御家族の構成や人数によって異なりますが、例えば４人世帯でメーターに接続されている管の太さが20㎜で、２か月分の使用水量が49㎥を使用したと仮定した場合に現行料金は8,910円となりますが、20％の値上げにより、２か月分でおおよそ1,800円値上がりするものと見込んでおり、家計に影響が出るものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ありがとうございます。値上げの根拠について、千葉県水道局は公開してないという回答だったということですけれども、これだけ広く県民の生活に影響が及ぶ大幅な値上げについて、根拠は公開しな

いで済ませるというのは、行政の姿勢として、あきれるとしか言いようがありません。

一応確認しますけれども、本市が管理する下水道料金は水道料金の引上げと連動して引き上げられることはないか、料金決定の仕組みと併せて伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

本市において、上水道と下水道の使用料金は一括徴収となっておりますが、さきのとおり、上水道は千葉県が事業主体となり、施設の整備や維持管理などを行っており、下水道は市川市が事業主体となり、整備、管理等を行っております。以上のとおり、事業主体が異なることから、使用料の基本料金や使用水量に応じた料金体系につきましては、県及び市がそれぞれ条例で定めているところでございます。下水道使用料につきましては、下水道事業経営の観点から本市で定めているものであり、県の上水道料金の改定に伴い改定を行うものではございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　下水道料金は上がらないということなので安心しました。本市においても、平均的な家庭で、先ほどの答弁で、これまで8,910円だった水道料金が1,800円値上がりして１万710円になるとのことです。水道料金が１万円の壁を突破するというのは、家庭にとっては大きな負担になると思います。健康保険料で数万円、年金の支払いで数万円と、社会保険料だけで給与から大幅に差し引かれ、その上、公共料金、その他携帯電話などの通信費、ＮＨＫ受信料の支払いなど、節約しようにも限度がある固定費の支払いだけで精いっぱいで、これから結婚して子供をつくろうとする若年層がこの現状から判断して、とても子供を大学まで行かせる教育費なんて出てこないと考えるのは当然のことではないでしょうか。私は、これが最大の少子化の原因だと思います。

子育て支援策をアピールするのも結構なことだと思いますけれども、その前に手をつけるべき構造的な課題に何ら解決策が示されず、将来への展望が開かれていないばかりか、それと逆行するような、生きていく上で欠かせない最低限度の必需品の価格を一度に２割引き上げるというのは市民生活に大きな影響を与える重大な問題だと思います。いずれにしても、水道料金は本市として決められることではないので、これ以上の議論は県議会に期待するとして、水道料金が大幅に引き上げられた場合、市川市で補助を行う考えがあるか伺います。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

本年12月定例県議会における知事の答弁によりますと、水道事業の収支見通しにつきましては、令和８年度から令和12年度までを計画期間とする次期千葉県営水道事業中期経営計画の計画期間中に赤字になることが見込まれるため、当該計画の開始時期となる令和８年度の料金改定を想定しているとのことでございます。県からは、今後できるだけ早く水道料金の改定案をまとめ、値上げの幅や時期などを審議する県の水道事業運営審議会へ諮問したい考えであると伺っております。事業主体である県が審議会からの答申を踏まえ改定案を決定し、県議会への提案、議決を得て水道料金が決定されていくことから、現段階では、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

また、環境負荷軽減の観点からも、有限で貴重な水資源の無駄をなくすため、日常生活において、すぐにでも実行できる節水術や節水グッズの紹介、節水効果の高い機器の購入をお勧めするなど、県とともに市民に向けて暮らしの工夫に関する啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　節水については、既にほとんどの市民の方々が努力していることだと思います。市の認識はピント外れだと言わざるを得ません。これ以上、２割分、節水しろと言うのでしょうか。２割も節水できる節水グッズや家電製品があると言うのでしょうか。仮にあったとしても、それらを購入するための市民の追加負担をどう考えるのでしょうか。

そこで再質問しますけれども、家計の負担を少しでも軽減するために、激変緩和措置でもいいので、市川市単独でできる財政的補助としてどのような方法があるか伺います。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

水道料金の値上げにつきましては、今後の県の方針を注視しつつ、同じ県営水道の供給区域内であります浦安市や船橋市、松戸市と情報交換をしながら推移を見守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　本市の財政は、船橋市や松戸市といった近隣市とは違う、不交付団体として健全な財政を誇るということがこの議場でも答弁で度々述べられているところです。全ての市民の生活に関わる問題ですから、今こそ本市財政力を発揮して、本市単独でも激変緩和措置として補助を行うことを要望します。実現されれば、日頃は注目されにくい本市の財政力が広く知れ渡り、財政力が健全なことが具体的に市民にとってどういうメリットがあるのかということが理解されることとなり、本市を選択する定住人口の増加にもつながることと思います。

この項目は以上で終わります。

次に、新電力会社について質問いたします。

新電力会社の資本構成及び役員構成、本社の整備、代表取締役の選任に対する考え方を伺います。

なお、資本構成については代表質問の答弁で理解しましたけれども、市の出資比率が56％とした理由について伺います。というのは、経営権を取得するには50％を超えていればよく、通常は51％もしくは50.1％といった形にすると思いますけれども、56％という中途半端な出資比率とする意味が見出せないからです。会社法上、何の意味もないこの６％弱の資金負担について、何のために出資するのか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

設立を目指している新電力会社の資本構成は、本市のほか、京葉瓦斯株式会社、株式会社千葉銀行の３者としております。役員構成として、取締役には市川市及び京葉瓦斯株式会社から各１名、株式会社千葉銀行から監査役に１名を選出し、計３名の構成で調整をしております。今後、手続を経て確定するものの、本社の所在地及び代表取締役社長については、最も出資割合の大きい本市が主体的に関わる方向で調整をしているところです。出資割合は、本市が主導的な経営を進めるために51％以上、また、京葉瓦斯株式会社は特別決議の拒否権を得る34％以上の出資割合を基本としております。本市の割合を56％としたことについては、今後、将来的にほかの参画者が加わり、増資する場合においても基本となる議決権を維持できるよう、株式会社千葉銀行の出資割合の５％を除いた、残る10％を京葉瓦斯株式会社とで案分し、56％としたものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　本市が経営権を取るために51％以上、京葉瓦斯が拒否権を持つために34％以上、そして銀

行は５％以上出資できないので５％と、これだけ取って残り10％残るのを、京葉瓦斯と本市で５％ずつ分け合って負担したので５がプラスになって56％という説明は分かりました。

今の説明で、経営権を維持するために56％取っておく意味はないということで、株主が保有株式を第三者に譲渡しようとする場合、既存の株主にまず株式譲受けの機会を提供するファースト・リフューザル・ライト、先買い権という仕組みがあって、株主間契約には多くの場合入っていることがあります。その契約を入れていれば56％を取っている必要はないんですけれども、市の見解を伺います。

また、新電力で新たな資金調達が必要となった場合には、出資比率に応じて増資を引き受ける権利と義務が株主間契約に含まれているのかどうか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

株式売買に関する先買い権は、既存の株主が保有株式を第三者に譲渡することを想定したものであり、共同出資者間で作成する株主間契約において盛り込む予定としております。本市が56％を出資するのは、今後、事業展開をしていく上で新たに増資が必要となった場合を想定したものであり、現在出資している３者以外に出資者が増えた場合でも議決権が確保できることを念頭に置いたものであります。資本金6,000万円以外の資金調達の手法としては増資や融資などが考えられますが、その場合、株主間で協議を行うことを想定しており、株主間契約では、それらの資金調達に関してあらかじめ権利や義務を設定する予定はございません。

なお、市川市が過半数、京葉瓦斯株式会社が３分の１の議決権の保有割合を下回る場合には株主間契約を見直すための協議を行うことを盛り込む予定としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　今の御答弁では、３者間ではなくて、新たに４者目が増資引受けで入ってきた場合でも、本市が51％を維持できるように56％を持っているんだというような御説明だったかと思います。

そこでもう一つ質問しますけれども、京葉瓦斯が33％を超える保有比率を持っているということは経営上の拒否権を持つということになります。経営上重要なことを決定する株主総会の特別決議は３分の２以上の決議が必要とされるため、京葉瓦斯の同意なしでは決められないことになります。取締役の解任などの重要な決議を本市単独では決められないということです。通常経営権を取る出資を行う場合は、他の出資者に拒否権を与えるような出資比率を持たせることは慎重に考えることが多いと思いますけれども、本市が共同出資者に拒否権を与えた理由について伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

会社法では、定款の変更や事業譲渡などの会社の経営にとって重要な事項にかかるとされる特別決議は、議決権の３分の２以上が必要と定められています。このことから、３分の１を超える保有株を持つ京葉瓦斯株式会社は特別決議の拒否権を持つこととなります。

一方、本市は過半数を超える出資により、経営に関してイニシアチブを取る立場ではあるものの、持続的な安定経営の構築には厳格な判断も必要であることから、小売電気事業やエネルギー事業に精通した京葉瓦斯株式会社が特別決議の否決権を持つことはリスクとは考えておりません。この出資構成は３者それぞれの特性を生かしたものであり、経営リスクの少ない強固な経営体制が構築されると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいまの答弁で、京葉瓦斯が33％以上持つことが経営リスクと考えていないと御答弁されましたけれども、私は全くそうは思わないので、通常の会社経営上はどんな場合であっても、拒否権を持たせることはリスクになると思います。しかも、市が向かっている方向と京葉瓦斯が向かっている方向が必ずしも一致するとは限らない。京葉瓦斯は、京葉瓦斯の株主のためにまず第一に利益を追求する義務があるわけです。市のやろうとしていることに必ずしも協力するとは限らないということをこの場で申し上げておきます。

次に、(2)の質問に移ります。代表質問への答弁では、事業計画についてはまだ決まっていないということでしたけれども、おおむね何が決まっていて今後決めなければいけないのは何か伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

現時点、共同出資者間で共有している事業計画の具体的な内容としては、設立当初は廃棄物発電をベースに高圧電力の庁舎や学校など約120の公共施設へ電力供給をしていくことです。経営の安定化が図られた場合の次のステップとして、民間住宅や事業者へも供給拡大していくことを想定しております。

次のステップの事業計画については、今後、経営状況を見ながら共同事業者間で立案をしてまいります。また、国で実施している再生可能エネルギーの固定価格買取制度、通称ＦＩＴについてでございますが、新電力会社が市内のＦＩＴを活用することは、クリーンなエネルギーの地産地消という目的に向けた有効な手法の一つであると認識をしております。その手法の一つとして、今後、市内で新たに設置される太陽光発電の余剰電力を新電力会社に売電してもらうＦＩＴ代替事業が考えられ、購入件数の見込みとしては、近年の動向から１年でおおむね300件程度が見込まれています。

買取り金額については、現在、国が住宅用として設置容量10kW未満における余剰電力を、令和６年度は１キロワットアワー当たりで16円、令和７年度の場合は15円と設定をしておりますが、新電力会社がこの事業に着手した場合の買取り価格については、現時点ではまだ定めてはおりません。仮に次のステップでＦＩＴ代替事業に着手した場合、あくまで仮定上の試算にはなりますが、国の買取り価格を参考に価格を15円、１年間の買取り件数を300件と仮定すると、年間購入金額は約1,400万円が見込まれます。また、太陽光発電設備の導入に関しては、本市が今年度から大幅に増強して補助金の交付を実施しているところでありますが、新電力会社として、将来的に補助金を交付するかは現時点では決まっておりません。いずれにしましても、事業拡大に際しては、経営の安定化が図られた段階において、共同出資者間で電力の需給バランスや事業の採算性などを考慮しながら慎重に判断してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　後半のＦＩＴ代替事業については、まだはっきり決まってないということでしたけれども、取りあえず行う事業、クリーンセンターで発電した電力を買い取って市内の事業者に売却するという事業は、これはすぐに行われるということだと思いますけれども、この事業について考えてみると、もともとクリーンセンターは、そのクリーンエネルギーを外部に売っていたというものを、間にこの新電力会社が入って、クリーンセンターから買い取って市内の事業所に売ると。そこで利益が出るということですから、そこで利益が出るという源泉は何かといえば、クリーンセンターがもともと売って得ていた利益がその会社に移るというだけだと思います。ほかに何も付加価値が生まれているとはとても思えないので、そういうこと。

もともとクリーンセンターの利益であれば、市の中にとどまっていた利益が、間に新電力会社が入ることによって、この会社は千葉銀行も出資していれば京葉瓦斯も出資している。この人たちに対して配当するかどうか分かりませんけれども、少なくとも人件費の負担等も発生する。今まで全て市に入ってきていた利益が、そういっ

た新電力会社が入ることによって、むしろ削減、そがれてしまうということがあるのではないかと思います。一応、そのことだけコメントして(3)の質問に移ります。

今のコメントでもありましたけれども、太陽光パネルを設置するのに補助金を用意しているということですけれども、太陽光パネルを廃棄する際の費用についてというのが発生してきます。私がネットで調べたところでは、家庭用では10万円から15万円程度かかるということです。事業用では100万円以上かかるということもあるようですけれども、これについて市の見解を伺います。また、廃棄費用を市が負担する考えがあるかについて伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

太陽光パネルの寿命は20年から30年程度と言われており、現状、設置されたパネルのほとんどが廃棄の段階には至っておらず、実際に生じた廃棄費用の情報が少ないといった一面がございます。一方、太陽光発電から得られる収益については、20年から30年程度の寿命という長い期間、所有者には余剰電力の売電に伴う収入に加えて、発電した電気の使用による電気代の支出削減という大きなメリットが続くため、設置費用を上回る収益が見込めるものと推測されます。このことから、廃棄費用はその財源によって捻出するべきものと考えており、新電力会社が余剰電力の買取りに至った場合にも、現時点では市が処分費用を負担することは想定しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　廃棄費用には補助しないということですけれども、導入の際の補助だけ行って、最終的な廃棄コストは自己責任でお願いしますというのは、いささか無責任な姿勢ではないでしょうか。廃棄について、そのコストが安くないことも説明し、その上で導入を進めるか、もしくは廃棄費用について何らかの補助を行うことが必要だと思います。今後の検討を要望して、次の質問に移ります。

公益通報制度についてですが、職員に対する公益通報制度の周知については、先順位者への答弁で全職員が使用するシステム上に掲示していることは理解しました。研修については、コンプライアンス委員会から指摘があった本年になって初めて実施されたと伺いましたが、間違いがないか確認します。

また、職員アンケートについては、私の質問通告書にも書きましたけれども、内部通報制度に対する信頼性が揺らぐ事例が複数発生していることから、本市内部通報制度の信頼性についても質問すべきだと考えますけれども、御意見を伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

職員に対します公益内部通報制度に特化した研修につきましては実施しておりませんが、新規採用職員研修におきまして制度があることを周知しております。また、職員アンケートにつきましては、コンプライアンス委員会が実施主体となり、先月11月27日から今月の12月11日まで実施され、既に終了しておりますので、御質問にありました設問の変更は困難であります。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　本市のコンプライアンス委員会の内容についてですけれども、公式ホームページで確認しました。本年７月９日に第１回が開催され、11月19日まで、これまで４回の会議が開催されています。今月、５回目が開催される予定だとのことです。ホームページで公開されている出席者からの意見として、第１回目は１行だけ、「今後の検証方法等については、改めて事案発生時に検討したい」との記載があり、第２回目が「過去

の入札を遡ってチェックする必要がある。そのための資料を提供してほしい」というのが１つと、「利害関係者との関係を把握するため、職員に対しアンケート調査を行う必要がある」という２点だけ記載があります。３回目は省略しますけれども、４回目が「職員及び事業者向けアンケートについては、利害関係者との状況を把握するため、完全匿名で実施する必要がある」というのが１点、「アンケートの対象者は、職員向けは全職員、事業者向けは下水道関連事業者としたい」というのが２点目、「アンケートの項目については、職員倫理規則のほか、内部通報制度や不当な要求についても確認する必要がある」というのが３点目で、この３点だけが掲載されています。弁護士２名と公認会計士１名の先生方が参加して、これだけの意見しか出なかったのでしょうか。議事の内容はこれだけなのか、私は甚だ疑問に思ったところです。会議は非公開とされていますから、これだけの情報しか公開できないということなのか。委員の先生方には当然、報酬を支払ってお願いしているはずです。その報酬の原資は市民の税金ですから、私は会議の内容は市民の財産であり、それを非公開とする理由が分かりません。プロフェッショナルの先生方が専門家の立場で委員を引き受けている以上、職業倫理の面からも発言が公開されることに反対するとは思いませんし、プライバシー等で問題のある部分は当然に一部非公開とすればいいだけの話です。

参考までに、千葉県のコンプライアンス委員会のホームページも見てみました。提出資料なども公開されています。さらに言えば、本市議会の資格審査特別委員会ですが、これは地方自治法の定める法令遵守、すなわちコンプライアンスに照らして議員の資格に適合するかどうかについて審議しているもので、結果次第では議員資格を剝奪する重要な特別委員会ですが、コンプライアンスについて議論するという意味では、一種のコンプライアンス委員会とも言えるんじゃないかと思います。本特別委員会は、議事録は全て、すなわち、私も委員の１人ですが、委員である議員の発言は一言一句ホームページ上で公開されており、意見等の提出資料は、手書きであれば手書きのまま全て公開されています。市川市議会がこれだけ情報公開を行っているというのと対照的に、本市行政のコンプライアンス委員会の情報公開姿勢があまりに消極的であることを指摘せざるを得ません。市長におかれては、善処されることを強く要望して(2)の質問に移ります。

本市の内部公益通報制度において、これまで通報者が不利益な取扱いを受けるなどの事例はあったか、なかったか伺います。また、公益内部通報があった場合の情報共有の範囲を伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市の公益内部通報制度につきましては、通報者等の保護を図るために、その手続等を定めた職員等からの通報等への対応手続に関する要領――要領と申し上げますが、この要領に基づき運用しております。これまで総務部に設置しております内部通報相談窓口に、本市や本市職員による法令違反行為などの通報や相談をした職員等が不利益な取扱いを受けるなどといった不適正な事案は生じてないと認識しております。また、内部通報相談窓口に寄せられた通報等の情報共有の範囲につきましては、要領におきまして、情報を共有するものと内容の範囲は必要最小限に限定することとしており、原則として通報等の対応事務総括者であります総括通報等責任者の私、総務部長のほか、通報等に対応する公益通報従事職員等の人事課職員に限定しております。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　(2)の私の通告にある独立した中立の機関に通報窓口を設けるべきとの考えについての見解については、先順位者での答弁もありましたので、一応は分かりました。

そして今の答弁から、不利益な扱いを受けたような事例はないということなんですけれども、他自治体の事例で見ても、不利益な扱いを受けたとしても、それが不利益扱いと認められるケースはまれでありまして、さらに

通報する側が不利益な扱いを受けないと確信しなければ、そもそも公益通報そのものが行われないということなのではないかということがこの問題の本質で難しいところであります。

そこで伺いますけれども、情報共有の範囲については、原則として総務部長以下、人事課職員に限定されるということなんですけれども、市長は通報等の内容を知り得るのか伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

市長は、本市の代表者として公益内部通報に該当する通報につきまして、是正措置及び再発防止策を講じる必要があります。そのため、先ほど御答弁いたしました要領におきまして、総括通報等責任者に対し通報等を受け付けたもののうち、調査または是正措置を行う必要があるものとして受理した案件の調査結果及び対応方針案の報告を義務づけております。したがいまして、市長は内部通報相談窓口に寄せられた公益内部通報の内容を知り得るものであります。

なお、要領におきましては、任命権者は通報者等に対し、通報等を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないと定めており、通報者等は保護されるものと認識しております。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　市長は知り得る立場にあるということ。しかしながら、要領で不利益な扱いをしてはならないと記載されているので、そういうことはないだろうということなんですけれども、有名な兵庫県のケースでは、報道によれば、告発した西播磨県民局長を公益通報の保護対象とせず、懲戒処分した対応に問題がなかったか問われています。通報した職員は３月末に定年退職を迎える予定でしたが、県は３月27日に定年退職を取り消し、局長職を解任、停職３か月の懲戒処分としました。公益通報者保護法では、真実に相当性があれば通報者は保護されることになっています。問題は、真実相当性の判断は第三者機関が行うべきところでありますけれども、本件のように、通報された側の判断で懲戒処分のような不利益取扱いが行われるおそれがあることです。

先ほどの答弁にもありましたとおり、要領で、例えば市長がそのようなことは行わないという信頼もいいわけですけれども、何よりも、通報する側がそう信じなければ通報そのものが行われないという現制度には問題があると言わざるを得ません。再選された兵庫県知事は、県議会で第三者による通報機関の設置を公約したと報道されています。本市でも、できるだけ早く第三者機関を設置することを要望して、この質問は終わります。

次に、公文書管理について質問をいたします。

公文書ファイルの廃棄及び歴史公文書の移管はどのような根拠の下に処理しているか。また、具体的な事務手続について伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市の公文書につきましては、管理方法や手続などについてまとめました公文書等の管理に関する条例や規定などに基づき保存、廃棄などの管理を行っているところであります。廃棄までのプロセスを端的に申し上げますと、公文書を取りまとめた公文書ファイルは、あらかじめ定められた30年、10年、５年及び１年の保存期間に従い、執務室や書庫にて保存され、満了後、廃棄を行っております。廃棄を行う際には、事前に文書事務を総括しております総務課におきまして確認し、誤廃棄や恣意的な廃棄を防止しております。一方で、保存期間が30年とされる場合には満了前までに歴史公文書等に該当するかを選別する必要があります。該当の有無につきましては、歴史公文書等の選別基準に基づき所管課で判断をしますが、疑義のあるものについては、専門家である市川市公文書管理アドバイザーの意見を伺い、適切に選別を行っております。選別の結果、歴史公文書等に該当する

場合には、保存期間満了後、所管課の管理から市が管理する特定歴史公文書等となり、市長へ移管され、永久保存されるものであります。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　それでは、(2)の質問、公文書の管理方法として、保存、移管、廃棄があると承知していますけれども、公文書の管理に関する条例や規定において、これ以外の管理方法があるのか伺います。

令和５年２月定例会で松丸副市長が答弁した撤回という措置は、保存、移管、廃棄のいずれにも当たらないと思いますけれども、公文書等の管理に関する条例上、いかなる措置に当たるのかについても伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市の公文書の管理につきましては、先ほど申し上げましたとおり、条例や規定などにより、文書の収受、作成から廃棄に至るまでの一連の事務について基本的な事項を定めているものであります。御質問の保管、移管、廃棄につきましては、公文書の管理において公文書ファイルとして整理された後の管理方法となり、その他の規定において保管、引継ぎなどを定めております。先ほど言いました撤回、これにつきましては、事務手続上の撤回というようなことになりまして、こちらのほうの条例または規定には明記はされておりません。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ありがとうございます。

それでは、(3)に移りますけれども、特定歴史公文書等の利用請求の状況について伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

特定歴史公文書等の利用請求は、第１庁舎３階の市政情報コーナーに設置しておりますパソコンを使用して目録を閲覧し、目録を参考に利用請求書を郵送または直接提出することで利用することができます。御質問の利用請求の実績でありますが、これまで令和４年に３件の利用請求があり、昭和前半の頃の会議録などを求められたものだけとなります。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。

それでは、(4)公文書の公開請求件数、全部公開件数、一部請求拒否件数、請求拒否件数について伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

昨年度におけます公文書公開に関する実施状況につきましては、申請件数234件に対し、公開、非公開などの決定を行った件数は248件であります。申請件数と決定した件数に差がありますが、これは申請件数１件に対し複数の決定を行うことがあるためであります。決定しました248件の内訳といたしましては、全部公開としたものが73件、一部請求拒否としたものが158件、全ての請求拒否としたものが17件となっており、この17件の内訳は、３件が非公開情報、14件が文書不存在となっております。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいまの答弁について再質問を行いますけれども、請求拒否を行った非公開、文書不存

在について、どのような理由でその決定を行ったのか伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

まず非公開につきましては、公開請求の対象となる公文書の全てが非公開情報に当たり、公開できないものであるため、請求拒否としたものであります。具体的には、事業やイベント実施に際し法人から提案される法人固有のノウハウが入った独自の企画書等、全てにおいて非公開に相当する場合などになります。文書不存在につきましては、公開請求された文書が既に廃棄されている場合や公文書を作成、保有していないものを請求された場合に文書不存在として請求拒否としたものであります。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　それでは、最後の(5)の質問に移りますけれども、一部請求拒否、請求拒否とはどのような文書なのか。また、非公開情報として、請求を拒否する理由の根拠は何があるのか伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

公文書公開請求におけます公開等の決定につきましては、大きく公開と請求拒否に区分されているところであります。公開につきましては、全部公開と一部請求拒否に区分されており、全部公開は文字どおり全て公開するものであるのに対し、御質問の一部請求拒否は、公開の対象となる文書の中に非公開情報があり、その部分にマスキング、黒塗りが施されたものとなります。一方、請求拒否につきましては、非公開、文書不存在、存否不回答に区分されているところであり、非公開及び文書不存在は先ほど答弁させていただきました。存否不回答についてでありますが、こちらにつきましては、公開請求された公文書が存在しているか否か、答えること自体が不利益となる場合となります。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　情報公開法は、法律が例外として認める不開示情報を含まない限り、原則として請求に応じて開示すべきことを行政機関に義務づけています。ただ、行政文書の適正な管理なくして情報公開の実効性は確保できません。2023年９月28日付朝日新聞では、「公文書管理進まぬ条例化　千葉県内では市川市のみ施行」という見出しで、公文書管理条例の制定で県内では唯一、市川市が施行し、千葉市は来年の施行を目指しているというふうに報道されています。これは誇らしいことだと思うんですけれども、本市は、公文書管理条例については比較的先進的な取組をしているということが評価できると思います。ただ、今回、昨年度の公開情報だけしか伺っていなかったので詳しくは分かりませんけれども、234件の申請に対して請求拒否が17件あったということが適正なのかどうか。過去の事例も含めて、これについては今後改めて議論させていただきたいと思います。

それでは、次の最後の大項目に移ります。塩浜２丁目市有地活用事業について。

(1)ですけれども、事業者ヒアリングの実施結果、質問の内容とその回答についてお伺いします。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

塩浜２丁目市有地活用事業におきましては、事業者公募に向けた募集要項素案を公開し、質疑の受付と質疑をいただいた事業者等との個別対話を行いました。事業者から寄せられた質疑においては、要求内容の緩和に対するものなどがあり、回答も含め、市の公式ウェブサイトにより公開しております。また、各事業者との個別対話において寄せられた質疑及び回答については、現在、公開準備を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　詳しい内容は現在公開準備中ということで、今の答弁であまりよく分からなかったので議論のしようがないわけですけれども、(2)の質問に移ります。

定期借地権設定における貸付期間、借地料の妥当性。貸付期間は、市は10年から30年と相当の幅を持って提示していますけれども、10年で設備をつくって終わらせるというのは現実的ではないと思いますけれども、これについてどう考えるのか。30年、長い期間の場合の事業者倒産リスクについてどう考えるか。借地料は変更の可能性はあるか。また、その場合、どの程度まで変更できるかについて伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

事業者公募に際しては、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定し、10年から30年未満の範囲内において、事業者が提案する貸付期間を採用とする予定でございます。貸付期間内に事業者が破産した場合等のリスクに備え、契約保証金の預託等を募集要項で示す予定としております。公開した募集要項素案において、基準借地料として月額の平方メートル単価を示しており、営利利用の場合は869円、非営利利用の場合は497円としております。今後、個別対話等に寄せられた内容を精査し、募集要項の作成を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいま提示された借地料の営利、非営利のそれぞれの平米単価、月額平米単価にこの貸付面積３万7,679.55㎡と出ていますので、これを私のほうで掛け合わせて計算してみれば、年間の賃料収入はおよそ２億2,400万円から３億9,300万円が見込まれるということになるかと思います。最低限の２億2,400万円を下回るようなことがあり得るのかどうか。これについては、まだ明確な答弁はなかったかと思いますけれども、基本的に私はこの事業について、市が義務づけているレジャープールだけで採算を取るのは難しいのではないかなというふうには思っていますけれども、それは後ほどのところで質問いたします。

(3)の質問ですけれども、事業者が倒産した場合、設備撤去費用等の負担が本市に発生すると思いますけれども、市はどこまで責任を負うのか見解を伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

貸付期間内に事業者が破産した場合等のリスクに備え、保証金の預託を求めるほか、契約の解除に関わる条件やリスク分担表を募集要項に示す予定でございます。

なお、公募の際は事業の継続性を審査対象とするとともに、契約後も事業内容の確認として決算報告等を求める予定としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。一応、保証金のようなものも取るということなので、それなりには担保されるのかなというふうには思います。

それで(4)の質問に移りますけれども、事業内容ではレジャープールの設置を義務づけていますけれども、レジャープールだけで事業の採算を確保するのは難しいという場合、それ以外の事業として、例えばパチンコとか、風営法対象となる事業も認めるのか。それからまた、駐車場、駐輪場の設置はどの程度義務づけるのか。見込み客の数だけ、そうした場所を設置することを義務づけるのか。また、防潮堤としての機能の確保とは具体的

にどういったものか伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律対象の事業につきましては、市川市塩浜第１期地区計画において、建築してはならないものと定められております。そして、駐車場や駐輪場につきましては、関係法令に従うとともに、利用者に配慮した整備を義務づける予定としております。また、防潮堤としての機能の確保につきましては、事業対象地の海側に幅11ｍの高潮対策の傾斜地があり、この斜面地の形状を変更する造成等は原則不可としているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　１点再質問しますけれども、現在の市川市市民プール程度のものをつくるとして、今の市川市市民プールの面積を伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

現在の市川市市民プールの敷地面積は、流水プール等各プール及び管理棟の部分を含め約２万2,000㎡でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　同程度の敷地面積を使うとすると、全体の貸付面積３万7,680㎡から計算すると約58％の面積をプールに使うということが想定され、おおよそ残り４割でその他の事業を行うというような計画になるかと思います。いまだ事業者から具体的な提案等の情報がないことから、これ以上の質問はできませんけれども、具体的な事業提案等が明らかになった時点で改めて議論させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　大久保たかし議員。

○大久保たかし議員　創生市川の大久保たかしでございます。一般質問を行います。

まず初めに、市立学校の校門の電子錠について、こちらについては端的に御答弁をいただきたいと思います。

まずは、冨貴島小学校の今年度設置した校門の電子錠について、設置の経緯及び現在の運用状況についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

冨貴島小学校におきましては、不審者の学校侵入を防止するために、今年度新たに校門の３か所に電子錠を設置し、カメラ付インターホン子機を門扉脇の門柱や壁面に設置するとともに、モニター付インターホン親機を事務室と職員室に配置いたしました。

なお、電子錠は既存の門扉に設置した場合、動作に支障を来すおそれがあることに加え、老朽化していたことから、今回、電子錠を設置するに当たり、門扉を新しいものに交換しております。

電子錠の設置時期につきましては、夏休みを予定しておりましたが、門扉の製作期間が当初想定していたよりも長くなったことから予定より遅れ、10月15日に設置が完了し、学校との協議の上、11月１日より使用を開始いたしました。

冨貴島小学校における運用状況につきましては、電子錠が稼働しておりますのは、生徒が登校した日の午前９時30分から下校前の午後２時30分の間となっております。それ以外の時間帯、土曜日、日曜日及び祝日につきましては、施設開放団体等の出入りを考慮して電子錠を解錠しております。電子錠が稼働している際の利用としては、各門の横に設置しておりますインターホンのボタンを押しますと、事務室内のモニターに校門付近の画像が映る仕組みとなっており、来校者等を確認できます。また、電子錠の解錠操作につきましては、主に事務室におります教職員が担当しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　ありがとうございます。ちょっと遅れたので、私のところにも何件か問合せがあったんですけども、通常どおり運用しているということは私のほうも確認させていただいておりますので、これはこれで結構でございます。

次に、来年度以降の設置の考え方及び順序について伺います。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

電子錠設置の優先順位につきましては、小学校を第一に考え、その中で、学区内の犯罪認知件数や校門から職員玄関までの距離など幾つかの条件を考慮した上で、教育委員会で決定しております。この優先順位に基づき、来年度以降も順次設置していく予定となっておりますが、不審者の学校への侵入や、万一、学区内で凶悪事件等が発生した場合につきましては優先順位を入れ替えるなど、柔軟に対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　ここの設置についても、以前お伺いしたときに町なかの学校のほうから順次整備をしていくというようなお考えで伺っております。何かあった際には、もちろん順序を入れ替えていただいたりするのは結構だと思いますけれども、もしも戻れないような状況になれば、１年に１校というふうに聞いていますけども、２校、何とか予算を取ってやっていただきたいというふうに思っております。これはこれで結構です。ありがとうございました。

では、次に大項目２つ目、まちづくりについて、都市再開発の方針についてお伺いをしていきます。

本市は都心から20㎞圏内、電車で約１駅で東京都内という、非常に立地に恵まれ、昭和30年代から開発が進み、急速に発展してきた町であります。その結果、現在、都市基盤の整備及び密集市街地の改善、都市全体の防災性の向上など、都市づくりの課題を抱えているというふうに私も認識をしております。

そこで、現在見直し中であります市川都市計画都市再開発の方針について、各種計画の中での位置づけ及び計画策定の経緯、施行年月及び更新頻度についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

都市再開発の方針は、平成12年以前は都市計画法第７条第４項に基づく市街化区域の整備、開発又は保全の方針の中に位置づけられておりました。平成12年の都市計画法等の改正に伴い、市街地における再開発の目標や既成市街地の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけた独立した計画として位置づけられています。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などとともに、土地利用、都市計画道路、市街地開発事業などの個別計画の上位に位置づけられ、市町村が案を策定し、都道府県が決定するものです。本市の都市再開発の方針は平成19年に策定し、おおむね５年ごとに実施している都市計画に関する基礎調査の結果や社会情勢の変化などを踏まえ見直しを

行っており、直近では平成28年３月に更新しています。今回、千葉県から令和７年度に都市再開発の方針を更新すると示されましたことから、現在、地区ごとの状況調査を行うなど、更新作業に着手しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　更新の頻度については５年ごとということで理解をしているんですけれども、県の方針であるということはもう致し方ないんですけども、20年で計画を取って、じゃあ５年で更新して、そうすると通常、民間で考えれば残り15年だよねという考え方なんですけど、そこからまた20年という設定をされてしまうというのは、やっぱりちょっとおかしいなというふうに私は感じておりますので、そこについては指摘だけさせていただきたいと思います。

次に、アの２項再開発促進地区及び誘導地区の概要についてですけども、これは先順位者の方がいらっしゃいますので、２項再開発促進地区についてはＪＲ本八幡駅周辺に絞って、もし先順位者への答弁以上のものがあれば御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

２項再開発促進地区とは、都市計画法第２条の３第２項に、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区と定義されています。ＪＲ本八幡駅周辺については、ＪＲ本八幡駅の北側約9.5haの範囲を本八幡駅北口地区として２項再開発促進地区と定めています。全体では、この地区は都市拠点にふさわしい商業業務機能の充実と中心市街地の活性化を担う都心居住機能の確保を推進する、多様な世代が豊かに暮らすことのできる生活環境の整備を図るとしています。この地区内では、これまで５地区で再開発事業が完了しています。本年３月には新たに本八幡駅北口駅前地区を都市計画決定し、事業を進めております。その他、国道14号の北側約1.4haで事業の検討が行われております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　この再開発については、いろんな方が前定例会でも今定例会でも触れていますので、それは結構なんですけども、この誘導地区について伺いたいと思います。

こちらも本八幡駅周辺のみですけども、この誘導地区というのは、京成八幡駅前の中央通りをそのまま北上しまして、アーデル通りの手前の、以前、ドルチアというケーキ屋さんがあった角ですね。そこを左折して、そのまま京成線の菅野第３号踏切まで戻ってきた、その辺りの三角地帯が誘導地区となっております。この誘導地区というものは一体どういった区域なのか、今回の改定で区域の変更があるのかどうか伺います。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

誘導地区は２項再開発促進地区に至らないものの、再開発の機運の醸成を図るなど、再開発を誘導すべき地区としております。本市では、京成八幡駅北側の周辺地域、京成八幡駅北口地区を定めており、やっぱり道路事情の足りない部分、それから木造密集がしている地区ということで、再開発の機運の醸成を図るということで誘導地区として定めております。誘導地区の区域の変更等につきましては、現在県から示されている都市再開発方針の見直しマニュアルに沿って市内の既成市街地の課題抽出を行っており、今後、地区の状況を解析し、千葉県と協議しながら区域の設定を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　分かりました。このマニュアルによると、整備促進までの熟度に至っていない地区というふうにあります。これ、以前、京成線の立体化という話があったため――まだ一応あると思うんですけども、その地区を都市拠点として計画的な発展を図る必要性があり、指定されたものだというふうに認識をしております。この外環とか3･4･18号が開通をして、現実的に立体化をどうするんだといったような話と、その議論の際でもいいと思うんですけども、併せて誘導地区の在り方も今後どうするのかということをお考えいただければというふうに思っております。

続きまして、イの１号市街地のほうに移りたいと思います。この１号市街地の範囲というのは、行徳地区にも一部あるんですけども、今回は江戸川放水路以北に限りますが、東は大体ですけども、鬼越１丁目、鬼高２丁目、鬼高３丁目辺りから、西は市川２丁目、３丁目、市川南３丁目辺りまで、南が大和田２丁目、稲荷木２丁目、田尻２丁目、４丁目辺りから、北は八幡４丁目、菅野１丁目、２丁目辺りまで、1,036ヘクタールという非常に広範囲が指定をされております。この１号市街地については、土地の合理的な高度利用を図るべき市街地、都市環境の向上を図るべき市街地との記載があり、計画的な再開発が必要な市街地としておりますが、この再開発というのは一体何を意味する言葉なのか。また、再開発は行われているという認識なのか。されていないのであれば、どのように行っていくのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

都市再開発の方針における再開発とは、既成市街地における都市基盤の整備、密集市街地の改善、都市全体の防災性の向上などの課題に対応するため、老朽化した建物や土地、公共施設を整備、更新し、市街地環境の改善を図るというものです。また、１号市街地とは、都市再開発法第２条の３第１項第１号で、都心機能、中心商業・業務機能の整備育成を図るべき地区、防災性の向上を図るべき地区と定義されています。２項再開発促進地区や誘導地区以外の１号市街地の地区内では、事業規模が大きい再開発事業は行われておりませんが、道路などの都市基盤の整備や建物の個別の更新や共同化などにより市街地環境が更新している地区もあります。今後も現在改定している都市再開発の方針や都市マスタープランを示すことで、民間による事業の誘導を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　この再開発の方針って、一番初めにできたのは2000年なんですけども、そこから実は１号市街地についてはほとんど変わっていないというような認識を私はしております。事業規模が小さいものは行われているんでしょうけれども、大きいものはほとんど行われていないということで、個別の建物の更新とか共同化というのは、もちろん民間で持っている方がそのまま建て替えられたということなんでしょうから、それを、じゃ、再開発と言っていいのかどうかというところが問題点としてはあると思っております。この都市再開発の方針の中に、用途転換を図るべき地区として市川南・大洲地区、鬼高地区、田尻地区が記載をされております。この再開発と関連して１号市街地の用途地域の変更を行っていくという考え方について、どのような認識なのかお伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

用途地域の変更は再開発を促す１つのきっかけになると考えておりますが、用途地域は将来都市像の実現を見据えた土地利用の大きな方向性を示すものです。そのため、用途地域の変更は再開発促進の視点のみだけではなく、地域の実情の変化や今後の見通しを照らして総合的に検討する必要があると考えております。

なお、現在改定作業を行っている市川市の都市計画マスタープランの将来都市像を踏まえ、地域ごとでもいいんですけども、今後、必要に応じて用途地域の変更を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　積極的な御答弁ありがとうございました。再開発の視点のみというのは、今回、再開発の件で質問しているので、入り口はそこになっているんですけど、考えていることは私もある程度まちづくり部長と同じなんじゃないかというふうに推察をしているんですが、これは以前からお話しさせてもらっていますけれども、例えばコンビニを経営するとなると、外部から来てやるということは難しいと。その地域が例えば第１種中高層住居専用地域に変更して建て替えが進めば、道路がセットバックされて４ｍ確保されて木造から非木造になる可能性が出てきたり、旧耐震から新耐震へと耐震性も向上する。その区画に、もちろん中高層住居専用地域であればコンビニができる。そうすると、そこがインフラになる。近所の高齢者の方々も、今まで別のところまで買物へ行っていたのが、近くにそういったコンビニができれば便利になるということだというふうに私はずっと考えております。商業系にしても、私は駅前の近隣商業地域は少ないというふうに感じておりますし、商業地域の隣に第１種住居地域が来ていたりとかは、住居地域だったら何でもできますというようなお話も以前お伺いしていますけども、私は住居とつく以上、やっぱり住居という意識が住民の方も非常に強いんじゃないかというふうに感じています。

この変更って、もちろん行政だけでも不可能ですし、住民の方だけでも不可能で、審議会も通さなきゃいけない。やっぱりそういうのがいろいろ複雑に複合しているということはもう十分に理解をしております。都市計画マスタープランの改定と合わせて、今回、再開発の方針というものも変わるわけですから、今後、さきの20年を見据えた非常に大事な改定だというふうに思っていますので、ぜひいい改定をしていただいて町が変わるような方向でお願いしたいというふうに思っております。

以上でこの質問は結構です。

それでは、大項目３つ目、外国人に対する生活保護制度について伺います。

初めに、現在、日本は外国人労働者なくしては成り立たない、そんな社会構造になりつつあるというような認識でおります。私は多くの外国人の方々に、日本を訪れてその魅力を感じてもらいたいですし、日本に住んでもらいたいとも思っております。

(1)考え方及び支給の根拠についてですけども、こちらについては先順位者への答弁の中にありました、昭和29年の厚生労働省社会局長通知を根拠に生活保護法を準用しているということで理解をいたしましたので、これについては結構です。

この局長通知の中に、「生活保護法第１条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行う」との記載があるが、この当分の間というのはどれぐらいの間なのか伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

令和４年の第210回臨時国会における参議院の質問主意書において、昭和29年５月の旧厚生省局長通知に言う当分の間は、具体的に特定の期間を想定しているものではなく、現在においても生活に困窮する外国人が一定程度存在していることから、見直す状況にないとする答弁書が閣議決定されております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　昭和29年から70年経過しておりますけども、閣議決定を基にしているということで理解いたしました。

次に、(2)の対象となる外国人の在留資格及びその根拠、大使館への連絡等を含む生活保護開始決定に係る調査内容についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、特別永住者、日本人の配偶者などであり、平成21年３月31日付、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」に具体的に示されております。

本市において、外国人が生活保護を申請する場合は、まず初めに在留カードまたは特別永住者証明書の提示を受け、対象となるかの確認を行っております。また、外国人から生活保護の申請を受理した後は随時千葉県に報告しており、市から直接大使館などに連絡することはございません。

なお、保護の決定に必要な調査の内容としては、生活保護法を準用することから、日本国民に対するものと同様に、金融機関、生命保険会社に対する調査、課税状況の調査などを実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　厚生労働省の方からの聞き取りをさせていただいた際に、自治体から大使館に必ず連絡をする手順を踏んでいますというふうにおっしゃっていまして、これを生活支援課で確認したところ、大使館へ連絡していませんというふうに言われて、厚労省の方が言われていた自治体というのは県のことだったんだなということは分かりました。

これは生活支援課の方々ともお話をさせていただいていて、この調査の内容についていろいろお話をさせていただきましたけども、大変な手順を踏んでいるなというような、本当に頭の下がる思いであります。この保護決定までの調査の中身ですけども、金融機関と生命保険会社については、日本人と同様にデータベースと郵送でダブルチェックをしているというふうに伺っております。これは非常に手間がかかっている作業でありまして、返事がなかなか来ないということも聞いておりますので、大変な作業であるなというふうな認識です。

日本国内の状況の調査については、それでよろしいかと思いますけども、海外の資産状況については調べているのか。また、申込み時に海外の資産の有無について聞き取りをされているのか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

資産及び収入に係る必要な関係先調査は、外国人に対しても日本国民と同様の範囲で実施していることから、海外の関係先調査は実施しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　海外の資産の有無について聞き取りはされているんですか、お伺いします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

申請者への聞き取り調査は、国内、国外の資産にかかわらず実施しております。また、聞き取りの結果、資産の保有を確認した場合には、生活のために資産を活用するよう指導することとなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　聞き取りをしていただいていて、それを、あるのであれば、もちろん使っていただくということで、それはそれで結構だと思いますし、調査については、海外については現実的に不可能だと思いますので、今の対応でよろしいかと思いますので、理解をいたしました。ありがとうございます。

続きまして再質問させていただきますが、先ほどの資格の中にあったと思うんですが、永住許可というのは、取得をする際に、１つ目、素行が善良であること、２つ目、独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること、３つ目、その者の永住が日本国の利益に合すると認められることというこの３つの要件があります。このうちの独立の生計を営むに足りる資産または技能を有することという要件がありながら、その方が生活保護を受けるということについて、矛盾はないのかお伺いします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活保護法第２条にこの法律の定める要件を満たす限り、この法律の保護を、無差別平等に受けることができるとの規定がございます。この規定に基づき、外国人が要保護状態となった場合、この法律の定める要件などを満たしているのであれば生活保護法を準用し、保護をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　永住許可については、国のほうで今年度新しく永住許可取消しというような手続というものがありましたけれども、その中にも、この資産要件が入っておりませんということをお伝えした上で、生活保護法の第２条の準用をしているということで理解をいたしました。

この外国人に対する生活保護制度、私、調べた限りですけども、外国で行っている例がフランスでありました。ちょっと詳細は省きますけれども、欧州経済領域というところに加盟している国々の方々とそれ以外の方々で対象となる要件が分かれているということですけども、つまり、その方の国籍等で要件が分かれているということでした。これ、すみません、ほかにも、フランス以外でも実施されている国があるのかもしれません。

日本については、基本、どこの国の方でもいいですよ。ただ、入り口の在留許可で対象となるかどうかというのは、入り口では決まってくるという形になっていると。指定された在留許可だけが対象となっている理由がちょっとよく分からないんですけども、これも国の制度設計ですので、(2)についてもこれで結構です。

続きまして、(3)です。この(3)について先順位者への答弁で、外国人が世帯主である世帯は約220世帯であるということを把握いたしましたが、令和５年度、各月ごとの１年間における外国人の生活保護受給世帯の平均はどれくらいなのか。また、生活扶助や住宅扶助など保護費及び医療扶助費、介護扶助費の年間支出額をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

昨年度の外国人を含む生活保護受給世帯数は、１年間の平均では約240世帯でございます。

次に、支出額につきましては、令和５年度決算ベースで、生活扶助や住宅扶助費などの金銭給付による保護費として約３億8,000万円、医療扶助費として約２億6,000万円、介護扶助費として約1,300万円となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　保護費が約３億8,000万円、医療扶助費、これは薬代も含めてですけども、２億6,000万

円、介護扶助費で1,300万円、合計で約６億5,300万円。このうち、約４分の３が国の補助ということで、約４億8,000万円が国から補助で来ていると。残り４分の１の１億6,000万円が市の負担ということですけれども、先ほどの約240世帯ですけども、６億5,300万円を240世帯で割ると、１世帯当たりが約272万円という金額になります。

これ、厚生労働省に確認をしたんですが、日本全体で、世帯主が外国人で受給をされている外国人の世帯数が約４万6,000世帯というふうに聞いています。これに先ほどの市川市の272万円を掛けると約1,250億円になるわけです。これ、国会議員の方で外国人生活保護費の総額を推計されている方がいらっしゃるんですけども、その方がおっしゃっていたのが約1,200億円なので、あながち間違った数字じゃないんじゃないかなというふうに感じております。何でこの国会議員の方の推計かというと、厚労省の方ともお話をさせていただいた際に、世帯数何件ですかと言うと４万6,000世帯と言うんですけども、じゃ、保護費総額で幾らですかと言うと、それは算出していませんというふうに言われました。

何で算出しないのか、ちょっと私にも理解ができないんですが、先ほど御答弁でもありましたけれども、この在留許可というものが対象者は決まっておりますけれども、在留許可を絞って、例えば認定難民のみとするような扱いができるのか。また、支出をしないという措置が市独自で可能なのかお伺いします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活保護の支給決定に係る事務は地方自治法第２条第９項第１号に定める法定受託事務であり、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国において、その適正な処理を特に確保する必要があるものとして位置づけられております。外国人に対する生活保護を認定難民のみに支給する、または支給しないことは厚生労働省の通知にのっとった事務処理とは異なる取扱いとなります。このため本市におきましても、国の通知を踏まえるとともに、人道上の見地から外国人に対する生活保護を実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　大久保議員。

○大久保たかし議員　地方自治法上の法定受託事務というところと人道上の措置というところで市の行っていることについては理解をいたしました。今回、かかる予算と対象者を市独自で絞れるのかという確認の意味合いで質問させていただきましたので、これで結構です。

全体を通してやっぱりすごく感じたのは、国の制度でありますので、法を準用するとかということではなく、国のほうで本当はしっかりと議論していただいて決定をしたものを市のほうに受託事務として下ろしてやってもらうというのが本来的な筋かなというふうに非常に感じました。この件に関しては、必要に応じてまた質問させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　これをもって一般質問を終結いたします。

○稲葉健二議長　日程第２発議第17号最低賃金を引き上げるために中小企業への支援強化を求める意見書の提出について及び日程第３発議第18号郵便等による不在者投票の対象者を要介護３以上に拡充することを求める意見書の提出についてを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより発議第17号最低賃金を引き上げるために中小企業への支援強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第18号郵便等による不在者投票の対象者を要介護３以上に拡充することを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○稲葉健二議長　日程第４委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○稲葉健二議長　日程第５委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○稲葉健二議長　以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和６年12月市川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時38分閉議・閉会

令和６年 12 月３日

市議会議長
　稲　葉　健　二　様

総務委員長　　国　松　ひろき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第27号	市川市税条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第30号	市川市使用料条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第31号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第37号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	可　　決	原案妥当
請願第６－７号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める請願	不 採 択 （委員長裁決）	願意不適当

令和６年 12 月３日

市議会議長

稲　葉　健　二　様

健康福祉委員長　　西　村　　敦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第28号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第31号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第32号	令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	可　　決	原案妥当
議案第33号	令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	可　　決	原案妥当
議案第36号	指定管理者の指定の期間の変更について	可　　決	原案妥当

令和６年 12 月３日

市議会議長

稲　葉　健　二　様

環境文教委員長　　石　原　たかゆき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第29号	市川市都市公園条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第31号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第35号	国府台公園野球場整備工事請負変更契約について	可　　決	原案妥当

令和６年 12 月３日

市議会議長
　稲　葉　健　二　様

建設経済委員長　　小山田　なおと

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第31号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第34号	令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）	可　　決	原案妥当

閉会中継続審査申し出書

（令和６年12月定例会）

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○議会改革特別委員会

議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

○資格審査特別委員会

竹内清海議員の資格決定の件

閉会中継続調査申し出書

○総　務　委　員　会

1　人事管理について
2　男女共同参画について
3　総合計画について
4　行政改革について
5　行政組織について
6　広報広聴について
7　財政運営について
8　契約及び工事検査について
9　情報政策について
10　ボランティア支援事業について
11　消防行政及び危機管理対策について
12　他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

1　保健・医療・福祉行政について
2　高齢者支援について
3　介護保険事業について
4　児童福祉対策について
5　母子（父子）福祉対策について
6　心身障がい者（児）福祉対策について
7　生活保護について
8　霊園、斎場について
9　国民健康保険事業について

○環境文教委員会

1　文化振興について
2　国際交流について
3　スポーツ振興について
4　環境保全、公害対策について
5　ごみ対策について
6　し尿処理対策について
7　学校施設及び管理について
8　教育振興対策について
9　生涯学習について
10　保健体育について

○建設経済委員会

1　商工業行政について
2　労働対策について
3　農水産行政について
4　観光行政について
5　都市計画事業について
6　建築物に係る紛争の調整等について
7　建築行政について
8　土地区画整理事業について
9　都市再開発事業について
10　住宅行政について
11　交通安全対策について
12　一般土木事業について
13　河川対策について
14　下水道事業について
15　みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

1　議会の運営に関する事項
2　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
3　議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長	稲葉　健二
市川市議会副議長	つちや　正順
市川市議会議員	ほとだ　ゆうな
〃	小泉　文人

令和６年９月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
本　文　27 ページ　2 行目	こども誰でも通園制度	子ども誰でも通園制度
〃　260　〃　7　〃	送れるような	くれるような
〃　316　〃　16　〃	コンプライアンス委員会議	コンプライアンス委員会
〃　400　〃　34　〃	普通地方公共団体	普通期地方公共団体